EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03039 2526

早稻田大學出版部

明治四十三年十二月二十五日印刷
明治四十三年十二月二十八日發行

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
右代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　早稻田大學出版部
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
振替東京一一二三番　電話番町二三七四・二四二三番

日清印刷株式會社印刷

王。楚國の雲夢澤で田をした、

齊公孫竈卒、

【註】竈、子雅、

家老が一人死去したとなり、

司馬竈見晏子、

【註】司馬竈、齊大夫、

司。齊の大夫が晏子に向つて云には、

曰、又喪子雅矣、晏子曰、惜也子旗、不免、殆哉、

【註】以其不臣、

又。又子雅が一人缺けましたとなり、○晏。されば惜いことをしました、これは宗族の家の絶るを前に患へた故の歎息なり、○子。高ぶり男なれば、難に免れまい、殆いことかなと云た、

姜族弱矣、而嬀將始昌、

【註】嬀、陳氏、

姜。公の一門は益弱くなり、○而。陳氏は彌昌んになると見えたるなり、

二惠競爽、猶可、

【註】子雅、子尾、皆齊惠公之孫也、競、彊也、爽、明也、

二。せめて二人の惠氏なりとも子孫がつゝいて、強くあきらかなれば猶よけれども、

又弱一个焉、姜其危哉、

又。それさへ又一方かけた、○姜。公の家門は危いことに成たと云たとなり、

春秋左氏傳國字辨中　終

寢處我矣、
【註】言不可信、
歸。二人の卿に告られた、○子。公孫蠆は召復さうと云た、○子。子雅が合點せぬ、○曰。また合點がいかぬ、彼は心が短ければよけれども、髪ばかり短くても心が甚だ長い、犲狼の心で肌は許されぬ、○其。うかとすれば肉を食れ皮を布物にせらるゝとなり、

九月、子雅放盧蒲嫳于北燕、
【註】恐其復作亂、
九。はるか遠國へ放ちやりたなり、

燕簡公多嬖寵、欲去諸大夫而立其寵人、冬、燕大夫比以殺公之外嬖、
【註】比、相親比、
氣に入りが大分出來た故、○欲。舊い大夫を去て、出頭の者共を用ひんと致された、○冬。大夫どもが之を知て、比は一同に云合て出頭共をみな殺した、

公懼奔齊、書曰、北燕伯款出奔齊、罪之也、
【註】款罪輕於衞衎、重於蔡朱、故擧中示例、
公。國にも居られず去られた、○書。名を書たは己の罪で大夫共に罪はない、其故名を出し經に貶した、

十月、鄭伯如楚、子產相、楚子享之、賦吉日、
【註】吉日、詩小雅、宣王田獵之詩、楚王欲與鄭伯共田、故賦之、
前に晋へ屆がすんで朝せられた、○子。相となりて行た、○楚。もてなして田りすると云ことの詩をうたはれた、これは鄭伯にも同道せうと云ことなり、

既享、子產乃具田備、王以田江南之夢、
【註】楚之雲夢、跨江南北、
既。享禮がすむと、子產が田の用意をとゝのへた、○

穆○　それは以の外わるいことなり、曹の滕の大邾小邾のと云は、實に昔よりこの方の舊好をわすれず、丁寧に來朝する國々なり、○敬○　隨分敬してむかへても、動もしたら二心が有らうかと氣づかはるゝ、○又○　それに又一つのむつまじい邾を卑めたらば、

逆羣好也、其如舊而加敬焉、志曰、能敬無災、又曰、敬逆來者、天所福也、季孫從之、

逆○　大分の好の國々が順はぬやうにならう、○其○　やはりむかしのとほりにして、猶々敬を加へたがよいとなり、○志○　敬さへあれば災はない、○又○　天よりも福を下さるゝとなり、○季○　理に服した、

八月、大雩、旱也、

早りてあつたなり、

齊侯田於莒、

【註】莒、齊東竟、

あるとき莒の地で田獵をいたされた、

盧蒲嫳見、泣、且請曰、余髮如此種種、余奚能爲、

【註】嫳、慶封之黨、襄二十八年、放之於竟、種種、短也、自言衰老不能復爲害、

盧○　これは先年慶封に一味して、國を追放せられたる男なり、はや老年になつたれども歸參のさたがないゆゑ、田の所へ出でゝ見えて、泣ながら願ふて云には、私か髮ははげて此ほどまでみじかくなりまして、もはや今日今日の命なれば、○余○　もう何にも害はいたすまいほどに御免下されよと云て泣た、

公曰、諾、吾告二子、

【註】二子、子雅、子尾、

公○　齊侯の云はるゝには、成ほどこゝろえた、兩人の家老どもにその通りを云てとらせうとなり、齊侯も自分には得計らはぬである、

歸而告之、子尾欲復之、子雅不可、曰、彼其髮短而心甚長、其或

御身は楚國に居玉ふても、晉に居玉うも同じことであると答へた、○張　之は此春鄭の大叔が來た時に、此張趯と色々古實の物語をしたゆゑ、張趯が鄭より使者が來るときゝて、又大叔が來るで有らうと思ひて待て居るところへ、存じの外子皮が來たゆゑ、大叔へ言傳をしてやるである、○自　當春子が歸り玉ひてより以來、又御出も有らうかと存じて、

小人糞除先人之敝廬、曰、子其將來、今子皮實來、小人失望、大叔曰、吉賤、不獲來、

【註】賤、非上卿、

小人　拙者が先人よりの敝廬を掃除して明暮待ち明して、○曰　足下の來り玉ふであらうと樂みて居た處へ、○今　案に違ふて子皮殿の御出であつた、○小　私はさて〳〵力を落したと云ておこした、○大　鄭より大叔が答に、○吉　思召は過分なれども、私義は官が賤い故、今度の使者には參ることがならぬ、

畏大國、尊夫人也、且孟曰、而將無事、吉庶幾焉、

【註】孟、張趯也、庶幾如趯言、

畏　これと申すも、貴國は大國ゆゑおそれて夫人を尊むに付て、卿を使はるゝとなり、○且　それに足下此春の御挨拶にも、汝もこの以後は、○將　さして事もなく隙に成うと仰られた、○吉　其言の通りにとねがひて、かた〴〵參上を遂げなんだとなり、

小邾穆公來朝、季武子欲卑之、

【註】不欲以諸侯禮待之、

魯國へ朝したなり、○李　彼は附庸の國なれば、諸侯會釋にせずともよからう、畢竟家來同様なれば卑くあひしらはうと云た、

穆叔曰、不可、曹滕二邾、實不忘我好、敬以逆之、猶懼其貳、又卑一睦焉、

【註】一睦、謂小邾、

【註】云交相見、

敝。しかりと云へども敝邑が楚へ參たらば、さだめて執事より主人に固より外心があるゆゑに楚へ從たと仰られうかと是がきづかひな、○其。それかとて參らば、宋の盟ひに晉楚兩國へ朝せんと盟ひたれば、これも辭せられず、

進退罪也、寡君使虎布之、

【註】布陳也、

進。これでは進でも退ても罪を得て迷惑なとなり、○寡。此に依て主人虎に命じて、この義を申のべさせます、如何いたしてよからうやとなり、

宣子使叔向對曰、君若辱有寡君、在楚何害、脩宋盟也、君苟思盟、寡君乃知免於戾矣、君若不有寡君、雖朝夕辱於敝邑、寡君猜焉、

【註】猜疑也、

宣。晉より答を云せて、いやもう君には辱く主人を有して棄てさへ成されて下されねば、○楚。楚國へ行玉ひても、何にも害とは存じませぬ、○脩。其は宋の盟ひを棄玉はぬことなれば、御尤なことなり、

君實有心、何辱命焉、

【註】言若有事晉心、至楚可不須告、

君。盟ひをわすれさへなされずば、主人も君に戾は得まいと存ずるなり、これは確執に及ぶまいと云ことを品よく云たものなり、

君其往也、苟有寡君、在楚猶在晉也、張趯使謂大叔曰、自子之歸也、

【註】歸在此年春、

君。主人を有ともなされず、見棄てさせ玉はゞ朝夕敝邑に付て居玉ひてからが、主人が疑を生ずるで有らうと也、○君。其處さへ御心があらうならば、○何御届けなさるゝには及ばぬ程に、思召次第に楚へ至らせ玉へとなり、○君。少しも早く往せ玉へ、○苟。

平公の夫人を逆へに行た、

公孫蠆爲少姜之有寵也、以其子更公女而嫁公子、

【註】更嫁公女、

公　齊の蠆が前に少姜を一向に晉侯の寵愛致されたと云ことを聞て、○以　其子とは自分の女を齊侯の女分にして、晉へ遣して、○更　齊侯の女はそつとすり替て他へ嫁したなり、己が欲心にて晉侯をだました、

人謂宣子、子尾欺晉、晉胡受之、宣子曰、我欲得齊而遠其寵、寵將來乎、

【註】寵、謂子尾、

人　或人が此事を知て宣子へ云には、あの女は蠆が子で、蠆がいつはりて齊侯の女なりと云て、晉侯を欺くのである、○晉　うかとして受こむ處では有るまいと云た、○宣　此了簡は博くよいなり、いや此方は齊の國を得て、遠ざからぬ樣に一味にしておきたさの縁結びなれば、○遠　公孫蠆は齊の寵臣にて、彼が心まゝに國を取はからへば、その寵にさへ遠ざからねばよいとなり、○寵　遠ざかりては柄をとるものが來らぬなり、彼さへむつまじくなつて居れば、女は何でもかまひはないと云た、

秋、七月、鄭罕虎如晉、賀夫人、且告曰、楚人日徵敝邑、以不朝立王之故、

【註】楚靈王新立、

又鄭より御祝義の使者を晉へさし出した、○且　そのついでに晉への斷りを云には、楚人が日々に敝邑を呼付んとて云には、此方の王が新に立れて代替りであるに、何故に祝義には來ぬぞと云越すなり、

敝邑之往、則畏執事、其謂寡君而固有外心、其不往、則宋之盟云、

を用ひんや、○其。わざはひを求むるの本になるとなり、○君。禍の起るを知らざるは身を保ち難い、

知而弗從、禍莫大焉、有言州、必死、豐氏故主韓氏、

【註】故、猶舊也、豐氏至晉、舊以韓氏爲主人、

それを知て從はぬは大禍であるとなり、○有。此上にも州のことを云ものあらば誅するで有らうとなり、○豐。晉へ來た時よりたよりにして居た、

伯石之獲州也、韓宣子爲之請之、爲其復取之之故、

【註】後若還晉、因自欲取之、爲七年、豐氏歸州張本、

伯。其故に、彼が爲に韓宣子が請て領せしめて置て、其後復す時節が來ると自分にとるつもりなり、

五月、叔弓如滕、葬滕成公、子服椒爲介、及郊、遇懿伯之忌、敬子不入、

【註】忌、怨也、懿伯、椒之叔父、敬子、叔弓也、叔弓禮椒、爲之辟仇、

魯より滕へ如て成公の葬會を爲た、○子。副使となつて行きたり、○及。滕の郊外まで來たれば、副使の椒が叔父の懿伯の仇敵たるものに行遇て、若し害に及ではいかゞと云て入らなんだ、椒への遠慮にて仇をさけるのである、

惠伯曰、公事、有公利、無私忌、椒請先入、乃先受館、敬子從之、

【註】惠伯、子服椒也、傳言叔弓之有禮、

惠。これは公用であれば公の勝手をおもふべきことにて、この節私の仇をさけることはない、○椒。先づ私が案内せんと云て、先へ入て旅館を受取たゆゑ、叔弓も從ふて入たとなり、一說に懿伯が忌日とも見る、其時は足下の一家の忌日には入られまいと云となり、

晉韓起如齊逆女、

【註】爲平公逆、

二宣子曰、自郤稱以別、三傳矣、

【註】郤稱、晉大夫、始受州自是州與溫別、至今傳三家、

二○　兩人が云には、其れは昔のことにて、中古郤稱と云大夫が領してより後は、追々領主が替つて州は溫と別れて、三家へ知行に成て傳はつた、

晉之別縣、不唯州、誰獲治之、

【註】言縣邑既別甚多、無有得追而治取之、

晉○　晉で知行所を割替へることは、州ばかりではなく所々にある、○誰○　其を今、昔吾が領邑で有た故これを全く治めようとは云はれまい、其では空知の出來る度に、昔の領主をたんだへて返さねばならぬなり、然ば御自分の一人立て取らるゝ筈はないと云た、

文子病之、乃舍之、二子曰、吾不可以正議而自與也、皆舍之、及文子爲政、趙獲曰、可以取州矣、

【註】獲、趙文子之子、

文○　理につまりて止た、○二○　兩人も、吾々義をたゞす上は自分にも取らぬと云て止た、之で三人の爭は止た、○及○　其後趙文子が國政を爲て、心儘に成るに及で、○趙○　文子が嫡子なり、父へ云には、先年爭のあつた州を、今威權のある内に取玉へと云たなり、

文子曰、退、

【註】使獲退也、

文○　存のほか文子が怒つて云には、そこを立去れ、

二子之言、義也、

【註】二子、二宣子也、

二○　兩人の云分はみな義である、

違義、禍也、余不能治余縣、又焉用州、其以徼禍也、君子曰、弗知實難、

【註】患不知禍所起、

義に違ふと云は禍である、○余○　自分のもちつたへたる縣さへ得治めぬものが、このうへに何として州

であつた、○授。御朱印を賜はりた、

曰、子豊有勞於晉國、

【註】子豊、段之父、

曰。そのことにその方が父の子豊が、晉國を敬ひつとめて功勞があつたと云ことを、

余聞而弗忘、賜女州田、

【註】州縣、今屬河内郡、

余傳へきゝてわすれぬとなり、これに依て今女に州の田を賜ふて、

以胙乃舊勳、伯石再拜稽首、受策以出、君子曰、禮、其人之急也乎、伯石之汰也、

【註】汰、驕也、

以て舊き勳功に報ゆるとなり、胙は報なり、○伯。存じもよらぬ知行をうけて退出した、○君。評に、禮と云ものは兎角人の急務で有る、○伯。全體おごり者なれども、

一為禮於晉、猶荷其祿、況以禮終始乎、詩曰、人而無禮、胡不遄死、其是之謂乎、初州縣、欒豹之邑也、

【註】豹、欒盈族、

唯一度晉にて禮を爲たれば、早其祿を荷て歸たに、まして禮を以て始め終を愼む者は思ひ知らるゝである、○詩。禮なくては生て居ても詮はない、○初。今晉で伯石が拜領した州縣は、元來晉の欒豹と云者の食邑で有た、

及欒氏亡、范宣子、趙文子、韓宣子、皆欲之、文子曰、溫、吾縣也、

【註】州、本屬溫、溫、趙氏邑、

それを欒氏が亡びて後、○范。三人が各是の邑を望んだ、○文。あの溫は吾が縣なれば州も其内で有ると云た、

乃○ さてその屋敷を盡く毀ちて、元と里室と云をつぶして造たもの故、舊の通りに里室にした、

則使宅人反之、

【註】還其故室、

則○ 舊と住た屋敷の主を皆々呼かへして住せた、

且諺曰、非宅是卜、唯鄰是卜、

【註】卜良鄰、

且○ そのうへに云には、人は宅を卜するものではない、唯良い隣家を欲して卜すると云諺もあれば、

二三子先卜鄰矣、

【註】二三子、謂鄰人、

二○ 各方に先達て鄰家を卜せられたものなれば、

違卜不祥、君子不犯非禮、

【註】去儉即奢、爲非禮、

卜筮に違ふと云は不吉と云ものである、○君○ そのうへ君子と云ものは、儉約を棄てゝをごりに即けば非禮なれば犯さぬものとなり、

小人不犯不祥、古之制也、吾敢違諸乎、卒復其舊宅、公弗許、因陳桓子以請、乃許之、

【註】傳言齊晉之衰、賢臣懷憂、且言陳氏之興、

小○ 小人は不吉を犯すと云ことをせぬが古よりの制法なれば、○吾○ 何れにも制に違てはならぬとなり、○卒○ 自分の舊宅は上へ上りになつたをやはり復し玉はれとねがふた、○公○ わざ〳〵造てわたされたことゆゑにゆるされなんだを、○因○ 上卿まで色々とねがうて、やう〳〵貰ひかへしたとなり、

夏、四月、鄭伯如晉、公孫段相、甚敬而卑、禮無違者、晉侯嘉焉、授之以策、

【註】策、賜命之書、

晉へ朝せられた、そのとき公孫段が佐となつて往き、○甚○ 隨分敬ふて諸事丁寧に行ふて、一つとして禮にたがはなんだとなり、○晉○ 晉侯のはなはだ機嫌

有○町では足切履を賣るものがあるゆゑに、○對○晏子がすかさず、常の草履より足切草履が高直にござりますと云た、○既○そのときに景公へ此踊のことを告たゆゑに、叔向にもこのことを云出して語つたとなり、稱○は上るの意でそのことを云出してとなり、【注】傳○讓○は讓抱と云てかゝへかばふことなり、左氏の傳にこのことをあらはされずしては、晏子が國のことを諱隱すこともなく、他國で云やうにて疎忽に聞ゆるゆゑなり、張趯は前に大叔がそしつたやうに疎忽ものである、晏子は君にも云たこと故人にも咄したものである、それゆゑかばふてそこつ者ではないと云ことなり、

景公爲是省於刑、君子曰、仁人之言、其利溥哉、晏子一言而齊侯省刑、詩曰、君子如祉、亂庶遄已、

【註】詩、小雅、如、行也、祉、福也、遄、疾也、言君子行福、則庶幾亂疾止也、

諷諫の詞ゆゑこゝろが付て、刑罰をかるくせられたなり、○君○評に、仁人の言と云はその利益のあることが博きものかな、晏子が唯一言で齊侯の刑を省かるゝに至たは、信に仁人と云べし、○詩○何れでも上にたつ君子たる人が下をめぐみて福を下したらば、亂は忽に已んと云てある、

其是之謂乎、及晏子如晉、公更其宅、反則成矣、既拜、

【註】拜謝新宅、

其○この言は此晏子がこと抔を云たもので有らうとなり、○及○景公の屋敷をやらうと云はれても承知せぬゆゑ、晋へつかひに行たる逗留の内に、いまゝでの晏子が宅をかへて、外の所にて好き小屋敷のものを二三家明させて、晏子の屋敷が出來した、○反○晏子が歸たれば甚だ美麗に造作が成就した、○既○晏子が歸て、先づ新宅の御禮を申上げて、

乃毀之而爲里室、皆如其舊、

【註】本壞里室、以大晏子之宅、故復之、

請○ いますこしたかみのさわやかに打開けたところへ易地をいたせと命ぜられたなり、者○は所と訓ず、

辭曰、君之先臣容焉、

【註】先臣、晏子之先人、

辭○ 晏子が辭退するである、○君○ 親のことを先臣○と云は、君に對して云ふ辭である、君の先臣が好いとて住居致した屋敷でござる、

臣不足以嗣之、於臣侈矣、

【註】侈、奢也、

臣○ もとより私は先人の德に及ばねば、○於○ 私がためには過分にて侈つた家と存ずれば、あらためることは御免なされよ、

且小人近市、朝夕得所求、小人之利也、敢煩里旅、

【註】旅、衆也、不敢勞衆爲己宅、

且○ そのうへ私風情の小臣者は、町へ近ければ朝夕の用をたすにはなはだ自由を得て、これが小人の勝手でござる、○敢○ 何として人足を煩して屋敷ぶしんをいたさうぞとなり、

公笑曰、子近市、識貴賤乎、對曰、既利之、敢不識乎、公曰、何貴何賤、於是景公繁於刑、

【註】繁、多也、

公○ 景公のにつこと笑て、その方は町へ近いところに居るからは、さだめて商物の直段の高下を知て居るで有らうとなり、○對○ そればかりを利德といたして居ますれば、存ぜいで何とせうとなり、○公○ それならば町々で賣る物の內では何々が高く、何々が安いと云を云てみよと云はれた、○於○ この時分に景公の刑罰があまり事しげくて、足を切らるゝものが多かりた、

有鬻踊者、故對曰、踊貴屨賤、既已告於君、故與叔向語而稱之、

【註】傳護晏子、令不與張趯同譏、

公從レ之、肸之宗十一族、
【註】同祖爲レ宗、
叔。　もはや晋の家門の家がのこらず盡きたとなり、○肸。　公室の卑くなる前表には、いつとなく宗族の枝葉までが落つきて、そのうちに、○公。　幹木の公が從つて枯るゝとうけたまはつた、しかるに、○肸。　拙者が一家が十一家に分れて在つたところに、

唯羊舌氏在而已、肸又無レ子、
【註】無二賢子一、
唯。　それが段々絶え果てゝ、いまは唯羊舌氏一家がのこつて居るとなり、○肸。　そのうへ拙者とても才のある子をもたぬことなれば、吾が家も吾限にて盡ると見ゆる、

公室無レ度、
【註】無二法度一、
公。　公室に法もなく、

幸而得レ死、
【註】言得二以レ壽終一爲レ幸、
幸。　無難に病死でもしたらば、よい仕合と存ずれども安心がならぬ、

豈其獲レ祀、
【註】言必不レ得レ祀、
豈。　これでは何として吾を祀りてくれるものがあらうや、祀を得ることはならぬと存じてをるとなり、

初景公欲レ更二晏子之宅一、曰、子之宅近レ市、湫隘囂塵、不レ可二以居一、
【註】湫下、隘小、囂聲、塵土、
初。　或時景公の晏子に屋敷をかへてやらうとあつて、云はるゝには、○子。　その方が居宅は町屋へ近くて、ことにひくみの細小路で、やかましくほこり立て宜からぬところなれば、あのやうなところには居られまい、

請レ更二諸爽塏者一、
【註】爽、明、塏、燥、

晉の譜代でことに何れも家柄のたゞしき末なれども、一向の卑官となつて埋もれて居るとなり、下僕のごとくになつた、何方にても如此になるものであるなり、

政在家門、

【註】大夫專政、

政。國の仕置は君の下知はなく、大夫どものこゝろ次第にさばくである、

民無所依、君日不悛、以樂慆憂、

【註】慆、藏、悛、改也、

民。何れを恃みにする當てもない、○君。このやうにあれども、君は過と云ふことを知玉はず、改むると云こゝろも付ず、たゞ一圖に樂而已をことゝして、國家の廢亡に及ぶ憂ひは追取おきにしてあるとなり、

公室之卑、其何日之有、

【註】言今至、

公。この通りでは公の室の卑く成ると云は、今のことにて間はないと見ゆる、

讒鼎之銘、

【註】讒鼎名也、

讒。家の重寶たる器物の銘にしるしてござる、

曰、昧旦丕顯、後世猶怠、

【註】昧旦、早起也、丕、大也、言夙興以務大顯、後世猶解怠、

昧。朝とく起きて、平生つとめて大に顯明なるやうにしても、やはり後世には怠慢に至るで有らうと有るに、

況日不悛、其能久乎、晏子曰、子將若何、

【註】問何以免此難、

况。まして日に怠つてあらたむることもなくては、久かるべきやうがないとなり、○晏。左やうになり行ては、足下は何となさるゝぞとなり、

叔向曰、晉之公族盡矣、肸聞之、公室將卑、其宗族枝葉先落、則

なればかならず陳氏が國に成らうと存ずるとなり、

叔向曰、然、雖吾公室、今亦季世也、戎馬不駕、卿無軍行、

【註】言晉衰弱、不能征討救諸侯、

○叔　なるほど左やうでござらう、御尤に存ずる、○雖　貴國而已でなく、私の國とても公室はおとろへて一向季の世になつたとなり、○戎　その證據には當代軍勢などを出すと云ことはたえてなく、卿たるものも軍行をいたすこともなくて、隨分隙なことになつたとなり、諸侯の國に亂があつても曾てかまはぬゆゑなり、

公乘無人、卒列無長、

【註】百人爲卒、言人皆非其人、非其長、

○公　中軍たる公乘に任すべき人品のものもなく、○卒　歩卒を指揮すべき長たる人もない、衰世の徵は如此なるものである、

庶民罷敝、而宮室滋侈、

【註】滋、益也、

○庶　下萬民は一統に罷れ敝れて、上へしぼり取られて苦み、上の宮室は益々侈て費用が多い、

道殣相望、

【註】餓死爲殣、

○道　こゝには餓死人彼には行きだをれがありて、○相　望とて澤山にある、

而女富溢尤、

【註】女、嬖寵之家、

○而　兎角福有に富み高祿に進むものは、美しい女を御殿へ出したる家などばかりなり、これも衰世の徵なり、

民聞公命、如逃寇讎、欒郤胥原狐續慶伯降在皁隷、

【註】八姓、晉舊臣之族也、皁隷、賤官、

○民　上より觸のあるたびには、民の困むこと而已故、寇を逃るゝ如くに民が畏るゝとなり、○欒　八家は

これでは民の手前が足らぬなり、

公聚朽蠹、而三老凍餒、

【註】三老、謂上壽、中壽、下壽、皆八十已上不見養遇、

公。御藏には米が夥しくたくへて、朽たり蟲つきたりすれども、民の三老どもは養はるゝことはない、これでは民が上をうらみねばならぬ、

國之諸市、屨賤踊貴、

【註】踊、刖足者屨、言刖多、

國。城下の町に賣買するに、履は下直にて踊が高直なとなり、履は草履なり踊は足切られたるものゝはく履なり、足切らるゝ罪人が多いゆゑなり、

民人痛疾、而或燠休之、

【註】燠休、痛念之聲、謂陳氏也、

民。右の如くなる辛き政に逢ふて、民は痛疾と痛みかなしむを見て、○或。陳氏がさても不便なことかなとていたはるゆゑ、

其愛之如父母、而歸之如流水、欲無獲民、將焉辟之、箕伯直柄虞遂伯戲、

【註】四人、皆舜後、陳氏之先、

愛。民が陳氏を愛すること父母をおもふ如く、歸順すること流水のごとくに落込で來る、○欲。これでは民を得ることはいやとおもふても焉ぞ辟んや、向から慕ふて來て辟させぬなり、

其相胡公大姬、已在齊矣、

【註】胡公、四人之後、周始封陳人祖、大姬、其妃也、言陳氏雖爲人臣、然將有國、其先祖鬼神、已與胡公共在齊、

箕。陳氏の元祖の神々も、陳の元祖胡公やその夫人大姬やを相けて、已に齊に廟があるとなり、上の四人は舜の後にて胡公が始て陳に封ぜられたゆゑ、陳氏の祖と云たもの也、されば陳氏は人臣なれば家廟の外に廟はないはずなれども、自然と元祖よりの廟をまうけたは神の命ずるところである、かやうなこと

【註】四豆爲區、區斗六升、四區爲釜、釜六斗四升、登、成也、

齊○齊には舊代より量が四つ有るとなり、量○は升を云、それは豆區釜鍾の四つで、四升入るを豆と云、○各○豆より四の數をまして釜まで至るとなり、四層倍にすることとなり、豆を四つ合て四々一斗六升を區とし、區を四倍して六斗四升を釜とするなり、

釜十則鍾、

【註】六斛四斗、

釜○釜を十合せたを鍾と云となり、

陳氏三量、皆登一焉、鍾乃大矣、

【註】登、加也、加一、謂加舊量之一也、以五升爲豆、五豆爲區、五區爲釜、則區二斗、釜八斗、鍾八斛、

陳○さて陳氏が家には三量とて三つの升がある、大くて公の舊量の とほりに一割づゝましたものである、鍾は至て大なとなり、公量で四升を豆とするを、陳氏は五升を豆としたである、

以家量貸、而以公量收之、

【註】貸厚而收薄、

以○陳氏より民に米粟などを借すには、家量の大なを以て貸して、公量の小きを以て返納さする、これでは民が歸服するはずなり、口錢を出して金貸するやうなものなり、

山木如市、弗加於山、魚鹽蜃蛤、弗加於海、

【註】賈如在山海、不加貴、

山○自分の領內の山の木を伐出して市町で賣るにも、山出しの價に增さず、○魚○魚でも鹽でも蜃の類でも海より出たまゝで、利を增さぬとなり、

民參其力、二入於公、而衣食其一、

【註】言公重賦斂、

民○民の農力の收納を三わりにして、二分を齊侯の藏入れとして、殘の一つを民の衣食といたさるゝで、

君、舉羣臣實受其貺、其自唐叔以下、實寵嘉之、

【註】唐叔、晉之祖、

君。したるところに君より辱く命ぜられて、繼室を下されうとあるは、○惠。何よりの御惠みと存ぜらるゝ、○撫。君若し敝邑を見棄玉はず、晉國を撫有と思召して内主人を賜はらば、○豈。主人ばかりでなく羣臣ども舉つて、實にその貺を受るでござらう、○其。この方の祖神唐叔より以下、實にこれを寵し悦ばるゝで有らうとなり、

既成昏、

【註】許昏成、

既。互に縁談が成就したである、

晏子受禮、

【註】受賓享之禮、

晏。もてなしを受た、

叔向從之宴、相與語、叔向曰、齊其何如、

【註】問興衰、

叔。相伴人と成た、○相。互に打とけて談話をしたとなり、○叔。御國の有樣は如何有るぞと問たなり、

晏子曰、此季世也、吾弗知、齊其爲陳氏矣、

【註】不知其他、唯知齊將爲陳氏、

晏。いやもう齊も季の世に成たと存ずる、○吾。どうかゝうか外のことは存ぜぬが、○齊。齊の國は陳氏の國と成らうと存ずるとなり、

公棄其民、而歸於陳氏、

【註】棄民、不恤、

公。その子細は君は民を棄てゝ恤まれぬゆゑ、みな家老の陳氏へおもひ付て歸するなり、

齊舊四量、豆區釜鐘、四升爲豆、各自其四、以登於釜、

照臨敝邑、鎭撫其社稷、則猶有
先君之適、
【註】適、夫人之女、
○照　敝邑に照臨し玉ひ、その社稷を鎭め撫育せんと思召さば、○猶　猶はまだと云ことばなり、まだ先君の適夫人が產たる女めも、

及遺姑姊妹、
【註】遺、餘也、
○及　又は遺れ形見の姨でも姉でも妹でも、

若而人、
【註】言如常人、不敢譽、
○若　十人並の女子が何人も有るとなり、

君若不棄敝邑、而辱使董振擇
之、以備嬪嬙、寡人之望也、
【註】董、正也、振、整也、嬪嬙、婦官、
○君　敝邑を棄玉はずば何とぞ辱く董振は正整と訓て吟味することなり、吟味しえらばしめ玉ひて、○以　女官と成されて召仕ひ玉はらば、寡人が本望であるとなり、

韓宣子使叔向對曰、寡君之願
也、寡君不能獨任其社稷之事、
未有伉儷、在縗絰之中、是以未
敢請、
【註】制、夫人之服、則葬訖君臣乃釋服、
○韓　家老が叔向を返答者として對て云はするには、○寡　仰下さるゝ趣は元來主人がねがふところである、○寡　主人こと唯獨して社稷內外のことを治ることはえいたさず、○未　されども不幸にして匹偶の夫人もないとなり、○在　ことにはまだ喪服の中なれば、遠慮いたされてまだ申入るゝこともいたさなんだ、

君有辱命、惠莫大焉、若惠顧敝
邑、撫有晉國、賜之內主、豈唯寡

【註】同盟於襄之世、亦應從同盟之禮、故發之、
これはことわりに及ばねども、襄公の代に同盟したる人ゆゑ、年は經ても名を書すと云のことわりである、

齊侯使晏嬰請繼室於晉、

【註】復以女繼少姜、
游吉が云た如く、果して齊より繼室のことを晏平仲を以て望た、

曰、寡君使嬰曰、寡人願事君、朝夕不倦、將奉質幣、以無失時、則國家多難、是以不獲、

【註】不得自來、
○曰　口上に、主人私を以て申させます、寡人何とぞ君に事へたいと存じて、朝晩倦みあくこともなく、○將　時々進物を奉て、隨分時を失はぬやうに參上いたさうとは存ずれども、○こゝろに存じたばかりで、○國　國本に色々な難事が發て自分に得參上せぬ、

不腆先君之適、

【註】謂少姜、

以備內官、焜燿寡人之望、則又無祿、早世隕命、寡人失望、君若不忘先君之好、惠顧齊國、辱收寡人、徼福於太公丁公、

【註】徼、要也、二公齊先君、言收恤寡人、則先君與之福也、
○不　しかるところよろしくもない先君亡父が總領娘を、御內證の御召仕に備へおきましたれば、私の仕ふるも同前と喜びて、○焜　私が大望をかゞやかしたるところに、○又　不幸にして早世して一命を隕した、○寡　私の大望を失ふてはいなく存ずる、○君　此上にも君若し私亡父が好みをわすれ玉はずして、齊の國を惠み玉ひ、○辱　寡人を辱く收めあはれみ玉ひて、○徼　この方の祖神太公丁公に福を祈りもとめ玉はんため、

今茲吾又將來賀、不唯此行也、張趯曰、善哉、吾得聞此數也、然自今子其無事矣、譬如火焉、

【註】火心星、

今。左あれば又今年中に又其祝義に參るで有らう、○不。今度參つた計ではすむまいとなり、○張。さても善哉、吾おもひ掛もなく古禮の數を承はつたと也、○然。しかしながら左のみ煩を憚からるゝな、この以後は足下も事なく隙に成るで有らうと也、それは如何と云に、○譬。天の火星のやうなものである、

火中、寒暑乃退、

【註】心以季夏昏中而暑退、季冬旦中而寒退、

火。火星が中に至るまでは、暑も寒も日々強くなれども、中に至れば次第におとろへて來る、

此其極也、能無退乎、晉將失諸侯、諸侯求煩不獲、

【註】言將不能復煩諸侯、

此。これは何ゆゑなれば、その至極へ行盡したゆゑなり、○能。いやとも退かねば叶ぬとなり、○晉。いまこの晉も超過の至極へ至たからは、もはや追付け諸侯を失ふに至るで有ふとなり、○諸。しかれば諸侯を煩して、折々召度くおもふても得あつめぬやうに成らうほどに、ふかくこゝろを痛めらるゝなと、他國のことを云やうに謗つてある、

二大夫退、子大叔告人曰、張趯有知、其猶在君子之後乎、

【註】譏其無隱諱、

子。あとにて游吉が云には、あの張趯と云男は理をも明らめ知も有る男なれども、しかしながら君子とは云はれまいとなり、君子の後とに付く人となり、これは自國の君のことをおさへかゝへもなく謗ると云は、あまり疎忽な云分ゆゑ、わらはれたであるつゝしむべきことなり、

丁未、滕子原卒、同盟、故書名、

十年、蓋時俗過レ制、故文襄雖レ節レ之、猶過二於古一、

君。凶禮も晉君の薨御には大夫が弔ひの使者に來り、卿が葬禮に會する、これ先王の禮を守られた故であつたなり、○夫人　夫人の喪は又一等降て士たるものが弔使に來て、葬りに會するは大夫がつとめることであつた、これ等は文公襄公の先王の法を守て、事をほどよくいたされたれども、まだ先王の法よりは超過したるなり、それに今の禮は論に及ばぬことである、

足下以昭レ禮、命レ事謀上レ闕而已、

【註】朝聘以昭レ禮、盟會以謀レ闕、

足。右の通に文襄の成されたと云は、朝聘の禮を昭にするまでにて、盟會も缺たるを謀るためまでのことにしたものなり、

無レ加レ命矣、

【註】命有レ常、

無。しかれば國々の命もさだまりて居て、少しも加へ益すと云ことはなかつた、

今嬖寵之喪、不三敢擇二位、而數二於守適一、

【註】不下敢以二其位卑一、而令中禮數如上二守適夫人一、然則時適夫人之喪、弔送之禮、已過二文襄之制一、

今。それにいまは御寵愛の女中の喪に、妾は卑しいと云位の僉議もなく、○數は禮數と云て穩便の日數や忌服の數が守適夫人の禮である、それゆゑ拙者が來たとなり、まことの本夫人の禮がおもひやられた、

唯懼レ獲レ戾、豈敢憚レ煩、少姜有レ寵而死、齊必繼レ室、

【註】繼レ室、復薦レ女、

唯。兎角このやうに來ると云も、罪を得て御咎めにあはうかとおそるゝゆゑとなり、○豈　何しに煩多なことを難義とおもはんや、御意にだにたがはねばよいと云こと、○少　そのうへ是限で事がすめばよいが、齊の少姜は大分御意に入つたとあることなれば、又齊より跡繼の婦人が來らるゝで有らう、

【傳】三年、春、王正月、鄭游吉如晉、送少姜之葬、梁丙與張趯見之、

【註】二子、晉大夫、

少姜の葬禮を送るとて來た、

梁丙曰、甚矣哉、子之爲此來也、

【註】卿共妾葬、過禮甚、

梁。兩人は晉の大夫なり、游吉に逢ふて梁丙が云には、本夫人の葬でもないに、來り送らるゝは甚しいではないかと也、鄭の晉を甚だ恐れたる體ゆゑ詰りたる言なり、卿は歷々であるに妾の葬に來るとははなはだしいとなり、

子大叔曰、將得已乎、

【註】言不得止、

子。游吉がこたへに、禮には超えたることなれども、これも止むことを得ず來たとなり、將とはこれも又と云辭なり、

昔文襄之霸也、

【註】晉文公襄公、

昔。如何さま晉も超過した、古へ文公や襄公の霸となり玉ひたるときには、

其務不煩諸侯、令諸侯三歲而聘、五歲而朝、有事而會、不協而盟、

【註】明王之制、歲聘、間朝、在十三年、今簡之、

其專務とし玉ふぞは、先づ諸侯を煩さぬやうにと省略があつて、諸侯方より三年目に一度づつ使者を遣し、五年目に一度君が朝參することであつた、○有諸侯の會も何事ぞ事が有れば會せられ、徒にはせられなんだ、○不盟ひも何方ぞに和せぬ諸侯が有るに至らねば盟はれなんだに、それが今代は法が立ぬとなり、

君薨、大夫弔、卿共葬事、夫人、士弔、大夫送葬、

【註】先王之制、諸侯之喪、士弔、大夫送葬在三

且少姜有辭、
【註】謂請無宇之辭、
且。それに少姜も請玉ふた辭もあれば、早くかへし玉へと云た、

冬、十月、陳無宇歸、
【註】晉侯赦之、
冬。晉侯のゆるして歸された、

十一月、鄭印段如晉弔、
【註】弔少姜、
鄭よりも弔ひの使者を出したとなり、

【經】三年、春、王正月、丁未、滕子原卒、
【註】襄二十五年、盟重丘、
告文なり、

夏、叔弓如滕、
魯より喪を弔ふた、

五月、葬滕成公、
【註】卿共小國之葬、禮過厚、葬襄公滕子來會、故魯厚報之、
魯より葬會した、これは常々滕君の親切にいたされたゆゑ、魯侯よりも丁寧をつくされて他國に異なるなり、

秋、小邾子來朝、
魯へ來られた也、

八月、大雩、
旱したと見ゆる、

冬、大雨雹、
【註】無傳、記災、
あられで損した、

北燕伯款出奔齊、
【註】不書大夫逐之而言奔罪之也、書名從告、
告文なり、北燕とは北國ゆゑ云たものなり、

書之、故經在冬、

寵愛であつたが卒せれた、〇公　魯侯が晉では少姜の忌服を屹と嫡夫人並に行はるゝと聞て、本夫人同やうに弔ひに出でて、河水まで來られた、〇晉　大夫を遣て河まで出して、本夫人の喪ではござらぬほどに、君辱く勞し來り玉ふなと云たゆゑ、公もかへられた、〇伉儷　は匹敵とも配偶とも云て、嫡夫人のとを云、晉侯は少姜を寵幸のあまりに本夫人の忌服を行れた、それをきゝて魯侯の弔に出られたれども、畢竟晉の私ごとなれば、諸侯まで煩しては氣の毒におもふて止られたなり、〇季　香典をさゝげて死者の服を持て往たとなり、【注】致　經に冬としるしたことわりである、秋の末に行て冬の初にかへられた故なり、

叔向言陳無宇於晉侯曰、彼何罪、

【註】彼、無宇、

今に陳無宇を中都に押こめておかるゝゆゑ、叔向が晉公にいさめを云には、彼ものには何のつみがござるぞ、

君使公族逆之、齊使上大夫送之、猶曰不共、君求以貪、國則不共、

【註】逆卑、於送、是晉國不共、

君　君は公族大夫を逆につかはされ、向よりは上大夫をさし越たれば申分はない、〇猶　それに不共なりと仰らるゝは、君の御無理と云ものなり、〇國　不共のことを吟味すれば、この國が不共である、逆るものが送るつかひより卑しいなり、

而執其使、君刑已頗、何以爲盟主、

【註】頗、不平、

而　それにとがもない使者を執へて置玉ふと云は、〇君　刑の成されかたが正直でなく、偏頗にかたよりた仕置となり、〇何　諸侯を正す盟主の詮はないとなり、

は、全く其死を終らぬものにて、すなはち此が天命である、○作　しかるに　その方ごとき凶事をなすを凶人とするとなり、○不　其方は　天を助けて虐をするなと云ふは、いかなる云ひごとぞや、左あれは凶人を悪み玉ふ天の　御手傳ひは申さずに、却つて凶人の方人してくれよとのことか、思ひもよらぬことなり、早々死せよと云ひ　つかはした、○請　これは死ぎはのあはれな云分である、印は子晳が子なり、左あれば私は切腹を　いたさう、せがれを町方の　役人に成りとも仰付られて下されとなり、

子產曰、印也若才、君將任之、不才、將朝夕從女、女罪之不恤、而又何請焉、不速死、司寇將至、七月、壬寅、縊、尸諸周氏之衢、

【註】衢、道也、

子○　其方がせがれが才あつて御用に立べきものならば、君より何なりとも仰付らるゝで有らう、○不　若その方がごとき不才ならば、一日も立ぬ内に　その方に從て、死出の供をさするで有らう、○女　その方は大罪を氣の毒とも　おもはずして、何の家督の　ねがひどころであるものぞ　となり、○不　一時もはやく　死だらば仕合、遲々に及ばゝ、司寇の官が　召捕に向ふぞと云た、○七　つひに縊れて死んだとなり、○尸　死骸を周氏の屋數前の大道にさらした、

加木焉、

【註】書其罪於木、以加尸上、

加○　罪を板に書て、火あぶりの棄札の　如く側に立ておいたとなり、

晉少姜卒、公如晉、及河、晉侯使士文伯來辭曰、非伉儷也、

【註】晉侯溺於所幸、爲少姜行夫人之服、故諸侯弔、不敢以私煩諸侯、故止之、

請君無辱、公還、季孫宿遂致服焉、

【註】致少姜之襚服、公以末秋行、始冬還、還乃

伯有、而罪一也、昆弟爭室、而罪二也、

【註】謂爭徐吾犯之妹、

爾。　全體その方は亂を作すこゝろのみあつて、厭きたることがない、○國。　國中もその方には難義して得たへぬとなり、○專。　專とは我儘にと云辭なり、我まゝに我より上に立つ伯有を伐つ、是れ其方が罪の一つである、○昆。　近くは去年從弟同士妻室をあらそつた罪二づなり、

薰隧之盟、女矯君位、而罪三也、

【註】謂使大史書七子、

薰。　其のち子南を追放したる戒に、薰隧に於て諸大夫盟し時その方は相手のことなれば、盟に加へぬところを押して加はる而已ならず、君の免許もないに卿の位をいつはつて七子とかゝせた、是れ三つの罪となり、

有死罪三、何以堪之、不速死、大刑將至、再拜稽首、辭曰、死在朝夕、無助天爲虐、子產曰、人誰不死、凶人不終、命也、作凶事、爲凶人、不助天、其助凶人乎、請以印爲褚師、

【註】印子晳之子、褚師、市官、

有。　右の三箇條は何れも重罪にて死刑なれば、その方何を以てこれに堪んや、少しも宥免は成らぬほどに、速に自殺せよ、若死なずに居たならば、大刑が至て上よりの御仕置に逢で有らうと云はせた、○再。　子晳が使者を再拜して答ふるには、拙者は人にあやめられたる手疵が痛みて、もはや死期が朝か晩かと云ほどて有る、○無。　天命の限りあるに、天を助け手傳ふて無體なことをなさるゝなとなり、此の爲虐はむごいことをするを云ことなり、○子。　子產が押返して云には、○人。　人たるものたれか死すまいや、一度は死なねばならぬ、○凶。　惡を作す惡人と云もの

傷疾作而不果、

【註】前年游楚所撃創、

傷○今日よ明日よと云て居る内に、先年子南に突れたる金瘡が痛で事をえはたさなんだ、【注】前○創は瘡と同じくきず也、

駟氏與諸大夫欲殺之、

【註】駟氏、黒之族、

黒が一家も悪虐を見かぎりて、後は一門の難に成うよりはことの作らぬ前にころしたが增なりとて、諸大夫と共にその相談をするなり、

子產在鄙、聞之、懼弗及、乘遽而至、

【註】遽、傳驛、

子○この時分在所に引籠て居たと見ゆる、この事を聞て、○懼○寬々として居てはあとへ成うかとおそれて、早馬に乘て都下にかけ付た、是が子產が賢なところなり、とくより子晳は罪あるをながめて居られたのは、一家が徒黨しては國の亂に及ぶ故なり、しかるところに今は一家まで見限てころす心になつたれば、もはや氣づかひはない、然に一家に殺させては國の政道が立ぬである、此に依て早馬にて出られた也、

使吏數之、

【註】責數其罪、

使○その筋の役人をつかはして、子晳が罪を云立てしめて云には、

曰、伯有之亂、

【註】在襄三十年、

伯○先年伯有とその方亂を作て、一度伯有を追出し、二度めには伯有をころした、その節屹と罪に處すべきものなれども、

以大國之事、而未爾討也、

【註】務共大國命、不暇治女罪、

以○大國の命に共して事しげきに因て、その方がつみを討ずる暇がなかりたとなり、

爾有亂心、無厭、國不女堪、專伐

たらば私の仕合と云ものとなり、祿○は仕合と云ことにて福と云言なり、

敢辱大館、

【註】敢不敢、

敢○結構なる旅館を借用することには及ばぬと云た、

叔向曰、子叔子知禮哉、吾聞之、曰、忠信、禮之器也、卑讓、禮之宗也、

【註】宗猶主也、

叔○叔弓を譽て云には、誠に禮を知たものなり、○吾○忠信は禮の用にて、卑讓は禮の主となり、

辭不忘國、忠信也、

【註】謂稱舊好、

辭○叔弓が辭に、舊好の事を云て國をわすれぬと云は君をおもふ忠信なり、

先國後己、卑讓也、

【註】始稱敝邑之弘、先國也、次稱臣之祿、後己也、

先○先の辭に敝邑の十分と云て、次の辭する辭には臣が祿なりと云、是己を後にして卑讓と云ものである、

詩曰、敬愼威儀、以近有德、夫子近德矣、

【註】詩大雅、

詩○威儀を敬んで以て有德に近づくと有るが、夫子は德に近づく人なりと云た、

秋、鄭公孫黑將作亂、欲去游氏而代其位、

【註】游氏、大叔之族、黑爲游楚所傷、故欲害其族、

かの先に出たる子晳なり、子南を訴へて國を追ひ出し、いよ〳〵惡に募りて亂を作さんとくはだつる、その主意は游氏が己に傷を負せたに付て、彼が一族を去てその位に自分が居んと云のたくみなり、

ため易て、上大夫を附ましたゆゑに、この亂に至りましたとなり、これは却て晉を譏つた辭である、さだめのとほりのものをさし越たらば、とがめもあるまいに、なまじいに上大夫を附たゆゑ、晉が乘て來た公族大夫は輕い大夫である、それに上大夫を附たは入らざることでありた、

叔弓聘于晉、報宣子也、

【註】此春韓宣子來聘、

魯より使者につかはしたは當春韓宣子が來た返禮で有る、

晉侯使郊勞、

【註】聘禮、賓至近郊、君使卿勞之、

晉。晉侯の客あひしらひにして、郊外まで使者を出された、

辭曰、寡君使弓來繼舊好、固曰、女無敢爲賓、徹命於執事、敝邑弘矣、

【註】徹、達也、

辭。叔弓がことわりを云には、主人義私を來らしめたは舊き御好みをたんだへて、御禮の使者としてさし越たとなれば、○固。元來國本でもその方晉へ行て、賓同樣の御あしらひにあづかるなと申付た、○徹。主人が呈しまする口上を執事まで達すれば、敝邑の十分で有と云た、弘はのぞみ一ぱいと云こゝろなり、

敢辱郊使、請辭、

【註】辭郊勞、

敢。しかれば何として郊勞などの義をうけんや、御免あれと云た、

致館、辭曰、寡君命下臣來繼舊好、好合使成、臣之祿也、

【註】得通君命、則於己爲榮祿、

致。晉の城下に至れば、使者のために旅宿を渡さうと云た、○辭。これを辭して云には、主人儀私に命じて舊き好みを首尾よくとゝのへてかへれと申たれば、よしみも相とゝのひ、使の主意も立ち成就いたし

【註】木瓜、亦衞風、義取於欲厚報以爲好、
宣。　ふかくよしみを結ぶと云にとつたる詩を賦したである、

夏、四月、韓須如齊逆女、

【註】須、韓起之子、逆少姜、
晉の韓須が齊へ往て少姜を逆へた、

齊陳無宇送女、致少姜、少姜有寵於晉侯、晉侯謂之少齊、

【註】爲立別號、所以寵異之、
齊。　齊よりは陳無宇と云上大夫に少姜を送らせた、○少。　この少姜を晉侯のことのほか寵愛で、一通の夫人とは唱へず、少齊と別の號を付られた、能く寵せられたと見えたり、

謂陳無宇非卿、

【註】欲使齊以適夫人禮送少姜、
謂。　陳無宇を附て差越たは氣に入らなんだ、卿を附べきはずなりと云て、

執諸中都、

【註】中都、晉邑、在西河界休縣東南、
とらへて中都に押こめたとなり、これは始適夫人は上卿に送らする、繼室は下大夫に送らすると云法なるを、齊は晉をおそれて敬ふて上大夫を送らせた、それを晉にては始適夫人の禮にいたさぬと云て怒つた、

少姜爲之請曰、送從逆班、

【註】班、列也、
少。　夫人がことわりを申された、○曰送。　送り人の義は逆人の班に從ふはずなり、これは晉より公族大夫が來たことゆゑ、齊よりも相當の大夫を送らするはずなるを、

畏大國也、猶有所易、是以亂作、

【註】韓須、公族大夫、陳無宇、上大夫、言齊畏晉、改易禮制、使上大夫送、遂致此執辱之罪、蓋少姜謙以示譏、
畏。　しかるに齊は大國を畏れまして、猶定法をあら

也、不臣、
【註】志氣亢、
宣子に引あはせた、○宣。宣子が子旗が人相を見て、家をたもつ大夫には得成られまい、いかう志が高ぶりて見えらるゝと云た、何の德もなくて高ぶるを以て、人の臣たる相ならぬと云たものであるなり、
見子尾、子尾見彊、
【註】彊子尾之子、
見。子雅が同列の子尾に逢たれば、是も一子の彊を見えしめた、
宣子謂之如子旗、
【註】亦不臣、
これも同く子旗が如くに云た、
大夫多笑之、唯晏子信之、曰、夫子、君子也、
【註】夫子、韓起、
大。一列の大夫どもはみな何のたわ言を云ぞと云て笑たである、何くでも俗物は踈忽なものなり、○唯。齊の晏平仲一人は宣子が言を信じて云ふには、各わらはるゝな、夫子は君子なり、
君子有信、其有以知之矣、
【註】爲十年、齊欒施高彊來奔張本、
君。君子の云ことはかならず信なものなり、○其。無作と云たではあるまい、さだめて見處が有ると見えるとなり、果して後に魯へ立のいた、
自齊聘於衞、衞侯享之、北宮文子賦淇澳、
【註】淇澳、詩衞風、美武公也、言宣子有武公之德、
自。これより衞へ至たれば、衞侯よりも享禮があつて、家老が淇澳を賦した、この詩は昔衞の武公と云君の德あることを美めた詩である故、宣子を武公の德に比した、
宣子賦木瓜、

既享宴于季氏、有嘉樹焉、宣子譽之、

【註】譽其好也、

既。さて魯侯の享禮も終つたのちに、季氏が屋敷にてまた酒宴をもよほした、○有。何か庭によい樹が植てあつた、○宣。これは美い樹ぞと云てほめた、

武子曰、宿敢不封殖此樹、以無忘角弓、

【註】封、厚也、殖、長也、

武。左やうに御辭のかゝりたる此樹なれば、拙者もこれから大切に長茂させ、さて又足下の賦し玉ひたる角弓の詩をあの樹に託して、覺て居ようと存ずると云て、

遂賦甘棠、

【註】甘棠、詩召南、召伯息於甘棠之下、詩人思之而愛其樹、武子欲封殖嘉樹、如甘棠、以宣子比召公、

遂。此詩にはむかし召公奭の甘棠の樹の下で息はれたを、所のものが召公の德を戀ふて、この樹を伐らなんだとある、その詩を詠じた、これは韓宣子を召公奭に比して樹を甘棠の如くにいたさうと云こゝろである、

宣子曰、起不堪也、無以及召公、

宣子遂如齊、納幣、

【註】爲平公聘少姜、

宣。これは近比迷惑なり、拙者は左やうなものではないと云た、○遂。それからすぐに齊へ至て結納を云入れたとなり、齊に少姜と云て女があるを、平公の夫人に申うけたいと云た、

見子雅、子雅召子旗、

【註】子旗、子雅之子、

見。家老の子雅に逢たれば、子雅が息子の子旗を召出して、

使見宣子、宣子曰、非保家之主

云て、○見。周公の作の易と魯の日記とを見て云には、周の古禮は盡く魯に在りと云た、春秋などは周公のさだめおき玉ひたる法を守りて事をしるしたものゆゑに、周の禮がのこつてあると云たなり、

吾乃今知周公之德、與周之所以王也、

【註】易象春秋、文王周公之制、當此時儒道廢、諸國多闕、唯魯備、故宣子適魯而說之、

吾。これを見て始て周公の德と、周の王者となり玉ひたるわけを知たとなり、これは世が衰へて國々の禮が棄れたに付て、何國にも缺てあるに魯にばかりはまだそなはりてあるゆゑ感じたなり、

公享之、季武子賦緜之卒章、

【註】緜、詩大雅、卒章、義取文王有四臣、故能以緜緜致興盛、以晉侯比文王、以韓子比四輔、

公。魯侯の享禮をいたされたれば、季氏が緜の詩を賦した、これは文王に四人の良臣があつて、文王を補佐したゆゑ、君臣德有て緜々と續いて盛なと云ことを賦したる詩故に、晉侯を文王に比して、韓宣子を良臣にたとへたである、

韓子賦角弓、

【註】角弓、詩小雅、取其兄弟昏姻、無胥遠矣、言兄弟之國、宜相親、

韓。晉と魯と同姓の國故、兄弟のよしみの遠ざからぬやうにと云こゝろを賦したなり、

季武子拜曰、敢拜子之彌縫敝邑、寡君有望矣、

【註】彌縫、猶補合也、謂以兄弟之義、

季。韓氏へ挨拶に、この方の國を補て缺けたるをつゞり補はせ玉ふやうにと、主人も願望に存ぜらるゝとなり、

武子賦節之卒章、

【註】節、詩小雅、卒章取式訛爾心、以畜萬邦、以言晉德可以畜萬邦、

武。これは萬邦を畜ふと云言葉のある詩ゆゑに、晉の能く萬邦を畜はるゝと云挨拶である、

鄭○晋の家老が卒したときゝて弔に行くとて、雍と云所まで來られたれば、趙氏の一家より遮りてことわりを云たに付て復られた、大國の家老の威がつよくて諸侯の手をおかるゝことを示した、

【經】二年、春、晋侯使韓起來聘、

魯國へ聘使としてきたらしめたなり、

夏、叔弓如晋、

【註】叔弓、叔老子、

これは魯よりの返禮なり、

秋、鄭殺其大夫公孫黑、

【註】書名惡之、薰隧盟、子產不討、遂以爲卿、故書之、

告文なり、

公如晋、至河乃復、

【註】弔少姜也、晋人辭之、故還、

昭公の出かけられたれども、是又遮て辭したゆゑかへられた、

季孫宿如晋、

【註】致襚服也、公實以秋行、冬還乃書、

魯侯の代りに香典を持て行た、

【傳】二年、春、晋侯使韓宣子來聘、

【註】公即位故、

魯の昭公の位に即れたる祝義と、

且告爲政而來見、禮也、

【註】代趙武爲政、雖盟主而脩好同盟、故曰禮、

且韓宣子が自今國政を指揮いたすと云の披露ながらに來たなり、これは晋は盟主なれども、同盟の國へ手あつくせらるゝをほめて禮なりと云た、

觀書於大史氏、見易象與魯春秋、曰、周禮盡在魯矣、

【註】易象、上下經之象辭、魯春秋、史記之策書、春秋、遵周公之典以序事、故曰周禮盡在魯矣、

觀○魯國には先王の古書があると云ことを韓宣子がきゝ及んで、書物奉行の役所へ來て見せて下されと

楚王汰侈而自說其事、必合諸侯、吾往無日矣、子產曰、不數年未能也、

【註】爲四年會申傳、

楚○今度の楚王は大分侈りもので、自大なことをくはだてることを說ぶ體なれば、さだめて天下の諸侯を會合するで有らう、○吾○しかればこの方などは楚國へ往くに間は有るまいと云た、○子○成程左あらうと思ふなり、併ながら急に諸侯は招かれぬ、數年に及はずが能せまいとなり、

十二月、晉既烝、

【註】烝冬祭也、

晉で冬の祀を興行した、

趙孟適南陽、將會孟子餘、

【註】孟子餘、趙衰、趙武之曾祖、其廟在晉之南陽溫縣、往會祭之、

趙○趙孟が先祖孟子餘の廟は南陽と云ところに有るに付て、是へ往て會して祀るとて往た、

甲辰、朔、烝于溫、

【註】趙氏烝祭、甲辰、十二月朔、晉既烝、趙孟乃烝其家廟、則晉烝當在甲辰之前、傳言十二月、月誤、

甲○十二月の朔日に溫にて冬至の祀りを行た、【注】趙○晉の君が祭り玉ひて後に、家老の趙孟も先祖の神を祀ることなり、○晉○朔日より前に有るはずである、それを上に十二月と有ては、朔の前に十二月はない故、十一月のあやまりで有らうと云こと、

庚戌、卒、

【註】十二月七日、終劉定公秦后子之言、

祭を行ふて七日目に卒したとなり、周の劉定公や秦の后子が長壽は有まいと云はれたるをこゝにて結んだものなり、

鄭伯如晉弔、及雍乃復、

【註】弔趙氏、蓋趙氏辭之而還、傳言大夫彊、諸侯畏而弔之、

人を上に居玉へと云た、

辭曰、鍼懼選、楚公子不獲、是以皆來、亦唯命、

【註】不獲、不得自安、言俱奔、事有優劣、唯主人命所處、謙辭、

辭。秦の公子が辭退して云はるゝには、私は罪を數へらるゝを懼て立去たる者なり、楚の公子も國にて心を得られぬ故に來られた、さるに依て兩人ともに來て御世話になると也、○亦。然ば吾は劣た仕義なれば、下席に居ることは如何やうとも命のまゝにいたさうとなり、卑下した口上なり、

且臣與羇齒、無乃不可乎、

【註】后子先來仕、欲自同於晉臣、爲主人子干後來奔、以爲羇旅之客、

且。それに私は先だちて來たれば、もはや御家臣と云ものにて、楚の公子は旅客なり、客と臣と齒を以て高下をすると云ことは わるからうとなり、【注】后。自分も晉の譜代の臣と同前と思て居るに付て、亭主方になつて、子干はのちに來たゆゑ、客分にあひしらはふと云ことである、

史佚有言曰、非羇何忌、

【註】忌、敬也、欲謙以自別、

右の史官も旅客を敬ふで無くてはうやまふものはないと云たとなり、おとなしき云分である、

楚靈王即位、薳罷爲令尹、薳啓彊爲大宰、

【註】靈王、公子圍也、即位易名熊虔、

つひに令尹圍が楚王となつた、○薳。執政も自分のこゝろに從ふものを選んだである、

鄭游吉如楚、葬郟敖、且聘立君、歸謂子產曰、具行器矣、

【註】行器、會備、

鄭。先楚王の葬會と代替りの慶とをのべた、○歸。楚の樣子を見て歸て子產に云には、旅行の器物を用意せられよ、

子干奔レ晉、從車五乘、叔向使下與二秦公子一同上レ食、

【註】食祿同、

子。晉へ行くとて從車を五輛從へて行た、○叔。先達て來れた秦の后子は千乘の從車を以て來られた、晉の叔向がこれと同じあてがいに、

皆百人之餼、

【註】百人、一卒也、其祿足二百人一、

兩人ともに百人扶持をあたへたである、餼。は扶持方のことなり、

趙文子曰、秦公子富、

【註】謂二秦鍼富強、秩祿不一レ宜下與二子干一同上、

趙。趙文子が云には、秦の公子は甚だ富有にて、子干とは同じ祿には成まいと云た、

叔向曰、底レ祿以レ德、

【註】低、致也、

叔。いや左やうではない、祿を與ると云ものはその人の德にあつて高下をするものなり、

德鈞以レ年、年同以レ尊、公子以レ國、不レ聞レ以レ富、且夫以二千乘一去二其國一、彊禦已甚、詩曰、不レ侮二鰥寡一、不レ畏二彊禦一、

【註】詩、大雅、侮、陵也、

德。德が同やうなれば年長を尊ぶとである、○年。年も同やうなれば、國の尊卑に從て充行ふ也、○公。然れば公子は兩國同じことなれば國の大小を以てするがよい、富を以て祿の高下をすると云ことはきかぬことなり、○且。そのうへ秦の公子は千乘を以て來た故、勢の有るは勿論也、其ことに付て國を去た程なれば即強禦也、○詩。獨者なればとて侮るな、强禦なればとてさしておそるゝには足らぬと云てある、

秦楚匹也、使下后子與二子干一齒上、

【註】以二年齒一爲二高下一而坐、

秦。何れも匹偶の國である、○使。年齒の長じたる

だ楚の領内をはなれぬ内に、俄に楚王の病氣と云て知せたゆゑ取てかへした、〇伍。副使一人鄭への使をつとめたである、〇十。楚へかへりて楚王の寢所へ入て、疾を問ふふりして近よりて冠の纓にてしめ弑したとなり、【注】縊。絞は兩方へ引しむることを云ふ、〇孫。荀子が說であるなり、

遂殺其二子幕及平夏、

【註】皆郟敖子、

それより王の二人の子供までころした、

右尹子干出奔晉、

【註】子干王子比、

右。あやういに因て立のいた、

宮厩尹子皙出奔鄭、

【註】因築城而去、

宮。城普請に出てヽ居た故に直に鄭に留た、

殺大宰伯州犂于郟、葬王于郟、謂之郟敖、

【註】郟敖、楚子麇、

殺。これも郟に城を城いて居たを殺した、〇葬。直に郟へつかはして葬たであるなり、

使赴于鄭、伍擧問應爲後之辭焉、

【註】問赴者、

使。伍擧が鄭に居るに付て、代替のことを告げよと云てやりた、〇伍。誰が家督して何と告げよと云こされたぞとたづねたれば、

對曰、寡大夫圍、伍擧更之曰、共王之子圍爲長、

【註】伍擧更赴辭使從禮、此告終稱嗣、不以篡弑赴諸侯、

對。寡大夫圍が家督いたすに付て、告ると云へとてござつたとなり、〇伍。伍擧がこれをきいて、大夫と云てはくらゐを奪ふになると云て、口上をあらためて子圍が年かさでござるゆゑ、跡めをつぎましたと告た、これで禮に從ふた言になる也、

【註】物、猶類也、

皆。これはみな同類である・となり、

趙孟曰、良醫也、厚其禮而歸之、

【註】贈賄之禮、

趙。信に名醫なりと云て、進物を重くしてかへしたである、

楚公子圍使公子黑肱伯州犂城犨櫟郟、

【註】黑肱王子圍之弟、子晳也、犨縣、屬南陽、郟縣、屬襄城、櫟、今河南陽翟縣、三邑本鄭地、

楚の公子圍が謀叛を企るに付て、國中に黑肱の白州犂のと云口利が居ては妨に成るに付て、○犨櫟郟の三邑は鄭の地なり、此邑々に城をきづけと云て、欺て出したなり、

鄭人懼、子產曰、不害、令尹將行大事、

【註】謂將弑君、

鄭。鄭人はこのくはだては知らず、又此方を攻る手當かと大に氣づかふた也、○子。少もこの方の害には成らぬとなり、○令。あれは令尹圍が謀叛をくはだつるに、

而先除二子也、

【註】二子、謂黑肱伯州犂、

かの二人が妨になるゆえに除るとての方便である、

禍不及鄭、何患焉、冬、楚公子圍將聘于鄭、伍擧爲介、未出竟、聞王有疾而還、伍擧遂聘、十一月、己酉、公子圍至、入問王疾、縊而弑之、

【註】縊、絞也、孫卿曰、以冠纓絞之、長歷推己酉、十二月六日、經傳皆言十一月、月誤也、

禍。この方の禍には成らぬほどに何にも患へらるゝなと云た、○冬。これは君命を承て鄭へ使者に來るとて出かけた、○伍。副使は伍擧であつた、○未。ま

必受其咎、今君至於淫以生疾、將不能圖恤社稷、禍孰大焉、主不能禦、吾是以云也、

【註】云主將死、

必其咎を受るとなり、○今　今國君がこれほどまでに淫亂で疾を生じ玉ひては、○將　もはや國を持ち玉ふことはなるまい、○禍　これほど大なる葘はない、○主　足下にはこれをいさめて禦ぎ止めることもなかつた、○吾　それゆゑに只今の如く死に玉はんと云となり、

趙孟曰、何謂蠱、對曰、淫溺惑亂之所生也、

【註】溺沈沒於嗜欲、

趙　然らば蠱疾と云はるゝ蠱と云は何のことであるとなり、○對　自分の好むことを過して、淫溺とおぼれてまどひ亂れたるより生ずるを蠱と云ものなり、

於文皿蟲爲蠱、

【註】文字也、皿器也、器受蟲害者爲蠱、

於　文字でもかんがへられよ、皿の上に蟲を書たものなり、俗に云うぢのわいたるなり、

穀之飛亦爲蠱、

【註】穀久積則變爲飛蟲、名曰蠱、

穀　又五穀の蟲と變じて飛ぶも蠱と云ふとなり、故にこめむしと訓ず、小麥に別して多く生ずるものなり、皆久しくつもりたるより生ずるなり、

在周易、女惑男、風落山、謂之蠱、

䷑

【註】巽下艮上蠱、巽爲長女、爲風、艮爲少男、爲山、少男而說長女、非匹故惑、山木得風而落、

在　周易の蠱の卦の辭にも、○女　かやうに云てある、巽の卦が下て艮の卦が上になるを蠱と云、下の巽は長女なり風とす、上の艮は少男とし山とす、少男が長女を說ぶなれば匹偶でない逆なり、○風　風に吹おとさるゝである、

皆同物也、

はならぬ、淫なれば惑疾となる、晉侯のはこれなり房事の淫なり、

明淫心疾

【註】明、晝也、思慮煩多、心勞生疾、

明。　晝は事を慮るものなれども、あまり煩しければ心勞して疾を生ずるである、

女陽物而晦時、淫則生內熱惑蠱之疾、

【註】女常隨男、故言陽物、家道常在夜、故言晦時、

女。　女と云は陽に附物で、夜中の淫が過ると內熱して惑蠱の疾となるなり、陰に隕殺せらるゝである、

【注】家道とは男女室家の道を云、房事なり、

今君不節不時、能無及此乎、出告趙孟、趙孟曰、誰當良臣、對曰、主是謂矣、主相晉國、於今八年、晉國無亂、諸侯無闕、可謂良矣、和聞之、國之大臣榮其寵祿任其大節、有菑禍興而無改焉、

【註】改、改行以救菑、

今君もこれをほどよくなさるれば疾とはならねども一向節もなく時もないゆゑ、○能　如此ならいでは叶はぬと云たなり、○出　晉侯の前を出て、趙孟にも此とほりを告たなり、○趙　此ことばの內に良臣將死と云一言を聞て、趙孟も臣の身としては氣にかゝるに因て、その死すると云はるゝ良臣は誰で有らうと問た、○對　これは其元のことを云たものとなり、○主　足下にはこの晉國の宰相と成玉ひて、今まで八年に成て、政務を善く行はるゝに付て、晉國に亂もなく諸侯の歸服することも缺めない、○可　すれば良臣には極た、○和　拙者がうけたまはりつたへたは、國の大臣と云ものはその寵祿の高知を領し、大なる節の政事を引請て居ながら、菑禍のおこることが有ても行ひを改めず國を救ふ心がなくては、

驗也、
徵○　五色が聲に發して五聲となるなり、

淫生六疾、

【註】淫、過也、滋味聲色、所以養人、然過則生害、
淫○　淫は何でも程より過たことを云、されば右の味ひの美いや聲色の美なるは、元と人の體を養ふための物で有れども、過れば害になつて疾をまねくなり、つゝしむべきことである、

六氣、曰陰陽風雨晦明也、分爲四時、序爲五節、

【註】六氣之化、分而序之、則成四時、得五行之節、
六○　天の六氣は上にも云通り陰陽風雨晦明にて、物をやしなひ育つるために分れて四時と爲る、○序　四時に土用を掛て五行の節を生ずるなり、

過則爲菑、陰淫寒疾、

【註】寒過則爲冷、
過○　天の自然の氣なれども、過て淫すればこれもやはり菑をなすである、○陰○　陰が無ては物は生育せねども、過れば寒冷に至て疾を生ずる傷寒也、

陽淫熱疾、

【註】熱過則喘渇、
陽○　暖氣溫暑が無ては長茂せねども、長過すれば熱病を生じ、喘息やかわきの疾を生ずる、

風淫末疾、

【註】末、四支也、風爲緩急、
○緩急とはゆるまり過たり又は引つりたりして、手足が不自由になる、みな風より生ずる菑なり、

雨淫腹疾、

【註】雨濕之氣、爲洩注、
雨○　雨も霖雨するに至れば腹を疾て痢病となり洩瀉する、○注も瀉なり、これ雨濕にやぶられたるなり、

晦淫惑疾、

【註】晦、夜也、爲宴寢、過節則心惑亂、
晦　夜中寢淫のことを云、これもほどを得れば疾に

忘平和、君子、弗聽也、

【註】五降而不息、則雜聲竝奏、所謂鄭衛之聲、

於。此ところで五聲遲速を失て、煩き手が出て淫聲が雜り出れば、人の心耳をすまさず、慆堙とくらくふさがりて、乃ち平和の中を失ふ、これらを君子は聞ぬとなり、五聲が過ると鄭衛の淫聲とす　、

物亦如之、

【註】言百事皆如樂、不可失節、

物。樂而已にてもなく、百物萬事皆節を失ては成らぬなり、

至於煩、乃舍也已、無以生疾、

【註】煩不舍則生疾、

至。何事でも長じて煩に至たらば早々舍たがよい、

○無。それを舍ざる時は疾を生ずるなり、

君子之近琴瑟、以儀節也、非以慆心也、

【註】爲心之節儀、使動不過度、

君。君子の琴瑟を近け弄ぶと云のは節を儀するとてこゝろの節を正すため近づけたもので、○非。心を慆しくらますとてのためではないとなり、

天有六氣、

【註】謂陰陽風雨晦明也、

天。人の上ばかりでもなく、天にも六氣と云が備つて、陽も陰もあり、風雨晦明の時をたがへぬである也、

降生五味、

【註】謂金味辛、木味酸、水味鹹、火味苦、土味甘、皆由陰陽風雨而生、

降。これが降て五味となり、

發爲五色、

【註】辛色白、酸色青、鹹色黑、苦色赤、甘色黄、發見也、

發。あらはれては五色となり、

徵爲五聲、

【註】白聲商、青聲角、黑聲羽、赤聲徵、黄聲宮、徵

和と云醫師を越して、病體を伺せられたと也、○曰
醫が脈を診ふて此疾は療治は屆ぬと云た、○是
この病は女室に近づくより起たと云病なり、○疾
蠱は氣遠のことで、うろたへ惑ふこと蠱のごとし、

非鬼非食、惑以喪志、

【註】惑女色而失志、

非○ 鬼神のたゝりでもなく、食傷でもなく、女色に惑
て以て志を失ひ玉ひた、

良臣將死、天命不祐、

【註】良臣不匡救君過、故將死、而不爲天所祐、

良○ 此病に附ては、國の良臣も一人死ぬる人が有ら
うとなり、○天 それは何ゆゑなれば、是ほどに君の
淫疾を生ずるまで正しもせずしては、天の咎に逢ふ
て天の祐けがなく成る故、死するて有らうとなり、

公曰、女不可近乎、對曰、節之、先王之樂、所以節百事也、故有五節、

【註】五聲之節、

公○ 晉侯の左あらば女と云ものは一切近付けぬもの
かと難ぜられた、○對 一向に近付ぬと云にはあら
ず、ほどよいを以て善とするなり、○先王 これから
天地陰陽の理を說くなり、子産とその旨一致なり、古
先王の音樂と云ものは百事をほどよくするとての制
である、○故 五聲の節と云がある、宮商角徵羽な
り、

遲速本末以相及、中聲以降、五降之後、不容彈矣、

【註】此謂先王之樂得中聲、聲成、五降而息也、降、罷退、

遲○ 聲を早めたりゆるめたり、又は本や末があつて
相及して、○中 そこで聲中和なところが出來るな
り、○五 五段まで降て、五聲のをはりよりは降さ
ぬ、それを不容彈と云たものなり、五聲より降て度な
きを淫聲と云なり、

於是有煩手淫聲、慆堙心耳、乃

【註】據異姓、去同姓、故言省、
四。もし御同姓の女中をば省き玉ひたらば、まだしもよからうか、○無。とかく去り玉ふことが無くば、益病が重るであらふとなり、

叔向曰、善哉、肸未之聞也、此皆然矣、叔向出、行人揮送之、

【註】送叔向、
叔。この物がたりをきゝて感心して、さても善哉、珍しいことをうけたまはつた、○肸。ついに如此ことはきかなんだ、○此。仰の通り一つも相違はないと云た、○叔。子産が旅亭より叔向がかへる時、○行。行人の揮が此を送て出た、

叔向問鄭故焉、且問子皙、對曰、其與幾何、

【註】言將敗不久、
叔。鄭の國の事どもを何角と問て、そのうへで子皙の人となりは如何ぞと問た、○對。これも最早いくばくも保つまいと存ずると云た、

無禮而好陵人、怙富而卑其上、弗能久矣、

【註】爲明年、鄭殺公孫黑傳、
無。子皙と云男は無禮な上に、人を下目に見て人の上へ上ることが好きであるとなり、○怙。己が富を自慢におもひて、その上たる所を卑めて居れば、久くは得居まいとなり、

晉侯聞子産之言、曰、博物君子也、重賄之、

晉。子産が云分を具に聞れて、實に博物の君子なりと云て、屹と賜物があつて歸された、

晉侯求醫於秦、秦伯使醫和視之、曰、疾不可爲也、是謂近女室、疾如蠱、

【註】蠱、惑疾、
秦には名醫が有に因て、賴でやとはれたなり、○秦。

【註】內宮、嬪御、
疾の生じたのかとなり、○僑　又一つ私の承たには、內宮は內證の宦女を云、御手廻りの女中に同姓を召仕はれぬとなり、

其生不殖、

【註】殖、長也、
其　同姓の女ではその出生の子が育たぬと云ことである、

美先盡矣、則相生疾、

【註】同姓之相與、先美矣、美極則盡、盡則生疾、
美　美を至極に極め盡せば疾を生ずるとなり、同姓でもいとはぬと云は美ゆゑであるなり、

君子是以惡之、故志曰、買妾不知其姓、則卜之、違此二者、古之所愼也、

【註】壹四時、取同姓、二者、古人所愼、
君　古よりこれを忌むことであるゆゑに、古志にも、○買　卜てかゝゆるとある、○違　四時と同姓の二つは古よりつゝしむ所である、

男女辨姓、禮之大司也、

【註】辨、別也、
男　姓をわけると云は禮の大きなる主である、

今君內實有四姫焉、

【註】同姓姫四人、
今　しかるに承れば君には今內實の侍女に、姫姓が四人まであるとなり、

其無乃是也乎、若由是二者、弗可爲也已、

【註】爲、治也、
其　それでは此やうな病にならいではかなはぬことである、○若　彌この二つのものより生じたる疾ならば、○弗　療治はとゞくまい、

四姫有省猶可、無則必生疾矣、

神や星辰の神が、何の所以ありて祟りを爲さうや、

僑聞之、君子有四時、朝以聽政、

【註】聽國政、

僑○ 私の承りたには、人君の上には四つの時があつて身をやしなふなり、このときをさへたがはねば疾は起らぬなり、○朝○ その四つはと云に、先づ朝は國政を聞く、

晝以訪問、

【註】問可否、

晝○ 日の中に善き人に逢ふて善惡をたづね、

夕以脩令、

【註】念所施、

夕○ 夕に及で國に施す令を正して吟味し、

夜以安身、於是乎節宣其氣、

【註】宣散也、

夜○ 夜中は身をやすめるである、○於○ 如此にあつてその氣脈を散じてゆつたりと宣るである、

勿使有所壅閉湫底、以露其體、

【註】湫集也、底滯也、露羸也、壹之、則血氣集滯、而體羸露、

勿○ 然るに氣を壅閉とふさぎ、湫底とあつめ滯らせて、○以○ 五體をつからかしては病となるゆゑ、左やうにあらせぬとなり、此四時を何れでも一つ方にばかり用て、朝の政を聞く如くに而已かゝりて居たり、または夜中の安息ばかりを用ひて、寢て居たりしては體がつかるゝである、

茲心不爽、而昏亂百度、

【註】茲此也、爽明也、百度百事之節、

茲○ 右の如く一方へ片よりて心が明ならず、さすれば百事の度はみなまつくらになつて亂るゝ、

今無乃壹之、

【註】同四時也、

今此○ 四つの内を一に成玉ひたゆゑ、

則生疾矣、僑又聞之、内宮不及同姓、

りた、

沈姒蓐黄、實守其祀、

【註】四國、臺駘之後、

沈姒蓐黄の四國は右の臺駘の分れにて、後世に至るまで元祖を祭り來たで有る、

今晉主汾而滅之矣、

【註】滅四國、

○今　然るを晉の當代に至て、汾の主と成玉ひて四國を亡し玉ひたである、

由是觀之、則臺駘、汾神也、抑此二者、不及君身、山川之神、則水旱癘疫之災、於是乎禜之、

【註】有水旱之災、則禜祭山川之神、若臺駘者、周禮四曰禜祭、爲營欑用幣以祈福祥、

○由　此來由を以て考れば、臺駘と云は汾川の主神也、○抑　右の通ではあれども、但し此二つの者は君の身に祟りを成すべき緣はない、○山　先づ山の神や水の神を祭るわけは、大洪水で害を作すか又は旱りがするか、或は其氣にふれて人民が疫癘を病むか、是らの災ひのおこる時には、此神々を祭ることである、

【註】○有　周禮の四番目の祭りに供物を營欑と營み集めて福を禱ると有る、

日月星辰之神、則雪霜風雨之不時、於是乎禜之、

【註】星辰之神若實沈者、

○天　日月の星のと云は、○雪　ときならぬ六月雪が降たの、寒中に梅雨が下るのと云やうな天變のあるときにまつることである、されば川の神や星の神は右に云とほりのことばかりにまつるものなり、

若君身、則亦出入飲食哀樂之事也、山川星辰之神、又何爲焉、

【註】言實沈臺駘不爲君疾、

○若　唯いま君の御病氣は、御身の御不養生よりおこりた、出入のときをおかし、飲食の節を過ち、哀樂の序を失ひ玉ひたより發生したとなり、○山　山川の

將○　此虞に唐をあたへて、これを參星にあづけて、さてその子孫を蕃昌せしめんと告玉ひたである なり、○及○　そのゝち出生し玉ひたれば、果して 始生の 禎祥があつて、手の理に虞の字があらはれた、○遂○　それゆゑすぐに名を虞と號られた、○及○　しかれども唐を與ると云ことはならぬ處に、成王の代に唐をほろぼし玉ひて、つひにこの大叔虞を封じ玉ひた、○故○　參は則晉の分野の星なり、

由是觀之、則實沈、參神也、昔金天氏有裔子曰昧、爲玄冥師、生允格臺駘、

【註】金天氏、帝少皞、裔、遠也、玄冥、水官、昧、爲水官之長、

由○　右の由來をかんがへれば、實沈と云は參の神であるとなり、○昔○　これより臺駘の ことを辨ずるなり、右金天氏少皞の遠孫に昧と云があつて、玄冥師と云水官の長と成られたなり、○生○　この子に允格、臺駘と云が出生いたされたである、

臺駘能業其官、

【註】纂昧之業、

臺○　この臺駘も父の業をつぎて 水官となつて、よく水を修められた、

宣汾洮、

【註】宣、猶通也、汾洮、二水名、

宣○　汾水洮水と云河を通せしめ、

障大澤、

【註】陂障之、

大澤を陂障とさゝへ堤をつき、

以處大原、

【註】大原、晉陽也、臺駘之所居、

以○　大原と云は則ち今この晉の 領分の 地なり、此に居られた、

帝用嘉之、封諸汾川、

【註】帝、顓頊、

帝○　顓頊のその功あるを嘉し玉ひて、是に 汾川を賜

遷○兄を商丘と云て、宋の地へ遷して辰星を祀る役人とし玉ひた、

商人是因、故辰爲商星、

【註】商人、湯先相土封商丘、因閼伯故國、祀辰星、

商○そのゝちこの商を領する人も、やはりこの閼伯の舊國なるによりて、辰星を祀ることゝなつた故、辰を商星とも號した、

遷實沈于大夏、主參、

【註】大夏、今晉陽縣、

遷○弟の實沈は遙にへだてゝ、大夏と云地に居き玉ひた、これは參星を祀らせ玉ふなり、

唐人是因、以服事夏商、

【註】唐人、若劉累之等、累遷魯縣、此在大夏、

唐○その後唐人も引つゞきて實沈の舊業をつたへて參を祀りの夏殷の二代に服し事へた、

其季世曰唐叔虞、

【註】唐人之季世、其君曰叔虞、

其○其唐の末世の君を唐叔虞と云た、これは晉の元祖とは別の人にて同じ名なり、

當武王邑姜方震大叔、

【註】邑姜、武王后、齊大公之女、懷胎爲震、大叔、成王之弟叔虞、

當○さて晉の御先祖のは周の武王の御末子なり、御母后邑姜のこの唐叔を懷妊し玉ひたるときに、

夢帝謂己、余命而子曰虞、

【註】帝、天、取唐君之名、

夢に天皇の邑姜にの玉ふには、吾汝が生む子の名を虞と付けん、

將與之唐、屬諸參、而蕃育其子孫、及生、有文在其手曰虞、遂以命之、及成王滅唐而封大叔焉、

故參爲晉星、

【註】叔虞封唐、是爲晉侯、

【註】詩周頌、言惟得人則國家彊、

人○ これを以て見れば人と云ものはすてられぬものとなり、○詩○ 人を得さへすれば、國が强かるまいことかはなはだつよいと云てあるなり、○善○ 是も善なるを云たものであるとなり、

晉侯有疾、鄭伯使公孫僑如晉聘、且問疾、叔向問焉、曰寡君之疾病、卜人曰、實沈臺駘爲祟、史莫之知、敢問此何神也、子産曰、昔高辛氏有二子、伯曰閼伯、季曰實沈、

【註】高辛、帝嚳、

晉の君が病氣なに付て、鄭伯の子産をやられて、病氣の見廻もいたして來よと命ぜられ、依之晉へ往た、○叔○ 晉の叔向が子産は博識の人ゆゑ問て云には、今度主人が病氣を卜人に占せたれば、實沈と臺駘とのたゝりなりと云、○史○ 記錄官にたつぬれども存せぬなり、○敢○ これに依て御尋申す、此は如何なる神ぞと問たとなり、○子○ これが子産が妙に博學なところである、古昔高辛氏のときに二人の子があつて、兄を閼伯と云弟を實沈と云た、

居于曠林、不相能也、

【註】曠林、地闕、

居○ この兄弟が曠林と云所に居た、○不○ 兄弟中はなはだ不和にあつた、

日尋干戈、以相征討、

【註】尋、用也、

日○ 後には互に劍戟に及びて合戰をした也、

后帝不臧、

【註】后帝、堯也、臧、善也、

后○ 堯の天下を治め玉ふに至て、兄弟如此ことはよからぬことゝて、

遷閼伯于商丘、主辰、

【註】商丘、宋地、主祀辰星、辰、大火也、

【註】傳言苟呉能用善謀、
末○　備も立ずに居る處へせめよせて、翟を敗たとなり、はかりごとを用ひたをほめたるなり、

莒展輿立、而奪羣公子秩、公子召去疾于齊、秋齊公子鉏納去疾、

【註】齊雖納去疾、莒人先召之、故從國逆例書入、去疾奔齊、在襄三十一年、
莒の君が卒せられて、展輿と云が立て君となられた、諸公子の祿秩を大分とり上げられた、○公　右の通りに無道なるゆゑ諸臣が云合せて、又君を立かへんとて、先年當國の連枝に去疾と云があつて、齊へ立のいて居らるゝを、今度呼むかへて君と仕たいと云た、○秋○　世話をやきて莒へ納れた、之は齊から納れたではあれども、最初に群臣がむかへたいと云端を發したゆえに、經には國逆の文にしてのせた、

展輿奔呉、

【註】呉外孫、
展○　うか〳〵として居ては身があやういによりて、親類の呉國へ立去た、

叔弓帥師疆鄆田、因莒亂也、

【註】此春取鄆、今正其疆界、
叔○　この春魯へ取た地なれども、まだ檢地は入れなんだ、今莒の國に內亂か發たを幸に竿を打たとなり、

於是莒務婁瞀胡及公子滅明以大厖與常儀靡奔齊、

【註】三子、展輿黨、大厖、常儀靡、莒二邑、
於○　莒では今度の騷動に、展輿が一黨のものが邑を奪ふて齊へ立のいた、

君子曰、莒展之不立、棄人也夫、

【註】奪羣公子秩、是棄人、
君○　莒の展輿がえ立ぬと云ことは、公子の祿をうばひ人を棄たゆゑよりして、國を失ふて立のいたである、

人可棄乎、詩曰、無競惟人、善矣、

人數は增す、車は止るなれば難所の障りはない、

自我始、乃毀車以爲行、

【註】魏舒先自毀其屬車爲步陳、

自。先づ拙者より致さうと云て、備へをかへた、車。毀つと云て打わることではない、車備を毀て步軍としたと也、

五乘爲三伍、

【註】乘車者、車三人、五乘、十五人、今改去車、更以五人爲伍、分爲三伍、

五。車五輛の人數を五人づゝ三備に立た、

荀吳之嬖人不肯卽卒、斬以徇、

【註】魏舒輒斬之、荀吳不恨、所以能立功、

荀。荀吳が出頭の召仕が、吾は步立はいや也と云て車にて出た、○斬。魏舒が遠慮なく切殺して、軍中へ觸て見せしめにした、然れども荀吳が遺恨にも思はなんだ故功を立たと也、

爲五陳以相離、兩於前、伍於後、

專爲右角、參爲左角、偏爲前拒、

【註】皆臨時處置之名、

爲。備を五つに立てゝ相つらねたと也、それは兩陣を前備にして、偏伍の備を後にしたと也、○專。其仕方は兩と云は專と云ふ備を右角に張りて、參と云備を左角に張た、偏伍を前拒としたと也、是は大分異說有て一定ならぬ、右の說では後備の伍と云が三備有て、以上五陣也、又一說には兩と云を前に張り、伍を後に張りて、右角備を專と云左角備を參と云、前拒を偏と云、以上五陣なり、如圖、

□專　□伍　前說　□專　後の
□偏　□偏　□兩　□伍　說也
□參　□伍　如此　□參

これはときに當て思ひ付のそなへの名である、

以誘之、翟人笑之、

【註】笑其失常、

以。翟人を待まうけたで有る、○翟。定式の備立を失ふたゆゑ、不案內なりとこゝろえて大に笑ふた、

未陳、而薄之、大敗之、

公孫黑強與於盟、使大史書其名、且曰七子、

【註】自欲同於六卿、故曰七子、

公　これは今度子南が相手なれば、盟ひに除いたところを押かけて、無理に加はりたとなり、○使　さて筆役に吾が名も書けと云てかゝせ、○且　そのうへ七子と云た、六人の卿と同並になるつもりなり、

子產弗討、

【註】子晳強、討之、恐亂國、

子　子產も今咎めては亂に及ぶに因て、先づ わがまゝをさせておいた、

晉中行穆子敗無終、及羣狄于大原、

【註】即大鹵也、無終山戎、

山戎大鹵を大原で敗た、

崇卒也、

【註】崇、聚也、

是は士卒を聚て亂を起すに付て也、

將戰、魏舒曰、彼徒我車、所遇又阨、

【註】地險不便車、

將　既に合戰に及ばんとする時に、魏舒が云には、彼戎は皆徒兵にて駈引自由なり、我は車備にて自由ならぬに、○所　戰場も又難所で彌危いとなり、

以什共車、必克、

【註】更增十人、以當一車之用、

以　車一輛附の人歩も、今十人づゝまされよ、左あらば必ず克で有らうとなり、

困諸阨、又克、

【註】車每困於阨道、今去車、故爲必克、

困　難所に及でも必ず克つやうに致さうとなり、

請皆卒、

【註】去車、爲步卒、

請　其仕方は皆車を止て、步卒に致さうと也、是では

して天變のないと云ことは、天の佐けあるゆゑなり、

鮮不五稔、

【註】鮮、少也、少尚當歷五年、多則不啻、

鮮。されば少なくても五年ほどはたもたぬと云ことはない、多きに至てはそれよりもまだつゞく、

趙孟視蔭曰、朝夕不相及、誰能待五、

【註】蔭、日景也、趙孟意衰、以日景自喩、故言朝夕不相及、誰能待五、

趙。趙孟がいかう五年を待遠に思て日足を見て云には、朝から晩までさへおぼつかないに、たれか五年を待つものぞとなり、自分の久くおもふを日足にたとへたなり、これは心のおとろへである、死に近いものは長いことは云はぬものなり、

后子出而告人曰、趙孟將死矣、主民翫歲而愒日、

【註】翫愒、皆貪也、

后。趙孟が言を聞て人に語るには、趙孟は長生はせられまい、人の上に立ち民の主ともなる身で居なから、歲や日を貪て久きを嫌ふては、

其與幾何、

【註】言不能久、

其。久しくは存生せまい、

鄭爲游楚亂故、

【註】游楚、子南、

六月、丁巳、鄭伯及其大夫、盟于公孫段氏、罕虎公孫僑公孫段印段游吉駟帶私盟于閨門之外、實薰隧、

【註】閨門、鄭城門、薰隧、門外道名、實之者、爲明年、子產數子晳罪、稱薰子盟、起本、

これは常例なり、子南を追放したあとで大夫をあつめて盟た、○罕。これは城門の外で盟ふたである、

【註】問何時當歸、
秦の公子は必ず國へかへるで有らう、長くは居ますまいと也、○臣 過ちを過ちと知る人は よい謀があるもの也、○令 よき分別は天道もめぐみに助け玉ふとなり、この人はよく過ちを知る人なれば、天の助もあらうとなり、○后 或日趙孟に逢た時、趙孟が云には、足下も何時ごろ御國本へかへり玉ふやうに成らうとなり、

對曰、鍼懼選於寡君、是以在此、將待嗣君、趙孟曰、秦君何如、對曰、無道、趙孟曰、亡乎、對曰、何爲一世無道、國未艾也、

【註】艾、絶也、
對○ 拙者ことは當秦伯に 咎められうかと、それを懼てこの方へ來て 御世話になる、○將 然らば當主の代にはかへられませぬに因て、代がはりをまつてかへらうと存ずる、○趙 たゞいまの 秦の君は いかやうな君ぞとなり、○對 甚だ無道なる君でござる、○趙○ 左やうに無道では國も亡びませうかとなり、○對○ 否や左やうにたやすく亡びは いたすまい、一代ばかり無道なればとて國はたゆるものではない、

國於天地、有與立焉、

【註】言欲輔助之者多、
國○ 凡て國の天地におけるはかならず與に立つことありて、たすけになるものがある也、

不數世淫、弗能斃也、趙孟曰、天乎、對曰有焉、趙孟曰、其幾何、對曰、鍼聞之、國無道而年穀和熟、天贊之也、

【註】贊、佐助也、
不○ 何代も淫亂放蕩なる君がつゞけば亡るなれども左なくては たをるゝものではない、○趙 左あらば天の助もあるかとなり、○對 隨分あるとなり、○趙 然ば何年ほどつゞかうとなり、○對 拙者がうけたまはり及だには、一國中に道なくても、年穀が和熟

る、如此すること九度に至るを九獻の禮と云、これをそなへたである、○始　初獻の品は自身に持せて來りて、のこりの八つを追々にとりよせたである、因て車が多く入用也、

終事八反、

【註】每十里以八乘車、各以次載幣、相授而還、不徑至、故言八反、千里用車八百乘、其二百乘以自隨、故言千乘、傳言秦鍼之出、極奢富以成禮、欲盡敬於所赴、

十里の受前を載せ、贈てそのことを終ては反る故、八たび反るである、【注】每　十里づゝで車を次ぐなり、相授は向の車に渡してかへること、○不　一つの車が秦まで一たんに行くではない、○故　八百の車が各反ると云ことなり、○千　二百は自分に召連れて居た、千乘と書たは都合を云たものなり、○傳　出た時に何不足なく禮をそなへて、向への敬をいたさうとしたを云たものである、

司馬侯問焉曰、子之車、盡於此而已乎、對曰、此之謂多矣、若能少此、吾何以得見、

【註】言己坐車多、故出奔、

あまりに夥しいことゆゑ、司馬侯がおどろいて、其もとの車もゝうこれ限りでござるかとたづねた、○對　これほどに車も多からず侈りもきはめずは、○吾　今日ころ御當家へ何を以て參て相見んや、國を去るにも及ぶまいとなり、自分に車の多いを罪し後悔して、是故に出奔し御せわになると云口上であるなり、

女叔齊以告公、

【註】叔齊、司馬侯、

女　司馬侯がこの言をきゝて晉侯へ告て云には、

且曰、秦公子必歸、臣聞君子能知其過、必有令圖、令圖、天所贊也、后子見趙孟、趙孟曰、吾子其曷歸、

其母曰、弗去懼選、

【註】選、數也、恐景公數其罪而加戮、

其　御袋様が不便におもひて、父御の生涯にはその通りなれども、兄の代に成たらば、これまでの奢りをとがめて、どのやうなうき目を見やうもはかられぬほどに、早く立去れと云れた、これは景公が無道人ゆゑに此やうに云たものなり、

癸卯、鍼適晉、其車千乘、書曰、秦伯之弟鍼出奔晉、罪秦伯也、

【註】罪失教、

癸　弟も母の言を尤とおもふて、晉へ立去れたである、○其　夥しい車であつた、○書　經に弟と書たは弟のみちにそむいたことはない、秦伯の惡逆をあらはしたとなり、

后子享晉侯、

【註】爲晉侯設享禮、

后　晉へおちつかれたゆゑ、晉侯へふるまひをいたさるゝである、

造舟于河、

【註】造舟爲梁、通秦晉之道、

造　秦より晉までの間に大河がある、是に舟橋をかけたなり、

十里舍車、

【註】一舍八乘、爲八反之備、

十　一舍八乘とて十里のあいだに車を八輛おいて、中つぎをしておくりたなり、

自雍及絳、

【註】雍、絳、相去千里、用車八百乘、

自　秦の城下の雍より絳に及まで千里のあひだに、八百乘つゞかせたとなり、

歸取酬幣、

【註】備九獻之儀、始禮自齎其一、故續送其八、酬酒幣、

歸　國にかへつて、酬幣は晉侯への進物を取よせることなり、【注】備　獻と云は酒を一つすゝめては一品獻上物をする二つすゝめては又一品獻上物をす

るとなり、○五。　子南を呉へ追放するときめた、○將。　彌子南を放ちやるに至て、子産が大叔に相談した、大叔は子南が兄の子でをいのことなれば、後日に異心も有んかと、念のために存念はないかと尋ねた、これは亂世なれば兎角一門の者の憤りを生ぜぬやうにとの謀である、

大叔曰、吉不能亢身、焉能亢宗、

【註】亢、蔽也、

大。　存のほかおとなしく正直に云ふなり、私式は自分の身一つだにも得蔽ひ取まはさぬものなれば、○焉。　一門の世話までは存じもよらぬとなり、

彼國政也、非私難也、子圖鄭國、利則行之、又何疑焉、周公殺管叔而蔡蔡叔、

【註】蔡、放也、

彼。　彼とはこのたびの御裁許をさして云、子産のいたさるゝは國政で一國の仕置なれば、如何やうに致されても私事の難ではない、○子。　貴公にはこの鄭を取圖り玉へば、國の利益と思召す時は放行れさうなもの也、○又。　何しに少しも疑ひたまふことかあらうぞ、○周。　聖人でさへも惡しと思召すものはころしたり放たりなされた、

夫豈不愛、王室故也、吉若獲戻、子將行之、何有於諸游、

【註】爲二年、鄭殺公孫黑傳、

夫。　これも聖人のことなれば愛し玉へども、王室にはかへられぬゆゑに刑し玉ふたなり、○吉。　拙者とても戻を得たらば、貴公又追行り玉ふで有らう、○何。　しかるうへは諸の游氏一家に用捨は致さるゝなとなり、

秦后子有寵於桓、如二君於景、

【註】后子、秦桓公子、景公母弟鍼也、其權寵如兩君、

秦の桓公の子に后子鍼と云があつて、二男なれども桓公の寵愛があつて、嗣子の景公も同格にして有て、君が二人のやうにあつたとなり、

乃。右の評判で子南が咎人となつて召とられた、○而。罪狀をかぞへたてゝ云には、先づ國の大なる條目が五箇條あるところに、その方は右の五箇條ともに犯した、

畏君之威、聽其政、尊其貴、事其長、養其親、五者、所以爲國也、今君在國、女用兵焉、不畏威也、奸國之紀、不聽政也、

【註】奸國之紀、謂傷人、

畏。君の御威光を恐れてつゝしむ一つ、御政道を聽きまもるが一つ、貴人は尊むが一つ、年長の人へは事ふるが一つ、親類は互に養ひたすくるが一つ、以上五つなり、○五。此五つは國を治るの肝要であるなり、○今。それにいま君御在國なるに、鈒戈を用ふると云は、上を憚らず御威光を何とも存せずと云もの也、○奸。人をあやめるは國の法度なるを、人に手を負せたは政道をきかぬと云ものとなり、

子晳上大夫、女嬖大夫、而弗下之、不尊貴也、幼而不忌、不事長也、

【註】忌、畏也、

子。官を云へば子晳は上大夫で、その方は嬖大夫なるに、下りもせずして爭ふは、是貴きを尊まぬなり、○幼。それにその方は子晳より年したにてありながら、畏れぬは長に仕へぬなり、

兵其從兄、不養親也、君曰、余不女忍殺、宥女以遠、勉速行乎、無重而罪、五月、庚辰、鄭放游楚於吳、將行子南、子產咨於大叔、

【註】大叔、游楚之兄子、

兵。現在のいとこに手を負せたるは、親をやしなはぬである、この五箇條をおかしたことなれば、○君。上意には死罪に及べる罪なれども、不便に思召とあつて死罪一等を宥し玉ひて、遠國へ追放仰付らるゝほどに勉て早々出立を致せ、この上遲々して罪を重

美しい男である、○抑　但し又子南殿は信の丈夫である、

夫夫婦婦、所謂順也、適子南氏、子晳怒、既而櫜甲以見子南、欲殺之、而取其妻、子南知之、執戈逐之、及衝、撃之以戈、

【註】衝、交道、

夫。　男は男のやうに、婦人は婦人らしきが順と云ものであると云て子南が方へ行きたとなり、○子　美男どのが大に怒た、○既　戀の敵と云になつて、甲を袋に入て子南が方へ見廻に往て、だまし伐にして、女房をうばつて來るつもりで出かけた、○子　女房をあらそつたものが來るは只ごとではないに付、はや子南がこのたくみを知て、そこへ來るやいなや無二無三に鎗を提て逐出した、○及　子晳もあまり手ひどいことゆゑ、にげ出したるを追かけて、曲り辻で後から子南が戈をつきかけたれば、

子晳傷而歸、告大夫曰、我好見之、不知其有異志也、故傷、大夫皆謀之、子產曰、直鈞、幼賤有罪、罪在楚也、

【註】先聘、子南直也、子南用戈、子晳直也、子產力未能討、故鈞其事、歸罪於楚、

子晳は疵を蒙ぶりてにげかへつた、○告　子晳が御老中へとゞけて云には、私は好みをたんだへて見廻に參た、○不　彼が異心あることは存ぜず、油斷して居ましたところに、理不盡なことを致した故、此やうに疵を蒙た、○大　一列方宜くさばき玉はれと云也、○子　子產も兩人ともに家門の歷々なれば、嚴重に仕置も得せずして云には、直が何れも一樣にひとしきには、幼年なもの卑賤な方を罪に處する、然はよはひと云官位と云ひ、罪は楚にあるとなり、

乃執子南而數之曰、國之大節有五、女皆奸之、

【註】奸、犯也、

公孫楚聘之矣、

【註】楚子南穆公孫、

公。鄭の家中の子南と云ものが、結納を贈て むかへたいと云た、

公孫黑又使強委禽焉、

【註】禽鴈也、納采用鴈、

公。又一人これも同じ家中の黑と云男が、強て結納の鴈を贈て、是非この方へもらひ度と云込た、

犯懼、告子產、子產曰、是國無政、非子之患也、唯所欲與、犯請於二子、請使女擇焉、皆許之、子皙盛飾入、布幣而出、

【註】布陳贄幣、子皙、公子黑、

犯。これでは遺恨に成るに付て、はなはだ氣づかふて、内々でもすまされず、御老中の子產へはなした、○子。子產がなげいて云には、さて〳〵不埒なることゝもかな、先づ兩人ともに當國の政にあづかる族が、左やうなことでは國の政道のないと云もので、足下の患ではない、○唯。此うへは外に仕方もない、何れへなりとも其許の與へてよいと存ぜらるゝ方へおくられよと云た、○犯。兄もどちらへとも云がたく、二人のものへことわりを立てゝ、このうへは妹が目好にえらばせたいと云た、○皆。兩人がなるほどゝ承知した、○子。公子黑は今日こそ晴れと男ぶりをかざりて、衣紋を引つくろひ、入て女子への進物をならべ立てゝ出たとなり、

子南戎服入、左右射、超乘而出、女自房觀之、曰、子皙信美矣、抑子南夫也、

【註】言丈夫、

子。これは各別なる出立で、先づ甲冑を帶して徐吾犯がところへ來て、左右へ一矢づゝ矢を放つて、○超。ひらりと車にとび乘てかへつた、○女。妹は自分の部屋よりこれを見て云には、子皙と云人はほんに

に御堪忍成さるゝを以て、治まることなり、○忍。それゆゑに今度外へ出玉ひて、あやういところをもよく堪忍成されて歸國なされたるに、今内輪になつてその御堪忍がないと云ことは、○焉。これはさうは有さうも無き儀と存ずるとて、ものごとに御堪忍あるやうに、御とりなしをたのみ入ると云た、

皐曰、數月於外、

【註】言叔孫勞役、在外數月、

皐。曾皐が挨拶に、外へ出て數月滯留して居たものさへあるに、

一旦於是、庸何傷、賈而欲贏、而惡囂乎、

【註】言譬如商賈求贏利者、不得惡諠囂之聲、

只いま一朝ばかりのことをさして、いたみ玉ふことではあるまい、○賈。あきなひして利分をえるものはやかましいことを嫌ふてはならぬである、角云下意は季氏が莒の田をとつたゆゑ、よいまうけをするうへは、すこしの辛勞はこらへられよと云あて口上である、

皐謂叔孫曰、可以出矣、叔孫指楹曰、雖惡是、其可去乎、乃出見之、

【註】楹、柱也、以諭魯有季孫、猶屋有柱、

皐。曾夭には件の通りに云ておいて、叔孫が前へ出ては角々申して迷惑がらるゝに、最早出でゝ逢ひ玉へと云た、○叔。叔孫が自分の居間の柱をゆびざして云には、これがいやなと云てからが、拔きて棄てらるゝものでもないと云て、出でゝ逢たとなり、これは季氏は何ほど惡んでも一家老のことなれば、魯國の柱である、すれば如何とも成らぬ男じやと云ことなり、

鄭徐吾犯之妹美、

【註】犯、鄭大夫、

鄭の大夫に徐吾犯と云もの有りしが、その妹の容色が美にあつた、

神。鬼神も怒り、民もそむいては何で能長久ならんや、○趙。當年中に死するであらう、復來年を見ることはえせまい、

神怒不レ歆二其祀一、民叛不レ即二其事一、祀事不レ從、又何以レ年、

【註】爲二此冬趙孟卒一起本、

神。神が怒り玉ひては、その者の祀を受け玉はず、○民。民がそむいてはその事に即てつとめぬなり、○祀。祀と事がすたれては、○又。何として長く年をへて存命せんや、存命はいたすまいと云た、

叔孫歸、

【註】虢會歸、

危い會席を免れて魯へかへつた、

曾天御二季孫一以レ勞レ之、旦及二日中一不レ出、

【註】恨三季孫伐レ莒、使二己幾被一レ戮、

曾。季氏が臣の曾天を御者として、季氏が叔孫の方へ今度の勞をなぐさめに來たで有る、○旦。今度叔孫が會に在るをもかまはず、留守に莒を伐て、既に誅戮に合せやうとした、是は季氏が所爲なりと憤り居ることなれば、訪ひに來て早朝より日中まで、まつて居れども叔孫が出て對面をせぬなり、

曾天謂二曾阜一、

【註】曾阜、叔孫家臣、

曾。この曾天と云男は才覺なるもので、早やこれをさとりて、叔孫が家來の曾阜に向ふて云には、

曰、旦及二日中一、吾知レ罪矣、魯以相忍爲レ國也、忍二其外一、不レ忍二其內一、焉用レ之、

【註】欲レ受二楚戮一、是忍二其外一、日中不レ出、是不レ忍二其內一、

曰。今日主人が御たづね申されたるところに、早朝より日中まで御對面成されぬと云は、吾方への御不足と存ずる、なるほど私主人の罪でござれば御尤に存ずる、○魯。然しながらこの魯國は、大夫方の相互

子盍亦遠績禹功、而大庇民乎、

【註】勸趙孟使纂禹功、

子○ 足下も又遠く禹の功をつぎて、大に民を庇はれよと云た、

對曰、老夫罪戾是懼、焉能恤遠、吾儕偷食、朝不謀夕、何其長也、

【註】言欲苟免目前、不能念長久、

對○ ときに趙孟が粗相な返答をした、否や老夫などは中々功處へは手がとゞかぬ、たゞ罪を得ようかとおそるゝ而已で、何として遠きまで恤むとが及ばうぞ、○吾○ 私どもは無作と飯を食して、朝には晩のことは謀らぬ、當分眼前のことさへすればよい、何ぞ長久なことをこゝろがけやうぞとなり、

劉子歸以語王曰、諺所謂老將知而耄及之者、

【註】八十曰耄、耄亂也、

劉○ かへりて王へ言上するには、世のことわざに、所謂老年に及で次第に知がふかくなるやうになれば、はや老耄をすると云は、

其趙孟之謂乎、爲晉正卿、以主諸侯、而儕於隸人、朝不謀夕、

【註】言其自比於賤人而無恤民之心、

其○ 趙孟などがことを云た言ならん、○爲○ 假令にも晉の正卿とも云はれて、以て諸侯の主となる身が、下僕にひとしく朝のことをすれば晩のことはおもはぬと云た、これは賤者の云言で、民を治むるこゝろはないと見えたり、

棄神人矣、

【註】民爲神主、不恤民、故神人皆去、

棄○ その心にては神をも人をも棄てかまはぬとみゆる、

神怒民叛、何以能久、趙孟不復年矣、

【註】言將死、不復見明年、

穆叔子皮及曹大夫興拜、

【註】三大夫皆兄弟國、興、起也、

穆。三大夫みな立て禮をのべた、

擧兕爵曰、小國賴子、知免於戾矣、

【註】兕爵、所以罰不敬、言小國蒙趙孟德、比以安自知免此罰戮、

擧。私ども小國なれば、この以後吾子の御影にあづかりて、戾に免るゝ上は、是を用るやうなことはもはやあるまいと云て、罰盃をさして示した、

飮酒樂、趙孟出曰、吾不復此矣、

【註】不復見此樂、

飮。互に酒を飮んで樂んだとなり、○趙。これほど面白いことは、このゝちまたとあるまいと云た、

天王使劉定公勞趙孟於潁、館於雒汭、

【註】王、周景王、定公、劉夏、潁水、出陽城縣、雒汭在河南鞏縣南、水曲流爲汭、

周の王より劉定公と云卿をつかはされて、趙孟を潁水邊にて勞させさせ玉ふた、そのとき雒汭と云て流水の邊の旅亭へ入られたである、

劉子曰、美哉禹功、

【註】見河雒、而思禹功、

劉。河水の流れを見て、禹王の水を治め玉ひたをほめて云るゝには、偖々禹の功は美なるかな、

明德遠矣、微禹、吾其魚乎、吾與子弁冕端委、以治民臨諸侯、禹之力也、

【註】弁冕、冠也、端委、禮衣、言今得共服冠冕、有國家者、皆由禹之力、

明德が遠く後世まで及んである、○微。禹王と云が無くて、水が治らずば我らは大方魚となつて、水中に居るで在らうとなり、○吾。今足下とこのやうに弁冠を被り、禮衣を着して、以て民を治て諸侯に接ると云は、みな禹の御かげてある、

ある、是をたとへにとりて、晋君が國にあつて、その內に趙孟がをられて、よく治めらるゝと云意である、

趙孟曰、武不堪也、又賦采蘩、

【註】亦詩召南、義取蘩菜薄物、可以薦公侯、享其信、不求其厚也、

○趙　私など左やうなものではないと云た、○又　叔孫が又賦した、いかやうな野菜も御志の信があれば公侯へもすゝめらるゝと云詩なり、

曰、小國爲蘩、大國省穡而用之、其何實非命、

【註】穆叔言小國微薄、猶蘩菜、大國能省愛、用之而不棄、則何敢不從命、穡、愛也、

○曰　さて穆叔が云には、小國は薄物の蘩も同前である、大國よりこれを省み愛して用ひ玉ふならば、實に命の通りにつとめて順はぬものは有まいとなり、

子皮賦野有死麕之卒章、

【註】野有死麕、詩召南、卒章曰、舒而脫脫兮、無感我帨兮、無使尨也吠、脫脫、安徐、帨、佩巾、義取君子徐以禮來、無使我失節、而使狗驚吠、喩趙孟以義撫諸侯、無以非禮相加陵、

○子　君子の禮をそなへて、ゆるやかに來り玉ひて、我に節を失はせて、むく犬を吠しめ玉ふなとなり、これは小國を非禮にて、おしつけぬやうにして下されよと云ことなり、

趙孟賦常棣、

【註】常棣、詩小雅、取其凡今之人、莫如兄弟、言欲親兄弟之國、

○趙　今の人は兄弟に如くはなしと云詩を賦した、晉魯鄭はみな兄弟の國故なり、

且曰、吾兄弟比以安、尨也可使無吠、

【註】受子皮之詩、

○且　さてそのうへにて云ふには、吾々兄弟の國か相比びて以て互に安んずるならば、尨の吠るやうなことはあるまいと云た、

【註】言レ不レ敢、

子。 その通りにし玉へと云た、〇子。 さうもなりますまいと云た、

穆叔曰、夫人之所レ欲也、又何不レ敢、

【註】夫人、趙孟、

穆。 又叔孫が云には、上客の望むところなれば、何の成らぬことかござらうぞ、やはり一獻にしておき玉へと云た、

及レ享、具ニ五獻之籩豆於幕下一、

【註】朝聘之制、大國之卿五獻、

及。 さて享應の日に及で、五獻の禮のつもりにして幕の下にならべた、これは大國の卿が來聘したる時の禮である、

趙孟辭、

【註】趙孟自以ニ今非一レ聘レ鄭、故辭ニ五獻一、

趙。 辭義した、今度は立よりたのにて、聘したのではないゆゑなり、

私ニ於子産一、

【註】私語、

私。 趙孟が子産へ内々云には、

曰、武請ニ於冢宰一矣、

【註】冢宰、子皮、請、謂レ賦ニ瓠葉一、

先達て冢宰まで御ことわりを申おいたと云たゆゑ、

乃用ニ一獻一、趙孟爲レ客、禮終、乃宴、

【註】卿會ニ公侯一享宴皆折俎、不ニ體薦一、

乃。 然らばと云て、皆引て一獻にした、〇趙。 趙孟は上客にて享禮の儀式のをはりた上で、一座くつろいで酒宴になつた、【注】卿。 切たる肉ばかりにて、〇不。 丸者の臺据ゑは出さぬなり、

穆叔賦ニ鵲巣一、

【註】鵲巣、詩召南、言鵲有レ巣而鳩居レ之、喩ニ晉君有一レ國、趙孟治レ之、

魯の叔孫が上客の趙孟へ挨拶に歌ふた、この詩には鵲の巣があつて、その巣に鳩がすむと云とが賦して

不義而克、必以爲道、
【註】以不義爲道、
不義にして克ながら、その不義を道とこゝろえて、
道以淫虐、弗可久已矣、
【註】爲十三年楚弑靈王傳、
常の行ひにも淫虐をのみしては、ひさしくは有たれぬと云たなり、
夏、四月、趙孟叔孫豹曹大夫入于鄭、
【註】會罷、過鄭、
晉魯曹三國の大夫が會よりかへるとて、鄭の城へ立よりたなり、
鄭伯兼享之、子皮戒趙孟、
【註】戒享期、
鄭　一所にもてなさるゝである、○子。　鄭の正卿子皮が、晉の趙孟へ享するの日限を告たなり、

禮終、趙孟賦瓠葉、
【註】受所戒、禮畢而賦詩、瓠葉詩小雅、義取古人不以微薄廢禮、雖瓠葉兎首、猶與賓客享之、
禮。　期を告る禮がすんだとき、趙孟が瓠葉の詩を賦した、これは古人は至て粗菜を以て禮を行ふたとあれば、瓠の葉や兎の首をそなへても、賓のもてなしは事足ると云ことを歌ふた、これは鄭への挨拶に、膳部にいかう美を盡して玉はるなと云辭である、
子皮遂戒穆叔、且告之、
【註】告以趙孟賦瓠葉、
子。　それから魯の卿へも同やうに告げて、○且。　さて趙孟にいましめたれば、此やうに歌たと語りて、その意をたづねた、
穆叔曰、趙孟欲一獻、
【註】瓠葉詩、義取薄物而以獻酬、知欲一獻、
穆。　叔孫がこたへに、それは趙孟が一獻に成されて下されと云ことであるほどに、
子其從之、子皮曰、敢乎、

【註】言可成、

對。いまの楚王は弱くて威がなく、令尹は勢ひをふるうからは、のぞみのとほり成就するで有らうと也、

雖可不終、趙孟曰、何故、對曰、彊以克弱、而安之、彊不義也、

【註】安於勝君、是彊而不義、

雖。たとひ成就はするで有らうけれども、末はとげまいと云た、○趙。それはどうして末がとげぬぞ、○對。己が勢つよきにまかせて弱い君に克ち、さてそれをよいと思ふて安ずるは、つよきをたのみにして不義をふるまふと云ものなり、

不義而彊、其斃必速、詩曰、赫赫宗周、褒姒滅之、彊不義也、

【註】詩、小雅、褒姒、周幽王后、幽王惑焉、而行不義、遂至滅亡、言雖赫赫盛彊、不義足以滅之、

不。不義にしてます〳〵つよいものはそのたをるゝことが速なるものなり、○詩。赫々と盛彊なる宗周の家も、幽王の后褒姒にまどひ不義を行ひたれば、滅亡に及んだと云てある、これも強にして不義を云たものである、

令尹為王、必求諸侯、晉少懦矣、

【註】懦、弱也、

令。若し令尹圍が王となつて有らうならば、かならず諸侯の己れに朝せんことを求めるで有らう、○晉。晉の君が少懦なれば、

諸侯將往、若獲諸侯、其虐滋甚、

【註】滋、益也、

諸侯はみな令尹へ往くであらう、○若。令尹が諸侯を得たらば、心が猶々侈て來て、その虐がます〳〵はなはだしく成るで有らう、

民弗堪也、將何以終、夫以彊取、

【註】取不以道、

民。暴虐になつては民がえこらへぬ、そこで亡るであらう、すれば何を以て末までをはらうや、○夫。全體とるべき道でもなく、強を以て無理に取り、

【註】亢禦、

莒。其やうなものにて、莒抔の疆のことは楚などから與り知り玉ふことなく取上玉はず、○諸。無事にて諸侯も煩しからずしてよいではないか、○莒。莒と魯と鄆の地を爭ふことは、今に始めぬ久い昔よりのことなり、○苟。兩方の國の害にさへ成らずば防ぐにも及ふまい、

去煩宥善、莫不競勸、子其圖之、固請諸楚、楚人許之、乃免叔孫、

去。煩は誰しも惡む處にて、善を宥るは人の欲する處なれば、人々競ふて善に勸むやうにならう、○子。とくと勘辨あれとなり、○固。是非是非免されよと云たゆゑ、楚人も是を許した、そこで叔孫は免れたなり、

令尹享趙孟、賦大明之首章、

【註】大明、詩大雅、首章、言文王明明照於下、故能赫赫盛於上、令尹意在首章、故特稱首章、以自光大、

楚より晉の趙孟をもてなしたである、大明の詩の首章を歌ふた、己れを文王の下に臨て昭に治め玉ひて、上に在て赫々とかゞやき盛なと云ことにたとへたので修つたことなり、

趙孟賦小宛之二章、

【註】小宛、詩小雅、二章、取其各敬爾儀、天命不又、言天命一去不可復還、以戒令尹、

趙。向が侈るに因て、儀を敬しむべし、思召にちがふては再びとりかへされぬと、令尹をいましめたものなり、

事畢、趙孟謂叔向曰、令尹自以爲王矣、何如、

【註】問將能成否、

事。享禮をはりて趙孟が叔向に云には、あの令尹は自分に王と成り度い心さうなが、何とのぞみの通り成就するで有らうかとなり、

對曰、王弱、令尹彊、其可哉、

はたえぬ、

自無令王、諸侯逐進、

【註】逐、猶競也、

自○ 況や末世に及て、令王もない世になつては、諸侯が互に競ひ進で威をあらそひ、

狎主齊盟、其又可壹乎、

【註】彊弱無常、故更主盟、

狎○ 代る〴〵覇者と成て齊盟を主ることなれば、別して彊もさだまらず、○其○ 一やうには成らぬはずであるとなり、

恤大舍小、足以爲盟主、

【註】大、謂簒弑滅亡之禍、

恤○ 然る上は大な君をも弑して位をうばふたなどゝ云やうなことばかりを恤て、征伐をし、小いことは免しておいても、盟主の功は足るである、

又焉用之、

【註】焉用治小事、

又○ 莒の邑を取たくらゐの小事は吟味するに及ばぬ、

封疆之削、何國蔑有、主齊盟者、誰能辯焉、

【註】辯、治也、

封○ 國はづれ削られたなどゝ云ことは、何れの國にも澤山あることで、めづらしからぬなり、○主○ 齊盟を主る覇者が、是らを一々辨じ正すことはない、

吳濮有釁、楚之執事、豈其顧盟、

【註】吳在東、濮在南、今建寧郡南有濮夷、釁、過也、

吳○ 若吳の濮のと云楚近邊の國に云分が有つたらば、楚の執事がそれを伐たるであらう、盟のせんさくには及ばぬことである、

莒之疆事、楚勿與知、諸侯無煩、不亦可乎、莒魯爭鄆、爲日久矣、苟無大害於其社稷、可無亢也、

は、
引其封疆、
【註】引、正也、正封界、
引○國々の封境を正し玉ひて、
而樹之官、
【註】樹、立也、立官以守國、
而○疆を正す役人を立て置玉ひて、
擧之表旗、
【註】旌旗以表貴賤、
擧○旗を建て貴賤を屹と表しさだめ、
而著之制令、
【註】爲諸侯作制度法令、使不得相侵犯、
而○國の制度法令をあらはして、國法を立て相おかすことをいましめ玉ひた、
過則有刑、猶不可壹、於是乎虞有三苗、
【註】三苗、饕餮放三危者、
過○もし侵すものあれば、刑罰をくはへて治め玉ふと云へども、○猶○これでもみな一やうには治まらずして、○於○このときに當て、虞には三苗と云逆徒があつて亡し玉ひ、
夏有觀扈、
【註】觀國、今頓丘衞縣、扈在始平鄠縣、書序曰、啓與有扈戰于甘之野、
夏○禹王の時分には、觀國の扈國のと云があつて伐玉ひ、
商有姺邳、
【註】二國、商諸侯、邳、今下邳縣、
商○殷の時にも姺の邳のと云諸侯がそむき、
周有徐奄、
【註】二國、皆嬴姓、書序曰、成王伐淮夷、遂踐奄、徐、即淮夷、
周○周の成王の時には淮夷の徐のと云を亡し玉ひたとなり、此やうに三王五伯の世と云へども叛くもの

治、難而不守、所由來也、能是二者、又何患焉、不靖其能、其誰從之、

【註】安靖賢能、則衆附從、

其。何も患ふることはない、右のとほりに堅固なればうれひは出來ぬ、○患　うれひの發ると云は苦勞におもひて治めず、難に合ふた時守りを棄てゝ遁れかへるなどより、大なる患と成るものなり、○能。此二つによく堪さへすれば、何にもうれひはないなり、○不。右の能ある者を無事に靖めずは、其誰か從之衆人が思ひ付ぬとなり、

魯叔孫豹、可謂能矣、請免之、以靖能者、子會而赦有罪、

【註】不伐魯、

魯。時に今魯の叔孫が所行は右のとほりを守つて、賢能のものと云べきものである、すれば、○子。どうぞこれをゆるして、能者を無難にし玉へ、○子。いま足下には會を成して、魯の有罪をゆるし、

又賞其賢、

【註】赦叔孫、

又。叔孫が賢能を賞せらるゝとあらば、

諸侯其誰不欣焉、望楚而歸之、視遠如邇、疆場之邑、一彼一此、何常之有、

【註】言今衰世、疆場無定主、

諸。何れの國でも楚の德を欣ばぬものはあるまい、○望。左あれば人々みな楚をのぞみて、市に歸するかごとくにて、○視。遠方も近所のやうにおもふてなつきていたるであらう、○疆　又國ざかひと云ものは、一度は彼方へ付き一度は此方へ付て、何の常あつて一樣にさだまることがあらうぞ、

王伯之令也、

【註】言三王五伯有令德時、

王。右三王五伯の令德を以て、天下を治玉ひしとき

圖レ國忘レ死、貞也、

【註】謂レ不三以レ貨免二、

圖。魯が伐れてはならぬと云て、自分の死をも忘れたは貞烈なり、

謀主二三者一義也、

【註】三者、忠、信、貞、

謀。此忠信貞の三を主としことをはかるは義人なり、

有二是四者一又可レ戮乎、

【註】幷レ義而四、

有。此義を合て四の徳あるものを、何ぞ誅を加んやと云て、

乃請二諸楚一曰、魯雖レ有レ罪、其執事不レ辟レ難、

【註】執事、謂二叔孫一、

乃。楚へわびことを云には、今度莒を伐たは魯の罪なれども、その執事たるものは右の通りにて難を辟けず、

畏レ威而敬レ命矣、

【註】謂レ不二敢辟一レ戮、

畏。大國の威をおそれて、命令を敬て戮に合はうと云、

子若免レ之、以勸二左右一可也、若子之羣吏、處不レ辟レ汚、

【註】汚、勞事、

子。令尹圍をさして、このやうなものを御免なされて、○以　左右の附々の見ならふやうに成されたらば、よろしからん、○若　足下の羣吏にして云へば、何ごとでも苦勞なことを辟けず好くつとめて、

出不レ逃レ難、

【註】不二苟免一、

出。他所へ出て難に臨て大切なときも、無作と逃げ歸らずつとめるに於ては、

其何患之有、患之所レ生、汚而不

牆○その牆にすき間が出來たり壞れたりして、內を見すかさすのは誰が咎ぞ、牆の詮はないゆゑそれでは牆のとがなり、

衞而惡之、吾又甚焉、

【註】罪甚牆、

衞○まもりと成るべき身にて、國の害になることをするは、牆よりは又罪がはなはだしいなり、

雖怨季孫、魯國何罪、

【註】怨季孫之伐莒、

雖○吾がこのところに在るに、莒を伐た季氏はうらむべきことなれども、魯の國には何にもつみはない、

叔出季處、有自來矣、吾又誰怨、

【註】季孫守國、叔孫出使、所從來久、今遇此戮、無所怨也、

叔○魯國で叔孫の家は出て使をつとめ、季氏は國に居て守ると云ことは自來するところで、古よりさだまりで、○吾　今更かやうな罪に合ふと云も覺悟のまへで、誰をかうらみんや怨みはない、

然鮒也賄、弗與不已、召使者、裂裳帛而與之、曰、帶其褊矣、

【註】言帶褊盡、故裂裳、示不相逆、

然○されども樂王鮒はまひなひをほしがるものなれば、與へずは合點すまいと云て、○召　王鮒が使を召出して、叔孫が着て居るはかまのすそをば裂て、さしいだして帶其れつきたりと云は帶を進ずるやうにと仰下されてござれども、拙者が帶は悉やぶれた、されども御のぞみゆゑ、袴を裂て進上いたすと云た、

趙孟聞之曰、臨患不忘國、忠也、

【註】謂言魯國何罪、

趙○晉の趙孟がこれをきゝて感じて云には、患にかゝらうとしても國のことをおもふてわすれぬは、忠信と云ものなり、

思難不越官、信也、

【註】謂言叔出季處、

思○難義をしりながら、自分の役義を守て居るは信である、

欲求貨於叔孫、而爲之請、使請帶焉、

【註】難指求貨、故以帶爲辭、

欲。　此樂王鮒は欲のふかい男で、叔孫の命請ひをしてやりて、その禮に賂の金を取らうと思ひ付た、それで、○爲。　趙氏へ命を請て進じた程に、その代りには足下の大帶を玉はれと云はせた、これは金をくれよとはどうも云はれぬ故、帶にかこつけてくれよと云たものである、

弗與、梁其踁曰、貨以藩身、子何愛焉、

【註】踁、叔孫家臣、

弗。　叔孫がやるまいと云た、○梁。　叔孫が家臣なり、叔孫をいさむるには、貨と云ものは身を藩しかこいにするものである、○何。　今御身の大事に及んだことなれば貨を惜み玉ふところではない、早く贈つてこの場の難をまぬかれ玉へとなり、

叔孫曰、諸侯之會、衞社稷也、我以貨免、魯必受師、

【註】言不戮其使、必伐其國、

叔。　否や左やうではない、此やうに諸侯の會すると云は何のためぞなれば、社稷を守り國を保つとての會なり、○我。　今吾が此所にて賄を以て免れたらば、吾は無難ならうけれども、國本へ押寄せて伐たうと云であらう、すれば魯へ師を引受る、

是禍之也、何衞之爲、人之有牆、以蔽惡也、

【註】喩己爲國衞、如牆爲人蔽、

是。　それでは却て國を禍すると云ものである、何ぞ國を守るといはれうぞとなり、○人。　人の家居に四壁や牆壁を構ふるは、惡事を蔽ひふせぐためなり、自分を牆にたとへたなり、

牆之隙壞、誰之咎也、

【註】咎在牆、

なり、

三大夫兆憂、憂能無至乎、

【註】開憂兆也、

三。憂をまねくきざしがあらはれたからは、憂が至らでは居らぬ、欲するところなれば至然と至るである、

言以知物、其是之謂矣、

【註】物、類也、察言以知禍福之類、八年、陳招殺太子、國弱齊惡、當身各無患、

言。人々の言を以て物類を知ると云は、是やうなことを謂たものであらうと云た、

季武子伐莒、取鄆、

【註】兵未加莒而鄆服、故書取而不言伐、

魯の叔孫が今度の會へ出て居るあとにて、季氏が莒を伐て鄆と云ところを取たである、

莒人告於會、楚告於晉曰、尋盟未退、

【註】尋弭兵之盟、

莒。莒人が晉楚の會する所へ注進した、是は兵を用ひまいと云の會であるに、そこへ告げて來た、○楚。楚國から晉へ云には、今日の會は先年宋の盟に兵を止ると云約をたんだえて會して、まだ各退散もせぬ内に、

而魯伐莒、瀆齊盟、

【註】瀆、慢也、

魯より兵を以て莒を伐たとあつては、是齊しく盟たる一列をあなどりけがすと云ものなり、

請戮其使、

【註】時叔孫豹在會、欲戮之、

請。これは魯國の使者もこの會にあるからは、他へのいましめにその使をとらへて誅戮いたさうとなり、

樂桓子相趙文子、

【註】桓子、樂王鮒、相、佐也、

樂。今度の樂王鮒は趙文子に副使となつて來た、

としめ付た言で有りながら、上べは婉順に和かなとなり、詩人の情なり、

宋左師簡而禮、

【註】無所臧否、故曰簡、共事大國、故曰禮、

宋。何のこともなく、小國は大國に共すると云て、辭すくなに云成してつゝみかくすことはない、これ禮ある云分となり、

樂王鮒字而敬、

【註】字愛也、不犯凶人、所以自愛敬、

樂。詩のこゝろを云て、凶人をさしてかまはぬは己が身を大事にする云分なり、これまでの三人は三等の次第はあれども、言にやまひはない故美めたなり、

子與子家持之、

【註】子、子皮、子家、蔡公孫歸生、持之、言無所取與、

子。子皮をさして云なり、吾子は子家とともぐくに持合てござつたと云た、持すると云は碁の直に勝負の付ぬを持と云、取ることも與ふることもないを云、子家と二人はほめもそしりもせず、持にしてござつたと云こと、

皆保世之主也、齊衛陳大夫、其不免乎、國子代人憂、子招樂憂、齊子雖憂弗害、夫弗及而憂、與可憂而樂、與憂而弗害、皆取憂之道也、憂必及之、大誓曰、民之所欲、天必從之、

【註】逸書、

皆。五子とも世を保るゝ主と成る人々となり、○齊。二國の大夫は難に免れまい、○國。三人ともに前に辭を出したときに、國子が人に代て憂と云は、まだ憂に及ばぬ内から憂を云、又子招は憂ひて後に樂と云、齊子は憂を知れば憂が有ても害はないと云た、みなその云分が憂をとりまねく道となり、○憂。さやうな心ではその身へ憂が必及ぶで有らう、○大。人々の願ふ所は、天よりその願ひに從てあたへ玉ふと

のは、一度憂ひにあはいでは成就することはないものなり、されば二子も憂を經た上にて、大望が成就して有らうならば、さぞ樂まるゝで有らうとなり、すれば隨分精出して謀叛をたくめと云言なり、

衞齊子曰、苟或知之、雖憂何害、

【註】齊子、齊惡、言先知爲備、雖有憂難、無所損害、

衞○　かりそめにも憂が有ては一大事ぞと知て、前方よりそのそなへをなし、用心さへしてをればたとひうれひがあつても、何にも害はないとなり、慮らいでは患になれども、是は憂に及ぶぞと覺悟さへしてをれば、害は出來ぬであると云た、

宋合左師曰、大國令、小國共、吾知共而已、

【註】共承大國命、不能知其禍福、

宋○　大國は命令を布く筈のもの、小國はその令を承りて、そむかぬやうにつとめる筈のものなり、吾は小國のことなれば、唯その令にそむかぬやうに共することを知て居る而已じやとなり、

晉樂王鮒曰、小旻之卒章善矣、吾從之、

【註】小旻、詩小雅、其卒章、義取非唯暴虎馮河之可畏也、不敬小人、亦危殆、王鮒從斯義、故不敢譏議公子圍、

晉○　兎角面々の志まかせがよい、吾らは小旻の詩の卒章をよい詩とおもひて居るゆゑに、吾はそれに從て居るとなり、これは無分別者を畏れもせず、小人を敬せぬときはあやういと云てあると云て、さして圍が評判をせぬである、

退會、子羽謂子皮曰、叔孫絞而婉、

【註】絞、切也、譏其似君、反謂之美、故曰婉、

退○　會席もをはりて退散におよびた、○子　鄭の子羽が子皮へ今日の面々の了簡を評判するである、魯の叔孫がことは、何のこともなく公子美なり君哉と云たのは、全體そしることのきびしくて、絞○と云は乾

【註】言將遂爲君、

鄭○行人揮が云には、假たのならば反さぬであらうとなり、これはつひに君となるで有らうと云下した意なり、

伯州犂曰、子姑憂子皙之欲背誕也、

【註】襄三十年、鄭子皙殺伯有、背命放誕、將爲國難、言子且自憂此、無爲憂令尹不反戈、

伯○むつとして云には、そなたはいらざる令尹の世話をめされずと、御自分の方にも子皙がそむきあざむかうとして居る、それをうれひにしてござれ、いらざる人の國のことを苦にめさるゝと云た、

子羽曰、當璧猶在、假而不反、子其無憂乎、

【註】子羽、行人揮、當璧、謂弃疾、事在昭十三年、言弃疾有當璧之命、圍雖取國、猶將有難、不無憂也、

子○當璧のことはのちに出る、嫡子のさだまらぬを祖神へ祈て、廟屋の廷に璧を埋て、その上に當たを太子とさだめると云て、踏ませたことがある、それを子羽が云て、否や當璧の太子があるからは、假て反さぬと云ても、足下の憂が無るまいやと云は、圍が君になられても太子があれば、たとひ一端は志の通りに成ても、憂はやむまいと云ことなり、

齊國子曰、吾代二子愍矣、

【註】國子、國弱也、二子、謂王子圍及伯州犂、圍此冬便簒位、不能自終、州犂亦尋爲圍所殺、故言可愍、

齊○國弱が云分には、所詮令尹圍も伯州犂も此のくはだてをしては、一度は命を殞すで有らう、二子は何とも思はれぬさうな、吾れは二子の代りにそのことを愍しむと云た、

陳公子招曰、不憂何成、二子樂矣、

【註】言以憂生事、事成而樂、

陳○是は惡い云分である、否や何ごとも大望と云も

【註】設君服二人執戈陳於前以自衛、離陳也、

晋○晋も心づかひがなくてよいゆゑにゆるした、○三○盟ふ日に成たれば、楚の令尹圍が衣服を美麗に設けた、これが威儀を飾て君に似たと云はるゝところである、服○とは君の服を着して、離○とは二人の従者に戈をもたせて、前の兩脇にならべてまもらせた、分に過ぎたいたし方である、

叔孫穆子曰、楚公子美矣、君哉、

【註】美服似君、

叔○魯の叔孫がこの體を見て、偖も楚の公子は美麗なことかな、あれでは直に君のやうなと云た、是下心は謗た辭なれども温和な口上なり、

鄭子皮曰、二執戈者前矣、

【註】禮國君行有二執戈者在前、

鄭○子皮が云にはされば二人の戈を執るものも前に居てと云たなり、是又彌々そしつた口上なり、國君會に行てはこのとほりにせらるゝことなり、君たらんことをこゝろに巧むと云を叱とそしつたなれども、何となくほめたやうである、

蔡子家曰、蒲宮有前、不亦可乎、

【註】公子圍在會、特緝蒲為王殿屋屏蔽、以自殊異、言既造王宮而居之、雖服君服、無所怪也、

蔡○これもよいほめやうであるなり、蒲宮が前に建てゝあるからは、君の服を着でよいではないかとなり、これはがまをあつめて屋上をふいて、國王の立つ間として、外々の假屋とは異なるやうにして居たとなり、

楚伯州犁曰、此行也、辭而假之寡君、

【註】聞諸大夫譏之、故言假以飾令尹過、

楚○餘り人々の美むるをきゝて、少々きのどくにおもひて、伯州犁が皆々へ云には、此度の行には公子圍の辭○とはことわりを立てゝ、主人に衣冠を借用いたして來たであるとなり、これは當座のかざりなり、

鄭行人揮曰、假不反矣、

のである、○是　穮は耘ると訓ず、蔉は土おくと訓む、耕作すること、農夫が精出して耕作さへすれば、

雖有饑饉、必有豐年、

【註】言耕鉏不以水旱息、必獲豐年之收、

雖　年によりては風水旱の饑饉は有と云へども、やめずに作てさへ居れば、又豐年もあるものなり、人は常を守りさへすればよい、

且吾聞之、能信不爲人下、吾未能也、

【註】自恐未能信也、

且　其上また吾がきゝたには、信を能くして信が至りさへすれば、人の下とはならぬとなり、○吾　吾はまた信の足らぬことばかりをうれふる、

詩曰、不僭不賊、鮮不爲則、信也、

【註】詩大雅、僭不信、賊害人也、

詩　不信もなく人も害せずして居れば、則と成らぬと云ことは鮮いと云てある、是も信のことを云たものなり、

能爲人則者、不爲人下矣、吾不能是難、楚不爲患、楚令尹圍請用牲、讀舊書、加于牲上而已、

【註】舊書、宋之盟書、楚恐晉先歃、故欲從舊書、加于牲上、不歃血、經所以不書盟、

能　信があつて人の則とさへなれば、人の下には付かぬ、○吾　吾はたゞ信を能せぬことにこまつてをる、○楚　楚の志を得るは患とはせぬとなり、○楚令尹が今度は晉に先をさせねば成らぬ義理なり、それでは楚のひけに成るゆゑ、それを恐れて牲を用て盟ふと云時に、舊書の先年宋で盟た誓書を出して、唯牲の上に加へて、先年の通りにと云て、血をすゝり直すことを止めたいと云た、これでは先後のあらそひはないである、この故に經に盟とは書せぬとなり、

晉人許之、三月甲辰、盟、楚公子圍設服離衞、

城。　城をきづきて杞をうつし、

師徒不頓、國家不罷、民無謗讟、

【註】讟、誹也、

師。　諸軍兵もにぶくなくて、〇國。　國中もつかれず、士卒も休ひ、〇民。　下民のそしりもなく、

諸侯無怨、天無大災、子之力也、有令名矣、而終之以恥、午也是懼、吾子其不可以不戒、文子曰、武受賜矣、

【註】受午言、

諸。　諸大名も怨みを挾まず、〇天。　天より大災も下されず、近年豐饒な、〇子。　是らはみな偏に吾子の精力である、〇有。　かくのごとく令名があつて人も仰ぐなり、〇終。　しかる所に終りに成て、はぢを招き玉ふては心外なことなり、〇午。　拙者はこれが氣づかひな、〇吾。　是ばかりは用心なされずば成まいとなり、〇文。　文子が返答に、善い言を承て拙者は賜を受ましたとなり、

然宋之盟、子木有禍人之心、武有仁人之心、是楚所以駕於晉也、今武猶是心也、楚又行僭、

【註】僭、不信、

然。　さうでは有れども、宋の盟ひに子木は野心を挾て、人に禍するこゝろがあつたれども、〇武。　拙者は人に仁を施す心が有て信を専とした、〇是。　晉に陵て楚が志を得たはこのゆゑで有た、〇今。　只いまとても拙者はやはり是心である、〇楚。　然れば今度とても、又楚が僭して慮外を働ても、

非所害也、武將信以爲本、循而行之、譬如農夫、是穮是蓘、

【註】穮、耘也、壅苗爲蓘、

さして害には成まい、〇武。　拙者は信を以て本とゝして、循は隨ひ守るを云、信を隨ひ守て行はうとするとなり、〇譬。　たとへば農夫の作りをするやうなも

子木之信、稱於諸侯、猶詐晉而駕焉、

【註】駕、猶陵也、詐、謂夷甲、○子 昔し宋の盟に會したる令尹子木と云者は信のある人とて、諸侯に稱し美められた、それでさへ猶晉を詐りだまして陵だとなり、下によろひを着て出たを云、

況不信之尤者乎、

【註】尤、甚也、○況 況や今の令尹は不信のはなはだしき者にて、名を取たる詐り者なり、

楚重得志於晉、晉之恥也、子相晉國以爲盟主、於今七年矣、

【註】襄二十五年、始爲政、以春言、故云七年、○楚 今度など重て楚が志をえて、吾儘を働いたらば重々ふみ付られて、晉の大なはぢであるとなり、○子 吾子は晉國の相と成りて、以て盟ひの主になり玉ふ今まで七年になりて、

再合諸侯、

【註】襄二十五年、會夷儀、二十六年、會澶淵、○再 早や兩度まで諸侯を合せ大會を成され、

三合大夫、

【註】襄二十七年、會于宋、三十年、會澶淵、及今會虢也、○三 大夫どもをあつめて會し玉ふことは三度なり、

服齊狄、寧東夏、

【註】襄二十八年、齊侯白狄朝晉、○服 齊の國と白狄を服せられて、東方中國を安寧ならしめられた、

平秦亂、

【註】襄二十六年、秦晉爲成、○平 秦と矛盾なるを和し平け、

城淳于、

【註】襄二十九年、城杞之淳于、杞遷都、

不然、敝邑、館人之屬也、

【註】館人、守舍人也、

不。それさへなければ、敝邑などは家守も同じことの者でござれば、

其敢愛豐氏之祧、

【註】祧、遠祖廟、

何の豐氏の祖廟などをおしみて、ことわり申さんやと云た、

伍擧知其有備也、請垂櫜而入、

【註】垂櫜、示無弓、

伍。楚の方でも備は鄭には備を成し、用心して居るぞとさとりて、弓袋をたれて參らうと云た、是は內に弓のないと云ことなり、

許之、正月、乙未、入逆而出、遂會於虢、

【註】虢、鄭地、

許。是て鄭人も許容した、○正。女を逆へて出て虢と云所にやどり、

尋宋之盟也、

【註】宋盟、在襄二十七年、

尋。彌好をむすんだとなり、

祁午謂趙文子曰、宋之盟、楚人得志於晉、

【註】得志、謂先歃、午、祁奚子、

晉の祁午が趙文子にむかふて云には、先年宋國の盟に楚人は晉よりさきに血を歃り、志をえて存分をはたらいたとなり、

今令尹之不信、諸侯之所聞也、子弗戒、懼又如宋、

【註】恐楚復得志、

今。然るに今の令尹がいつはり者で、不信と云ことは諸侯も皆知居て、かくれはない程に、○子。隨分ようじんをしてござらずば、又宋の如くにさきがけせられうかと氣づかはしいとなり、

不○ さて是ばかりなればそのとほりなれども、是而已でもなく、○又○ 右の通り圍が祖につげてきた所に、こなたでは廟告の禮がおこなはれいでは、此方の先君をだますと云ふにあたる、是がめいわくに存ずる、

將レ不レ得レ爲二寡君老一、

【註】大臣稱レ老、懼レ辱レ命而黜退、

將○ 又卿の禮をうしなふては、寡君も老臣と爲てはおかれず、定めて官をしりぞけようと申されう、

其蔑二以復一矣、唯大夫圖レ之、子羽曰、小國無レ罪、恃實其罪、

【註】恃二大國一而無レ備則是罪、

其○ かたく以て國に歸て、復命のいたし方もござらぬ程に、○唯○ 偏に大夫達よろしく御取はからひ下されよと云たなり、是は否や應ならぬあいさつで尤なことなり、○子○ 處を子羽が辭令の上手と云が爰らなり、すかさぬ云分を以てこたへたである、私どもの小國などは、何にも別に罪はない、○恃○ 唯大國を恃みにいたして、何ごとも備を設ずして存の外に亡ぼさるゝことがある、是ばかりが罪じや、これ第一不調法と云ものなり、

將恃二大國之安靖一已、而無乃包二藏禍心一以圖レ之、小國失レ恃而懲二諸侯一、使レ莫レ不二憾者一、距二違君命一、而有レ所二雍塞一不レ行是懼、

【註】言已失レ所レ恃、則諸侯懲恨、以距二君命一、壅塞不レ行、所レ懼唯此、

將○ 大國には己れを安靖して玉はらうと、それを恃みにいたした所に、○而○ 今度の義はもし禍の心を包みかくして、不意にせむる御了簡ではござらぬか、○小○ それでは小國恃みにするかたをうしなうて押こまれ、さてこの風聞が諸國へきこえたらば、他の諸侯も楚に懲り、○使○ 君を憾みぬ者もないやうになりては、自今君の命を距みたがふて、是が壅塞とふさがりになりて、今よりの仰付られの行はれまいかと、是のみをおそるゝなり、

【註】以兵入逆婦、

既○使はつとめて、婦をむかふときには、士卒大勢つれて城内へ入て逆へようと云、

子産患之、使子羽辭曰、以敝邑褊小、不足以容從者、請墠聽命、

【註】欲於城外除地爲墠、行昏禮、

子○子産が出しぬかれては成らぬと思て、子羽に辭せしめて云には、敝邑は小地褊小な國ゆゑ、以て從者衆を入るゝ場所もない故に、城外にて地を掃除して壇をつき、そのところにて各の命をうけたまはり、昏禮も取行ひたいと云た、

令尹命大宰伯州犁對曰、君辱貺寡大夫圍、謂圍、將使豐氏撫有而室、

【註】豐氏、公孫段、

令○楚よりは伯州犁を出して對へさするには、君辱く寡大夫圍に貺ふて仰せらるゝには、豐氏段の息女を下さるゝあひだ、汝が室を撫有させよとあるに付て、

圍布几筵、告於莊共之廟而來、

【註】莊王、圍之祖、共王、圍之父、

圍○圍義も國元に於て、謹て几筵を設けて、○告圍が祖父莊王父共王の廟へつげてまゐつたなり、

若野賜之、是委君貺於草莽也、是寡大夫不得列於諸卿也、

【註】言不得從卿禮、

若○是程にこのはうにてはつゝしみて來たところに、唯今若し野外に於て息女を賜つては、是君の貺を草むらにおくも同然なり、○是　是では寡大夫が諸卿の列につらなることがならぬ、それではきのどくなり、

不寧唯是、又使圍蒙其先君、

【註】蒙、欺也、告先君而來、不得成禮於女氏之廟、故以爲欺先君、

【註】弑君賊、未會諸侯、故不稱爵、
告文なり、

叔弓帥師疆鄆田、

【註】春取鄆、今正其封疆、
魯より國ざかひを立た、

葬邾悼公、

【註】無傳、
魯も會葬した、

冬、十有一月、己酉、楚子麇卒、

【註】楚以瘧疾赴、故不書弑、
告文なり、

楚公子比出奔晉、

【註】書名、罪之、
告文なり、

【傳】元年、春、楚公子圍聘于鄭、且娶於公孫段氏、伍擧爲介、

【註】伍擧、椒擧、介、副也、
楚國の令尹圍が鄭へ聘使にきて、此ついでに鄭の公孫段が女をむかふるなり、○伍。 令尹が介副づかひとなつてきた、

將入館、

【註】就客舍、
將。 逗留の内の旅館をうけとりたいと云た、

鄭人惡之、

【註】知楚懷詐、
鄭。 此の旅館の城内の屋敷にてわたすことは鄭人がいやに思た、これは楚人は不信なもちまへなれば、いつはつて攻ることもあらうかと氣づかうたものなり、

使行人子羽與之言、乃館於外、

【註】舍城外、
使。 行人子羽は辯舌者なれば、楚人へよく云つくろはせて、城外で旅館をわたした、

既聘、將以衆逆、

春秋左傳卷二十

【註】盡三年、

昭公

【註】名稠、襄公子、母齊歸、謚法、威儀恭明曰昭、

【經】元年、春、王正月、公卽位、

【註】無傳、

叔孫豹會晉趙武楚公子圍齊國弱宋向戌衞齊惡陳公子招蔡公孫歸生鄭罕虎許人曹人于虢、

【註】招實陳侯母弟、不稱弟者、義與莊二十五年公子友同、今讀舊書、則楚當先晉、而先書趙武者、亦取宋盟貴武之信、故尙之也、衞在陳蔡上、先至於會、

解に不及

三月、取鄆、

【註】不稱將帥、將卑師少、書取言易也、

心やすく魯へ取たなり、

夏、秦伯之弟鍼出奔晉、

【註】稱弟罪秦伯、

告文なり、

六月、丁巳、邾子華卒、

【註】無傳、三同盟、

告文、

晉荀吳帥師、敗狄于大鹵、

【註】大鹵、大原晉陽縣、

告文なり、

秋、莒去疾自齊入于莒、

【註】國逆而立之、曰入、

告文なり、

莒展輿出奔吳、

文王伐崇、再駕而降爲臣、

【註】文王聞崇德亂而伐之、三旬不降、退脩教而復伐之、因壘而降、

紂。七年囚へておけども、諸侯がみな文王に從ふて囚はれとなりた、○紂。諸侯まで從ふてはいかゞと畏れてかへした、○可。此やうに諸侯の從ふのは愛之なり、○文。崇が叛いたとき伐たんと思しめされて、再び駕して出玉ひたれば、すみやかに降りて臣となつた、

蠻夷帥服、可謂畏之、文王之功、天下誦而歌舞之、可謂則之、文王之行、至今爲法、可謂象之、有威儀也、故君子在位可畏、施舍可愛、進退可度、周旋可則、容止可觀、作事可法、德行可象、聲氣可樂、動作有文、言語有章、以臨其下、謂之有威儀也、

蠻。狄までみなさそひ合せて、帥ゐ來て服した、これは畏ると云ものなり、○文。世に誦歌にまで歌ふたり舞ふたりする、これは則とると云ものなり、○文。行ひ玉ふたることを人が後世のいまゝでも法として學ぶ、これが象どると云ものである、○有。これをこそ威儀とは申すべけれ、○故。されば君子として人の上に立玉ひては、下からはおそろしくおもふはずなり、○施。又恵を施こし、過ちを舍し玉ふ故、人が愛する進退を法度とする、○周。立まはりの行儀を則とする、○容。容のなり振を見て習ふ、○作。爲玉ふことは何ごとでも下が法とする、○德。行ひを皆々見習ひ象どる、○聲。音聲も溫和にて、樂く有がたく思はるゝ、○動。歩行の見ごとにて文がある、○言。言葉に筋道がある、○以。如此にして下に臨むを以て威儀と申すなり、作りて粧ほふたる威儀は、わら人形に衣を付た大將も同じことなり、威儀を解くことは此章がことの外細密なり、

故。臣があなどりもせず離れもせぬゆゑに、國家が有たるゝである、○令。君の善名が聞て世に長く高くなり、○臣。臣たるものには臣たるところの威儀があつて、その下民がおそれてこれを愛するなり、○故。自分の下知も行はれ、よく官を守りてつとむる、○保。自分の一族を保ち、家を宜く修むるなり、○順。その以下もこれに見習ひ順ふて、みな〳〵威儀が正しくなります、○是。そこで上も堅固にて、國が丈夫に治まるなり、○衞。威儀と云ものは上より下までそれ〳〵に有て、中々富で閑なること數へつくしがたしとなり、

言君臣上下父子兄弟内外大小、皆有威儀也、周詩曰、朋友攸攝、攝以威儀、

【註】詩大雅、攸、所也、攝、佐也、

言。五倫ともに上下内外の分が有て、みな〳〵定まりの威儀があるを云たものでござるなり、○周。佐くるに威儀を以すと申したのは、

言朋友之道、必相教訓、以威儀也、周書數文王之德、

【註】逸書、

言。互に相ひ訓ふるに、威儀を以するを云たものなり、○周。文王の德を數へ立てゝほめて云に、

曰、大國畏其力、小國懷其德、言畏而愛之也、詩云、不識不知、順帝之則、言則而象之也、

【註】大雅、又言文王行事、無所斟酌、唯在則象上天、

文王のまことの威儀があるゆゑに、大國はその力を畏れ、小國は文王の德に懷く、○言。これが前に云た畏るゝと愛するの二つなり、○詩。思はず知らず、唯自然と天帝の則に順ひ則とりて行ひ玉ふとなり、

紂囚文王七年、諸侯皆從之囚、紂於是乎懼而歸之、可謂愛之、

雖獲其志、不能終也、詩云、靡不有初、鮮克有終、終之實難、令尹其將不免、公曰、子何以知之、對曰、詩云、敬愼威儀、惟民之則、令尹無威儀、民無則焉、民所不則、以在民上、不可以終、公曰、善哉、何謂威儀、對曰、有威而可畏、謂之威、有儀而可象、謂之儀、君有君之威儀、其臣畏而愛之、則而象之、故能有其國家、令聞長世、臣有臣之威儀、其下畏而愛之、故能守其官職、保族、宜家、順是以下皆如是、是以上下能相固也、衞詩曰、威儀棣棣、不可選也、

【註】詩邶風、棣棣富而閑也、選、數也、

雖○　彼が一端はその志のとほりを得たりとも、末のとぐることは成りますまい、○詩○　何でも始めは有るものなれども、終まで末のとぐると云ことはすくないと云てござるが、○終○　終りと云ものは實に有難いものなり、○令○　いらざるのぞをみ縣て、難に免れますまいと云た、○公○　衞侯のその方はどうしてその免かれぬと云ことを知つた、○對○　威儀を愼むと云ものは民の則とする所なり、○令○　如此に詩にもござる、令尹には實の臣たる威儀がないゆゑ、民の則ることもござらぬ、○民○　民の則にならずして、民の上に在ては終ることは出來ますまい、○公○　善い云分である、實の威儀と云は何を云たものぞとなり、○對○　是から文子が威儀を說くなり、實の威儀と申すものは、先づ威有て自然と畏るべきを威と云、○有○　儀をそなへて象るとは手本になる、これを儀と云、○君○　君と云には君の威儀が有るゆゑ、その臣がおそれてこれを愛し、則とりて象どり見習ふとなり、○

は足下は、隨分國の政を治められよ、我は國政にはさし出でず、たゞ吾が家を治め、○以。是で身を庇ふて居たらばよからうと思ふて居たれども、○今。いまこの理をきゝては、中々智慮の足らぬと云ことを知た、是では家も治らぬに因て、

自今請雖吾家、聽子而行、子産曰、人心之不同、如其面焉、吾豈敢謂子面如吾面乎、抑心所謂危、亦以告也、子皮以爲忠、故委政焉、子産是以能爲鄭國、

【註】傳言子産之治、乃子皮之力、

自。向後は吾が家のことぐるめに足下にたづねて、指圖を受て行はうと云た、○子。いや左やうにもまゐらぬ、人のこゝろの同じからぬことは、人々の面のちがふた樣なもので、一樣にはないものゆゑに、吾何ぞ吾子が面を私の面と同樣になり玉へと云はんや、然れば一々御相談にはのれませぬ、○抑。さうは云へども、不圖拙者がこゝろに是は危いと存ずることは、亦告ませうと云たなり、○子。子産は信との忠臣なりと云て、ことぐ〱く政を打まかせたとなり、○子。子皮が如此に用ひた故、能く子産が鄭國を治たとなり、

衞侯在楚、北宮文子見令尹圍之威儀、言於衞侯曰、令尹似君矣、將有他志、

【註】言語、瞻視、行歩、不常、

楚へ朝して逗留して居らるゝなり、○北。君に從ふて居て、楚の令尹圍が威儀を見て主人へ云には、令尹は威儀を飾ることを好て、君の如くいたすとなり、似とは、眞似をすると云ことなり、此令尹がことは次の昭公元年の會にも、君に似たとて諸人の評の有た男である、○將。彼が言語をしつとりとし、見分を重々しく勿體らしく、行歩をしつ〱として君の眞似するは、他の志があつて望む所が有てのことゝ見えまする、

僑。國を治ることを學んで、後に政に入ると云ことは聞たれども、政を學びながらにさすると云ことは終に承はらぬことなり、○若。もし是非これを行れたらば、害が生ずるであらう、○譬。田獵をするやうなものである、○射。弓を射ること、車を駈引して馬を御することをとくと習ふて出れば、禽を得るなれども、

若未嘗登車射御、則敗績厭覆是懼、何暇思獲、子皮曰、善哉、虎不敏、吾聞君子務知大者遠者、小人務知小者近者、我小人也、衣服附在吾身、我知而愼之、大官大邑、所以庇身也、我遠而慢之、

【註】慢、易也、

若。馬を御するすべも知らず、弓を引くすべも知らずして乘て出たときは、○敗。其車の覆ることばかりをおそれて居て、中々禽を得るところへはゆかぬとなり、○子。さても善く云はれた、○虎。吾は不敏なもので、それまではこゝろが付かなんだとなり、○吾。聞及だにも、君子はつとめて大きなことゝ遠き者とを知る、小人と云ものは務めて小さきものと、近いものとを知ると云ことであるが、我は實に小人で遠大なことは知らぬとなり、○衣。衣服と云ものは近く身に附て有て、身を放さぬものゆゑに、吾これを愼むことは知て居れども、○大。大切な身を庇ふところなれども、眼前になく遠いに因て、あなどりて却てかろしめて居た、

微子之言、吾不知也、他日我曰、子爲鄭國、我爲吾家、以庇焉、其可也、今而後知不足、

【註】自知謀慮不足謀其家、

微。今足下のこの言をきかずんば、吾一生知らずして果すであらうとなり、○他。平生我が足下に云し

多、
【註】多自傷、
猶○ これはちやうど刄物を持つことも知らぬ子供に、刄物を裁きれと云て、刄物を持たするやうなものなり、○其○ 手を切るにはきはまつて居る、

子之愛人、傷之而已、其誰敢求愛於子、子於鄭國、棟也、棟折榱崩、僑將厭焉、敢不盡言、子有美錦、不使人學製焉、

【註】製、裁也、
子○ それは人を愛するではなくて、却て人を傷るである、○其○ 左やうに有ては傷るゝを恐れて、誰も吾子の愛を受たいとのぞむものはあるまい、すれば人がおもひ付ぬ、○子○ いはんや吾子は此鄭國の正卿なれば、一國の棟梁の臣なり、○棟 棟が折れたときには、其棟にもたれて居る榱は、左ながら崩れねばかなはぬなり、○僑○ 拙者も榱の内で、吾子をたのみにして居ることとなれば、安心はならぬ、○棟梁の折るゝ勢につぶされてはたまらぬに因て、○敢○ 心の有たけを盡して云ほどに、聞入れられよ、○子○ 又たとへを以て云はゞ、吾子に美麗なる錦があつて、秘藏しておかるゝを何ぞに製するとて、これを人に縫物の稽古ながらに裁て縫てくれよとは云玉ふまい、

大官大邑、身之所庇也、而使學者製焉、其爲美錦、不亦多乎、

【註】言官邑之重、多於美錦、
大○ 大役の大邑のと云は大切なことにて、一身を庇すところにて、それを學びながらのものに製せしめんとは、○其○ 美錦如きのことではあるまい、至て大なことゝなり、

僑聞學而後入政、未聞以政學者也、若果行此、必有所害、譬如田獵、射御貫則能獲禽、

【註】貫、習也、

然。 蔑は然明が名なり、右の辭をきゝて大に感心して、今日より吾子が信のこゝろを以て、事あると云ことを知た、○小。 吾などは小人不才のものであつた、若かならず此こゝろを以て行るれば、鄭の國中がこの惠みに賴るであらう、何ぞ唯吾々二三子計であらうぞと云た、○仲。 孔子のこの語をきゝ玉ひて、此一言で子産の人柄を考へ見れば、たとひ人が子産は不仁なものじやと云ても、吾は信ずまい、仁者にはきはまつたと仰せられた、

子皮欲レ使ニ尹何爲一レ邑、

【註】爲ニ邑大夫一、

子。 子皮が尹何と云ものを邑の大夫としてをさめさせうと云た、これは若年な者と見ゆる、

子産曰、少、未レ知ニ可否一、

【註】尹何年少、

子。 あれはまだ年が若いゆゑ、是非善惡を知まいほどに止められよと云た、

子皮曰、愿、吾愛レ之、不ニ吾叛一也、

【註】愿、謹善也、

子。 愿は正直に律義なことなり、いやあれは至て律義なもので、吾が常に愛すれば終に吾に叛たことはない、

使ニ夫往而學一レ焉、夫亦愈知レ治矣、

【註】夫、謂ニ尹何一、

使。 それ故に夫の者をつかはして、學びながらに邑を治めさせたらば、○夫。 彌々治め方も覺ゆるで有らうと云た、

子産曰、不可、人之愛レ人、求レ利レ之也、今吾子愛レ人則以レ政、

【註】以レ政與レ之、

子。 それは以の外わるい御こゝろ得である、人の誰でも人を愛すると云は、その人の利となるやうに求め、爲に成るやうに世話をすることなり、○今。 それにいま吾子は人を愛するとて政をあたへ玉ふ、

猶ニ未レ能レ操レ刀而使一レ割也、其傷實ニ

善惡を評議するならば、その評にこれ〳〵の仕方は善いと議することには、吾は從てこれを行ひ、○其世間の人が惡いと云ことは、吾速に改むるであらうとなり、○是　如此にすれば、吾がよい師範と云ものなれば、○若　どうして毀んや、やはり立てゝあるのが國のためによいとなり、○我　忠信で善にさへ有れば、怨を損らして人の怨み謗は息むとなり、

不聞作威以防怨、

【註】欲毀鄕校、即作威、

不　上の權威を以て怨謗りをふせぎ止たことをきかぬとなり、鄕校をこぼつと云は、上の威を以て防がうとするである、

豈不遽止、然猶防川、

【註】遽、畏懼也、

豈　成ほど毀ちたらば畏れて云止まぬことはない、○然　それはちやうど大河を防ぐやうなもので、

大決所犯、傷人必多、吾不克救也、不如小決使道、

【註】道、通也、

大決と大切れがして、人を傷ることが必ず多いものなり、○吾　そのときこそ大海を手を以て防ぐと云もので、救ふことは成らぬである、○不　兎角つかへぬやうに時々さらへて、水を通せば左やうな氣づかひはない、大づかへがすると切るゝ、

不如吾聞而藥之也、

【註】以爲己藥石、

不　やはり立ておくに如くはない、又評をきゝて藥と思て居るがよいとなり、

然明曰、蔑也今而後知吾子之信可事也、小人實不才、若果行此、其鄭國實賴之、豈唯二三臣、仲尼聞是語也、曰、以是觀之、人謂子產不仁、吾不信也、

【註】仲尼以二十二年生、於是十歲、長而後聞之、

かの事あるときには、子産が四方の國の所爲は、子羽が知て居るゆゑ、彼に問ふて、その上辭令が委しいに付て、幾通りも案文を多く作らせ、○與　これは分別者ゆゑ、兩人一所に車に乘て野外へ引出して、善惡を謀らせ、○告　事がとゝのふた上に、馮簡子に決斷させて、これ〳〵でよいと一決して、事成就したる上に於いて、○乃　彼の辯舌者に命じて、行きてつとめさせた、○以　賓との對話をさせた、○是　これでは事の敗れに成ることはない、これ等を文子が知て、禮と云て美めたものである、孔子もこのことを美め玉ひたることが論語に出てある、季札も鄭へ來てはほめられた、【注】傳　跡すとは行跡を示して、文子がほめた言の證をたづね、出したもので有るとなり、

鄭人游于鄉校、

【註】鄉之學校、

鄉校とは在鄉に在る學校なり、游は游學とて、所々の學校へ鄭人がもより〳〵にあつまりて、學文をするなり、

以論執政、

【註】論其得失、

以　何れでも有ることとで、その國の執政たる役人のさばきの得失を評判するである、

然明謂子產曰、毀鄉校如何、

【註】患人於中謗議國政、

然　然明がこれをきゝて、諸人が國中に居て、其國の仕置を誇りては宜からぬに付て、子產へ云には、一向に鄉校どもを毀ちて仕舞ては如何あらうとなり、

子產曰、何爲、夫人朝夕退而游焉、以議執政之善否、其所善者、吾則行之、其所惡者、吾則改之、是吾師也、若之何毀之、我聞忠善以損怨、

【註】爲忠善則怨謗息、

子　何とてあれをこぼつものぞ、人が朝夕のつとめを終り退いて、このところに游んで、時の執政どもの

出し立派なる人體で、その上秀でたる才學があつて、口上を云はせては辯舌發明で、四方に使ひして君命を辱しめぬと云好い使者役なり、

公孫揮能知四國之爲、

【註】知諸侯所欲爲、

公○ 四方の國々で爲るところの家風を能く知て居る、何れの諸侯の家の持方は何々と云を知る、是よき留守居役である、

而辨於其大夫之族姓班位、貴賤能否、而又善爲辭令、裨諶能謀、謀於野則獲、

【註】得所謀也、

而○ かはりた男で、この方で云へば、大名方并に諸國の家中の系譜に委しきと云男で、國々の諸家老の氏素姓位階の次第、貴賤の能否を能く覺て居るなり、○而○ その上にも文章などを作ることを得て、書札の艸稿をつゞるとなり、○裨○ これは何事でも分別を能くして、何事でもさばく、○謀○ 異な男で、野外で相談すればよい分別が出るとなり、これを取て謀野集に號したである、

謀於邑則否、

【註】此才性之蔽、

謀○ 行きつかへた一邑の内で、分別を出せと云へば一句も出ぬ、奇なる蔽のあるものなり、

鄭國將有諸侯之事、子產乃問四國之爲於子羽、且使多爲辭令、與裨諶乘以適野、使謀可否、而告馮簡子、使斷之、事成、乃授子大叔、使行之、以應對賓客、是以鮮有敗事、北宮文子所謂有禮也、

【註】傳跡子產行事、以明北宮文子之言、

鄭○ 諸侯へ使者をやるか、又は先から使者でも來た

馮簡子と子大叔と二人、文子を逆へて城中へ案内したで有る、

事畢而出、言於衛侯曰、鄭有禮、其數世之福也、其無大國之討乎、詩云、誰能執熱、逝不以濯、

【註】詩、大雅、濯、以水濯手、

○事　城内での儀式もすんで、旅亭へ退出したなり、○言　文子が鄭の禮式嚴密なるを見て來て、衛侯へ語て云には、偖も〳〵鄭と申すは禮のそなはりたる國で、後々は存ぜず先づ五七代は申し分もなく、目出度をさまりませうとなり、○其　是では大國よりつみを得ることもあるまいに付て、討るゝことは有まいとなり、○詩　たれか熱を執て患へぬものがあらう、それを水であらへば熱はなけれども、あらはぬ故である、然ればなぜあらはぬと云てござるか、

禮之於政、如熱之有濯也、濯以救熱、何患之有、

【註】此以上文子辭、

禮　ちやうど禮を以て政を行ふは、熱有て濯らふと同じ事である、熱をあついとて苦めども、濯て救へば何のうれひがあらん、うれひはござらぬとなり、國が治らぬか又は他より侵さるゝ患があらば、禮と云水を以てあらへば、患はなくなるである、これまでが文子が言である、

子産之從政也、擇能而使之、馮簡子能斷大事、子大叔美秀而文、

【註】其貌美、其才秀、

子　これより鄭の傳なり、右のとほりに、鄭國に禮式のそなはると云は、先づ子產と云賢者が政を執て、才能あるものを擇でこれを使ふゆゑなり、これは能否を見分け、明に知る眼がなくては擇れぬ、人々擇む心でもあたらぬものなり、○馮　先づ馮簡子と云男は分別者で、何でも國中の政務に於て、大な事を決斷しさばくことが名人である、○子　これは美男で、さし

度。　法度を守るにも、事の情を失はれぬ、

民親而事有序、其天所啓也、有吳國者、必此君之子孫實終之、季子、守節者也、雖有國、不立、

【註】言其三兄雖欲傳國與之、終不肯立、

民。　それ故に諸民が親て事が序あり、順よく治まるである、○其。　天が啓くとは此人のことゝ存ずる、○有。　然るうへは吳國を有つ人と云ものは、この君の子孫がよく有ち終らせらるゝで有らうとなり、○季。　又季札と云人は節義を守て替へぬ人で、何ほどすゝめて國を有せんと云ても、立れぬとなり三人の兄が傳へたく云へども立なんだ人である、

十二月、北宮文子相衞襄公以如楚、

【註】文子、北宮佗、襄公、獻公子、

衞の北宮文子が、衞の襄公の介副と成て楚へ朝した、

宋之盟故也、

【註】晉楚之從、交相見也、

宋。　互に盟主へ朝せんと盟ふたゆゑである、

過鄭、印段迋勞于棐林、如聘禮而以勞辭、

【註】用聘禮而用郊勞之辭、

過。　このとき鄭の城下を經過した、○印。　鄭衞は同姓ゆゑ、御家門の通行とて、印段か迋て。とは出向て、棐林と云驛にて御苦勞の御旅行と云て勞した、○如。　聘禮に往た如く丁寧に有て、勞の辭をのべたとなり、鄭には禮法者の多い國故なり、

文子入聘、

【註】報印段、

文。　北宮文子が城へ返禮の使者に入るで有る、

子羽爲行人、馮簡子與子大叔逆客、

【註】逆文子、

子。　先づ出迎ひの役人は、子羽が使番故奏者を勤る、

屈狐庸は晉の國の者なれども吳へ退て居る、これを吳王が晉へ使にやりて、

通路也、

【註】通吳晉之路、

通○　互に往來してよしみを結ぶためである、

趙文子問焉、曰、延州來季子、其果立乎、

【註】延州來、季札邑、

趙○　晉の趙文子が屈狐庸に問て云には、足下の國の公子延州來の領主季札には、果して本家を相續せらるゝで有らうとなり、

巢隕諸樊、

【註】在二十五年、

閽戕戴吳、

【註】在二十九年、戴吳、餘祭、

巢○　兩度に間もなく二君を亡したは、

天似啓之、何如、對曰、不立、是二王之命也、非啓季子也、若天所啓、其在今嗣君乎、

【註】嗣君、謂夷末、

天○　天より季札を啓きて、吳を與へ玉ふに似たではないかとなり、○對○　否や季札は立たれますまい、○是○　二王の滅びられたは、自分々々の天命と云もので、○非○　季札を立てようと云て、啓いたでもござるまい、○若○　もし天の與へて有らうならば、いまの嗣君世子の爲に、天より啓き玉ふでも有らうかとなり、

甚德而度、德不失民、

【註】民歸德、

甚○　當世子と云人は甚だ德の高い人で、法度を能く守らるゝ、○德○　德の高い證には、民がおもひ付て、民のこゝろを失はれぬとなり、

度不失事、

【註】審事情、

莒犂比公生去疾及展輿、

【註】犂比、莒子密州之號、

爵はないゆゑに號を以て記した、此人の子に去疾と展輿と二人の子が生れた、

既立展輿、

【註】立以爲世子、

既。次男を太子に立た、

又廢之、犂比公虐、國人患之、十一月、展輿因國人以攻莒子、弑之、乃立、

【註】展輿立爲君、

又。しかるを又棄て立てなんだ、○犂。其而已ならす、この君は暴虐にあつたゆゑ、一家中もはなはだ患之た、○十。棄られたを憤つて、家中をなつけて味方に引入れ父をせめたである、○弑。弑して自立して君となつた、

去疾奔齊、齊出也、

【註】母齊女也、

去。兄は母の里ゆゑ齊へ立去た、

展輿、吳出也、

【註】爲明年奔吳傳、

展。これは吳國の女の子なり、

書曰、莒人弑其君買朱鉏、

【註】買朱鉏、密州之字。

書。經に國人の弑したやうに書たは、莒の君の虐を罪したのなり、

言罪之在也、

【註】罪在鉏也、傳始例、申明君臣書弑、今者父子、故復重明例、

言。莒君につみあるを云たものなり、【注】罪。はちめに臣として君をころした例を追々云た、今又これは子として父を弑した例を擧た、

吳子使屈狐庸聘于晉、

【註】狐庸、巫臣之子也、成七年、適吳爲行人、

當。國の不德なゆゑに古とちがふて、隷人のやうな垣の內へ諸侯を受たはあやまりであつた、

是吾罪也、使士文伯謝不敏焉、晉侯見鄭伯、有加禮、

【註】禮加敬、

是。此方の罪にて向に罪はない、○使。押返して不調法をいたしたとことわりをのべた、○晉。此子產が辭令に服して、鄭伯へ逢るゝに、重く禮を加へて會釋があつたとなり、

厚其宴好而歸之、乃築諸侯之館、叔向曰、辭之不可以已也如是夫、子產有辭、諸侯賴之、若之何其釋辭也、詩曰、辭之輯矣、民之協矣、辭之繹矣、民之莫矣、

【註】詩、大雅、言辭輯睦則民協同、辭說繹則民安定、莫、猶定也、

厚。宴樂しよしみを厚くして鄭伯をかへし、○乃。後とで早々大名の旅舍を建てられたとなり、○叔。此ことをきゝてはなはだ感心して、扨々辭令と云ものは棄られぬものではあるとなり、已られぬことが是のとほりなり、○子。今度子產が辭のあつた計りに、國々の諸侯までもこの影によりて、旅館を建られて安ずるやうに成たとなり、○若。辭はゆるめられぬものであるとなり、○詩。されば古の詩にも、辭が輯り睦ましければ民も和ぎ同ずる、辭の說こばしきは民が安じ定るとあるが、

其知之矣、

【註】謂詩人知辭之有益、

其。これで詩の益あると云を知たとなり、

鄭子皮使印段如楚、以適晉告、禮也、

【註】得事大國之禮、

晉へ朝すると云ことを楚へことわりて屆た、大國に仕ふる禮を得たとなり、

事、將何所命之、

【註】問晉命、已所止之宜、

賓○ いつ相見が終らうやら時節もなく、○命○ 何どき御暇の命が出やうやらも計りがたいとなり、○若○ 如此なれば打壊てなりとも、場所を廣けねば、○是○ 幣物を藏して置く所がない、それではもし損じては不調法の罪を得るとなり、○敢○ 此上は執事までねがひます、何方へ納おいて宜しきや仰付られて下されよ、

雖君之有魯喪、亦敝邑之憂也、

【註】言鄭與魯亦有同姓之憂、

雖○ さて又君には魯國の喪が有に付て、得逢はぬと仰せらるゝが、○亦○ 是は敝邑も同姓なれば、同じうれひなれば御同様でござる、然るに私方は召に應じてかやうに駈ありくとなり、

若獲薦幣、

【註】薦、進也、

若○ このうへは何とぞ幣物を獻上することを得て有らうならば、

脩垣而行、

【註】行、去也、

垣は修覆をいたして歸りませう、

君之惠也、敢憚勤勞、文伯復命、

【註】反命於晉君、

君○ 早く御いとまが出まするならば、大なる御めぐみでござるとなり、○敢○ 此修覆など勤勞いたすことは、いとひ憚りはいたさぬと云た、○文○ 文伯がこれをきゝて、晉侯へ復命したなり、

趙文子曰、信、

【註】信如子產言、

趙○ 成ほど子產が云にちがひはない、信に左やうであるとなり、

我實不德、而以隸人之垣以贏諸侯、

【註】贏、受也、

【註】巡、行也、
憂○ 諸侯とともに樂みを樂み、諸侯のうれひのあるにもともに憂玉ひて、諸侯の國に何ぞ事あれば國々を巡り助け玉ひて、

教其不知、而恤其不足、賓至如歸、無寧菑患、

【註】言見遇如此、寧當復有菑患邪、無寧、寧也、
教○ 諸侯の不知ことは教へ、不足あるには恤み足された、○賓○ 左やうに諸侯を丁寧にし玉ひたるゆゑ、旅舍に至ても、我家に歸た如くにおもふことであつた、其やうすは中々害やうれひのない位なことではない、皆々文公の惠になつきて、大きによろこんだとなり、菑は害と訓ず、

不畏寇盜、而亦不患燥濕、今銅鞮之宮數里、

【註】銅鞮、晉離宮、
不○ 此やうに有てこそ、盜賊の氣づかひもなく、獻上品を損ふこともなけれ、○今○ しかるに御當代では、先づ御下屋敷が數里有て、君には樂み玉へども、

而諸侯舍於隷人、

【註】舍如隷人舍、
諸侯の旅舍は、下々奴隷などの大部屋のごときところへ入れ玉ふに因て、

門不容車、而不可踰越、

【註】門庭之內迫迮、又有牆垣之限、
門○ 先づ門が卑いゆゑ、車が支へて入らぬ、○而○ さればとて車が門を越させらるゝものではない、

盜賊公行、而天癘不戒、

【註】癘、猶災也、言水潦無時、
盜○ 偖國中には盜賊があつて、公に打はれて橫行し、○天○ 水難などの用心もなく、

賓見無時、命不可知、若又勿壞、是無所藏幣、以重罪也、敢請執

【註】圬人、塗者、塓、塗也、

圬○偖旅館の壁などが落れば左官が來て早々塗るとなり、

諸侯賓至、甸設庭燎、

【註】庭燎、設火於庭、

諸○旅館へ諸侯が至らるれば、かゞりをたかせ玉ひて、

僕人巡宮、

【註】巡宮、行夜、

僕○御中間などに夜中夜廻りを仰せ付られ、

車馬有所、

【莊】有所處、

車○馬や車は屹と入れ置く所が設けてあり、

賓從有代、

【註】代客役、

賓○賓の家來の致すべきことは、助人を出し玉ひて從者に代らせ玉ひ、

巾車脂轄、

【註】巾車、主車之官、

巾○車奉行には時々心を付て、車に油をさゝせ、

隷人牧圉、各瞻其事、

【註】瞻視客所當得、

隷○御中間や御馬屋のものは、各ゝ附て居て何ぞ用事はないかと云て、客の求めを待て居るとなり、

百官之屬、各展其物、

【註】展、陳也、謂羣官各陳其物以待賓、

百○その外百の官人中各ゝその役目に付た物をならべたてゝ、用を足された、賄方は勝手向入用の物をそなへると云類なり、

公不留賓、而亦無廢事、

【註】賓得速去、則事不廢、

公○それさへ有るに、文公は長く賓をとどめも成されなんだゆゑ、事の廢れると云ことも無りしとなり、

憂樂同之、事則巡之、

不敢暴露、其輸之則君之府實也、非薦陳之不敢輸也、

【註】薦陳猶獻見也、

逢○しかるところに、今度執事には御取込みで空間がないほどに、扣へて居よと仰出されたに付て、また見ゆることも得ぬ、○又　又歸國いたせとの命も得ませぬゆゑ、○未　いつ御逢下されうも程が知れぬ、○不　獻上物も上納致さで、○亦　これを大道にさらし露してもおかれませぬとなり、○其　これを獻上いたしてからは、君の御府內のものなれども、○非　すゝめつらねて相見いたさぬ內は、敢て御庫へも納められず、

其暴露之、則恐燥濕之不時而朽蠹以重敝邑之罪、僑聞文公之爲盟主也、

【註】僑、子產名、文公、晉重耳、

其○　それを大道に露しさらしておきては、或は天日に燥し露に濕れて、不時に朽ち腐たり蟲つゞり損じては敝邑の罪が重くなる、それを恐れて屋內へ入れたく存じて、かやうにいたした、○僑　是に付けても、御先君文公の、盟主と成り玉ひたるときの事を承り傳ふるところに、

宮室卑庫、無觀臺榭、以崇大諸侯之館、館如公寢、庫廐繕脩、司空以時平易道路、

【註】易、治也、

宮○　御殿なども卑く麁相に、庫は下屋とてひくき屋で、○無　御物見の亭などと云ことは無かつたとなり、○以　さて又國々より諸侯の朝するときの旅館などは、甚崇大とたかく大に建て玉ひて、○館　その屋敷は公の御寢殿と同じことであつた、○庫　それにくりやの馬屋などと云までも營み玉ひて、逗留のさしつかへもなく、○司　さて司空の土地を司らるゝ奉行衆の時々廻りて道路を平げ治められ、

圬人以時塓館宮室、

異客何、以敝邑之爲盟主、繕完葺牆、

【註】葺、覆也、

今。吾子には打やぶり玉ふたが、○雖。定めて附々の衆が用心をいたさるゝゆゑ、宜しからうけれども、○其。左やうに毀たれては異客の有た時は如何いたさんや、近ごろ迷惑でござるとなり、○以。これと云も敝邑は盟主と成りたる覇者の役に、此やうに客館をつくろひをさめ墻を覆て、

以待賓客、若皆毀之、其何以共命、寡君使匃請命、

【註】請問毀垣之命、

以。客衆の來り玉ふを待つところに、○若。もし來る人にも來る人にもみなこぼたれては、修理することも成らぬとなり、○寡。依之て主人より拙者に申付て、思召を承はれと申さるゝなり、これはどういたしたことぞときめ付たとなり、

對曰、以敝邑褊小、介於大國、

【註】介、間也、

對。子產の答へに敝邑ことは邊土の小國にして、大國の間にはさまれて、

誅求無時、

【註】誅、責也、

誅。求めをせめらるゝことが、いつと云定まりがなきに付て、

是以不敢寧居、悉索敝賦、以來會時事、

【註】隨時來朝會、

是。中々國本に安居いたす間もなく、○悉。麁末なる貢物をとゝのへ積みて以て來て、時の命に隨ふて會することゝなり、

逢執事之不間、而未得見、又不獲聞命、未知見時、不敢輸幣、亦

癸酉、葬襄公、

癸酉　葬禮がすんだ、

公薨之月、子産相鄭伯以如晉、晉侯以我喪故、未之見也、子産使盡壞其館之垣、而納車馬焉、士文伯讓之曰、敝邑以政刑之不脩、寇盜充斥、

【註】充滿斥見言其多、

魯侯の薨ぜられたる月に、鄭の子産が鄭伯の介副となつて、晉へ朝したとなり、○晉　晉侯の魯國に喪があるとて、同姓の國故に相見をいたされぬ、○子　とさに子産が旅館へ車馬を入れ度おもふたれども、門が狹くて納られなんだゆゑ、築地を打壞て納たとなり、○士　狼藉らしき致し方ゆゑ、晉の文伯がとがめて云には、敝邑義刑罰仕おきの修らぬゆゑに、寇盜どもが充滿致して、とき〴〵伺ひ徘徊するに付て、

無若諸侯之屬、辱在寡君者何、是以令吏人完客所館、

【註】館、舍也、

無　諸大名達の辱く主人方へ來り玉ふ衆中を、どうもいたし方がないに付て、棄置ては賊難のほども心元なく、○是　故に役人どもに命じて賓客のやどらるゝところを完し普請して、

高其閈閎、

【註】閎、門也、

高　閈は垣と訓ずれども、里門と云てやはり門のこと、二字ともに門なり、門を高くかまへて、

厚其牆垣、以無憂客使、

【註】無令客使憂寇盜、

厚　塀も厚く築て、賓客の使者達の盜賊のうれひのなきやうにと存じて、建ておきたところに、

今吾子壞之、雖從者能戒、其若

衰、衰衽如故衰、

【註】言其嬉戲無度、

且。其上此の裀と云人は、喪に居てかなしむ色もなく、感みある身を持ちながら、めでたいときの容貌で居らるゝ、これを不度と云のりならぬ人が君と成玉ひては、うれひを成さぬことは稀なものなり、○若。それを是非立て玉はゞ、かならず足下の一門のうれひとなるであらうと云ていさめたれども、季武子が聞かずして、つひに立てゝ君とした、○比。喪の日より葬の日までに、三度まで衰服を着替させたとなり、○衰。三度目に衰衣の衽はすそなり、裙が故き衰も同じことであつたとなり、これは喪に居て飛び狂ふてたはむれられたと見えた、

於是昭公十九年矣、猶有童心、君子是以知其不能終也、

【註】爲昭二十五年、公孫於齊傳、

於。しかれどもこの時分、年齢は十九歳に成らるゝ人なり、○猶。小童子のこゝろで居られたとなり、○君。許に、末々無難には終られぬと云が知れたとなり、

冬、十月、滕成公來會葬、惰而多涕、

【註】惰、不敬也、

君の自ら來らるゝも非禮である、○惰。さして敬む體も無くして、めつたに涕をこぼされたなり、

子服惠伯曰、滕君將死矣、怠於其位、而哀已甚、兆於死所矣、

【註】有死兆、

子。此人は死せらるゝに間は有まい、○怠。君ならば君の位に安んせらるゝ筈なるを、それは怠り、又無作と哀みすぎらるゝ、○兆。死の相があらはれたなり、死するのきざしとなり、

能無從乎、

【註】爲昭三年、滕子卒傳、

能。この兆にはづれはせまい、

【註】胡、歸姓之國、敬歸、襄公妾、
立。胡國より來た襄公の妾服に、子野と云があつて、これを襄公の名跡に立た、

次于季氏、秋、九月、癸巳、卒、毀也、

【註】過哀毀瘠、以致滅性、
次。季氏が家にて父の喪を受て居られたである、○秋。あまり父の別れを哀しみやせがれて死なれた、

己亥、孟孝伯卒、

【註】終穆叔言、
前に死前へと云たは是なり、

立敬歸之娣齊歸之子公子裯、

【註】齊、謚、裯、昭公名、
是が後に昭公と云た人なり、

穆叔不欲曰、太子死、有母弟則立之、無則立長、

【註】立庶子則以年、

穆。此人を立ることをよいと思はぬゆゑには、太子は死し玉ひたらば、同母弟が有らばこれを立べきことである、もしそれも無き時は年長を立る筈なり、

年鈞擇賢、義鈞則卜、古之道也、

【註】先人事、後卜筮也、義鈞、謂賢等、
年。同年なれば賢德ある人をえらむことなり、○義。德義が鈞しきときは、卜ふて立ることである、これを古の道とするなり、

非適嗣、何必娣之子、

【註】言子野非適嗣、
非。今子野とても適嗣でもないに、何ぞ必しも其續きをたんだへて、娣の子を立てんや、

且是人也、居喪而不哀、在慼而有嘉容、是謂不度、不度之人、鮮不爲患、若果立之、必爲季氏憂、武子不聽、卒立之、比及葬、三易

【註】四子、嬰之黨、

工。四子は閭丘嬰が黨ゆゑ立去た、

出羣公子、

【註】爲昭十年、欒高之難、復羣公子、起本、

出。この序にみな追出した、

公作楚宮、

【註】適楚、好其宮、歸而作之、

楚國へ至られて、楚王の居間をうらやみ、魯へ歸てその通に建られたである、

穆叔曰、大誓云、民之所欲、天必從之、

【註】今尚書大誓亦無此文、故諸儒疑之、

穆。何事も願ふことは、天道もあたへ玉ふものとなり、【注】今。いまの尚書には有れども、杜預は古文を見られなんだ故、このやうなことを云はれた、

君欲楚也夫、故作其宮、若不復適楚、必死是宮也、六月、辛巳、公薨于楚宮、叔仲帶竊其拱璧、

【註】拱璧、公大璧、

君には殊の外楚國を羨み願ひ玉ふ、それゆゑに楚の宮まで作り玉ひた、○若。又楚へ立退ることでも有らうか、左なくばこの宮で死に玉ふで有らうと云た、○六。果して楚宮で卒せられた、○叔。魯侯の秘藏の大璧を盜で、

以與御人、納諸其懷、而從取之、由是得罪、

【註】得罪、謂魯人薄之、故子孫不得志於魯、

以て側役のものに取らせた、○納。これを御人が喜て懐中して出た、○從。それを叔仲帶が追駈て取かへしたとなり、これその當座は御人を盜人にする積と見えたり、○由。このやうに手のわるいことをしたゆゑに、魯人が疎みて子孫が魯でさかえなんだ、

立胡女敬歸之子子野、

を談じたれば、それに十倍したことを云出した、

又與季孫語晉故、

【註】如與孟孫言、

又。直に云たれども、

季孫不從、及趙文子卒、

【註】在昭元年、

聞かなんだてある、○及。果して趙孟が死ると、

晉公室卑、政在侈家、韓宣子爲政、不能圖諸侯、魯不堪晉求、讒慝弘多、是以有平丘之會、

【註】平丘會在昭十三年、晉人執季孫意如、

晉の公室は果して、政は侈者の家より出でゝ、韓宣子も政を成しても、諸侯までは手かとゞかぬであるとなり、○魯。折々求めせがまるゝ、○讒。魯を讒する惡人が多くて、是れ故魯の季氏が執へられたである、

齊子尾害閭丘嬰、欲殺之、使帥師以伐陽州、

【註】陽州魯地、

齊の子尾が閭丘嬰と云ものを害に成るとて、ころしたくおもへども罪もなく、世間を憚りて謀計をめぐらし、○使。閭丘嬰に軍兵を引率せしめて、魯の陽州と云ところを伐せた、

我問師故、

【註】魯以師往問齊、何故伐我、

我。魯國より何ゆゑにこの方の領地を伐るゝぞと咎めた、

夏、五月、子尾殺閭丘嬰、以說于我師、

【註】言伐魯者嬰所爲也、伐陽州不書、不成伐、

夏。子尾がさらばと云て、閭丘嬰を殺して、このものの所爲ゆゑに誅したと云てことわりを云た、

工僂灑、渻竈、孔虺、賈寅出奔莒、

若趙孟死、爲政者其韓子乎、

【註】韓子、韓起、

若。若この人が死だときには、晋でも政を爲るものは、韓子の外はあるまいとなり、

吾子盍與季孫言之、可以樹善、君子也、

【註】言韓起有君子之德、今方知政、可素往立善、

吾。しかれば足下なぜ季孫と言合せ玉ひて、善を立てよしみを結んでおかれぬぞ、あの韓子は若輩なれども、君子の德ある人となり、

晋君將失政矣、若不樹焉、使早備魯、

【註】使韓子早爲魯備、

晋。晋の君が政を失はれんとする上は、善を立ぬならば韓子へ言入れておいて、魯の要心に成ることをしておかれよ、

既而政在大夫、韓子懦弱、大夫多貪、求欲無厭、齊楚未足與也、魯其懼哉、孝伯曰、人生幾何、誰能無偸、朝不及夕、將安用樹、穆叔出而告人曰、孟孫將死矣、吾語諸趙孟之偸也、而又甚焉、

【註】言朝不及夕、偸之甚也、

既。いま大夫次第の仕置で、韓子は幼弱なり、大夫は欲がふかくて貪ることが多く、○求。何ほど取てもあき足ると云ことはない、○齊。兩國はこの方の力にするには足らねば、魯は氣づかはしいではあるまいかと云た、○孝。孟孝伯がこたへに、人の一生が何ほどの事ぞわづかの世を保つとて、たれか能く偸することがなかるまいや、當分のことを成しておいたがよい、○朝。朝からは晩のことは定め知れぬものを、何ぞ行く末のことを思ふて善を立るに及ばんやと云た、○穆。孟孫も死ぬ前と見えた、吾趙孟がこと

【註】公不居先君之路寢而安所樂、失其所也、
襄公の薨ぜられたなり、
秋九月、癸巳、子野卒、
【註】不書葬、未成君、
襄公の太子なり、
己亥、仲孫羯卒、
魯のことなり、
冬、十月、滕子來會葬、
【註】諸侯會葬、非禮、
襄公の葬を送りに來るなり、
癸酉、葬我君襄公、十有一月、莒人弑其君密州、
【註】不稱弑者主名、君無道也、
告文なり、
【傳】三十一年、春、王正月、穆叔至自會、

【註】澶淵會還、
國に歸て、
見孟孝伯、語之曰、趙孟將死矣、其語偸不似民主、
【註】偸、苟且、
孟孝伯に逢てかたるには、晉の趙孟は死ぬるであらうとなり、○其。言語がかりそめにて、當座の事而已を云て、末のことを云はぬとなり、○不。民の上に立つものはこれではならぬ、
且年未盈五十、而諄諄焉、如八九十者、弗能久矣、
【註】成二年戰於鞌、趙朔已死、於是趙文子始生、至襄三十年、會澶淵、蓋年四十七八、故言未盈五十、
且。その上まだ五十にも足らぬ年にて、言葉が諄々とわづらはしい、八十か九十に成るものゝやうな、あれでは久しくは生きられまいとなり、

焉、

【註】田里所收入、

三　三年過て豐卷も歸參願がすんで、自分にせわして召し復し、その知行と其入は物成りなり、三年の物成りまでそへてかへしたである、

從政一年、輿人誦之曰、取我衣冠而褚之、

【註】褚、畜也、奢侈者畏法、故畜藏、

從　子產が一人政を行ふたれば、○輿　多くの人民が憤つて、はやり歌をうたふたとなり、○曰　其詞に今度衣冠の定めを出さしたゆゑ、結構なる我衣冠は入用にないゆゑをさめおく、

取我田疇而伍之、孰殺子產、吾其與之、

【註】竝畔爲疇、

取　田地はならしにして、多くもたせぬゆゑ、福有のものは勝手がわるい、○孰　誰ぞ子產を殺すものがあらば、一味をせうと云たとなり、

及三年、又誦之曰、我有子弟、子產誨之、我有田疇、子產殖之、

【註】殖、生也、

及　三年治めたれば巷說が改まりて來た、吾に子弟が有るをそれらに子弟の道を子產どのゝ誨へて下さるゝ、我に田地があればよく五穀の生ひ立つやうに、子產のして玉はりた、

子產而死、誰其嗣之、

【註】嗣、續也、傳言鄭所以興、

若し子產の死なれたらば、跡に續いてたれがこのやうにしてくれうぞと云た、君子の治むるは如此ものなり、始は人がうとめども、追々善にいたる、小人はこれに反するものなり、

【經】三十有一年、春、王正月、

何事もない時には、月計りを書ておく例なり、

夏、六月、辛巳、公薨于楚宮、

大。一家中の大身の内に忠儉で、勤の能い族には、

從而與之、泰-侈者因而斃之、

【註】因其有罪、而斃踣之、

その功に從つて加増をあたへ、○泰。手前ゆたかなに任せて、侈るものには減少を云付けた、尤これは少しづゝ罪のある節に減じたである、

豐卷將祭、請田焉、弗許、

【註】田、獵也、

豐。或ときに先祖を祭る入用とて、狩をいたしたいと願ふた、○弗。子產がならぬと云て、

曰、唯君用鮮、

【註】鮮、野獸、

云には、田をして祭りの入用に備へると云は、國君で無ければ成らぬことである、

衆給而已、

【註】衆臣祭以芻豢爲足、

衆。その外の衆人は何でも間に合ふて事さへ足りればよしとすると云た、

子張怒、

【註】子張、豐卷、

子。これまで仕來つたに、いまの家老がさせぬと云は心外なと云て、

退而徵役、

【註】召兵、欲攻子產、

人夫を召あつめて、子產を打つぶさうと云た、

子產奔晉、子皮止之、而逐豐卷、

豐卷奔晉、子產請其田-里、

【註】請於公不沒入、

子。晉へ立のくとて出かけたなり、○子。子皮がすゝめて政を取らせたゆゑ、退せては成らぬとて追駈て止め、其上豐卷を追出したゆゑ、結句己が晉へ出奔した、○子。こゝが子產が君子である、豐卷が知行を君へ願ふて沒收せず、自分にあづかりて、

三年而復之、反其田-里及其入、

復命之、又辭、如是三、乃受策入拜、子產是以惡其爲人也、

【註】惡其虛飾、

復　又命じたれば又辭した、○如　これはみな虛の辭義であつた、三度命じさせて無理に云付られたやうにして、御墨印を拜領して入て拜した、○子　此仕方を見て、子產がさては人柄のわるいもので、かざりをするものと云ことを察して疎み惡んだ、

使次己位、

【註】畏其作亂、故寵之、

使　此やうなものを疎遠にすれば、寇を作すと云を合點して、わざと高官にして、自分の次座の卿にしておいた、爰は子產が方便である、

子產使都鄙有章、

【註】國都及邊鄙、車服尊卑、各有分部、

子產が國を治むる仕方に、先づ國中の衣服の定めを出した、都國の城下と邊鄙とは、章の分るやうに尊卑をさだめた、これ〳〵は城下だけで御免なれども、在鄕の村々では成らぬと云分を立た、

上下有服、

【註】公卿大夫服不相踰、

上　國中の諸士も大夫以上と、小臣との衣服の制を分た、

田有封洫、

【註】封、疆也、洫、溝也、

田　田地の繩ざかひを屹と立た、

廬井有伍、

【註】廬、舍也、九夫爲井、使五家相保、

廬　廬は百姓の家なり、井は九夫とて井田のわりなり、これに五人組を立てゝ、互に佐け合ふて作らせた、これもこの時分は制が亂れて居た、それをならしたである、

大人之忠儉者、

【註】謂卿大夫、

【註】言猶在國、
何。何ぞ邑を惜まうや、邑をあたへたとても、どこへもゝちて行きはせぬ、あたへておいてもやはりこの國の邑なり、これを與ふるは成ることをもとむるなれば、國用となるであるなり、

子大叔曰、若四國何、

【註】恐爲四鄰所笑、
子。しかしながら、四方の國々で笑ふであらう、それは如何めさるゝとなり、

子產曰、非相違也、而相從也、

【註】言賂以邑、欲爲和順、
子。何にも他國に違ふためで邑をやるではない、元來互に相從ふて和順にするための筋で與ふることなれば、

四國何尤焉、鄭書有之、

【註】鄭國史書、
何の他國で尤むることが有んや、〇鄭。當國の定め書にも有るではないか、

曰、安定國家、必大焉先、

【註】先和大族、而後國家安、
國家を安定するには、先づかならず大族の輩を和すれば、國は安くなるとなり、

姑先安大、以待其所歸、

【註】要其成也、
姑。先づ大家を安じて下の歸するを待たうとなり、これが成就する所となり、

既伯石懼而歸邑、卒與之、

【註】卒、終也、
既。難をきづかふて辭したを是非と云てあたへた、

伯有既死、使大史命伯石爲卿、辭、大史退、則請命焉、

【註】請大史更命己、
伯。今度死たる跡役を大史を以て命じたれば辭したであるなり、〇大。大史が退たれば、吾に命ぜらるゝやうにしてくれられよと云て賴だ、

子◦ それは少しも氣づかひめさるゝな、吾らが人々を帥ゐて以て足下の下知を聽く時は、誰か足下を犯す者があらんや、左やうなことはさせぬ、○子◦ よくゝ國を相けて玉はれ、國は小國とは云はれぬ、政さへよければよく治まるなり、

小能事大、國乃寬、

【註】爲大所恤故也、

又小國なれば、能く大國に事ふるやうにさへすれば、大國の佐けが有て、國は乃ち寬やかになるとなり、

子產爲政、有事伯石、賂與之邑、

【註】伯石、公孫段、有事、欲使之、

子◦ しからばと云て政を爲になつた、○有◦ 何か伯石に云付たいことが有る、所が一と通りではいかぬと思ふて、子產が賄ひに知行所を加增した、

子大叔曰、國皆其國也、奚獨賂焉、

【註】言鄭大夫共憂鄭國事、何爲獨賂之、

子◦ 大叔がこの仕方がこゝろに入らぬゆゑに、異なことをいたさるゝ、この鄭の國はみなくゝ一統に奉公する國なれば、何事にても大夫たるものは、國の事にはつかはるゝ筈である、○奚◦ どうしてこの伯石獨りに限て、賄を以て勸めさせらるゝものぞとなり、

子產曰、無欲實難、

【註】言人不能無欲、

子◦ いやさうでは有れども、人と云ものは欲心のないものはまれとなり、

皆得其欲、以從其事、而要其成、非我有成、其在人乎、

【註】言成猶在我、非在他也、

皆◦ 誰でもその欲を得るを喜で、その事に從ひ精を出すに付て、その事も成就するであるなり、この方は其成るを求るなり、すればことなると云は、我仕方で成るなれば、我にあるなり人に在るではない、

何愛於邑、邑將焉往、

書曰、某人某人、會于澶淵、宋災故、尤之也、

【註】傳云、既而無歸、所以釋諸侯大夫之不書也、又云、宋災故、尤之、所以釋向戌之幷貶也、戌爲正卿、深致火災、燒殺其夫人、未聞克己之意、而以求財、合諸侯、故與不歸財者同文、

書○ 經に何國の人何國の人と輕い者の會したやうに書て、さて又宋の災故と書たのも、それを咎めて兩方ともに貶したものとなり、【注】傳 財を贈らなんだをあらはした、是卿どもの名を書ぬわけを釋た、○又○ 宋の卿もわるい、正卿で有ながら、かゝる大火を致し、夫人まで死しながら、克己と自身の非を後悔するやうすもない故、これも貶したなり、

不書魯大夫、諱之也、

【註】向戌既以災求財、諸大夫許而不歸、客主皆貶、君子以尊尊之義也、君親有隱、故略不書魯大夫、以示例、

手前の國も贈らなんだ、仲間ゆゑ、會したとは書ずに除く、これは臣君のために隱之なり、

鄭子皮授子產政、

【註】伯有死、子皮知政、以子產賢故讓之、

伯有が討死して、子皮が政をするときに、元來子產が賢者ゆゑ、自分の職をゆづらうと云た、

辭曰、國小而偪、

【註】偪近大國、

辭○ 私は御免成されよ、抑當國は小國にて近隣の大國にせまり、

族大寵多、不可爲也、

【註】爲、猶治也、

公族の御家門衆の家は大きくて、寵を得る輩が大分ある、○不○ 是では治められぬ中々私ども下知は受られまいと云た、

子皮曰、虎帥以聽、誰敢犯子、子善相之、國無小、

【註】言在治政、

武、齊公孫蠆、宋向戌、衞北宮佗、

【註】佗、北宮括之子、

鄭罕虎、

【註】虎、子皮、

及小邾之大夫、會于澶淵、既而無歸於宋、故不書其人、君子曰、信其不可不愼乎、澶淵之會、卿不書、不信也、夫諸侯之上卿、會而不信、寵名皆棄、不信之不可也如是、

【註】寵謂族也、

火難に付て合力金をつかはさうとて會したである、○冬 魯も出會したれども、○既 財を宋へ贈らなんだを貶して、○故 經に人のみ名をあらはさなんだなり、わざ〳〵會して約を成しながら、肝心の物をやらなんだ、○君 評に、人の信と云ものは愼まねば叶はぬことなり、この澶淵にて歴々の卿どもが出會致ながら、名をけづられて書れぬと云は、信を失ふたゆゑである、○夫 諸侯の家で上卿と云ものは重いものなるに、會して不信に有つたゆゑ、寵とて屹としたる名もみな棄りて、上卿の詮はないであるなり、○不 不信のわるいと云ことは如此で有となり、

詩曰、文王陟降、在帝左右、信之謂也、

【註】詩、大雅、言文王所以能上接天、下接人動順帝者、唯以信、

詩 文王の上天に事へ、下人に接はり玉ひ、天帝に左右し玉ふとあるも、信あるを云たものなり、

又曰、淑愼爾止、無載爾僞、不信之謂也、

【註】逸詩也、言常善愼擧止、無載行詐僞、

又 汝の擧止をつゝしめ、いつはりを行ふなとあるは、不信をいましめた詩なり、

【註】鉏、子罕之子、代羽頡

子。鄭では羽頡があと役をたてたなり、

楚公子圍殺大司馬蔿掩而取其室、

【註】蔿掩二十五年爲大司馬、勢ひに任せて、罪もなき大司馬を殺して、家財を奪ひ取た、

申無宇曰、王子必不免、

【註】無宇、芋尹、

申。王子も禍をえ免かれらるまいとなり、

善人、國之主也、王子相楚國、將善是封殖而虐之、是禍國也、且司馬、令尹之偏、

【註】偏、佐也、

善。善人と云ものは國土の主である、〇王。今王子にはこの國の相と云はるゝ人なれば、善人をば封殖と取立らるゝ筈のことである、それを却て暴虐せらるゝなり、是れ國に禍をすると云ものとなり、〇且。その上に大司馬の官は何ぞや、令尹の偏とて、半身にて佐けとなり片腕ともなるものにして、

而王之四體也、

【註】倶股肱也、

王の手足も同ことである、

絶民之主、去身之偏、艾王之體、以禍其國、無不祥大焉、何以得免、

【註】爲昭十三年、楚弑靈王傳、

絶。それを殺すと云は民の主を絶て、自分の半身を去り、王の體をもつからかし、疵付そこなふと云ものである、〇以。このやうに國に禍しては、このうへの不吉はない、何として無難にあらうとなり、

爲宋災故、諸侯之大夫會以謀歸宋財、冬、十月、叔孫豹、會晉趙

【註】指降婁也、歲星十二年而一終、

禆竈が此星を指して云には、あれあの星があそこにある、あの歲星は十二年に天を一終してめぐる星なり、また一終は有つで有らう、

歲不及此次也已、

【註】不及降婁、

歲。然れども今度この歲星が、又降婁へ及ぶまではたもたぬと云た、

及其亡也、歲在娵訾之口、

【註】娵訾、營室東壁、二十八年歲星淫在玄枵、今三十年在娵訾、是歲星停在玄枵二年、

及。亡ぶる時は果して歲星が娵訾星のそばに至りたときであつた、

其明年、乃及降婁、僕展從伯有、與之皆死、

【註】僕展、鄭大夫、伯有黨、

その明年降婁へ至つたとなり、○僕。討死した、

羽頡出奔晉、爲任大夫、

【註】羽頡、馬師頡、任晉縣、今屬廣平郡、

羽。晉へ往たれば任縣の大夫に命せられたとなり、

雞澤之會、

【註】在三年、

鄭樂成奔楚、遂適晉、羽頡因之、與之比而事趙文子、言伐鄭之說焉、以宋之盟故、不可、

【註】宋盟約弭兵故、

雞。樂成も鄭を立去て楚へ行き、又後に晉へ來て居た、羽頡が舊と傍輩故、これより行きて、とも〴〵にむつまじくして晉の趙文子へ仕へたである、よく取入りた、○言。兩人ともに遺恨があるゆゑ、鄭を伐つ仕方をすゝめたれども、○以。趙文子は宋の會盟にて、兵を止めようと云たと云て、きゝ入れなんだとなり、

子皮以公孫鉏爲馬師、

へおもむいたとなり、○馴○召返さんとて、追駈て、
追付て、○與○異心は有まいと盟ふて、兩つの玉をし
づめて神へちかふた、

使公孫肸入盟大夫、己巳復歸、

【註】游吉歸也、

使○國の大夫どもと盟はせて、游吉も歸たとなり、

書曰、鄭人殺良霄、不稱大夫、言自外入也、

【註】既出位絕、非復鄭大夫、

書○伯有なり、名を書て大夫と書れなんだは、一たび出でゝ大夫の名を削られたゆゑに、外より來たものとした言なり、

於子蟜之卒也、

【註】子蟜、公孫蠆、卒在十九年、

於○前方鄭の子蟜が卒したときに、

將葬、公孫揮與裨竈晨會事焉、

【註】會葬事、

將○葬禮の日には公孫揮と裨竈と兩人が同道して、早朝に葬禮に會せんとて行くとき、

過伯有氏、其門上生莠、子羽曰、其莠猶在乎、

【註】子羽、公孫揮、以莠喩伯有、伯有侈、知其不能久存、

伯有が屋敷の門前を過り通たれば、○其○伯有が門のうへの瓦の間から、莠が一本生へ出て居たなり、莠ははぐさと訓ず、をろゝ艸の類なり、○子○公孫揮が此莠を伯有にたとへて、裨竈へ云には、あの莠もやはりいつまでも在らうかと云た、

於是歲在降婁、降婁中而旦、

【註】降婁、奎婁也、周七月、今五月、降婁中而天明、

於○この時しも天の歲星が降婁のやどりへ來て居た、降婁が天の正中へ至れば、夜明けになる時節で有たゆゑ、

裨竈指之曰、猶可以終歲、

ちらも同じ骨肉のことなれば、偏つて助くることは成らぬと云た、

伯有死於羊肆、

【註】羊肆、市列、

伯。終に打まけて市町で討死した、軒が列なりて在るゆゑ市列と云なり、

子産襚之、枕之股而哭之、斂而殯諸伯有之臣、在市側者、既而葬諸斗城、

【註】斗城、鄭地名、

子。伯有が死骸に衣をきせて、自分の股へかき上て泣た、○斂。死骸を取をさめて、○殯。伯有が家士に、町宅をして居るものがあつた故、そのものゝ方でかりもがりをして、斗城と云ところへ葬たである、

子駟氏欲攻子産、子皮怒之曰、禮、國之幹也、殺有禮、禍莫大焉、乃止、

【註】斂葬伯有爲有禮、

子駟。さては伯有に味方するぞと心得て、攻ようとした、○子。大に怒りて云には、禮と云ものは國家の大柱である、かの子産は伯有の好しみを忘れずして斂葬した、このやうに禮ある人を殺すは、大きなる禍なりと云たゆゑ止た、

於是游吉如晉、還、聞難不入、

【註】懼禍並及、

於。この時分游吉は晉へ使に行きて、かへつたところに、此難をきゝて我も禍に合はんかと畏れて、

復命于介、八月、甲子、奔晉、駟帶追之、及酸棗、與子上盟、用兩珪質于河、

【註】子上、駟帶也、沈珪於河爲信也、酸棗、陳留縣、

介副に口上を復命させて、○八。直に取て返して、晉

其大夫盟于大宮、
【註】大宮、祖廟、
皆。皆々盟ふたとなり、○乙。君も盟はれた、
盟國人于師之梁之外、
【註】師之梁、鄭城門、
盟。是は總盟ひである、
伯有聞鄭人之盟己也、怒、聞子皮之甲不與攻己也、喜曰、子皮與我矣、癸丑、晨、自墓門之瀆入、
【註】墓門、鄭城門、
伯。己を罪人として盟ふたを怒つた、其内にが子皮が甲士共は、己を攻る一列ではなかりたと聞て、喜て云には、子皮は我に與したと見えた、さらば味方もある程に伐ふと云た、○癸。城門の水門より忍び入て、
因馬師頡、介于襄庫以伐舊北門、
【註】馬師頡、子羽孫、
因。師頡と云合せて、府庫の武器を取出して、○介は甲を着て以て北門を攻た、
駟帶率國人以伐之、
【註】駟帶子西之子、子晳之宗主、
駟。伯有を防ぎに出た、是は子晳が宗主。とて總領家なり、
皆召子產、
【註】駟氏伯有俱召、
皆。兩方から子產を味方に附けたいと云て召た、
子產曰、兄弟而及此、吾從天所與、
【註】兄弟恩等、故無所偏助、
子。是はどちらへも味方は成らぬ、兄弟の家で有ながら、このやうに難に及ぶ上は、○吾。どちらぞ一方勝つ方が出來るで有らう、その勝た方は天の與へ玉ふ方と見ゆるに因て、その方へ從はうと也、いまはど

一人は正直なとなり、

子産曰、豈爲我徒、

【註】徒、黨也、言不以駟良爲黨、

いや〳〵何れも我れなどが黨する人柄ではない、

國之禍難、誰知所敝、或主彊直、難乃不生、

【註】言能彊能直則可弭難、今三家未能、則伯有方爭、

國○どちらも國のわざはひを蔽ふことを知らぬものである、○或○實につよきと直きとを專に主るものならば、かゝる難は至らぬ筈であるとなり、

姑成吾所、

【註】欲以無所附著爲所、

姑○どちらへも附れぬゆゑ、この方はどちらへも附ぬを以て、吾がところとして居ようと云た、

辛丑、子産斂伯有氏之死者而殯之、不及謀而遂行、

【註】不與於國謀、

辛○死者どもをさめて殯がりして、國の相談にあづからずに立のいたとなり、

印段從之、

【註】義子産、

印○子産に從ふたである、

子皮止之、衆曰、人不我順、何止焉、子皮曰、夫子禮於死者、況生者乎、遂自止之、壬寅、子産入、癸卯、子石入、

【註】子石、印段、

子○子産を止めた、○人○此方に附かぬ者なるに、何ぞ止めらるゝやとなり、○子○いや子産は死んだものさへ禮を以てあひしらふ人なり、況や生て居る吾々をあしくもせられんやと云て、自身に追かけて止めた、○壬○子産が入たれば、子石も又從て入た、

皆受盟于子晳氏、乙巳、鄭伯及

既。伯有が鄭伯へ登城して、

則又將使子晳如楚、歸而飲酒、庚子、子晳以駟氏之甲伐而焚之、伯有奔雍梁、

【註】雍梁、鄭地、

則。前に盟ておきながら、又楚へ行けと云付て、自分には歸てまた大酒を飲で居た、○庚。子晳がこらへ兼て、自分一家の甲士を率ゐて、伯有を伐て屋敷に火を放つたとなり、○伯。雍梁と云ところへ、家士どもが連れて退たとなり、

醒而後知之、遂奔許、大夫聚謀、子皮曰、仲虺之志、

【註】仲虺、湯左相、

醒。自分には酒に醉ひ伏して何ごとも知らずに居て醒て後やうやく知て、それから許へ立のいたとなり、○大。鄭の大夫どもが聚まりて、今度のことを謀り相談した、○子。湯の左相が誌したる言にも、

云、亂者取之、亡者侮之、推亡固存、國之利也、罕駟豐同生、

【註】罕、子皮、駟、子晳、豐、公孫段也、三家本同母兄弟、

亂れたものは取之てつぶし、亡びさうなものは侮り亡るを推たほし、存しさうなものは彌固くするを國の利とするとなり、○罕。鄭でもこの三家は同生の一門なり、

伯有汰侈、故不免、

【註】三家同出、而伯有孤特、汰侈、所以亡、

伯有一人が離れものであるのみならず、汰び侈つた故に難に免れぬと云た、

人謂子產就直助彊、

【註】時謂子晳直、三家彊、

人。或人が子產に、今強い家と直な人と一つになつたほどに、足下にも其方へ附れよとすゝめた、【注】時。三家の内へ子晳も入て居れども、強い内にも子晳

卑、大夫敖、政多門、
【註】政不由一人、
聚。そのわけは、兵糧を積み貯へて城郭を堅固にし、この二つを恃にして、人民を撫育する心は少もない、○其。弱輩で公子たちは侈り、太子は卑しく、大夫どもが敖るなり、○政。面々の心々で取さばく、
以介於大國、
【註】介、間也、
以。さて大國の間にはさまれて居る、
能無亡乎、不過十年矣、
【註】爲昭八年、楚滅陳傳、
あのやうなことでは亡びでは居らぬ、十年はたもつまいとなり、
秋、七月、叔弓如宋、葬共姫也、
【註】傷伯姫之過災、故使卿共葬、
魯より葬に會せしめられた、
鄭伯有耆酒、爲窟室、
【註】窟室、地室、
酒に耽り穴藏をほりて、その內へ入て、
而夜飲酒、擊鐘焉、朝至未已、朝者曰、公焉在、
【註】家臣、故謂伯有爲公、
夜中に酒を飲み、鐘をうちてなぐさむとなり、○朝。夜があけて自分の家來どもが出仕すれども、まだ不已に酒を飲で居た、○朝。家中の士どもが御前は何方にござるぞと問た、
其人曰、吾公在壑谷、
【註】壑谷、窟室、
其。侍者が吾が君には穴藏の內にござると云た、
皆自朝布路而罷、
【註】布路、分散、
皆。ばら／＼に成てかへつた、
既而朝、
【註】伯有朝鄭君、

曰、譆譆出出、

【註】譆譆熱也、出出、戒伯姫、

靈屋で異なことを云て呼はつた、火災の前表と見えた、火にたゝる要心せられよと云ことなり、

鳥鳴于亳社、

【註】般社、

如曰譆譆、

【註】皆火妖也、

〇鳥　鳥の聲も社前で譆々とよばるやうにきこえた、みな火災のある前表なり、

甲午、宋大災、宋伯姫卒、待姆也、

【註】姆、女師、

〇甲　大火であつた、〇宋　火にやけて死なれた、これは女の守り役を待て居て死なれたなり、

君子謂宋共姫、女而不婦、女待人、

【註】待人而行、

〇君　評に、これは女の守り方をいたされて、婦の道ではないなり、女ならば人を待て出たがよい、

婦義事也、

【註】義從宜也、伯姫時年六十左右、

婦ならば事の宜しきに從ふて、義とするがよいとなり、女めの內は姆が附ねば宮を出ぬことなり、この共姫は六十の內外なれば、もはや獨り出らるゝはずなり、

六月、鄭子產如陳涖盟、歸復命、告大夫曰、陳亡國也、不可與也、

【註】不可與結好、

陳へ好みを結びに行た、歸て鄭君へ復命した上にて、大夫どもへ告らるゝには、陳は亡ぶる國なり、與々に好みを結で親くする國ではない、

聚禾粟、繕城郭、恃此二者、而不撫其民、其君弱植、公子侈、太子

崩、儋括欲立王子佞夫、

【註】佞夫、靈王子、景王弟、

入。 王の前へ出て言上した、○且。 彼はころさせ玉へ、父の死を感む心もなくて、大なことを願ひまする○視。 物を視ること躁とさわがしく、足を上ることも高くて、心がしづまらずして、他へ向ふて居ると見ゆれば、殺し玉はずば後に害を作すでござらうと云た、○王。 小せがれが何を知て小ざかしいことを云ぞとて、取上げ玉はなんだなり、○及。 靈王の崩御成されたれば、果して括が大なことを企てた、連枝の王子佞夫と云人を位に即けようと云た、

佞夫弗知、戊子、儋括圍蔿、逐成愆、

【註】成愆、蔿邑大夫、

佞。 この人の所にもそのことは知られぬなり、○戊。 蔿と云ところを攻て城代を追出した、

成愆奔平時、

【註】平時、周邑、

成。 立のいた、

五月、癸巳、尹言多劉毅單蔑甘過鞏成殺佞夫、

【註】五子、周大夫、

五。 周の大夫達が叛逆の張本人なりとて終に殺した、

括瑕廖奔晉、

【註】括瑕廖不書、賤也、

括。 事ならずして立のいた、佞夫は張本の名を唱へて殺したけれども、實は何にも知られぬ人、

書曰、天王殺其弟佞夫、罪在王也、

【註】佞夫不知、故經書在宋災下、從赴、

書。 經に弟と書たのは、王の無理をしらせたるなり、

或叫于宋大廟、

【註】叫、呼也、

夏、四月、己亥、鄭伯及其大夫盟、

【註】駟良爭故、

兩卿が中がわるいゆゑ盟はれたなり、

君子是以知鄭難之不已也、

【註】鄭伯微弱、不能制其臣下、君臣詛盟、故曰亂未已、

〇君　評に、鄭に難の止まぬと云が知れたとなり、君として臣下の爭ひを制することがならずして盟ふと云は、臣を恐れて居らるゝゆゑなり、君の威は少しもないである、

蔡景侯爲太子般娶于楚、通焉、

太子弑景侯、

【註】終子產言有子禍也、

娵めとしてむかへながら、自分に通せられたとなり、

〇太　父を殺した、子產が前に云た通りであつた、

初王儋季卒、

【註】儋季、周靈王弟、

周の王儋季が卒して後に、

其子括將見王而歎、

【註】括除服、見靈王、入朝而歎、

その括と云が忌明に及で、王へ御目見に出てゝ歎息した、

單公子愆期爲靈王御士、過諸廷、

【註】愆期行過王廷、

〇單　王の御者の愆期と云者が折節廷を過るとて、

聞其歎而言曰、烏乎、必有此夫、

【註】欲有此朝廷之權、

括が歎息するを聞て言には、あれはかならずこの朝廷の權を有ちたい心があるとなり、

入以告王、且曰、必殺之、不慼而願大、視躁而足高、心在他矣、不殺必害、王曰、童子何知、及靈王

とわびごとをした〇、〇遂。君へ言上せうほどに、仕へて政事を助けられよと云た、〇辭。この老人がもはや老おとろへて、勤まりませぬと云て辭した、〇與。食邑を與へて君の納戸役にして、

以爲絳縣師、

【註】縣師、掌地域、辨其夫家人民、

絳縣の人別奉行を勤めさせたなり、〇縣。地の封疆を正し、そのところの夫家。とは夫は男子を云、家は妻を云、男女人民を正すことなり、

而廢其輿尉、

【註】以役孤老故、

人夫の小頭を此やうな一人者の老人を氣も付けず、引廻して役に使たは不屆なりと云て、いとまを出た、

於是魯使者在晉、歸以語諸大夫、季武子曰、晉未可媮也、

【註】媮、薄也、

〇於。此時分魯國の使者が晉へ來て居て、このことを聞て面白き話ゆゑに、魯へ歸つて諸大夫へものがたりした、〇季。季氏が聞て、しかれば晉はまだ輕しめられぬ、

有趙孟以爲大夫、有伯瑕以爲佐、

【註】伯瑕、士文伯、

〇有。左ほどに行とゞきたる趙孟が卿となつて事を執り、伯瑕と云智者が有て輔佐し、

有史趙師曠而咨度焉、有叔向女齊以師保其君、其朝多君子、其庸可媮乎、勉事之而後可、

【註】傳言晉所以强不失諸侯、且明歷也、

〇有。兩人があつて相談相手になる、〇有。是は介副と成て君を守る、其朝廷に此やうに君子があつまつて居ることなれば、何を以てうすんじ輕しめられうや、〇勉。この上は油斷なく勉めて晉に仕ふる方がよいと云た、

と云ことが有るが、其首の二を下して身のごとくすると、是その日數になると云た、亥は古字を亥と書た、これが首べに二があつて、算木の六は人のごとくしたものなり、人を三つあはせたるゆゑ三の六となる、

下二如身、是其日數也、

【註】下亥上二畫、竪置身旁、

二を下すと算子にて㐲となるなり、

士文伯曰、然則二萬六千六百有六旬也、

【註】文伯、士弱之子、

○士　そんならばその日數は二萬六千六百有六十日であらうと速にさとりた、これは面々の才智をあげて見せたものなり、是を左傳で色々六かしく云へども、外に六かしいこともなく、亥の字に別の意味はない、數の合ふを云たものなり、

趙孟問其縣大夫、則其屬也、

【註】屬趙武、

○趙　この老人は全體一とほりのものでないと見えたゆゑ、老人が在所の大夫に問ふたれば、則彼が支配の大夫であつた、

召之而謝過焉、曰、武不才、任君之大事、以晉國之多虞、不能由吾子、

【註】由、用也、

○召　そこで趙武が老人を召て、今まで用ひなんだ過ちを謝して云には、吾れ不才なる身にて、君の大事を引受けた、晉國の何かと心づかひの多きにとりまぎれて吾子をいまゝで用ひずして、

使吾子辱在泥塗久矣、武之罪也、敢謝不才、遂仕之、使助爲政、辭以老、與之田、使爲君復陶、

【註】復陶、主衣服之官、

○使　下ざまに埋もれさせて、泥の中に久々辱め居らせたは、吾がつみであつた、くれ〴〵不調法であつた

【註】所謂正月、謂夏正月也、三分六甲之一、得甲子甲戌盡癸未、

臣。然れどもわしが生れた年の正月の朔日は、甲子の日であつた、それから四百有四十五年の甲子を經て、其季が今日にて三分一のこりて居ると云た、六かしいことを云出した、是は甲子から甲子までは、六十日にて一年に甲子が六つ宛有て、その數都合四百四十五の甲子と、六十日の三分一の二十日じやと云ことである、

吏走問諸朝、

【註】皆不知、故問之、

吏。下役人どもが何のことか知れぬゆゑに、朝廷へ言上して問合せた、

師曠曰、魯叔仲惠伯會郤成子于承匡之歲也、

【註】在文十一年、

師。是は四百四十五甲子の初を覺えて居て、直に云たものなり、それは昔し魯の叔仲惠伯がこの方の郤成子と、承匡で會したその歲が四百四十五甲子前であつたとなり、

是歲也、狄伐魯、叔孫莊叔、於是乎敗狄于鹹、獲長狄僑如及虺也豹也、而皆以名其子、七十三年矣、

【註】叔孫僑如叔孫豹、皆取長狄名、

是。さてその歲はやかましい歲であつて、狄が魯國を伐た、叔孫莊叔がこのときは狄を鹹と云ところにて打敗つて、長狄僑如と云狄の酋長を生捕り、その從僕の虺の豹のと云狄をも得て、みなその功を記する爲に自身の子供に名付たことがあつた、今年まで七十三年になると云た、

史趙曰、亥有二首六身、

【註】史趙、晉大史、亥字二畫在上、併三六爲身、如算之六、

史。又大夫の史趙が聞て、其れは亥の字に二首六身

らふ性質なり、

子晳好在人上、莫能相下也、雖其和也、猶相積惡也、惡至無日矣、

【註】爲此年秋、良霄出奔傳、

子。これは唯人の上へ上りたく思ふて、○莫。どちらも下ることのきらひなものどもで、○雖。和してもまだ互ひに怨みをつむゆゑ、難のいたるに間がないと云た也、

二月、癸未、晉悼夫人食輿人之城杞者、

【註】輿、衆也、城杞在往年、

晉の夫人の親里へつかはして城を築せた、多くの人夫どもへ酒食を下さるゝに付て、その人夫どもがみな〳〵集つたとなり、

絳縣人或年長矣、無子、而往與於食、

【註】以無子息故、自受役、亦自往受享、

絳。その人夫の中に、絳縣と云ところのものに、一人殊の外なる老人がありた、○無。この老人が男子でもあれば自身に人夫には出もせまいけれども、子が無かつたゆゑに、老人の自身に役にも出て、又食を下さるゝときにも出たなり、

有與疑年、使之年、

【註】將有所與見其年老、疑其年、使言其年、

有。食を玉はりて出たるは、みな若いものどもばかりなる中に、此老人が居るゆゑ、人々の目に付て、あの親父はいくつになるで有ると疑ふて、こなたはいくつにならるゝと云た、○曰。わしは下々のことにていくつになるか年を覺えませぬ、

曰、臣小人也、不知紀年、臣生之歲、正月甲子朔、四百有四十五甲子矣、其季於今、三之一也、

令尹將有大事、子蕩將與焉、助之匿其情矣、

【註】子圍素貴、郟敖微弱、諸侯皆知其將爲亂、故穆叔問之、

對。蘧罷がこたへに、私どもは小人のことなれば何にも存ぜず、むざと食をたべて主人の用事を承はつてつとむるばかりで、○猶。それでさへ君命のとほりには事が行とゞかずして、戾を得んかとそれを心づかひして居ますれば、何として政などを知ることが成らうぞとなり、○固。やうすを知り玉はぬと云ことはあるまいとて、むりに問ふたれども兎角云はなんだなり、○穆。國の一列へ云には、楚の令尹は謀叛のたくみでもあると見えた、○子。子蕩も一味する體なり、○助。それゆゑに令尹を助けて實を隱すなりと云た、

子産相鄭伯以如晉、叔向問鄭國之政焉、對曰、吾得見與否、在此歲也、駟良方爭、未知所成、

【註】駟氏、子晳也、良氏、伯有也、

晉へ供して行た、○叔。御國本の政はいかゞ有るぞと問た、○對。子産のこたへに、國もことの外あやうく成た、併ながらこの後御目にかゝるもかゝらぬも、今年中にあるとなり、當年中には存亡の安否が分ると云ことなり、○駟。二卿のものが只いま最中爭ふてたがひに肘を張り、何方が亡びんともまださかひがみえぬとなり、

若有所成、吾得見乃可知也、叔向曰、不既和矣乎、對曰、伯有侈而愎、

【註】愎、狠也、

若。若しづまりたらば、吾又御目にかゝることを得るでござらう、○乃。そのとき國の體を察し玉へと云た、○叔。それは早とくに和談が有つたではないかと問た、○對。さればそのことでござる、一旦和談は有たれども、兩方が手剛いもので、こまりました、先づ伯有と云男は侈りもので、それに人にもとりさか

秋、七月、叔弓如宋、葬宋共姫、

【註】共姫從夫諡也、叔弓、叔老之子、卿共葬事、禮過厚、三月而葬、速、

魯より葬り會せるなり、

鄭良霄出奔許、

【註】耆酒荒淫、書名、罪之、

自許入于鄭、

【註】不言復入、獨還無兵、

鄭人殺良霄、

皆告文、

冬十月、葬蔡景公、

【註】無傳、

會葬した、

晉人齊人宋人衞人鄭人曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾人會于澶淵、宋災故、

【註】會未有言其事者、此言宋災故、以惡宋人不克己自責、而出會求財、

これは告文ではない、魯も會したなれども諱みて書ぬなり、【注】會　何事の會と云名がなくては分らぬゆゑ、宋人が合力をたのむの會なれば、宋の災故と云たなり、

【傳】三十年、春、王正月、楚子使薳罷來聘、通嗣君也、

【註】郟敖即位、

楚の代がはりをとゞけたなり、

穆叔問王子之爲政何如、

【註】王子圍爲令尹、

穆。魯の穆叔が使者の薳罷に問には、御國本の只今の御家老王子圍の仕置はいかやうにござるとなり、

對曰、吾儕小人食而聽事、猶懼不給命、而不免于戾、焉與知政、固問焉、不告、穆叔告大夫曰、楚

擇善而擧、則世隆也、

【註】世所高也、

擇。又善い人をとゑらびてあげるときには、世の高。とて世間に隱れもない善い人なり、

天又除之、奪伯有魄、

【註】喪其精神、爲子產驅除、

天。天道も惡をはらひ除ふと思召して、伯有が魄をうばひて惡がいよ〳〵つのり、

子西即世、將焉辟之、天禍鄭久矣、其必使子產息之、乃猶可以戾、

【註】戾、定也、

子西も即世と死で有らうならば、何として此子產を辟け玉はうや、○天　天道より鄭へ禍を下さるゝ事は久しきことなれば、此上は、○其　子產に政をさせて鄭に少し休息させ玉ふであらう、さうしたらば國も定るで有らう、

不然、將亡矣、

不。左無ければ鄭は亡るで有らうと云たなり、

【經】三十年、春、王正月、楚子使薳罷來聘、

魯へ來聘させた、

夏、四月、蔡世子般弑其君固、

告文なり、

五月、甲午、宋災、

【註】天火曰災、

告文なり、

宋伯姬卒、天王殺其弟佞夫、

【註】稱弟、以惡王殘骨肉、

告文なり、

王子瑕奔晉、

【註】不言出奔、周無外、

告文なり、

○伯　それでも足下は代々使番の家筋なりと云た、

子皙曰、可則往、難則已、何世之有、伯有將強使之、子皙怒、將伐伯有氏、大夫和之、十二月、己巳、鄭大夫盟於伯有氏、裨諶曰、是盟也、其與幾何、

【註】言不能久也、裨諶、鄭大夫、

子。往るゝときには往かふし、難のある時は往に及ばぬやめてもらひたい、何ぞ世々の行人なればとて、身を棄てゝも行く筈と云ことはない、○伯。それでも無理にやらうと云た、これは非道なり、○子。もはや堪忍ならぬと云て、同士軍に及ばうとした、○大。寄合て、和談させた、○十。和の盟ひをした、○裨。この盟ひも長くは有つまい、

詩曰、君子屢盟、亂是用長、今是長亂之道也、禍未歇也、必三年而後能紓、

【註】紓、解也、

詩。折々盟へば却て亂を益すと云てある、○今。此やうに又も〳〵盟ふと云は、亂を長ずるの道じやと云てあるなり、○禍。禍はまだ止むまい、三年も過たらばちとゆるまるで有らうと也、

然明曰、政將焉往、裨諶曰、善之代不善、天命也、其焉辟子產、

【註】言政必歸子產、

然。この國の政事は、たれが家へ歸するであらうと思はるゝぞと問たなり、○裨。善い者の善らぬものにかはると云は天の命ずるところで、自然の道と云ものなり、○其。その善いものと云ては子產なれば、何として彼れを天より辟け棄玉はんやとなり、

擧不踰等、則位班也、

【註】子產位班次、應知政、

擧。なぜなれば、人をあげ用る階等を踰えず順にする時は、子產が位班が直に登るべきの順である、

爲高氏之難故、高豎以盧叛、

【註】豎、高止子、

父が追放せられたゆゑに、その子の高豎が知行所の盧へ立籠つた、

十月、庚寅、閭丘嬰帥師圍盧、高豎曰、苟使高氏有後、請致邑、

【註】還邑於君、

十。押よせた、○高。所詮この地も拘へられぬと思ふたかして、願て云には、かりそめにも私ども一族の中にて、家を立てゝ下されたらば、成ほど邑は君へさし上ん、さして血脈をたやさるゝほどのつみでもあるまいと云たなり、

齊人立敬仲之曾孫酀、

【註】敬仲、高傒、

齊。しからば高敬中が曾孫の酀と云ものを立ようと云た、

良敬仲也、

【註】良、猶賢也、

良。これは敬仲は德のあつたる人なり、

十一月、乙卯、高豎致盧而出奔晉、晉人城緜而寘旃、

【註】晉人善其致邑、

十。望が足たと云て、邑を指上て晉へ立のいた、○晉。齊での仕方がよいと云て、緜と云ところに城を立てゝ入れた、

鄭伯有使公孫黑如楚、

【註】黑、子皙、

楚國へ使者に行けと云わたされたれば、

辭曰、楚鄭方惡、而使余往、是殺余也、伯有曰、世行也、

【註】言女世爲行人、

公孫黑が御免あれ、此節楚と鄭とは中の惡い最中なれば、行たらば唯はかへすまい、それに余に行けと仰せらるゝは、是余をころすのなりと云て往かぬなり、

家へ政があつまり歸するで有らうとなり、後はたして韓魏趙と三つに分れたるなり、

說二叔向一、將レ行、謂二叔向一曰、吾子勉レ之、君侈而多良、大夫皆富、政將レ在レ家、

【註】富必厚施、故政在レ家、

說○ 中にも叔向を見て、彼が賢を說こんで、○將○ 晉を發足する段に、叔向へ云には、吾子よく〳〵勉めて心を用ひられよ、○君○ 當國の君には大分侈り玉ひて、下には良臣が多い、○大○ 其上大夫衆が富るゝからは、人にほどこすことも厚くて、格別人がおもひ付くことなれば、○政○ 後々は公室はおとろへて、政が大夫の家に在るで有らう、

吾子好レ直、必思三自免二於難一、

吾○ しかるときには國も亂るゝであらう、元より吾子は直道を好まるゝ人なり、亂世には、直ばかりでは身が危いほどに難を免るゝやうに覺悟いたされよと云たなり、

秋、九月、齊公孫蠆公孫竈放二其大夫高止於北燕一、

【註】蠆、子尾、竈、子雅、放者、宥レ之以レ遠、

二卿のものが云合て、高止を北燕へ追放したである、

乙未、出、書曰、出奔、罪二高止一也、

【註】實放、書レ奔、所三以示二罪、

乙○ 國を出たなり、○書○ 經に出奔と書たのは、高止が惡者にて、己がこゝろから追出されたゆゑ、出奔とつみしたものなり、

高止好三以レ事自爲二功、且專、故難及レ之、

高○ 何事でも己一人が手柄にしたがる、○且○ その上に我まゝを働くゆゑに、難が其身に及だと也、

冬、孟孝伯如レ晉、報二范叔一也、

【註】范叔、士鞅也、此年夏來聘、

杞の手傳の謝として來たる返禮に行きた也、

而不德、必加於戮、

【註】辯、猶爭也、

聞。折しも孫文子が樂を奏して居たかして、鐘の聲が聞えた、これを季札がきゝて云には、○異。偖々けしからぬことかな、吾が聞たには爭ふて德のないものは、必ず誅戮を加へらるゝとなり、

夫子獲罪於君以在此、

【註】孫文子以戚叛、

夫。それに此孫文子は君にとがめをうけて、自分の領地へ引込て居ながら、

懼猶不足、而又何樂、夫子之在此也、猶燕之巢于幕上、

【註】言至危、

懼。愼て恐れ入て居られても猶あきたらぬ、○而。しかるに何ともおもはず、樂を作して樂しまるゝ、左やうなところではあるまい、○夫。笑止なことかな夫子のこのところに居らるゝは、ちやうど燕が幕の上に巢をかけたやうなもので、あやういことなり、

君又在殯、而可以樂乎、

【註】獻公卒未葬、

君。そのうへにまだ衞の君は喪中でござれば、かたがた以て樂を作すところではない、

遂去之、

【註】不止宿、

遂。此やうな不忠の人にはよらぬがよいと云て、一宿もせず直にとほつたとなり、

文子聞之、終身不聽琴瑟、

【註】聞義能改、

文。此季札が言を聞て、賢者に棄られたと云て、過ちを悔て一生鳴物をきかなんだ、

適晉、說趙文子韓宣子魏獻子、

曰、晉國其萃於三族乎、

【註】言晉國之政將集於三家、

適。それから晉へ行きて、晉の三人の賢大夫に逢ふて說こんだ、○曰。この國は後々に至ては、此三族の

みのやうにあつたとなり、○與 季札より縞帶を子產に贈られた、縞帶はねりぎぬの白き大帶なり、これは鄭の國には澤山にあるものなれど、吳國には至てすくないものなり、自分の方で大切にする物を贈るを親切とすることなり、○子 子產は麻のかたびらを進物といたされた、これ又鄭にては甚だ貴ぶもので、吳國よりは大分出るものなり、互に向の利をなさぬが敬まひである、

謂子產曰、鄭之執政侈、難將至矣、政必及子、子爲政、愼之以禮、不然、鄭國將敗、

【註】侈、謂伯有、

謂 鄭の有さまを考へて、當國の執政の人は大分侈る人なれば、久しくは續くまい、難がおこるで有らう○政 その上では政は足下のいたさるゝであらう、もし足下政を致さるゝならば、つゝしんで禮を以て治められよ、左なくばこの國は敗れようと云た、

適衞、說蘧瑗、

【註】蘧伯玉、

史狗、

【註】史朝之子文子、

史鰌、

【註】史魚、

公子荆、公叔發、

【註】公叔文子、

公子朝、曰、衞多君子、未有患也、

自衞如晉、將宿於戚、

【註】戚、孫文子之邑、

適 衞へ行たれば、是には賢者が多い國で、六人に逢て云には、此國はこのやうに賢人君子が居られては、未うれひはあるまいと云た、○自 衞を立て晉へ行ふと思て、此間に戚と云ふて衞の別邑が有る、これは衞の孫文子が在所であるなり、このところで日も晚景に及んだゆゑ、一宿せうと思ふて立よりた、

聞鐘聲焉、曰、異哉、吾聞之也、辯

○舞畢、知其樂終、是素知其篇數、

見。舜の德は天地の萬物を覆ひ載せずと云ことなきが如くとなり、この上どのやうなはなはだしい德でも、この上に加へ益すことはないとなり、○觀。是切に見止て云やうには、この外に有ても、はや强てのぞみは致さぬと云た、

其出聘也、通嗣君也、

【註】吳子餘祭嗣立、

其。今度のつかひに出たのは代がはりと云ことを諸國へ通じに出たとなり、

故遂聘于齊、說晏平仲、謂之曰、子速納邑與政、

【註】納歸之公、

故。それより齊國へ至て、晏平仲を說んで是をいさむるには、足下速に知行を指上げ政事をもことわりて引こまれよ、

無邑無政、乃免於難、齊國之政、將有所歸、未獲所歸、難未歇也、

【註】歇、盡也、

無。無祿無役でさへ居られたらば難に合はるまいと也、○齊。當國の政は誰が一家へ歸すると見ゆる、○未。然れども未だどこへも片つかぬゆゑ、その內は難の止むと云ことはあるまいとなり、

故晏子因陳桓子以納政與邑、是以免於欒高之難、

【註】難在昭八年、

故。賢德の高い季札が云ことなれば、實にもと思ふて、陳桓子へむけねがふて、役も邑も君へ返したとなり、○是。難にあはなんだである、

聘於鄭、見子產、如舊相識、與之縞帶、子產獻紵衣焉、

【註】大帶也、吳地貴縞、鄭地貴紵、故各獻己所貴、示損己而不爲彼貨利、

聘。鄭へ行て子產に逢ひ、互に賢者ゆゑに舊いなじ

○○見舞　これはそれ〳〵の樂器を持て舞ふことを云たものなり、文王のまだ太平ならぬを憾み玉ふを云た、

見舞大武者、

【註】武王樂、

曰、美哉、周之盛也、其若此乎、

○見　周の武王の事とほめた、

見舞韶濩者、

【註】殷湯樂、

曰、聖人之弘也、而猶有慙德、聖人之難也、

【註】慙於始伐、

○○○見韶濩　これ一つは湯をほめて、難義におもひ玉ふたとなり、

見舞大夏者、

【註】禹之樂、

曰、美哉、勤而不德、非禹其誰能脩之、

【註】盡力溝洫勤也、

○見　禹の外に此やうなるはあるまいと云た、

見舞韶箾者、

【註】舜樂、

曰、德至矣哉、大矣、如天之無不幬也、

【註】幬、覆也、

如地之無不載也、雖甚盛德、其蔑以加於此矣、觀止矣、若有他樂、吾不敢請已、

【註】魯用四代之樂、故及韶箾、而季子知其終也、季札賢明才博、在吳雖已涉見此樂歌之文、然未聞中國雅聲、故請作周樂、欲聽其聲、然後依聲、以參時政、知其興衰也、聞秦詩謂之夏聲、聞頌曰五聲和、八風平、皆論聲以參政也、

【註】常日新、

哀而不愁、

【註】知命、

樂而不荒、

【註】節之以禮、

用而不匱、

【註】德弘大、

廣而不宣、

【註】不自顯、

施而不費、

【註】因民所利而利之、

取而不貪、

【註】義然後取、

處而不底、

【註】守之以道、

行而不流、

【註】制之以義、

五聲和、

【註】宮商角徵羽謂之五聲、

八風平、

【註】八方之氣、謂之八風、

節有度、守有序、

【註】八音克諧、節有度也、無相奪倫、守有序也、

盛德之所同也、

【註】頌有殷魯、故曰盛德之所同、

曰○ことのほか美めたなり、

見舞象箾南籥者、

【註】象箾、舞所執、南籥以籥舞也、皆文王之樂、

曰、美哉、猶有憾、

【註】美哉、美其容也、文王恨不及己致太平、

猶有先王之遺民焉、
【註】謂有殷王餘俗、故未大衰、
曰○文武の德をおもふて二こゝろなく、先王の遺民ゆゑに大におとろへぬと云たなり、
爲之歌大雅、
【註】大雅陳文王之德以正天下、
爲○大雅をうたはせた、
曰、廣哉、熙熙乎、
【註】熙熙、和樂聲、
曲而有直體、
【註】論其聲、
其文王之德乎、
【註】雅頌、所以詠盛德形容、故但歌其美者、不皆歌變雅、
曰○文王の德かと美めたとなり、
爲之歌頌、

【註】頌者、以其成功告於神明、
爲○頌をうたはせた、
曰、至矣哉、
【註】言道備、
直而不倨、
【註】倨、傲、
曲而不屈、
【註】屈、橈、
邇而不偪、
【註】謙退、
遠而不攜、
【註】攜、貳、
遷而不淫、
【註】淫、過蕩、
復而不厭、

爲之歌唐、
【註】詩第十、唐晉詩、
爲。唐を歌はせた、
曰、思深哉、其有陶唐氏之遺民乎、不然、何憂之遠也、
【註】晉本唐國、故有堯之遺風、憂深思遠情發於聲、
曰。堯の遺風があるか、憂ふる思ひがあらはれたとなり、
非令德之後、誰能若是、
非。堯のをしへの殘りたるならでは、此やうなことはあるまいと云た、
爲之歌陳、
【註】詩第十二、
爲。陳をうたはせた、
曰、國無主、其能久乎、
【註】淫聲放蕩、無所畏忌、故曰國無主、
曰。あまり淫聲で、上をおそれぬ君がないやうなとなり、これはひさしかるまいとなり、
自鄶以下無譏焉、
【註】鄶、第十三、曹、第十四、言季子聞此二國歌、不復議論之、以其微也、
自。小國の音どもゆゑ、評をせなんだとなり、
爲之歌小雅、
【註】小雅小正、亦樂歌之常、
爲。小雅をうたはせた、
曰、美哉、思而不貳、
【註】思文武之德、無貳叛之心、
怨而不言、
【註】有哀音、
其周德之衰乎、
【註】衰、小也、

國未可量也、
【註】言其或將復興、
○國　いかほどに興らうもはかり知られぬ、
爲之歌豳、
【註】詩第十五、豳周之舊國、在新平漆縣東北、
○爲　豳をうたはせたれば、
曰、美哉、蕩乎、樂而不淫、其周公之東乎、
【註】蕩乎、蕩然也、樂而不淫、言有節、周公遭管蔡之變、東征三年、爲成王陳后稷先公不敢荒淫、以成王業、故言其周公之東乎、
○曰　蕩とは大きにしてはてしの無ことなり、樂めども淫せぬとなり、東國を伐つとて周公の出玉ひたるときのことかと云た、
爲之歌秦、
【註】詩第十一、後仲尼刪定、故不同、
○爲　秦をうたはせた、

曰、此之謂夏聲、夫能夏則大、大之至也、其周之舊乎、
【註】秦本在西戎汧隴之西、秦仲始有車馬禮樂、去戎狄之音、而有諸夏之聲、故謂之夏聲、及襄公佐周平王東遷、而受其故地、故曰周之舊、
是をば夏聲とて大きなる最上なり、定めて周の舊地で有らうとなり、
爲之歌魏、
【註】詩第九、魏姫姓國、閔元年、晉獻公滅之、
爲　魏をうたはせた、
曰、美哉、渢渢乎、大而婉、險而易行、以德輔此、則明主也、
【註】渢渢、中庸之聲、婉約也、險當爲儉、字之誤也、大而約、則儉節易行、惜其國小無明君也、
○曰　魏の國風をきゝて、中を得て大きに儉約にて行ひやすい、これに明德の君あらば よろしからんとなり、

秉義、不至於困、

曰○この音は深淵にしてうれひても困しまぬなり、

吾聞衞康叔武公之德如是、是其衞風乎、

【註】康叔周公弟、武公康叔九世孫、皆衞之令德君也、聽聲以爲別、故有疑言、

吾○衞の二君の德が此樂の音のとほりじやと聞及んだが、これは衞風であらうかとうたがつて問た、

爲之歌王、

【註】王、黍離也、幽王遇西戎之禍、平王東遷、王政不行於天下、風俗下與諸侯同、故不爲雅、

爲○東遷をうたはせたれば、

曰、美哉、思而不懼、其周之東乎、

【註】宗周隕滅、故憂思、猶有先王之遺風、故不懼、

曰○又さとりて問た、

爲之歌鄭、

【註】詩第七、

爲○鄭をうたはせた、

曰美哉、其細已甚、民弗堪也、是其先亡乎、

【註】美其有治政之音、譏其煩碎、知不能久、

曰○治世の音はあれども瑣細に煩らはしいところがある、これては民が久しく有つまい、早く亡ぶるで有らうと云た、

爲之歌齊、

【註】詩第八、

爲○齊をうたはせたれば、

曰、美哉、泱泱乎、大風也哉、

【註】泱泱、弘大之聲、

曰○弘大なる大風と聞ゆる、

表東海者其太公乎、

【註】太公封齊、爲東海之表式、

東海で如此ものは太公であらうか、

【註】爲昭四年、豎牛作亂起本、

善は好まれれども、人をえらまれぬなり、君子は人をえらぶを肝要とすると承はつた、擧をつゝしまれいでは、卿の職にたへぬと云ものなり、○禍　かならず禍に逢れうほどに、つゝしまれよとなり、

請觀於周樂、

【註】魯以周公故、有天子禮樂、

請　御當地には周の樂をつたへ玉ふとあれば、何とぞ拜見がいたしたいと云た、

使工爲之歌周南召南、

【註】此皆各依其本國歌、所常用聲曲、

使　穆叔が樂人に云付て、周南召南をうたはせた、

曰、美哉、

【註】美其聲、

曰　樂の音聲をきゝてほめた、

始基之矣、

【註】周南召南、王化之基、

始めて王化の基をなした、

猶未也、

【註】猶有商紂、未盡善也、

猶　まだ十分には善を盡さぬなり

然勤而不怨矣、

【註】未能安樂、然其音不怨怒、

然　されども専につとめて怨むる音は聞えぬとなり、これより以下はみな季札が音をきゝて美めたる言なり、

爲之歌邶鄘衞、

【註】武王伐紂、分其地爲三監、三監叛、周公滅之、更封康叔、幷三監之地、故三國盡被康叔之化、

爲　康叔の化を被ることをうたふた、

曰、美哉、淵乎、憂而不困者也、

【註】淵、深也、亡國之音、哀以思、其民困、衞康叔武公德化深遠、雖遭宣公淫亂、懿公滅亡、民猶

【註】書魯朝聘、
魯。いま又魯の晉へ勤めるを申せば、貢物も不足いたさぬやうに納る、○玩。御物好の品々も時々至る、○公。追々引つゞいて晉へ朝することにて、○史。帳面方で魯の使の來たを書きさぬ間はござらぬ、

府無虛月、

【註】無月不受魯貢、
府。納めます物も毎月にござつて、府へ一月も納めぬ月はござらぬ、

如是可矣、何必瘠魯以肥杞、且先君而有知也、毋寧夫人而焉用老臣、

【註】言先君毋寧怪夫人之所爲無用責我、
如。これにては魯國へ云分はなく、十分よいと申すものなり、○何。然るにどうして魯の國をやせさせて、杞を肥さんとはの玉ふぞ、○且。先君のこれを御存知ならば、夫人の所爲をこそとがめ玉はめ、何として老臣をせめ玉はうやと云た也、

杞文公來盟、

【註】魯歸其田故來盟、
田を返してもらふた禮に來られたなり、

書曰子、賤之也、

【註】賤其用夷禮、
經に子とおとしたのは、夷の禮を用ひた故也、

吳公子札來聘、見叔孫穆子、說之、謂穆子曰、子其不得死乎、

【註】不得以壽死、
魯國へ來た、○見。叔孫に逢ふて、その人柄に感心して云には、壽死はいたさるまい、

好善而不能擇人、吾聞君子務在擇人、吾子爲魯宗卿、而任其大政、不愼擧、何以堪之、禍必及子、

【註】不尚叔侯之取貨、

先。先君などの生きて居玉はゞこのやうなことは尚び玉はずきらひ玉ふことなり、

公告叔侯、叔侯曰、虞虢焦滑霍揚韓魏、皆姬姓也、

【註】八國皆晉所滅、焦在陝縣、揚屬平陽郡、

公。母公がこのやうにの玉ふとて、平公が女齊へ告られた、○叔。女齊が云には、國を取たことは當代は左程に咎められませぬ、まづ虞虢焦滑霍揚韓魏の八國は、皆此晉國より亡ぼして奪ひ玉ふたるにて、然も姬姓で同姓の國なり、

晉是以大、若非侵小、將何所取、武獻以下、兼國多矣、

【註】武公獻公、晉始盛之君、

晉。此やうに國々を取玉ひたればこそ、今かやうに大國と成玉ひた、○若。小國を伐つぶして取るでなくて、何をとるものぞ、○武。晉の始祖でさへ大分國を取て兼玉ひしことが多い、

誰得治之、杞、夏餘也、而即東夷、

【註】行夷禮、

誰。何方からもこれを僉議して、返せと云ものはないなり、○杞。況や杞の國は夏の餘族で、しかも東の夷に即て居る國なり、

魯、周公之後也、而睦於晉、以杞封魯猶可、而何有焉、

【註】何有、盡歸之、

魯。魯國は又周公の嫡孫なれば、晉とは格別むつまじい間がらなり、○以。杞の國を滅ぼして、盡く魯へ領せしめても大事はござらぬ、○而。何で盡く返すものでござらう、

魯之於晉也、職貢不乏、玩好時至、公卿大夫相繼於朝、史不絕書、

陳傳、
專。我儘するものは人が立てゝはおかぬ也、

范獻子來聘、拜城杞也、

【註】謝魯爲杞城、

晉より今度杞の國の城普請を御手傳下されて辱ないと云て、魯侯へ謝したなり、

公享之、展莊叔執幣、

【註】公將以酬賓、

公。魯侯の饗應あつて、〇展。使者への賜をさゝげた、

射者三耦、

【註】二人爲耦、

射。これはもてなしに射禮をさせられた、二人づゝ出てゝ射るゆゑ、三耦なれば六人なり、

公臣不足、取於家臣、家臣展瑕展玉父爲一耦、公臣公巫召伯仲顏莊叔爲一耦、鄫鼓父黨叔爲一耦、

【註】言公室卑微、公臣不能備於三耦、

公。魯侯の直參の諸士で足らずして、家臣は陪臣よりあてゝ出したとなり、魯のおとろへを云た、

晉侯使司馬女叔侯來治杞田、

【註】使魯歸前侵杞田、所歸少、故不書、

晉侯より先年魯へ杞の田を取たのを返されよと云こされた、

弗盡歸也、晉悼夫人慍曰、齊也取貨、

【註】夫人平公母、杞女也、謂叔侯取貨於魯、故不盡歸杞田、

弗。みな〳〵は返さなんだ、〇晉。自分の親里のことゆゑ、返さぬと聞て怒つて云はるゝには、これは女齊が魯國で貨を取てその賄にふけりて、田を皆々はとりかへさなんだものなり、

先君若有知也、不尚取之、

也、
是を以て考て見れば、諸の姫姓の國々を棄ると云ことは知れたとなり、○諸　晉も諸の姫氏を棄るやうに成ては、たれも歸服はせまい、○吉　吾がきゝ及だは、同姓の一門を棄てゝ異姓に即くを離德と云となり、○詩　近い一門を和げさへすれば、婚姻のものもはなはだ歸するとなり、

晉不鄰矣、其誰云之、

【註】云猶旋、旋歸之、

晉○　疎遠にせらるゝゆゑ、思ひ付くまいとなり、

齊高子容與宋司徒見知伯、女齊相禮、

【註】子容、高止也、司徒、華定也、知伯、荀盈也、女齊、司馬侯也、相禮、侍威儀也、

齊宋兩國の大夫が晉の知伯がところへ見廻ひに來たとなり、晉の女齊が禮を相けてとりもちに來た、

賓出、司馬侯言於知伯曰、二子皆將不免、子容專、

【註】專、自是也、

賓○　二人の客は立た、○司　後とにて女齊が知伯へ語るには、あの兩人はみな罪に免れぬで有らう、子容は自分のすることをみなよいと覺えて、吾まゝをするなり、

司徒侈、皆亡家之主也、知伯曰、何如、對曰、專則速及、

【註】速及禍也、

侈將以其力斃、

【註】力盡而自斃、

司○　大分をごりが見ゆる、何れも家を亡す主である、○知○　どうしたものぞとなり、○對　我儘するものは早速難に及ぶなり、侈るものは侈が過れば己が力でたほるゝ、

專則人實斃之、將及矣、

【註】爲此秋高止出奔燕、昭二十年華定出奔、

宋がおとろへたらば子罕の子孫も衰へるで有らうと云た、

晉平公、杞出也、故治杞、

【註】治理其地、修其城、

杞の女が嫁して生たる人なり、ゆゑに杞のことを治めらるゝ、

六月、知悼子合諸侯之大夫以城杞、孟孝伯會之、鄭子大叔與伯石往、

【註】大叔不書、不親事、

六○晉の知悼子が諸國の大夫をよせて、杞の城普請の手つだひさせた、○孟○魯よりも孟孝伯をつかはして會せしめた、鄭の子大叔は伯石と一所に至りて會したとなり、

子大叔見大叔文子、

【註】文子、衞大叔儀、

子○鄭の子大叔が衞の文子に逢ふて、

與之語、文子曰、甚乎其城杞也、子大叔曰、若之何哉、晉國不恤周宗之闕、而夏肄是屛、

【註】周宗諸姬也、夏肄杞、肄餘也、屛城也、

共々に物語をした、其ときに文子が云には、杞の城普請を諸侯へ手つだひさするは、餘りなことではないかと云た也、○子○何とせんや仕方はない、今の晉の國は周の嫡家の不足は恤まれずして、他姓の杞に城かるゝとなり、周宗は姬氏のことなり、鄭衞はみな姬姓なり、【注】周○夏肄と云は亡びたる夏の子孫と云ことにて、即杞のことなり、肄は餘りと云こと也、

其棄諸姬、亦可知也已、諸姬是棄、其誰歸之、吉也聞之、棄同即異、是謂離德、詩曰、協比其鄰、昏姻孔云、

【註】詩、小雅、言王者和協近親、則昏姻甚歸附、

於。 この時分不作にて、國中が飢て、○未。 まだ麥を取入れぬに付て、取つき兼るである、○子。 自分は忌中ゆゑ、父の子展の命也と云て、國人へ粟を一軒に付一鍾つゝつかはしたとなり、

是以得鄭國之民、故罕氏常掌國政、以爲上卿、宋司城子罕聞之、曰、鄰於善、民之望也、

【註】民亦望君爲善、

是。 人民がおもひ付た、○故。 代々國の政を取て上卿に至た、○宋。 鄭の政事の善いと云ことを聞て、云には、○鄰。 鄰は近づくことなり、善政の國を見習ひ近付くは、民の願ひのそむところである、

宋亦饑、請於平公、出公粟以貸、使大夫皆貸、司城氏貸而不書、

【註】施而不德、

宋。 ときに宋も亦飢饉したなり、○請。 君へ申上げ、御藏米を出して貸た、○使。 大夫どもにも此を借用させた、○司。 自分にも下々へ米を借して、それを己が德ともせず、誰々に借したと云ことを書留めなんだ、直にくれてやるつもりなり、

爲大夫之無者貸、宋無飢人、叔向聞之、曰、鄭之罕、宋之樂、其後亡者也、二者其皆得國乎、

【註】得掌國政、

さて大夫の貧き人へも貸した、○宋。 一人も飢たる人がなかつたである、○叔。 二國の両家は急には亡びまいとなり、○二。 二人ともに國政を得るであらう、

民之歸也、施而不德、樂氏加焉、其以宋升降乎、

【註】升降隨宋盛衰、

民。 人民の思ひ付き歸するところなれば、無作とは衰へまい、○施。 恩にきする心がないだけ、子罕がまさりたとなり、○其。 宋の國の榮えて居る内は榮え、

詩云、王事靡盬、不遑啓處、

【註】詩、小雅盬、不堅固也、啓、跪也、言王事無不堅固、故不暇跪處、

子。いやねからやらぬよりも、弱年でもつかはす方がよからうとなり、〇詩。王事は固からぬことはないゆゑ、隙さうに家に居る間もなく、いそがしいと云てある、

東西南北、誰敢寧處、

【註】謂上卿、

東。されば御用があれば、何方へでも行ことにて安じては居られぬ、

堅事晉楚、以蕃王室也、

【註】言我固事晉楚、乃所以蕃屏王室、

堅。よく伯者に仕ふるも、元來王室のまがきとなりて佐けんとてのことなり、

王事無曠、何常之有、遂使印段如周、

【註】傳言周衰卑於晉楚、

王。さだまりたることはないと云て、終につかはしたとなり、

吳人伐越、獲俘焉、以為閽、使守舟、吳子餘祭觀舟、閽以刀弑之、

【註】言以刀、明近刑人、

吳王が越王を伐て、人を生捕て門番にして置れた、〇使。その者に舟の番をさせ、さて吳子が舟を見物に行れたところを、門番が國の讐なりと飛かゝりてころしたとなり、左やうに刑したものをあたり近く刃物を帶せて近づくるは油斷なり、

鄭子展卒、子皮即位、

【註】子皮代父為上卿、

上卿が卒したに付て、子息の子皮が父の位になりた、

於是鄭饑而未及麥、民病、子皮以子展之命、餼國人粟、戸一鍾、

【註】在喪故以父命也、六斛四斗曰鍾、

而終不入焉、
【註】不入季孫家、
而。其のち再び季氏が家へは足蹈をせなんだ、
曰、欺其君、何必使余、季孫見之、則言季氏如他日、不見、則終不言季氏、及疾、聚其臣、
【註】大夫家臣、
曰。君をあざむくつかひに、吾をやると云は不埒の仕方なりと云た、○季。そのゝち季氏が方より來て物を相談すれば、季氏が家のことをも相談すること、昔に何にもかはることはない、○不。彼が方より來らねば、終にこの方より彼が家のことを云ことはなかりたとなり、爰が賢者なり、○及。公冶が病氣に成て、いまはに及だとき、家來役人どもを聚めて、
曰、我死、必無以冕服斂、非德賞也、
【註】言公畏季氏而賞其使、非以我有德、
云には、我が死たらば君より御免なればとて、必卿の冕服を以てをさむるな、これは吾に德があつて御恩賞に下されたではないなり、
且無使季氏葬我、
且。さて又季氏一家の者へは必ことわりを云て、葬に會せしむるなと云おいた、怨のはなはだしきなり、
葬靈王、
【註】不書、魯不會、
王の葬があつた、このことを經に記さぬのは、魯より會せなんだゆゑなり、
鄭上卿有事、子展使印段往、伯有曰、弱、不可、
【註】印段年少官卑、
ときに鄭の上卿は何かさゝわる事がありて、子展が印段と云臣をやらうと云た、○伯。あのやうな若輩なものをやりては惡からうと云た、
子展曰、與其莫往、弱不猶愈乎、

【註】發書乃聞之、

及。旅宿へ退てから、書面に卞を取たことを告るの使として來らせたと云ことを聞たとなり、

公曰、欲之而言叛、祇見疏也、

【註】言季氏欲得卞、而欺我言叛、益疏我、

公。魯侯の僉議の上で云はるゝには、實は己が欲さに取りながら、叛逆したと僞りて吾に告た、これは予を疏じたと見ゆる、然れば存念があるとみえた、

公問公治曰、吾可以入乎、

【註】以季氏疏己、故不敢入、

公。季氏が內存が計りがたいに付て、公治へ問はるゝには、吾うかとは國へ入られまいか、何と入てもよからうかとなり、

對曰、君實有國、誰敢違君、公與公治冕服、

【註】以卿服玄冕賞之、

對。公治が答へには、それは不甲斐ないことを仰せらるゝ、君の有ち玉ふ國なれば、誰か君に違亂仕らんやとなり、〇公。卿の冠や裝束を玉はりた、

固辭、強之而後受、公欲無入、榮成伯賦式微、乃歸、

【註】式微詩邶風、曰、式微式微、胡不歸、式、用也、義取寄寓之微陋勸公歸也、

固。公治は何の功もなくてくれらるゝに付て固く辭した、〇強。是非ともに受よとあつてうけたと也、〇公。國へは入まいと思はるゝなり、〇榮。これは魯侯を勸むるための詩なり、外に寓居成さるゝは陋くあさましいと云ことである、そこで歸られた、

五月、公至自楚、公治致其邑於季氏、

【註】本從季氏得邑、故還之、

五。廟告せられたなり、〇公治。是は本と季氏に從ふて知行を領したゆゑ、今度あざむかれたる怨みにみな戾して、

り、君と令尹と兩方が盛に成て有つ道理はないと云ことなり、

公還、及方城、季武子取卞、

【註】取卞邑以自益、

公○襄公の楚國より歸らるゝなり、○及○方城と云まで來られたときに、季氏が魯侯の留守の内に卞邑と云を伐取て、己が知行高を益したとなり、このことを告げねば成らぬに付て、方城迄迎ひを出したである、

使公冶問、

【註】問公起居、公冶、季氏屬大夫、

使○此使に一通りのものをやりては己が欲心が顯はるゝ故、公冶と云自分の屬大夫をだまして、君の御歸りじやに御安否を伺ひに出られよと云て出した、

璽書追而與之、

【註】璽、印也、

璽○卞を取たことを公冶に云へと云ては賢者ゆゑ承知せぬ、又賢者が至て告ぐれば魯侯も信用をいたさるゝゆゑ、兩方の了簡違をさせて、だますつもりなり、○璽書○は封じ目に印判したる書狀である、これを公冶を出して、後とから追駈させて、忘れたに君へ屆けよと云てやりたものなり、内の文言には何が書てあるとも、公冶が見ぬやうにして與へたてある、

曰、聞守卞者將叛、臣帥徒以討之、既得之矣、敢告、公冶致使而退、

【註】致季氏使命、

曰○これが書翰の文言である、今度卞を守るものともが、謀叛をくはだてんと仕ることを承たに付まして、棄おきがたく、臣が士卒を從へて以て討ました、されどもさわりなく討克て、私があづかりにいたした、依て申上げまするとと云文言なり、○公冶○公冶はこの使の心では無く、季氏が云た通り、御きげん伺ひの使を申上て何のこともなく退いた、

及舍而後聞取卞、

乃使巫以桃茢先祓殯、

【註】茢、黍穰、

乃。是はよいことを考へたと云て、巫を召て棺の前て祓をさせられた、桃のずばえや、茢は箒木ともかりやすとも訓ずるなり、注の意は穰はきびからと訓ず、これは不淨を除く物とみゆる、

楚人弗禁、既而悔之、

【註】禮、君臨臣喪乃祓殯、故楚悔之、

楚。家來あいしらひと云ことに氣がつかずして、諸侯のすることとゆゑ成らぬとも禁ぜなんだ、あとで其わけが知れて悔だと也、

二月、癸卯、齊人葬莊公於北郭、

【註】兵死不入兆域、故葬北郭、

これは兵死めされては先祖の廟へ入ることをせぬとて、北郭に葬つた、兆域は墓のかまへを云、

夏、四月、葬楚康王、公及陳侯鄭伯許男送葬、至于西門之外、諸侯之大夫皆至于墓、楚郟敖即位、

【註】郟敖、康王子、熊麇也、

魯侯も葬送に從はれた、○至。魯侯は國君だけに西の大手まで至られた、大夫どもは墓所まで至た也、○楚。世子が若年にて君と成られた、

王子圍爲令尹、

【註】圍、康王弟、

王。政を取つたなり、

鄭行人子羽曰、是謂不宜、必代之昌、松柏之下、其草不殖、

【註】言楚君弱令尹强、物不兩盛、爲昭元年圍弑郟敖起本、

鄭。物のよろしからぬと云はこのことなり、王子圍は先君の弟なれば、定めて若年の人を君と仰ぎ尊では居るまい、君に代りて昌りに成るで有らうと也、○松。大木の木下には小い草の長茂せぬ樣なものな

【註】吳子餘祭既遣札聘上國而後死、札以六月到魯、未聞喪也、不稱公子、其禮未同於上國、

同上、【注】吳。使を出しておいて後とで死なれた、○未。公子札と書く筈なれども邊鄙故書かぬとなり、

秋、九月、葬衞獻公、

【註】無傳、

葬會した、

齊高止出奔北燕、

【註】高止、厚之子、

告文なり、

冬、仲孫羯如晉、

【傳】二十九年、春、王正月、公在楚、釋不朝正于廟也、

【註】釋解也、告廟在楚、解公所以不朝正、

經に載たは廟にて正月の禮が行はれなんだことを解たなり、

楚人使公親襚、

【註】諸侯有遣使賵襚之禮、今楚欲依遣使之比、

楚。襚とは死人に衣をおくるを云、これは國々の諸侯より使者にて葬に會せしむる時、死者に服をおくることである、然るを楚國にて魯君を賤むるとて、自ら襚せられよと云た、使者と同樣のあいしらひなり、

公患之、穆叔曰、祓殯而襚、則布幣也、

【註】先使巫祓除殯之凶邪而行襚禮、與朝而布幣無異、

公。魯侯の是は心外な會釋なり、如何せんとて患へられた、○穆。然る處を家老がぬからぬ謀を行ふた、殯の前を祓ひ淨めさせて、衣をさしおき玉へば、○則布幣は常のおくりものをさし出すと同じことなり、左やうに成されよと云た、これは家臣の寵士の死たには不淨を拂ひて、君が臨玉ふことなり、これでは家臣の會釋に成る也、

春秋左傳卷十九

【註】襄公盡三十一年、

【經】二十有九年、春、王正月、公在楚、

【註】公在外、闕朝正之禮甚多、而唯書此一年、者魯公如楚、既非常此公又踰年、故發此一事以明常、

楚國にて超年めされた、【注】魯侯の他國にて魯の朝正の禮を缺れたことは爰ばかりではない、甚だ多いことなれども、唯是に限りて書たのは、魯侯の楚國へ行るゝも常ではなく、めづらしいことにて、殊に年を超られた故是をことわりたもの也、

夏、五月、公至自楚、

廟告した、

庚午、衞侯衎卒、

【註】無傳、四同盟、

告文なり、

閽弑呉子餘祭、

【註】閽、守門者、下賤非士、故不言盗、

告文なり、門番がころした、

仲孫羯會晉荀盈、齊高止、宋華定、衞世叔儀、鄭公孫段、曹人莒人滕人薛人小邾人城杞、

【註】公孫段伯石也、三十年、伯有死、乃命爲卿、今蓋以攝卿行、

魯よりも會した、【注】公　來年卿となる、今は卿代として來たなり、

晉侯使士鞅來聘、

魯へ來聘せしめた、

杞子來盟、

【註】杞復稱子、用夷禮也、

魯へ來た、

呉子使札來聘、

公遂反、

宋。 この方は楚の爲ではない、楚王一人の爲に朝するなり、○飢。 自國の飢饉をめぐむとも成さずに、何として楚國の爲までが おもはれうや、先づ かへつて民をやすませて、楚國に君の出來た時に 要心するがよいと云て、宋公は此より反られたなり、

楚屈建卒、趙文子喪之如同盟、禮也、

【註】宋盟有衷甲之陳、不以此廢好、故曰禮、

令尹も死だなり、○趙。 以前いかゝなことが あつたなれども、同盟の如にしたのは禮に合たとなり、

王人來告喪、問崩日、以甲寅告、故書之、以徵過也、

【註】徵審也、此緩告、非有事、宜直臣子怠慢、故於此發例、

周王の崩をつげた、○問。 何日ぞと問たれば、甲寅と告たゆゑ、その通に書た、これは周のつかひの云そこなひであつたゆゑ、その過失をつみしてわざとのせたもの也、【注】徵。 おそなはるべきゆゑがなかつたなれば臣子のおこたりじやとなり、

が卒せられた、○公。魯侯の君のないところへは行に及ばぬ、反らうと云はれた、○叔。この方の行くは楚一國の爲である、君一人の爲に行くではないほどに行玉へと云た、

子服惠伯曰、君子有遠慮、小人從邇、

【註】邇、近也、

子。君子はとほき慮がある、小人は目のさきばかりを云ものなり、

飢寒之不恤、誰遑其後、

【註】遑、暇也、

飢。當分の飢寒をめぐみもせでは、後のことをはかるに手はとゞかぬ、

不如姑歸也、叔孫穆子曰、叔仲子專之矣、

【註】言足專任、

先づかへるがよいとなり、○叔。中を取て了簡を付るである、叔仲子はひとり立にてつとむるほどのものなり、

子服子始學者也、

【註】言未識遠、

子。昨今の學問なればとほきにはいたるまいとなり、

榮成伯曰、遠圖者忠也、

【註】成伯、榮鴐鵞、

榮。成ほど遠きまでをはかるは忠なれば、これは昭伯が云に任せ玉へと云た、

公遂行、

【註】從昭伯謀、

公。兩人のすゝめに附れたなり、

宋向戌曰、我一人之爲、非爲楚也、飢寒之不恤、誰能恤楚、姑歸而息民、待其立君而爲之備、宋

穆叔曰、伯有無戾於鄭、鄭必有大咎、

【註】伯有不受戮、必還爲鄭國害、

穆。あの伯有をつみせずに立てゝおかれたらば、却て鄭の國の害と成るで有らう、

敬、民之主也、而弃之何以承守、

【註】言無以承先祖守其家、

敬。人たるものゝ主は敬也、○而 主を棄てゝは何で身を承け守て家を立ることか成らうや、

鄭人不討、必受其辜、濟澤之阿、

【註】言薄土、

鄭。はやくうたれずばかならずその辜を受られう、○濟。至てうすいやせ地、

行潦之蘋藻、

【註】言賤菜、

行。水たまりの浮萍でも、

寘諸宗室、

【註】薦宗廟、

これを宗廟の内にそなへて、

季蘭尸之、敬也、

【註】言取蘋藻之菜於阿澤之中、使服蘭之女而爲之主、神猶享之、以其敬也、

季。香を付た女にまつらせても、神は受玉ふなり、これ敬あるゆゑなり、

敬可弃乎、

【註】爲三十年、鄭殺良霄傳、

敬。しかれば敬が棄らるゝものかとなり、

及漢、楚康王卒、公欲反、叔仲昭伯曰、我楚國之爲、豈爲一人行也、

【註】昭伯、叔仲帶、

鄭を立て楚の手前の漢水まで往れたれば、楚の康王

崔杼其有乎、不十人、不足以葬、

【註】葬必須十人、崔氏不能令十人同心、故必得、

崔。崔にいかでか十人の忠臣があらうぞ、十人なくては葬られぬとなり、

既崔氏之臣曰、與我其拱璧、

【註】崔氏大璧、

既。私に崔氏が寶物の大な玉を下されて有らうならば、

吾獻其柩、於是得之、十二月、乙亥、朔、齊人遷莊公殯于大寢、

【註】更殯之於路寢也、十二月戊戌朔、乙亥誤、

崔氏が柩を上げましようと云た、○於。そこで尸を得た、○十。先君を葬り直すである、

以其棺尸崔杼於市、

【註】崔氏弑莊公、又葬不如禮、故以莊公棺著崔杼尸邊、以章其罪、

以。崔杼が無體なる棺を用ひたゆゑに、莊公の古棺を崔杼が尸の前に置て、このつみによりて、崔杼を磔に行ふと云てさらしたとなり、

國人猶知之、皆曰崔子也、

【註】始求崔杼之尸不得、故傳云國人皆知之、

國。彼は崔子じやと見知たとなり、

爲宋之盟故、公及宋公陳侯鄭伯許男如楚、公過鄭、鄭伯不在、

【註】已在楚、

宋で相朝するの約が有たゆゑに、魯侯も四國の君と同道して、楚へ朝せられた、○公。魯侯が鄭へ立よられたれば、鄭伯はゝや楚へ行れて留主てあつたなり、

伯有迋勞於黃崖、不敬、

【註】榮陽宛陵縣西有黃水、西南至新鄭城西入洧、

伯。鄭の伯有が黃水の河ぎしにおいて、公を勞しもてなすとき、不敬に有た、

夫民、生厚而用利、於是乎正德以幅之、

【註】言厚利皆人之所欲、唯正德可以爲之幅、

夫。人と云ものは何れも生涯厚く富て、自由に便利にくらしたく思ふもの也、○於。しかるところを正德と云ものを以て、幅として限を立たものなり、

使無黜嫚、

【註】黜、猶放也、

使。我まゝにあなどることのなきやうにしたもの也、

謂之幅利、利過則爲敗、吾不敢貪多、所謂幅也、與北郭佐邑六十、受之、與子雅邑、辭多受少、與子尾邑、受而稍致之、

【註】致、還公、

○謂。これを幅の利と云、その利が過ればかならずやぶれを成すなり、○吾。拙者が多きを受ぬことは、幅と云かぎりを立たものなり、如此云て受なんだ、○與北。これはかたじけないと云て受た、○與。少々貰ふて多きを辭した、○與。これも館程かへし奉たとなり、

公以爲忠、故有寵、釋盧蒲嫳于北竟、

【註】釋、放也、

公。何れも忠臣どもなりとて寵せられた、○釋。慶封が一味ゆゑ北竟より追放いたされたなり、

求崔杼之尸、將戮之、不得、叔孫穆子曰、必得之、武王有亂臣十人、

【註】亂、治也、

求。死骸を求めて誅したく思ふても、在どころが知れぬ、○叔。かならず知れぬと云ことはあるまい、○武。武王さへよい人はやう／＼十人有た、

及慶氏亡、皆召之、具其器用、而反其邑焉、

【註】反、還也、

及。今度亡たに付て召反した、○具。家財までとゝのへて邑を反し、本領安堵させたなり、

與晏子邶殿、其鄙六十、

【註】邶殿、齊別都、以邶殿邊鄙六十邑與晏嬰、

與。晏平仲には齊の枝城に、其城附の邑六十を添へてあたへた、

弗受、子尾曰、富人之所欲也、何獨弗欲、對曰、慶氏之邑足欲、故亡、吾邑不足欲也、益之以邶殿、乃足欲、足欲亡無日矣、在外不得宰吾一邑、不受邶殿、非惡富也、恐失富也、且夫富、如布帛之有幅焉、爲之制度、使無遷也、

【註】遷、移也、

弗。辭して受ぬとなり、○子。人々の望むところなるをなぜ足下獨受られぬぞ、○對。いや人々の望み欲する所を所持するはあしきことなり、かの慶氏は邑が多くて、人々の欲する所で有たゆゑに、ついに身を亡した、○吾。吾が全體の邑は十分ではないゆゑ、人々が目かけぬ、そこで身も全きなり、○益。もしこの上に邶殿の城などを領すれば、即ち人々の欲するところになると云ものなり、○足。それでは人々が我を目がけて追つけ亡ぼすであらう○在。立退て他國に在た分にては、吾が本領一邑も宰制することは成らぬことなり、○不。それをおもふゆゑに、いま加增の邶殿を受けぬと云は富をいやで受けぬではない、○恐。足り過て慶氏がごとくに富を失はうかとおもひて辭するとなり、○且。人の富と云ものもかぎりがあつて、布や帛の幅にさだまりが有るやうなものなり、○爲。一尺巾か一尺五寸巾かと制度があつて、それをうつしかふることは成らぬことなり、

亦。氣も付なんだかして、うかとして居た、○而。そのうちに魯國へ退たをきゝて、なにゆゑにかくまふぞと云てせめて來た、

奔吳、吳句餘予之朱方、

【註】句餘、吳子夷末也、朱方、吳邑、

奔。はたして吳國へにげた、○吳。吳の君が抱へて、朱方と云邑をあたへられた、

聚其族焉而居之、富於其舊、子服惠伯謂叔孫曰、天殆富淫人、慶封又富矣、穆子曰、善人富謂之賞、淫人富謂之殃、天其殃之也、其將聚而殲旃、

【註】殲、盡也、旃、之也、爲昭四年、殺慶封傳、

聚。自分の一族をめしあつめて、吳に居を定めた、○富。舊國の齊に居たときより福有になつたとなり、○子。天も淫人を富すものかして、慶封がまた吳にて富むと云たなり、○穆。いやそれにはこゝろえのあることで、善人の富むはこれを天から賞して富ますと云てある、○淫。不とゞきものゝ富むのは、天より殃を下さるゝのである、○天。封が富むのは天より殃するで、○其。所へあつまりて、みな〳〵亡すとてのことであらうと云た、

癸巳天王崩、未來赴、亦未書、禮也、

【註】嫌時已聞喪、當書、故發例、

周王の崩御成された、○未。癸巳に崩御で、有たをつけなんだゆゑ、亦經に書さなんだこれは禮なり、【注】嫌。喪を聞けば書す筈とおもふを嫌たものなり、告げねば書せぬと云ことなり、

崔氏之亂、喪羣公子、故鉏在魯、叔孫還在燕、賈在句瀆之丘、

【註】在襄二十五年、

前に崔杼が亂のときに、齊の公子をみなうしなふたとなり、○故。各々他國にかくまはれて居た、

打に途中で行逢た、○丁。慶封が西大手をせめたれども、えやぶらなんだ、○還。北門を攻やぶつて内宮を伐にかゝりたれども、

弗克、反陳于嶽、

【註】嶽、里名、

及ばなんだなり、○反。嶽と云ところへ出てゝ陳を張て、

請戰、弗許、遂來奔、獻車於季武子、美澤可以鑑、

【註】光鑑形也、

戰はうと云たけれども、だれも許容せなんだ、○遂。齊にも居られぬに付て、魯國へ立去て來た、○獻。自分の車をまいなひに季氏へおくりたと也、その車の美麗なることが鏡にして貌がうつさるゝほどであつたとなり、夥しき侈りを極たと見えたり、

展莊叔見之、

【註】魯大夫、

展。魯の大夫が此を見て、

曰、車甚澤、人必瘁、宜其亡也、叔孫穆子食慶封、慶封氾祭、

【註】禮食有祭、示有所先也、氾祭、遠散所祭、不共、

云やうには、甚だ美麗な車なり、これでは人民どもはさだめて悴け疲れたで有らうとなり、みな民を絞り取て美を盡したものである、○宜。これでは亡るも尤じやと云た、○叔。食をすゝめた、○慶。食をまつるとて、そこらへ打こぼした、その體が甚だ不禮に見えたに付て、

穆子不說、使工爲之誦茅鴟、

【註】工、樂師、茅鴟逸詩、刺不敬、

穆子が不機嫌で、樂人を召出して茅鴟の章を誦せしめた、この詩は不敬なと云ことを刺りたる詩なり、

亦不知、既而齊人來讓、

【註】讓魯受慶封、

【註】桷、椽也、扉、門闔也、以桷擊扉爲期、

子。これが云合せの相圖である、たるきを一本引拔きて、門のとびらを三べんたゝいた、

盧蒲癸自後刺子之、王何以戈擊之、解其左肩、猶援廟桷、動於甍、

【註】甍、屋棟、

盧。内には外の相圖を聞て、時節よしと思ふて、例の戈をひつさげて、うしろより盧癸が主人の慶舍を突たなり、〇王。前から擊て左の肩を袈裟がけに切たとなり、解は解肉などゝ云て、切りはなすことなり、〇猶。この慶舍が大力で肩さきを切られながら、廟桷に手をかけて、屋根をゆら〳〵とゆるがせて、

以俎壺投殺人而後死、

【註】言其多力、

以。祭器のまな板や壺などをとりて投付け、あたりの人をころして

遂殺慶繩麻嬰、

【註】慶繩、慶奊、

遂。一味のものゆゑみなころした、

公懼、鮑國曰、羣臣爲君故也、

【註】言欲尊公室、非爲亂、

公。齊侯がはなはだ肝を消された、〇鮑。すこしもおどろかせ玉ふな、一家中の諸士が申合せて、おごるものを亡して、君の御家をたつとくいたすのでござると云た、

陳須無以公歸、脫服而如內宮、

【註】言公懼於外難、

陳。齊侯をつれて御城へ歸て、祭服をぬがせ奉て內宮へ納れたとなり、

慶封歸、遇告亂者、丁亥、伐西門、弗克、還伐北門、克之、入伐內宮、

【註】陳鮑在公所故、

慶。狩場からかへるとき、この方より亂を知せの早

盧○御前をはかるほどに、とゞまり玉へと云た、○弗こゝがもとる所である、云には、誰か大膽に吾に敵せうぞと云て、つひにまつりの場へ出た、

麻嬰爲尸、

【註】爲祭尸、

麻○神主となつた、

慶寠爲上獻、

【註】上獻、先獻者、

慶○一番の盃を獻ずる役となつた、

盧蒲癸王何執寢戈、慶氏以其甲環公宮、

【註】廟在宮內、

盧○兩士は毎の通り戈を持て傍に居た、○慶○甲士を以て御殿の外をとりまはしておいた、まもりの人數なり、

陳氏鮑氏之圉人爲優、

【註】優、俳、

陳○兩家の馬屋のものどもが、狂言をするとてさわぎまはるである、

慶氏之馬善驚、士皆釋甲束馬、

【註】束、絆之也、

慶○物を見てはをどり出す馬で、裸背でおけば立あがると云て、士卒がよろひをぬぎて、この馬に重荷にとて負せてつないでおいた、

而飲酒、且觀優、至於魚里、

【註】魚里、里名、優在魚里、就觀之、

而○さて何れも酒を飲で、その酒きげんに魚里で狂言をするげなと云て、皆走出して見物に往きた、

欒高陳鮑之徒、介慶氏之甲、

【註】欒、子雅、高、子尾、陳、陳須無、鮑、鮑國、

欒○彼の二公子と陳須鮑國などの卒徒どもが幸と、件のあばれ馬に付けてある甲をうばひとりて着用し、とくと支度をして、

子尾抽桷擊扉三、

らう、○幸。ずんど好い仕合で、のがれて呉越あたりの蠻國へ行て居るであらうとなり、

陳無宇濟水、而戕舟發梁、

【註】戕、殘壞也、不欲慶封得救難、

陳。慶封が前を詐りてかへるとて、河々の水をわたりてはわたし船をうちわり、梁のあるところははしをこぼちて慶封がかへられぬやうにしておいた、

盧蒲姜謂癸曰、有事而不告我、必不捷矣、

【註】姜、癸妻、慶舍女、

盧。慶舍が女が夫との盧蒲癸に云には、何事かあらんとするに吾にかくし玉ひて克つことは成るまいと云た、

癸告之、

【註】告欲殺慶舍、

癸。その方が父をころすつもりじやと云た、

姜曰、夫子愎、莫之止、將不出、我請止之、

【註】夫子謂慶舍、

姜。この女が親をすくはんとて云には、左あらば父を私がすかして出さうとなり、そのてだては父の平生持領は物にさからひもとらるゝゆゑとゞまり玉へと云へば出らるゝ、出玉へと云へば止らるゝ人で有れば、止ること無ては出られまい、因て吾請ふ止めようとなり、

癸曰、諾、十一月、乙亥、嘗于大公之廟、慶舍涖事、

【註】臨祭事、

癸。成ほどそれはよからうと云た、○十。元祖の祭をするである、○慶。祭のことにのぞみつとめようとした、

盧蒲姜告之、且止之、弗聽、曰、誰敢者、遂如公、

【註】至公所、

このやうに出ました、慮外ながら御覽に入れまする
と云て、指出した、○子。　己が攻めらるゝことは知らず、兆を見て是れは早々攻たがよい、きつと克つで有らう、血を見ると見えたと占ふたなり、これは兩人が子之を馬鹿にしたである、○冬。　例の好む道なれば狩に出た、陳無宇が從て供に出たなり、○丙。　父の文子が無宇に急いでかへれと云つかはした、○請。　慶封へねがふには、私が母が病氣なと申しこしたれば、なにとぞかへりたいと云た、○慶。　慶封が信かとおもひて、それはこゝろもとないと云て占ふた、

示之兆、曰、死、奉龜而泣、

【註】無宇泣、

示。　その兆を見せて云には、子が母は死なるゝであらうと云た、○奉。　桓子が眞貌で龜を抱てないたれば、

乃使歸、慶嗣聞之、

【註】嗣、慶封之族、

そこではやくかへれと云た、○慶。　これは慶封が一族でこのくはだてをきゝて、

曰、禍將作矣、謂子家速歸、

【註】子家、慶封子、

定めて禍がおこるであらうと云なり、○謂。　慶封に向て、足下いそいでかへられよ、

禍作、必於嘗、

【註】嘗、秋祭、

禍が作るで有らうが、必ず秋のまつりをする時分で有ふほどに、

歸猶可及也、子家弗聽、亦無悛志、

【註】悛、改竄也、

急いでかへられたらば其間に合ふべしといさめた、○子。　うかりときゝて承知もせず、先非をくやみて改むることもせぬなり、

子息曰、亡矣、幸而獲在吳越、

【註】子息、慶嗣、

子。　慶嗣がなげいて、痛しいことはかれも亡るで有

所能也、
【註】佐子車名、
子。　こたへに、人は各、得手方があつて、君に仕ると聞及んだ、左やうなことは拙者などが不得手なことなれば御免候へと云た、
陳文子謂桓子、
【註】桓子、文子之子無宇、
陳。　これは我が子へ内存を問ふのである、一子の桓子へ云には、
曰、禍將作矣、吾其何得、對曰、得氏之木百車於莊、
【註】慶封時有此木積於六軌之道、
當國も禍がおこりさうになつた、もし亂れた時には、吾は何を取たもので有うぞとなり、○對。　桓子がこたへに、若みだれてあらば、慶氏が材木を百車程も拾ふて來ようとなり、
文子曰、可愼守也已、
【註】善其不志於貨財、
文。　このことをきゝて、父の文子が安心して、そのこゝろ入ならば氣づかひはない、隨分つゝしんでまもつて居よと云た、これは財寶などに心を付けず、材木は大道に棄てゝ有るものなれば、所詮すたりになるものなるゆゑに安心した、
盧蒲癸王何卜攻慶氏、示子之兆、
【註】龜兆、
盧。　二人が吉凶をとふた、○示。　この卜形を慶舍にしめして、
曰、或卜攻讎、敢獻其兆、子之曰、克、見血、冬、十月、慶封田于萊、陳無宇從、丙辰、文子使召之、請曰、無宇之母疾病、請歸、慶季卜之、
【註】季、慶封、
曰には、或人が仇讎をせむるとて吉凶を占ふたれば、

【註】二子皆惠公孫、

子○二人は齊の連枝にて、大夫と成て居たときに、このことを云て怒つた、

慶封告盧蒲嫳、

【註】以二子怒告嫳、

慶○二子が怒ると云ことを、慶封が盧蒲嫳につげたなり、

盧蒲嫳曰、譬之如禽獸、吾寢處之矣、

【註】言能殺而席其皮、

盧○彼等が怒たればとて何ほどのことがあらんや、これをたとへて云はゞ、彼等は禽獸のやうなものなり、ころして肉は食ひ、皮をはいで布きものにして御目にかけよう、こゝろやすく思召せと云て、

使析歸父告晏平仲、

【註】欲與共謀子雅子尾、

使○析歸父をつかひとして、晏平仲に二人の者を伐つほどに、同心あれとつげさせた、

平仲曰、嬰之衆、不足用也、知無能謀也、言弗敢出、

【註】不敢洩謀、

平○拙者が人數は何の用にもたゝぬものどもで、○知○拙者知惠もなくて御間に合はぬものなり、○言○亦このことを他言もいたすまい、

有盟可也、子家曰、子之言云、

【註】子家析歸父、

有○盟へとあらば誓紙なりとも書かうと云た、○子○析歸父が云には、御手前の左やうに申されては相違は有まい、

又焉用盟、告北郭子車、

【註】子車齊大夫、

何の盟をもちゆるにおよばんやとなり、○告○それから北郭士車と云大夫にこのことをつげたれば、

子車曰、人各有以事君、非佐之

余獨焉辟之、賦詩斷章、余取所求焉、惡識宗、

【註】言已苟欲有求於慶氏、不能復顧禮、譬如賦詩者、取其一章而已、

なにとして余方からさけるものぞとなり、○賦○たとへば一章の詩でも、入用の句をきりて取りもちふるやうなもので、余も求むるところを取るとなり、姓にはかゝはらぬ、慶氏のこゝろにさへ入ればよいと云心也、

癸言王何而反之、二人皆嬖、

【註】二子皆莊公黨、二十五年、崔氏弑莊公、癸何出奔、今還求寵於慶氏、欲爲莊公報讎、

癸○さき達てより王何と云ものが立のいて居たのを、此盧蒲癸がとりなしをして此節召返したなり、○二○これも慶氏に氣に入りて、兩人側近くつかへたとなり、これは先君のあだを報ずるためである、

使執寢戈而先後之、

【註】寢戈、親近兵杖、

使○寢戈と云はこの方の枕鑓の類なり、これをもちて常に前や後ろにまもりて居る、

公膳、日雙雞、

【註】卿大夫之膳食、

公○齊にては日々諸大夫への料理に、定まりて君より二の雞を供せしめらるゝ、

饔人竊更之以鶩、御者知之、則去其肉而以其洎饋、

【註】御、進食者、饔人御者、欲使諸大夫怨慶氏、減其膳、蓋盧蒲癸王何之謀、

饔○饔人は料理人なり、これすこし子細あつて、料理人がこの雞を内々にて鶩に替て出した、○御○給仕人がこのことを知て、又その上にその肉を去てしるばかりを饋た、これは慶氏が仕業で膳を減じたと、諸大夫におもはせて、うらみさするとての術である、是も二人が謀と見ゆる、

子雅子尾怒、

則以其內實遷于盧蒲嫳氏、易內而飲酒、

【註】內實、寶物妻妾也、移而居嫳家、

則○自分の妻妾や家內の重器などを持て、盧蒲嫳が家へ引移て、內を易て酒を飲むで慰みて居る、

數日國遷朝焉、

【註】就於盧蒲氏朝見封、

それが數十日の間であつた、○國○國の御老中なれば、日々に慶封へうかゞひに出るものどもが、うつりて盧蒲嫳が家へ來て封に相見るなり、

使諸亡人得賊者、以告而反之、

【註】亡人辟崔氏難出奔者、

使○亡人とはにげたる人なり、これは崔杼が亂に四方へ亡げ去て、賊徒の名を得たるものどもをたんだへて、みな〳〵ゆるして國に歸らせたとなり、

故反盧蒲癸、癸臣子之、

【註】子之、慶舍、

故○これも立退たる人數であつたを召かへした、此癸が慶封が子の舍に臣となつてつかへた、

有寵、妻之、

【註】子之以其女妻癸、

有○大分舍が氣に入りて女子をめあはせた、

慶舍之士、謂盧蒲癸曰、男女辨姓、子不辟宗、何也、

【註】辨、別也、別姓而後可相取、慶氏盧蒲氏皆姜姓、

慶○ほかの家士が云には、御自分には旦那の女をめとるが、男女同姓を辨別するのは禮の常なるに、足下の本姓と旦那の姓とは姜氏で、本と宗を同くするをさけられぬはいかにと也、

曰、宗不余辟、

【註】言舍欲妻己、

曰○否や本家からさへさけずに余にあたふるとあるを、

小適大有五惡、説其罪戾、

【註】自解説、

小。小國の大國へ行くにはこのやうな德は一つもなく、却つて五つの惡いことがある、○小。先づ大國へ出るには、何ぞ罪戾を得て、そのわび言や云ひらきに出るが一つ、

請其不足、行其政事、

【註】奉行大國之政、

請。小國にて事が足らぬゆゑ、合力のねがひに出るが一なり、○行。大國の政事があると云て、役に當て出るが一つ、

共其職貢、從其時命、

【註】從朝會之命、

共。自分に役目のあたりまへの貢物を指上に出るが一つ、○從。何月幾日に何國に會があるに出よと、云わたしを承りに出るが一つなり、

不然、則重其幣帛、以賀其福而弔其凶、皆小國之禍也、焉用作壇以昭其禍、所以告子孫、無昭禍焉、可也、

【註】無昭禍以告子孫、

不。この五つでなければ、或は進物をおびたゝしく設けて、何ぞ目出度ことを賀しに出るか、○弔。又は凶事の御くやみを云とて出るか、是などの外に出ることはないとなり、○皆。これはみな小國と成たる不祥で、禍なれば、○焉。何の壇を築いて、禍をあらはすと云道理があらうぞ、すべて壇を築くは子孫に告るためなり、かやうな禍は昭にせぬがよいではあるまいかと云たとなり、

齊慶封好田而耆酒、與慶舍政、

【註】舍慶封子、慶封當國、不自爲政以付舍、

齊の慶封が大分におごり、田獵にのみ打かゝりて酒をこのみ、國の仕置は一向に子息の慶舍に打任せておいたとなり、

外僕言曰、昔先大夫相先君適四國、未嘗不爲壇、

【註】外僕、掌次舍者、

外。外僕は宿わり奉行が子産に云には、昔先大夫の先君に介副と成て、四方の國々へ適玉ひたには、○未。何れの國でも壇を築かぬと云とはなかりたなり、

自是至今、亦皆循之、今子草舍、無乃不可乎、子產曰、大適小則爲壇、小適大、苟舍而已、焉用壇、僑聞之、大適小有五美、宥其罪戾、赦其過失、救其菑患、賞其德刑、

【註】刑、法也、

自。それより後今に至るまで、みなこの例に循ひまする事となり、○今。それにいま貴公の御供に出玉ひて、壇もなく草はらの上にござりては、何と是は惡いでは有まいかと云た、○子。なるほど尤なれども、大國より小國に至れば、則ち壇をまうくることなれども、小國が大國へ至るには、元來草舍するものであるとなり、○焉。どうして是に壇を設けんや、○僑。大國より小國へ行くには五つの美いことがある、先づ小國の罪戾を宥免して、過失をゆるし、さて小國に何でも菑患が有るを救ふてやり、又何ぞ德法あることを賞し、

敎其不及、小國不困、懷服如歸、是故、作壇以昭其功、宣告後人、無怠於德、

【註】怠、解也、

或。はその行とゝかぬことがあれば敎ふる、○小國。これでは小國の方に、何にも困窮することは少しもなく、なつき服して歸するところとするなり、されば壇を築いて功勞をあきらかにあらはして、後人の鑑にせんと德義をすゝめ、怠慢せまじきためにきづくとなり、

することは有まいと云た、

裨竈曰、今茲周王及楚子皆將死、

【註】裨竈、鄭大夫、

裨　鄭の裨竈もかんがへて、今年は周王と楚子の死なるゝで有らう、其故は、

歳弃其次、而旅於明年之次、以害鳥帑、周楚惡之、

【註】旅、客處也、歳星捨星紀之次、客在玄枵、歳星所在、其國有福、失次於北、禍衝在南、南爲朱鳥、鳥尾曰帑、鶉火鶉尾、周楚之分、故周王楚子受其咎、倶論歳星過次、梓愼則曰宋鄭饑、裨竈則曰周楚王死、傳故備擧以示卜占惟人所在、

歳　歳星がその次第を失ふて、○而　一度すゝみ過た故、明年のやどりへ往て旅客と成て居る、○以　鳥の尾をそこなふと云ことで、周楚の分野にあたるを以て、惡からうと云たものである、【注】旅　一度向へ往き過て居る、歳星の在る下にはかならず福を得るとある、それに北の方にて次を失たれば、○禍　衝は禍のけんさきなり、それが南に向つてあるなり、南を四神に分てば、朱鳥とする、鳥の尾を帑と云へば、鶉火星の鶉尾星のと云は、周や楚の分野にあたるゆゑに、周王と楚子の上で有らうとなり、○倶　どちらも歳星の違たことを論じたれども、一人は二國の飢饉で有らうと考へ、今一人は周楚の咎と云た、それを傳に左氏の擧られて、卜占と云ものはその人々のかんがへに在ると云ことを擧たものなり、

九月、鄭游吉如晉告將朝于楚、以從宋之盟、子產相鄭伯以如楚、舍不爲壇、

【註】至敵國郊、除地封土爲壇以受郊勞、

晉への付屆けに楚へ朝して、宋國での盟に從ひませうと云た、○子　君の介副と成て楚へ行た、○舍　舍と云は向の領分にかゝれば、野外に土を高く築きて、壇を作り休所として、先よりの馳走をうくることである、これを子產が設なんだ、

づかひに存ずるとなり、○不　それさへなくんば、この方には何にも苦勞をいとひはゞかることはないとなり、○子　國へ歸てこのおもむきを申した、○告　その上で子展への物語りに、楚子は死なるゝで有らう、自分の德は修めずして、諸侯をむさぼりて自分の願望を達せらるゝなり、あれでは何ほど久しく有らうとおもつても得らるまいとなり、

曰、迷復、凶、

【註】復上六爻辭也、復、反也、極陰反陽之卦、上處極位、迷而復反、失道已遠、遠而無應、故凶、

迷ふて復ると云卦に當つて凶である、

其楚子之謂乎、欲復其願、

【註】謂欲得鄭朝以復其願、

○其　自分ののぞみのとほりにせうといたさるゝけれども、

而弃其本、

【註】不脩德、

本たる德をすてゝ、つとめられぬであるなり、

復歸無所、是謂迷復、

【註】失道已遠、又無所歸、

○復　歸るところのないと云は迷ふと云ものである、

能無凶乎、君其往也、送葬而歸、以快楚心、

【註】言楚子必死、君往當送其葬、

○能　かならず凶であらう、○君　鄭伯をすゝめて楚へ往き玉へ、○送　大方あの方へいたり玉ふ時分には、楚王は卒せられて、葬禮を送て歸り玉ふで有らうとなり、○以　彼がこゝろ一ぱいに成されよ、

楚不幾十年、未能恤諸侯也、

【註】幾、近也、言失道遠者復之亦難、

○楚　この後楚は十年にも諸侯を恤むことは成るまい、

吾乃休吾民矣、

【註】休、息也、言楚不能復爲害、

○吾　そこで　この方の國が安息に成で有らう、楚が害

【註】聘用乘皮束帛、

寡。主人義もそれゆゑに、たゞいま私に申付て、皮幣を奉せしめて、

以歲之不易、聘於下執事、

【註】言歲有饑荒之難、故鄭伯不得自朝楚、

以。今年は手前の國も飢ゑて、どうもこゝろづかひな歲で有れば、自身に朝しては難義なれば得まゐらぬ、されども捨てゝはおかれず、御家老中までうかゞひに聘使をさし出ますなり、

今執事有命曰、女何與政令之有、必使而君弃而封守、跋涉山川、蒙犯霜露、以逞君心、小國將君是望、敢不唯命是聽、無乃非盟載之言、以闕君德、而執事有不利焉、小國是懼、不然、其何勞之敢憚、子大叔歸、復命、告子展曰、楚子將死矣、不脩其政德、而貪昧於諸侯、以逞其願、欲久得乎、周易有之、在復䷗之頤䷚、

【註】震下坤上復、震下艮上頤、復上六變得頤、

今。ところを存じのほか、執事にはきびしく仰出されて、女等何ゆゑにさだめのとほりにするぞ、政令にかまふことはない、又其方の國の封境もまもらでもよいほどに、捨ておきて是非々々自身に山川波濤をふみわたりて、露霜にうたれて來て、この方の君の心一ぱいにいたせと仰付らるゝからは、○小。成ほどわたくしなど小國の義なれば、貴國を仰ぎのぞむこと故、○敢。仰次第にいたして、主人が自身まゐらるゝでござらうとなり、○無。然しながら、それでは起請文の前書の文面とは相違いたして、君の御德の缺くる筋にて、執事の御ためにわるいではあるまいかと云たと也、是は言を食んでは神明の罰にて、禍もあるまいと云て、下意は國のわざはひと成らう笑止なと云となり、○小。御國のわざはひと成らうかと氣

すると附屆けに往いた、

蔡侯之如晉也、鄭伯使游吉如楚、及漢、楚人還之、曰、宋之盟、君實親辱、

【註】君謂鄭伯、

蔡。蔡侯の晉へ朝せらるゝ折から、鄭の國よりも楚へ游吉を名代につかはした、○及。 游吉が漢水まで往たれば、楚人がさへぎりて還らしめて云やうには、先だつて宋國に於ての盟ひのときには、君が御自身に出てゝ會し玉ひた、

今吾子來、寡君謂吾子姑還、吾將使馹奔問諸晉而以告、

【註】問鄭君應來朝否、

今。 しかるところに、いまはその元を名代として來しめ玉ひたゆゑ、○寡。 主人が申には、先づその元にはかへられよ、○吾。 この義に付ては、この方より早馬を以て、足下の覇長晉侯へきゝ合せて、いよ〳〵鄭伯は自身來り玉はぬ筈なりや否や、とくと正さうと存ぜらるゝ、名代ではすまぬと云た、

子大叔曰、宋之盟、君命將利小國、而亦使安定其社稷、鎭撫其民人、以禮承天之休、

【註】休、福祿也、

子。 游吉がこたへに、委細承知仕た、しかしながら、宋國にての盟と云は、君よりの命令にも、隨分小國を利し富ましめ、○亦。 各國々の社稷を安くをさめしめさだめて、民人を鎭め撫育成されて、禮を以て天の福を承けしめんと仰せられた、

此君之憲令、而小國之望也、

【註】憲、法也、

此。 これが君の仰出された御定めで有て、小國のものは、是はかたじけない法令かなと仰ぎ望だことで有た、

寡君是故、使吉奉其皮幣、

晉に朝してかへりがけに鄭へ立よられたれば、鄭伯のもてなされた、○不敬 蔡侯がはなはだ不敬にあつた、○子 わざはひをまぬかれらるまい、

日其過此也、

【註】往日至晉時、

日 先日當地へ立よられた時分には、

君使子展迋勞於東門之外、而傲、

【註】迋、往也、

君より子展を使者として、出向ふて東門のほかにて勞を問せ玉ひた、そのときも傲りて無作法にあつたとうけたまはつた、

吾曰、猶將更之、今還、受享而惰、乃其心也、君小國、事大國、而惰傲以爲己心、將得死乎、若不免、必由其子、其爲君也、淫而不父、

【註】通太子班之妻、

吾 又あらためらるゝで有らうと云たが、○今 いまかへりがけに享を受るとて、又惰らるゝは、この君のこゝろがやはり此くのごとき性質と見えたり、○君 小國の君で有ながら、大國につかへて惰傲なと云を以て、已がこゝろの持領といたされては、宜き死やうは得せらるまい、○若 若死なるゝならば、かならず自分の子よりわざはひがおこらう、○其 先づ一體この人は淫亂で、父たるの道を失て嫁と密通いたされた、

僑聞之、如是者、恒有子禍、

【註】爲三十年蔡世子班弑其君傳、

僑 此やうな類は大方子のわざはひがあるものであるとなり、

孟孝伯如晉、告將爲宋之盟故、如楚也、

【註】魯晉屬、故告晉而行、

魯は晉の屬ゆゑ、今度宋で盟ふたとほり、楚へ朝しま

大國へつかふるには先づ政事にしたがふが第一のことなり、貨賄の進物ばかりが禮とおもふはあしきとなり、

小事大、未獲事焉、從之如志、禮也、

【註】言當從大國、請事以順其志、

小。小の大に仕へ從ふと云は、大國の事を得ぬならば、この方より伺ひ從ひて、向のこゝろざしのとほりにするが禮であるとなり、

雖不與盟、敢叛晉乎、重丘之盟、未可忘也、子其勸行、

【註】重丘盟在二十五年、

雖。たとひ晉へ朝するの約はせいでも、所詮晉に叛かれはせまい、○重。すれば叛くまいとある盟ひをわすれぬやうに、足下にも君の行を御すゝめ申されよとなり、

衞人討甯氏之黨、故石惡出奔晉、衞人立其從子圃、以守石氏之祀、禮也、

【註】石惡之先石碏有大功於衞國、惡之罪不及不祀故曰禮、

又僉議するなり、石惡もその黨ゆゑ晉へしりぞいた、○衞。石氏が家を斷絶するほどの罪でもないゆゑ、從子の圃と云者を立て、家名をつがせて祖をまつらせた、これは禮じやとなり、

邾悼公來朝、時事也、

【註】傳言來朝非宋盟、宋盟唯施於朝晉楚、

これは宋で盟たゆゑではない、時の朝であつた、

秋、八月、大雩、旱也、

旱りのつよいゆゑなり、

蔡侯歸自晉、入于鄭、鄭伯享之、不敬、子產曰、蔡侯其不免乎、

【註】不免禍、

木爲青龍、失次出虚危下、爲蛇所乘、

蛇○青龍の歳星が虚星危星の下になりたを云、

龍、宋鄭之星也、

【註】歳星本位在東方、東方房心爲宋、角亢爲鄭、故以龍爲宋鄭之星、

龍○宋鄭の分野にあたる星なり、

宋鄭必饑、玄枵、虚中也、

【註】玄枵三宿、虚星在其中、

宋○されば二國にたゝりがあらうと見た、

枵、耗名也、土虚而民耗、不饑何爲、

【註】歳爲宋鄭之星、今失常、淫入虚耗之次、時復無冰、地氣發洩、故曰土虚民耗、

耗○耗は物の減ずること、土が空しくなり民も乏しく成ると有れば、飢ゑて何とせうとなり、

夏、齊侯陳侯蔡侯北燕伯杞伯胡子沈子白狄朝于晉、宋之盟故也、

【註】陳侯蔡侯胡子沈子、楚屬也、宋盟曰、晉楚之從交相見、故朝晉、燕國、今薊縣、

陳蔡胡沈はみな楚の屬國なれども、宋で盟たとほりなれば晉へ朝した、

齊侯將行、慶封曰、我不與盟、何爲於晉、

【註】以宋盟釋齊秦、

齊○齊侯も晉へ行ふと致さるゝを慶封がとゞめて云には、この方の國と秦とは晉楚の匹なりと云て、交〻朝するの盟には與らなんだ、それに何の晉へ朝することがあらうぞとなり、

陳文子曰、先事後賄、禮也、

【註】事大國、當先從其政事、而後薦賄、以副己心、

陳○文子はおとなしくさばくである、事は政事なり、

【註】崔杼之黨耆酒荒淫而出書名罪之自魯奔呉不書以絶位不爲卿、

魯へ來た、

十有一月、公如楚、

【註】爲宋之盟故朝楚、

晉へ屆けがすみて朝せられたなり、

十有二月、甲寅、天王崩、

【註】靈王也、

周より告たなり、

乙未、楚子昭卒、

【註】康王也、十二月無乙未日誤、

告文なり、

【傳】二十八年、春、無冰、梓愼曰、今茲宋鄭其饑乎、

【註】梓愼、魯大夫、今年鄭游吉宋向戌言之明年饑甚、傳乃詳其事、

梓愼は魯の大夫で天文者なるゆゑに、天文をかんがへて、今年は宋鄭の二國が飢饉するで有らうと云た、

【注】梓○二國の大夫もこれと同じことをかんがへたとなり、

歳在星紀、而淫於玄枵、

【註】歳、歳星也、星紀在丑、斗牛之次、玄枵在子、虛危之次、十八年、晉董叔曰、天道多在西北、是歳、歳星在亥、至此年十一歳、故在星紀、明年乃當在玄枵、今已在玄枵、淫行失次、

○歳星とて年を主る星のめぐりが、星紀のやどりにある、わづか行き過た玄枵へ行た、淫の字は暦の上では行過たことを云なり、

以有時菑、陰不堪陽、

【註】時菑、無冰也、盛陰用事、而温無冰、是陰不勝陽、地氣發洩、

以○冰のないゆゑは陰がよわくて陽におされた、地氣が外へ發し洩れたるなり、

蛇乘龍、

【註】蛇、玄武之宿、虛危之星、龍、歳星、歳星、木也、

公、
【註】爲齊莊公服喪、
魯國へ逃れ來て、田舍に耕作の日雇を取り、君を喪して居た、

冬、楚人召之、遂如楚、爲右尹、
【註】傳言楚能用賢、
冬○賢人なるを聞て楚へ召た、それゆゑ楚へ往いてもちひられ、右尹と成たである、

十一月、乙亥、朔、日有食之、辰在申、司歷過也、再失閏矣、
【註】謂斗建指申、周十一月、今之九月、斗當建戌而在申、故知再失閏也、文十一年三月甲子、至今年、七十一歲、應有二十六閏、今長歷推得二十四閏、通計少再閏、釋例言之詳矣、
歷を司るものが誤たゆゑに、閏月を二度うしなふたなり、

【經】二十有八年、春、無冰、
【註】前年知其再失閏、頓置兩閏、以應天正、故此年正月建子、得以無冰、爲災而書、
前に二月おひ込だゆゑ、閏月をにはかに二つこしらへた、然るに此正月氷がないゆゑ、災として書したなり、

夏、衞石惡出奔晉、
【註】甯喜之黨、書名、惡之、
解に不及、

邾子來朝、
告文なり、

秋、八月、大雩、
解に不及、

仲孫羯如晉、
【註】告將朝楚、
前年の會に互に朝する約ゆゑ、楚へも朝することわりにやられた、

冬、齊慶封來奔、

【註】終人於其宮、不見其妻、凶、
○至　崔杼か歸て見たれば、妻子從類一人も居らぬゆゑ、せんかた盡て縊て死たとなり、これは後室をめとるときの占がきし〳〵とあたりて、つひに、その妻を見ぬと云わざはひに及んだ、

崔明夜辟諸大墓、

【註】開先人之家以藏之、
○崔　崔明が父の尸を夜中に人知れず、先祖の墓所へ一つに葬た、

辛巳、崔明來奔、慶封當國、

【註】當國、秉政、
○辛　魯國へ立のいた、崔氏の家が亡たゆゑ、慶封が國に當てことを取り行ふとなり、

楚薳罷如晉、涖盟、

【註】罷、令尹子蕩、報荀盈也、
晉よりも來たゆゑ、又楚よりも晉へ盟に來たなり、

晉侯享之、將出、賦既醉、

【註】既醉、詩大雅、曰、既醉以酒、既飽以德、君子萬年、介爾景福、以美晉侯、比之大平君子也、
○晉　もてなされたれば、薳罷が退出するとて、既醉の詩を賦して、晉侯を君子なりとほめた、

叔向曰、薳氏之有後於楚國也、宜哉、承君命不忘敏、子蕩將知政矣、敏以事君、必能養民、政其焉往、

【註】言政必歸之、
○叔　子孫がつゞくで有らう、これも尤なり、君命を承て敏をわすれぬ、後には必ず政を知る人で有らう、敏を以て君につかふる人なれば、よく民をやしなはう、すれば政はかれが手よりいづるに極まりた、

崔氏之亂、

【註】在二十五年、

申鮮虞來奔、僕賃於野、以喪莊

仕はるゝものを召て、御せしめて出た、

且曰、崔氏有福、止余猶可、

【註】恐滅家禍不止其身、

且○出ながら云には、此崔氏の家もわざはひがありて、何とぞ余一人切で難が止て、家が立てばよいがと云ひながら出たとなり、

遂見慶封、慶封曰、崔慶一也、

【註】言如一家、

遂○それから相役のことゆゑ、慶封がところへ行き、このことを告た、○慶○こゝが慶封が親切ごかしにするところである、先づ崔杼へ云やうは、崔慶の二家は一家の如き間なるに、

是何敢然、請爲子討之、使盧蒲嫳帥甲以攻崔氏、崔氏堞其宮而守之、

【註】堞短垣、使其衆居短垣内以守、

是○彼らは何ぞ大膽なことを仕出したるぞ、よしよし氣づかひを致さるゝな、足下のために討ちしづめて進上せんと云さま、○使○かの一物ある屬大夫を遣はし、兵士をしたかへて崔氏が屋敷をかこませた、兄弟を救はうぞと云ておいて、出しぬいてせめさせた、○崔○屋敷の塀の内に籠りてふせぐゆゑ、

弗克、使國人助之、遂滅崔氏、殺成與彊、而盡俘其家、其妻縊、

【註】妻、東郭姜、

克たれぬ、○使○一家中の士を助兵とし、つひに滅して、兄弟もあへなくころし、家内のものも盡く召捕た、○其○崔氏の妻もあやふくなりたゆゑ、くびれて死だとなり、

嫳復命於崔子、且御而歸之、

【註】嫳爲崔子御、

嫳○しづめましたにかへり玉へと云て、盧蒲嫳が車を御して屋敷へおくつて來た、

至則無歸矣、乃縊、

となり、○告　後とで慶封が糾下の大夫盧蒲嫳と云ものと此ことを相談したなり、

盧蒲嫳曰、彼君之讎也、天或者將棄彼矣、彼實家亂、子何病焉、

【註】君、謂齊莊公、爲崔杼所弑、

盧○　このものは好い幸ひとおもひて云には、彼崔杼と云男は當國の君を弑したる先君の讐敵なれば、○天○　今かゝる禍に合ふと云は、天道より棄て玉ひたものならん、○彼　又彼が家がみだれたとても、御手前様のためには何にも病には成ませぬ、

崔之薄、慶之厚也、

【註】崔敗則慶專權、

崔○　兩臣下の家なれば、崔家の威の薄く成るは慶の家の厚く成る基ゐで、貴家のためには福德の百年目なれば、知らぬ貌して居玉へと云た、

他日又告、

【註】成彊復告、

他○　右の盧蒲嫳が入れ智惠したゆゑ、慶封もうちすてゝおいたゆゑ、兄弟のものがたのみに來た、

慶封曰、苟利夫子、必去之、難、吾助女、九月、庚辰、崔成崔彊殺東郭偃棠無咎於崔氏之朝、崔子怒而出、其衆皆逃、求人使駕、不得、使圉人駕、寺人御而出、

【註】圉人、養馬者、寺人、奄士、

慶封○　兄弟への挨拶に實に御親父の御ためとおもはるゝならば、必彼らを去られよ、若し手にあまり難に及ばれなば、吾各方の尻を抱へようとなり、此れに力を得て、○九　兄弟が兩家老を表書院で殺したなり、○崔　不屆なるせがれめらと怒りながら屋敷を出たなり、○其　家來のものどもゝみな〳〵逃去て、崔杼が供まはりもなく成た、○求　誰なりとも來りて車を御せよともとむれども、一人も居らず、○使　やうやう馬屋の中間に車をしかけさせて、○寺　內證に

【註】濟南東朝陽縣西北有崔氏城、成欲居崔邑以終老、

後妻の腹に出生した崔明を立た、これが亂の本である、崔彊を立ねば叶はぬことなり、○成　崔は崔杼が在所なり、我は惡い疾ひもあれば、在所へ入て隱居いたしたいと云た、

崔子許之、偃與無咎弗予曰、崔宗邑也、必在宗主、

【註】宗邑、宗廟所在、宗主、謂崔明、

崔○　崔杼はのぞみのとほりにせよと云て許した、○偃○　彼の後妻の弟と連て來た子と兩人のものが家老貌をして、成らぬと云て崔をあたへぬ、○曰　兩人の云分に、崔には代々の廟所も在て、これは領主たるものに付くべきところなりと云た、これは何ほど崔明が家督しても、肝要の領知を取られては何にも成らぬゆゑに承知せぬ、

成與彊怒、將殺之、告慶封曰、夫子之身、亦子所知也、唯無咎與偃是從、父兄莫得進矣、大恐害夫子、敢以告、

【註】夫子、謂崔杼、

成○　父さへ許したことを難ずると、怒りて家老どもを殺す相談をし、○告○　さて父の相役に告て、○曰○　二子が云には、夫子は父のことを指して云、大夫ゆゑなり、私どもが父の身の上は、御手前様にも御存知のとほりで、○唯○　他より來た兩人のものゝ言に從ふばかりで、○父　一族の中にて、父にあたる長者さへも退けられて、すゝむことを得ぬとなり、○大　往々は父が身のうへも害を生ぜんかと氣づかひに存ずるに付て、憚りながら御相談申す、よろしくはからひ玉へとなり、

慶封曰、子姑退、吾圖之、告盧蒲嫳、

【註】嫳、慶封屬大夫、封以成彊之言告嫳、

慶○　成ほど承知はいたしたれど、先づ今日はかへられよ、吾とくと思慮の上、何れへともとりはからはん

欒喜之謂乎、

【註】欒喜、子罕也、善其不阿向戌、
子罕などが上を謂たもので有らうとなり、向戌にへつらはなんだ、欒喜は子罕がことなり、

何以恤我、我其收之、

【註】逸詩、恤、憂也、收、取也、
何。又詩に、我をめぐみて云ことは何やうのことにても我これを用ふるとあるのは、

向戌之謂乎、

【註】善向戌能知其過、
向戌を云ならんとなり、

齊崔杼生成及彊而寡、

【註】偏喪曰寡、寡、特也、
これは前に出たことで、崔杼が前妻の腹に嫡男崔成次男崔彊と二人出生し、崔杼は寡夫となつた、【注】偏。かた〳〵死して獨者に成るを寡と云となり、

娶東郭姜、生明、東郭姜以孤入、

曰棠無咎、

【註】無咎、棠公之子、
その後仲間の棠公と云が死で、くやみに行きて後家を見て、美なりと云て娶たとなり、○生。件の後家が崔杼が方へ來て、崔明と云男子を産だなり、○東。この後家が再嫁して來るときに、先夫棠公が子が一人在て、孤となつて居たを連れて來た、この男子を棠無咎と云、

與東郭偃相崔氏、

【註】東郭偃、姜之弟、
與。後家の弟とかの棠無咎と二人を家老にしておいた、

崔成有疾而廢之、

【註】有惡疾也、
崔。ときに總領の崔成は惡い疾が有て、癈人となつて居たに付て、名跡には成らぬと云て、仲子は棄てゝおいて、

而立明、成請老于崔、

以て不法のものを威して、文德をあきらかにするためなり、○聖　古の聖人も武を以ておこり玉ひ、

亂人以廢、

【註】謂桀紂、

亂人も武を以て亡ぶる、すれば行ふ人により善くも惡しくもなるなり、

廢興存亡、昏明之術、皆兵之由也、而子求去之、不亦誣乎、以誣道蔽諸侯、罪莫大焉、縱無大討、而又求賞、無厭之甚也、削而投之、

【註】削賞左師之書、

國の興るも亡ぶるも、明君になるも昏濁になるも、仕方のおこりは兵から出ることである、○而子　それを一概に去らせようとめさるゝは、ちと無理ではあるまいか、○以　無理な仕方を以て、諸侯の目を蔽ふは大罪なれば、たとひ大なるとがめは無くとも、賞をもとむると云は、あきたることをしらぬ貪欲じやと云て、○削　その書を削て投出した、

左師辭邑、向氏欲攻司城、

【註】司城子罕、

左○　子罕がことばに屈服して邑を辭した、○向　向氏一家の者どもが子罕がさゝへたを以て、邑をとりそこなふたと云て、攻討うと云た、

左師曰、我將亡、夫子存我、德莫大焉、又可攻乎、君子曰、彼己之子、邦之司直、

【註】詩鄭風、司、主也、

左○　左師は又おとなしい、我身の一たび亡びんとしたを、彼子罕夫子の立てゝ玉はりたるなり、この德は莫大なとであれば、又何ぞせめると云の理が有らうぞと云てとりあはなんだ、○君　詩を引て、評判に、彼の己之ひとは邦の主直と云てあるは、

亦可乎、
樂で民を安じさて行ひも淫せずして民を使ふ人なれば、亡に後るゝはずてはないかとなり、

宋左師請賞曰、請免死之邑、
【註】欲宋君稱功加厚賞、故謙言免死之邑也、
今度の功にほこり恩賞をのぞみて、死に至る罪に成らぬほど邑を下されよとねがふた、

公與之邑六十、以示子罕、子罕曰、凡諸侯小國、晉楚所以兵威之、畏而後上下慈和、慈和而後能安靖其國家、以事大國、所以亡也、無威則驕、驕則亂生、亂生必滅、所以亡也、天生五材、
【註】金木水火土也、
公。宋公の邑六十をあたへられた、その御書付を子罕に見せた、○子。承知いさたぬである、總じて諸大名の內、小國と云べき國は、晉の楚のと云大國の兵を以て威すを以ておそるゝゆゑに、上下ともに慈和してをさまるとなり、この方でも、大名の衆が將軍の御武威を畏るゝを以て靜謐なである、○慈。上下が和らいであるから、各自國を安靖して、以て大國につかふる、これでその國をまつたく存してたもつである、○無。上にたつ人に武が無ければ、おごるこゝろが生じて國もみだるゝ、亂が生ずるは滅ぶる、凡て國の亡ることはか樣なものなり、○天。天道からも金木水火土の五財を生し玉ふ、

民並用之、廢一不可、誰能去兵、兵之設久矣、所以威不軌而昭文德也、聖人以興、
【註】謂湯武、
民。もこの五つをならびもちひ、一つを廢てゝもたゝぬなり、○誰。五行の一つを去てはすまぬなり、○兵。むかしよりあり來つたことが久しいは、武を

享、文子告叔向曰、伯有將爲戮矣、詩以言志、志誣其上、而公怨之、以爲賓榮、

【註】言誣則鄭伯未有其實、趙孟倡賦詩以自寵、故言公怨之以爲賓榮、

若○ 此言を保ちさへすれば、辭しても福祿がいたらうと云ぞへた、○卒○ もてなしもすんだ、○文○ 鄭の伯有は戮せらるゝで有らう、詩は元よりこゝろざしを云ものなるに、○志○ 誣とはなきことを無理に有ると云なり、鄭伯もこれほどな淫行はないに、無實を云て鄭伯のうらみらるゝことを云出て、賓客のもてなしとするなり、【注】言○ 無實なり、○趙○ 趙孟がこのみで詩をいざなひ賦して自寵するゆゑ、公のうらみらるゝを賓の榮とすと云たものなり、

其能久乎、幸而後亡、

【註】言必先亡、

久くは有つまい、仕合が能て出奔と見ゆるとなり、

叔向曰、然、已侈、所謂不及五稔者、夫子之謂矣、

【註】稔、年也、爲三十年鄭殺良霄傳、

叔○ 成ほど左やうでござる、かれは甚だおごりて居るゆゑ、五年に及ばずと云はこの夫子がことで有らうとなり、

文子曰、其餘皆數世之主也、子展其後亡者也、在上不忘降、

【註】謂賦草蟲、曰我心則降、

文○ その外はいづれとも數代をたもつべきものなり、中でも子展が亡ぶるに後るゝで有る、○在○ 降ることを知て居る、

印氏、其次也、樂而不荒、

【註】謂賦蟋蟀、曰好樂無荒、

印○ それに續いて印氏で有らう、樂で荒ますと云た、

樂以安民、不淫以使之、後亡、不

うけたいと云こと、

子大叔賦野有蔓草、

【註】野有蔓草、詩鄭風、取其邂逅相遇、適我願兮、

子大。これは不計遇たは、我本願を達したと云にとる、

趙孟曰、吾子惠也、

【註】大叔喜於相遇、故趙孟受其惠、

趙。足下の人を愛する惠みがたしけないと云たとなり、

印段賦蟋蟀、

【註】蟋蟀、詩唐風、曰、無以大康、職思其居、好樂無荒、良士瞿瞿、言瞿瞿然顧禮儀、

印。これは大にやすんぜずして、つねに職として居をおもひ玉へ、たのしみをこのむともすさむことなかれ、良士は瞿々として禮儀をかへりみるものなりと云て、大分人柄な詩なり、

趙孟曰、善哉、保家之主也、吾有望矣、

【註】能戒懼不荒、所以保家、

趙。偖も善哉家をたもつべき人なり、吾も足下にはこのもしいところがあるとなり、

公孫段賦桑扈、

【註】桑扈、詩小雅、義取君子有禮文、故能受天之祜、

公。君子に禮文があつて、天のさいはひを受くと趙武を君子にしてほめた、

趙孟曰、匪交匪敖、福將焉往、

【註】此桑扈詩卒章、趙孟因以取義、

趙。直にその詩を以てこたへた、人と交るに傲らばさいはひがどこへ行くものぞ、其人へ福は來るとなり、

若保是言也、欲辭福祿得乎、卒

たと見ゆる、

趙孟曰、牀第之言不踰閾、況在野乎、非使人之所得聞也、

【註】第、簀也、此詩刺淫亂、故云牀第之言、閾、門限、使人、趙孟自謂、

趙。是には挨拶も成らず、只今の詩は牀第の閨中内證の事で、門を越て外へは云はぬ言なるに、まして況や爰は野外なれば、うけたまはることではない、○非。ことに拙者などの使者に來るものゝきゝ得ることではないとなり、

子西賦黍苗之四章、

【註】黍苗、詩小雅、四章曰、肅肅謝功、召伯營之、列列征師、召伯成之、比趙孟於召伯、

子西。これは古へ召伯の謝の功有て、人數を引つれて功を成就いたされたと云ことを美めて、趙孟を召伯に比したるなり、

趙孟曰、寡君在、武何能焉、

【註】推善於其君、

趙。是は御挨拶はかたじけないけれども、主人があつてその功をいたすなり、拙者が及ぶところではないとなり、

子產賦隰桑、

【註】隰桑、詩小雅、義取思見君子盡心以事之、曰既見君子、其樂如何、

子產。是は何とぞ君子に見えたらば、こゝろを盡してつかへたいとおもひて居たところに、いますでに見てそのたのしみが云つくされぬと、趙孟を君子にしたる詩を賦したとなり、

趙孟曰、武請受其卒章、

【註】卒章曰、心乎愛矣、遐不謂矣、中心藏之、何日忘之、趙武欲子產之見規誨、

趙。私はをはりの章を受納いたさうと云たなり、卒章には、こゝろの中に人を愛すれば、世話をやかずには居られぬ、その方を愛して心中に藏めて居れば、何ぞわすれやうぞと云てある、子產に愛せられて誨を

子展伯有子西子産子大叔二子石從、

【註】二子石、印段、公孫段、

子。鄭の歴々みな鄭君に從ふて出席した、

趙孟曰、七子從君、以寵武也、請皆賦以卒君貺、武亦以觀七子之志、

【註】詩以言志、

趙。七人へ云には、おの〳〵たゞいま是へ出でゝ君にしたがはるゝも、拙者を寵し玉ふためなれば、とてものことに詩を賦して玉はりて、君の貺ものを卒へ遂て下されよ、拙者も又各がたの志がうけたまはりたいと云た、

子展賦草蟲、

【註】草蟲、詩召南、曰、未見君子、憂心忡忡、亦既見止、亦既覯止、我心則降、以趙孟爲君子、

子。とりあへず賦した、これはまだ君子にあはぬ以前はうれひたところに、いま目前に見て我こゝろも屈服し降て、貴きことを知たと云た、則趙孟を君子にした挨拶なり、

趙孟曰、善哉、民之主也、

【註】在上不忘降、故可以主民、

趙。先づ子展が降ると云こゝろざしの徳を美めて、信に民の主と成玉ふ人じや、

抑武也不足以當之、

【註】辭君子、

抑。しかしながら、君子の義は拙者はあたるに足るものではないと卑下した、

伯有賦鶉之賁賁、

【註】鶉之賁賁、詩鄘風、衞人刺其君淫亂、鶉鵲之不若、義取人之無良、我以爲兄、我以爲君也、

伯。これは異なる詩を賦した、是詩は君をそしりて、鶉にもおとりて君と爲るに足らぬと云ことなり、これは何ぞ君へうらみでもあつたのか、ふと口から出

對曰、夫子之家事治、言於晉國、無隱情、其祝史陳信於鬼神、無愧辭、

【註】祝陳馨香德足副之、故不愧、

對○ 趙孟がこたへに、夫子范武子義は自分の家のことは能くをさまり、○言　口に云言には隱情の不實はない、○其　祝祠師が神前で武子が信をのべ、德を鬼神へつげるに、○無　みなその辭に當りてはづかしいことはないとなり、

子木歸以語王、王曰、尙矣哉、

【註】尙上也、

子○ 楚へかへりて王へこの物がたりをした、○王　楚王のきかれて扨も仰ぐべきことかな、

能歆神人、

【註】歆享也、使神享其祭、人懷其德、

能く神や人に享け懷かれたる人なり、

宜其光輔五君、以爲盟主也、

【註】五君、謂文、襄、靈、成、景、

宜○ 五代の主につかへ主を光輔とかゞやかし佐け、盟主としたも尤じやとなり、

子木又語王曰、宜晉之伯也、有叔向以佐其卿、楚無以當之、不可與爭、晉荀盈遂如楚、涖盟、

【註】重結晉楚之好、

子○ いやまだ晉の伯たるわけがござる、晉には叔向と云賢者が在て、卿を佐けまする、楚などは彼と敵當は成りませぬとなり、○不　爭はぬかよろしうござると云た、○晉　いよ〳〵よしみを結ぶとて、晉からも楚へ盟ひに往た、

鄭伯享趙孟于垂隴、

【註】自宋還過鄭、

鄭○ 晉の趙孟は宋を立出でゝ、鄭へ立よりたれば、鄭伯の垂隴と云ところでもてなしをいたされたとなり、

なり、○且。そのうへ諸侯同志の盟ひにも、小國が出て盟を主ると云例もあることなり、

楚爲晉細、不亦可乎、

【註】欲推使楚主盟、

楚。すれば楚は晉のために細い國で、盟の手傳をさせるとさへおもふて居ればよいほどに、必ずきそはるゝなと云た、

乃先楚人、書先晉、晉有信也、

【註】蓋孔子追正之、

乃。因て楚を先へ盟はせたとなり、○書。經に晉を先へ出してあるは、信をまもりたところを美したものである、

壬午、宋公兼享晉楚之大夫、趙孟爲客、

【註】客下坐所尊、故季孫飲大夫酒、臧紇爲客、

壬。宋も世話した甲斐が在て、つひには兩國が和睦したゆゑ、晉楚兩國の大夫へ酒をすゝめて一處にもてなす時晉の趙孟を上客とさだめた、

子木與之言、弗能對、使叔向侍言焉、子木亦不能對也、乙酉、宋公及諸侯之大夫、盟于蒙門之外、

【註】前盟諸大夫、不敢敵公、禮也、今宋公以近在其國、故謙而重盟、重盟故不書、蒙門、宋城門、

子。楚の子木と晉の趙孟と談じた所が、子木が才がまさつたかして趙孟は應答が出來なんだとなり、○使。そこで叔向を出して相手にしたれば、今度は子木が應答が出なんだとなり、○乙。この度は宋公が加はりて一同に盟はれた、

子木問於趙孟曰、范武子之德何如、

【註】士會賢聞於諸侯、故問之、

子。范武子が德は名高いゆゑ、楚の子木が問たとなり、

ぞ、○宋。滕を屬した宋衞などは吾と匹敵同格の國なり、それに屬國分には成らぬと云て同盟した、○故。經に叔孫の二子をけづられたは、君命にそむいたに成た、

晉楚爭先、

【註】爭先歃血、

晉。さて盟のときに成て、兩國の前後の論が出來た、

晉人曰、晉固爲諸侯盟主、未有先晉者也、楚人曰、子言晉楚匹也、若晉常先、是楚弱也、且晉楚狎主諸侯之盟也久矣、

【註】狎、更也、

晉。この方は古よりの伯長の家なれば、ついに晉に先だつと云ものはないとなり、○楚。其元は先達ての御挨拶に、晉楚齊秦は匹也と仰せられたではないか、○若。それに古より先きだつものはないとて、常に晉が先きをするならば、これ楚は弱いと見ゆる、匹とは云はれぬ、○且。其上盟主のことを仰せらるゝが、晉も楚もかはるぐ盟を主つたは久しい以前よりのことなり、

豈專在晉、叔向謂趙孟曰、諸侯歸晉之德只、

【註】只、辭、

豈。どうして晉ばかりが盟主で有らうぞとなり、○叔。晉の叔向は溫和な了簡である、能くかんがへられよ、諸侯の晉へ服するは晉の德に服したものである、

非歸其尸盟也、

【註】尸、主也、

盟ひを主るに依て歸服すると云ことではない、

子務德、無爭先、且諸侯盟、小國固必有尸盟者、

【註】小國主辨具、

子。足下は德をつとめられよ、先後は爭はるゝなど

れまでもなく、兵を止ると云て諸侯をあつめて置ながら、却て兵を擧て我を害せんとしては、諸侯が此方へみなおもひ付くであらう、

吾庸多矣、非所患也、

【註】晉獨取信、故其功多、

左すれば吾々が功は多い、何にも患には成らぬと云た、

季武子使謂叔孫以公命曰、視邾滕、

【註】兩事晉楚、則貢賦重、故欲比小國、武子恐叔孫不從其言、故假公命以敎之、

○季武　季武子がこゝろには、晉楚の兩國へ追々朝參するやうに成ては貢物も兩國へ出さねばならぬ、それでは大分の國のいたみに成るゆゑに、いま迄の國の高を減じて、邾や滕の小國に準じて取はからはれよと云おこした、これで魯はいま迄晉へ次國の格式で諸役をつとめたを、兩方へつとむれば倍の國役になる、これではつゞかぬと思ふてなり、ときにこれを季武子が云ては叔孫豹が合點せぬに因て、魯侯の命なりとして、そのとほりにねがへと云た、

既而齊人請邾、宋人請滕、皆不與盟、

【註】私屬二國故、

○既　ときしも齊人が邾を請て齊の屬國に附け、宋人は滕を請て手前の附庸にした、○皆　それで列國の席へは出なんだ、

叔孫曰、邾滕人之私也、我列國也、何故視之、宋衞吾匹也、乃盟、故不書其族、言違命也、

【註】季孫專政於國、魯君非得有命、今君唯以此命告豹、豹宜崇大順、以顯弱命之君、而遂其小是、故貶之、

○叔　公の命でも承知せぬ、邾や滕は人の私にしたがへた屬國と云て、陪從國なり、○我　この方は一列の國で一本立である、○何　何とて從國並に成るべき

て居たれども、この體をきゝておどろいたとなり、○叔○何にも害はござらぬ、匹夫の下賤な者でさへも、不信を爲てはたゝぬに、いはんや大國として不信のふるまひあらば盡くたふれ死ぬるで有らう、

若合諸侯之卿、以爲不信、必不捷矣、食言者不病、

【註】不病者、單斃於死、

若○國々の卿の出合のところにて不信を爲さば、かならず捷つことは成まい、○食　かやうのところでいつはりを云ては、病む間もなく死するで有らう、

非子之患也、

【註】楚食言當死、晉不食言、故無患、

非○この方の害には少しもならぬことなり、

夫以信召人、而以僭濟之、

【註】濟成也、

夫○信を成さうと云名目で人を召しながら、たがふいつはりを以て事を成就せんとしたりとも、

必莫之與也、安能害我、且吾因宋以守病、

【註】爲楚所病、則欲入宋城、

必○諸侯に同心するものは有まい、楚ばかりにて何として此方を害することがならうぞ、○且　その上宋國の世話致さるゝゆゑに會したことなれば、吾は宋へ因み宋とこゝろをあはせて楚の病をまもらば、

則夫能致死、與宋致死、雖倍楚、可也、

【註】宋爲地主、致死助我、力可倍楚、

能く死を致してふせぐで有らう、宋と死をきはめてふせぎたらば楚一倍の勢でも苦には成るまい、

子何懼焉、又不及是、曰弭兵以召諸侯、而稱兵以害我、

【註】稱擧也、

子○何にも氣づかはるゝなと云ことなり、○又　こ

【註】大宰、伯州犂、

伯○ 楚の伯州犂がこれを見て、諸侯を和合するとて不信を成すは惡い、○夫○ 國々の大名は、長たる楚の信を仰ぎのぞみて來たり服するなり、しかるをいまかやうに不信を成しては、これから諸侯を服する基を失ふで有らうとなり、○固○ ひらに着籠みは脱て出られよといさめた、○子○ 令尹の云分がつまらぬ、否や晉と楚との信のないと云は、久しい以前よりのことなり、○事○ 兎角どう成りともして、勝手によいやうにするが能いとなり、○苟○ かりそめにもこゝろざしさへ得れば、信のやうなものは入用にはないとなり、これは無法な云分である、○大○ 伯州犂も此言をきゝて早々しりぞいて、

告レ人曰、令尹將レ死矣、不レ及二三年一、求レ逞レ志而弃レ信、志將レ逞乎、志以發レ言、言以出レ信、信以立レ志、參以定レ之、

【註】志言信三者具、而後身安存、

告○ 内々人にかたるには、この方の御家老は死なるゝで有らう、此うへ三年はいきられまい、○求○ 自身の勝手に、よいやうに爲さんとて信を棄らるゝ、信なくしては何とて志が十分に遂げられうや、○志○ 人はすべて志は言に發し、その言は信を出し、信で以て志を立るものにて、○參○ 右の三つが具つてから、身が安くさだまるものなり、

信亡、何以及レ三、

【註】爲二明年、子木死一起レ本、

信○ 信がなくなりては三年はたもたぬとなり、

趙孟患二楚衷一レ甲、以告二叔向一、叔向曰、何害也、匹夫一爲レ不レ信、猶不レ可、單斃二其死一、

【註】單、盡也、斃、踣也、

趙○ 晉の趙文子が楚の着ごみするよしをきゝて、はなはだ患へてこれでは事をこのむと見ゆる、何とせうと云て相談した、はじめ惡しき氣のことには安じ

【註】示レ不ニ相忌一、

曹。兩國も來た、○以。藩は互の陳所のさかひを四ッ目垣を結び切てさかひを立てるなり、たばかりで用心する體はない、

晉楚各處ニ其偏一、

【註】晉處レ北、楚處レ南、

晉。偏は南北と立わかれて、兩方の端に陳を張た、

伯夙謂ニ趙孟一、

【註】伯夙、荀盈、

伯。晉の荀盈が趙孟へ云には、

曰、楚氛甚惡、懼レ難、

【註】氛、氣也、言楚有ニ襲レ晉之氣一、

何とも楚國の體は合點がゆかぬ、大分楚の陳の運氣が惡い、氣づかひなは難がおこらうもしれぬとなり、

趙孟曰、吾左還入ニ於宋一、若レ我何、

【註】營在ニ宋北一、東頭爲レ上、故晉營在レ東、有レ急可ニ左廻入ニ宋東門一、

趙。いやそれは氣づかはるゝな、この方は宋の城を左手にひかへて居れば、すはと云たらば左にめぐりて、宋の東門へ入らば吾を何ともすることは成るまいとなり、

辛巳、將レ盟ニ於宋西門之外一、楚人衷レ甲、

【註】甲在ニ衣中一、欲ニ因レ會擊一レ晉、

辛。宋の西門の外にて盟ふと云に及だ、○楚。兎角油斷して出し拔かるゝなとて、衣の下に腹卷を着たとなり、

伯州犂曰、合ニ諸侯之師一、以爲ニ不信一、無ニ乃不一レ可乎、夫諸侯望ニ信於楚一、是以來服、若不レ信、是弃ニ其所ニ以服ニ諸侯一也、固請レ釋レ甲、子木曰、晉楚無レ信久矣、事レ利而已、苟得レ志焉、焉用レ有レ信、大宰退、

も、大國ゆゑに晉へ服從させて、自由にすることの成らぬと云は、楚でも秦を從へらるゝことの成らぬやうなものである、しかればこれは成りがたい、

楚君若能使秦君辱於敝邑、寡君敢不固請於齊、

【註】請齊使朝楚、

楚○其内若し楚君の御はからひを以て、秦の君を敝邑へ辱くきたらるゝやうに成し玉はらば、寡君も無理に齊の君をたのみて、楚へ朝せらるゝやうに致さうとなり、

壬申、左師復言於子木、子木使馹謁諸王、

【註】馹、傳也、謁、告也、

壬○又向戌がこのよしを楚へ云たれば、子木が了簡にもすまぬに因て、早馬を以て楚王へ伺ふたである、

王曰、釋齊秦、他國請相見也、

【註】經所以不書齊秦、

王○楚王よりのこたへに、しからば齊秦の兩國はのぞいて、他の國々はみな相見に朝せらるゝやうにのぞめと云ひおこされたなり、

秋、七月、戊寅、左師至、

【註】從陳還、

秋○向戌も晉の口上を告げに陳へ往て、いま歸つた、久しくかゝることである、

是夜也、趙孟及子晳盟、以齊言、

【註】子晳、公子黑肱、素要齊其辭、至盟時不得復訟爭、

是○盟の言に相違はないかと互に調つたとなり、齊はそろへることとなり、

庚辰、子木至自陳、陳孔奐蔡公孫歸生至、

【註】二國大夫、與子木俱至、

庚○會へ至た、陳蔡二國も至た、

曹許之大夫皆至、以藩爲軍、

丙辰、邾悼公至、
【註】小國、故君自來、
丙○ これは小國故、君が自分に來られた、
壬戌、楚公子黑肱先至、成言於晉、
【註】時令尹子木止陳、遣黑肱就晉大夫成盟載之言、兩相然可、
壬○ 楚の令尹は所用有て陳に止て有るゆゑ、黑肱を先づ宋へいたらしめて、晉の盟書の云合せをさせた、
丁卯、宋向戌如陳、從子木成言於楚、
【註】就於陳成楚之要言、
丁○ 世話やきは骨を折るなり、子木が居る處に至て、又盟書の云合せした、○戊 是又小國ゆゑである、
戊辰、滕成公至、
【註】亦小國、君自來、

子木謂向戌、請晉楚之從、交相見也、
【註】使諸侯從晉楚者、更相朝見、
子○ どうでも楚にはりきみの心がある、世話やきの向戌へ云には、楚晉の兩國ともに面々の屬國は相たがひに朝見をいたすやうにして、晉の屬國はみな〳〵楚へ朝見に出るやうにし玉へ、楚の屬國ものこらず晉へ朝見いたさせよう、何とぞ左やうに致したいと云たとなり、
庚午、向戌復於趙孟、趙孟曰、晉楚齊秦、匹也、晉之不能於齊、猶楚之不能於秦也、
【註】不能服而使之、
庚午○ かの世話やきどのが、晉の趙孟へ此よしを告たれば、○趙 晉からの返答に、成ほど委細承知は致したれども、晉楚齊秦の四國は、匹耦の國にて同格なれば、下知を受けまいとなり、○晉 齊は同盟なれど

楚で兵を止ると云を云立にして、諸侯を召す時は誰しも兵はこのまぬことなれば、晉にては兵を止めぬ、楚にては止ると沙汰したらば、諸侯はみな楚へ屬するで有らう、しかれば此方は盟主たるとはうしなはうと云の評定にて晉人が許容したとなり、○如。　向戌が楚へこの段を告たれば、ゆゑなく承知した、○如。　齊では難じて承知せぬ、○陳。　齊の陳文子一人が云には、既に大國の晉楚さへ許したものを、我等が方で何として已むことをえんや、○且。　そのうへ人々が兵を止むると云觸らすに、われればかり臂を張ては吾が人民をはなし人を失ふで有らう、何を以て左やうなことをいたさうやと云たれば、これも許した、○告。　秦も故障なく納得した、○皆。　偖諸國へふれまはした、○爲。　總會を宋の國でするはずになつた、○五。　先づ一番に晉の卿が宋へ來た、宋の國が亭主である、○丙。　鄭も早速來た、○六。　先づ晉の趙文子を饗應するである、○叔。　相伴をするである、○司。　これは會同のことをつかさどる、骨付きの肉のひき物を引た、これは禮を得たとなり、【注】折。　體解は骨の有るまゝ肉を切るを云、○節。　折とは節々の所々をきりて俎にもるとなり、

仲尼使レ擧二是禮一也、以爲レ多二文辭一、

【註】宋向戌自美二弭レ兵之意一、敬逆二趙武一、趙武叔向因二享宴之會一、展二賓主之辭一、故仲尼以爲レ多二文辭一、

文辭が多いとほめ玉ひてこのときの禮を擧しるさせおかれた、

戊申、叔孫豹齊慶封陳須無衞石惡至、

【註】須無、陳文子、

戊。　魯の叔孫豹と、齊より慶封陳文子兩人と、衞より石惡とが至た、

甲寅、晉荀盈從二趙武一至、

【註】趙武命二盈追一レ己、故言レ從二趙武一、後武遣二盈如一レ楚、

甲。　趙武が副使として追ひ駆けに來た、

宋の向戌がはたらきゆゑなりとほめられようとおもふたなり、

如晉、告趙孟、趙孟謀於諸大夫、韓宣子曰、兵民之殘也、財用之蠹、

【註】蠹、害物之蟲、

如。はじめて晉へ至て、趙孟にこのくはだてを談じたれば、趙孟が諸大夫をあつめて相談に及んだ、○韓。兵が起れば民の殘ひやぶれに成り、財用を害する蟲にて、

小國之大菑也、將或弭之、雖曰不可、必將許之、

【註】言雖知兵不得久弭、今不可不許、

小國のために大なる菑なり、○將。それを今假令にもこれを止めようと云からは、たとひ末は遂げぬとで詮のないことながらも、必先づ一旦は許容するが善からう、

弗許、楚將許之、以召諸侯、則我失爲盟主矣、晉人許之、如楚、楚亦許之、如齊、齊人難之、陳文子曰、晉楚許之、我焉得已、且人曰弭兵、而我弗許、則固攜吾民矣、將焉用之、齊人許之、告於秦、秦亦許之、皆告於小國、爲會於宋、五月、甲辰、晉趙武至於宋、丙午、鄭良霄至、六月、丁未、朔、宋人享趙文子、叔向爲介、司馬置折俎、禮也、

【註】折俎、體解節折、升之於俎、合卿享宴之禮、故曰禮也、周禮、司馬掌會同之事、

弗。この方で許容せずとも楚で許容するで有らう、

公。子鮮が死だをかなしまれて、衛侯が喪をつとめられて、○税。は繐服と云て絲の細い喪服である、是は定まつた月數はない、これをきられて一生ををはられたなり、これ君もひきつゞいて死なれたゆゑなり、

公與免餘邑六十、辭曰、唯卿備百邑、臣六十矣、下有上祿、亂也、

【註】此一乘之邑、非四井之邑、論語、稱千室、又云十室、明通稱、

公。今度の功名を賞して邑六十をあたへられた、○辭。唯卿でさへも百邑を備ふるなり、それに臣は下大夫として六十邑はたもたれぬ、下たるものゝ上の祿を有するは亂なりと申すものなれば、

臣弗敢聞、且甯子唯多邑、故死、臣懼死之速及也、公固與之、受其半、以爲少師、公使爲卿、辭曰、大叔儀不貳、能贊大事、

【註】贊、佐也、

御免なれとなり、○且。邑が多いゆゑ死ました、臣は死の速に及ぶはおそろしいことに存じまするとて云た、○公。是非受よとあつたゆゑ半分受た、○以。少師の官になつたを、公の卿に致さうと申された、○辭。大叔儀と云ものは忠臣で二心のないものなり、殊に能く大事をも佐くるものなれば、

君其命之、乃使文子爲卿、

【註】文子、大叔儀、

卿。卿は彼れに命じ玉へと讓つた、○乃。因て大叔儀を卿にせられた、

宋向戌善於趙文子、又善於令尹子木、欲弭諸侯之兵以爲名、

【註】欲獲息民之名、

宋が中立して晉楚の和解を成すである、先づ宋の向戌が晉の趙文子と懇志な上に、又楚の令尹子木とも心やすくするである、○欲。兩國を和睦させて有らば、四海安穩に弓もふくろに藏まるやうにして、偏に

つひに晉へ立のいた、○公。衞侯の止めせさられてもきかぬ、

及河、又使止之、止使者而盟於河、

【註】誓不還、

及。國界ひなる河にて、二度目の使者が追付き君命を云のべて止めたれば、使者を止て河水にむかひかへらぬと云誓言を立てたとなり、

託於木門、

【註】木門、晉邑、

託。晉の木門と云邑に住居した、

不鄉衞國而坐、

【註】怨之深也、

かりそめに坐するにも衞の國の方へ向はなんだとなり、ひどいうらみである、

木門大夫勸之仕、不可、曰、仕而廢其事、罪也、從之、昭吾所以出也、將誰愬乎、

【註】從之、謂治其事也、事治則明己出欲仕、無所自愬、

木。仕官せられよとすゝめたけれども承知せぬ、○曰。仕へて役義を廢るは罪なり、又從之よくつとめては吾立のいたる故を昭にするにあたるゆゑ、仕へぬがよい、誰にか愬へようぞとなり、

吾不可以立於人之朝矣、終身不仕、

【註】自誓、不仕終身、

吾。外の國へは仕へまいと云て、一生浪人で終つたとなり、

公喪之如稅服、終身、

【註】稅、即繐也、喪服繐縗、裳縷細而希、非五服之常、本無月數、痛愍子鮮、故特爲此服、此服無月數、而獻公尋薨、故言終身、

石惡將會宋之盟、受命而出、衣其尸、枕之股而哭之、欲斂以亡懼不免、且曰、受命矣、乃行、

【註】行會于宋、爲明年石惡奔傳、

石。これ又衞の卿で、只いま宋の會へ往くとて、すでに君命をうけて出かけたれど、此よしをきゝて取てかへし、かのさらしてある甯喜が死骸に衣をうちきせて自分の股をまくらにさせて哭した、○欲。この死骸をかきをさめて、立のかうとおもふたけれども、それでは難にまぬかれまいとおそれ、その上君命を受て居る身なりと思ひなほして、乃宋の盟所へ行たとなり、

子鮮曰、逐我者出、

【註】謂孫林父、

子。甯喜と約したる信を失ふて、かゝる難に及んだを歎息して云には、吾を逐ひ出した孫林父は立のいて無事で居り、

納我者死、

【註】謂甯喜、

我を逆へ納れた甯喜は却てころされた、

賞罰無章、何以沮勸、君失其信、而國無刑、不亦難乎、

【註】難以治國、

賞。これでは賞も罰も一向章らかにない、○何。かやうなことにてはどうして惡を沮み止め、善をすゝめはげますことがならうぞ、君信を失ひ玉ひて國に刑がない、これでは又治りがたからうとなり、

且鱄實使之、

【註】使甯喜納君、

且。そのうへ予が中立となつて君を納れて、此やうな難に及ばせた、これ實に吾がわざなり、くやんでもせんなしと云て、

遂出奔晉、公使止之、不可、

【註】不肯留、

公。さうは成るまい、あれがなくんば吾もこの國へ得入るまい、今かやうにして居るも彼がかげなり、

吾與之言矣、

【註】言政由甯氏、

吾。そのうへ政は打まかせようと言ふ堅めをした、

事未可知、

【註】恐伐之、未必勝、

未。必克うと云こともうけ合れぬ、

祇成惡名、止也、

【註】祇、適也、

若。仕損じたときには、かへりて惡名を流すで有らうほどにこのことは止めにせよと云はれた、

對曰、臣殺之、君勿與知、乃與公孫無地公孫臣謀、

【註】二公孫、衞大夫、

對。しからば私が一存にてころしませう、君には知り玉はぬ分に成されよと云て、○乃。そこで大夫兩人と相談して、

使攻甯氏、弗克、皆死、

【註】無地及臣、皆死、

甯氏を攻たれどもえ克なんだ、あまつさへ二人の大夫はうち死した、

公曰、臣也無罪、父子死余矣、

【註】獻公出時、公孫臣之父爲孫氏所殺、

公。公孫臣が父も先年公の出らるゝときに討れたゆゑ、何の罪もないに父子ともに余がために討死したとなり、

夏、免餘復攻甯氏、殺甯喜及右宰穀、尸諸朝、

【註】穀不書、非卿也、

夏。此免餘は討死せなんだゆゑ、つひには甯氏をせめて、右宰穀をもころして朝にさらしものにしたとなり、

睦於晉、

【註】傳言趙文子賢故、平公雖失政、而諸侯猶睦、

○皆　烏餘が侵した地をとり上て、三國の諸侯へかへしたとなり、○諸　それゆゑ晉をしたしく思ひ込だなり、

齊慶封來聘、其車美、孟孫謂叔孫曰、慶季之車不亦美乎、

【註】季、慶封字、

齊の國より魯へ使者におこした、この慶封が車がはなはだうつくしかつたなり、○孟　何と彼が車は格別美しいではないかと云た、

叔孫曰、豹聞之、服美不稱、必以惡終、美車何爲、叔孫與慶封食、不敬、爲賦相鼠、亦不知也、

【註】相鼠、詩鄘風、曰、相鼠有皮、人而無儀、人而無儀、不死何爲、慶封不知此詩爲己言其闇甚、爲明年慶封來奔傳、

○叔　成ほど美しい、吾が聞たには服の美にして分にかなはぬものは、かならず惡を以てをはると云ことなれば、○美　車の美しいのは何のよいことが有らうぞと也、○叔　饗應に及で、慶封が不敬にあつた、○爲　叔孫が心を付るとて、相鼠の詩を賦した、是詩は人として儀のないは鼠におとりたと云て有る、慶封が不學にあつたかして、おのれがことゝも知らず、うつかりと聞て居たとなり、

衞甯喜專、公患之、公孫免餘請殺之、

【註】免餘、衞大夫、

元より約束であつたから、何ごとも心まゝにするである、○公　衞侯もはなはだ患へられた、○公　殺して御しまひなされませうとなり、

公曰、微甯子、不及此、

【註】及此、反國也、

【註】夏會之大夫也、豹不倚順以顯弱命之君、而辨小是以自從、故以違命貶之、釋例論之備矣、

解に不及、

冬、十有二月、乙亥、朔、日有食之、

【註】今長歷推、十一月朔、非十二月、傳曰、辰在申再失閏、若是十二月、則爲三失閏、故知經誤、

【傳】二十七年、春、胥梁帶使諸喪邑者、具車徒以受地必周、

【註】諸喪邑、謂齊魯宋也、周、密也、必密來勿以受地爲名、

先達て晉よりゑらみて出された謀計者の胥梁帶が、烏餘が爲めに國を失ふた國々へ云つかはし、車徒の兵をそなへて、地をかへさするほどに受とりに出られよ、必周にせしむとは、地をうくると云ことは沙汰なしに、穩密にいたされよと云た、

使烏餘具車徒以受封、

【註】烏餘以地來、故許許封之、

使さて烏餘は地を以て來たものゆゑ、晉のさしづを以て諸侯に承知させようほどに、封地をうけとりに出られよと云た、

烏餘以其衆出、

【註】出受封、

烏　封國を得ることゝこゝろえて手勢を率して出た、

使諸侯僞效烏餘之封者、

【註】效、致也、使齊魯宋僞若致邑封烏餘者、

これはいつはりて土地のわたし手のふりにした、さて烏餘と三國と出向ふと否や、

而遂執之、盡獲之、

【註】皆獲其徒衆、

つひに烏餘を召取て、從者迄ものこらずとらたへである、

皆取其邑而歸諸侯、諸侯是以

帶能無用師、晉侯使往、

【註】胥梁帶、晉大夫、能無用師、言有權謀、

而。それを却て晉へうけ込みむさぼりては、盟主の甲斐はない、これはかへし玉ふがよからうとなり、○公。成ほど尤である、誰をかつかひにしてつかはさうとなり、○對。胥梁帶と云男は軍兵をもちひず、才覺を以て事を取治るで有らう云た、○晉。さらばとてやられたとなり、

【經】二十有七年、春、齊侯使慶封來聘、

【註】景公即位、通嗣君也、

魯國へ代がはりの聘使を越した、

夏、叔孫豹會晉趙武、楚屈建、蔡公孫歸生、衞石惡、陳孔奐、鄭良霄、許人、曹人于宋、

【註】案傳、會者十四國、齊秦不交相見、邾滕爲私屬、皆不與盟、宋爲主人、地於宋、則與盟可知、故經唯序九國大夫、楚先晉歃、而書先晉、貴信也、陳于晉會、常在衞上、孔奐非上卿、故在石惡下、

解に不及、

衞殺其大夫甯喜、

【註】甯喜弑剽立衎、衎今雖不以弑剽致討、於大義宜追討之、故經以國討爲文書名也、書在宋會下、從赴、

告文なり、

衞侯之弟鱄出奔晉、

【註】衞侯始者、云政由甯氏、祭則寡人、而今復患其專、緩答免餘、既負其前信、且不能友于賢弟、使至出奔、故書弟以罪兄、

告文なり、

秋、七月、辛巳、豹及諸侯之大夫盟于宋、

又衛の領分の羊角と云ところをも伐とり、

遂襲我高魚、

【註】高魚城在廩丘縣東北、

それより其邊に在る魯の高魚をせめた、

有大雨、自其竇入、

【註】雨故水竇開、

折ふし大雨がして城屛に穴があいた、そのあなから忍び入り、

介于其庫、

【註】入高魚庫而介其甲、

その府庫へ入て武具をとりて、

以登其城、克而取之、

【註】取魯高魚、無所諱、而不書、其義未聞、

高魚の城をのりついに克て取たとなり、

又取邑于宋、於是范宣子卒、

【註】宣子、范匄、

又。宋を侵したであるなり、○於。此ときは范宣子が死んだゆゑ、

諸侯弗能治也、及趙文子爲政、乃卒治之、文子言於晉侯曰、晉爲盟主、諸侯或相侵也、則討而使歸其地、今烏餘之邑、皆討類也、

【註】言於比類宜見討、

諸侯からもこの亂をえをさめぬとなり、○及。趙文子が執政になりて、やう〳〵又治めたと也、○文。いま迄盟主の業には、諸侯のたがひにおかしとりた地を吟味して、元々へかへさせたゆゑ、諸侯も服してをさまりた、○今。地を所々て侵して來たからは、討伐するはずの類である、

而貪之、是無以爲盟主也、請歸之、公曰、諾、孰可使也、對曰、胥梁

衞人歸衞姫于晉、乃釋衞侯、

【註】衞侯以女說晉、而後得免、

晉に捕れて居られたゆゑ、女をまいなひにおくりゆるされてかへられた、

君子是以知平公之失政也、

【註】傳言晉之衰、

君。評に晉の衰へたを知たとなり、女色に迷ふて大業をわすれられた、

晉韓宣子聘于周、王使請事、

【註】問何事來聘、

王へ聘使に往た、○王。何ごとの用事で來たと御たづねなり、

對曰、晉士起將歸時事於宰旅、無他事矣、

【註】起、宣子名、禮諸侯大夫入天子國稱士、時事、四時貢職、宰旅冡宰之下士、言獻職貢於宰旅、不敢斥尊、

對。晉の家士の起と申者、年中四時の貢物を冡宰の御下役中までさし上げんと存じての上洛で、外にさしたることはござりませぬと答へた、

王聞之曰、韓氏其昌阜於晉乎、辭不失舊、

【註】阜、大也、傳言周衰諸侯莫能如禮、唯韓起不失舊、

王。王この言をきこしめして、勅に韓氏は晉にて繁昌して榮えるで有う、辭命の舊例を失はぬとなり、

齊人城郟之歲、

【註】在二十四年、

一昨年のことなり、

其夏、齊烏餘以廩丘奔晉、

【註】烏餘、齊大夫、廩丘、今東郡廩丘縣故城是、

齊の大夫が自身の支配所を以て晉へ立のいた、

襲衞羊角、取之、

【註】今廩丘縣所治羊角城是、

らは、

不如使逞而歸、乃易成也、

【註】逞、快也、

不○やはり楚の心まゝに伐せてかへすがよい、左やうにしたらば和がやすく成就するであらうとなり、

夫小人之性、釁於勇、嗇於禍、以足其性而求名焉者、非國家之利也、若何從之、

【註】釁、動也、嗇、貪也、言鄭之欲與楚戰者、皆釁勇貪名之人、非能爲國計慮久利、不可從也、

夫○小人の生れつきは、わづかの勇氣に動いて、わざはひをむさぼりて、それで十分滿足して、功名とおもひ名をもとむる者なり、これらは國家の利には少しも成らず、却てわざはひをまねくはしなり、○若　左やうな小人の了簡に何として從はれようやとなり、

子展說、不禦寇、十二月、乙酉、入南里、墮其城、

【註】南里、鄭邑、

子○いかさま尤なりと感心して、一切手ざしはせぬ覺悟をした、○十○楚軍が段々よせ來て、鄭の小邑を侵して、

涉於樂氏、

【註】樂氏、津名、

津を度りて、

門于師之梁、

【註】鄭城門、

國城の門へ來てせめた、

縣門發、獲九人焉、涉于氾而歸、

【註】於氾城下、涉汝水、南歸、

縣○釣門をおとしたれば、九人士卒をとらへてかへつたとなり、

而後葬許靈公、

【註】卒靈公之志、而後葬之、

而○許君のこゝろざしを遂げて後に葬たなり、

子使椒鳴逆之、

【註】椒鳴、伍擧子、傳言聲子有辭、伍擧所以得反子孫復仕於楚、

彼。彼が若し楚國の寇と成て害を成して有らうならば、何と楚のうれひには成るまいかと云た、○子。段々の談しをきゝた上では、大に氣づかひに成て、楚王へ申し上たれば、祿も爵位も增して召かへさうと云はれた、○聲。伍擧が子息に云付て、國本の首尾をこしらへたほどに、かへりめされと云てむかひにやりたとなり、

許靈公如楚、請伐鄭、

【註】十六年、晉伐許、他國皆大夫、獨鄭伯自行、故許恚欲報之、

楚の屬國ゆゑ請て云はるゝには、先年晉侯の吾國をうたれたとき、列國は大夫を出したに鄭獨り君自らよせられた、このうちかへしが致したく存ずる、援兵を玉はれとなり、

曰、師不興孤不歸矣、八月、卒于楚、楚子曰、不伐鄭、何以求諸侯、

冬、十月、楚子伐鄭、

【註】爲許、

鄭人將禦之、子產曰、晉楚將平、諸侯將和、

【註】和在明年、

曰。楚から師をおこして下されぬ内は、ふたゝび國へはかへらぬと云て、逗留して居られた内に、つひに楚國で死なれた、○楚。かほどまでに思はれたる仇なれば、いまは鄭を伐ねば諸侯がおもひ付くまい、しかれば諸侯をもとむるために伐たうとて、○冬。楚子が出陣せられた、鄭も防戰せんとした、○子。やがて晉楚の和平がすむはずで、諸侯も追つけ和睦せうとする、

楚王是故昧於一來、

【註】昧、猶貪冒、

○楚王。それゆゑいま一たびきたることを貪らるゝか

【註】夷傷也、呉楚之間、謂火滅爲熸、
晉人がその計に從たれば、これ又大にやぶりたとなり、○王　王が疵を負て、師は火のきえたやうに成たとなり、熸は呉楚の間の方言で火のきえたを熸と云となり、

子反死之、鄭叛、呉興、楚失諸侯、則苗賁皇之爲也、子木曰、是皆然矣、聲子曰、今又有甚於此、椒舉娶於申公子牟、子牟得戾而亡、君大夫謂椒舉女實遣之、懼而奔鄭、引領南望、曰庶幾赦余、亦弗圖也、

【註】言楚亦不以爲意、
子。大將も死し、鄭は叛き、呉はおこりて、楚に屬國をうしなはせたは苗賁皇がしわざである、○子　成ほど何れも足下の云るゝとほりに相違はない、そのとほりじやとなり、○聲　いやそれよりは、今眼前にこれよりはなはだしいことがござる、椒舉は妻を申公子牟より娶た、かの子牟は罪を得て立のいたれば、君も大夫衆も椒舉をとがめ玉ひて、舅のことなればその方が子牟を逃したで有らうとの玉ふゆゑ、○懼　これでは氣づかひなと云て、鄭へ立のいて首をのばして南の方楚國をのそんで、余を御免あつて召返さるゝやうにと、ひたものねがへども、○亦　これも御國では棄てゝおかせ玉ふに付て、

今在晉矣、晉人將與之縣、以比叔向、

【註】以舉材能、比叔向、
今　せひなく只いまは椒舉も晉へ參て居まする、晉人が又食邑をあたへて、手前の大夫の叔向に肩をならべて、つとめさせようといたす沙汰なり、

彼若謀害楚國、豈不爲患、子木懼、言諸王、益其祿爵而復之、聲

是子靈がしわざであるなり、

若敖之亂、伯賁之子賁皇奔晉、

晉人與之苗、

【註】若敖亂、在宣四年、苗晉邑、

若敖　楚の內亂に、賁皇が晉へ奔りたれば晉人がこれにも知行を與へて、苗賁皇と云て、

以爲謀主、鄢陵之役、

【註】在成十六年、

又謀主にした、

楚晨壓晉軍而陳、晉將遁矣、苗賁皇曰、楚師之良、在其中軍王族而已、

【註】言楚之精卒唯在中軍、

楚の方が未明に備へをおし出して、晉の陣へおしつけたれば、晉は退きさうにあつたとき、○苗　楚の備へのさだめを知て居るゆゑ、さしづめ云には、楚のよき武者は中軍にそなへたる王の一族ばかりなり、

若塞井夷竈、成陳以當之、

【註】塞井夷竈以爲陳、

この方より必死を示して、備へをかたくして、

欒范易行以誘之、

【註】欒書時將中軍、范燮佐之、易行、謂簡易兵備、欲令楚貪己不復顧二穆之兵、

中行二郤必克二穆、

【註】郤錡時將上軍、中行偃佐之、郤至佐新軍、令此三人分良以攻二穆之兵、楚子重子辛、皆出穆王、故曰二穆、

吾乃四萃於其王族、必大敗之、

【註】四萃四面集攻之、

楚の左右を打破り、さて四方より中軍へあつまり伐てと云た、

晉人從之、楚師大敗、王夷師熸、

ひのまゝに取て、是を朱にかへし、魚石を召捕て歸つた、

楚失東夷、子辛死之、則雍子之爲也、

【註】楚東小國及陳、見楚不能救彭城、皆叛、五年、楚人討陳叛故、殺令尹子辛、

楚○　東夷の國をうしなひ、子辛が討死したるもかの雍子がしわざであるなり、

子反與子靈爭夏姬、

【註】子靈、巫臣、

子○　前に出た夏姬を己れが物にせんとて、

而雍害其事、

【註】子反亦雍害巫臣、不使得取夏姬、

その事を雍害とふさぎ害した、此亂れに、

子靈奔晉、晉人與之邢、

【註】邢、晉邑、

又子靈が晉へはしりた、○晉○　又邑をあたへて、

以爲謀主、扞禦北狄、通吳於晉、敎吳叛楚、敎之乘車射御驅侵、使其子狐庸爲吳行人焉、吳於是伐巢、取駕、克棘、入州來、

【註】駕棘、皆楚邑、譙國酇縣東北有棘亭、

謀主とした、○扞○　此もののはからひを以て、北狄をふせぎ、吳と晉とのよしみを通ぜしめ、その上吳國へ云含めて楚に叛かせ、さて吳國にいまゝ迄なき車戰の駈ひきををしへ、自由に射御のはたらきをおぼえさせ、○使○　子靈が子を吳の使番にしたゆゑに、吳の勢ひがつよくなつて、段々楚の地を取り、終に州來までせめ入りたとなり、

楚罷於奔命、至今爲患、則子靈之爲也、

【註】事見成七年、

楚○　手のまはらぬほど駈まはりつかれ玉ふと云は、

たと云は、みな析公が仕業ゆゑなり、○雍。 眞すぐに正されなんだに付て、

雍子奔晉、晉人與之鄐、

【註】鄐、晉邑、

雍子も又晉へ出奔した、○晉。 晉では これに知行をあたへて、

以爲謀主、彭城之役、晉楚遇於靡角之谷、

【註】在成十八年、

又これを謀主とした、○彭。 兩陳競てこのときも、

晉將遁矣、雍子發命於軍曰、歸老幼、反孤疾、二人役、歸一人、簡兵蒐乘、

【註】簡擇、蒐閱、

晉はのかれさうにあつたのを、彼の雍子が軍中へ觸れ廻して云には、老人や幼若なものを反せ、病人や一人ものを反せ、二人役に出た者は一人反せ、一家よりは一人つゝ出して、○簡。 兵器を吟味し、車をえらみて、

秣馬蓐食、師陳焚次、

【註】次、舍也、焚舍、示必死、

馬には丈夫に秣ひ、臥た所にて食事し、さて備へを押出したらば、あとの陣小屋をやきはらへ、

明日將戰、行歸者而逸楚囚、

【註】欲使楚知之、

明日は是非とも必死の合戰をして、雌雄を決せんと下知して、その上にて楚の四人の守りをゆるやかにして、わざと逃ゆき次第にしておいて、此おもむきを楚へ知らせた、

楚師宵潰、晉降彭城而歸諸宋、以魚石歸、

【註】在元年、

楚。 おそれて又夜中にくづれた、○晉。 彭城をおも

子。子儀が亂のあつたとき、析公は楚を去て晉へ往たを、

晉人寘諸戎車之殿、以爲謀主、

【註】殿は後軍、

晉で用て兵車の後にすゑおきて、謀主とし下知をさせた、

繞角之役、晉將遁矣、析公曰、楚師輕窕、易震蕩也、若多鼓鈞聲、以夜軍之、

【註】鈞同其聲、

繞。晉楚戰ひのをりから、晉はのがれてかへらうとしたところを、析公が楚の風俗を知て居るゆゑ、云には、○楚。楚人の軍兵は輕窕とかるがるしい、窕は輕小の貌とあり、○易。をどしうごかし易い、○若。つよく太鼓を打て、聲をそろへて夜討の體を見せたならば、

楚師必遁、晉人從之、楚師宵潰、

晉遂侵蔡、襲沈獲其君、敗申息之師於桑隧、獲申麗而還、

【註】成六年、晉欒書救鄭、與楚師遇於繞角、楚師還、晉侵沈、獲沈子、八年、復侵楚、敗申息、獲申麗、

きつと楚人は逃るで有らうと云た、○晉。析公がはかりごとにしたがふたゆゑ、楚がはたして夜中に内崩れがして奔たなり、○遂。それから晉が勝に乘じて蔡をおかし、沈の君をも生どり、復楚を侵して、申息の軍兵を桑隧にうちやぶりて、申麗を獲て歸つた、

鄭於是不敢南面、楚失華夏、則析公之爲也、雍子之父兄譖雍子、君與夫人不善是也、

【註】不是其曲直、

鄭。もはや楚はたのむにたらぬとおもふて、鄭も晉にしたがふて、南の方楚へ向ふことはせなんだとなり、○楚。されば楚が華夏の中國の大名をうしなふ

賜、

【註】飫饜也、酒食賜下、無不饜足、所謂加膳也、

是。 賞を施こさうとしては、かならずよろこびて膳を加へ設けらるゝことなり、さすればおのづから下々まで飽き足るやうになるとなり、

此以知其勸賞也、將刑爲之不擧、不擧則徹樂、

【註】不擧盛饌、

此。 これにて上の賞をよろこび玉ふことが知らるゝ、○將。 若し罪人があつて刑罰を行なはうと云ときには、盛膳を擧げ玉はず、左やうなときには元より音樂もやめらるゝである、

此以知其畏刑也、夙興夜寐、朝夕臨政、此以知其恤民也、三者、禮之大節也、有禮無敗、今楚多淫刑、其大夫逃死於四方、而爲之謀主、以害楚國、不可救療、所謂不能也、

【註】療治也、所謂楚人不能用其材也、

此。 これにて君の刑をおそれ玉ふと云が見えたり、○夙。 おこたり玉はぬを以て、民をあはれまるゝと云ことが明白である、○三。 賞刑政の三は禮の大節で、この禮さへ有れば國のやぶるゝと云ことはない、○今。 これから楚の人を失ふたことを云、今御國には刑のすぎたことがおほいゆゑに、大夫たるものが死罪にあはうよりはと云て、四方へのがれ往て、往きたる先きの國のためには謀計の主と成る、元來國風をくはしく知て居るゆゑ、楚國を害することがはなはだしいなり、○不。 それゆゑどうもすくはれもせねば療治のしやうも無い、○所。 これが能い材があつても、用ふること能はぬと云ものでござる、さて立去た人々にはまづ、

子儀之亂、析公奔晉、

【註】在文十四年、

詩曰、人之云亡、邦國殄瘁、無善人之謂也、

【註】詩、大雅、殄、盡也、瘁、病也、

詩。 人が亡ぶるときには、國がおとろへつかるゝと云てあるのは、善人のなくなるを云たものじや、

故夏書曰、與其殺不辜、寧失不經、懼失善也、

【註】逸書也、不經、不用常法、

故。 されば法を立んとして不辜をころさうよりは、二ッどりには、罪あるものをそのまゝ赦しおいて、不經不法なとそしらるゝ方がましなりと云てある、是も何ゆゑなれば、善を失なはうかとおそれて、かやうに云たものなり、

商頌有之、曰、不僭不濫、不敢怠皇、命于下國、封建厥福、

【註】詩、商頌、言殷湯賞不僭差、刑不濫溢、不敢怠解自寬暇、故能爲下國所命爲天子、

商。 湯王の天下ををさめ玉ふには、賞もたがはず刑もみだれず、敢て怠皇とおこたりを成されぬゆゑに、下國より命ぜられて、福を得て天子と成玉ふたとなり、

此湯所以獲天福也、古之治民者、勸賞而畏刑、

【註】樂行賞而憚用刑、

此。 まことに天道よりの福を得玉ふたと云ものなり、○古。 むかしの上に立つよき人は、賞を行ふことをたのしみ刑を用ることを忌みおそれ、

恤民不倦、賞以春夏、刑以秋冬、

【註】順天時、

民をあはれみ恤むことをこのみてあかぬ、○賞。 それゆゑに發生の氣を得て、春夏に賞を行ひ、○刑。 殺伐の時を以て刑を行ふ、みな天のときにしたがふたものなり、

是以將賞爲之加膳、加膳則飫

なり、○如。　これを一ッたとへて云へば、杞梓皮革の類は楚國の名産で有れども、晋へもち行て晋で使ふやうなとなり、

雖楚有材、晋實用之、

【註】言楚亡臣多在晋、

雖。　楚から出れども晋で用にたてる、こゝが美い臣は晋へ落込むと云ことをしめしたものなり、

子木曰、夫獨無族姻乎、

【註】夫謂晋、

子。　令尹が不審して、それでは晋にはみな、他所者を用るやうにきこゆるが、夫の晋には族姻の家筋代々の譜代はないかとなり、

對曰、雖有、而用楚材實多、歸生聞之、

【註】歸生、聲子名、

對。　有りは有れども、先づは楚の材を用る方が實に多いとなり、○歸。　拙者が承たは、

善爲國者、賞不僭而刑不濫、賞僭則懼及淫人、刑濫則懼及善人、若不幸而過、寧僭無濫、與其失善、寧其利淫、無善人、則國從之、

【註】從之亡也、

善く國を治る者は恩賞もたがはず、刑罰も亂さぬやうにすることとなり、○賞。　賞がたがへば、功もなく德もない不埒者にも及ばうかと氣つかはしい、○刑。　刑がみだりなれば、罪のない善人を罪するやうになるをきづかふとなり、○若。　若し不圖とりはづして過つならば、○寧。　二ッの內まだしも賞が僭つて、惡いものに祿を玉はる方がよい、○無。　亂るゝと云は甚だわるいことである、○與。　善い人を失ては國の不祥なれば、善人をうしなふよりは、淫佚なものに利を得させたがよい、○無。　何ゆゑなれば、よい人がなくなれば、國もすぐさま亡ぶるとなり、

將遂奔晉、聲子將如晉、遇之於鄭郊、班荊相與食、而言復故、

【註】班、布也、布荊坐地、共議歸楚事、朋友世親、

楚の一家中で舅のことゆゑ、伍擧が逐て逃したと云評判があつた、○伍　これでは留て居られぬとて、伍擧も鄭へ立のいた、○將　鄭から又晉へとこゝろざして出かけた、○聲　彼むつまじき友の蔡の聲子も、晉へ使に行くとて、鄭の國の野外で出遇たとなり、○班　舊き知己のことなれば、そこらにある草をかりて布物として、相たがひに辨當を出して食て談しをするとき、伍擧がどうぞして國本へかへり度と云た、

聲子曰、子行也、吾必復子、及宋向戌將平晉楚、

【註】平在明年、

聲　先づ足下は晉へ行て居やれ、ちと吾が存じよりがあるからは、追付かへらるゝやうにいたさうと云た、○及　ときしも宋の向戌が晉楚を和睦さするとて、せわするに付て、

聲子通使於晉、

【註】爲國通平事、

聲　和解のことに付て晉へ行て、

還、如楚、令尹子木與之語、問晉故焉、

【註】故、事、

又楚へもそのやうすを通じた、○令　聲子と談るとて、晉の樣子はどうじや、

且曰、晉大夫與楚孰賢、對曰、晉卿不如楚、其大夫則賢、皆卿材也、如杞梓皮革、自楚往也、

【註】杞梓、皆木名、

且又晉の大夫とこの方の大夫は何れがまさりたるぞと問た、○對　聲子が答に、晉の卿は楚には及ばぬとなり、これで先づ令尹をば立てた、○其　大夫どもは御當地の衆よりは勝れて、みな卿としても不耻材と

曰。使の口上に、君の妾弃より私を使として、左師まで進上いたさるゝとなり、○改。左師が使の口上をひきとりて、云直してそれは君夫人樣と云へとて、云なほさせて、その上で拜して受納した、まいなひて忽ちあひしらひを改めたとなり、

鄭伯歸自晉、

【註】請衞侯歸、

國へかへられて、

使子西如晉聘、辭曰、寡君來煩執事、懼不免於戾、

【註】言自懼失敬於大國而得罪、

使。直に上卿を使者として晉へつかはして、辭令に、今度寡君義御國へ參られて、執事まで御苦勞なことを申上げて煩はせました、○懼。失禮をいたされましたことを心づかひに存ぜられた、

使夏謝不敏、

【註】夏子西名、

拙者を以て御ことわりを申されますと云た、

君子曰、善事大國、

【註】將求於人、必先下之、言鄭所以能自安、

君子。評に、能く大國にしたがひ仕る人じやとなり、首尾よくてかへられたれども又此やうに致された、

初楚伍參與蔡大師子朝友、其子伍擧、與聲子相善也、

【註】聲子、子朝之子、伍擧、子胥祖父椒擧也、

兩人がしたしいゆゑに、兩人の子同志も中がよかつた、

伍擧娶於王子牟、王子牟爲申公、而亡、

【註】獲罪出奔、

伍。此伍擧が王子牟の女を娶つた、その後の舅のの王子牟が申を支配して居たとき、罪を得て出奔した、

楚人曰伍擧實送之、伍擧奔鄭、

召而使請、曰、日中不來、吾知死矣、左師聞之、聒而與之語、

【註】聒、讙也、欲使佐失期、

召。 召て父へ請てもらはうと致された、○曰。 日中までに來てくれよ、それより過ぎは吾はもはや思ひ切て死でしまふと云てやられた、○左。 このことをきゝたゆゑ、わざと佐にときをうつさせんとて、聒。は耳やかましく談を仕かけてときを移させた、

過期、乃縊而死、佐爲太子、公徐聞其無罪也、乃亨伊戾、左師見夫人之步馬者、

【註】步馬、習馬、

過。 日中が過たゆゑ、くびれて死なれたなり、○佐。 太子に立たとなり、○公。 後にそろ〳〵故の太子には罪のないと云ことをきゝ知られて、そこで讒言した奴を烹ころされた、○左。 馬のくせを直すとて、馬場でせめ馬をして居た、これは弃が車の馬なり、それを左師が通りかゝり見て、

問之、對曰、君夫人氏也、左師曰、誰爲君夫人、余胡弗知、圉人歸以告夫人、夫人使饋之錦與馬、先之以玉、

【註】以玉爲錦馬之先、

問。 これは誰人の馬ぞとたづねた、○對。 君夫人樣の御馬でござりますとこたへた、○左。 それは誰が事を君夫人と云、君夫人と云ものゝ有るに、余が知ぬと云ことが有うかと云た、○圉。 かの步馬の者が夫人へ左師の此やうに申されたと云た、○夫。 左師が方へ錦と馬とを贈て、その先きばしりに玉をやりて、

曰、君之妾弃、使某獻左師、改命曰君夫人、而後再拜稽首受之、

【註】左師令使者改命也、傳言宋公闇、左師諛、太子所以無罪而死、

ませう、

臣請往也、遣之、至則欲用牲加書徴之、

【註】詐作盟處、爲太子反徴、驗也、

しかれば是非參り度いと云た、○遣　宋公も然らば行けと云はれた、○至　もてなしの場へ至るや否や、血すゝりて牲を用た體をつくりて、起請文を書た樣子に見せかけて、これを證據とした、みな方便なり、

而騁告公、

【註】騁、馳也、

○而　己は早馬で馳來りて宋公へ告げて、

曰、太子將爲亂、既與楚客盟矣、

公曰、爲我子、又何求、對曰、欲速、

【註】言欲速得公位、

云には、太子は亂を作すたくみで、楚の客と盟ひ玉ふたとなり、○公　太子は我子で、とても跡をゆづるべきものなるに、何をもとめてかれが亂を作さうぞとなり、○對　これは少しもはやく位を得度思はるゝなりと云た、

公使視之、則信有焉、

【註】有盟徴也、

○公　宋公の目代を見分にやられたところが、果して盟た證跡が有たとなり、

問諸夫人與左師、

【註】夫人、佐母、弃也、

○問　彼の弃と家老の左師に問はれたれば、家老は太子をにくむ、弃は吾が子を立たくおもふに因て、

則皆曰、固聞之、公囚太子、太子曰、唯佐也能免我、

【註】以其婉也、

○皆　とくよりこのことは承て居ますると云たなり、○公　それで宋公の太子をとりこにいたされた、○太　吾が災難をすくふてくれるものは弟の佐より外にはない、

【註】貌美而心很戾、
太○ 太子は貌は美なれども、こゝろはおそろしい人じや、

合左師畏而惡之、

【註】合左師、向戌、
合○ 宋の家老もこの太子をばおそれにくみて居た、

寺人惠牆伊戾爲太子內師而無寵、

【註】惠牆氏、伊戾名、
寺○ 太子の側に付て居る役なれども、はなはだ太子のきらはるゝ、

秋、楚客聘於晉、過宋、

【註】上已有秋、復發傳者、中間有初、不言秋、則嫌楚客過在他年、
秋○ 折ふし楚から晉への使者が通行した、楚は大國のことなれば、宋の領分を通るに付ては棄ておかれぬ、【注】上○ 客の通行は今年の秋じやと云ことなり、

太子知之、請野享之、公使往、伊戾請從之、公曰、夫不惡女乎、

【註】夫、謂太子也、
領地を通ればもてなしに出やうと云はれた、○伊 私も太子の御供をいたさうと云た、○公 太子はその方をにくみて氣に入らぬではないかとなり、

對曰、小人之事君子也、惡之不敢遠、好之不敢近、敬以待命、敢有貳心乎、縱有共其外、莫共其內、

【註】伊戾爲太子內師不行、恐內侍廢闕、
對○ 私どもごとき小人の君に仕ふると申すは、にくみ玉ふとても強て遠ざからず、又御意に入たとてもたやすく近づかず、只敬して命を待て御用をつとむるはずなれば、いかでか二心をはさみませうぞとなり、○縱○ それに今度御出に付ては、表面の役人はそなはりても、御內證向きの御用が私が參らねば缺け

た家が鄭に十一人有て、子然と二人の子孔と合せて三人はもはやほろびて、のこりて子羽は卿でないゆゑ、かぞへぬ、その餘がまだ七人ある、これを七穆と云て、そのうち子展は子罕が子なるゆゑ罕氏と云た、

初宋芮司徒生女子、

【註】芮司徒、宋大夫、

宋大夫が女子を設けた、

赤而毛、弃諸堤下、共姬之妾取以入、

【註】共姬、宋伯姬也、

この子が赤子の內から毛が生て居た、熊女とも可云ものなり、○弃　堤の下に棄てゝおいた、○共　これを宋の夫人の婢がひろひあげて育ておいた、

名之曰弃、長而美、平公入夕、

【註】平公、共姬子也、

名　棄て子であつたとて弃と名け、夫人の腰もとにして居かれたとなり、○長　はなはだ容色が美にあつた、或とき平公の御袋樣へ暮かたの見まひに出られた、

共姬與之食、公見弃也而視之尤、

【註】尤甚也、

共　弃と食事をして居られたを、平公の初てこの弃を見て、はなはだおもひ込んだやうであつた、

姬納諸御嬖、生佐、

【註】佐元公、

姬　これは平公の氣に入たとおもはれて、妾におくられた、○嬖　御氣に入て、佐と云男子を生だとなり、

惡而婉、

【註】佐貌惡而順心、

惡　この男子は容貌は醜くけれども、こゝろざまは至てやさしい人である、

太子痤美而很、

○今。それほどの君なるに、只いま衞の林父は臣なるに、臣のために君をとらへ玉ふこと、是はいかゞ致したことぞとなり、

叔向告趙文子、文子以告晉侯、晉侯言衞侯之罪、使叔向告二君、

【註】言自以殺晉戍三百人爲罪、不以林父故、

叔。右の談を上卿の趙文子に告たれば、文子が又君へ申た、○晉。全く臣下のためではない、この方の加勢三百人を殺されましたと云て兩國へ告られた、

國子賦轡之柔矣、

【註】逸詩、見周書、義取寬政以安諸侯、若柔轡之御剛馬、

國。齊の國子がすかさず賦した、この詩は寬仁大度の政を以て、諸侯の小き罪をゆるしたまふことが、柔なる綱を以て口强わな馬をつかふやうな、と云ことをたとへたものなり、

子展賦將仲子兮、

【註】將仲子、詩鄭風、義取衆言可畏、衞侯雖別有罪、而衆人猶謂晉爲臣執君、

子。鄭からも晉侯をいさめの詩を賦した、これは晉侯林父がことではないと云はれても、世の衆人が林父がためにとらへられたと一面に云ときには、却て氣づかはしいと云ことをいさめたものなり、

晉侯乃許歸衞侯、叔向曰、鄭七穆、罕氏其後亡者也、子展儉而壹、

【註】子展、鄭子罕之子、居身儉而用心壹、鄭穆公十一子、子然、二子孔、三族已亡、子羽不爲卿、故唯言七穆、

晉。兩國の異見に付てかへさうと云はれた、○叔。歎息して、鄭の七穆の內でも罕氏は亡ぶるに後るゝで有らう、子展が身持が儉にしてこゝろが壹な、これ全きをまもる基となり、七穆と云は鄭の穆公より出

【註】景子、國弱、

國。齊の家老がすかさず齊侯の名代に賦した、

賦蓼蕭、

【註】蓼蕭、詩小雅、言大平澤及遠若露之在蕭、以喩晉君恩澤及諸侯、

蓼葉に露の有りて物を澤すがごとく、晉侯の澤が遠きにおよぶと云ことを比した、

子展相鄭伯、賦緇衣、

【註】緇衣、詩鄭風、義取適子之館兮、還予授子之粲兮、言不敢違遠於晉、

子。これは萬事晉にそむき違はぬと云意なり、

叔向命晉侯拜二君、曰、寡君敢拜齊君之安我先君之宗祧也、敢拜鄭君之不貳也、

【註】蓼蕭緇衣二詩、所趣各不同、故拜二君辭異、

叔。兩君への挨拶である、齊の君へは晉の澤がとほきに及ぶとあれば、先祖の神靈もさぞ安せられうと存せられて、かたじけないと云ひ、又鄭へはこの方へ二心なく來て下されうとあるは、かたじけないと云ことである、

國子使晏平仲私於叔向、

【註】私與叔向語、

國。齊の國子が晏平仲に云含めて、晉の叔向へ內々に物がたりをさせていふには、

曰、晉君宣其明德於諸侯、恤其患而補其闕、正其違而治其煩、所以爲盟主也、今爲臣執君、若之何、

【註】謂晉爲林父執衛侯、

晉。足下の主人晉の君には、たゞいま專ら明な德を諸侯へ宣べ玉ふて、國々のうれひをあはれみたり、缺たるを補ひ玉ふなり、又はそのたがへるをたゞし、煩しきをたゞし玉ふ、これを以て盟主と成玉ひたなり、

趙○魯侯をうやまうて晉人としてある、

向戌不書、後也、

【註】後會期、

向○是が遲參の罪である、

鄭先宋、不失所也、

【註】如期至、

鄭○期したる處をうしなはなんだことを褒た、

於是衞侯會之、

【註】晉將執之、不得與會、故不書、

於○この時分何の氣も付ず會せうといたされた、これは晉侯のとらへるつもりゆゑ會に加へられなんだ、

晉人執甯喜北宮遺、使女齊以先歸、

【註】討其弒君伐孫氏也、遺北宮括之子、女齊司馬侯、歸晉而後告諸侯、故經書在秋、

晉○兩人君を弒し孫文子を伐たゆゑ、執へて女齊と云ものにつれさせて、先きへ晉にかへされたなり、

衞侯如晉、晉人執而囚之於士弱氏、

【註】士弱、晉主獄大夫、

衞○執へて盜賊奉行へあづけにしておいたなり、

秋、七月、齊侯鄭伯爲衞侯故如晉、

【註】欲共請之、

秋○わびごとをして赦してもらひに行かれた、○晉兩國の君を一所にもてなさるゝ、

晉侯兼享之、晉侯賦嘉樂、

【註】嘉樂詩大雅、取其嘉樂君子、顯顯令德、宜民宜人受祿于天、

晉○二君を嘉樂の君子顯なる令德があつて、宜人と云挨拶をせられた、

國景子相齊侯、

受。秦人は大國なるゆゑ、楚人のとらへた功を獻じた、それを受るほどの秦國が、何ぞや鄭の貨をめで小利をよろこひで董父を返さうや、それでは大國とは云はれぬとなり、○秦。よもや秦はさやうな不吟味なことは爲まいとなり、

若曰拜君之勤鄭國、微君之惠、楚師其猶在敝邑之城下、其可、

【註】辭如此、董父可得、

若。それよりは一つ云て見やうならば、秦君の鄭國への出馬を御苦勞であつたと拜したる上に、今度君の御恩惠がなくば、楚の師はまだこの節も敝邑の城下に居ませうものを、ひとへに御恩惠で早く引とりまして忝けないと云て、請たらばよからうとなり、これでは心が解けてかへすで有らう、

弗從、遂行、秦人不予、更幣從子產而後獲之、

【註】更遣使執幣、用子產辭、乃得董父、傳稱子產之善、

弗。一列みな合點せぬなり、○遂。秦へ往たれば果して中々秦人があたへなんだ、○更。又進物を改め子產が言にしたがひ、辭令をとゝのへてやりたれば、かへしておこしたとなり、

六月、公會晉趙武宋向戌鄭良霄曹人于澶淵、以討衞、疆戚田、

【註】正戚之封疆、

孫氏が爲の會である、三國は卿で名を書た、曹は小國ゆゑに人とある、經に出たは此ことである、晉も貶してある、○以。つひに戚を伐ち取て檢地を打た、

取衞西鄙懿氏六十、以與孫氏、

【註】戚城西北五十里有懿城、因姓以名城、取田六十井也、

取。衞の西田舍六十井を取て孫文子にあたへた、懿氏も邑の名である、

趙武不書、尊公也、

【註】罪武會公侯、

を生捕た、有やうに云へとなり、

囚曰、頡遇王子弱焉、

【註】弱、敗也、言爲王子所得、

囚。皇頡も此口上をさとりたに、その上賤者の手にかゝるよりは、歴々にとらへられたと云ときは外聞がよいに因て、云には私は王子に遇てやぶれて得られましたと云た、

戌怒、抽戈逐王子圍、弗及、楚人以皇頡歸、印菫父與皇頡戌城麇、

【註】印菫父、鄭大夫、

戌。穿封戌が大に怒て、戈を拔持て王子を逐駈けたれとも得追つかなんだ、

楚人囚之、以獻於秦、鄭人取貨於印氏、以請之、子大叔爲令正、

【註】主作辭令之正、

楚。つれて歸たなり、○印。鄭の大夫に印菫父と云ものも、皇頡が相役で城麇を戌て居たるが、是も又楚人に生捕られた、楚人が秦へつかはした、○鄭。鄭の方で印菫父をとりかへしたくおもへども、まいなひをつかはねば成らぬと心得て、その入用を印菫父が家よりとり立てゝ、以て秦へかへしてくだされよと請た、○子。鄭の子大叔と云ものが諸國への辭令を作ることを掌るに付て、文言を作て、

以爲請、子產曰、不獲、

【註】謂大叔辭以貨請菫父、必不得、

以て爲に請て諸卿の列座へ披見に入れた、○子。子產が披見したれば、賂を以てかへして呉れよと云文言ゆゑ、云には、これでは中々印菫父は得られまいとなり、

受楚之功、而取貨於鄭、不可謂國、秦不其然、

【註】受楚獻功大名也、以貨免之小利、故謂秦不爾、

戍之、

【註】皇頡、鄭大夫、守城麇之邑、

遂　それから鄭を侵しに掛った、○五　鄭の枝城城麇と云所まで來たれば、此ところの城は鄭の皇頡と云ものが戍て居た、

出與楚師戰、敗、穿封戍囚皇頡、公子圍與之爭之、

【註】公子圍、共王子靈王也、

出　皇頡を生捕たなり、○公　しかるに楚の公子圍と云人が無理を云かけ、余が生捕たと云て手柄あらそひになつた、

正於伯州犂、

【註】正曲直也、

正　論がをはらぬに依て、伯州犂にたゞして是非を付させうと云て、かれが前で論じた、

伯州犂曰、請問於囚、乃立囚、伯州犂曰、所爭君子也、其何不知、

【註】言王子圍、及穿封戍、皆非細人、易別識也、

伯　何れともまことらしく分らぬに付て、此上は囚人にたづねませうと云て、乃囚を引立て來た、○伯　囚に向て只いまあらそはるゝ處の人には、君子の御歴々なれば、その方知らぬと云ことは有まい、合點かとなり、是は囚によそながらのみ込ますするである、

上其手曰、夫子爲王子圍、寡君之貴介弟也、

【註】介大也、

上　これが伯州犂が謀計なり、あれあなたに御座る御方様は、三子圍と申して忝くも主人の御弟なりと云て、手を上へ指さしてをしへた、

下其手曰、此子爲穿封戍、方城外之縣尹也、誰獲子、

【註】上下手、以道囚意、

下　是こゝに居らるゝ人は穿封戍と云て、方城の外とは御城下よりはずつと遠方なる、外様のかるい郡奉行であるとなり、○誰　さあ両所の内誰がその方

且子展之功也、臣不敢及賞禮、請辭邑、

【註】賞禮、以禮見賞、謂六邑也、

且。殊更此たびの軍功は子展のはたらきなり、拙者は何も功はござらなんだ、さるに依て邑は御免下されよと云て辭した、

公固予之、乃受三邑、

【註】位次當受二邑、以公固與之、故受三邑、

公。鄭君も次第にはかゝはらず、是非にとて與へられた、○乃。君命なれば辭するはおそれありと云て、あたりまへは二邑なれども一邑餘慶拜領したとなり、

公孫揮曰、子產其將知政矣、

【註】知國政、

公。鄭の公孫揮が云には、扨も〳〵子産はおごらぬものかな、かれは上卿に至て國政を知るやうに成るで有らう、

讓不失禮、

ゆづりて禮をうしなはぬものじやとなり、

晉人爲孫氏故召諸侯、將以討衞也、夏、中行穆子來聘、召公也、

【註】召公、爲澶淵會、

孫文子が急を告たに付て、彼が爲に諸侯を召しあつめ、大軍を以て衞を討んとてなり、○夏。晉の中行穆子が魯へ來たと經にあるのは、魯侯を召しに來たである、

楚子秦人侵呉、及雩婁、聞呉有備而還、

【註】雩婁、今屬安豐郡、

兩國のものが呉國をおかしに出かけて、雩婁と云ところまで來て、呉國のそなへは堅固なときゝて、小勢では伐たれまいとおもひて引かへした、

遂侵鄭、五月、至于城麇、鄭皇頡

ふて、叉衞の軍兵を追駈け圍と云ところで打敗た、

雍鉏獲殖綽、

【註】雍鉏、孫氏臣也、

林父が家臣の雍鉏が大將の殖綽を生捕た、

復愬于晉、

【註】爲下晉討衞張本、

復○いよ／＼急なと云て愬へたとなり、

鄭伯賞入陳之功、

【註】入陳在前年、

陳を討たものどもに恩賞を玉はる、

三月、甲寅、朔、享子展、賜之先路三命之服、

【註】先路、次路、皆王所賜車之總名、蓋請之於王、

三○子展に御酒宴を下された上で、先路の車と三命の官服を申おろしてくれられた、

先八邑、

【註】以路及命服爲邑先、八邑、三十二井、

先○先と云は凡て重き賜物あるには、まづ先達て外の賜物あることなり、此重き賜物は八邑なり、此を玉はる前置に出された、

賜子產次路再命之服、先六邑、

子產辭邑、曰、自上以下、降殺以兩、禮也、臣之位在四、

【註】上卿子展、次卿子西、十一年、良霄見經、十九年乃立子產爲卿、故位在四、

賜○子產には次路の車再命の服六邑を玉はつた、○子○子產は禮に越ることをいたさぬゆゑに、邑を辭退して、○曰　上の位より以下への下され物は、○降○降はおとりて來ること、へらしそぐにて何でも二つゝ減じ玉ふが禮となり、○臣　私は卿のくらゐに在て四番目なれば、下さるゝ迚も格別減じて玉はるべき物であるに、二邑が當りまへなり、

出てゝ御座なさるゝも有り、留て居玉ふもあつて二君なるを、

臣不能貳通外內之言、以事君、臣之罪二也、有二罪、敢忘其死、乃行、從近關出、公使止之、

【註】傳言衞侯不能安和大臣、

臣。私は不調法者ゆゑ二心を持て外と內との君へ言を通じて、兩方の君に事ることを得いたさず、只一すぢに一君につかへて、君のおぼし召にそむきましたは罪の二つであるとなり、〇有。右の二つの罪が有る上は、何しに私死をわすれませうと云て、〇乃。立去て近關より出たとなり、〇公。後とから佗を云て呼かへされた、

衞人侵戚東鄙、

【註】以林父叛故、

孫氏愬于晉、晉戍茅氏、

【註】茅氏、戚東鄙、

孫林父が知行所をせむるゆゑ、其よしを晉へ愬へた、〇晉。晉より援兵を出して、戚の茅氏と云處に出城をかまへた、

殖綽伐茅氏、殺晉戍三百人、

【註】殖綽、齊人、今來在衞、

殖。これは元と齊の者なれども、此とき衞へ來て居た、これが戚の討手に向て、晉の援兵三百人をころしたとなり、

孫蒯追之、弗敢擊、文子曰、厲之不如、

【註】厲、惡鬼也、

孫。文子が子の孫蒯が殖綽を追ふとて、强て討留もせなんだ、〇文。父の孫文子が云には、おのれは役に立ぬやつじや、疫病神より劣りじやと云て怒た、

遂從衞師、敗之圉、

【註】蒯感父言、更還逐殖綽、圉、衞地、

遂。父の一言を聞てはげまされ、これは無念とおも

領之而已、

【註】領、搖其頭、言衎驕心易生、

これから衛侯の闇君で、早や侈の附くところを云なり、衛の大夫が國竟まで逆に出たものには、そのもの丶手を執て物がたりなどし、又みちまで逆に出たものには車の上で辭義受けをしておかれ、城門まで出た者には一寸うなづいて居らるゝまでとなり、

公至、使讓大叔文子曰、寡人淹恤在外、二三子皆使寡人朝夕聞衛國之言、

【註】二三子、諸大夫、

公○　先づ衛へ至られた、○使○　大叔文子が疎遠なをせめて云はるゝには、吾が久々難義して外に在る内も、二三子皆吾が方へ朝晩に衛國のことを云おこして內通をしてくれた、

吾子獨不在寡人、

【註】在、存問之、公聞文子答甯喜之言、故怨之、

吾○　それにその元獨吾をたつねてくれやらなんだ、これは奕棋の如しと云た言をきかれたゆゑのうらみである、

古人有言曰、非所怨勿怨、寡人怨矣、

【註】所怨在親親、

古○　うらむまじき人をうらむるなと古人も云たことゆゑ、筋なくては人をうらみはせぬ、その方ことはふかくうらむるとなり、

對曰、臣知罪矣、臣不佞、不能負羈紲以從扞牧圉、臣之罪一也、有出者、有居者、

【註】出、謂衎、居、謂剽也、

對○　成ほど私の罪は存じて居ます、○臣○　私不才者ゆゑに、君にしたがひ御馬の口をひきて、御馬屋の奴をもつとむることも成らず、○扞は衛なり、止まりて居たは一の罪でござつた、○有○　偖君はと云へば、外へ

つかはした、〇寗　早々かへりて、又孫氏の家をせめてつひに克たとなり、〇辛　さて當時の君も太子もころした、

書曰、寗喜弑其君剽、言罪之在寗氏也、

【註】嫌受父命納舊君無罪、故發之、

書　これを經に寗喜弑其君剽と書たは、寗氏を罪したとなり、【注】嫌　父の命をまもりて、舊君を納れたを善いとおもひては相違であるとなり、

孫林父以戚如晉、

【註】以邑屬晉、

知行處を君へ返さず、我物にして晉へ立退た、

書曰、入于戚以叛、罪孫氏也、臣之祿、君實有之、義則進、否則奉身而退、專祿以周旋、戮也、

【註】林父事剽而衎入、義可以退、唯以專邑自隨爲罪、故傳發之、

書　これ又經に林父を罪したものなり、〇臣　臣の知行所は元より君のものなり、〇義　君臣の義あるときは仕へもし、〇否　さもなくて立のくならば、身ばかりをまもりてしりぞくべきことなり、〇專　君より賜つた祿を吾がまゝにして、以て周旋と自由なるふるまひをするはあやまりである、

甲午、衞侯入、書曰、復歸、國納之也、

【註】本晉納之夷儀、今從夷儀入國、嫌若晉所納、故發國納之例、言國之所納而復其位、

甲午　再び國に入られた、是を經に復歸と載たは、國中よりむかへ納れたにしたなり、【注】本　齊に居られたるを、晉のせわにて衞の内の夷儀と云まで來て居られた、それから國入いたされた、たゞ晉が納れたとしては少し相違になるゆゑ國逆にかきた、

大夫逆於竟者、執其手而與之言、道逆者、自車揖之、逆於門者、

若。入るゝことはいらぬものである、今止めずば死するに間は有まいとなり、

悼子曰、子鮮在、右宰穀曰、子鮮在、何益、多而能亡、於我何爲、

【註】言子鮮爲義多、不過亡出、

悼。いや〳〵子鮮と云者が付て居るからは、氣づかひは有まいとなり、○右。子鮮が在たとて何の益に立たうとなり、○多。よい仕合で子鮮も立のくで有らう、○我。何にするもので有らうとなり、

悼子曰、雖然、弗可以已、孫文子在戚、孫嘉聘於齊、孫襄居守、

【註】二子、孫文子之子、

悼。さうでは有れども、もはや今さら止められはせぬとなり、○孫。孫文子は承知せぬ此時折あしく孫文子は知行所の戚と云地へ行て居た、○孫。總領の孫嘉は齊の國へ使に行た、○孫。次男の孫襄と云者が一人留守して居たなり、

二月、庚寅、甯喜右宰穀伐孫氏、不克、伯國傷、

【註】伯國、孫襄也、父兄皆不在、故乘弱攻之、

二。親と總領の留守で、よはみを見込て二人がせめ込だ、○不。けれども得かたなんだ、此たゝかひに孫襄は重傷を負た、

甯子出舍於郊、

【註】欲奔、

甯。これは仕損じたとこゝろ得て、出奔せんとして郊外に一宿して、後とのやうすを見合せて居た、

伯國、孫氏夜哭、國人召甯子、甯子復攻孫氏、克之、辛卯、殺子叔及太子角、

【註】子叔、衛侯剽、言子叔、剽無謚故、

伯。しかるところに、敵の手負も死だやうすにて、孫林父が家で伯國が死だゆゑ、夜中に哭する聲がきこえた、○國。諸士がこれをきゝて、甯子にかへれと云

得のらぬと云て、
遂行、從近關出、告右宰穀、
【註】衞大夫、
早々去て立のかれた、○告。　甯喜が右宰穀に告た、
右宰穀曰、不可、獲罪於兩君、
【註】前出獻公、今弑剽、
右。　其は惡い、先には追ひ出し、今又内の君を弑するとは兩君に罪を得ると云もので、
天下誰畜之、
【註】畜、猶容也、
天下の地に誰かはいるゝものあらん、
悼子曰、吾受命於先人、不可以貳、
【註】悼子、甯喜也、受命、在二十年、
悼。　吾が親が是非入れてくれよと云はれたをうけ合たからは、二心は成まいとなり、

穀曰、我請使焉而觀之、
【註】觀知可還否、
穀。　そんならば是非がないからは、何とぞ我夷儀へ使ひに往て、君の體を見かんがへて、御こゝろ立も直つたか見て來ようと云て、
遂見公於夷儀、反曰、君淹恤在外十二年矣、
【註】淹、久也、
見。　とくと御目にかゝりて來て云には、君は久しくうれひ玉ひて外國に居玉ふこと十二年になれども、
而無憂色、亦無寬言、猶夫人也、
【註】言其爲人猶如故、
さしてうれふる色も見え玉はず、○亦。　人を多く容れ玉ふ樣子のゆるやかな御言もなく、○猶。　やはり昔しの通りの御人品なり、
若不已、死無日矣、
【註】已、止也、

と云たを、○敬。母親から强てすゝめられた、これは子鮮もこの夫人の子ゆゑなり、

對曰、君無信、臣懼不免、敬姒曰、雖然、以吾故也、許諾、初獻公使與甯喜言、

【註】言復國、

對。否や君は信とのない御人なれば、私が御取持申したらば、私も又難をまぬかれまいと存ずる程に、御免成されよ、○敬。さうでは有らうけれども、吾がたのむほどに吾ゆゑとおもふて、歸國させてくれよ、○許。母公の言故かしこまりましたと云た、○初。君を國へかへし度いと云ことを甯喜に語られた、○甯。この以前衞侯から直に甯喜へたのまれたことが有たとき、

甯喜曰、必子鮮在、不然必敗、

【註】子鮮賢國人信之、必欲使在其間、

【注】甯喜が返答に、子鮮を以て仰下されたならば成就いたさう、○不。さうなくてはかならずやぶれと成ませうと云た、彼は諸臣の信ずる男なれば中立にしたいとてなり、

故公使子鮮、子鮮不獲命於敬姒、

【註】不得止命、

故。そこで此たび衞侯の子鮮をやられた、○子。いやなれども母の命ゆゑ止むことを得ず、

以公命與甯喜言曰、苟反、政由甯氏、祭則寡人、甯喜告蘧伯玉、伯玉曰、瑗不得聞君之出、敢聞其入、

【註】十四年、孫氏欲逐獻公、瑗走從近關出、

使して公の命を以て甯喜に向て云には、君を歸して有らうならば、政は甯子まかせになされて、公は廟の祭ばかりをつとめんとなり、○甯。一存でも心もとなく、賢者へ相談したれば、○伯。君の出玉ふ時も拙者は相談にのらなんだからは、又入玉ふ御相談にも

て、副へも殘しもせぬ有體なものなり、○子。御自分は彼とはひきちがふた持まへにて、常々口上を中にてあらため易らるゝ人じや、左やうに姦曲を以て君に事ふるやうなものは、吾等はふせぎこばむじや、○拂。御望なら御相手に成らうと云て、腕まくりをしてつめよせたなり、

人救之、平公曰、晉其庶乎、

【註】庶幾於治、

人。すは大事よと見えたゆゑ、あたりの人々が押へたてゝ鎮めた、○平公。晉侯の云はるゝには晉國はおさまるにちかい、

吾臣之所爭者大、師曠曰、公室懼卑、臣不心競、而力爭、

【註】謂二子不心競爲忠、而撫劍拂衣、

吾。臣下どもが國を大事におもへばこそあらそふところ大なとなり、○師。此ものは合點せぬである、君の御威勢が卑く成らうかときづかはしく存じまする、○臣。臣たるものがこゝろの徳は競はずして、似あはざる匹夫のごとく力量を以てあらそひ、

不務德而爭善、

【註】爭謂所行爲善、

不。德はつとめずに、自分々々のおこなひを善とあらそふなり、

私欲已侈、能無卑乎、

【註】私欲侈則公義廢、

私。わたくしの欲のみを主として侈て來ては、公の威の卑くならぬことはござらぬと云た、この段はあやつりの初段のやうなり、

衞獻公使子鮮爲復、

【註】使爲己求反國、

衞侯の國にかへりたいに付て、子鮮に云付て、國へかへるやうに取はからふてくれよと云はれた、

辭、敬姒強命之、

【註】敬姒、獻公及子鮮之母、

辭。子鮮は私が力ではまゐりませぬ、御免成されよ

行人子朱曰、朱也當御、

【註】御、進也、言次當行、

行。時に此日の使番役の當番が子朱と云もので、御殿につめ合せて居た、○朱。拙者が當番なればつとめようと云た、

三云、叔向不應、子朱怒曰、班爵同、

【註】同爲大夫、

三。三度まで云へども叔向が返事をいたされぬなり、○子。大に腹を立てゝ云には、拙者とても班列爵位は同格の大夫でおとりはいたさぬ、

何以黜朱於朝、

【註】黜、退也、

何。何と致した思召で、拙者を御殿中で退けようとは成さるゝぞとなり、

撫劍從之、

【註】從、叔向也、

撫。思召が承り度いと云て、脇指の柄に手をかけて詰寄た、

叔向曰、秦晉不和久矣、今日之事、幸而集、

【註】集、成、

叔。こたへて云には、秦と晉と和せぬと云は、久しい以前よりのことである、○今。今日の取あつかひを以て、さいはひに首尾よくことが成就して有らば、

晉國賴之、不集、三軍暴骨、子員道二國之言無私、子常易之、姦以事君者、吾所能御也、拂衣從之、

【註】拂衣、褰裳也、

晉の國は賴之とて此かげにて安穩になり、○不。若一言のあやでことが成就せぬ時には、又たゝかひが出來て、三軍は骨を暴すやうにならう、○子。あの子員と云男は、二國の口上を取つぎするに私はなくし

澶淵、

【註】卿會公侯皆應貶、方責宋向戌後期、故書良霄以駮之、若皆稱人、則嫌向戌直以會公貶之、

【注】卿。卿の名を書くは褒めた言なり、人と云は貶したるなり、こゝも諸侯に會したことなれば、皆人と貶したいものなれども、それでは公侯に敵した罪ばかりになる、こゝは宋の向戌が遲參をせめて、人としたゆゑ良霄の名を出して、駮之とは見合せにして示したとなり、曹人はかるいゆゑ名は書かぬはずなり、公に敵偶の罪ばかりを云ては、向戌がおくれた罪が見えぬ、敵したよりはおくれたを罪したゆゑ、こゝでは宋ばかりをおとしたものなり、

秋、宋公殺其世子痤、

【註】稱君以殺、惡其父子相殘害、告文なり、

晉人執衞甯喜、

告文なり、

八月、壬午、許男甯卒于楚、

【註】未同盟而赴以名、告文なり、

冬、楚子蔡侯陳侯伐鄭、

告文なり、

葬許靈公、

葬りに會した、

【傳】二十六年、春、秦伯之弟鍼、如晉脩成、

【註】脩會夷儀歲之成、兩國和したに附て、秦より公子を晉へおこして好を修するである、

叔向命召行人子員、

【註】欲使答秦命、

○叔　晉の叔向が鍼へ應對さするとて、使番の子員と云ものを召出せと云わたしたなり、

春秋左傳卷十八

【註】襄公盡二十八年

【傳】會于夷儀之歲、齊人城郟、

【註】在二十四年、不直言會夷儀者、別二十五年夷儀會、

齊人が城をきづいたなり、【注】在。夷儀に會すとばかり云ては、二十四年のことか二十五年のことか分らぬゆゑ、此城いたことをそへて、二十四年と云ことを示した、

其五月、秦晉爲成、晉韓起如秦涖盟、秦伯車如晉涖盟、

【註】伯車、秦伯之弟鍼也、

和解したゆゑ、兩國より使者をとりかはした、

成而不結、

【註】不結固也、傳爲後年脩成起本、當繼前年之末、而特跳此者、傳寫失之、

その時はしかと約束かでけなんだ、【注】不。是は前の傳の末に入るべき文なれども、こゝへまたがりたは、傳寫のあやまりである、

【經】二十六年、春、王二月、辛卯、衞甯喜弑其君剽、

告文なり、

衞孫林父入于戚以叛、

【註】衎雖未居位、林甫專邑背國、猶爲叛也、

告文なり、【注】衎。君はなくても國に叛たを罪したなり、

甲午、衞侯衎復歸于衞、

【註】復其位曰復歸、名與不名、傳無義例、

告文なり、

夏、晉侯使荀呉來聘、

【註】呉、荀偃子、

魯へ來聘したなり、

公會晉侯鄭良霄宋人曹人于

思其終也、
【註】思使終可成、
將○ これでもよからうや、○殆○ 決してよくはあるまいとなり、○君○ 君子のおこなひをはりまでを成就せんことをおもひ、
思其復也、
【註】思其可復行、
思○ ふみおこなはうとこゝろがくるなり、
書曰、愼始而敬終、終以不困、
【註】逸書、
書○ なにごともはじめをつゝしみてをはりを敬すれば、つひにくるしみ窮することはないとなり、
詩曰、夙夜匪解、以事一人、
【註】一人、以喩君、
詩○ 夙夜おこたらず君一人につかふとある、
今甯子視君不如弈棋、
【註】弈、圍棋也、
今○ それに甯子は君のことにつきてのこゝろえが、碁をうつよりもおとりた、
其何以免乎、弈者、擧棋不定、不勝其耦、而況置君而弗定乎、必不免矣、九世之卿族一擧而滅之、可哀也哉、
【註】甯氏出自衛武公、及喜九世也、
其○ あれでは無難に家がたちてゆかう道理がない、○弈○ 碁でさへも石をうつことがさだまらでは、その相手にかつことがならぬ、○而況○ 大切な君をおくことをさだめぬと云は、たとへんやうもなき不覺である、○必○ 決してまぬかるまい、○九○ 甯氏もかれまでは九代の卿の家でをしき家柄なるを、かれが一擧でこれをほろぼすと云はかなしむべきことぞと也、

【註】思而後行、

今。 今度はじめてこゝろだてをも知たと也、○子。 よきついでじやと云て、政をたづねたれば、○子。 くにの仕おきは農夫の功をなすやうなものじやとなり○日。 農事と云ものは日夜に その工夫を めぐらし、はじめて種をおろすより、をはりの とりいれまでをおもふて、あさゆふ精だしてこれをおこなふ、○行。 思ひよりさきへおこなひをすごすと云ことはない、まづおもひをめぐらして、その ゝちに おこなふとなり、

如農之有畔、

【註】言有次、

如。 農夫の田にあぜあるごとくに、次第をこえぬやうにすれば、

其過鮮矣、

そのあやまちすくないとなり、國も かやうにをさめたがよいとなり、

衛獻公自夷儀使與甯喜言、

【註】求復國也、

衛侯の夷儀に居て、甯子に吾をくにへ入れてくれよといはせられた、

甯喜許之、大叔文子聞之、

【註】大叔儀也、

甯。 許容した、○大叔。 大叔儀がきいて、

曰、烏乎、詩所謂我躬不説、皇恤我後者、甯子可謂不恤其後矣、

【註】皇暇也、詩小雅、言今我不能自容説、何暇念其後乎、謂甯子必身受禍、不得恤其後也、

これは甯子がつまらぬ仕かたなり、自身におひ出しておきながら、いまゝた入れると云は、詩にも云てあるわが身が いれられずしては、子孫をあはれむにいとまがないとあるが、○甯。 甯子は子孫をあはれまぬと云ものである、

將可乎哉、殆必不可、君子之行、

とく自身にせめこまれた、○牛。女牆に身をひそめて居て射たれば、呉王が死なれたである、

楚子以滅舒鳩、賞子木、辭曰、先大夫蔿子之功也、以與蔿掩、

【註】往年、楚子將伐舒鳩、蔿子馮請退師以須其叛、楚子從之、卒、獲舒鳩、故子木辭賞以與其子、

勳功を賞美いたされた、○辭。私が功にはあらず、先大夫蔿子が知謀であつたほどに、せがれの蔿掩へ御恩賞くだされよとゆづりた、これによつて蔿子の子が賞にあづかりたる也、

晉程鄭卒、子產始知然明、

【註】前年、然明謂程鄭將死、今如其言、故知之、

今度程鄭が死だに付て、子產がはじめて然明は知者と云ふことを知たとなり、これはまへに出てある、降階はなにゝよるぞととふたを、然明がしれたことを苦にしてとふた、これはやがて死ぬるとて、心がうれふるとみえたと云たが、はたしてそのとほりになりたゆゑ、然明は知者と云ことをしりて、

問為政焉、對曰、視民如子、見不仁者誅之、如鷹鸇之逐鳥雀也、子產喜、以語子大叔、且曰、他日吾見蔑之面而已、

【註】蔑、然明名、

問。國政の術をたづねた、○對。民をわが子のごとくにいつくしみ、不仁な者をば鷹の雀を目がくるやうにおひのけたがよいといふた、○子。もつともなりとおもふてよろこんで、○以。子大叔にはなして、さて云には、私先達ては然明が面をみしりたまでゝ、たゞ一とほりの知音であつた、

今吾見其心矣、子大叔問政於子產、子產曰、政如農功、日夜思之、思其始而成其終、朝夕而行之、行無越思、

【註】車兵、甲士、

徒兵、

【註】步卒、

甲楯之數、

【註】使器杖有常數、

○賦車兵　車にのる武者なにほど、步行武者なにほど、持道具なにほどと、家中の知行高に應じて軍役をさだむるなり、

既成、以授子木、禮也、

【註】得治國之禮、傳言楚之所以興、

○既　右の吟味をとげさだめを ふせて、子木へ さし出した、これ禮にかなふたとなり、これでは楚もおこるはずであると云こゝろ也、

十二月、吳子諸樊伐楚、以報舟師之役、

【註】舟師、在二十四年也、

楚へうちかへしに來たなり、

門于巢、

【註】攻巢門、

○門　楚の別邑の門をせめた、

巢牛臣曰、吳王勇而輕、若啓之、將親門、

【註】啓、開門也、

○巢　巢の城代が云には、吳王の性質は 血氣の勇にすゝんでかるはづみなる人なり、もしこの門を ひらきたらば、吳王の自身にせめこまるゝであらう、

我獲射之、必殪、

【註】殪、死也、

○我　われはかりごとを以て射ころしませう、

是君也死、疆其少安、從之、吳子門焉、牛臣隱於短牆以射之、卒、

○是　この君をだにころしたらば、この方の くにざかひもすこしは 安堵いたしませうとなり、○從　みな同心して、この手はずに門をひらいた、○吳　案のご

○るとはしるしをたてゝ、年貢をすくなくとるやうにするなり、

數疆潦、

【註】疆界有流潦者、計數減其租入、

○數　これは田地ざかひに、溝のながれや水だまりなどのありて、うゑつけのならぬところを何反何畝とかぞへて年貢をへらすなり、

規偃豬、

【註】偃豬下濕之地、規度其受水多少、

○規　濕地のひくきところをどれほどの水だまりぞと吟味するなり、

町原防、

【註】廣平曰原、防隄也、隄防間地、不得方正如井田、別爲小頃町、

○町　原や隄のあひだにほそながき田地や、三角な田地のあるには、井田のわりはならぬゆゑ別に畝をこまかにつくる也、

牧隰皐、

【註】隰皐、水厓下濕、爲芻牧之地、

○牧　水ぎはの濕久手の草のはえたところは、馬の牧場にするである、

井衍沃、

【註】衍沃、平美之地、則如周禮制以爲井田、六尺爲步、步百爲畝、畝百爲夫、九夫爲井、

○井　これはひらなべの田所なり、古のさだめのとほり井田のわりにするなり、

量入脩賦、

【註】量九土之所入、而治理其賦稅、

○量　一井九土のをさまりかたをかんがへて、多寡に准じて免定をきり出すなり、

賦車籍馬、

【註】籍疏其毛色歲齒以備軍用、

○賦　車の役をさだめ、馬の毛づけをして、軍用にそなふるなり、

賦車兵、

のかなと感じたまふたである、【注】樞○易の繫辭の文也、ことばは樞機のはたらきにしてもの丶もとなり、よしみをいだし戎をおこすも主はこれであると也、

楚蔿掩爲司馬、

【註】蔿子馮之子、

これは楚の仕おきを云たものなり、

子木使庀賦、

【註】庀、治、

數甲兵、

【註】閱數之、

子木　蔿掩に申しつけて、年貢のとりたて方をとりしらべ、軍器の員數をしらべさせた、

甲午、蔿掩書土田、

【註】書土地之所宜、

甲午○○　土地の善惡をしらべてかきたて、

度山林、

【註】度量山林之材、以共國用、

度○　山林の材木をなにほど丶つもりて、國用のまにあはせ、

鳩藪澤、

【註】鳩、聚也、聚成藪澤使民不得焚燎壞之、欲以備田獵之處、

鳩○　藪澤○○のしげりたるところをこれからこれまでとしまりをつけて、みだりにやかせぬのである、これは田獵の場をかこふなり、

辨京陵、

【註】辨別也、絕高曰京、大阜曰陵、別之以爲冢墓之地、

辨○　今までは京や陵の小だかきところなどは、なんの差別もなかりしを、以來は墓地とさだめて外のことにはもちひぬやうにさせるなり、

表淳鹵、

【註】淳鹵埆薄之地、表異輕其賦稅、

表○　これは埆薄と云て小石まじりの惡田なり、表す○○

復於趙文子、文子曰、其辭順、犯順不祥、乃受之、冬、十月、子展相鄭伯、如晉、拜陳之功、

【註】謝晉受其功、

趙文子にかやう／＼子産が申すとつげたれば、○文。それは辭に順がありて非はいれられぬ、○犯。順なことばを〻かすと云はよくないことであると云て○乃。御太義であつたと云て、うけ入れたなり、○冬。その冬鄭の子展が君を供奉し、介副となりて晉へ朝して、陳の功を御うけ下されてかたじけないと謝した、

子西復伐陳、陳及鄭平、

【註】前雖入陳、服之而已、故更伐以結成、

子。まへのは伐たと云ではないゆゑ、今度かためをして、そのうへでたひらいだなり、

仲尼曰、志有之、

【註】志、古書、

仲。孔子の評したまふには、○志。古書にも、

言以足志、文以足言、

【註】足、猶成也、

ことばと云ものは志をゆきとゞかせるもの、また文はことばをゆきとゞかせるものとある、

不言誰知其志、言之無文、行而不遠、

【註】雖得行、猶不能及遠、

不。ものいはねばたれもそのこゝろざしをばしらず、またものいふても文がなくてはいふことがどこまでもとゞかぬものなり、

晉爲伯、鄭入陳、非文辭不爲功、愼辭哉、

【註】樞機之發、榮辱之主、

晉。晉が伯者にて居るに、鄭が陳を存分に伐て天晴云わけした、文辭でなくてはこの功をなすことはならぬ、○愼。さて／＼よくことばをつゝしみたるも

列國一同、

【註】方百里、

列○諸侯のくに〳〵は百里四方であつた、

自是以衰、

【註】衰差降、

自○それから下へ大小段々であつた、

今大國多數圻矣、若無侵小、何以至焉、晋人曰、何故戎服、對曰、我先君武莊爲平桓卿士、

【註】鄭武公、莊公、爲周平王桓王卿士、

今○しかるところ、今では大國といへば、多くは千里四方をいくつもよせたほどの大さでござる、○若○これなにを以てかくのごとくひろきにいたらうや、みな小國のよわきをゝかしほろぼして、とりたものゆゑひろくなりたであるとなり、これしたごゝろは、晋の大國になりたをあてつけて云たものなり、○晋○しからば伯長が朝へきたらるゝによろひはなぜぬがれぬぞ、○對○ 私かたの先君武公莊公は周の平王桓王の卿士をつとめられたである、

城濮之役、文公布命曰、各復舊職、

【註】晋文公、

城○そのゝち城濮の役に、晋の文公諸侯へ命をしきたまふて、○曰○ 人々の職にかへれとあつたうちに、

命我文公、戎服輔王、以授楚捷、不敢廢王命故也、

【註】城濮、在僖二十八年、

わが國の文公へはよろひを著して、天子を輔佐して、楚の捷をさづけさせられた、○不○ これ先例の王命をすてぬゆゑ、よろひのまゝ捷を獻じたであるとなり、

士莊伯不能詰、

【註】士莊伯、士弱也、

士○もはや難題のかけやうがなきゆゑ、

【註】未得伐陳命、
未○ とかくうてと云命がないとなり、

則有我東門之役、

【註】前年、陳從楚伐鄭東門、
則○ そのうちに又楚にしたがひて、敝邑の東門をせめました、

當陳隧者、井堙木刊、敝邑大懼不競、而恥大姬、

【註】上辱大姬之靈、
當○ 東門をせめたはその分なれども、陳のよせ口にあたる道どほりの井戸をふさいだり、木を伐たりいたしたは、あまりな狼藉でござる、○敝 かやうに仕かけられては、この方よりも手を出さずばなるまい、手を出さずにおいてうへがうへのわがまゝをはたらかしては、かへつて先祖大姬の靈にまではぢをあたへようかと、この段をはなはだ心配いたし居たるところに、

天誘其衷、啓敝邑心、

【註】啓、開也、開道其心故得勝、
天○ 天道は中道をさそひみちびき玉ひて、我國の人民の心をひらきたまへり、これによつてうちて勝利をえたとなり、

陳知其罪、授手于我、用敢獻功、晉人曰、何故侵小、對曰、先王之命、唯罪所在、各致其辟、

【註】辟、誅也、
陳○ 陳も己が非をわきまへて、一言のいひわけもなく、そのつみに服して、手をまはしてとらはれとならうと申したゆゑ、はゞかりながら功を獻上いたすであるとなり、○晉 また難問に大國で居ながらなぜ小國ををかしたぞ、○對 先王の命令にいづれの國にても罪あるくにゝには誅戮をくはへよとある、

且昔天子之地一圻、

【註】方千里、
且○ そのうへ大國小國と云地の廣狹を論ずるならばいにしへ天子の地と云がわづか方畿千里とあり、

【註】欲立其出敵、
蔡　是非出を立たきにつき、五父をころした、

我又與蔡人奉戴厲公、

【註】奉戴、猶奉事、
我又　蔡の出厲公をたてゝ、當國よりも蔡人とともに厲公へ奉事した、

至於莊宣、皆我之自立、

【註】陳莊公宣公、皆厲公子、
至　その厲公の子の莊公の宣公のと云も、みなこの方よりたておいた、

夏氏之亂、成公播蕩、又我之自入、君所知也、

【註】播蕩、流移失所、宣十一年、陳夏徵舒弑靈公、靈公之子成公奔晉、自晉因鄭而入也、
夏　夏徵舒が亂に、成公の播蕩と處々を流浪いたされたるが、〇又　この方へたよられたにつき、この方より世話して入れたである、〇君　この成公は君の方にかくまひたまひしことなれば御存知のことゝなり、

今陳忘周之大德、蔑我大惠、棄我姻親、介恃楚衆、以馮陵我敝邑、不可億逞、

【註】億、度也、逞、盡也、
今　かやうに一門と云ひ、ことに代々よしみあるあひだがらなるを、いま陳には周の大德によりしことをわすれ、我國の大惠にあづかりしことをもうちやり、〇棄　昏姻のしたしみをもすてゝ、〇介　緣もなき楚國の多勢なるをたのみにして、わが敝邑をゝかす、〇不　不埒なることかぎりはないと也、

我是以有往年之告、

【註】謂鄭伯稽首、告晉請伐陳、
我　それゆゑなにとぞ討伐がいたしたいと、往年より御ことわりを申せども、

未獲成命、

わが先王武王につかへたとなり、

我先王賴其利器用也、與其神明之後也、

【註】舜聖、故謂之神明、

我。先王武王がその陶器の用をなすと、神明なる舜の末葉なるとを以て、それをたのみになされて、

庸以元女大姬配胡公、

【註】庸、用也、元女、武王之長女、胡公、閼父之子、滿也、

庸。武王の總領のひめ君を虞閼父が息男にめあはせ玉ひ、

而封諸陳、以備三恪、

【註】周得天下、封夏殷二王後、又封舜後、謂之恪、幷二王後爲三國、其禮轉降、示敬而已、故曰三恪、

而。このむこを陳に封じて、以て三恪としたまひたとなり、三恪とは夏殷二代の末孫に、舜の末孫の陳をくはへたものなり、恪はつゝしむとよむ、三國を周の宗室の家としてつゝしみうやまふと云こゝろなり、

則我周之自出、至于今是賴、

【註】言陳、周之甥、至今賴周德、

則。大姬の子なれば周の自出で、甥の家であるとなり、○至。いまにいたるまで周の德によりてたてる家なり、

桓公之亂、蔡人欲立其出、

【註】陳桓公鮑卒、於是陳亂、事在魯桓五年、蔡出、桓公之子、厲公也、

桓。そのゝち陳の桓公の亂に、蔡人が自分の甥の厲公を立てたいと云た、

我先君莊公奉五父而立之、

【註】五父、佗、桓公弟、殺太子免而代之、鄭莊公因就定其位、

我。しかるところに、この方の先君莊公が、桓公の弟五父をとりもちて立てられた、

蔡人殺之、

奔、登山以望、見楚師不繼、復逐之、傳諸其軍、

【註】呉還逐五子、至其本軍、

乃。 かくいたしたらば、まぬかれもせうが、○不。 うろ〳〵して居てはきつととりことならうとなり、○從。 みな同心した、○五。 手勢ばかりでうちた、○呉。 これは楚の大軍が來たところゝろえてにげたなり、○登。 呉人が山上へのぼりてのぞみたれば、おもひのほか楚のあと勢がつゞかぬなり、○復。 後軍はないぞと云て、またおふて來て、○傳。 楚の五人の本陣までおひつめた、

簡師會之、呉師大敗、遂圍舒鳩、舒鳩潰、八月楚滅舒鳩、

【註】五子既敗呉師、遂前及子木共圍滅舒鳩、

簡。 こゝにおいて、かのすぐりた精兵どもが出合てたゝかふたれば、呉軍は大やぶれになりたなり、○遂。 とう〳〵舒鳩をとりまはした、○舒。 おのがでにくづれた、○八。 左右のそなへが一つになりてせめたゆゑほろびた、

衛獻公入于夷儀、

【註】爲下自夷儀與甯喜言張本、

國のうちの夷儀へかへられたなり、

鄭子產獻捷于晉、

【註】獻入陳之功、而不獻其俘、

かちましたと云ふことを伯長へとゞけた、

戎服將事、

【註】戎服、軍旅之衣、異於朝服、

戎。 よろひのまゝで來た、

晉人問陳之罪、對曰、昔虞閼父爲周陶正、以服事我先王、

【註】閼父、舜之後、當周之興、閼父爲武王陶正、

晉。 今度陳にはなにのつみありてうたれたぞとなり○對。 子產がこたへに、むかし舜の末孫の閼父と云が、周の御代に陶正と云て陶器師の長であつた、○以。

吳人救之、子木遽以右師先、

【註】先至舒鳩、

吳 舒鳩の加勢となりて後づめをした、○子屈建が吳人を城へいれてはむづかしいと云て、にはかにすゝんで城ぎはへ至つた、

子彊息桓子捷子駢子盂帥左師以退、

【註】五人不及子木、與吳相遇而退、

子彊 この五人はひだりぞなへであつたが、おそかつたゆゑ吳人にさへぎられてしりぞいた、

吳人居其間七日、

【註】居楚兩軍之間、

吳 楚の右ぞなへと左ぞなへとの正なかにはさまれて、陳をはりて居ること七日になる、

子彊曰、久將墊隘、隘乃禽也、不如速戰、

【註】墊隘、慮水雨、

子彊 ひさしくかやうにして居ては、そのうちにもし霖雨にやなどあひて、はたらきのならぬやうになりたらば、とりことなるであらう、これはすみやかにたゝかふにしくはない、

請以其私卒誘之、簡師陳以待我、

【註】簡閱精兵、駐後爲陳、

請 まづわれ〳〵五人手勢をつれて、吳の軍兵をおびきみちびいてみようとなり、○簡 面々の精兵をすぐつて、あとに陳をたてゝまちて居よ、

我克則進、奔則亦視之、

【註】視其形勢、而救助之、

我 われ〳〵がすこしの手勢を以て、かちたと見たらばすゝんできたれ、○奔 もしにげ出したらば樣子を見合して出かけよ、

乃可以免、不然、必爲吳禽、從之、

五人以其私卒、先擊吳師、吳師

武也知楚令尹、

【註】令尹、屈建、

齊○なにゆゑなれば、齊の崔慶兩人があらたに政をえて、己らが惡名をさらんとて、諸侯に善者といはれうとして居る、これでは兵亂はおこさぬとみゆる、○武○その上に拙者楚の令尹の屈建とは至極ねんごろにするとなり、

若敬行其禮、道之以文辭、以靖諸侯、兵可以弭、

【註】爲二十七年、晉楚盟于宋傳、

若○このときにおいてなるまいかはしらねども、もしつゝしんで禮をおこなひ、これをみちびくに文辭のすぢみちのとほりたることばを以てして、くにぐにの諸侯をやすんじたらば、たれしもいくさはいやにおもふものゆゑ、兵がやまうと存ずるとなり、これで晉楚齊の三國がをさまる、これだにしづまれば、外の國は小國でことはないと云こゝろなり、はたして一旦は晉楚和合するである、

楚薳子馮卒、屈建爲令尹、

【註】屈建、子木、

令尹がかはつた、

屈蕩爲莫敖、

【註】代屈建、宣十二年、邲之役、楚有屈蕩、爲左廣之右、世本屈蕩、屈建之祖父、今此屈蕩與之同姓名、

屈○くりあげになりたなり、

舒鳩人卒叛、

【註】前年辭不叛、

舒○まへにそむきはいたさぬちかひませうと云たがいまはたしてそむいたなり、

楚令尹子木伐之、及離城、

【註】離城、舒鳩城、

楚○そのをはりの様子をまてと云たところはこゝなり、よつてうちたなり、○及○舒鳩の城へおしよせた、

子美入、數俘而出、

【註】子美、子産也、但數其所獲人數、不將以歸、

○子美　陳侯の繩かけて出されたを、子産が入てなにほどゝかぞへたまでゝ出た也、つれては出なんだである、

祝祓社、司徒致民、司馬致節、司空致地、乃還、

【註】祓、除也、節、兵符、陳亂、故正其衆官、脩其所職、以安定之、乃還也、

○祝　祝師に命じて社の神のけがれたをはらはせ、司徒の官には民をいたしやすんぜしめ、○司馬　節はわり符也、官人のわり符のみだれたをたださせ、司空には田地のみだれをたゞさしめてかへりたなり、これなどは春秋のうちでの義戰と云べきもの也、

秋、七月、己巳、同盟于重丘、齊成故也、

【註】伐齊而稱同盟、以明齊亦同盟、

齊を仲間に入れたと云の同盟なり、

趙文子爲政、

【註】趙武代范匄、

晉國の執政がかはりた、

令薄諸侯之幣而重其禮、

【註】以重禮待諸侯、

○令　趙文子が云付方は、諸侯よりの幣物をうすくさせて、こなたよりのあひしらひをおもくするやうにさだめた、これはいたつてよい仕かたなり、

穆叔見之、謂穆叔曰、自今以往、兵其少弭矣、

【註】弭、止也、

○穆　あるとき魯の穆叔が文子にあふたれば、文子が穆叔に云には、ひさ〲世間の兵革がやまぬが、いまよりのちはすこしやむであらうとなり、

齊崔慶新得政、將求善於諸侯、

載其母妻、下之、而授公車、公曰、舍而母、辭曰不祥、

【註】雖急猶不欲男女無別、

これは母や妻をのせてにげるところであつたれどもこれをおろして陳侯へ車をさづけた、○公　陳侯のその方が母はやはりのせておけといはれた、○辭　こと急なとは申しても、男女別なきは不祥でござると云た、

與其妻扶其母以奔墓、亦免、子展命師無入公宮、與子產親御諸門、

【註】欲服之而已、故禁侵掠、

○與　介抱してにげて、これもまぬかれたなり、○子　鄭方諸軍兵への下知に、陳侯の御殿へは入るなと云た、○與　兩人して門をかためた、これは降參をこはせるつもりである、

陳侯使司馬桓子賂以宗器、陳侯免、擁社、

【註】免、喪服、擁社、抱社主、示服、

○陳侯使　桓子を使として賂を出して降參をこはれた○陳侯免　降參のかたちなり、喪服をきて社の神體をいだきたは、國をも御わたし申すと云かたちなり、

使其衆男女別而纍、以待於朝、

【註】纍、自囚係、以待命、

○使　つつき〲の男女を別々にしばり、囚にこしらへて鄭の命を朝にまたせたなり、

子展執縶而見、

【註】見陳侯、

○子　馬の手綱をとり人臣の禮儀を以て、陳侯にまみえて、

再拜稽首、承飲而進獻、

【註】承飲奉觴示不失臣敬、

○再　屹とうやまふて觴をさゝげて、陳侯の御前へ獻した也、

將○ 衞の國へ申しつけて夷儀を衞侯に與へさせるつもりなり、○崔○ こゝが崔子がわる者なり、衞侯の妻子を質にとめておいて、五鹿の地をもらひたいとかゝりた也、

初陳侯會楚子伐鄭、

【註】在前年、

楚をたのみてうちたときに、

當陳隧者、井堙木刊、

【註】隧徑也、堙塞也、刊除也、

當○ 陳からのよせ口の道どほりに、井戸があればうづめ、木があればきりはらふた也、

鄭人怨之、六月、鄭子展子產、帥車七百乘伐陳、宵突陳城、

【註】突穿也、

鄭○ あまりな狼藉なりとうらみて、○六○ うちかへさんとおしよせた、○宵○ 石がけなどをほりくじりて、

遂入之、陳侯扶其太子偃師奔墓、

【註】欲逃冢間、

せめ入たなり、○陳○ 陳侯も居所をうしなふて、太子をつれて墓所へにげられた、

遇司馬桓子、曰、載余、

【註】陳之司馬、

遇○○司 陳の司馬桓子にあふて、その方が車をかして吾をのせよといはれた、

曰、將巡城、

【註】不欲載公、以巡城辭、

曰○ 桓子が車をかしたくもなく おもふゆゑ、私はたゞいま御城内のみまはりに出かけまするゆゑ、車が入用にござると云て辭した、

遇賈獲、

【註】賈獲陳大夫、

遇賈○○ 賈獲と云大夫にあはれたれば、

【註】五吏、文職、三十帥、武職、皆軍卿之屬官、

三軍之大夫、百官之正長師旅、

【註】百官正長、羣有司也、師旅、小將帥、

○自　晉の六卿より次弟の諸官人、

及處守者、皆有賂、

【註】皆以男女爲賂、處守、守國者、

○及　留守居役にまでのこらず賄をおくりたなり、

晉侯許之、

【註】晉侯受賂還、不譏者、齊有喪、師自宜退、

○晉　これをとりてゆるされた、【注】晉　これはそしらねばならぬところなれとも、齊に喪あるゆゑ、もしそれをわきまへてしりぞかれたかもしれず、喪のゆゑを以てしりぞけば、禮也と褒すべきところなり、いづれかつまびらかならざるゆゑ、兎角をしるさなんだ也、

使叔向告於諸侯、

【註】告齊服、

晉侯の齊の喪あるを以てうつことをやめたと云て、諸侯へふれられたである、

公使子服惠伯對曰、君舍有罪、以靖小國、君之惠也、寡君聞命矣、

○公　魯侯よりは使者を以てこたへさせらるゝ、○曰　君には罪ある者をゆるしたまひて、小國の者までもやすんじ玉ひぬ、ひとへに君の御めぐみと主人もかたじけなく存せらるゝと也、

晉侯使魏舒宛沒逆衞侯、

【註】衞獻公以十四年奔齊、

衞侯の齊へ立のいて居られるを、晉侯の魏舒宛沒をつかはしてむかひにやられた、

將使衞與之夷儀、崔子止其帑、以求五鹿、

【註】崔杼欲得衞之五鹿、故留衞侯妻子於齊、以質之、

四○ 車のかざりを二つはぶいた、

不レ躍、

【註】躍、止二行人一、

不○ 杖ばらひもつけなんだ、

下車七乘、不下以二兵甲一、

【註】下車、送レ葬之車、齊舊依二上公禮一、九乘、又有二兵甲一、今皆降損、

下○ 供車のかずをもはぶきかざり道具をのせなんだ、はなはだ麁相にあつたなり、

晉侯濟レ自レ泮、

【註】泮、闕、

泮と云わたりをこえて、

會二于夷儀一、伐レ齊、以報二朝歌之役一、

【註】朝歌役、在二二十三年一、不レ書レ伐レ齊、齊人逆服兵不レ加、

夷儀に會して齊をうちかへすである、

齊人以二莊公一說、

【註】以レ弑二莊公一說二晉一也、

齊 この沙汰をきいて途中まで出むかふて、なにごとも莊公の不埒ゆゑでござると云て降參をしたゆゑたゝかひにはおよばなんだ、

使二隰鉏請一レ成、慶封如レ師、

【註】慶封獨使二於晉一、不レ通二諸侯一、故不レ書、鉏、隰朋之曾孫、

使○ 晉侯へしたがふたなり、

男女以レ班、賂二晉侯一以二宗器樂器一、

【註】宗器、祭祀之器、樂器、鐘磬之屬、

男○ 今度の和睦は晉もたやすくは承知せまじきに付て、屹とした賂をおくるである、まづ男女のつかはれ者に上中下の班列をたてゝおくり、晉侯へは祭器樂器を進上にするである、

自二六正一、

【註】三軍之六卿、

五吏、三十帥、

嬰曰、崔慶其追我、鮮虞曰、一與一、誰能懼我、

【註】言道狹、雖衆無所用、

嬰。ここにとまりては崔慶がともがらがおつてくるであらうとなり、○鮮。はてこゝは一人づゝならではとほられぬところなれば、敵がなにほど來ても、一騎うちの場で二人とはならばれぬ、向も一この方も一なれば、なにもおそるゝことはないと云て、

遂舍、枕轡而寢、

【註】恐失馬也、

やどりたなり、○枕。これは要心である、くつわづらを枕にした、馬をとられぬやうにしてふせりたなり、

食馬而食、駕而行、出弇中、謂嬰曰、速驅之、崔慶之衆、不可當也、遂來奔、

【註】道廣衆得用、故不可當、

食。朝おきてまづ馬を丈夫にかはねば、俄のまにあはぬゆゑ、さきへくはせて自身らはあとで食し、それから駕して出かけた、○出。せまいところを出るやいなや、嬰に云には隨分いそがれよ、こゝらで敵の大勢に出合ては中々かなはぬと云て、○遂。魯へにげて來たなり、【注】道。多勢をもちゆることのなるところゆゑこゝらであふてはかなはぬと也、

崔氏側莊公于北郭、

【註】側、瘞埋之不殯於廟、

城の北にかりうめにしたなり、廟へ入れなんだである、

丁亥、葬諸士孫之里、

【註】士孫、人姓、因名里、死十三日便葬、不待五月、

丁。士孫之里と云ところへはうむりたなり、さだめの日數までおかなんだである、

四翣、

【註】喪車之飾、諸侯六翣、

史盡死、執簡以往、聞既書矣、乃還、

【註】傳言齊有直史、崔杼之罪所以聞、○其　ころされた史官の弟どもが、殺されたにかまはず、引つゞいてやはり崔杼が罪を右のとほりに記しては殺され、記してはころされ、はじめとともに三人ころされた、○其　四人目に出てまた右のとほりに記した、○乃　そうも〳〵ころされぬゆゑ、うちすてゝおいた、○南　これは外の史官である、大史がおひ〳〵ころされたときいて、簡をひつさげて予が書かうと云てゆいた、けれども今度は相違なく書たと云ことをきゝとゞけて、かへりたなり、古の史官は屹としたことなり、このゆゑに魯の春秋にも告文がこの通りにのりたなり、

閭丘嬰以帷縛其妻而載之、與申鮮虞乗而出、

【註】二子、莊公近臣、○閭　これは莊公の一味ゆゑ、齊を立さるとて手まへの妻をとばりでつゝみて、車にのせて中鮮虞とともにのりて齊を出た、

鮮虞推而下之、

【註】下嬰妻也、○鮮　閭丘嬰が妻を車からおしおろして、

曰、君昏不能匡、危不能救、死不能死、而知匿其暱、

【註】匿、藏也、暱、親也、○曰　君の昏愚なるをたゞすこともえせず、あやふき場におよびてすくふこともえせず、君が死たまひても、うち死もえせずして、自分のしたしい妻をばかばふことをする、それで他國へゆいたとて、

其誰納之、行及弇中、將舍、

【註】弇中、狹道、○誰　誰がひきうけるものぞと云て、つれさせなんだなり、○行　弇中とは山間のせまいところなり、そこに一宿せうとするである、

公の妾に入れたなり、大分氣に入てこの腹に景公がうまれられた、

丁丑、崔杼立而相之、慶封爲左相、盟國人於大宮、

【註】大宮、大公廟、

丁。君を弑して一日へだてゝ、崔杼がうしろみとなりて右の景公をたてゝ、○慶。左相丞となりた、○盟。御代がはり故、一家中が御靈屋へ入てちかふなり、

曰、所不與崔慶者、晏子仰天歎曰、嬰所不唯忠於君利社稷者是與、有如上帝、乃歃、

【註】盟書云、所不與崔慶者、有如上帝、讀書未終、晏子抄答易其辭、因自歃、

曰。これが起請文のまへがきなり、これは當時崔杼が己が後見するゆゑ、諸家中を己が下知にしたがはせるつもりで、慶封をさしくはへて、崔慶の兩相にくみせざるところの者は有如上帝とちかはするしらべて、それをよみにかゝりて所不與崔慶者と云ところまでよむと、晏子が天にうちあふぎて歎じて、○曰。と云て血すすりたである、これは崔子が下知にしたがはぬつもりなり、【注】盟。抄答とは中ごろより文言をかへてこたふるをいふ也、

辛巳、公與大夫及莒子盟、

【註】莒子朝齊、遇崔杼作亂、未去、故復與景公盟、

景公が大夫どもとちかはれた、莒子はこの時分齊へ相朝に來て居られたるが、おもはぬ亂で代がはりになりたゆゑ、またちかはれた、

大史書曰、崔杼弑其君、崔子殺之、其弟嗣書而死者二人、

【註】嗣、續也、幷前有三人死、

大史。これは齊の史官が、今度の亂を記録するとて、帳面に、○崔杼。とありのまゝに記した、○崔子。家老の威を以て史官をころした、

其弟又書、乃舍之、南史氏聞大

而爲得亡之、

【註】言己非正卿、見待無異於衆臣、故不得死其難也、

且。そのうへ人がその君たる人を弑したとて、それに吾がうち死したりにげたりすることはないとなり、やはり人なみにあひしらはれたゆゑ、人なみにするゝと云ことなり、

將庸何歸、

【註】將用死亡之義、何所歸趣、

將。死するはずもなく、にげると云はずもない、われはどこへとつてつかうもしらぬとなり、

門啓而入、枕尸股而哭、

【註】以公尸枕己股、

門。そのうちに門がひらけたゆゑに、内へ入て莊公の死骸をいだきあげて、自分の股にまくらせしめて、聲をばかりに哭した、

興、三踊而出、人謂崔子必殺之、

崔子曰、民之望也、舍之得民、

【註】舍、置也、

興。それから立あがり三たびをどりて出たなり、これが哭するのははなはだしき體である、○人。あの晏子をいかしておかずと、おつかけてころされよと云た、○崔。あれは人民のしたひのぞむ者なればゆるしておいて民をえんと云てゆるしたなり、

盧蒲癸奔晉、王何奔莒、

【註】二子、莊公黨、爲二十八年、殺慶舍張本、

盧。二人とも莊公の味かたゆゑたちのいた、

叔孫宣伯之在齊也、

【註】宣伯、魯叔孫僑如、成十六年、奔齊、

魯を立のいて齊へ來て居るとき、

叔孫還納其女於靈公、嬖、生景公、

【註】還、齊羣公子、納宣伯女於靈公、

叔。齊の連枝がとりもちて、宣伯がむすめを齊の靈

外に茫然として立た、

其人曰、死乎、曰、獨吾君也乎哉、吾死也、

【註】言己與衆臣無異、

其。晏子が家士が御前にはうち死なさるゝか、

曰、行乎、曰吾罪也乎哉、吾亡也、

【註】自謂無罪、

曰。われ一人の君ではない、われ一人の君であらうならばうち死もせうが、○曰。しからば立のき玉ふか、○曰吾。手まへになにも立のく罪がない、何ぞ罪があるならば立のきもせうが、

曰、歸乎、曰、君死、安歸、

【註】言安可以歸、

曰。しからばかへりたまふか、○曰君。君が死たまふたもの、どこへかへらうぞ、

君民者、豈以陵民、社稷是主、臣君者、豈爲其口實、社稷是養、

【註】言君不徒居民上、臣不徒求祿皆爲社稷、

君。民に君となる人は民をゝかしゝのぎてくるしむるものではない、社稷をつかさどらんとてのことなり、○臣。君につかへて臣となるは口すぎのためばかりではない、臣は社稷をやしなはねばならぬと也、こゝの口實は口すぎと云ことなり、

故君爲社稷死、則死之、爲社稷亡、則亡之、

【註】謂以公義死亡、

故。君が社稷のために死にたまへば臣もともに死す社稷のためににげたまへばともにゝげる、

若爲己死、而爲己亡、非其私暱、誰敢任之、

【註】私暱、所親愛也、非所親愛無爲當其禍、

若。自身のことで死し自身のことでにげたまふにともにするは、私暱の各別に親愛せられたる中でなくて、たれがこれにあたらうや、

且人有君而弑之、吾焉得死之、

鐸父襄伊僂堙皆死、

【註】八子皆齊勇力之臣、爲公所嬖者、與公共死於崔子之宮、

公。もはやたまらぬゆゑ、高屏を超しにかゝられたれば、矢をはなつた、○中。股にあたりてひつくりかへつておちられたれば、すぐにうちとめた、○賈舉。その場で八人がみなうち死したなり、

祝佗父祭於高唐、

【註】高唐有齊別廟也、

祝。これは齊侯の位牌所が別に高唐にありて、

至、復命、不說弁而死於崔氏、

【註】爵弁祭服、

それへ齊侯の名代にゆいて、かへりて復命して、そのまゝ禮冠をもぬがずして死した、

申蒯侍漁者、

【註】侍漁、監取魚之官、

申。日本の鷹匠頭の類の役なり、

退謂其宰曰、爾以帑免、

【註】帑、宰之妻子、

退。自分の家老に云には、その方は妻子をつれて立のけ、

我將死、其宰曰、免、是反子之義也、與之皆死、

【註】反死君之義、

手前はうち死すると云た、○其。私がこの場をまぬかれては、御まへさまのうち死なさるゝとは相違なことぢやと云て、主人と一處にうち死した、

崔氏殺鬷蔑于平陰、

【註】鬷蔑、平陰大夫、公外嬖、傳言莊公所養非國士、故其死難、皆嬖寵之人、

崔。平陰の大夫で、齊侯の出頭であつたをころした、

晏子立於崔氏之門外、

【註】聞難而來、

晏。崔子がころしたときくとかけ出して、崔子が門

侍人賈擧止衆從者、而入閉門、
【註】爲崔子閉公也、重言侍人者、別下賈擧、
侍。 齊侯の側役で崔子が一味ゆゑ、おほくの從者を門外の腰かけにとゞめて、己はうちへ入て門をとぢて、齊侯をにがさぬやうにした、【注】重 ふたゝび侍人となのりたのは、この下に同名が一人出て居るゆゑ、それにまぎれぬため也、

甲興、公登臺而請、弗許、
【註】請免、
あひづの甲兵どもがどつとおこりた、○公。 庭の臺へのぼりてゆるしてくれよといはれた、○弗。 中々ゆるさぬ、

請盟、弗許、請自刃於廟、弗許、
【註】求還廟自殺也、
請。 このうへはふたゝび不埒をすまい、ちかはうほどにゆるしてくれよ、○弗。 合點せぬなり、○請。 さあらば廟前で腹をきらせてくれよ、○弗。 これもゆるさぬ、

皆曰、君之臣杼疾病、不能聽命、
【註】不能親聽公命、
皆。 莊公とは知らぬと云ふりの挨拶なり、君の臣崔杼は病氣ひきこもりにて、御用をうけたまはることもならず、

近於公宮、
【註】言崔子宮近公宮、或淫者詐稱公、
近。 さてこのやしきは御城へはちかし【注】言。 御城へちかいをさいはひに、君といつはりてしのびこむ手もあると云心をふくみたることば也、

陪臣干掫、有淫者、不知二命、
【註】干掫、行夜、言行夜得淫人、受崔子命討之、不知他命、
われ〳〵も夜まはりをいたすに、○有。 ふとゞき者をみつけたからはうちころすのである、ほかの命はしらぬとなり、

公踰牆、又射之、中股、反隊、遂弑之、賈擧州綽邴師公孫敖封具

曰、晉必將報、欲弑公以說于晉、而不獲閒、公鞭侍人賈擧、而又近之、乃爲崔子閒公、

【註】伺公間隙、

曰。晉がうらみをむくはうとおもふて居ると云とりざたをして、〇欲。内心に君を弑して、晉へ先達てのことわりをいはうとおもふて居て、まだよいをりがないなり、〇公。齊侯の侍人賈擧と云者をしたゝかにむちうちて、またその者をちかづけてつかはれたなり、〇乃。崔子と心をあはせて、公のすきまをうかがふなり、

夏、五月、莒爲且于之役故、莒子朝于齊、

【註】且于役、在二十三年、

夏。まへに莒の且于をせめられて、それが和睦になりたゆゑに朝した、

甲戌、饗諸北郭、崔子稱疾不視事、

【註】欲使公來、

甲。北郭の馳走所で御ふるまひがあるに、崔子は病氣と申たてゝ出なんだ、これは莊公を引いだすつもりである、

乙亥、公問崔子、

【註】問疾、

乙。ふるまひがすんで翌日病氣みまひにゆかれた、

遂從姜氏、姜入于室、與崔子自側戸出、公拊楹而歌、

【註】歌以命姜、

遂。これが莊公のふとゞきなり、それからすぐに崔子が女房の居間へようとせられた、〇姜。早速奥へにげこんで、夫とともに切戸口よりはづしたである、俗に云ふ筒もたせなり、〇公。こゝが齊侯の馬鹿なところである、柱をたゝいて小歌をうたつて居やる、これはいつものあひづにて、かくめさるゝと女房が出て來る手はずとみえたり、

之則傷、

據○ 蒺藜はいばらなり、いばらに手づゝをつけば手に疵がつくやうなもので、たのむところにきずつけらるゝなり、

入于其宮、不見其妻、凶、無所歸也、

【註】易曰、非所困而困、名必辱、非所據而據、身必危、既辱且危、死其將至、妻其可得見邪、今卜昏而遇此卦、六三失位無應、則喪其妻失其所歸也、

入○ 自分の宅へかへりたところが、妻がをらぬごとく、凶なりとておちつきどころのなきことを云つたものなり、一つとしてよいことはないとなり、

崔子曰、嫠也、何害、先夫當之矣、

【註】寡婦曰嫠、言棠公已當此凶、

崔○ あれはやもめのことなればなんの害があらう、そのわるい卦には先夫があたりてことすんであると云て、

遂取之、莊公通焉、驟如崔氏、以崔子之冠賜人、侍者曰、不可、公曰、不爲崔子其無冠乎、

【註】言雖不爲崔子、猶自應有冠、

遂○ つひにむかへた、○莊○ 齊の君が密通いたされた、○驟○ をり／＼崔子がところへ御成がありて、のちには崔子が冠を人にくれられた、○侍○ 近習の者がこれはわるいことでござりますといさめた、○公○ いや崔子でなければ、冠もたぬと云ことはないゆゑ、かまひないとなり、

崔子因是、

【註】因是怒公、

崔○ これから公をうらみた、

又以其閒伐晉也、

【註】閒晉之難而伐之、

又○ そのうへに晉の難をつけこんで、うたれたことをひつかけて、

【註】齊桓公小白、東郭偃之祖、同姜姓、故不可昏、

臣○私はまた桓公の末孫なれば、これまた姜姓で、御前とは同姓でございます、しからばなりますまいとなり、

武子筮之、遇困䷮之大過䷛、

【註】坎下兌上困、巽下兌上大過、困六三變爲大過、

武○どうかしてむかへたくおもふて筮してみたれば○遇困 と出た、

史皆曰、吉、

【註】阿崔子、

史○善くはなけれども、崔子へのこびに吉也と云た、

示陳文子、文子曰、夫從風、

【註】坎爲中男、故曰夫、變而爲巽、故曰從風、

示○このことをはなしたれば、文子はありのまゝを云には、この卦は夫風にしたがふと云て、

風隕、妻不可娶也、

【註】風能隕落物者、變而隕落、故曰妻不可娶、

風と云ものは物をおとすものなれば、○妻 妻をむかへては妻にふきおとさるゝ理にあたれば、めとらぬとなり、

且其繇曰、困于石、據于蒺蔾、入于其宮、不見其妻、凶、

【註】困六三爻辭、

且○その繇の言に困于石云々と云てある、

困于石、往不濟也、

【註】坎爲險、兌爲水、水之險者石、不可以動、

困○大石の所詮うごかぬものをうごかさうとするやうなもので、することの決して成就せぬと云ことなり、

據于蒺蔾、所恃傷也、

【註】坎爲險、兌爲澤、澤之生物、而險者蒺蔾、恃

へるでござりませう、なにも御心づかひはござりませぬ、○其 かれがきたりたる樣子が强て寇もせず、また人をおもひつかせうとするゆゑ、

使民不嚴、

【註】欲得民心、

民をつかふこともきびしうない、

異於他日、齊師徒歸、

【註】徒、空也、

異○ かれがつね〴〵のこゝろ入れとはゝなはだ相違してゐまするとなり、○齊 はたしてせめさしにしてかへりたである、

齊棠公之妻、東郭偃之姉也、

【註】棠公、齊棠邑大夫、

齊の大夫棠公の妻は、棠公の相役崔武子が家來の東郭偃と云者の姉なり、

東郭偃臣崔武子、棠公死、偃御武子以弔焉、見棠姜而美之、

【註】美其色也、

棠○ 棠公が死して、仲間のことゆゑ、崔武子がくやみにゆいたなり、そのとき東郭偃を御者にしてゆいた、○見 武子が棠公の後家をみたれば、はなはだ美にあつたゆゑ、これをよみして、

使偃取之、

【註】爲己取也、

使○ あの後家はその方が姉のことなれば、その方わがためにむかへてこいといふた、

偃曰、男女辨姓、

【註】辨、別也、

偃○ 同姓をめとらぬとあれば、男女姓を別にせねばならぬに、

今君出自丁、

【註】齊丁公、崔杼之祖、

今○ 御前は齊の丁公よりわかれ出たまひたれば、姜姓である、

臣出自桓、不可、

【註】無傳、
廟告した、

衞侯入于夷儀、

【註】夷儀、本邢地、衞滅邢而爲衞邑、晉懸衞衎失國、使衞分之一邑、書入者、自外而入之辭、非國逆之例、
告文なり、國の邑へかへられたなり、

楚屈建帥師滅舒鳩、

【註】傳在衞侯入夷儀上、經在下、從告、
告文なり、

冬、鄭公孫夏帥師伐陳、

【註】陳猶未服、
告文なり、

十有二月、吳子遏伐楚、門于巢、卒、

【註】遏、諸樊也、爲巢牛臣所殺、不書滅者、楚人不獲其尸、吳以卒告、未同盟、而赴以名、
告文なり、

【傳】二十五年、春、齊崔杼帥師伐我北鄙、以報孝伯之師也、

【註】前年、魯使孟孝伯爲晉伐齊、
前年晉へのはたらきにうちて、いまうちかへされた、

公患之、使告于晉、孟公綽曰、崔子將有大志、

【註】志在弒君、孟公綽、魯大夫、
公○　これはたまらぬとおもふて、晉へ援兵を請へといはれた、○孟　大夫が云には、さしたることはござりますまい、齊の大將はほかに大いなる　おもひたちがあるとみえまして中々身を入れて、

不在病我、必速歸、何患焉、其來也、不寇、

【註】不爲寇害、
我をやましめることは　みえませぬ、しからば早々か

とである、○又○　なにもとふことはないしれたことなり、

且夫既登而求降階者、知人也、不在程鄭、其有亡釁乎、不然、其有惑疾、將死而憂也、

【註】言鄭本小人、爲明年、程鄭卒張本、

且○　すつとのぼりたところで、くだる道をもとむると云は知者と云ものなり、○不○　なかく　程鄭ごときが身にはないことなり、すればなにぞたちのくほどのわるいことがうちうらにあるか、左なくば亂心をするであらう、なんでもこれは死ぬるとてこゝろがうれふるとなり、

【經】二十有五年、春、齊崔杼帥師伐我北鄙、

魯をゝかした也、

夏、五月、乙亥、齊崔杼弑其君光、

【註】齊侯雖背盟主、未有無道於民、故書臣、罪崔杼也、

告文なり、

公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子于夷儀、

再會なり、

六月、壬子、鄭公孫舍之帥師入陳、

【註】子産之言、陳以不義見入、故舍之無譏、釋例詳之、

告文なり、これは陳の不義であつた、

秋、八月、己巳、諸侯同盟于重丘、

【註】夷儀之諸侯也、重丘、齊地、己巳、七月十一日、經誤、

告文なり、

公至自會、

求媚於天子、故爲王城之、
周王の城なり、賂のために齊よりきづいた【注】於。穀水と雒水の水がおちあふて損した、これを鬭毀と云、

穆叔如周聘、且賀城、王嘉其有禮也、賜之大路、

【註】大路、天子所賜車之總名、爲昭四年、叔孫以所賜路葬張本、
魯より城普請の賀使にゆいたなり、禮儀のたゞしきを王の御賞美で、大路の車を引出に下しおかれた、

晉侯變程鄭使佐下軍、

【註】代欒盈也、
下軍の佐にとりたてられた、

鄭行人公孫揮如晉聘、

【註】揮、子羽也、
鄭。揮が使に來たなり、

程鄭問焉、曰、敢問降階何由、

【註】問自降下之道、
程鄭が揮にとふには、人にへりくだるは、どうしたことからへりくだつたものでござらう、

子羽不能對、歸以語然明、

【註】然明、鬷蔑、
子。されはどうでござらうぞと云た、○歸。鄭へかへりて然明と云者にこのことをかたりたれば、

然明曰、是將死矣、不然、將亡、貴而知懼、懼而思降、乃得其階、

【註】階、猶道也、
然明が、程鄭は死ぬるであらう、左もなくば立のくであらう、○貴。へりくだると云はしれたことで、たふとまれてはそのたふときをおそるゝことをしり、おそるればすぐにへりくだることをおもふべきなり、左すればその道をうると云ものなり、

下人而已、又何問焉、

【註】言易知、
下。たゞなんのこともなく人にくだると云までのこ

使○　二人の大夫に命じてなにゆゑにそむいたと云てつめこませた、

舒鳩子敬逆二子、而告無之、且請受盟、二子復命、王欲伐之、薳子曰、不可、

【註】令尹薳子馮、

舒○　屹とうやまふて二人の大夫のむかひに出て、左やうな義はかつてござらぬと云て、○且○　もし御不審おぼしめさば、盟をおほせつけられよ、うけませうと云た、○二○　かれがいふとほりを楚王へ復命した、○王○　それはいつはりであらうにうてといはれた、○薳○　それはわるいおぼしめしとなり、

彼告不叛、且請受盟、而又伐之、伐無罪也、姑歸息民、以待其卒、

【註】卒、終也、

彼○　舒鳩はそむきはいたさぬと申す、そのうへに盟をうけませうとまで云ものを、それをうつは罪のない者をうつと云ものなり、○姑○　まづ今度はしばらくかへつて、軍兵に休息をさせて、行するのやうすを見合せたまへ、

卒而不貳、吾又何求、若猶叛我、無辭有庸、乃還、

【註】彼無辭我有功、爲明年、楚滅舒鳩傳、

卒○　もし舒鳩が後々にいたりても二心がなくば、こなたになにも云分はない、○若○　それともにいよいよそむくなれば彼には云わけがなく、こなたにはそのときこそ功庸があらうと云た、○乃○　楚子がもつともなりと云てかへられたなり、

陳人復討慶氏之黨、鍼宜咎出奔楚、

【註】言宜咎所以稱名、

宜咎も悪にくみしたゆゑしりぞいた、

齊人城郟、

【註】郟、王城也、於是穀雒鬭、毀王宮、齊叛晉、欲

【註】謂不告而馳、不待而出、

胡。はじめには敵にあふまでしらせず、たゝかひがすみたらすてゝかへらうといたされた、なぜふたゝびともに吾々にきかしてはくれられぬぞと云た、

對曰、曩者志入而已、今則怯也、

皆笑曰、公孫之亟也、

【註】亟、急也、言其性急、不能受屈、

對。射犬が早速かこつけを云である、さればさきにかけこんだのは、敵陣へ入らう入らうとこゝろざすばかりで、ふか入いたした、いまゝたさきへ引かへしたのは、おそれて臆病をはたらいたとなり、怯とは臆病なことなり、〇皆　兩人がわらふて、こなたは氣のみじかい人さうなと云て、わらひにしたである、これが勇者だけで、しひて理づめをいはずかまはぬである、

楚子自棘澤還、使薳啓彊帥師送陳無宇、

【註】傳言齊楚固相結也、

齊の加勢に棘澤へ出てをられたが、かへられて薳啓彊に人數をひきゐさせて、齊の陳無宇がかへるをおくらせられたと也、齊楚のたがひにかたくまじはりをむすぶをいふたものである、

吳人爲楚舟師之役故、

【註】在此年夏、

この夏楚人が功なくしてかへりたゆゑ、また出なほすにはきはまつたとおもふて、

召舒鳩人、舒鳩人叛楚、

【註】舒鳩、楚屬國、召欲與共伐楚、

舒鳩の兵を吳へつけんとおもふてめしたれば、舒鳩人が承知して楚にそむいたなり、

楚子師于荒浦、

【註】荒浦、舒鳩地、

楚。これではゆるしておかれぬとて、楚が舒鳩の地の荒浦と云ところに軍だちして、

使沈尹壽與師祁犂讓之、

【註】二子、楚大夫、

已皆乘乘車、

【註】乘車、安車、

已。かくて自分たちは平生の安車にのりてゆき、

將及楚師、而後從之乘、皆踞轉、而鼓琴、

【註】轉、衣裝、

將。おつゝけ楚の敵に對すると云ところで兵車にのりうつり、○皆。番袋に腰かけて琴をひいた、轉は乘敷袋の類なり、踞とは腰かけると云ことなり、大勇なを云たものである、

近、不告而馳之、

【註】射犬恨、故近敵不告而馳、

近。段々の仕方を射犬がいかりて居たゆゑ、うち死をさせたくおもふて、敵にちかづくまでもつげずに居て、ずつと敵陣へかけこませたなり、

皆取冑於橐而冑、入壘皆下、搏人以投、收禽挾囚、

【註】禽、獲也、

皆。兩人がすこしもさわがず、しづ〳〵と袋のうちより冑をとり出してかぶり、敵の壘に入てともに車を下て、○搏。大力で人つぶてをうち、囚俘をさしはさみた、

弗待而出、

【註】射犬又不待二子、

弗。このところでは射犬が二人をすてゝさきへ出て車をひきもどしにかゝりた、

皆超乘、抽弓而射、既免、復踞轉而鼓琴、曰公孫、同乘兄弟也、

【註】言同乘義如兄弟、

皆。二人があとよりおひきたりて、射犬がひきもどす車にとびのりて、弓をぬき出して射て、すでに難なくまぬかれて、また以前のとほり琴をひいて云には、これ公孫どのかやうに同車にのれば兄弟もおなじことである、

胡再不謀、

【註】欲得鄭人自御、知其地利故也、
晋○ 兩人を出して楚の師をいたさしむとは、いどませるである、○求○ 兩人の車に鄭人を御者にしたきに付、つかはされてくだされと云てやつたである、これは鄭人がよくその地利を存じて居るゆゑなり、

鄭人卜宛射犬吉、

【註】射犬、鄭公孫、
鄭○ 鄭から出す御者に宛射犬と云者をうらなふたれば、吉とあつたゆゑ、これを云付た、

子大叔戒之曰、大國之人、不可與也、

【註】言不可與等也、欲使卑下之、大叔、游吉、
子○ 鄭の大夫が射犬にいましめをくはへて云には、今度晋人の御者をうけ玉はりてゆきやるが、この方などの小國の小身者は、大國の人と肩をならべうとおもやるな、ともにひとしくはせぬもので、隨分卑下せねばならぬとなり、

對曰、無有衆寡、其上一也、

【註】言在己上者有常分、無大小國之異、
對○ いやさやうではござらぬ、大國で家中が多くても、小國で家中がすくなくても、わが上へたつ人へのあしらひ方に差別はなく、一様でござるとなり、

大叔曰、不然、部婁無松柏、

【註】部婁、小阜、松柏、大木、喩小國異於大國、
大○ さうでない、○部○ ちさい山に松や柏の大木はできぬとなり、

二子在幄、坐射犬于外、

【註】二子、張骼、輔躒、幄、帳也、
二○ 晋の討手の大將二人は幄中に居て、鄭の射犬は帷幕のほかにおいたなり、まづ按外にあひしらはれたである、

既食、而後食之、使御廣車而行、

【註】廣車、兵車、
既○ 晋の兩人が兵糧をつかふて、あとで射犬にくはせた、○使○ 楚の陳所までは兵車のから車を御してゆかせ、

をまねくものなり、類をまねくとは害をまねくと云ことなり、

秋、齊侯聞將有晉師、

【註】夷儀之師、

晉からよせると云さたをきいて、

使陳無宇從薳啓彊如楚辭、且乞師、

【註】辭有晉師未得相見、

陳無宇と云者を今度來た薳啓彊にしたがはしめて楚へつかはして、御出會くださるゝ日限の義は、今般晉のいくさ出で來るゆゑ、まづ〳〵御のべくだされよと云て、そのうへで加勢をこはれた、

崔杼帥師送之、遂伐莒、侵介根、

【註】介根、莒邑、今城陽黔陬縣東北計基城、是也、齊既與莒平、因兵出侵之、言無信也、

○崔　齊の崔杼が軍兵をつれて、楚の使者をおくりて、もどり駄賃に莒をうちたである、このあひだ莒と和睦して、今また軍兵ついでにうつと云は無法なこと也、

會于夷儀、將以伐齊、水不克、

【註】晉合諸侯、以報前年見伐、

晉が齊へ伐返しには出たれども、大水が出て おもふやうに軍がならなんだ、

冬、楚子伐鄭以救齊、門于東門、次于棘澤、

【註】以齊無宇乞師故也、

齊から加勢を乞て來たゆゑ、齊の敵國鄭をうちて加勢をした、

諸侯還救鄭、

【註】夷儀諸侯、

○晉の同盟が鄭をすくふた、

晉侯使張骼輔躒致楚師、求御于鄭、

【註】爲明年、鄭入陳傳、
御許容なしたまふゆゑ拜せねばなりませぬ也、

孟孝伯侵齊、晉故也、

【註】前年、齊伐晉、魯爲晉報侵、
これは魯が晉へのはたらきである、

夏、楚子爲舟師、以伐呉、

【註】舟師、水軍、
舟軍をもよほして呉をせめた、

不爲軍政、

【註】不設賞罰之差、
不○ 軍政をたてず、賞罰のしなをさだめなんだゆゑ、

無功而還、

【註】爲下呉召舒鳩起本、
むざ〳〵とかへつた、

齊侯既伐晉、而懼、將欲見楚子、楚子使薳啓彊如齊聘且請期、

【註】請會期、
まへに諸臣のいさめをもちひずして、わがまゝに晉をうたれたれども、あとでおそれきづかはるゝなり、よつて楚王をうしろだてにたのむつもりである、それで相見をねがはれた、○楚 使者をつかはして禮をなして、且いく日に御出會申さうやと、會の日限をきゝにやられた、

齊社蒐軍實、使客觀之、

【註】祭社、因閲數軍器、以示薳啓彊、
齊○ これが齊侯のいらざる外聞だてなり、社のまつりをするに付て、兵具をならべたてゝおいて、楚の使者にみせられた、

陳文子曰、齊將有寇、吾聞之、兵不戢、必取其族、

【註】戢、藏也、族、類也、取其族、還自害也、
陳○ 齊には寇がおこるであらう、○吾 兵器と云ものは靜謐のときにあたりてはをさめかくさねばならぬ、それをこのみてひらめかすれば、かならずその類

【註】毋寧、寧也、

恕○おしはかりおもふて以て徳をあきらかにする時は、令名の輿がのせてどこまでもゆく、○是○それでとほき者よろこびていたり、ちかき者はやすんじよろこぶなり、○毋○さあれば足下を人々の評に、子が我々を生ずと云て、よろこぶやうにはいはれ玉ふとも、

而謂子浚我以生乎、

【註】浚、取也言取我財以自生、

而○我々をしぼりとつて、子がいきて居らるゝとはいはれ玉ふまい、

象有齒以焚其身、賄也、

【註】焚、斃也、

象○象は象牙と云があるによつて、その身をころさるゝ、これみな賄のわざはひであるとなり、

宣子說、乃輕幣、是行也、鄭伯朝晉、爲重幣故、且請伐陳也、鄭伯稽首、宣子辭、子西相曰、以陳國之介恃大國、而陵虐於敝邑、

【註】介、因也、大國、楚也、

宣○范宣子は善い人で、これをきいてよろこばれて、さて幣をかろくしたなり、○是○今度鄭伯の晉へ朝せられたのは、重幣のねがひあるゆゑなり、そのうへ陳をうちたいと云ことをとゞけられたのである、○鄭○ねがひがかなふたゆゑ拜をめされた、○宣○いたみ入てことわりを云た、○子○介ぞへとなりて居たゆゑ、とりあはせを云には、陳國の義は大國にはさまれ居て大國をたのみにして、敝邑へ暴虐をはたらくに付て、

寡君是以請罪焉、

【註】請得罪於陳也、

主人がなにの罪ありて我を伐ぞと糺したく存ぜられて、ねがひましたことを、

敢不稽首、

諸侯貳、則晉國壞、晉國貳、則子之家壞、何沒沒也、

【註】沒沒、沈滅之言、

諸。 諸侯が二心をさしはさみたらば晉國のやぶれとならう、○晉。 晉國の臣が二心をさしはさみたらば、足下の家のやぶれとならう、○何。 なぜかくのごとくあぶ〳〵にはゝからはるゝぞ、

將焉用賄、夫令名、德之輿也、

【註】德須令名以遠聞、

將。 はたまた賄をもとめてなにゝもちひらるゝぞ、○夫。 よきゝこえは德の輿で、いづかたへでも德が達するとなり、

德、國家之基也、有基無壞、無亦是務乎、有德則樂、樂則能久、詩云、樂只君子、邦家之基、有令德也夫、

【註】詩小雅、言君子樂美其道、爲邦家之基、所以濟令德、

德。 德ある人は國家の土臺である、○有。 土臺さへ丈夫なればくづるゝと云ことはない、○無。 しかれば德をつとめずにおかれうか、○有。 德あればおのづからたのしむ、たのしむ者は長久なとなり、○詩。 たのしめる君子、國の基とあるのが令德ある人を云たものである、

上帝臨女、無貳爾心、有令名也夫、

【註】詩大雅、言武王爲天所臨、不敢懷貳心、所以濟令名、

上。 天帝なんぢにのぞみ玉ふは、爾の心に二心がなきゆゑであるとあるは、令名ある人を云たものなり、

恕思以明德、則令名載而行之、是以遠至邇安、毋寧使人謂子、子實生我、

不可謂不朽、
【註】傳善穆叔之知言、
世にまつりをたゝぬなどの家は、○無 いづれの國にもあるもので、ない國はあるまい、これは大祿と云までゝ、不朽とは云れぬと也、

范宣子爲政、諸侯之幣重、鄭人病之、二月、鄭伯如晉、子產寓書於子西以告宣子、
【註】寓寄也、
宣子が政事をとるにおよびて、國々へ命じていださせる幣がおもき也、鄭は小國ゆゑこれを迷惑するとなり、○二月 時しも晉へ朝せらるゝに付て、子西が鄭伯にしたがふてゆくによつて、これへ子產が書狀をあつらへて晉の宣子につげて、

曰、子爲晉國、四鄰諸侯、不聞令德、而聞重幣、僑也惑之、僑聞君子長國家者、非無賄之患、而無令名之難、夫諸侯之賄、聚於公室、則諸侯貳、
【註】貳離也、
○曰 その文言に、足下には晉國をゝさめられてことをとりたまへども、四隣の諸侯が子の令德のあることはきかずして、幣をおもくいたさるゝと云ことばかりをきく、○僑也 拙者もこのことをうちたまはりて、どうしたことぞと不審がはれぬとなり、○僑聞 拙者がうけたまはりたには、君子の國家の上にたつ人は、賄のないはうれひにはせず、令名のないをなやみうれひとするとなり、○夫 國々の賄が晉侯の方へあつまるときは、諸侯が二心をさしはさむ道理なり、

若吾子賴之、則晉國貳、
【註】賴恃用之、
○若 もしそれを足下がたのみにして賄をむさぼらるゝならば、晉國の臣が二心をさしはさむであらう、

主となられて、拙者が中興の祖よりいま拙者にいたるまで、范氏を相續して居ます、○其死而不朽とはこれらを云たものでもあらうかとなり、

穆叔曰、以豹所聞、此之謂世祿、非不朽也、魯有先大夫、曰臧文仲、既沒、其言立、

【註】立、謂不廢絶、

穆　拙者がうけたまはりたに引あてゝみるならば、かやうなを世祿と申す、不朽と云ではないとなり、○魯　私の國に臧文仲と云者があつて、すでに死してたゞいまでは居らねども、その云ひおいた言はいまに屹とたてゝ、人々もちひます、

其是之謂乎、豹聞之、大上有立徳、

【註】黄帝、堯舜、

其　不朽とはこれなどを云たものでもあらうかとなり、○豹　そのうへに拙者がうけたまはりたには、大むかしの聖人と云ものは徳をたてゝしめさるゝ、

其次有立功、

【註】禹、稷、

其　そのつぎの聖は功をたてゝ世をすくはるゝ、

其次有立言、

【註】史佚、周任、臧文仲、

其　そのつぎの大賢は言がたちて、後世人の手本とすることである、

雖久不廢、此之謂不朽、若夫保姓受氏、以守宗祊、

【註】祊、廟門、

雖　これらみなその人は死してひさしくなりても、その徳や功や言やはすてられぬ、これを不朽と云たものとなり、○若　たゞいま足下のおふせきけらるゝ姓を世にたもちて、氏を子孫へうけつたへて宗廟をまもり、

世不絶祀、無國無之、祿之大者、

告文なり、

叔孫豹如京師、

大饑、

【註】無傳、

魯の國が飢饉であつた也、

【傳】二十四年、春、穆叔如晉、范宣子逆之問焉、曰、古人有言曰、死而不朽、何謂也、穆叔未對、宣子曰、昔匄之祖、自虞以上爲陶唐氏、

【註】陶唐、堯所治地、大原晉陽縣也、終虞之世以爲號、故曰自虞以上、

晉へゆいたれば、晉では范宣子が奏者となりてむかへた、○問　范宣子がとひに、古人の言に死してくちずとはなにを云たものであらうぞとなり、○穆　さればと云て、まだこたへをいはぬ、○宣　自分の累代を云である、むかし拙者が元祖虞より以前を陶唐氏と云て、堯の末葉にして、

在夏爲御龍氏、

【註】謂劉累也、事見昭二十九年、

在○夏の代にいたりては御龍氏と云、

在商爲豕韋氏、

【註】豕韋國名、東郡白馬縣東南有韋城、

在○商の代にいたりては豕韋氏と云、

在周爲唐杜氏、

【註】唐杜、二國名、殷末豕韋國於唐、周成王滅唐、遷之於杜、爲杜伯、杜伯之子隰叔奔晉、四世及士會、食邑於范、復爲范氏、杜、今京兆杜縣、

在○周の代にいたりては唐杜氏と云た、

晉主夏盟、爲范氏、其是之謂乎、

【註】晉爲諸夏盟主、范氏復爲之佐、言己世爲興家、

晉○それより末代のいまにいたりて、晉は中夏の盟

順。この夏書の意はそのこと、そのことに應じて了簡分別をして、とりはからふたがよいと云ことゝなり、

【經】二十有四年、春、叔孫豹如晉、

【註】賀克欒氏、

內聘なり、

仲孫羯帥師侵齊、

內師なり、

夏、楚子伐吳、

告文なり、

秋、七月、甲子、朔、日有食之、既、

【註】無傳、

みなかけたである、

齊崔杼帥師伐莒、

告文なり、

大水、

【註】無傳、

魯國なり、

八月、癸巳、朔、日有食之、

【註】無傳、

公會晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子于夷儀、

魯侯の會せられたである、

冬、楚子蔡侯陳侯許男伐鄭、

告文なり、

公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

陳鍼宜咎出奔楚、

【註】陳鍼子八世孫、慶氏之黨、書名、惡之也、

對曰、多則多矣、抑君似鼠、夫鼠、晝伏夜動、不穴於寢廟、畏人故也、今君聞晋之亂、而後作焉、

【註】作、起兵也、

對。　臧紇がこたへに、よいことはよいけれども、しかしながら御前には鼠のやうにあるとなり、〇多はよいと云意、〇夫。　かの鼠と云ものは、晝は伏しかくれて居て、夜になりて人がしづまると、出てはたらきまはる、〇不。　靈屋などには穴をえあけぬ、これは人の出入のあるをおそれてなり、〇今。　晋に内輪の亂がありて、その騷動を付こんで兵をおこし、

寧將事之、非鼠如何、乃弗與田、

【註】臧孫知齊侯將敗不欲受其邑、故以比鼠、欲使怒而止、

寧。　晋の安寧で居る時には、おそれてつかへてござる、これでは鼠でなくてなにであらうと云た、〇乃。かかることを云たゆゑ、齊侯のいかりて田をあたへられなんだ、元來紇が齊の田をうけともないゆゑかく云たものなり、

仲尼曰、知之難也、有臧武仲之知、

【註】謂能辟齊禍、

仲。　聖人の評に、知と云ものは難いものかな、臧武仲ほどの知がありても、

而不容於魯國、抑有由也、作不順、而施不恕也、夏書曰、念茲在茲、

【註】逸書也、念此事在此身、言行事當常念如在己身也、

魯國にえ居らなんだとなり、〇抑。　しかしこれには由來のあることなり、不順なことを仕いだし、不恕とおもひやりのないことをしたるゆゑであるとなり、〇夏。　すべきことをなにごとでも、身にひきくらべておもひはかるがよいとなり、

順事恕施也、

莒人行成、

【註】勝大國益懼故行成、

莒○　大國にかちては後難いかゞとおもふて和をこはれた、

齊侯歸、遇杞梁之妻於郊、

【註】梁戰死、妻行迎喪、

齊○　あやういゆゑひかれた、○遇○　夫がうちじにしたゆゑ、尸をとりをさめに郊外へ出たるをみて、

使弔之、辭曰、殖之有罪、何辱命焉、

【註】言若有罪不足弔、

使○　齊侯の近習をつかはして、夫がうちじにいたして愁歎であらうとくやみをいはせられた、○辭○　この婦人は發明者で、命を辭して云には、夫殖がもし君に罪をえましたらば、なにしに御弔の命をばいたゞきませうぞ、

若免於罪、猶有先人之敝廬在、下妾不得與郊弔、

【註】婦人無外事故、下猶賤也、

若○　もしまた殖に罪がないゆゑに、御使をいたゞくにおよんでは、まだ先人夫がやしきもござることなれば、○下○　私は女のことなれば、野なかで御使はえうけませぬと云たなり、

齊侯弔諸其室、

【註】傳善婦人有禮、

齊○　宅へ使者をやられた、

齊侯將爲臧紇田、

【註】與之田邑、

今度魯をさりてきたに付て、知行所をあたへようと云沙汰がある也、

臧孫聞之、見齊侯、與之言伐晉、

【註】齊侯自道伐晉之功、

臧○　このことをきいて、ある時御目みえに出たれば、齊侯の晉をうちしものがたりをいたされた、

れた、

明日將復戰、期于壽舒、

【註】壽舒、莒地、

明。 明日またたゝかはうと云て、○期。 壽舒の地において出會せうと約束いたされた、

杞殖華還載甲、夜入且于之隧、宿於莒郊、

【註】二子、齊大夫、且于隧、狹路、

杞。 齊の大夫兩人が甲を著ながら、前夜に且于のほそ小路に入て、莒の郊外に野陣して居て、

明日先遇莒子於蒲侯氏、

【註】蒲侯氏、近莒之邑、

明。 明朝味方にさきだちて出て、蒲侯氏と云所で莒の君にあふた、

莒子重賂之、使無死、曰、請有盟、

【註】欲以盟要二子、無致死戰、

莒。 莒の君が二人へ屹とまひなひをつかふて、死戰に及ぶまでたゝかうてくれやるなとたのまれて、○曰。 たがひにそのちかひがたてたいといはれた、

華周對曰、貪貨棄命、亦君所惡也、

【註】華周、即華還、

華。 貨がほしいとて君命をすつるは、君のにくまるゝところでござる、

昏而受命、日未中而棄之、何以事君、莒子親鼓之、從而伐之、獲杞梁、

【註】杞梁、即杞殖、

昏。 ことに夜前黄昏に君命をうけて、まだ日中にもならぬに命をすてゝは、君につかふる詮はござらぬと云て、うけいれなんだなり、○莒。 莒子もたのみてもきかぬ故、自分に太鼓をうちて急に伐て杞殖を討とつた、

【註】干亦犯也、

季。臧紇が罪はこれらほどにはないと云て、書やうをいかゞと案じらるゝなり、○孟。その席に孟椒が居て云には、一段とよいかき方がござる、臧紇はいましめてある門をゝかし、關をやぶりて出奔した者なれば、なぜこの罪を書れぬぞと云た、○季。いかにもこれはもつともなりと云てもちひた、○乃。國のおきてををかし、門をゝかし、關をやぶるがごときことあることなかれと書てちかふた、

臧孫聞之、曰、國有人焉、誰居、其孟椒乎、

【註】孟椒、孟獻子之孫、子服惠伯、居猶與也、

臧。魯國にはさる者がある、○誰。かやうな文言をたくみ出す者はたれであらう、○其。これは大方孟椒が趣向とみえたと也、

晉人克欒盈于曲沃、盡殺欒氏之族黨、欒魴出奔宋、書曰、晉人殺欒盈、不言大夫、言自外也、

【註】自外犯君而入、非復晉大夫、

まへに出たとほりとりまいて、つひに一族をほろぼした、○書。經に大夫とかゝず、名ばかりを書たは、そとより君をゝかしてのりこんだゆゑ、大夫と云名目はけづられた、

齊侯還自晉、不入、

【註】不入國、

こゝろのまゝに晉にかちて、ひきとりに國へはかへらずに、

遂襲莒門于且于、

【註】且于、莒邑、

すぐに莒をとりかこんで、且于と云出城の門をせめたなり、

傷股而退、

【註】齊侯傷、

傷。この日齊侯の股に手疵を負はれたゆゑしりぞか

季氏が諸士とちかひませうとなり、

臧孫曰、無辭、

【註】廢長立少、季孫所忌、故謂無辭以罪己、

臧。いやそれは云ひたてがあるまいとおもはるゝ、季氏も家の總領をおひ出して、次男をたてたことなれば、己が身にあることゆゑ、人をつみすることはなるまい、すてゝおけと云た、

將盟臧氏、季孫召外史掌惡臣而問盟首焉、

【註】惡臣、謂奔亡者、盟首、載書之章首、

將。魯國ではあとのしおきがたゝぬゆゑ、臧紇が罪をかゞみにして、誓紙をとりてちかはんとして、○季おもて御右筆の惡事をなした臣士のかきとめをつかさどる者をよび出して、前書の文言の例をたづねたである、

對曰、盟東門氏也、曰、毋或如東門遂、不聽公命、殺適立庶、

【註】文公命立子惡、公子遂殺之、立宣公、

對。御右筆が先例をかきぬいてこたふるには、先年東門襄仲がたちのいたる時の盟には、○曰毋とあるとなり、これも適子をすてゝ庶子をたてたとあれば、季氏がこゝろに釘をうつごとくである、

盟叔孫氏也、曰、毋或如叔孫僑如、欲廢國常、蕩覆公室、

【註】謂譖公與季孟於晉、

盟。また叔孫氏がたちさつた時の文言には、國のさためをすてゝ、公室をうごかしくつがへすがごときことあることなかれと云文言である、これは臧紇にはかつてないことである、

季孫曰、臧孫之罪、皆不及此、孟椒曰、盍以其犯門斬關、季孫用之、乃盟臧氏曰、無或如臧孫紇干國之紀、犯門斬關、

されど自分のねがひにした、

臧孫如防、

【註】防臧孫邑、

臧。右のとほりにねがはせておきながら、まだなんらのおほせ出されもないに、自分の知行所へゆいて、

使來告曰、紇非能害也、知不足也、

【註】言使甲從己、但慮事淺耳、

使。知行所よりまた魯へ使をつかはして云には、私害をなさうと云こゝろはすこしもなけれども、甲士をしたがへたは、ことをおもんぱかる智のあさきゆゑであつた、

非敢私請、

【註】爲其先人請也、

非。たゞいまあとめをねがふのも、わたくしにねがふのでもなく、先人のためにねがひまする、

苟守先祀、無廢二勳、

【註】二勳、文仲、宣叔、

苟。代々の祀がつとまり、祖父、父二代の勳功がすたれぬやうにだになりませうならば、

敢不辟邑、

【註】據邑請後、故孔子以爲要君、

敢。こゝに居て立ちさるまいと申すではござりませぬ、私はいづくへでも立ちさりますとなり、【注】據。この仕かたがはなはだわるい、やはり邾に居てねがへばもつともなるに、知行所へたてこもりてねがふと云がふとゞきなり、もしならぬとあらば君をふせぐたくみとみえたり、それゆゑ孔子の君を往生ずくめにしたとおふせられた、

乃立臧爲、臧紇致防而奔齊、其人曰、其盟我乎、

【註】謂陳其罪惡、盟諸大夫以爲戒、

おもひのほか臧爲がさいはひになつた、○臧。其身も安堵してしりぞいた、○其。紇が家人が云には、御前が立のきたまひては、あとで御前を誓紙にのせて

【註】大蔡大龜、

臧。ところを今度の禍で邾へたちのいて居て、鑄に居る臧賈がもとへつげしめ、且致大蔡とは大蔡は論語にも、臧文仲居蔡とあつて、家の重寶也、それをいだきて立のいて居たゆゑ、これをもたせてつかはして、

曰、紇不佞、失守宗祧、

【註】遠祖廟爲祧、

曰。吾不才なに付て、宗領家代々のまつりを守りつとむることもえいたさぬゆゑ、

敢告不弔、

【註】不爲天所弔愍、

敢。天にめぐまれぬをつぐる、

紇之罪不及不祀、

【註】言應有後、

紇。しかれどもわが罪がさして後のたゝぬほどのことでもあるまい、

子以大蔡納請、其可、

【註】請爲先人立後、

子。そなたこの家の重寶を魯へいれて、あとをたてゝ下されとねがはれたがよからうとなり、

賈曰、是家之禍也、非子之過也、賈聞命矣、再拜受龜、使爲以納請、

【註】賈使爲爲己請、

賈。賈がこたへに、これは不慮に家の禍と云もので、すこしも御まへのあやまちではない、○賈。何分にもかしこまりました、魯へ申いれませうと云て、○再寶を受取つた、○使。臧賈が弟の臧爲を魯へやりて、臧賈へ家督をおふせつけらるゝやうにとねがはせた、

遂自爲也、

【註】爲自爲請、

遂。この臧爲が兄のことはいはずに、私をたてゝ下

ゆゑによろひ武者をしたがへたと云て、せめさせたである、

乙亥、臧紇斬鹿門之關以出、奔邾、

【註】魯南城東門、

乙。云わけがないゆゑ、關所をやぶりて邾へたちのいた、

初臧宣叔娶于鑄、生賈及爲而死、

【註】鑄國濟北蛇丘縣所治、

初。臧紇が父が鑄と云國の女をめとりて、この腹に賈と云と爲と云と二人の子ができて婦人は死なれた、

繼室以其姪、

【註】女子謂兄弟之子爲姪、

繼。繼室は御部屋さまなり、先婦人の姪を繼室にした、

穆姜之姨子也、

【註】姪穆姜姨母之子、與穆姜爲姨昆弟、

穆。魯の夫人穆姜の姨の子で、姨方のいとこであつた、

生紇、長於公宮、姜氏愛之、故立之、

【註】立爲宣叔嗣、

生。この繼室の腹に紇が出生した、穆姜のいとこの子であるゆゑ御殿で成長した、○姜。夫人も愛したまひた、それで末子なれども父の家督をした、

臧賈臧爲出在鑄、

【註】還舅氏也、

臧。兩人ともに國に居られもせず、母方の舅のもとへしりぞいたなり、

臧武仲自邾使告臧賈、且致大蔡焉、

藥石でさへもわがやまひをいやしていかすに、

疢之美、其毒滋多、孟孫死、吾亡無日矣、孟氏閉門、告於季孫曰、臧氏將爲亂、不使我葬、

【註】欲爲公鉏廢臧氏、

疢のうまいものはその毒がます〳〵多いぞ、孟孫が死したゆゑ、吾がほろびることも間はあるまいとなり、○孟　羯が代になつて門をとぢて要心をして、臧孫を讒するはかりごとである、○告　臧氏が亂をなすと云沙汰がある、これではわが父の葬送もさせまいとおもはるゝとなり、【注】欲　まへの豐點が云ひかはしたる言なり、

季孫不信、臧孫聞之戒、

【註】戒、爲備也、

なにそのやうなことがあらうと云て居た、○臧　臧孫はあだをなすと云ことをきいて要心をするである、

冬、十月、孟氏將辟藉除於臧氏、

【註】辟、穿藏也、於臧氏借人除葬道、

冬○父の尸をうづめるに付て、掃除人を臧氏に借りやとふたなり、

臧孫使正夫助之、

【註】正夫隧正、

臧○先手組の頭をつかはして、

除於東門、甲從己而視之、

【註】畏孟氏故從甲士視作者、

東大手の掃除をさせて、自分にはもし吾にあだする者があらうかと、よろひ武者をしたがへて掃除するところを見まはりた、

孟氏又告季孫、季孫怒、命攻臧氏、

【註】見其有甲故、

孟○このありさまを季孫につげたれば、さては臧氏が亂をなすにいつはりはないと云て、いかりて、なに

鉏曰、羯在此矣、季孫曰、孺子長、公鉏曰、何長之有、唯其才也、

【註】季孫廢鉏立紇、云欲擇才、故以此答之、

季。相役の卒せることゆゑ、まづ來て死者のところにいたり、哭して外へ出て、○曰。秩はどこに居めさるぞとたづねた、○公。いや羯がこゝに居りますと云た、○季。いや孺子秩が年かさなれば、彼が家督するはずとなり、○公。なにさ年の長少にはかまはぬがよい、たゞその才のすぐれた者をたててたがよいとなり、これまへに季孫が申豐に云た言を、そのまゝあてつけて云たものなり、

且夫子之命也、

【註】遂誣孟孫、

且。そのうへに孟夫子の遺命であつたといつはつた、

遂立羯、秩奔邾、臧孫入哭、甚哀、多涕、出、其御曰、孟孫之惡子也、而哀如是、季孫若死、其若之何、臧孫曰、季孫之愛我、疾疢也、

【註】常志相順從、身之害、

遂。羯をたてた、○秩。國にえ居らず立のいたなり、○臧。つね〴〵中のわるい男がくやみにきた、○甚。人にすぐれてかなしみ涕を流した、○其。孟孫は存生のうち御前をにくみました、それをなぜそのやうにかなしみたまふぞ、○季。日頃御親切なる季孫などが、もし死なれたらばなんとなされます、○臧。いや季孫がつねに吾を愛するは、かへつてわが身のやまひをなすやうなもので害となるとなり、

孟孫之惡我、藥石也、

【註】常志相違戾、猶藥石之療病、

孟。我をにくむのはやはり藥石で身の益になるとなり、

美疢不如惡石、夫石猶生我、

【註】愈己疾也、

美。うまき毒はにがいくすりにおとるとなり、夫。

曰。御者が羯に云には、私が云とほりになされたらば、御前に孟氏の家をつぎ玉ふやうにして進せうとなり、

再三云、羯從之、孟莊子疾、豐點謂公鉏、苟立羯、請讎臧氏、

【註】使孟氏與公鉏共憎臧孫、

再。羯がしかと合點せなんだゆゑ、をり〳〵云た、それでさあらばと云て承知した、〇孟。時に父の孟孫が病氣づかれた、〇豐。公鉏が臧氏にうらみがあるによつて、豐點が公鉏に云には、御前世話をやいて、羯を名跡に立てたまはゞ、私が御前の存分に臧氏に讎をなさうと云た、

公鉏謂季孫曰、孺子秩、固其所也、

【註】固自當立、

公。父に云には、孟氏が今度病氣にござれども、家督は孺子秩があるからは云におよばず、もとよりその位にたつべきはあたりまへなり、

若羯立、則季氏信有力於臧氏矣、

【註】臧氏因季孫之欲而爲定之、猶爲有力、今若專立孟氏之少、則季氏有力過於臧氏、

若。けれども秩はすてゝ、庶子の羯を立たまひたらば、孟氏の家のちからになること、臧紇が季氏の家のちからになりたるよりもまさらうとなり、これは自分にしりぞけられたを根にもちて云ふたものである、

弗應、己卯、孟孫卒、公鉏奉羯立于戸側、

【註】戸側喪主、

弗。あてつけた口上ゆゑ返答せなんだである、〇己。つひに卒した、〇公。羯をとりもちて戸側にたゝせて喪主となし、忌服をうけさせて家督のしるしをみせたである、

季孫至、入哭而出、曰、秩焉在、公

【註】禍甚於貧賤、

姦　もしまた姦回とすねまはり、不軌と不法にして、わがまゝをはたらかれなば、下民の貧賤なるにもおとるほどの禍をまねかるゝこともあるべきなり、

公鉏然之、敬共朝夕、恪居官次、

【註】次舍也、

公　おとなしい男で、なるほどと云て、○敬　屹と朝夕父につかへて、つゝしんで自分のをるべき役所に居て、家來なみにつとめた、

季孫喜、使飲己酒、而以具往、盡舍旃、

【註】具饗燕之具、

季　さすがは親で季氏もよろこんで、公鉏がかたへ吾に酒をふるまへと云て、招待のふり合にして、みなその雜用を季氏が方からもたせてゆいた、○盡　もたせてゆいたものをなにもかもおきすてにしてかへりたとなり、旃は之と同意、

故公鉏氏富、又出爲公左宰、

【註】出季氏家臣仕於公、

故　閔馬父が云たとほりにとみた、○又　そのゝちほどなく季氏が家を出て、魯侯の御直參に出たである、

孟孫惡臧孫、

【註】不相善、

孟　孟氏と臧氏とつねぐ中が不和にあつた、

季孫愛之、

【註】愛其成己志、

季氏は己が志のとほりに次男をたてゝくれたゆゑ、臧孫を寵愛したである、

孟氏之御騶豐點好羯也、

【註】羯孟莊子之庶子、孺子秩之弟、孝伯也、

孟　孟氏が御騶役の豐點と云者があつて、これが孟孫が庶子の羯といたつてむつましかつた、

曰、從余言、必爲孟孫、

【註】爲孟孫後、

【註】使従庶子之禮、列在悼子之下、
使よはひせしむとは大夫どもの中へ入れてのませたとなり、公鉏を庶子あしらひにして、悼子を總領あしらひにしたものなり、

季孫失色、

【註】恐公鉏不從、
季 親父がこれをみて、公鉏がおもはくを氣づかふて、びつくりして顏色をうしなふたである、

季氏以公鉏爲馬正、

【註】馬正、家司馬、
季 自分の家來にして役義を云付けた、

慍而不出、閔子馬見之、

【註】閔子馬、閔馬父、
慍 腹をたてゝひきこもつた、○閔 公鉏にあふて、

曰、子無然、禍福無門、唯人所召、爲人子者、患不孝、不患無所、

【註】所、位處、
云には、こなたひきこもらるゝはわるい、やはり出て父の命にしたがはれよ、○禍 禍福と云ものはいづかたへ來ると云さだまりたる門はないもので、たゞ人のこゝろのをさめかたで來るものなり、○爲 人の子たるものゝうれひは、不孝なことの出來るがうれひなり、自分の位をさだめるところのないは、うれへぬがよいとなり、

敬共父命、何常之有、

【註】言廢置在父、無常位也、
敬 たゞつゝしんで父の命をうけ玉はられよ、つねにさだまつた位と云はない、すてらるゝもその位におかるゝも、父のおぼしめし次第のことぢやほどに、

若能孝敬、富倍季氏可也、

【註】父寵之則可富、
若 よく孝敬を以て仕へられて、父の氣に入られてもあらば、本家の季氏より一倍とみさかえらるゝこともできる、これが福をうると云ものなり、

姦回不軌、禍倍下民可也、

卑下のことばなり、

乃止、

【註】止、不レ立レ紇、

乃。それで季氏も弟をたてることをやめたとなり、

訪二於臧紇一、臧紇曰、飲二我酒一、吾爲二子立一レ之、季氏飲二大夫酒一、臧紇爲レ客、

【註】爲二上賓一、

訪。けれどもなにとぞしてたてたくおもふゆゑ、また臧紇へ相談したである、○臧。臧紇が云には、こゝろやすいことでござる、我らに酒を一盃ふるまはれよ、そのうへで手前が才覺で、紇をたてゝ進上せんとなり、○季。それで支配下の大夫どもに酒をふるまふて、臧紇をその日の上客とさだめたなり、

既獻、

【註】已獻レ酒、

既。酒が出て一通り盃がすんで、

臧孫命二北面重一レ席、新樽絜レ之、

【註】酒樽既新、復絜二滌之一、

臧。北へむかふやうに座をもうけて、上疊をしき、あたらしき樽をずゐ分奇麗にしてもちてこいと云つけた、

召二悼子一、降逆レ之、大夫皆起、

【註】臧孫下迎二悼子一、

召。次男の悼子をめして、○降。臧紇が階をくだつてむかへた、○大。上客の臧紇がくだつたゆゑ、ほかの大夫もみな立て拜したである、

及レ旅而召二公鉏一、

【註】獻酬禮畢而通行爲レ旅、

及。旅と云は禮式の盃ごとがをはりてのち、うちとけてたがひにさいつおさへつ、こゝろまゝにあひかよはしてのむを旅と云、この段になりて公鉏をよび出して、

使二與レ之齒一、

氂、

【註】趙勝、趙旃之子、東陽、晉之山東、魏郡、廣平以北、晏氂、齊大夫、

趙○晉の方にはやうやう趙勝と云者が東陽の士卒を引率して、齊の兵をおふて齊の大夫晏氂を生どりた、

八月、叔孫豹帥師救晉、次于雍楡、禮也、

【註】救盟主、故曰禮、

魯からは晉をすくひに出て、雍楡にひかえて下知をまちて居たなり、伯者につかふるの禮を得たである、

季武子無適子、公彌長而愛悼子、欲立之、

【註】公彌、公鉏、悼子、紇也、

魯國の季氏に本妻の子がなかつた、嫡子○嫡子は嫡妻の子と云こと、○公彌 妾腹の公彌と云が年かさで、それより年したに悼子と云がありて、これを武子が愛して立てたくおもはれて、

訪於申豐曰、彌與紇、吾皆愛之、欲擇才焉而立之、申豐趨退歸、盡室將行、

【註】申豐、季氏屬大夫、

訪○申豐と云者に相談せらるゝには、彌と紇と兩人ともに吾これを愛することひとしきゆゑ、どちらなりとも才のすぐれた方を嗣子に立てようと思ふと也、○申豐 このはなしをきくと申豐がなにをおもふたか、いそいで宿へかへりて、家内をことごとくとりしまふて、すはと云たらば立のかうとして居るなり、

他日又訪焉、對曰、其然將具敝車而行、

【註】其然、猶必爾、

他○そのゝちまた相談せられた、○對 申豐がこたへには、いよいよ左やうになさるゝおぼしめしならば、私は敝車にのりてたちのきますると云た、これは亂がおこると云をさとりてなり、敝○敝はやぶるゝにて

すぎてはなはだしい非道なり、まさかの時には君をころさうと云て居る、

不得其死、過君以義、猶自抑也、況以惡乎、

【註】自抑損、

不○かへす〴〵も彼は全死をえせまい、○過○臣として君よりすぐると云ことは、いづれにもあるまじきことにて、義をたてることでさへも、もし君よりすぐれば、おそれ入て自分とさしひかえねばならぬものなるに、いはんや惡事の君よりすぐると云は、算にかゝらぬふとゞきとなり、

齊侯遂伐晉、取朝歌、

【註】朝歌、今屬汲郡、

齊○晉をうちて朝歌と云地をとられたである、

爲二隊、入孟門、登大行、

【註】二隊、分兵爲二部、孟門、晉隘道、大行山、在河內郡北、

爲○軍兵を二手にわけて、晉の孟門と云ところへせめ入り、大行山と云山へのぼりた、

張武軍於熒庭、

【註】張武軍、謂築壘壁、熒庭、晉地、

張○熒庭と云晉の領地に張り、武軍○とはそなへをたてゝ、逆茂木をかまへた也、

戍郫邵、

【註】取晉邑而守之、

戍○晉の枝城をうばつて番卒を入れ、

封少水、

【註】封晉尸於少水、以爲京觀、

封○うちとつた尸を少水と云所にうづめて、耳塚をついたなり、いきほひ猛にふるふた、

以報平陰之役、乃還、

【註】平陰役、在十八年、

以○おもひのまゝに遺恨をはらしてかへりたなり、

趙勝帥東陽之師、以追之、獲晏

之、弗聽、陳文子見崔武子、

【註】文子、陳完之孫須無、武子、崔杼也、

この勢を以て衞をうちて、それから晉をもうつしらべなり、○晏　今度君には勇力の士の多いをたのみにして、盟主たる晉をうたうとなさるれども、このたびの軍はもし事ならず、味方のまけとなるならば、却つてそれが當國のさいはひと云もの也、○不　德もなくて軍功があつては、かへつて後憂がきたりて、かならず君におよぶであらうとなり、晉がうたれては居るまいとなり、○崔　齊侯に云には、今度のおぼしめしたちは はなはだわろうごさる、臣がうけたまはりたは、小國として たま〳〵大國のやぶれたをうかゞふて、そのよわみをつけこんでやぶるときは、かならず後日にそのとがめをうくるものであるとうけたまはりました、さすれば君それ御勘考なされよとなり、○弗　齊侯のきゝいれられぬ也、○陳　今度のありさまをみて、崔杼へ異見するには、

曰、將如君何、武子曰、吾言於君、君弗聽也、以爲盟主、而利其難、羣臣若急、君於何有、

【註】言有急不能顧君、欲弑之以說晉、

足下は君をなにとめさるゝぞ、なぜいさめられぬ、○武　手前もゆだんはない、君へ隨分いさめたけれども、きゝいれたまはぬには、すべきやうもない、○以　晉を盟主とし伯長とたのみに おきながら、その難あるを さいはひに、この方の利を得ようといたさるゝこのやうな氣まへのわるい いくさなれば、○羣　もしこと急になりたらば、諸家中君ありとしては居らぬであらう、

子姑止之、文子退、告其人曰、崔子將死乎、謂君甚、而又過之、

【註】弑君之惡、過於背盟主、

子　まづだまつてみて居られよとなり、○文　崔子がまへをしりぞいて、自分の家來に云には、崔子はどこそではころさるゝで あらう、○謂　君の非道が はなはだしいと云て、いさめながらまた自分は それに

申驪、成秩御莒恒、申鮮虞之傅摯爲右、

【註】申驪、次前軍、傅摯、申鮮虞之子、

申○先陣の次陣なり、

曹開御戎、晏父戎爲右、

【註】公御右也、

貳廣、上之登御邢公、盧蒲癸爲右、

【註】貳廣、公副車、

貳○大將の副車なり、

啓、牢成御襄罷師、狼蘧疏爲右、

【註】左翼曰啓、

啓○左ぞなへなり、

胠、商子車御侯朝、桓跳爲右、

【註】右翼曰胠、

胠○右ぞなへなり、

大殿、商子游御夏之御寇、崔如爲右、

【註】大殿、後軍、

大○總おさへの陣なり、

燭庸之越駟乘、

【註】四人共乘殿車也、傳具載此、言莊公廢舊臣任武力、

【注】傳○勢ぞろへの人別をかやうにことごとくあげたのは、舊臣をさしおいて、武力の人を用ひらるゝことをそしりて書たのである、

自衞將遂伐晉、晏平仲曰、君恃勇力以伐盟主、若不濟、國之福也、不德而有功、憂必及君、崔杼諫曰、不可、臣聞之、小國閒大國之敗而毀焉、必受其咎、君其圖

て敵陣へきりこんだ、

欒氏退、攝車從之、

【註】軼攝宣子戎車、

欒○あまりはげしいゆゑ辟易してしりぞいた、○攝○范宣子がのるべき大將の車に、軼が父の職を攝して自分にのりて、すかさず欒氏をおつゝめた、

遇欒樂、

【註】樂、盈之族、

遇○盈が一族に出合て、

曰、樂免之、死將訟女於天、

【註】言雖死猶不舍女罪、

曰○范鞅がよびかけて云には、やい樂やその方この場をまぬかれうとおもふか、のがしはせぬぞ、○死○たとひ予がうち死するとも、なんぢを天帝へうつたへてなりとも、ほろぼさでおかうかと云た、

樂射之、不中、又注、

【註】注、屬矢於弦也、

樂○こゝろえたと云て矢をはなつた、けれどもあたらなんだ、○又○乙矢をつがはうとしたれば、

則乘槐本而覆、

【註】欒樂車櫟槐而覆、

則○欒樂が車が槐樹の根にのりあてゝひつくりかへつた、【注】欒○槐の本にすりあたりてくつがへりた、

或以戟鉤之、斷肘而死、欒魴傷、

欒盈奔曲沃、晉人圍之、

【註】魴、欒氏族、

かたわきより味方がはしりよつて、鉤○とはかぎやりにかけて引たふすこと、肘をきられて死だとなり、○欒○一人は手をおふた、盈は自分の居た邑へ退いた、よつて晉人がこれをかこみたり、

秋、齊侯伐衞、先驅、穀榮御王孫揮、召揚爲右、

【註】先驅、前鋒軍、

衞をうつ出陣の勢ぞろへなり、○先○先陣なり、

欒。盈が臣に督戎と云者があつて、大力で手にあまるゆゑ、國中の人がはなはだこれをきみわるがつて居たである、○斐。國の大老にねがふには、なにとぞ私が罪の丹書をやきすてゝ、罪の滅するやうにして下さるゝならば、私が一命をすてゝあの大力の督戎をころしませうとなり、○宣。それは一段でかした、その方かれをころせ、その賞に丹書のことは吾が何分にも君へ言上して、やきすてゝやらう、この言の相違なくあきらかなることは、日のごとくにあるぞと誓言した、

乃出豹而閉之、

【註】閉著門外、

乃。固宮にこもりて居る輩が、斐豹一人を門外へ出してあとをとぢた、

督戎從之、踰隱而待之、

【註】隱、短牆也、

督。大力がさきへすゝんでおひよせた、

督戎踰入、豹自後擊而殺之、范氏之徒在臺後、

【註】公臺之後、

踰。女牆があつて、それを越してまちて居たれば、督戎もまた越しておつて來た、○豹。やりすごしてうしろよりうちとめたとなり、○范。おひ〱あやふくなつてくるゆゑに、御殿のうしろにひかへ居たれば、

欒氏乘公門、

【註】乘、登也、

欒。欒氏の徒がすでに御門の上へのぼるほどに、あやうくなつた、

宣子謂鞅曰、矢及君屋、死之、鞅用劍以帥卒、

【註】用劍、短兵接敵、欲致死、

宣。子息に云には、もはや御殿へ矢を射こむほどに、その方もいそいでうち死とさだめてふせげとなり、○鞅。范鞅も死身とさだめて、弓の矛のと云ふ手ながな兵具はやめて、太刀ぬきもちて、士卒をしたがへ

逐○　超乘と云はひらりととびのることなり、これは人の車なればのせぬと云はぬさきに、この方からおしてのりたるなり、辨慶が尻鞍にのりたるやうなものなり、【注】備隋隊　おちぬやうに要心すると云こと、

右撫劍左援帶、

【註】劫之、

右の手では刀の柄へ手をかけて左で帶をとりて、

命驅之出、僕請、

【註】請所至、

命○　さあ車をやれと云た、○僕○　口取もはじめの主人が出立とは相違したゆゑ、どちへやりませうと云た、

鞅曰之公、宣子逆諸階、

【註】逆獻子、

鞅○　はて公の御所へやれと云た、○宣○　父の宣子はまたやはらめて、鞅が魏獻子を同道してきたるをわざと階へ出むかふて、

執其手、賂之以曲沃、

【註】恐不與己同心、

これは御出かと云て、魏獻子が手をとりて坐へすゝめて、○賂○　曲沃を足下へ進上いたさうほどに、味方になれよと云てつひには引入れた、

初斐豹隸也、著於丹書、

【註】蓋犯罪沒爲官奴、以丹書其罪、

初○　晉の斐豹と云者が奴隸となつたのは、罪がありて官祿を沒收せられて奴となりたである、その罪惡が帳面にてつぱりと朱書にしてある、これは一とほりの罪でなく、年經ても滅せぬ罪であつたとみえる、

欒氏之力臣曰督戎、國人懼之、

斐豹謂宣子曰、苟焚丹書、我殺督戎、宣子喜曰、而殺之、所不請於君焚丹書者有如日、

【註】言不負、要明如日、

【註】恐欒氏有內應距之、故爲婦人服而入、
二人の女の體にやつして、手ぐるまにのりて、公の御殿へゆいたとなり、これはもし欒盈が味方の者が城中にありて、武士の外より入るをこばみふせがうもしれぬとおもふたゆゑ、女になりて入たなり、

奉公以如固宮、

【註】固宮、宮之有臺觀備守者、
奉。難なく公を供奉して、固宮へゆいてとぢこもつたなり、

范鞅逆魏舒、

【註】用王鮒計欲强取之、
范。王鮒が云たとほり、魏獻子を無理に味方につけるつもりで、宣子が子の范鞅がむかひにゆいたである、

則成列既乘、將逆欒氏矣、趨進曰、欒氏帥賊以入、鞅之父與二三子在君所矣、

【註】二三子、諸大夫、
則。こゝがあぶないところであつた、魏獻子がやしきへゆきたれば、はや欒盈が加勢に出かけるところで、士卒の列をなして、その身はすでに車にのりて、欒盈をむかへにゆかうとするところへ范鞅がゆいた、○趨。范鞅が車の前へすら〳〵と小腰をかゞめて立よつて、空しらぬ顔で云には、足下にはまだ御存知ないか、欒氏が賊をなして御城へおし入た、○鞅。私の父も二三子とともに、君の御前にあひつめて居まする、

使鞅逆吾子、鞅請驂乘持帶、

【註】驂乘必持帶備隋隊、
使。足下にも御出なされさうなものであるに、なにゆゑにおそい、御むかひ申てこいと申付ました、○鞅。私が御相與にのりまして、おとしませぬやうに御帶を執りて、御ともつかまつりませうと云まゝに、

遂超乘、

【註】跳上獻子車、

以走固宮、必無害也、

【註】桓子、欒王鮒、

欒。をりふし范宣子がやしきへゆいて對坐して居たれば、ある人が來てつぐるには、さきだつて當國をたちさつた欒氏がいたりますと云た、○宣。これをきいてびつくりして、氣味わるくおもふた、○桓。欒王鮒が云には、いそいで君をもりまして、固宮の別御殿へにげられなば、かならず害はあるまいとなり、

且欒氏多怨、子爲政、欒氏自外、子在位、其利多矣、既有利權、又執民柄、

【註】賞罰、爲民柄、

且。そのうへに欒氏にはうらみをふくむ者が多い、それにそこもとは國のまつりごとをする人なり、欒盈はほかより來る、そこもとには位に居らるゝことなれば、この方には利が多い、○既。この方には利き權威ありて、また民の柄をとり居てこの方のまゝになることなれば、

將何懼焉、欒氏所得、其唯魏氏乎、而可強取也、夫克亂在權、子無懈矣、公有姻喪、

【註】夫人有杞喪、

將。なにをおそれらるゝぞ、○欒。欒盈が得たるところの味方といふては魏氏一人なれども、○而。魏獻子も、しひてこの方の味方にとらうとおもへばとらるゝとなり、○夫。このやうな亂に克つは、權柄をとる人のもちまへのことで、隨分かたるゝほどに、○子。ゆだんをばせらるゝなとなり、○公。まへにあるとほり、母方の喪がある、姻は昏姻方と云義にて母方のことなり、

王鮒使宣子墨縗冒經、

【註】晋自殽戰還、遂常墨縗、

王。宣子に晋の先例のすみぞめの喪服をきせて、經。はかつぎなり、それをかうぶらせ、

二婦人輦以如公、

その子の獻子とは格別こゝろやすくしたである、私。とは内々のことまで云あへるなり、〇故。そのよしみで今度もたよりたなり、

趙氏以原屏之難、怨欒氏、

【註】成八年、莊姬譖之、欒郤爲徵、

趙。これから盈へ遺恨をはさむ者どもを云である、趙氏も原屏の難以來欒氏にうらみがある、

韓趙方睦、

【註】韓起讓趙武、故和睦、

韓。韓起と趙武はもとよりむつましいゆゑ一味なり、

中行氏以伐秦之役、怨欒氏、

【註】十四年、晉伐秦、欒黶違荀偃命、曰、余馬首欲東、

中。盈が親が中行偃が下知にしたがはなんだゆゑ、遺恨があるなり、

而固與范氏和親、

【註】范宣子佐中行偃於中軍、

而。范宣子としたしいゆゑこれも一味なり、

知悼子少而聽於中行氏、

【註】悼子、知罃之子荀盈也、少、年十七、知氏中行氏同祖、故相聽從、

知。もと一家なり、若年なるに付て諸事中行氏にきゝしたがふなり、

程鄭嬖於公、

【註】鄭亦荀氏宗、

程。晉侯の出頭で、これも荀氏が家門なり、これまでの者どもみな欒氏にくみせぬである、

唯魏氏及七輿大夫與之、

【註】七輿、官名、

唯。欒盈が味方と云ては魏獻子と七輿大夫とばかりなり、

欒王鮒侍坐於范宣子、或告曰、欒氏至矣、宣子懼、桓子曰、奉君、

樂作、午言曰、今也得₂欒孺子₁何如、

【註】孺子、欒盈、

樂。酒がしみて樂のはじまりたるときに、胥午が諸士に云には、なにといまこのやうに酒もりをするところへ、ひよつと欒盈がきたられたればどうでござらうなと云た、

對曰、得₂主而爲₁之死、猶不₂死也、皆歎、有₂泣者₁、爵行、又言、皆曰、得₂主、何貳之有、盈出、偏拜₂之、

【註】謝₂衆之思₁₂己、

對。諸士のこたへに、いま城主がもしかへりたまはば、城主のためにならば死しても死なぬ心でござるとなり、○皆。城主のことを云出したれば、みな歎息する、中にはいまごろはいづくに流浪してござると云て、泣く者もあつた、○爵。又一献回りて、又いよいよさやうにおもはるゝかと云た、○皆。いまござりさへするならば、なにしに二心をはさみませうと云た、○盈。そこで欒盈がうしろのからかみをひらいて、予はこゝに居ると云て出て、○偏。一家中へむかつて、各、我をおもふてくれてかたじけないと拜したなり、

四月、欒盈帥₂曲沃之甲₁、因₂魏獻子₁、以₂晝入₁₂絳、

【註】獻子、魏舒、絳、晉國都、

四。これから欒盈が亂をおこすである、曲沃の鎧武者を引率して、魏獻子にたよりて晝中に晉の城下へのりこんだ、

初、欒盈佐₂魏莊子於下軍₁、

【註】莊子、魏絳、獻子之父、

初。獻子が父の魏莊子が下軍の佐となりてつとめたゆゑ、

獻子私焉、故因₂之、

【註】私相親愛、

を仕はめたものなり、女の車で日本の御所車のやうなものなり、このうちへ欒盈やそば役どもを一つにのせて、女ののつた車とみせて、

納諸曲沃、

【註】欒盈邑也、

曲沃へ入れたなり、

欒盈夜見胥午而告之、

【註】胥午守曲沃大夫、

欒○盈が夜中にそつと曲沃の留守居大夫の胥午と云者にあふて、存念をつげたとなり、

對曰、不可、天之所廢、誰能興之、子必不免、吾非愛死也、知不集也、

【註】集成也、

對○胥午が返答に、それはわるいほどに無用になされよ、○天○そなたは天道にすてられた人なれば、たれが一味してよくおこさうや、およぶまい、○子○そなたは必定難をえまぬかれられまいほどに、おもひとゞまられよ、○吾○かやうに申せばなにとやら私が死ををしむやうなれども、左やうではござらぬ、とても成就せぬことを存じて居るゆゑ申すでござるとなり、

盈曰、雖然、因子而死、吾無悔矣、我實不天、子無咎焉、

【註】言我雖不爲天所祐、子無天咎、故可因、

盈○なるほどそれはもつともではあれども、しかしそこもとゝ一所に死ぬるならば、吾すこしも後悔にはおもはぬ、○我○我は實に天道にすてられたれども、そこもとには天のとがめはなければ、そこもとへたよりて存念を達してみたいとなり、

許諾、伏之、而觴曲沃人、

【註】胥午匿盈、而飲其衆、

許○左やうならばと云てうけあつたなり、○伏○胥午が欒盈をそつとかくしておいて、曲沃の一家中の士をあつめて酒もりをはじめた、

【註】治城以距君、屈建、楚莫敖、
夏。楚も謀叛ときいてはすておかれぬゆゑ、屈建を陳侯にさしそへて陳をかこみたである、○陳。籠城して君をふせがんと、にはかに城を普請してたてこもる覺悟なり、

板隊、而殺人、役人相命、各殺其長、

【註】慶氏忿其板隊、遂殺築人、故役人怒而作亂、
板。城をかためるとて人歩がかけまはるうちに、たかきところから板がおちた、○而。それを慶氏が人歩のわざとこゝろえて、いかりてそのところへかゝりた者をころした、○役。それで人歩がみな云あはせて、面々の支配頭をころした、わづかなことを仕方のわるさに、士卒のこゝろをうとんぜしめて大いな害になつた、

遂殺慶虎慶寅、楚人納公子黃、

君子謂慶氏不義、不可肆也、

【註】肆、放也、
遂。それから總大將までころした、○楚。內輪がくづれてほろびたゆゑ公子をいれた、○君子。評に、かれらが不義を以て、なにとして心まゝにならうぞとなり、

故書曰、惟命不于常、

【註】周書康誥、言有義則存、無義則亡、
故。天命に常のさだまりはない、義があれば天のめぐみもあり、義がなければめぐみもなくなると、書經にあるがこのことであるとなり、

晉將嫁女于吳、齊侯使析歸父媵之、以藩載欒盈及其士、

【註】藩、車之有障蔽者、使若媵妾在其中、
晉からむすめを吳へつかはすに付て、齊侯が析歸父と云者に命じて、こしぞへの妾を晉へつかはした、○以。これが齊のはかりごとである、かねて欒盈が曲沃をしりぞいて齊へ來て居るを、今度よいさいはひに晉へ入れるつもりなり、藩と云は車の四方に障子

平○公○　御袋様は喪をつとめ玉ふに、平公の自身のためにも伯父の不幸であるに、樂をやめられなんだ、非禮なこととなり、

禮、爲鄰國闕、

【註】禮、諸侯絶期、故以鄰國責之、

禮○　古來の禮にも、諸侯は鄰國あひたがひに樂を缺くことである、【注】禮○　諸侯はさだまりの期まで喪をつとめては政事がさしつかへるゆゑ、屹とつとめはせぬ、それはせむるにおよばねども、鄰國あひたがひの禮がかけたを以てせめたなり、

陳侯如楚、

【註】朝也、

楚國へ朝せられた、

公子黄愬二慶於楚、楚人召之、

【註】二慶虎及寅也、二十年、二慶譖黄、黄奔楚、自理、今陳侯往楚、乃信黄、爲召二慶、

公○　さきに讒にあふて楚へかけこんで、ことわりを云ひほどき、二慶の者のわるだくみを楚へうつたへられた時に、公子にすこしも罪がないとゆゑに、陳侯のきたられたをさいはひに、御舍弟の罪ではない、御家老共のわるだくみであると楚王の云はれたゆゑ、陳侯も信用いたされて、しからば召てたゞして下されといはるゝゆゑ、楚人が二慶にきたれと召たなり、

使慶樂往、殺之、

【註】慶樂、二慶之族、二慶畏誅、故不敢自往、

使○　二慶も楚へ出て僉議にあひ、對決におよびては己らが誅せらるゝことゆゑ、おそれて慶樂と云一族の者を名代にやりたれば、これも同類ゆゑ楚でころした、

慶氏以陳叛、

【註】因陳侯在楚而叛之、不書叛、不以告、

慶○　楚で慶樂がころされたときいて、もはや己らが罪露顯なりとこゝろえて、陳侯の楚に居らるゝ留守をさいはひに、慶氏一族が徒黨して、陳人をしたがへて謀叛をおこした、

夏、屈建從陳侯圍陳、陳人城、

告文なり、【注】兵○　他國の人にならうとしたではなかつたゆゑに、そむいたとは云てないとなり、

秋、齊侯伐衞、遂伐晉、

【註】兩事、故言遂、

告文なり、衞をうちてそれからすぐに晉へしかけたなり、

八月、叔孫豹帥師救晉、次于雍楡、

【註】豹救晉、待命于雍楡、故書次、雍楡、晉地、汲郡朝歌縣東有雍城、

魯より援兵に出てひかへて居たなり、

己卯、仲孫速卒、

【註】孟莊子也、

內卿なり、

冬、十月、乙亥、臧孫紇出奔邾、

【註】書名者、阿順季氏、爲之廢長立少、以取奔亡之罪、

晉人殺欒盈、

告文なり、

齊侯襲莒、

【註】輕行掩其不備曰襲、因伐晉還襲莒、不言遂者、閒有事、

告文なり、【注】輕○　師を手がるくして、向の油斷をみて、どつとよせることなり、この方で云夜うちの類である、○因○　晉をうちてかへりがけに莒をおそふたなれども、そのあひだにほかのことがありたゆゑ、遂にとは云はれぬなり、

【傳】二十三年、春、杞孝公卒、晉悼夫人喪之、

【註】悼夫人、晉平公母、杞孝公姊妹、

解に不及、○晉○　杞より晉へ嫁かせられた、當晉侯の母堂なり、兄弟の不幸ゆゑ喪をつとめられた、

平公不徹樂、非禮也、

【註】徹、去也、

春秋左傳卷十七

【註】襄公盡二十五年

【經】二十有三年、春、王二月、癸酉、朔、日有食之、

【註】無傳、

三月、己巳、杞伯匄卒、

【註】五同盟、

告文なり、

夏、邾畀我來奔、

【註】無傳、畀我是庶其之黨、同有竊邑叛君之罪、來奔故書、

魯へかけこんだ、これは微者なれども邑をぬすみたるをつみして名を書した、

葬杞孝公、

【註】無傳、

葬に會したなり、

陳殺其大夫慶虎及慶寅、

【註】書名、皆罪其專國叛君、言及、史異辭、無義例、

告文なり、【注】言○及の字がめづらしいところに入た、これは義理の例がない、

陳侯之弟黄、自楚歸于陳、

【註】諸侯納之曰歸、黄至楚自理得直、故爲楚所納、

告文なり、【注】黄○前に出るごとく、楚へゆいて道理を云ひほどかれたれば、罪なきにきはまりたゆゑかへられた、

晉欒盈復入于晉、

【註】以惡入曰復入、

告文なり、

入于曲沃、

【註】兵敗奔曲沃、據曲沃衆還與君爭、非欲出附他國、故不言叛、

子展廢良而立大叔、

【註】良游眅子、大叔、眅弟、

子。　鄭の子展が游眅は右のごとく不埒をしてころされた者なれば、その子の良は立られぬと云て、弟大叔を家督とした、

曰、國卿、君之貳也、民之主也、不可以苟、請舍子明之類、

【註】子明有罪、而良又不賢故、

曰。　さて云には、國の卿と云ものは、則君のかはりをもつとむる者なれば民の主なり、〇不。　それがかやうな無作としたことはせぬものなり、〇請。　しかれば右のごとく子明が子の良不賢なゆゑすてるとなり、

求亡妻者、使復其所、使游氏勿怨、

【註】鄭國不討專殺之人、所以抑強扶弱、臨時之宜、

求。　また妻を亡ひたる者を出して、人はころしたけれども理の當然なれば、その古郷へ復らしめて、游氏一家にも敵などゝ怨むるなと云わたした、

曰、無昭惡也、

【註】交怨、則父之不脩益明也、

曰。　怨てことをおこしては、いよ〳〵ころされたる父が悪名が昭らかにあらはるゝ程に、よく心得よと云た、よろしきさばきなり、

ことも成らずしてしどろもどろにして、
至、謂八人者曰、吾見申叔夫子、
所謂生死而肉骨也、
【註】已死復生、白骨更肉、
家にかへり八人のものに謂て云には、吾今日申叔夫子に逢た、世話言に死を生じて骨に肉を付ると云てあるごとく、吾は死たる身を生して貫たとなり、
知我者如夫子則可、
【註】夫子、謂申叔也、如夫子、謂以義匡己、
知。我としたしいものは、みな夫子のとほりの人なればよし、
不然請止、
【註】止、不相知、
不。もし左もない人々は請止て近づきをかへすと云て、
辭八人者、而後王安之、

【註】辭遣之、
辭。いとまをやられた、のちにこのことを楚王がきかれて安心せられたとなり、
十二月、鄭游販將如晉、
【註】游販、公孫蠆子、
游販が晉へ行くとて、
未出竟、遭逆妻者、奪之以館于邑、
【註】舍止其邑、不復行、
まだ鄭の國竟を出なんだときに、○遭。誰か妻をむかへるのかよめ入に出合た、その妻をうばつて直に自分の知行所に止つて居た、
丁巳、其夫攻子明、殺之、以其妻行、
【註】十二月無丁巳、丁巳、十一月十四日也、
丁。女の夫とが妻をうばはれたを怒て、子明を攻めころし、妻を奪ひかへして去たとなり、

而退、從之、入於人中、

【註】申叔辟薳子、不欲與語、

是にも又寵を得たものが、八人有て同じく無祿にて馬を多く持た、○他　或日に子馮が朝して、申叔豫と云ものに言をかけたれども、申叔豫は一言も返答をせずしてしりぞいた、○從　あとからついて行きたれば、申叔豫が大勢の人中へ入た、

又從之、遂歸、退朝見之、

【註】薳子就申叔家見之、

又從之とて、その所にて言をかけうとしたらば、申叔が又はずして朝を退出した、子馮もあまり不審さに、それより朝をしりぞいて、申叔が家へ至て逢て、

曰、子三困我於朝、吾懼、不敢不見、吾過、子姑告我、何疾我也、對曰、吾不免是懼、何敢告子、

【註】言恐與子幷罪、故不敢與子語、

云には、足下へ三度まで言をかけたに返答もなく、朝廷で吾に恥をあたへ困しめられた、是はいかにじても氣にかゝることゆゑ、わざ〳〵御目にかゝりに參つた、吾に過あらば一寸我に告て玉はれ、何ぞ我をにくみきらひ玉ふぞと云た、○對　吾は難にまぬかるまいかと、それをおそれて居まするゆゑ、言を御かはし申さぬことなり、○何　いかでか足下に告ることがありませうぞ、

曰、何故、對曰、昔觀起有寵於子南、子南得罪、觀起車裂、何故不懼、自御而歸、不能當道、

【註】薳子惶懼、意不在御、

曰　それは何ゆゑでござる、○曰　はて云ふまでもない、先達て觀起が令尹の子南に寵せられたれば、そのとがめにて子南も罪にあひ、觀起は車ざきに合ました、すれば、○何　おそれいで何んとせう、吾は車ざきに合ことがいやさに、言も御かはし申さぬと云た、○自　薳子馮がはじめて氣が付て、びつくりして自分に御を取てかへるとて道にあたりて眞直に行く

【註】欲レ犯レ命取レ殯、

子南　令尹が家來が、子息の弃疾に請ふには、御前の父の尸を朝よりうばひ取て來て葬らうとなり、

曰、君臣有レ禮、唯二三子、

【註】不レ欲レ犯レ命移レ尸、

曰　弃疾が云には、否さうは成らぬ、君臣の禮もある、たゞその方ども二三子の云まゝにならうや、

三日、弃疾請レ尸、王許レ之、既葬、其徒曰、行乎、

【註】行、去也、

三　三日めに弃疾が父の尸を下されよと願たれば、王の御免があつた、さてすでにとりをさめたときに、○其　家人が立のき玉ふかと云た、

曰、吾與レ殺二吾父一、行將焉入、曰、然則臣レ王乎、曰、弃レ父事レ讎、吾弗レ忍也、

【註】於レ事是讎、於レ實是君、故雖レ謂レ讎而不二敢報一、

曰　否や吾れははじめから吾が父をころさるゝと云ことを知て居たことなれば、吾もその相談にくはゝりたやうなものなり、すれば父をころした同前の吾なれば、人がかくまはぬとなり、○然　そんならやはり王に臣としてつかへ玉ふかとなり、○曰　否や父を棄てゝ讎に仕ふることは吾どうもしのびられぬと云て、

遂縊而死、

【註】傳譏三康王與二人子一謀二其父一、失中君臣之義上、

ついにくびれて死んだなり、

復使二薳子馮爲一令尹、公子齮爲二司馬一、屈建爲二莫敖一、

【註】屈建、子木也、

そののちは薳子馮が令尹となつた、ときに、

有レ寵二於薳子一者八人、皆無レ祿而多レ馬、他日朝、與二申叔豫一言、弗レ應、

弃疾、爲王御士、

【註】御王車者、

楚。國中にてきらふ故に王の討伐をせうと致された、〇子南。子南が子が弃疾と云て、楚王の御をつとめて居たなり、

王每見之、必泣、弃疾曰、君三泣臣矣、敢問誰之罪也、王曰、令尹之不能、爾所知也、國將討焉、爾其居乎、

【註】問能止事我否、

王。親を罪に行はふとおもはるゝゆゑ、弃疾を見られては不便なことじやと思ふて、見るたびにかならず泣るゝ、〇弃疾。君にはをり〳〵私を御らん成されて泣せ玉ふが、是は何ごとぞ、〇敢。おそれながら誰に罪が有ゆゑでござるぞと問た、〇王。その方が父令尹が不法なことは、爾も知るところなり、〇國。一國の諸家中が討たりと云ゆゑ、罪に處するで有らうが、〇爾。その方は父が罪せられても、止て居るかとなり、

對曰、父戮子居、君焉用之、洩命重刑、臣亦不爲、

【註】漏洩君命罪之重、

對。返答に、父に罪あつて誅戮にあひました上で、その子が止り居ましたとて何の御用に立ちませうや、〇洩。しかれども君の命を洩せば、わたくしの重罪になりますゆゑ、私は洩しはいたさぬとなり、

王遂殺子南於朝、轘觀起於四竟、

【註】轘、車裂以徇、

王。つひに令尹をころして、これは朝にての刑なり、觀起は車ざきになつて死だうへ、四竟の郊外まで引まはしになつたとなり、

子南之臣、謂弃疾、請徙子尸於朝、

焉、可以後亡、敬共事君、與二三子、生在敬戒、不在富也、已巳、伯張卒、君子曰、善戒、詩曰、愼爾侯度、用戒不虞、鄭子張其有焉、

【註】詩大雅、侯、維也、義取愼法度戒未然、

足。　祀に共するに足りさへすればよいほどにと云て、餘邑を返上して、○曰　吾が聞をよびたは、亂世に生をたもつには、貴き身分の者が見ごとその貴き位をすてゝ貧しくなりて居れば、民より求めうらむることがない、すれば亡るに後るゝことがでけるほどに、左やうに心得て、敬共とつゝしみて、君と二三の大夫達につかへよとなり、○生　敬といましめとにて生をたもつものなり、富にはよらぬものなりと云おいて卒した、○君　評に、能く子をいましめたとなり、○詩　法度をつゝしみ、不慮なことをいましめよとあるは、鄭の子張がことで有らうとなり、

冬、會于沙隨、復錮欒氏也、

【註】晉知欒盈在齊、故復錮也、

又欒盈をかまうと云會であつた、これは晉で欒盈が齊へ來たと云を知て居るゆゑ、諸侯の中にかくまうと云ふさたがあるとての會なり、

欒盈猶在齊、晏子曰、禍將作矣、齊將伐晉、不可以不懼、

【註】爲明年齊伐晉傳、

欒。　この會があつても、やはり齊侯のしりぞけられぬ、○晏　近々にわざはひが作るで有らう、このわざはひは定めてこの方より晉を伐つであらう、おそれいではならぬとなり、

楚觀起有寵於令尹子南、未益祿而有馬數十乘、

【註】言子南偏寵觀起令富、

觀起が令尹の氣に入て居るゆゑ、○未　祿は多からねども馬は大分ある、是みな子南がよこしまなり、

楚人患之、王將討焉、子南之子

今納欒氏、將安用之、小所以事大、信也、失信不立、君其圖之、弗聽、退告陳文子曰、君人執信、臣人執共、忠信篤敬、上下同之、天之道也、君自弃也、弗能久矣、

【註】爲二十五年、齊弒其君光傳、

今○それに今欒盈をかくまひ玉ひては、何の會命をかもちひ玉ふや、盟は用にたゝぬと云ものなり、○小○小國の大國に事ふると云は、信を守るが本なり、信を失ては立たぬほどに、君とくと御了簡あれと云た、しかれども齊侯の聞入れられぬなり、○退○御前を立去て、文子に語るには、人君たる上では信をまもらねばならず、人の臣としては共を守らねばならぬ、○忠信篤敬の四つは上下ともに一統におこなふことなり、これが天之道なり、君には自らこれを棄て玉ひたれば、久く無難ではあるまいとなり、

九月、鄭公孫黑肱有疾、歸邑于公、

【註】黑肱、子張、

病氣に成て食邑を公へ返上した、

召室老宗人立段、

【註】段、子石、黑肱子、

召○家老や家門を召あつめて、一子の段を家督に立てゝ、

而使黜官薄祭、

【註】黜官、無多受職、

而○家來をしりぞけ役人も減じて祭りも薄くし、

祭以特羊、殷以少牢、

【註】四時祀、以一羊、三年盛祭、以羊豕、殷、盛也、

先祖の祭にも特羊は一ツのひつじを用ひよ、○殷殷は盛祭を云、屹とした祭でも少牢にて羊と豕との二ツを用ひよとなり、

足以共祀、盡歸其餘邑、曰、吾聞之生於亂世、貴而能貧、民無求

無日不惕、豈敢忘職、

【註】惕、懼也、

無○ きやくと致さぬ日はない、何しに職をわすれて不參をいたさうぞ、

大國若安定之、其朝夕在庭、何辱命焉、

【註】言自將往、不須來召、

大○ 貴國にもこれを御勘辨下されて、敝邑を安じさだめて下されなば、○其 仰せなくとも朝夕御庭へ參るてござらう、○何 かやうに命を下されて、召さるには及ばぬことなり、

若不恤其患、而以爲口實、

【註】口實、但有其言而已、

若○ もしこの難義をあはれみて下されず、口さきばかりて仰られて下されなば、

其無乃不堪任命、而翦爲仇讎、

【註】翦、削也、謂見剝削、不堪命則成仇讎、

其○ 命にしたがふにたへずして、追々削られて、のちのちは已ことを得ず仇讎と成るより外はないとなり、

敝邑是懼、其敢忘君命、委諸執事、執事實重圖之、

【註】傳言子產有辭、所以免大國之討、

敝○ 私の國ではこればかりをおそれて居ますれば、此たびの命をば敢てわすれはいたさぬ、○委 君へ打まかせまするほどに、君にもかさねて御考へ下されよと云た、諸國にかやうに云ものはひとりもない子產一人なり、

秋、欒盈自楚適齊、晏平仲言於齊侯曰、商任之會、受命於晉、

【註】受錮欒氏之命、

楚にも居りがたかつたかして齊へ來た、○晏 君には商任之會にて、欒氏をかくまふなと云晉の命をうけ玉ふた、

貳於楚者、子侯石盂、歸而討之、

【註】石盂、石㚟、

○貳　楚へしたがひたいと、二心あるものはかへつて征伐を加へたとなり、

溴梁之明年、

【註】溴梁、在十六年、

○溴　溴梁の會の明年に、

子蟜老矣、公孫夏從寡君、以朝于君、見於嘗酎、

【註】酒之新熟重者爲酎、嘗新飮酒爲嘗酎、

○公　子蟜の後職と成て、主人にしたがつて君へ朝した、○見　翌年新酒の御宴にまた相見いたされた、

與執燔焉、

【註】助祭、

○與　その上祭りにあづかり手傳ひを致された、

閒二年、聞君將靖東夏、

【註】謂二十年、澶淵盟、

○閒　其後二年すぎて君の東をしづめ玉ふとき、

四月、又朝以聽事期、

【註】先澶淵二月往朝、以聽會期、

四月又朝して會し期を承られた、

不朝之閒、無歲不聘、無役不從、以大國政令之無常、國家罷病、不虞荐至、

【註】荐、仍也、

○不　たま〳〵朝せぬ時には、毎年聘使をつかはさぬ年もなく、○無　何れの出陣にも御供致さぬことはない、○以　けれども大國には政令の仰出しにさだまりがない、依之吾が國家もをり〳〵の朝參に困窮して、つかれ病て居る上に、不虞に此ごとく召使が至ては、

なんだとなり、○我。しかれども何とぞして楚には
なれたく存じました、かの四年目の三月、先大夫子蟜
が主人にしたがつて楚へ參たのは、ひまをうかゞひ
に行きたであるとなり、これは口上をとりつくろふ
までなり、

晉於是乎有蕭魚之役、

【註】在十一年、

晉。此時分蕭魚の戰があつて晉楚兵を交へたとなり、

謂我敝邑邇在晉國、譬諸草木、吾臭味也、

【註】晉鄭同姓故、

謂。つら〱考て見れば、我敝邑鄭は晉國に近いのみならず本と同姓なり、草木にたとへて云へば、吾が臭味で同じ味ひの中なり、

而何敢差池、

【註】差池不齊一、

而何。それで居ながら、何しにこのやうにたがひちがひにそげ〱に成ることぞと存ずるをりしも、

楚亦不競、寡君盡其土實、

【註】土地所有、

楚。少し競はぬ體にあつたゆゑ、さらば晉へしたがはふと云て、主人義其土地に有るものを盡して、

重之以宗器、

【註】宗廟禮樂之器、鍾磬之屬、

其うへ宗器までをたづさへて、

以受齊盟、

【註】齊同也、

以。同じ盟ひにくはゝりました、

遂帥羣臣隨于執事、以會歲終、

【註】朝正、

遂。それより羣臣どもを引つれて、執事の下知に隨ひまして、○以。歲終に會して、正月の式に朝したとなり、

當主が位に即れて、

即位八月、

【註】即位年之八月、

その即位いたされた年の八月に、

而我先大夫子駟、從寡君以朝于執事、執事不禮於寡君、

【註】言朝執事謙不敢斥晉侯、

鄭の先大夫子駟が主人に從てその御國へ朝した、○執。その時分に、その御國より主人へはなはだそまつなる御會釋であつた、

寡君懼、因是行也、我二年六月、朝于楚、

【註】因朝晉不見禮生朝楚心、

○寡。依之主人も思召でも有てのことかと氣づかはれて、○因。このときの朝參より止むことを得ず、二年目の六月楚へ朝した、

晉、是以有戲之役、

【註】在九年、

○晉。それで戲の役に及で、晉楚のたゝかひになつた、

楚人猶競、而申禮於敝邑、敝邑欲從執事、而懼爲大尤、曰、晉其謂我不共有禮、是以不敢攜貳於楚、我四年三月、先大夫子蟜、又從寡君以觀釁於楚、

【註】實朝言觀釁飾辭也、言欲往視楚知可去否、

○楚。その後楚は競ひ爭て、禮を敝邑に加て丁寧を盡す故、執事に從ひ度くても、かへりて大に尤められうかとおそれてえつかへぬ、○曰。其國からも楚よりあれほどに禮をつくすものを、楚にそむいて此方へしたがふと云は、不共なことじやと思しめさうかと存じて、○是。それゆゑ楚に離るゝことをえいたさ

立よつたである、○將○　御叔が酒を飲むとて、云ふには、

曰、焉用二聖人一、

【註】武仲多知、時人謂二之聖一、

焉○　聖人と云ものも何の益もない者じやとなり、臧武仲を此時分に人が聖人とゝなへたゆゑに云、

我將レ飲レ酒而已雨行、何以レ聖爲、穆叔聞レ之、曰、不レ可レ使也、而傲二使人一、

【註】言御叔不レ任レ使二四方一、

我○　我等は聖人でなければ、このやうに樂をして酒を飲て居るに、○雨の降るにかやうにして歩き廻らるゝ、何ぞ聖を以ひんや、聖はいやなものとなり、○穆○　あれがやうなものは物の用にたゝぬとなり、○傲○　自分にも使に歩く身で居ながら、使人たるものに向ておごると云は、

國之蠹也、令レ倍二其賦一、

【註】古者家有二國邑一、故以二重賦一爲レ罰、傳言二穆叔能用一レ敎、

國中をそこなふ蟲で用にはたゝぬと云て、その賦役を一倍にして出させた、【注】古○　國中の邑に住居して、城下へ交代してつとめて居たなり、故に邑役は出した、それを重くするは罰を行ふである、

夏、晉人徵二朝于鄭一、

【註】召二鄭使一レ朝、

伯者の威を以て、鄭の國へ朝參せられよと云つかはしたとなり、

鄭人使二少正公孫僑對一、

【註】少正、鄭卿官也、公孫僑、子產、

鄭○　鄭よりは卿の少正に、子產を副使として返答を云はせた、

曰、在二晉先君悼公九年一、我寡君於レ是卽レ位、

【註】魯襄八年、

曰　貴國の先君悼公の卽位成されて九年目に私ども

にして寢て居まするとなり、人なればこそ生しておいたれと云こゝろなり、

【經】二十有二年、春、王正月、公至自會、

【註】無傳、
廟告した、

夏、四月、

秋、七月、辛酉、叔老卒、

【註】無傳、子叔齊子、
魯の卿が卒したなり、

冬、公會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子于沙隨、

解に不及、

公至自會、

【註】無傳、
廟告した、

楚殺其大夫公子追舒、

【註】書名者、寵近小人、貪而多馬、爲國所患、
告文なり、

【傳】二十二年、春、臧武仲如晉、

【註】公頻與晉侯外會、今各將罷還、魯之守卿遣武仲、爲公謝不敏、故不書、
魯より使者に行きたるなり、【注】公。　魯侯にはこの時分は外に在て、折々晉侯にしたがつて會せられて、今面々罷めかへらるゝに及で、魯の留守する卿が武仲を晉へつかはして、魯侯のために不調法手拔などはこざらなんだかと挨拶させた、○故。　魯侯の命ではない故、經にはしるさぬとなり、

雨、過御叔、御叔在其邑、將飮酒、

【註】御叔、魯御邑大夫、
臧武仲が道中にて雨にあふた時しも、この近邊に魯の御叔が食邑が在て、さいはひ御叔は在郷したゆゑ

しとき、拙者めは此二子に先たちて鳴きましたと、なり、先鳴と云は雞が蹴合て鬪ひ勝た方が鳴くものなり、依之克つたと云ことを先鳴と云、唐詩選に先鳴者と云たもこゝが出處である、ときに州綽が平陰で此二人を生捕たことを云たものなり、

莊公爲勇爵、

【註】設爵位以命勇士、

莊公　このときに齊の官位を立てゝ、勇士にこの位をあたへようとあつた、

殖綽郭最欲與焉、

【註】自以爲勇、

殖　二人がこの官に與りたいとねがふた、自分の勇を自負するなり、

州綽曰、東閭之役、臣左驂迫、還於門中、識其枚數、

【註】識門板數、亦在十八年、

州綽　又州綽が抑へて云には、勇氣をくらべて云はゞ、東閭の役に吾左のそへ馬が扉にこすりて、門中をめぐりて居て出なんだ時、鞭を以て板が何枚あると數へて識たとなり、

其可以與於此乎、公曰、子爲晉君也、對曰、臣爲隷新、

【註】言但爲僕隷尚新耳、

其　しかれば吾が勇が勝れたからはこの官が得たいと云た、○公　齊侯のきかれて、その勇氣は勿論なれども、併それはその方が古主晉君への働なれば、吾が方において褒爵はあたへられぬとなり、○對　成ほど私めは御家へ來て僕隷と成たは昨今で新參なれども、

然二子者、譬於禽獸、臣食其肉而寢處其皮矣、

【註】言嘗射得之、

然しながら雄をくらべてみれば、二子の者人なればこそ今存生で居ます、禽獸にして御らんなされい、今時分は拙者がその肉は食して、皮をはいで敷ぶとん

【註】爲二十五年、齊弑光、二十六年、衛弑剽傳、

意。それに引かへ禮におこたり、不敬なと云ものは、政事を失ふ元なり、政をうしなへばこれから亂るゝ、いま不敬なれば定めてみだるゝであらうとなり、

知起中行喜州綽邢蒯出奔齊、

【註】四子、晉大夫、

齊へ立退た、

皆欒氏之黨也、樂王鮒謂范宣子曰、盍反州綽邢蒯、勇士也、宣子曰、彼欒氏之勇也、余何獲焉、

【註】言不爲己用、

宣。是らは皆欒盈が徒黨の者也、○樂王。兩人はなせ呼返されぬぞ、あれは勇士で殘念な者ども也と云た、○宣。否やあれは欒氏の者なれば、盈がためには勇者でも有らうが、余がためにならぬと也、

王鮒曰、子爲彼欒氏、乃亦子之勇也、

【註】言子待之如欒氏、亦爲子用也、

王。それは惡い合點である、足下がやはりよび返して、欒盈が彼等を會釋したごとくにして、直に欒氏に成てあひしらはるれば、直に足下の勇者と成て用に立ませうと云たと也、

齊莊公、朝、指殖綽郭最曰是寡人之雄也、州綽曰、君以爲雄、誰敢不雄、然臣不敏、平陰之役、先二子鳴、

【註】十八年、晉伐齊及平陰、州綽獲殖綽郭最、故自比於雞鬪勝而先鳴、

齊侯の朝廷に於て、晉を立のいたる州綽にむかふて兩人を指さしをしへて、あれら二人は吾がために雄壯な能い武士じやと申された、○州綽。州綽がこたへて云には、御前より彼らを雄とゆるさせ玉ふうへは誰か否と申さう、成ほど雄士でござらう、○然。然しながら、おそれながらわたくし不調法にはござれども、先年私故主と君と平陰においてたゝかひ玉ひ

王曰○○勅詔に、先だつて晉で罪もなき彼を逐失なふたことをよからぬことゝ、此方にて晉の仕方のあしきをとがめながら、今又この方でかれを難義させては尤めに效ふと云ものなり、これは又はなはだしい仕方ではあるまいか、これは僉議を遂げてつかはせとあつて、

使司徒禁掠欒氏者、歸所取焉、使候出諸轘轅、

【註】候、送迎賓客之官也、轘轅關、在緱氏縣東南、

使○司徒の官に仰付られて、欒盈を掠め剝ぎたる者どもを僉議なされて、うばひ取たる品々の物を盈にかへして、候人の役を付けて、郊甸の內を送らせて、轘轅關と云關處より出してやり玉ふたなり、

冬、曹武公來朝、始見也、

【註】即位三年、始來見公、

あの方の繼目にて魯へ朝せられた、

會於商任、錮欒氏也、

【註】禁錮欒盈、使諸侯不得受、

經にある諸侯が商任にて會したとなり、欒盈を錮すと云は、此方で云奉公をかまふと云ことなり、同盟の内にてはかくまうまいと盟た、【注】禁○禁錮は重く繫なりと云字註なり、これは後漢有黨錮謂塞其仕進之路也とある、此說がよい、

齊侯衛侯不敬、叔向曰、二君者必不免、會朝、禮之經也、禮、政之輿也、

【註】政須禮而行、

上の會席に於て、二侯が至て不敬に有たを、叔向が見て、此二君は罪に免れぬで有らう、すべて會するの朝するのと云は禮の經で、法とするところである、禮と云は政事をのする輿なり、

政身之守也、

【註】政存則身安、

禮に政事がそなはれば身を守る本が定まりて安い、

怠禮失政、失政不立、是以亂也、

惠焉、

【註】輸力謂輔相晉國、以翼戴天子、

昔○むかしわたくしの祖父陪臣欒書義は、折々王の御用をもつとめ、力を王室にいたし盡して、出精を仕つり、天子よりも在がたい御恩惠を蒙り、天子を翼み戴きましたとなり、

其子黶不能保任其父之勞、大君若不弃書之力、亡臣猶有所逃、

【註】大君、謂天王、

其○しかるにその子欒黶義は、その父がごとき才智もなく、父のつとめおきました功勞のあとをも、得たもちませなんだ、○大君○しかるところを若し大君にも、祖父の書が精力を盡したを棄てさせ玉はぬものならば、○亡○臣はにぐる臣と云、自分を云、○己　私も御免にあづからうかとなり、

若弃書之力、而思黶之罪、臣戮餘也、

【註】罪戮之餘、

若○若又祖父が功を棄させ玉ひて、たゞ愚父が罪を思召すに於ては、臣義も戮に逢ふべき者のもれましたのでござる、

將歸死於尉氏、

【註】尉氏、討姦之官、

將○此上は賊徒奉行の手にわたりて切られませうと存ずる、

不敢還矣、敢布四體、唯大君命焉、

【註】布四體、言無所隱、

不○恐れ多いことなればこの處を去らず、○敢○憚りながら四體を指上る上は、○唯　思召の儘にころさせ玉へ、參るさきはござらぬと云こと、

王曰、尤而效之、其又甚焉、

【註】尤晉逐盈、而自掠之、是效尤、

もさほどまでに諫むることなれば、此上は是非におよばぬ、これまでとても、○余　彼を妬でをしみたるではないと云て、○使　寢間の伽させた、その後叔虎を生んだとなり、○美　果して此男が美にして勇力もあつて、欒盈が氣に入たゆゑに、今度一味につながれて一族まで難におよびたとなり、

欒盈過於周、周西鄙掠之、

【註】劫掠財物、

母の讒ゆゑに國を出で、さまよひ歩いて、周の御畿内を通行したれば、周の西ゐなかの者どもが落人と見て、追剝をして所持の物をかすめ取たである、

辭於行人、

【註】王行人也、

辭　欒盈もこれでは路銀もなくてなんぎゆゑ、天子の都へ訴訟に出て、行人の舍へ來て云には、

曰、天子陪臣盈、

【註】諸侯之臣、稱於天子曰陪臣、

天子　晉侯の臣なれば天子の陪臣なり、自分の名を名乘て、

得罪於王之守臣、

【註】范宣子爲王所命、故曰守臣、

私義罪を王の守臣范氏に得まして、

將逃罪、罪重於郊甸、

【註】重得罪於郊甸、謂爲郊甸所侵掠也、郭外曰郊、郊外曰甸、

將　罪をのがれ避けようと存じて御領をとほります る所に、思ひの外郊甸の洛外の地の人々にも、罪を得ましたとなり、これは賊に合たをなり、よく云のぶる也、范氏を守臣と云たは、正卿と云ものは王より命せらるゝ者故なり、爰の郊甸とは洛外の地を云、

無所伏竄、敢布其死、

【註】布、陳也、

無　此仕合では何方にてもよりかくるゝところはござらぬゆゑ、○敢　おそれながら御仕置を受に出ました、

昔陪臣書、能輸力於王室、王施

叔向亦不告免焉而朝、

【註】不告謝之、明不爲己、

叔○　是もゆるして下されてかたじけない、御影でたすかりたとも云はずに朝したとなり、

初叔向之母妬、叔虎之母美、而不使、

【註】不使見叔向父、

初○　嫉妬の心ふかい人であつた、叔虎を生だ母が美に在たゆゑ、初めのほどは叔向が父へ不使は見えさせなんだ、

其子皆諫其母、其母曰、深山大澤、實生龍蛇、

【註】言非常之地、多生非常之物、

其○　叔向などがおとなしからぬことなりと云て、其母をいさめた、○其母　我は一圖に妬むばかりではない、およそ格別の深い山や、大きなる澤の中にはかならず龍や蛇の畏ろしい物が生ずると也、

彼美、余懼其生龍蛇以禍女、女、敝族也、

【註】敝、衰壞也、龍蛇、喩奇怪、

彼○　彼が貌の格別美しいゆゑ、もし不仁なる子の龍蛇のやうなものでも生出して、後々その方どもが身の禍に成らうかときづかひなゆゑなり、○女　殊にその方などは時に威權のない敝族なり、

國多大寵、

【註】六卿專權、

國中には大寵の權門の衆が多い、

不仁人間之、不亦難乎、余何愛焉、使往視寢、生叔虎、美而有勇力、欒懷子嬖之、故羊舌氏之族及於難、

不○　それに不仁のものなどが是にまじはりたらば、なんとむづかしくなるではないか、されどもさほど

弟の故を以て、現在その身をもゆるさずころすと云ふはいかなることぞ、

以弃社稷、不亦惑乎、鯀殛而禹興、

【註】言不以父罪廢其子、かゝる賢者を失なふは社稷の固めをすつると云ものなり、これはあまりなまどひではあるまいか、○鯀夏の禹王の父は罪あつたれども、禹をば棄て玉はず、

伊尹放太甲、而相之、卒無怨色、

【註】太甲、湯孫也、荒淫失度、伊尹放之桐宮、三年、改悔而復之、而無恨心、言不以一怨妨大德、伊一度は放れても、あやまちをあらためてこれを相として、太甲も怨る色はなかりしなり、

管蔡爲戮、周公右王、

【註】言兄弟罪不相及、管周公の兄弟で謀叛して戮せられても、兄弟の故を以て周公を罪し玉ふことはないゆゑ、王の佐とし玉ひた、

若之何其以虎也弃社稷、子爲善、誰敢不勉、多殺何爲、宣子說、與之乘以言諸公而免之、

【註】共載入見公、若況や虎が罪あるとて、國の益になる叔向を棄るは國を棄るなり、さうしたことは有まじきことなり、○子足下が善をさるゝならば下にあるものたれか善を爲すまいや、人々勉るであらう、多の人をころして何に成らうぞと云たとなり、○宣諫をよく容るゝ人で、この云分を感じて、尤と云てすぐさま同車にのり、出仕して、此よしを晉侯へ云て免させたとなり、先に叔向が云たとほり也、

不見叔向而歸、

【註】言爲國非私叔向也、不御免のねがひがすんだとき、此人は叔向に逢はずにかへられた、これは叔向を思ふて救ふたではない、國のためを思ふたゆゑにいさめたればなり、

【註】言叔向篤親親、必與叔虎同謀、

晉侯　或時晉侯が出頭の欒王鮒に、叔向が罪の有無をたづねられたれば、こたへて云には、叔向はその親族を棄てぬ者なれば、弟の叔虎と同心したでござらう、しかれば罪は有ると云た、叔向の不あしらひに腹を立て歸りて讒言したなり、

於是祁奚老矣、

【註】老去公族大夫、

於　此時分祁大夫は隱居して、食邑へ引退て居られた、

聞之、乘馹而見宣子、曰、詩曰、惠我無疆、子孫保之、

【註】詩、周頌也、言文武有惠訓之德、加於百姓、故子孫保賴之、

聞　今度のさわぎを聞て、馹は續馬なり、驛傳遞馬とて宿つぎの早馬なり、それに乘て晉の城下へきたり、范宣子に逢て云はるゝには、○詩　これは文武の惠訓の德が百姓に加りて、我を惠み玉ふことかぎりなくて、子孫まで保之と云てあるとなり、

書曰、聖有謨勳、明徵定保、

【註】逸書、謨、謀也、勳、功也、言聖哲有謀功者、當明信定安之、

書　聖哲にして謀功あるものをば明かに信じて、さだめ安んずと云てあるとなり、

夫謀而鮮過、惠訓不倦者、叔向有焉、

【註】謀鮮過、有謨勳也、惠訓不倦、惠我無疆也、

夫　謀はあつて過のすくないと、惠訓有て倦まぬと云德は、叔向にあるとなり、

社稷之固也、猶將十世宥之、以勸能者、今壹不免其身、

【註】壹、以弟故、

社　かれがごとき人は國の固めとなることなれば十代までをも少々の失は御宥免のあるやうにして、宥之能者を勸めんとするこそ本意なれ、それに引かへ

【註】其言皆得行、

室。叔向が家老が聞て云には、今樂王鮒は君に出頭をいたす人なれば、何でもあの人の君へ言上することの行はれぬと云ことはござらぬ、

求赦吾子、吾子不許、

【註】謂不應出不拜、

求。殊におまへをすくふてやらうと云はるゝを御許容なく、辱いとも云たまはず、歸らるゝ時に會釋もしたまはぬと云はいかなる思召ぞ、

祁大夫所不能也、

【註】不能動君、

祁大夫などの手際に及ぶことでは有まい、

而曰必由之、何也、叔向曰、樂王鮒、從君者也、何能行、祁大夫、外擧不弃讎、內擧不失親、其獨遺我乎、詩曰、有覺德行、四國順之、

【註】詩、大雅、言德行直則天下順之、

それにかならず此人に由てたすからう、などゝの玉ふはどうしたことであるぞ、○叔。さうではない、あの樂王鮒は君の御意まかせにして出頭するものにて君の心にさかふをもかへりみず、諫を申すほどのことはえせぬ者なり、然ればたとひ君へ申上ても、否とあればもはや君に爭ふことはかなはぬ、○祁。祁大夫と云人は正直にして私のない人ゆゑ、外擧とて他人を吹擧するに、自分の讎でも君のために成るものは棄てず、內の親類向で人を推擧するにも、至て親い者をも失はれぬ人なり、此は人が最負のやうに思はうかとて、通例の人はえせぬことなり、しかれば吾一人を棄ておかれはせまいとなり、○詩曰。正直なる德行ある人には、四方の國々皆順之とある、

夫子覺者也、

【註】覺較然正直、

此祁夫子は正直なる人なれば、たのもしく思ふと云はれた、

晉侯問叔向之罪於樂王鮒、對曰、不弃其親、其有焉、

【註】籍偃、上軍司馬、

四。三人は召捕たである、

人謂叔向曰、子離於罪、其爲不知乎、

【註】譏其受囚而不能去、

人。足下はなぜ逃ずに難にあはるゝぞ、それは不知ではないかと云た、

叔向曰、與其死亡若何、

【註】言雖囚何若於死亡、

叔。捕れても元より罪はない拙者なれば、少しもこゝろつかひはない、すれば死だり又はにげはしるよりよいと存じて居ると也、

詩曰、優哉游哉、聊以卒歳、知也、

【註】詩、小雅、言君子優游於衰世、所以辟害卒其壽、是亦知也、

詩。衰世に合ては游々として害を辟て、一生ををはるも又知じやとなり、

樂王鮒見叔向曰、吾爲子請、叔向弗應、出不拜、

【註】樂王鮒、晉大夫、樂桓子、

樂。吾がとりなしを以て、足下の免さるゝやうにねがふて進ぜませうと云た、○叔。兎角の返答をせなんだ、出て來るときに辭義もせなんだ、

其人皆咎叔向、叔向曰、必祁大夫、

【註】祁大夫、祁奚也、食邑於祁、因以爲氏、祁縣、今屬大原、

其。從者が樂王鮒のよいやうに願てやらうと云のに返答もなく、かへらるゝときに禮もなされぬは、如何いたしたことでござるぞと云た、○叔。否や吾がゆるさるゝやうにしてくれる人は、かならず彼祁大夫で有らうとなり、

室老聞之、曰、樂王鮒言於君、無不行、

【註】言宣子專政、盈欲以死作難、

吾。また吾が父が死なれて、范氏は益富るゝ、是則ち吾が父は死なれたればよいはと云て、自分獨り國を專にするゆゑ富むとなり、○有。すれば吾たとひ死するとも、かれに從ふことはせぬと云て憤つてをります、

其謀如是、懼害於主、吾不敢不言、范鞅爲之徵、

【註】證其有此、

其。せがれがはかりことはこのとほりなれば、わたくしは唯御前の害に遇ひ玉はふかと氣づかひに存じまする、吾親さまのことなれば、御知らせ申さずにはおかれぬゆゑ申すと云た、○范。范宣子がためには孫のことなれば、よもやとおもひて范鞅が色々と云たてゝ、徵は證據人になつたとなり、

懷子好施、士多歸之、宣子畏其多士也、信之、懷子爲下卿、

【註】下軍佐、

懷。さてこの欒盈は人の善いものなれば、人にほどこすことが好きゆゑ、士が大分おもひ付て居たなり、○宣。是はおもひ立があるぞと心得て、二人のことばを信用するやうになつたと也、きのどくなものなり、○懷。盈は官が下軍の佐なれば、

宣子使城著、而遂逐之、

【註】著、晉邑、在外易逐、

宣子が命じて著と云處の城普請の奉行として出しておいて、直に追放した、

秋、欒盈出奔楚、宣子殺箕遺黃淵嘉父司空靖邴豫董叔邴師申書羊舌虎叔羆、

【註】十子、皆晉大夫、欒盈之黨也、羊舌虎、叔向弟、

秋。楚へ立のいて往たなり、○宣。十人の大夫どもをころした、

囚伯華叔向籍偃、

故與欒盈爲公族大夫、而不相能、桓子卒、欒祁與其老州賓通、

【註】欒祁、桓子妻、范宣子女、盈之母也、范氏、堯後祁姓、

故。それでそのゝち盈と同役なれども中が惡かつた○桓。ときに盈が父の桓子は卒した、○桓。桓子の後家が手前の家老の州賓と云男と密通した、

幾亡室矣、

【註】言亂甚、

幾。家がみだれてやがて亡びさうに成た、

懷子患之、祁懼其討也、愬諸宣子曰、盈將爲亂、以范氏爲死桓主而專政矣、

【註】桓主、欒黶、

懷。子の身に成てはめいわくで、常々是をうれひにおもひたとなり、○祁。御袋が これは僉議するで有らうと氣づかふて、○愬。後家が自分の父へ讒をかまへた、是實子なれども色情に至ては、女は此の如きあさましきものなり、宣子へ云には、せがれ盈は亂を爲すくはたてを いたすとなり、○以。其主意は御前のことを內々云には、范氏は我が父桓主が死なれたと思て、政をこゝろ一杯にいたさるゝと申し、

曰、吾父逐鞅也、不怒而以寵報之、

【註】謂宣子不爲黶責怒鞅、而反與鞅寵位、

曰。又一には吾が父が范鞅を逐出しておかれたものを、不責して呼びかへして、かへつて寵位をくはへ、公族としてあてつけたとなり、是遺恨であると申し、

又與吾同官而專之、

【註】同爲公族大夫、而鞅專其權勢、

又。又一つには此鞅も吾とは同役で在りながら、己れひとり權威にほこると申し、

吾父死而益富、死吾父而專於國、有死而已、吾蔑從之矣、

【註】弱政教微而貴臣强、
叔○ これはむづかしからう、今當國には寵祿を得たる歴々が多くて、王の威がよはく政令がおこなはれぬ、

國不可爲也、遂以疾辭、方暑、闕地下冰而牀焉、重繭衣裘、鮮食而寢、

【註】繭、緜衣、
國○ 國がをさまるまいと云た、そこで遂に病氣と稱して辭して出なんだ、○方○ しかれども一體無病で虛病なれば見分を作るなり、夏のことなれば暑のつよいに、居間の下を堀て氷をとりて來り、寢床の下にしきつめて身を冷し、○重○ 眞綿をかさねて冬のごとく大綿入を衣、またやせるために食物をすくなく食て寢て居たとなり、

楚子使醫視之、復曰、瘠則甚矣、

【註】瘠、瘦也、
楚子○ 楚王の典藥寮に命じて樣體を見せられた、○復曰○ 此醫者上手にて楚王へ復命して云には、大分やせやうは甚しくござりますれども、

而血氣未動、

【註】言無疾、
血氣にはすこしもわるいことがみえませぬと云た、

乃使子南爲令尹、

【註】子南、公子追舒也、爲二十二年、殺追舒傳、
乃○ 楚王の子南を令尹とせらたなり、

欒桓子娶於范宣子、生懷子、

【註】桓子、欒黶、懷子、盈也、
晉の欒桓子が妻は范宣子が女であつた、此腹に欒盈が生れたとなり、

范鞅以其亡也、怨欒氏、

【註】十四年、欒黶彊逐范鞅、使奔秦、
范鞅○ 欒黶が自身のがつよいまゝに、無理を云て己が弟の敵なりとて、先年范鞅を出奔させた、これに依て范鞅は欒氏一族には遺恨がある、

惟帝此功業を念ひ玉へばおもひのまゝに成ると云てある、

將謂由己壹也、信由己壹、而後功可念也、

【註】言非但意念而已、當須信己誠至、

このこゝろは、信のみちを己が一に由りて行なふと云ことなり、されば信のみちが己が一に合體して、さうして、のちに功を思ふがよいとこたへた、念ふばかりでなく、こゝろも信にせよと云ことである、

庶其非卿也、以地來、雖賤必書、重地也、

【註】重地、故書其人、其人書則惡名彰、以懲不義、

庶○本文に名が書てある、卿のほかには名はかゝぬ法なるに名を書たは地を重じて、屹とたれが地を以て來たと、罪人をあらはすためであるなり、

齊侯使慶佐爲大夫、

【註】慶佐、崔杼黨、

自分を內々で召入れてくれた一族ゆゑ取立られた、

復討公子牙之黨、執公子買于句瀆之丘、公子鉏來奔、叔孫還奔燕、

【註】三子、齊公族、言莊公斥逐親戚、以成崔慶之勢、終有弑殺之禍、

復○殘黨をとがめて、○執○一人は捕はれと成る、鉏はにげて魯へきたる、還は燕へ立のいた、【注】一族を此のごとくに逐て、崔氏慶氏などの勢をつよくせられたゆゑ、つひには大きなわざはひが出來た、

夏、楚子庚卒、楚子使薳子馮爲令尹、訪於申叔豫、

【註】叔豫、叔時孫、

令尹の子庚があと職には、薳子馮と云ものを命じて令尹にせられたれば、薳子馮が申叔豫へ相談をした、

叔豫曰、國多寵而王弱、

而後可以治人、夫上之所爲、民之歸也、上所不爲、而民或爲之、是以加刑罰焉、而莫敢不懲、若上之所爲、而民亦爲之、乃其所也、又可禁乎、夏書曰、念茲在茲、

【註】逸書也、茲、此也、謂行此事、當念使可施之於此、

さうしてのちに人をさむるものとなり、○夫。上たる人の爲ることは、みな下民の歸するところじやとなり、まことに上をまなぶ下なり、○上。上にも爲ぬことを下にも爲るなと觸れて、それををかして民が爲ることとあれば、そのときには屹と刑罰をくはへることとなり、さうすれば人々おそれてこりぬものはない、○若。もし上に好でするることを、下もまたそれを見まねてすることとは、そのはずのことであるなり、○又。それが何として禁ぜらるゝものぞとなり、○夏。斯させうとおもふことは、先づ我身に先へして見せるがよいなり、【注】逸。逸書ではない今はある、

釋茲在茲、

【註】釋、除也、謂欲有所治除於人、亦當顧己得無亦有之、

これをしりぞけ止させようとおもはゞ、先づ吾身にはないかとかへりみるとなり、

名言茲在茲、

【註】名此事、言此事、亦皆當令可施於此、

名。何ぞかく名を呼ばせたい、これはかく言せたいとおもふときには、先づこの方で施し言るゝやうに、名づけらるゝやうにするがよいと云こと、

允出茲在茲、

【註】允、信也、信出於此、則善亦在此、

允。信をこの方より出してしめすと、則ち出てきたるとなり、

惟帝念功、

【註】言帝念功則功成也、

以てあしらはるゝではないか、それに何を以て吾がうちの盜が止めらるゝもので有らう、

子爲正卿、而來外盜、使紇去之、將何以能、庶其竊邑於邾以來、子以姬氏妻之、而與之邑、

【註】使食漆閭丘、

子。殊に足下は正卿の身で、外の盜を引こんで居て、○使。拙者には精を出して內の盜を去れと云はれても、どうして拙者が力で成るもので有らう、○庶。そのわけは、今度邾より來た庶其と云ものは、邾の邑を竊で來た大ぬすびとでござる、それを足下はひきうける而已ならず、姬氏を以て妻あはせ、そのうへに知行處まであたへられ、

其從者皆有賜焉、若大盜禮焉、以君之姑姊與其大邑、其次皁牧輿馬、

【註】給其賤役、從皁至牧、凡八等之人、

其。それにまた其從て來たものまで、みな下され物があつた、かの大ぬすびとを禮するには、君の姑の姊のと云人を妻とし大邑をあたへ、其れに續いては、○皁牧。下々の召仕小者まで附けてやり、車馬のと云もあるまいとてあたへ、

其小者衣裳劍帶、是賞盜也、賞而去之、其或難焉、紇也聞之、在上位者、洒濯其心、壹以待人、軌度其信、可明徵也、

【註】徵、驗也、

其。小間小間した物では衣裳もあるまい、刀もあるまい、帶び物のと氣をつけておくらるゝ、之は盜人を賞美いたさるゝと見えた、○賞。自身には賞めおいて、拙者には又去れと云渡されては、其或難し、どうも去るべきやうがない、○紇。拙者が承り及だは、民の上位にある人は自分のこゝろをきよくあらひすゝいで、一心に淸して人を待つものとなり、その信に軌り度りて、明にしるしと成るやうに潔白にあつて、

謝にゆかれたなり、

邾庶其以漆閭丘來奔、

【註】庶其、邾大夫、

これは邾の大夫なるが、國にて君にそむいて知行所の人をひきつれて、魯へ抱て下されと云て駈込だ、

季武子以公姑姊妻之、

【註】計公年、不得有未嫁姑姊、蓋寡者二人、

季。一家老が引うけて、魯侯の方にかゝり人のむすめ子が二人あつたをかれに妻として魯にかゝへた、

皆有賜於其從者、於是魯多盗、

季孫謂臧武仲曰、子盍詰盗、

【註】詰、治也、

皆。したがふて來たものどもにまで、それ／＼に下され物があつたとなり、○於。折しもこの時分魯國にぬすびとが多く徘徊して、さわがしかつたなり、○季。臧武仲が司寇の官で受とりのことなれば、なぜきびしく僉議をいたされぬぞと云た、

武仲曰、不可詰也、紇又不能、季孫曰我有四封、而詰其盗、何故不可、子爲司寇、將盗是務去、若之何不能、武仲曰、子召外盗而大禮焉、何以止吾盗、

【註】吾謂國中、

武。返答に、この僉議は成りますまい、○紇。私は先づ得致さぬと云た、○季。季孫が武仲をきめるである、なぜ、僉議が成らぬぞ、先づ吾がこの國中に四方の境があることなれば、その境内までを僉議して捕ゆるに、成らぬと云ことは有りさうもないものなり、左して僉議するに、何ゆゑに成らぬと云はるゝぞとなり、○子。足下も司寇の官にてその主役なれば、盗のことを精出してつとめて、去らうとせられさうなとじやに、何とてよそ／＼しく不能などゝ云て居らるゝぞ、左樣なことでは役義がすみますまいと云た、○武。答に、その元には外との盗を召んで、屹と禮を

晉、
晉へ朝せられた、

邾庶其以漆閭丘來奔、

【註】二邑在高平南平陽縣東北有漆郷西北有顯閭亭以邑出爲叛適魯而言來奔内外之辭

魯へ駈込だとなり、【注】二 内外のことばと云は、これは、内なる邾の方にていへばそむくと云ものなれど、外なる魯よりは叛くと云におよばぬとなり、

夏、公至自晉、

【註】無傳、
廟告した、

秋、晉欒盈出奔楚、

【註】盈不能防閑其母以取奔亡稱名罪之、
告文なり、【注】盈 母の不埒をふせぎ用心することがならずして、國出をするやうになつたのは自分のつみなり、

九月、庚戌、朔、日有食之、

【註】無傳、
解に不及、

冬、十月、庚辰、朔、日有食之、

【註】無傳、

曹伯來朝、

魯へ來朝せられた、

公會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子于商任、

【註】商任、地闕、
【注】この地名は杜預のころにはもはやしれなんだとなり、

【傳】二十一年、春、公如晉、拜師及取邾田也、

【註】謝十八年伐齊之師、漷水之田、
前に齊を伐てもらふたと、邾の竟を立てもらふたる

基、邦家之光、喩武子奉使能爲國光暉、
公。魯侯の賦せられた、南山有臺の詩には、國の基、國家の光と云ことがある、季氏が使の仕方がよくて、國家の光を得たとよろこびて賦せられた、

武子去所曰、臣不堪也、

【註】去所、辟席、

武。君の御前を去て、臣などが何として御ほめの御詞にあたりませうぞと云た、

衞甯惠子疾、召悼子、

【註】悼子、甯喜、

末期に及で、吾が子の悼子を枕元へ召て、

曰、吾得罪於君、悔而無及也、名藏在諸侯之策、曰、孫林父甯殖出其君、君入則掩之、

【註】掩惡名、

云には、吾つみを君に得て君を逐た、不埒をいま後悔すれども詮がない、○名。それで惡名が國々へ告げ知されて、諸侯の記錄にしるして藏めて有る、○曰。其策の文言には、孫林父甯殖出其君としてある、○君。しかれどもいま君さへ國へ入るれば、少しは惡名も掩ひかくさるゝで有らう、

若能掩之、則吾子也、若不能、猶有鬼神、吾有餒而已、不來食矣、

【註】餒、餓也、

若。吾は今日死する身なれば、此上其方が力にて我が惡名を藏してくれるならば、眞にあつぱれ吾が子なり、若しそれを掩てくれぬならば親子ではない、さて鬼神と云はいよ／＼有るかないかは知らねども、もし有るならば我も鬼となるであらう、この遺言をわすれて君をえ入れずば、我はいかに飢ても其方が祭りをうけまいと遺言した、

悼子許諾、惠子遂卒、

【註】爲二十六年、衞侯歸傳、

悼。畏りましたと受合ひたれば父は卒したなり、

【經】二十有一年、春王正月、公如

したくおもひて、その君に對して暴虐をし、蔑如にして、親族までを去る、かれがこのゝち五年のうちに滅亡せでは、天道はないと云ものであると云て出たとなり、

齊子初聘于齊、禮也、

【註】齊魯有怨、朝聘禮絶、今始復通、故曰初、繼好息民、故曰禮、

魯が齊と和した、久々中絶して居たよしみが又始りたと云こと、やはらぐを以て禮と云なり、

冬、季武子如宋、報向戌之聘也、

【註】向戌聘、在十五年、

これは返禮に往たである、

褚師段逆之、以受享、

【註】段、共公子、子石也、逆以入國、受享禮、

褚。これは宋の會釋が丁寧で、城下まで迎ひに出て案内をして城に入たなり、

賦常棣之七章以卒、

【註】武子賦也、七章以卒、盡八章、取其妻子好合、如鼓瑟琴、宜爾室家、樂爾妻孥、言二國好合、宜其室家、相親如兄弟、

賦。魯の季氏が宋へのあいさつに、常棣の詩の七章より八章の卒り迄を賦した、これは兄弟のごとくに昵くせんと云の意なり、

宋人重賄之、歸復命、公享之、賦魚麗之卒章、

【註】魚麗、詩小雅、卒章曰、物其有矣、維其時矣、喩聘宋得其時、

宋人。種々進物を出したとなり、○歸。季氏が魯へ歸て返事を申上て宋國にての樣子を言上した、○公。魯侯のよろこびて享應を下された、そのとき季武子が魚麗卒の章を賦した、これは何でもものありて、そのときを得ると云てある、宋へつかひを遣はされたことの時を得たをほめたる意なり、

公賦南山有臺、

【註】南山有臺、詩小雅、取其樂只君子、邦家之

晉不可弃、且兄弟也、畏楚、不能行而卒、

【註】宣十七年、文侯卒、

晉は棄てられぬ國なり、そのうへ元祖をたづぬれば兄弟の國なれば、かたぐ晉へよしみをむすぶがよいと云はれたれども、下心には楚をおそれて居られたゆゑに、行ひ果すことあたはずして卒せられた、

楚人使蔡無常、

【註】徵發無準、

楚。その以後楚人が蔡を使ふとは折々さまぐの軍役等をつとめさすることなり、それが常なくひどいなり、

公子燮求從先君以利蔡、不能而死、書曰、蔡殺其大夫公子燮、言不與民同欲也、

【註】罪其違衆、

公。それで家老の身としては氣の毒におもひて、先殿の思召をしたふて、蔡の國の利潤にせうとおもひて、楚をはなれようとしたれども、國中が同心せずして殺された、○書　經に國討の文にしるされたのは、君のためではありたれども、家中が合點せねば是非がない、これ民と欲する處をおなしくせぬゆゑなり、

陳侯之弟黄出奔楚、言非其罪也、

【註】稱弟、罪陳侯及二慶、

陳。これは經に弟と書たは譏者のつみで、この人に罪のないと云ことをしめした、

公子黄將出奔、呼於國曰、慶氏無道、求專陳國、暴蔑其君、而去其親、五年不滅、是無天也、

【註】爲二十三年、陳殺二慶傳、

公。國を出らるゝときに、大聲をして呼で云はるゝには、慶氏が無道をはたらいて陳國をこゝろまゝに

蔡公子燮欲以蔡之晉、蔡人殺之、公子履、其母弟也、故出奔楚、

【註】背楚、

蔡は楚の屬國であれども、卿の公子燮は晉の屬國とせんとした、しかれば楚とは敵に成るつもりなり、

【註】與兄同謀故、

○蔡　一家中はそれをいやにおもふたゆゑころした、

○公　燮と兄弟なれば蔡に居りがたくて、楚へしりぞいたなり、

陳慶虎慶寅畏公子黃之偪、

【註】二慶、陳卿、恐黃偪奪其政、

○陳　兩人とも陳の卿で、陳には君の弟に公子黃と云人がある、これが國政をもつぱらにしては、己れらは偪らるゝゆゑ、讒をたくんで追去らんとて、

愬諸楚曰、與蔡司馬同謀、

【註】同欲之晉、

○愬　此方の公子黃も司馬公子燮としめし合て、晉へしたがはうとたくみましたと云た、

楚人以爲討、

【註】討責陳、

○楚人　さらばと云て糺問したゆゑに、

公子黃出奔楚、

【註】奔楚自理、

○楚へ出奔した、これは自分につみのないと云わけ合を說くつもりである、

初蔡文侯欲事晉、曰、先君與於踐土之盟、

【註】先君、文侯父莊侯甲午也、踐土盟在僖二十八年、

○初　この以前文侯の代に、晉へ屬さうとおもはれて云はるゝには、吾が先君莊侯の晉へしたがうおぼしめしにて、踐土の盟に列ておかれたるよしみがあるからは、

傳にてすむなり、

蔡殺其大夫公子燮、

【註】莊公子、

告文なり、

蔡公子履出奔楚、

【註】燮母弟也、

陳侯之弟黃出奔楚、

【註】稱弟、明無罪也、

皆告文なり、

叔老如齊、

魯よりの聘使なり、

冬、十月、丙辰、朔、日有食之、

【註】無傳、

季孫宿如宋、

【傳】二十年、春、及莒平、孟莊子會、

莒人盟于向、督揚之盟故也、

【註】莒數伐魯、前年、諸侯盟督揚、以和解之、故二國自復共盟、結其好、

督揚にて莒魯のあつかひがすんで、和睦したゆゑ又盟ふたである、

夏盟于澶淵、齊成故也、

【註】齊與晉平、

齊が晉へ服したゆゑこの會盟があつたなり、

邾人驟至、以諸侯之事、弗能報也、

【註】驟、數也、謂十五年、十七年伐魯、

近年邾よりをり〳〵魯國を攻めに來たけれども、魯も諸侯の會へ出でゝ取合ふ隙が無かつた、

秋、孟莊子伐邾以報之、

【註】既盟而又伐之、非、

因てこの秋返報に伐た、されども盟てから伐つはむりなり、

叔。何しに如在を存ぜうや、承知したと云た、

穆叔歸曰、齊猶未也、不可以不懼、乃城武城、

穆。齊はまだあの分ではおくまい、どうでも一度は魯をせめるであらう、隨分氣づかひして用心するがよいと云て、又武城に城いた、

衞石共子卒、

【註】石買、

親の死だに、

悼子不哀、

【註】買之子石惡、

子がすこしもかなしまぬに因て、

孔成子曰、是謂蹷其本、

【註】蹷、猶拔也、

孔成子が本がぬけたからは、

必不有其宗、

【註】爲二十八年石惡出奔傳、

枝葉の一家一門は有つまいと云た、

【經】二十年、春、王正月、辛亥、仲孫速會莒人盟于向、

【註】向、莒邑、

魯より出會した、

夏、六月、庚申、公會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子、盟于澶淵、

【註】澶淵、在頓丘縣南、今名繁汙、此衞地、又近戚田、

衞の領分で會盟した、

秋、公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

仲孫速帥師伐邾、

以てつげた、○揖○　齊侯の實を云を以て、不便におもはれて、たすけたく思はれたれども、夙沙衛討死の覺悟にて居るゆゑ又城へ上つた、

聞師將傳食高唐人殖綽工僂會、夜縋納師、

【註】因其會食二子、齊大夫、

聞○　齊の人數がよせ至ると云に及で、高唐城中の人に酒食をまうけて、わかれの酒宴をしたなり、○殖○　二人は古き傍輩ゆゑ、これも會席に招いた、その夜に至て縋は城中より細引をさげて人數を引込でことごとく攻おとし、

醢衛于軍、

衛が肉を寸々に切てしゝびしほにし、諸人へのみせしめにしたなり、

城西郛、懼齊也、

【註】前年與晉伐齊、又鑄其器爲鐘、故懼、

魯に城をきづいたは、齊人が攻よせて來ようかとおそるゝゆゑであつた、これは先達て晉と共に齊をうち、そのうへ半鐘を鑄たのが、底氣味がわるいゆゑである、

齊及晉平、盟于大隧、

【註】大隧、地闕、

晉と和睦した、

故穆叔會范宣子于柯、

【註】齊晉平、魯懼齊、故爲柯會以自固、

故○　晉が齊の尻を持て來てはたまらぬに因て、又魯からも會を設けて自分の堅めにした、

穆叔見叔向、賦載馳之四章、

【註】四章曰、控于大邦誰因誰極、控引也取其欲引大國以自救助、

穆○　晉の叔向にたのむこゝろで、載馳を賦した、大國にひかれてたすけてもらふと云ことである、

叔向曰、肸敢不承命、

【註】叔向度齊未肯以盟服、故許救魯、

【註】司徒孔與二父相親、故相助其子、
司○ 二人の父の代より親かりしことなれば、二子が若年なるに付て、子孔が世話をしたゆゑ、

三室如一、

【註】言同心、
三室ともに一つ家のやうに暮した、

故及於難、

【註】故二子幷及難、
そこで思はず今度の難に方人して害に及んだ、

子革子良出奔楚、子革為右尹、

【註】子革、即鄭丹、
子革○○ 兩人は立のいた、○子革○○ 楚に仕へて官を蒙つた、

鄭人使子展當國、子西聽政、立子產為卿、

【註】簡公猶幼、故大夫當國、
鄭○ 當國とて事を執たで有る、子西が仕置をする子產も卿に昇進せられたとなり、

齊慶封圍高唐、弗克、

【註】夙沙衞以叛、故圍之、
夙沙衞が高唐へ退て謀叛をおにした故、慶封が討手の大將を承りてかこみたけれども得かたなんだである、

冬、十一月、齊侯圍之、見衞在城上、號之、乃下、

【註】衞下與齊侯語、
冬○ 齊侯の自身向はれて、城上を見上げられたれば、夙沙衞が櫓に上て居た、○號○ 齊侯の是へきたれと云はれたゆゑ、乃ち城を下て齊侯の前へ來た、

問守備焉、以無備告、揖之、乃登、

【註】齊侯以衞告誠、揖而禮之、欲生之也、衞志於戰死、故不順齊侯之揖、而還登城、
問○ 齊侯の城内に士卒が多くて、堅固にまもられさうなかと問れた、○以○ 人數はござらぬと有やうを

子孔當罪、以其甲及子革子良氏之甲守、

【註】以自守也、

子孔　もはや云わけはなくて、百年目ところえ、つみにあたりて自分の甲士と、○及　二人の甲士をしたがへて居所をまもらせた、

甲辰、子展子西率國人伐之、殺子孔而分其室、書曰、鄭殺其大夫、專也、

【註】亦以國討爲文、

甲　兩人一家中を率して伐て、つひにころして家財を分け取りにした、○書　是又經に國討に記した、

子然子孔、宋子之子也、

【註】子然、子革父、

子然　是は子革子良の二人が子孔に與して難に逢た來由をのべたり、子革が父の子然と子孔とは、宋子と云鄭侯の妾腹に出生した、

士子孔、圭嬀之子也、

【註】宋子、圭嬀、皆鄭穆公妾、士子孔、子良父、

又子良が父の士子孔と云は圭嬀と云妾の子で、

圭嬀之班、亞宋子而相親也、

【註】亞、次也、

圭　母の班列が宋子につゞいて親しかつた、

士子孔亦相親也、僖之四年、子然卒、

【註】鄭僖四年、魯襄六年、

それゆゑ士子孔も子孔と亦親しくした、○僖　鄭の僖公四年に子革が父は卒した、

簡之元年、士子孔卒、

【註】魯襄八年、

簡　鄭の簡公元年に士子孔も死だ、

司徒孔實相子革子良之室、

范宣子が晉侯へ言上するには、鄭の公孫蠆は先年秦を伐ちましたときに、出精してよくつとめましたものでござると云てとりなした、

六月、晉侯請於王、王追賜之大路、使以行禮也、

【註】大路、天子所賜車之總名、以行葬禮、傳言大夫有功則賜服路、

六○そこで晉からして周王へとゞけられたれば、○王○後から追て使者を以て大路を下された、是は喪のときにもちゆる車で、御免なくては大夫の家で行ふことは成らぬ、自今は行ふてもくるしからぬと云ことをゆるしたまひたなり、

秋、八月、齊崔杼殺高厚於灑藍、而兼其室、

【註】灑藍、齊地、

ころして室家財寶迄うばつた、

書曰、齊殺其大夫從君於昏也、

【註】傳解經不言崔杼殺、而爲國討文、

書○經文に國討にかゝれたと云は、公子牙に傳と成り、齊侯の昏闇の君にしたがふたを、その身の不調法としたとなり、

鄭子孔之爲政也專、

【註】專權、

前にあるごとく大夫どもをしりぞけようとたくみたるやうに、常々國政をもつぱらにして威をふるふゆゑ、

國人患之、乃討西宮之難、

【註】十年、尉止等作難西宮、子孔知而不言、

與純門之師、

【註】前年、子孔召楚師至純門、

國中のものがにくみきらふて、○乃　前に出た、己一人知て沙汰をせずに居てまぬかれたこと、○純　今度晉をそむいて楚へ内通したは何ゆゑぞ、と罪を云たてゝせめた、

とて、さらすとはあまりはなはだしい仕方なり、〇婦。女には刖るの入墨のと云刑はあてぬ、

雖有刑、不在朝市、

【註】謂犯死刑者、猶不暴尸、

雖。それに死刑にはするとも、尸を暴すと云ことは無い筈である、

夏、五月、壬辰、晦、齊靈公卒、

【註】經書七月辛卯、光定位而後赴、

夏。卒せられた、

莊公卽位、

【註】太子光也、

莊。太子が立たれた、

執公子牙於句瀆之丘、以夙沙衞易己、衞奔高唐以叛、

【註】光謂衞教公易己、高唐、在祝柯縣西北、

執。太子になつたを召捕た、〇以　莊公のこゝろには、このくはだては夙沙衞が己を易えて、牙を太子にしたかとおもはるゝゆゑ、衞もたまられずして、高唐と云ところへしりぞいて、むほんをおこしたとなり、

晉士匃侵齊、及穀、聞喪而還、禮也、

【註】禮之常、不必待君命、齊をゝかさんとて出かけて、穀と云ところまで至りたれば、齊には不幸があると聞てかへつた、これは禮にかなふたことなり、【注】君命をうかゞふにもおよばぬことなり、

於四月丁未、

【註】於此年四月、

鄭公孫蠆卒、赴於晉大夫、范宣子言於晉侯、以其善於伐秦也、

【註】十四年、晉伐秦、子蟜見諸侯師而勸之濟涇、蠆が死去のことを晉の大夫に告しらせられたれば、

て、成就しがたいとなり、

光之立也、列於諸侯矣、

【註】列諸侯之會、

光。殊に光が太子と立たことは、諸侯の會にも一列いたされたからは、諸侯も知りて居玉ふことにて、諸侯とおなじ位の人なり、

今無故而廢之、是專黜諸侯、

【註】謂光已有諸侯之尊、

今。それをいま何の子細も無いに廢てゝは、是心まゝに諸侯を退くると云ものなり、

而以難犯不祥也、君必悔之、公曰、在我而已、遂東太子光、

【註】廢而徙之東鄙、

それでは成就しがたいことを無理にして、不吉をおかすと云ものなり、君後々に後悔を成されうと云た、○公。何のさやうにむつかしいことがあらうぞ、吾が了簡次第じやと云て、○遂。ついに太子を東の在郷へ逐込み、

使高厚傅牙、以爲太子、夙沙衛爲少傅、齊侯疾、崔杼微逆光、疾病而立之、光殺戎子、

【註】終言之、

牙を太子として高厚を守り役とし、夙沙衛を少傅と云て守役並にいたされた、是はわるい仕方なり、○齊侯。病氣に成らるゝと、崔杼は太子を最負におもふて居るゆゑ、内々で東在から光を呼びよせておいて、齊侯の病が大切におよぶとあとめに立てたなり、○光。戎子の所爲であつたゆゑ怒てころした、【注】終。本文の殺すまでは一時のことでは無けれども、をはりまでのことをこゝにつかねていふたと云こと、

尸諸朝、非禮也、婦人無刑、

【註】無黥刖之刑、

戎子の死骸を仕置場にさらした、○朝は朝廷なり、○非。是は禮にかなはぬことなり、いかに腹が立てば

而昭所獲焉以怒之、亡之道也、

【註】為城西郛武城傳、

而○それに人の氣も付かぬに、是々を得たと云ふを昭にしては、齊人が怒るにはきはまつた、さやうに大國ににらまるゝやうにせられては亡の道であると云ていさめた、

齊侯娶于魯、曰顔懿姫、無子、其姪鬷聲姫生光、以為太子、

【註】兄子曰姪、顔、鬷、皆二姫母姓、因以為號、懿、聲、皆諡、

元と魯の女を取られた、これを顔懿姫と云た、子が無かつた、その姪が妾と成て來て光と云を生だ、これが太子と成て居た、

諸子仲子戎子、戎子嬖、

【註】諸子、諸妾姓子者、二子皆宋女、

諸○子氏の女に仲子と戎子と云二人の妾が有る、此内でも戎子は格別齊侯の寵愛であつた、

仲子生牙、屬諸戎子、

【註】屬、託之、

仲子の腹に公子牙と云が生れて、是を戎子にたのみてそだてゝもらふた、

戎子請以為太子、許之、

【註】齊侯許之、

戎○預りて實子のごとく育てゝ、のちには齊侯へこの子を總領にして下されとねがふたれば、承知いたされた、

仲子曰、不可、廢常不祥、

【註】廢立嫡之常、

仲子○實母がこのことをきゝて云には、それは甚だわるいことなり、立つべき嫡子の有りながら、その常を廢てゝ次男を立るやうなことは不吉の基なり、

間諸侯難、

【註】事難成也、

間○同盟の諸侯にもまじはりがたいことなるに因つ

兵ゆゑそのときに征伐して、然も功あれば銘を勒することとなり、

大夫稱伐、

【註】銘其功伐之勞、

大。大夫なればその功勞をしるすことなり、

今稱伐、則下等也、

【註】從大夫敵、

今。今足下の軍に克たと云伐を稱せられては、大夫のことなれば則ち下等と云て、一等下つたことなり、

計功、則借人也、

【註】借晉力也、

計。もし諸侯のことゝして、功をはかりかんがへて見れば、晉の力を借りて人に伐てもらふたのなり、是れ人にかゝりたれば功とも云へず、

言時、則妨民多矣、何以爲銘、且夫大伐小、取其所得、以作彝器、

【註】彝、常也、謂鐘鼎、爲宗廟之常器、

言。時節なりともよいかとおもへば時あしく、七月は民を妨ること多いときなり、〇何。何を手がらに銘をつくらるゝぞとなり、〇且。そのうへ大國などから小國を伐たとき、得る處の武具でもあらば、宗廟の鼎類の常器に作て、

銘其功烈、以示子孫、昭明德而懲無禮也、今將借人之力、以救其死、若之何銘之、小國幸於大國、

【註】以勝大國爲幸、

その功の銘にしるしおいて子孫にしめすことはあることなり、これは明德を昭かにして無禮なるを懲しめの爲である、〇今。今この國のは人の力を借りて、大國をせめてもらふて、亡びさうな所をどうやらかうやら救てもらうた位にて、何として銘をしるすべきや、〇小。晉の力ゆゑに魯國は小くても、大國たる齊に幸ひに仕合せがよくて勝たれども、氣の毒におもひて居らねば後難が計られぬ、

長黍苗也、喻晉君憂勞魯國猶召伯
相伴に出て、黍苗の詩を賦した、これは辛勞を成され
て來りて下されたと云あいさつなり、詩にその意あ
るなり、

季武子興、再拜稽首曰、小國之
仰大國也、如百穀之仰膏雨焉、
若常膏之、其天下輯睦、豈唯敝
邑賦六月、

【註】六月、尹吉甫佐天子征伐之詩、以晉侯比
吉甫出征、以匡王國、

季。屹と拜して云には、私どもごときの小國は御當
家のごとき大國を仰ぎのぞみてたのみにいたすこと
は、百穀の時節の雨をあふぎのぞむ如くでござる、○
若。うるほして下されば、天下中がみな輯りむつま
しく成らうとなり、敝邑ばかりではござるまいと云
て、六月の詩を賦した、晉侯には師を率して國々をを
さめ玉ふて、天子をも佐け玉ふと云こゝろである、

季武子以所得於齊之兵、作林
鐘、而銘魯功焉、

【註】林鐘、律名、鑄鐘聲應林鐘、因以爲名、

これはすこし非禮を成したである、今度齊をせめて
齊人の鎗長刀をうばつて來たを、林鐘と云は半鐘の
類で、音が律の林鐘にあたるゆゑ云、それに鑄立てゝ
魯國の克軍のことを、具に年號月日を鑄附けたであ
る、

臧武仲謂季孫曰、非禮也、夫銘、
天子令德、

【註】天子銘德、不銘功、

臧。是は非禮なことなり、先づ銘を錄すると云は法
のあることで、天子なれば御德を勒して功はしるさ
ぬなり、

諸侯言時計功、

【註】擧得時動有功、則可銘也、

諸。諸侯で云へば合戰すべきときに兵を擧れば、義

欒○　欒盈が云には、否やそのことではあるまい、かれは齊を伐ふとおもひ込で居られたけれども、そのことをえ卒られずして死せられたゆゑ、思ひがこり固まりたであらうとて、

乃復撫之曰、主苟終、所不嗣事于齊者、有如河、乃瞑、受含、

【註】嗣、續也、

乃○　そこで欒盈がかさねて叉手にてなでゝ云には、主たとへをはり玉ひても、ことを齊を伐ことを續でいたしとげるであらう、もしいたしとぐること無くば河水の神の罰をうけませうと云た、○乃○瞑と目をふさぎ、口にも玉が含ませられたとなり、是は死者の目を閉がぬには、その人のねがふことをとげさすればふさぐものなり、

宣子出曰、吾淺之爲丈夫也、

【註】自恨以私待人、

宣○　士匄が出て歎息して云には、偖々今まで吾は丈夫なり、男一匹の智はあるとおもひて居たが、おもへば淺はかなことと後悔したなり、是欒盈のことばにて目をふさいだを見て、こゝろ付くところの違つたを云なり、【注】自○　私ごとを以て人をあひしらうた分別のわるいことをくやんだとなり、

晉欒魴帥師、從衞孫文子伐齊、

【註】爲懷子之言故也、欒魴、欒氏族、不書、兵幷林父、不別告也、經書夏、從告、

齊を伐かへした、

季武子如晉拜師、

【註】謝討齊、

今度齊を伐て下された謝として往た、

晉侯享之、范宣子爲政、

【註】代荀偃將中軍、

晉侯○○　饗應があつたこのとき士匄が執政と成たゆゑ、

賦黍苗、

【註】黍苗、詩小雅、美召伯勞來諸侯、如陰雨之

【註】荀偃、中軍元帥、故特賄ニ之、五匹爲ニ束、四馬爲ニ乘、壽夢、乘也、獻ニ鼎於魯ニ、因以爲ニ名、古之獻ニ物必有ニ以先、今以ニ璧馬ニ爲ニ鼎之先ト、

賄○　荀偃へは格別の錦を五匹に、璧と乘馬とを先へ出して、後から吳の壽夢より得られた鼎を賂にやられた、進物はおもき方を後とから出すことである、

荀偃癉疽、生ニ瘍於頭ニ、

【註】癉疽、惡創、

惡創を病で頭に腫物が出來た、

濟レ河、及ニ著雍ニ、病、目出、大夫先歸者皆反、士匄請レ見、弗レ內、請レ後、曰、鄭甥可、

【註】士匄、中軍佐、故問ニ後也、鄭甥、荀吳、其母鄭女、

齊○　著雍まできたりたれば、もはや末期に及ばうとして目を出したなり、○大夫○　先へかへりたる輩もみなとつてかへした、○士○　御目にかゝらうと云たれば、惡創で見苦しさに、あふまいと云ていれなんだ、○請○　家督はいかゞいたさるゝと云たれば、鄭の女の甥を立るがよいとなり、

二月、甲寅、卒、而視、不レ可レ含、

【註】目開口噤、

二○　終に死んだ、○視○　尸の體が目を視出し、齒を喰しばりて居て、口に玉が含ませられぬとなり、

宣子盥而撫レ之曰、事レ吳敢不レ如レ事レ主、猶視、

【註】大夫稱レ主、

宣○　士匄が手水をつかふて、死人の額を撫下して云には、御子息の吳につかうること、何しに貴公につかへたごとくにすまいや、疎略はいたすまいと云た、○猶○　けれどもやはり目をとぢぬとなり、

欒懷子曰、其爲ニ未レ卒ニ事於齊ニ故也乎、

【註】懷子、欒盈、

叔孫豹會晉士匄于柯、

【註】魏郡內黃縣東北有柯城、

魯よりも會した、

城武城、

【註】泰山南武城縣、

【傳】十九年、春、諸侯還自沂上、盟于督揚、曰、大毋侵小、

【註】督揚、卽祝柯也、

大國より小國を侵すまいと盟たとなり、

執邾悼公、以其伐我故、

【註】伐魯在十七年、

魯を折々伐たことをとがめて執へた、

遂次于泗上、疆我田、

【註】正邾魯之界也、泗、水名、

遂。それから泗上に宿して魯の田をとりかへして、邾との界を正したとなり、

取邾田、自漷水歸之于我、

【註】邾田在漷水北、今更以漷爲界、故曰取邾田、

取。漷水を魯へ付た、これは界公事に魯が勝たである、

晉侯先歸、公享晉六卿于蒲圃、

【註】六卿過魯、

晉。晉侯は先へかへられて、六卿が後に殘て、魯へ立よつたに付て魯侯のもてなさるゝ、

賜之三命之服、軍尉、司馬、司空、輿尉、候奄、皆受一命之服、

【註】如牽戰還之賜、唯無先輅、

六卿には三命の服をあたへらるゝなり、〇軍。五官にはみな一命の服をあたへられた、

賄荀偃束錦加璧乘馬、先吳壽夢之鼎、

【註】無傳、

廟告した、

取邾田自漷水、

【註】取邾田以漷水爲界也、漷水出東海合郷縣西南、經魯國至高平湖陸縣入泗、

魯へ取った、

季孫宿如晉、

自國よりの聘なり、

葬曹成公、

【註】無傳、

葬會したなるべし、

夏、衞孫林父帥師伐齊、

告文なり、

秋、七月、辛卯、齊侯環卒、

【註】世子光三與魯同盟、

告文なり、

晉士匄帥師侵齊、至穀、聞齊侯卒、乃還、

【註】詳錄所至及還者、善得禮、

告文なり、

八月、丙辰、仲孫蔑卒、

【註】無傳、

解に不及、

齊殺其大夫高厚、

告文なり、

鄭殺其大夫公子嘉、

告文なり、

冬、葬齊靈公、

【註】無傳、

葬會した、

城西郛、

【註】魯西郭、

晉人聞有楚師、師曠曰、不害、吾驟歌北風、又歌南風、南風不競、

【註】歌者、吹律以詠八風、南風音微、故曰不競也、師曠唯歌南北風者、聽晉楚之强弱、

甚雨に逢て楚の軍兵大分凍て、役徒の人足どもはのがれて大方盡たとなり、○晉　晉の方にては楚の勢が鄭をせめるときゝて、晉の師曠が云には、さして害もあるまい、吾をり〱律を吹て北風南風をこゝろみ見たれば、南風の音が微少にあつた、これでは競はぬと云もので、南方楚はよはいとなり、

多死聲、楚必無功、董叔曰、天道多在西北、

【註】歲在豕韋、月又建亥、故曰多在西北、

多。そのうへ南風に死聲がおほいゆゑ、楚に功はあるまいとなり、○董叔　これは又星を見てうらなふなり、天道みな西北の方にあれば、

南師不時、必無功、

【註】不時、謂觸歲月、

南方の師はときならぬに付て、楚には功はあるまいとなり、

叔向曰、在其君之德也、

【註】言天時地利、不如人和、

叔向　右兩人の說は天のときと音律とにて論じたれども、叔向は否や此方の君に德がなくては、左やうなこともたのみにはならぬ、晉と楚との强弱は君の德次だいとなり、

【經】十有九年、春、王正月、諸侯盟于祝柯、

【註】前年圍齊之諸侯也、祝柯縣、今屬濟南郡、

告文なり、

晉人執邾子、

【註】稱人以執、惡及民也、

告文なり、

公至自伐齊、

【註】二子、子展子西、
子孔　三人は留守をして居た、子展子西の二子は、子孔が楚へ內通したはかりごとを知て居るによつて、

完守入保、

【註】完城郭內保守、
堅くまもり內に入て保ち、要心して居たなり、

子孔不敢會楚師、楚師伐鄭、次於魚陵、

【註】魚陵、魚齒山也、在南陽犫縣北、鄭地、
子孔　兩人のまもりがつよくて出さぬゆゑ、出會はぬなり、○楚　鄭をせめて魚陵まできたりて居る、

右師城上棘、遂涉潁、次于旃然、

【註】將涉潁、故於水邊權築小城、以爲進退之備、旃然水、出滎陽城皐縣東、入汴、
右　出城をかまへてそろ〳〵河をわたりてよせるなり、

蔿子馮公子格、率銳師侵費滑、胥靡、獻于雍梁、

【註】胥靡、獻于、雍梁、皆鄭邑、河南陽翟縣東北有雍氏城、
蔿　楚の軍兵をすぐりて所々鄭の地をおかしたなり、

右回梅山、

【註】在滎陽密縣東北、

侵鄭東北、至于蟲牢而反、子庚門于純門、信于城下而還、

【註】信、再宿也、
右　鄭の東北をせめて反つた、○子庚　門をせめて城下に二夜止てかへるとて、

涉於魚齒之下、

【註】魚齒山之下有滍水、故言涉、
魚齒山の下の河をわたる頃、

甚雨及之、楚師多凍、役徒幾盡、

之業矣、

【註】謂己未嘗統師自出、

不　國家を續ぎて今年五年になれども、まだついに軍兵を出さぬ、是では諸人が吾を自ら逸樂をして、先君の業をわすれたと云であらうほどに、

大夫圖之、其若之何、子庚歎曰、君王其謂午懷安乎、吾以利社稷也、見使者、稽首而對曰、諸侯方睦於晉、臣請嘗之、

【註】嘗、試其難易也、

大　了簡をせられよ、○其　どうしたらばよからうとなり、○子　さて〳〵是非もないことかな、君には吾が安樂を仕たくおもひて、戰を嫌ふと思召すか、吾がこゝろは國のためを思ふてゆるさぬなり、○見　楚王の使者に見えて、稽首してこたへて云には、國々の諸侯達はみな晉に睦くなつてあれば、うかとは御出馬は成らぬ、先づこゝろみに臣が出陣いたしませう、

若可、君而繼之、不可、收師而退、可以無害、君亦無辱、子庚帥師、治兵於汾、

【註】襄城縣東北、有汾丘城、

やうすがよくば君もつゞいて御出成されよ、惡くば軍兵を引連てはやくしりぞきませう、しからば害もなく君の辱にも成まいとなり、○子庚　そこで汾と云ところにて勢をそろへて出た、

於是子蟜伯有子張從鄭伯伐齊、

【註】子張、公孫黑肱、

於是　この時分鄭の子蟜伯有子張の三人は、君の供をして齊を伐に出て居た、

子孔子展子西守、二子知子孔之謀、

將犯之、太子抽劍斷鞅、乃止、甲辰、東侵及濰、南及沂、

【註】濰水、在東莞東、北至北海都昌縣入海、沂水、出東莞蓋縣、至下邳入泗、

もはや間もなくしりぞくほどに、そのやうにおそれ玉ふなと云た、○且　それに一國の主と云ものは、此のごとく輕々敷にげはしりはせぬものである、かるく成さるゝと士卒も離散するほどに、君かならずこらへ玉へとなり、○將　それでも合點せず、無理におしとほりて逃ようといたされた、○太子　それで太子もこらへかねて、劍を拔て車のむながいを斷て車のまはらぬやうにしたれば、漸々と止られた、臆病である、○甲　これが地を略するである、

鄭子孔欲去諸大夫、

【註】欲專權、

己一人事を執るたくみ故、諸大夫をつぶさうとする、

將叛晉、而起楚師以去之、使告子庚、子庚弗許、

【註】子庚、楚令尹公子午、

將　晉へしたがふことをやめて、楚の軍兵を引出して、おのがこゝろざしをとげようとして、楚の令尹子庚へ此ことを云てやりたれども許容せなんだ、

楚子聞之、使揚豚尹宜告子庚曰、國人謂不穀主社稷而不出師、死不從禮、

【註】不能承先君之業、死將不得從先君之禮、

楚　楚君の此ことをきかれて、揚豚の尹宜と云ものを以て令尹へ云やらるゝには、一國中のものが吾が一國の主となつて居ながら、一度も軍兵を出さぬをとがめて、死んでも先君の禮にしたがへぬと云であらうとなり、

不穀即位、於今五年、師徒不出、人其以不穀爲自逸、而忘先君

士弱率諸侯之師、焚申池之竹木、

【註】二子、晉大夫、

己　門に火かけて西南の郭を焚た、○劉　二人晉の大夫どもが諸軍と竹木を焚た、

壬寅、焚東郭北郭、范鞅門于揚門、

【註】齊西門、

州綽門于東閭、

【註】齊東門、

壬　是で東西南北の外と郭をやいたなり、○范鞅　二人東西の門までせめつけた、

左驂迫、還于門中、以枚數闔、

【註】枚、馬檛也、闔、門扇也、數其枚、示不恐、

左　州綽が左のそへ馬が何にかつかへて門の外へ出かねた、そのとき州綽すこしもさわがず、馬の鞭を以て門扉の板をかぞへて居た、【注】枚　馬のむちなり、門扇はとびらなり、○數　この枚は枚數と云て一枚二枚とかぞへることなり、むちとすべからず、この敵を何ともおもはぬをしめすとてなり、

齊侯駕、將走郵棠、

【註】郵棠、齊邑、

齊侯もはなはだおそれて、別邑へ走らうと云て車に乘られた、

太子與郭榮扣馬、

【註】太子、光也、榮、齊大夫、

太子　太子と大夫と二人、齊侯の馬のくつばみをひかへて、

曰、師速而疾、略也、

【註】言欲略行其地、無久攻意、

云には、敵の師の短兵急にするのは地を取らうとするゆゑ、

將退矣、君何懼焉、且社稷之主、不可以輕、輕則失衆、君必待之、

うちものを投捨てゝ郭最を搦た、○皆 甲冑のまゝ後手にくゝられた、

坐于中軍之鼓下、晉人欲逐歸者、魯衛請攻險、

【註】險、固城守者、

坐○ 大將の車の太鼓の下にくゝられた、○晉人 齊の軍兵をどこまでも逐ふと云ふとき、中にも魯衛の勢は、まづ嶮岨にこもりて居る敵をせめませうと云、

己卯、荀偃士匄以中軍克京茲、

【註】在平陰城東南、

己○ これも齊人の出城なり、せめおとした、

乙酉、魏絳欒盈以下軍克邿、

【註】欒黶死、其子盈佐下軍、平陰西有邿山、

乙○ 是又おなじ

趙武韓起以上軍圍盧、弗克、十二月、戊戌、及秦周伐雍門之萩、

【註】秦周、魯大夫、趙武及之共伐萩也、雍門、齊城門、

趙○ 是手は克得なんだ、○十二 魯の大夫秦周、晉の大夫趙武と齊の城門へおしよせて、その邊の萩をきつた、萩は樹の名で日本のはぎにあらず、是はひまなことをしめしたものである、

范鞅門于雍門、其御追喜以戈殺犬于門中、

【註】殺犬、示閒暇、

范○ 門までせめよせたとき、范鞅が御者の追喜と云ものが戈を以て城門の中に入て犬をころした、是も空閑をしめしたものである、

孟莊子斬其橁、以爲公琴、

【註】莊子、孺子速也、橁、木名、

孟○ 是は城外にある橁と云樹を伐て、魯侯の琴に作たとなり、戰場なれどもあまり隙なゆゑに、細工をして居たとなり、

己亥、焚雍門及西郭南郭、劉難

隘以塞道、

【註】恨二子故塞其道欲使晉得之、

子。そこもとは先へ行れよと云て、乃ちかはりて殿した、○衞。夙沙衞が右の兩人が言を聞て、心外におもひて、この遺恨に兩人を敵に生捕らするたくみに、馬をころして隘のせばき路によこたへて、道をふさいで急にとほられぬやうにしておいた、如何さま車に乘て行くに、路一ぱいに馬の尸が有ては、なんぎなもので有らう、

晉州綽及之、射殖綽中肩、兩矢夾脰、

【註】脰頸也、

晉。晉の州綽が追かけて追ついた、○射。齊の殖綽を射て肩さきを射縫にした、○兩矢。とは左右の肩さきに矢が立て首を夾んだ、

曰、止、將爲三軍獲、不止、將取其衷、

【註】不止復欲射兩矢中央、

曰。州綽が云には、にげることは成らぬに、とゞまりて三軍の生どりとなれ、○不。それでも否と云て、とゞまるまいならば、今一矢まん中を射ぬかうと云た、

顧曰、爲私誓、州綽曰、有如日、

【註】言必不殺女明如日、

顧。殖綽がうしろを見て云には、たしかに助て賜はらば、內々にてちかはれよと云た、○州。いつはりないことは、日の明なるがごとくで有らうと云て、

乃弛弓而自後縛之、

【註】反縛之、

乃。弓のつるをはづして、後手にくゝつた、

其右具丙、

【註】州綽之右、

其。そのひまに戎右の具丙が、

亦舍兵而縛郭最、皆衿甲面縛、

【註】衿甲、不解甲、

【註】烏烏得空營故樂也、

丙。晦日の夜中くらやみに、齊の總軍逃げてかへつた、○師。晉の師曠が晉侯へ申上るには、何とやら土井の松に烏や鳥がよろこぶ聲をして鳴くやうすにきこゆる、しかれば齊の師はにげかへつたでござらうと云た、

邢伯告中行伯、

【註】邢伯、晉大夫邢侯也、中行伯、獻子、

曰、有班馬之聲、

【註】夜遁、馬不相見、故鳴、班、別也、

邢。このものもかんがへて云には、夜中殊に闇夜のことなれば、目には見えぬが別るゝ馬の聲がする、

齊師其遁、叔向告晉侯曰、城上有烏、齊師其遁、十一月、丁卯、朔、入平陰、遂從齊師、夙沙衛連大車以塞隧而殿、

【註】此衛所欲守険、

これは齊の師のかへるであらうと云た、馬の別るゝときには鳴くものである、○叔。是は又城上に烏がとゞまりたからは、齊の師はのがれたとなり、人々考へるところを云た、日本にもまゝ此例あり、是れ軍法の一つなり、○十一。晉人が翌朝敵城を乗とつた、○逐。それより直にのがるゝ敵を逐かけたとなり、○夙。前に険によりて禦がれよとすゝめた男なり、これは齊の師が隧と云て細道をのがれてかへる、後とへさがりて大八車を細小路に並て、追ひきたる敵のふせぎとして殿りした、

殖綽郭最曰、子殿國師、齊之辱也、

【註】奄人殿師、故以爲辱、

殖。軍兵の殿は名ある勇士の業なり、いやしい刑にあふたものなどがしては歴々の耻なりとて、兩人が云には、その方などが國の師に殿しては、國に人はないかとおもはれて齊の辱である、

子姑先乎、乃代之殿、衛殺馬於

なれば、足下の君は國をうしなひ玉ふで有らう、〇子○
なぜにいそいで工夫をいたされぬぞとなり、〇子○
右のとほりを具さに齊侯へ申上た、〇公○　齊侯も
これをきゝて色を失て、ひえごしに成られた、〇晏○
君は元來勇氣のない臆病なるに、又此ことをきゝて玉
ひては、もはや久しくはえたもち玉ふまいと云た、

齊侯登二巫山一以望二晉師一、

【註】巫山、在二盧縣東北一、

齊○侯○　高山へのぼりて、晉の軍兵を見下された、

晉人使三司馬斥二山澤之險一、雖レ所レ不レ至、必旆而疏二陳之一、

【註】斥、候也、疏建二旌旗一以爲レ陳、示レ衆也、

晉○　是が晉の謀略である、司馬の官に命じて、山や澤の險岨な阿々を見たてゝは、人數は至らねども、松のあひだや谷の底に旗旌を建てならべて、〇而疏○疏○はまばらにて、かの旌にて處々にひろく陣を取て居るごとくに見せかけた、是で大軍の取りまいた如くに見えた、關原合戰にも此はかりごとがあつた、

使三乘レ車者左實右僞、以レ旆先一、

【註】僞以二衣服一爲二人形一也、建レ旆以先驅、

使○　さて車中の武者は左右と御と三人づゝ居るが常なり、しかるをたゞ左座にばかり實の人一人のり、右はわら人形に戎衣をきせて、前へ旌をすゝめた、是で戎兵も三層倍にみえた、

輿曳レ柴而從レ之、

【註】以揚レ塵、

輿○　車の後からは士卒が柴を引ずりてほこりをたゝせて、大人數とみせたとなり、

齊侯見レ之、畏二其衆一也、乃脫歸、

【註】脫、不レ張二旌幟一、

齊侯　高山より此體を見られて、これは大軍ぞとおもひておそれ、旌を卷き鎗をふせてにげて引とられた、

丙寅、晦、齊師夜遁、師曠告二晉侯一曰、鳥烏之聲樂、齊師其遁、

侯みな魯濟と云ところにて會して、湨梁にての盟ひに、共々に不庭を伐ふと云た言をたんだへて、ともに齊をうちにおしよせた、

齊侯禦諸平陰、塹防門而守之、廣里、

【註】平陰城、在濟北盧縣東北、其城南有防、防有門、於門外作塹、横行廣一里、故經書圍、

○齊　齊の方にては平陰城と云處にこもりてふせぐとて、防と云出城の門のまへに、塹とはから堀をかまへてまもつた、その堀の巾が一里あつたと云こと、

夙沙衛曰、不能戰、莫如守險、

【註】謂防門不足爲險、

○夙　此體を見て云には、出でゝ合戰いたすには、何れにてもよろしからん、もし戰ふことが成らずして守るおぼしめしならば、かやうな處に籠城は遂げらるまい、險阻の地へより玉へと云たれど、

弗聽、諸侯之士門焉、齊人多死、

范宣子告析文子、

【註】析文子、齊大夫子家、

きゝ入られなんだ、さて城せめのときに至つて、はたして齊の人數が大分伐れた、○范　晉の范宣子が齊の析文子へ告て云には、

曰、吾知子、敢匿情乎、魯人莒人皆請以車千乘自其鄕入、既許之矣、若入、君必失國、子盍圖之、子家以告公、公恐、晏嬰聞之、曰君固無勇、而又聞是、弗能久矣、

【註】不能久敵晉、

○吾　足下とは年來の知己なれば、實を匿すはずはないに付てありやうを申す、魯人と莒人と兩國ともみな、車千乘を率て、面々の鄕より齊へせめ入らうと云越したに付て、すでに許容してつかはした、○若　しかる上は追付にも、攻入るで有らう、若入つたら大軍

奉て、利運をいのるである、

而禱曰、齊環怙恃其險、負其衆庶、

【註】環、齊靈公名、負、依也、

禱○　祈の言に、齊の君環と云ものがその險阻をたのみにし、その庶卒のおほきを自負して、

弃好背盟、陵虐神主、

【註】神主、民也、謂數伐魯殘民人、

よしみを棄て盟にそむき、神の主とは神のよりどころとなさるゝ人民を云、敵味方の人民をもそこなひ暴虐を成すに付て、

曾臣彪將率諸侯以討焉、

【註】彪、晉平公名、稱臣者、明上有天子、以謙告神、曾臣、猶末臣、

只今末の臣たる晉君彪、諸侯を引率いたされて、これを討伐せらるゝとなり、

其官臣偃、實先後之、

【註】守官之臣、偃、獻子名、

其○　是は自分のことを云、今その末臣の倍臣偃其士卒を前後驅引をいたす、

苟捷有功、無作神羞、

【註】羞、恥也、

苟○　假初にも今度勝利を得たらば神の御恥はないと申ものなれば、勝ますやうにまもらせ玉へとなり、

官臣偃無敢復濟、

【註】偃信巫言、故以死自誓、

官○　只いま征伐に向ひまして、わたくしは再びこの河水をわたりてかへらうとは存せぬ、

唯爾有神裁之、沈玉而濟、冬十月、會于魯濟、尋溴梁之言、同伐齊、

【註】溴梁在十六年、盟曰、同討不庭、

唯○　河水の神をさして、よろしく裁許あつて玉はれと云て、件の玉を水に沈てわたりたとなり、○冬○諸

【註】前年、衛伐曹、
同盟の曹を何ゆゑにうつたぞとなり、

秋、齊侯伐我北鄙、中行獻子將伐齊、夢與厲公訟、弗勝、

【註】厲公、獻子所弑者、
齊侯が又魯をうたれたゆゑ、中行獻子が齊の討手にむかうた、その前方の夢に、先だつて己れが弑したる厲公と公事をして中行が負けたれば、

公以戈擊之、首隊於前、跪而戴之、奉之以走、見梗陽之巫皐、

【註】梗陽、晉邑、在太原晉陽縣南、皐、巫名也、夢幷見之、
厲公戈を以て中行を擊て首を打おとされた、その首が己が前に隊たを跪てひろひ上げ、元のごとくつぎ合せ、両手にてかゝへ走り出て行たれば、むかうより梗陽と云所の巫が來るに行逢たと見た、

他日見諸道、與之言、同、

【註】巫亦夢見獻子與厲公訟、
○他日○　その後ふと途中で右の巫に行逢て、くだんの物がたりをのべたれば、○同とは此巫もおなじことのゆめを見たとなり、

巫曰、今茲主必死、若有事於東方、則可以逞、

【註】巫知獻子有死徵、故勸使快意伐齊、
○巫曰○　その夢は凶夢で、御前は今年中にはかならず死し玉ふ前徵であるほどに、若し東方に合戰などが有らうならば、こゝろのまゝに功が成就するであらうと云た、

獻子許諾、晉侯伐齊、將濟河、獻子以朱絲係玉二瑴、

【註】雙玉曰瑴、
○獻○　なるほどこゝろえたと云た、○晉○　齊を伐に出たれば、晉侯も河をわたりて攻よせようといたされた、○獻○　眞紅の絲で玉を二對からげて、河水の神へ

ぬ、實の大夫と云は卿のことを云となり、これは時代の禮を失たと云をさしては云はずして、たゞ卑下して答へられたと云こと、

【經】十有八年、春、白狄來、

【註】不言朝、不能行朝禮、
魯へ出仕に來りた、

夏、晉人執衛行人石買、

【註】石買、即是伐曹者、宜即懲治本罪、而晉因其爲行人之使執之、故書行人以罪晉、
告文なり、行人とあるからはとらへた晉をつみした文法なり、

秋、齊師伐我北鄙、

【註】不書齊侯、齊侯不入竟、
またをかしたなり、

冬、十月、公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子、同圍齊、

【註】齊數行不義、諸侯同心俱圍之、
をり〳〵同盟をうった故、一同にせめたなり、

曹伯負芻卒于師、

【註】無傳、禮當與許男同三同盟、
告文なり、

楚公子午帥師伐鄭、
告文なり、

【傳】十八年、春、白狄始來、

【註】白狄、狄之別名、未嘗與魯接、故曰始、
魯へ來たはこゝがはじめなり、

夏、晉人執衛行人石買于長子、執孫蒯于純留、

【註】長子純留二縣、今皆屬上黨郡、孫蒯不書、父在位、蒯非卿、

爲曹故也、

ふたり、祝したりしてほめそしりのあるはわざはひの本となるゆゑ、かやうにしたと云た、卿とそしりをわかつためなり、

齊晏桓子卒、

【註】晏嬰父也、

晏嬰麤縗斬、

【註】斬、不緝之也、縗、在胷前、麤、三升布、

父の喪をつとむるとて、麤き布の斬はもすそを、縫はずにたち切たるまゝにておくことと縗は胸にあたるものなり、三升の布でするとと云て、あらい布なり八十縷を一よみと云、

苴絰帶、杖、菅屨、

【註】苴、麻之有子者、取其麤也、杖、竹杖、菅屨、草屨、

苴　苴と云は麻の實の付てをるまゝ用ふる質素を云、絰ははちまきのるゐ、麻の帶して杖をついて、菅の草履をはく、皆喪服なり、

食鬻、居倚廬、寢苫枕草、

【註】此禮與士喪禮略同、其異唯枕草耳、然枕凷亦非喪服正文、

食　かゆをすゝりて、○倚　さしかけに造りたるかりやに入て居り、苫を蒙り草をまくらにして、喪をつとめられたなり、【注】此　士喪禮の文と大方同じけれども、つちくれと草とのちがひなり、されど凷も士喪禮の本文ではないとなり、

其老曰、非大夫之禮也、

【註】時之所行、士及大夫、縗服各有不同、晏子爲大夫、而行士禮、其家臣不解、故譏之、

晏嬰が家老が云には、是は大夫たる歷々の喪禮ではこざらぬ、士たるものは是やうにいたすがよいと云てそしりた、

曰、唯卿爲大夫、

【註】晏子惡直己以斥時失禮、故孫辭略答家老、

曰　晏氏の答に、いや此方體は實の大夫とは云はれ

澤門、
子罕　何とぞ秋を苅をさめるのちまでのばし玉へと云た、○公　宋公の得待れぬ、○築　普請の人足が謳て云には、○澤　皇國父は色の白い男であつたゆゑ、澤門に居る色の白い男が、實にかやうな役をおこし出した、

邑中之黔、實慰我心、

【註】子罕黑色、而居邑中、
邑　邑中に居るくろい人は、實に吾らを慰めた、農功を待たうと云たゆゑに、此のごとく謳たなり、

子罕聞之、親執扑、

【註】扑、杖、
子罕　自身に杖を突て、

以行築者、而抶其不勉者、曰、吾儕小人、皆有闔盧、以辟燥濕寒暑、

【註】闔、謂門戶閉塞、
人部の中へ入て見めぐり歩いて、仕ごとをせずに居る無精な人足を打するゑて、○吾　吾等體の小身ものでさへも、みな相應に盧を葢ひ門戶などをかまへて、雨濕の寒暑のと云を凌ぐでないか、

今君爲一臺、而不速成、何以爲役、

【註】役、事也、
今　いはんや國の君として臺の一所ばかりを物ずき玉ふは有うちのことなり、それを築くとて、早速出來させぬは不屆な、何で役をつとむると云べきやと云てしかつた、

謳者乃止、或問其故、子罕曰、宋國區區、而有詛有祝、禍之本也、

【註】傳善子罕分謗、
そこで謳もやめてしづまりた、○或　はじめには民のなんぎをたすけて延べられよと云て、今此のごとく云はるはどうしたことぞとたづねたなり、○子罕　宋は小國なるにその中に役人をこゝろまゝに詛

之恥也、不如蓋之、乃舍之、左師爲己短策、苟過華臣之門、必騁、

【註】惡之、

宋　君がこのことをきかれて云るゝには、華臣は唯自分の一門を暴虐するばかりてはなく、上をはゞからぬ仕かたにて、大に宋國の政事までをも亂すものなれば、兎角逐放せよと云つけられたとなり、○左　左やうではあれども、あの華臣もまた當國の卿たるもので、國の大臣と云はるゝものでござる、それが不順なりと云ては國の恥辱なれば、○不　先づ世間へ露顯せぬやうに、蓋ひ隱しておくに如くはござらぬと云て、すなはち舍ておいた、○左師　短い鞭を作て、かりそめにも華臣が門をすぎれば馬にむちを打て騁通つたとなり、これほど迄に惡みたれども、器量のない男で得逐はなんだとなり、

十一月、甲午、國人逐瘈狗、瘈狗入於華臣氏、國人從之、華臣懼、遂奔陳、

【註】華臣心不自安、見逐狗而驚走、

十　をりふし宋の城下にあばれ犬があつた、これを國人が逐た、○瘈　大勢に逐はれて、かの犬が華臣が屋敷へ逃込たれば、○國　皆どつと云て追かけてこみ入た、○華　これは吾が平生の惡事をにくんで、國人がせめに來たと心得て、裏門から陳へ立のいた、何でも無いことなれども、こゝろにおぼえがあるゆゑ、安んじて得居らなんだなり、

宋皇國父爲大宰、爲平公築臺、妨於農收、

【註】周十一月、今九月、收斂時、

大老と成て居る、或時宋の君平公の臺を築かうと云はれたときが、田を刈る時分ゆゑ、

子罕請俟農功之畢、公弗許、築者謳曰、澤門之皙、實興我役、

【註】澤門、宋東城南門也、皇國父白皙、而居近、

れて、士をあひしらひたまふは心外なりと云て、○以
手疵を負て居たときに、自害をおそれて及物は取上ておいたゆゑ、杙せをひろふて、疵の口へつき込で、かきやぶりてしゝたとなり、

冬、邾人伐我南鄙、爲齊故也、

【註】齊未得志於魯、故邾助之、
齊へちからをあはするために、魯をうつたなり、

宋華閱卒、華臣弱皐比之室、

【註】臣、閱之弟、皐比、閱之子、弱、侵易之、
弟の華臣が甥の皐比が家は微弱なりとて、侵し易りてむほんをおこし、

使賊殺其宰華吳、賊六人以鈹殺諸盧門合左師之後、

【註】盧門、宋城門、合、向戍邑、後、屋後、
賊徒に下知して、皐比だ家老の華吳と云者をころせと云つけたれば、賊が六人して鈹は大針と訓じて、懐劒やうの物なり、これをもつて盧門の側の合左師と云ものゝ屋敷の後でころした、

左師懼曰、老夫無罪、賊曰、皐比私有討於吳、遂幽其妻、

【註】幽吳妻也、
○左○合左師がおほきにおどろきさわいだとなり、○曰○吾には何にもつみはないと云た、○賊曰○いやこれは皐比殿の內々で、家老が不とゞきをいたしたに付て、これを仕置いたさるゝのであるほどに、氣づかひを成さるゝなと云た、○遂○それから賊どもが華吳が家へ取てかへして、女房をとらへて、

曰、畀余而大璧、

【註】畀、與也、
大切な玉があらうほどに、吾にあたへよと云たとなり、

宋公聞之、曰、臣也、不唯其宗室是暴、大亂宋國之政、必逐之、左師曰、臣也、亦卿也、大臣不順、國

【註】陽關、在泰山鉅平縣東、旅松、近防地也、魯師畏齊、不敢至防、

師○魯の軍兵が陽關と云ところより、かこまれて居る、臧孫を迎ひとらんとて、旅松と云ところまでいたりた、されども齊の軍勢をおそれて、直に防へは得いたらぬ、

鄹叔紇臧疇臧賈帥甲三百、宵犯齊師、送之而復、

【註】鄹叔紇、叔梁紇、臧疇、臧賈、臧紇之昆弟也、三子與臧紇共在防、故夜送臧紇於旅松、而復還守防、

鄹○防の城中に居るものどもがこれをきゝて、大將の臧紇を旅松へおくり度思て、この三人が甲士三百人を引率して、夜のうちに齊人のかこんで居る軍をかけぬけておくり届け、又かへつて城に入た、

齊師去之、

【註】失臧紇故、

齊○大將をのがしたゆゑ、もはや詮がないと云て引去た、

齊人獲臧堅、

【註】堅、臧紇之族、

此たゝかひの中に臧堅と云者を一人齊へ生捕た、

齊侯使夙沙衛唁之、且曰、無死、

【註】使無自殺、

齊○右の生捕の見廻として、夙沙衛と云ものをやられたなり、○且○必自害などはせらるなとゝめてやられたなり、

堅稽首曰、拜命之辱、抑君賜不終、姑又使其刑臣禮於士、以杙抉其傷而死、

【註】言使賤人來唁己、是惠賜不終也、夙沙衛、奄人、故謂之刑臣、

堅○つゝしんで拜禮して、命の辱きよしを拜謝して、○抑○しかれども君は御たづね下さるゝ禮をはりたまはで、刑に逢ひたるいやしき臣の夙沙衛を下さ

衛孫蒯田于曹隧、

【註】越竟而獵、孫蒯、林父之子、

孫蒯が他領へ出て狩をしたとき、

飮馬于重丘、

【註】重丘、曹邑、

馬に飮かはふとして、

毀其瓶、重丘人閉門而詢之、

【註】詢、罵也、

重丘と云ところの釣瓶をわらかした、重丘の人が門をたてゝ内から惡口を云、

曰、親逐而君、爾父爲厲、

【註】厲、惡鬼、林父逐君、在十四年、

曰　孫蒯をさしてなんぢが父は君を逐いだしたむくいで惡鬼と成るであらう、

是之不憂、而何以田爲、夏、衛石買、孫蒯伐曹、取重丘、

【註】孫蒯不書、非卿、

それをうれへもせず、ぶら〳〵と田をしてありくどころではあるまいとなり、○夏　この遺恨をもつて討た、あまつさへ重丘を取たゆゑ、

曹人愬于晉、

【註】爲明年晉人執石買傳、

曹から晉へうつたへた、

齊人以其未得志于我故、

【註】前年圍郕、辟孟孺子、

まへに伐たれども、おもひのまゝに伐おほせなんだを殘念におもひて、

秋、齊侯伐我北鄙、圍桃、高厚圍臧紇于防、

【註】防、臧紇邑、

當秋又東在を伐て桃をかこみ、また高厚が一手は防に居る臧紇をかこんだ、

師自陽關逆臧孫至于旅松、

見。范匄には、鴻鴈の居所もなくて、鳴きかなしむと云ふたとへの詩をうたうてきかせたとなり、

宣子曰、匄在此、敢使魯無鳩乎、

【註】鳩、集也、

宣。成ほどこゝろえた、拙者が此に居るからは魯國を和集せられて、安堵いたさるゝやうにせうと云た、

【經】十有七年、春、王二月、庚午、邾子牼卒、

【註】無傳、宣公也、四同盟、

告文なり、

宋人伐陳、

告文なり、

夏、衞石買帥師伐曹、

【註】買、石稷子、

告文なり、

秋、齊侯伐我北鄙、圍桃、

又齊よりをかした、

高厚帥師伐我北鄙、圍防、

【註】弁縣東南、有桃虛、

齊の卿がをかした、【注】弁。虛は墟と同じ、

九月、大雩、

【註】無傳、書過、

ときならぬを云、

宋華臣出奔陳、

【註】暴亂宗室、懼而出奔、實以冬出、書秋者、以始作亂時來告、

告文なり、

冬、邾人伐我南鄙、

【傳】十七年、春、宋莊朝伐陳、獲司徒印、卑宋也、

【註】司徒印陳大夫、卑宋、不設備、

陳の大夫が宋を小勢とあなどりいけ捕られた、

らえ救はぬ、

不然、不敢忘、穆叔曰、以齊人之朝夕釋憾於敝邑之地、是以大請、敝邑之急、朝不及夕、引領西望曰、庶幾乎、

【註】庶幾晉來救、

不。 それゆゑでのことなり、決してわすれはいたさぬほどに、今しばらくまたれよとなり、○穆。 これはゆるりとした御あひさつである、齊人があさ夕參て魯國へうらみをはらさうといたす、かやうに事急なるゆゑ大に願ひにまゐつた、○敝。 私どもの急難と云は朝が晩までまたれぬゆゑに、領をのび擧げて西の方をながめて、晉よりすくふて下さるゝに間もあるまいと待て居るばかりである、

比執事之閒、恐無及也、見中行獻子、賦圻父、

【註】圻父、詩小雅周司馬掌封畿之兵甲、故謂之圻父、詩人責圻父爲王爪牙、不脩其職、使百姓受困苦之憂、而無所止居、

比。 それに御國の隙の時分まで待て居ては、その頃はほろびて無くならうと存ずる、○見。 荀偃に逢て圻父の詩を賦した、すくふべき國を救てくれぬと云ことをうらみたる詩なり、【注】圻と畿と通ず、父と封と通ずるなり、

獻子曰、偃知罪矣、敢不從執事、以同恤社稷、而使魯及此、

【註】及此憂、

吾が罪であつた、この上は魯の御家來衆とともに魯の災を苦にして、左ほどまでの難にはおよばせぬやうにいたさうと云た、

見范宣子、賦鴻鴈之卒章、

【註】鴻鴈、詩小雅、卒章曰、鴻鴈于飛、哀鳴嗸嗸、唯此哲人、謂我劬勞、言魯憂困嗸嗸然、若鴻鴈之失所、大曰鴻、小曰鴈、

阪、
【註】襄城昆陽縣北有湛水、東入汝、
楚師敗績、晉師遂侵方城之外、
【註】不書、不告、
楚がやぶれた、○晉 勝利をえて、
復伐許而還、
【註】許未遷故、
かへりにまた許を伐た、
秋、齊侯圍郕、
【註】郕魯孟氏邑、貳晉故伐魯、
魯は晉の味方ゆゑ、とかく齊からをかすである、
孟孺子速徼之、
【註】孟獻子之子、莊子速也、徼、要也、
○孟 齊の人數へ出むかひさへぎりてふせいだ、
齊侯曰、是好勇、去之以爲之名、
速遂塞海陘而還、

【註】海陘、魯隘道、
○齊 あの莊子速は若年もので、勇氣をこのむものと見えるほどに、我が士卒は去てかれに功名をさせてやれと云てひかれた、やさしさにかまはれなんだ、○速 孟速が海陘と云ふ切所の道をふさいでかへつたと也、
冬、穆叔如晉、聘、且言齊故、
【註】言齊再伐魯、
聘禮に行きて、且齊からをかしまするほどに、加勢をして下されよと云た、
晉人曰、以寡君之未禘祀、
【註】禘祀、三年喪畢之吉祭、
與民之未息、
【註】新伐許及楚、
○晉人 成ほど齊のことはこの方にも先達てうけたまはりて居れども、寡君義まだ先君の三年忌の祭もいたされず、又一つには士卒もまだとくと休息をいたさぬ、楚や許と此間まで戰てかへつたゆゑ、存じなが

【註】唯以其師討許之不肯遷、

諸○承知して諸侯打よりて、許にところがへをさせうとしたれば、許大夫がきゝ入れなんだ、○晉○そんならばとて、國々の諸侯は國へかへして、晉の士卒ばかりを率して許の大夫をとがめに行た、

鄭子蟜聞將伐許、遂相鄭伯以從諸侯之師、

【註】鄭與許有宿怨、故其君親行、

鄭○諸侯の中にも鄭は下地許にうらみがあるゆゑ、今度許が伐たるゝと聞て、さいはひとよろこびて、子蟜が君をすゝめて諸侯とともに師にしたがふた、

穆叔從公、

【註】從公歸、

穆○魯の穆叔は公の供をしてかへる、

齊子帥師會晉荀偃、書曰會鄭伯、爲夷故也、

【註】夷平也、春秋於魯事所記、不與外事同者、客主之言、所以爲文、固當異也、魯卿每會公侯、春秋無譏、故於此示例、不先書主兵之荀偃、而書後至之鄭伯、時皆諸侯大夫、義取皆平、故得會鄭伯、

齊子は師に會したとなり、○書曰○鄭伯は諸侯なれども、魯の卿は一統に會してもくるしからぬ例を示したとなり、

夏、六月、次于棫林、庚寅、伐許、次于函氏、

【註】棫林、函氏、皆許地、

許へおしよせたとなり、

晉荀偃欒黶帥師伐楚、以報宋揚梁之役、

【註】晉師獨進、揚梁役在十二年、

晉○楚へ伐かへしをもした、【注】晉の軍勢ばかり楚を伐た、

楚公子格帥師、及晉師戰于湛

【註】歌古詩當使各從義類、
○右の約束もすんだに付て、一列酒宴を設けられた、○使　大夫どもには舞ひをまはせて、○曰　古詩を面々のおもひ付を以て、かならずこゝろにおもふところに似たる詩をうたはれよと云わたされた、これが晉人の謀とみえた、

齊高厚之詩不類、

【註】齊有二心故、
○齊　下ごゝろに宿意あるに付て、高厚がうたつた詩も、晉に歸服するこゝろは無かつたゆゑに、

荀偃怒、且曰、諸侯有異志矣、使諸大夫盟高厚、高厚逃歸、

【註】齊爲大國、高厚若此、知小國必當有從者、
荀偃が立腹した、されどもさし付ては云はれぬによりて、○且　酒宴のすんだうへで云わたすには、諸侯には二ごゝろのある人がみえると云た、○使　右のとほりに云ておいて、さて諸侯へは高厚と盟れよと云た、○高　下ごゝろがあつたに付て、神文はかゝれぬとおもひて、夜逃にして去たとなり、【注】齊　齊の大國がかくのごとくにこゝろがあるからは、小國のしたがふものがかならずあらうとて盟はせた、

於是叔孫豹晉荀偃宋向戌衞寗殖鄭公孫蠆小邾之大夫盟、曰、同討不庭、

【註】自曹以下大夫不書、故傳擧小邾以包之、
このとき彌殘りの國々が盟た、上の神文にたがひに不庭のものは討たうと云た、【注】自　曹より小邾まで六國は小國ゆゑ、大夫の名をかゝぬに因て、をはりの小邾を擧て、以上の五國はこのうちにかねたもの也、

許男請遷于晉、

【註】許欲叛楚、
あらたに楚をそむいて晉へ從はふと云た、

諸侯遂遷許、許大夫不可、晉人歸諸侯、

君の御者、

改服脩官、烝于曲沃、

【註】既葬改喪服、修官選賢能、曲沃、晉祖廟、烝冬祭也、諸侯五月而葬、既葬卒哭作主、然後烝甞於廟、今晉踰月葬、作主而烝祭、傳言晉將有溴梁之會、故速葬、

○改　喪服をあらためて、諸役人の役を修めて能いものをえらみ、又曲沃の祖廟において烝のまつりをつとめた、【注】既　哭しをはりて神主をつくるはずなるをはやくしたのは、亂あるを知たゆゑ、禮に違たと云をつたへてことわられた、

警守而下、會于溴梁、

【註】順河東行、故曰下、

能軍令手筈をさだめて、河水のながれにしたがつて、川下にいたりて會した、

命歸侵田、

【註】諸侯相侵取之田、

○命　諸侯がたがひに國々同士をかしとりておきた る田地を吟味して、元にかへさせた、

以我故、執邾宣公、莒犂比公、

【註】犂比、莒子號也、十二年、十四年、莒人侵魯、前年邾人伐魯、晉將為魯討之、悼公卒、不克會、故平公終其事、

○以　我とは魯國也、二國がをり〳〵魯をおかしたと云て執へた、【注】犂　會のことは全體卒せられたる悼公の企であつたけれども、そのうちに卒せられたゆゑに會せなんだを、いまの君平公の父のこゝろざしを仕とげられた、

且曰、通齊楚之使、

【註】邾莒在齊楚往來道中、故幷以此責之、經書執在大夫盟下、既盟而後告、

そのうへ齊と楚との通路は、邾莒を經ていたるゆゑ、兩國のつかひをとほしたことが不とゞきなと云てとがめた、

晉侯與諸侯宴于溫、使諸大夫舞、曰、歌詩必類、

變をしるたなり、
叔老會鄭伯晉荀偃衞寗殖宋人伐許、
【註】荀偃主兵、當序鄭上、方示叔老可以會鄭伯、故荀偃在下、
晉の荀偃は許をうつ本人なれど次へつけたのは、魯の卿は諸侯へ會してもよいと云ふことをしめすために、鄭伯を上へ出した、
秋、齊侯伐我北鄙、圍郕、
又魯を侵された也、
大雩、
【註】無傳書過、
秋より雨は乞はぬ筈、
冬、叔孫豹如晉、
【傳】十六年、春、葬晉悼公、平公即位、
【註】平公、悼公子彪、
晉の代替り、
羊舌肸爲傅、
【註】肸、叔向也、代士渥濁、
羊○當晉侯の守り役と成つた、
張君臣爲中軍司馬、
【註】張老子、代其父、
張○軍令をたゞす、
祁奚韓襄欒盈士鞅爲公族大夫、
【註】祁奚去中軍尉、爲公族大夫、去劇職、就閒官、韓襄無忌子也、
祁○四人公族の大夫となつた、【注】祁○劇職とはいそがはしい役義なり、それを去て空閑なる役と成たとなり、
虞丘書爲乘馬御、
【註】代程鄭、

春秋左傳卷十六

【註】襄公盡二十二年

【經】十有六年、春、王正月、葬晉悼公、

【註】踰月而葬、速也、

三月めに葬た、此は相當てはないなり、

三月、公會晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子于溴梁、

【註】不書高厚、逃歸故也、溴水、出河內軹縣東、南至溫入河、

魯侯の會せられた、【注】不　齊の卿で會に出たれども、のがれたを以て除れた、

戊寅、大夫盟、

【註】諸大夫本欲盟高厚、高厚逃歸、故遂自共盟、雞澤會重序諸侯、今此間無異事、即上諸侯大夫可知、

上の一列が盟た、【注】諸　元來高厚を疑て盟はせるつもりで會したなれど、逃去たに付てむなしくも返られず盟た、諸大夫とは前の一列である、この間に他のことがないゆゑ、國々を一々かきたてぬとなり、

晉人執莒子邾子、以歸、

【註】邾莒二國、數侵魯、又無道於其民、故稱人以執、不以歸京師、非禮也、

上の會席に於て不埒をとがめてとらへた也、

齊侯伐我北鄙、

【註】無傳、齊貳晉故、

晉にそむくこゝろから魯をうつた、

夏、公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

五月、甲子、地震、

【註】無傳、

主が拜して云には、私ども如き下人がこのやうな寶珠を所持いたしては、在所をこへてあるかれぬ、

納此以請死也、

【註】請免死、

納。これをたてまつると云は、賊難のために命をうしなふかとおそれて、結句死をまぬかるゝためでござるとなり、

子罕寘諸其里、使玉人爲之攻之、

【註】攻、治也、

子。それでも受けず、その里において玉すりにすらせて、

富而後使復其所、

【註】賣玉得富、

賣て富して、その在所へかへらせたとなり、

十二月、鄭人奪堵狗之妻、而歸諸范氏、

【註】堵狗、堵女父之族、狗娶於晉范氏、鄭人既誅女父、畏狗因范氏而作亂、故奪其妻歸范氏、先絶之傳言鄭之有謀、

堵狗は先達て鄭でころした堵女父が一族で、この狗が妻は晉の范宣子が女ゆゑ、舅を味方にして亂を作さうかと思て、この妻をかへして緣を切らせたと云ことなり、

【註】十二年、十四年、莒人伐魯、未之討也、晉へとゞけて討て下されと云た、○晉。諸侯をあつめてうつはかりごとを企た、【注】十。莒からうつたけれども、魯はいそがしくて討かへしはせなんだと也、

晉侯有疾、乃止、冬、晉悼公卒、遂不克會、

【註】爲明年、會溴梁傳、病氣に付てむなしくなつた、○冬。いよ〳〵止んだとなり、

鄭公孫夏如晉奔喪、子蟜送葬、

【註】夏子西也、言諸侯畏晉故卿共葬、喪に會したである、相役の子蟜は棺の供をしたである、

宋人或得玉、獻諸子罕、子罕弗受、獻玉者曰、以示玉人、

【註】玉人能治玉者、宋で或者がうつくしい玉を所持して居たを、子罕へたてまつりたれども、子罕は不欲な者ゆゑ受納せなんだ、○獻。これは役にたゝぬ物とおもふて、返さるゝと心得ちがひで云には、これは玉すりに見せて目利をさせたれば、

玉人以爲寶也、故敢獻之、子罕曰、我以不貪爲寶、爾以玉爲寶、若以與我、皆喪寶也、不若人有其寶、稽首而告曰、小人懷璧、不可以越郷、

【註】言必爲盜所害、寶と申たに付て奉ると云た、○子罕。我は生得むさぼらぬを以て寶と思て居るに、その方はまたこの玉をたからとおもふ、若しそれを我にくれた時には、その方も寶をはなし吾も寶をうしなふてたがひにたからがなくなる、それよりは互の寶を我物として、居るにしくはないほどに、持て居られよと云た、○稽。玉

師慧過宋朝、將私焉、
【註】私、小便、
師○鄭より賂につかはれた樂人が、宋の殿中で小便が仕たきと云た、
其相曰、朝也、
【註】相師者、
其○手引が云には、爰は朝廷でござると云たれば、
慧曰、無人焉、相曰、朝也、何故無人、慧曰、必無人焉、若猶有人、豈其以千乘之相、易淫樂之矇、必無人焉故也、
【註】千乘相、謂子產等也、言不爲子產殺三盜、得賂而歸之、是重淫樂而輕國相、
師が人はあるまいと云た、○相 朝廷にどうして人のないと云ことがあらう、○慧 いやそれでも人は有まい、若しこの朝廷に人があらうならば、何しに千乘の相などのにくまるゝ惡黨をかくまうて、我等如きの淫樂の矇目とかへんや、これ直な人のないゆゑであると云た、
子罕聞之、固請而歸之、
【註】言子罕能改過、
子○宋の子罕がこの言をきいて、尤と屈して、是非と云て鄭へかへされたなり、
夏、齊侯圍成、貳於晉故也、
【註】不畏霸主、故敢伐魯、
魯の領をせめて晉にそむく心にてあるなり、
於是乎城成郛、
【註】郛、郭也、
於○魯でふせぎのために要害をこしらへたとなり、
秋、邾人伐我南鄙、
【註】亦貳於晉、
また魯をおかすに付て、
使告于晉、晉將爲會以討邾莒、

曰采服、次曰衛服、五百里爲一服、不言侯男、略擧也、

上天子より諸侯まで、次第〳〵の分限にてよい人をもちゆるを、詩人の周行と云た志にかなふたとなり、

鄭尉氏司氏之亂、其餘盜在宋、

【註】亂在十年、

兩人は前に亂をおこした者なり、これらが餘黨を宋にかくしておいた、

鄭人以子西伯有子產之故、納賂于宋、

【註】三子之父、皆爲尉氏所殺故、

これは子西伯有子產などが父の仇ゆゑ、鄭人より宋へ賂をおくりて求るなり、

以馬四十乘、

百六十四、

與師茷、師慧、

【註】樂師也、茷慧其名、

以○　馬と樂人二人をおくりた、

三月、公孫黑爲質焉、

【註】公孫黑子晳、

三月○○　鄭よりの人質なり、

司城子罕以堵女父尉翩司齊與之、良司臣而逸之、

【註】賢而放之、

司○　まいなひを受て惡黨どもを鄭へ渡した、○良○　この惡黨の中で司臣一人を良臣なりとて、

託諸季武子、武子寘諸卞、

【註】子罕以司臣託季氏、

これを免して魯國の武子へたのみてあづけたれば、武子が卞と云ところへ入れておいたなり、

鄭人醢之三人也、

【註】三人、堵女父、尉翩、司齊、

鄭○　惡徒を刑したとなり、

左司馬、屈到爲莫敖、
【註】屈到、屈蕩子、
公子追舒爲箴尹、
【註】追舒、莊王子子南、
屈蕩爲連尹、養由基爲宮廏尹、以靖國人、君子謂楚於是乎能官人、官人、國之急也、能官人、則民無覦心、
【註】無覦、覦以求幸、

みな官を昇進した、宮廏尹は馬屋奉行なり、○以　人民をやすんじをさめた、○君　このときに當て、よく人をゑらみて官職をさづけた、○官　人をゑらみて、それ〲の官に命ずるは國の急務である、○能　上にあきらかな目鑑があつて、よく役人をゑらめば民がねがふこゝろがなくなる、これは尤なことである、上に眼がなくて媚へつらふ小人を出頭させもちゆれば、わるい者どもがわれも〲うかゞひ望て、賂をつかひて幸を得て、立身せうと望をかける、明なればこの方體はもちひられぬと思ふて、のぞみがたへるに因て、よい人のみ上にあつて、下をやんずるなり、それ故あしきものも能くなるである、

詩云、嗟我懷人、寘彼周行、能官人也、
【註】詩、周南也、寘、置也、行、列也、周、徧也、詩人嗟歎言我思得賢人置之徧於列位、是后妃之志、以官人爲急、

詩○　よい人をそれ〲の官に居せて、列位に周くしたいと思ふと云である、これが人を官にすると云ふであるとなり、【注】詩　詩經の后妃の志を云たものなり、

王及公侯伯子男甸采衞大夫、各居其列、所謂周行也、
【註】言自王以下、諸侯大夫、各任其職、則是詩人周行之志也、甸采衞、五服之名也、天子所居千里曰圻、其外曰侯服、次曰甸服、次曰男服、次

尋盟、

【註】報二年豹之聘、尋十一年亳之盟、

さきだつての返禮がてら盟ひをつぐためなり、

見孟獻子、尤其室、

【註】尤責過也、

○見　向戌が孟獻子が館へ來て見れば、住宅がいたつて美にして、榮耀の體なり、この獻子は賢者と稱せられてかくれのない者である、それに不相應ゆゑ」とがめて云には、ことのほか立派なる室なり、

曰、子有令聞而美其室、非所望也、對曰、我在晉、吾兄爲之、毀之重勞、且不敢間、

【註】傳言獻子友于兄、且不隱其實、

足下は世間で令名のある人なるに、かやうに室が美麗では、足下には似あはぬやうにござると云た、○對これは私の物ずきでもござらぬ、この以前拙者が晉へ參て居たとき、兄が物好を以て普請いたした、しかるにこれをこぼちてはまたかさねて人力を勞することなり、また兄のいたしたことをしひて非を入るるもきのどくと存じて、その分にすまひいたして居るとなり、なにもかくさず有やうをいはれた、

官師從單靖公逆王后于齊、卿不行、非禮也、

【註】官師、劉夏也、天子官師非卿也、劉夏獨過魯告昏、故不書單靖公、天子不親昏、使上卿逆、而公監之、故曰卿不行非禮、

兩人往たれども、卿をやられなんだ、非禮なり、

楚公子午爲令尹、

【註】代子囊、

公子罷戎爲右尹、蔿子馮爲大司馬、

【註】子馮、叔敖從子、

公子槖師爲右司馬、公子成爲

ろなり、○詩。身のおこなひ忠信に歸する人は、民にのぞまれしたはるゝとなり、

【經】十有五年、春、宋公使向戌來聘、

魯へ來聘したと也、

二月、己亥、及向戌盟于劉、

好みを成したなり、

劉夏逆王后于齊、

【註】劉采地、夏名也、天子卿書字、劉夏非卿、故書名天子無外、所命則成、故不言逆女、

告文なり、【注】劉采　王の卿なれば字をかく筈なれども、夏は卿ではないに付て名を書た、○天子　王の命ぜらるゝところはいつでも成就する、それで初より王后と號して、某國の女とは云はぬとなり、

夏、齊侯伐我北鄙、圍成、公救成至遇、

【註】無傳、遇魯地、書至遇、公畏齊不敢至成、

魯侯が加勢に出られたれども、齊の大軍をおそれて成まではえゆかれなんだなり、

季孫宿叔孫豹帥師城成郛、

【註】備齊故、夏城非例所譏、

時ならねども害あるときは、城かねばすまぬと云ことにてそしらぬ、

秋、八月、丁巳、日有食之、

【註】無傳、八月無丁巳、丁巳七月一日也、日月必有誤、

解に不及、

邾人伐我南鄙、

折々魯を侵すなり、

冬、十有一月、癸亥、晉侯周卒、

【註】四同盟、

告文なり、

【傳】十有五年、春、宋向戌來聘、且

冬、會于戚、謀定衞也、

【註】定立剽、

冬。そこで諸侯をよせて、衞をさだめる相談をいたされたとなり、

范宣子假羽毛於齊而弗歸、齊人始貳、

【註】析羽爲旌、王者游車之所建、齊私有之、因謂之羽毛、宣子聞而借觀之、

羽毛。羽毛と云は旌なり、鳥の羽にてこしらへたものさうな、これを齊で制作した、天子の旌なり、これを晉の范宣子がみたいと云て齊より借用して、かりもらひにしてかへさぬ、これが遺恨となつて齊が二心を生じたとなり、

楚子囊還自伐吳、卒、將死、遺言謂子庚、必城郢、

【註】楚徙都郢、未有城郭、公子燮、公子儀、因築城爲亂、事未得訖子囊欲訖而未暇、故遺言見意、

歸國の上で死んだ、○將。末期に子庚へ遺言するには、吾が死だらば早々郢に城をかまへよ、城がなくてはあやういとなり、吾も亂世でまがなかつたゆゑに、まだえきづかなんだとなり、

君子謂子囊忠、君薨、不忘增其名、

【註】謂前年諡君爲共、

君子。評に、忠臣なり、前年共王の惡諡を付けよとあつたを除いて、美名にかへたもこの人なり、

將死、不忘衞社稷、可不謂忠乎、忠、民之望也、詩曰、行歸于周、萬民所望、忠也、

【註】詩、小雅、忠信爲周、言德行歸於忠信、即爲萬民所瞻望、

將。國をあやうくおもふて城くことをわすれぬ、すれば忠臣といはずにはおけぬ、忠は萬民の望むとこ

【註】纂、繼也、因昏而加襃顯、傳言王室不能命有功、

かの太公の舊典にしたがひ、その方の祖考に相ついで舊功にきずを付ることのないやうにせられよ、つゝしめや、必ず朕が命を廢らるゝなとなり、なにの益もない命なり、

晉侯問衞故於中行獻子、

【註】問衞逐君當討否、獻子、荀偃、

晉侯の荀偃に相談せらるゝには、今度衞の君を國人が逐出したを弃ておくも如何也、討たものであらうかと云はるゝ、

對曰、不如因而定之、衞有君矣、

【註】謂剽已立、

對。うつよりはむつまじく親しみて、國をさだめたがよろしからん、衞にはすでに公孫剽と云君がたゝれたとなり、

伐之、未可以得志、而勤諸侯、史佚有言曰、因重而撫之、

【註】重不可移、就撫安之、

伐。君をさだめたところは、たとひ伐ましても思召のまゝにはなりますまいとなり、それに諸侯に骨をらすことはいらざることでござる、○史。古の史官も云ておきました、國のおもくなつて移されぬのは、やはり撫安してしたしめと也、

仲虺有言曰、亡者侮之、亂者取之、推亡固存、國之道也、

【註】仲虺、湯左相、

仲。古湯王の相の言にも、亡びさうな國はあなどつてもよい、亂れた國はいそいで取るがよい、ほろびかゝつて居る國はおしたほしてつぶすがよい、存すべきはかたくするが國の道であるとなり、

君其定衞、以待時乎、

【註】待其昏亂之時、乃伐之、

君。右のとほりなれば、たゞいま衞は重ければまづ君をさだめ玉ひて、亂るゝ時節をまつて伐ち玉へと云た、

公子宜穀、

【註】傳言不備不可以師、

楚の勢がたがひに救ふことはさておいて、命からがら散亂したゆゑ、呉人がうちかつて、楚の公子をとらへた、不覺なことをしたである。

王使劉定公賜齊侯命、

【註】將昏於齊故也、定公劉夏、位賤、以能而使之、傳稱謚、擧其終、

周の王より劉定公と云人を御使として、齊侯へ命をたまはつた、【注】將。これは王の齊の女を后にせうと思召すゆゑなり、○定。劉は氏、夏は名でかろい官の人なれども、能ある人ゆゑに使とし玉ひたとなり、○傳。爰に左氏の定公と謚をしるされたのは終りで、定公と云た時までをあげて記された、このときには定公ではなかつた、

曰、昔伯舅大公、右我先王、股肱周室、師保萬民、世胙大師、以表東海、

【註】胙、報也、表、顯也、謂顯封東海、以報大師之功、

その命にむかしその方が先祖伯舅とは母方の叔父あひしらひなり、太公望は我が先王文王をたすけ、周室に手足となつて、萬民ををしへたもたせられた、その功を以て世々大師呂望へむくいて、東海にあらはれ目だつやうにとて、齊に封じおき玉ひた、

王室之不壞、緊伯舅是賴、

【註】緊、發聲、

王。王室の無難なはひとへに伯舅太公の功によるとなり、

今余命女環、

【註】環、齊靈公名、

今。齊侯をさして、今その方に命ずるほどに、

茲率舅氏之典、纂乃祖考、無忝乃舊、敬之哉、無廢朕命、

正。これも古へあつたことなり、正月求めにありきた、これは常とちがふたことをいさめたとなり、

天之愛民甚矣、豈其使一人肆於民上、

【註】肆、放也、

天。こゝを以て考れば、天の民を愛したまふと云は甚しきものでござる、○豈　天から何として君一人を民の上にたてゝ我儘をはたらかせ、

以從其淫、而棄天地之性、必不然矣、

【註】傳善師曠能因問盡言、

心まゝに淫亂をさせ、天地の性をすてさするやうになされうぞ、○必　決して天からさうはなされぬでござらうと云た、よく解くものなり、こゝを以てみれば、君のこゝろまゝにするのは自らたほるゝの理也、

秋、楚子爲庸浦之役故、

【註】在前年、

前年呉にせめられた返報に、

子囊師于棠以伐呉、呉不出而還、子囊殿、

【註】殿、軍後、

子囊が棠の地にたむろして、呉を伐てうらみをはらさうと思ておしよせたれども、呉人が出あはなんだゆゑ、引てかへるとて、子囊が陳列をおさへしんがりした、

以呉爲不能而弗儆、呉人自皐舟之隘、要而擊之、

【註】皐舟、呉險阨之道、

以。どうでこの方へ敵することはならぬと云て、大に油斷して鎧をもぬいで、ゆう〳〵とかへるところを、○呉人　おもひもよらぬ呉の皐舟と云難所へまはつて、楚軍のかへる向へ出向て、さへぎり思ひがけもない所より出て討た故、

楚人不能相救、呉人敗之、獲楚

の御政事にあしきことがあればこれをそしる、是も君のつゝしみとなることなり、

商旅于市、

【註】旅陳也、陳其貨物以示時所貴尙、

商○商人が市町で旅は陳とてのぶるともつらぬるとも訓じて、その時代々に貴みてはやるものを商賣する也、これは國の風俗についてまはるものなり、國君がたゞしくて制すれば、城下に住む者も國の掟にしたがはねばならぬ、淫な國には豐後節の本や畫艸子を商なふ人が多い、店さきへならべたてるを陳と云、

百工獻藝、

【註】獻其技藝以喩政事、

百○諸の職人どもは面々の職分をまもりて、古實にはづれたうつはをつくらぬとなり、その中におのづから上をいさむるこゝろもこもれり、

故夏書曰、遒人以木鐸徇于路、

【註】逸書、遒人行人之官也、木鐸木舌金鈴、徇於路求歌謠之言、

故○されば夏書にも遒人とて、下々へ御ふれを云わたす人が鈴をならしてふれありくと申すことがござる、これは古へあつたことなり、下々のことをもとめにありきたとある、詩經の十五風の類なり、

官師相規、

【註】官師大夫自相規正、

官○さて一役所のかしらたる大夫は、相たがひに身の上を異見しあひ、

工執藝事以諫、

【註】所謂獻藝、

工○前にあるとほり、もろ〳〵の職人は上より法にはづれた器物を仰付らるれば、古實を申し立ていさめるとなり、

正月孟春、於是乎有之、諫失常也、

【註】有遒人徇路之事、

【註】革更也、
失わるいくせでもあれば、あらたむる、これらは自分にはみえぬものである故なり、

自王以下、各有父兄子弟以補察其政、

【註】補其愆過察其得失、
自。上王より下々まで、各々骨肉あつて、その行ひをみて、かけた所をおぎなひ、得失を察するこれみな佐なり、

史爲書、

【註】謂大史、君舉則書、
史。これより下、みな君の身の上へを云なり、先づ國君の行ひはたやすからぬものにて、君の擧動は史官の記錄と云がござつて書とめ、後世へのこします、善なれば明君、惡なれば末世まで惡君の名をとる、こゝを以てつゝしまいではかなひませぬ、

瞽爲詩、

【註】瞽盲者、爲詩以風刺、
瞽。瞽者と云て、盲目が詩をつくりて君を風しそしる、

工誦箴諫、

【註】工樂人也、誦箴諫之辭、
工。樂人と云があつて君を箴めいさめるために古人の名言をとなへ、

大夫規誨、

【註】規正諫誨其君、
大。家老があつてその君を正しをしへ、

士傳言、

【註】士卑不得徑達、聞君過失、傳告大夫、
士。小臣の小役人はぢきに君へ申し上ることがならぬゆゑ、君のあやまちあれば、家老までつたへつげるなり、

庶人謗、

【註】庶人不與政、聞君過則誹謗、
庶。下では仕置にはかゝはらねども、巷において上

せうぞ、さしづめ逐出すより外に仕かたはござらぬ、○天　天より人民を生じて、その人の內で君と云ものをたてゝ、人民をつかさどりやしなはせて、民の性をうしなはぬやうにしたものなり、○有　性をうしなはせまいために、君のある上にも、貳は佐け手傳人があつて、

使師保之、勿使過度、是故、天子有公、諸侯有卿、卿置側室、

【註】側室、支子之官、

民ををしへたもちて、法度にすぎぬやうにと守らせたものなり、○是　さるによつて、天子には三公と云があつて佐け、諸侯には卿と云があつてたすけ、卿には側室と云て庶流の家があつてたすけ、

大夫有貳宗、

【註】貳宗、宗子之副貳者、

大夫には貳宗と云て、家に付た一門の家がある、この側室貳宗は畢竟名を異にしたまでゝ、似よりたるものである、

士有朋友、庶人工商皁隷牧圉、皆有親暱、以相輔佐也、善則賞之、

【註】賞、謂宣揚、

士　上に準じて云へば、士以下にもそれ〴〵に佐と云は有べきものなり、士では朋友あつてたすけ、庶人工商や、皁隷牧圉の下部中間などまでも、相應に親しくむつまじいものがあつて、以て相輔佐することとなり、○善　そのたすけの仕方は、善あるときには、人がその善をほめあげて稱美しもし、

過則匡之、

【註】匡、正也、

又過があればいさめてたゞし直し、

患則救之、

【註】救其難也、

患　災患あればたすけすくふ、

失則革之、

對曰、或者其君實甚、良君將賞善而刑淫、養民如子、蓋之如天、容之如地、民奉其君、愛之如父母、仰之如日月、敬之如神明、畏之如雷霆、其可出乎、夫君神之主而民之望也、若困民之主、匱神乏祀、百姓絶望、社稷無主、將安用之、弗去何爲、天生民而立之君、使司牧之、勿使失性、有君而爲之貳、

【註】貳卿佐、

晋侯の物がたりのついでに、今度衞の者どもが君を逐出したときいた、何とこれは尤君もわるいでもあらうが、臣下もまたあまりはなはだしい仕方ではないかとなり、○對　左やうなものではござれども、畢竟はその君がはなはだしいゆゑでがなござらう、逐出さるゝやうになつたは、よく〳〵けしからぬ暗君とみえます、○良　君の君たる良君と云ものは、下の善を賞美して、淫逸な者は刑罰を以てたゞし玉ひ、○養　下をやしなひ玉ふことは親の子を愛する如くにし、仁德にておほひ玉ふことは天の如くにて、一人ももるゝものなく、人をうけ入るゝことは、地の物を載する如くにしてあまねし、○民　其故下萬民がおもひついて、その君を大切にしたてまつりて、愛することは父母の如くたふとみ、仰ぐことは日月の如く、うやまうことは神明のごとく、おそるゝことは雷の如し、これほどに人君の威德がそなはれば、○其　どうして逐出すことかならうぞ、逐出すことは扨おいて、びり〳〵として人がおそれて、心をつゝしむ而已である、○夫君　元來君と申すものは萬の民人の主で、人々の仰ぎのぞむものであるに、民を困窮さする主などは、神をうやまはぬゆゑ、祭禮も麁略にし、百姓が望をたちて見かぎりはてるなり、○社　右のごとき君は社稷をまもるこゝろはないゆゑ、社稷も主がないと申すものなり、さやうな人が何の益にたちま

臧孫說、謂其人曰衞君必入、夫二子者、或輓之、或推之、欲無入得乎、

【註】爲二十六年、衞侯歸傳、

臧。この兩人の云分がことのほか氣に入て、又從者に云には、衞君は國に入らるゝであらう、夫の二子は善人で、これが君を引たり推したりする、これでは入るまいと思ふても、入らねばならぬと云た、

師歸自伐秦、晉侯舍新軍、禮也、成國不過半天子之軍、

【註】成國、大國、

秦を伐た、諸侯の軍が歸てから、晉の新軍をやめられた、これは禮にかなふたとなり、○成　何ほど大國でも王の半分よりすぎることはならぬさだまりである、

周爲六軍、諸侯之大者、三軍可也、於是知朔生盈而死、

【註】朔、知罃之長子、盈、朔弟也、盈生而朔死、

周。今周の王さへ六軍なれば、諸侯は大國でも三軍でよいとなり、晉のこれまでは四軍であつた、○於　この時分知朔は嫡男をまうけて追つけ死だ、

盈生六年而武子卒、彘裘亦幼、皆未可立也、新軍無帥、故舍之、

【註】彘裘、士魴子也、十三年、荀罃士魴卒、其子皆幼、未任爲卿、故新軍無帥、遂舍之、

盈。まだやう〳〵六歲のとき、武子も死でこの子息も幼弱なり、○皆　いづれも父のくらゐにはたてられぬ、○新　それで大將に任ずべき人がない故、止られたとなり、

師曠侍於晉侯、

【註】師曠、晉樂大師子野、

晉の樂人が或時晉侯のそばに伺候して居た、

晉侯曰、衞人出其君、不亦甚乎、

ことをえずに出た、

余狐裘而羔袖、

【註】言一身盡善、唯少有惡、喩己雖從君出、其罪不多、

余。全體おれに惡はない、衣服にたとへて云はゞ、狐の裘のけつかうなるに、袖ばかり羔の皮をつけたやうなものでこれが少しわるかつた、しかれば一體によいほどに免されいと云たなり、

乃赦之、衞人立公孫剽、

【註】剽、穆公孫、

乃。そこでたすけておいた、○衞。さて公子剽と云ふ人をもり立て、衞の君として、

孫林父甯殖相之、以聽命於諸侯、

【註】聽盟會之命、

孫。介副となりて、諸侯の會盟にくはゝつて、覇者の下知をうけたとなり、

衞侯在郲、臧紇如齊、唁衞侯、衞侯與之言、虐、退而告其人曰、衞侯其不得入矣、其言糞土也、亡而不變、何以復國、

【註】武仲不書、未爲卿、

衞。まだ郲に居らるゝときに、魯の臧武仲が齊へゆいた、ついでに衞侯を唁ふた、唁は國を失なふた見まひのことなり、○衞。まだ暴虐なことを云て居らるゝ、○退。武仲が從者にかたるには、笑止なとは衞侯は國へはえかへられぬで有らう、○其。卑劣な惡言を吐かるゝ、追出されて居る身で有ながら、まだ心をあらためられぬ、何としてかへられうやとなり、

子展子鮮聞之、見臧紇、與之言、道、

【註】順道理、

子。兩人がこのうはさを聞て、出て物語したれば、これはすぢ道のたゞしいことを云ふた、

○又。その上不調法をとがめてたまはるは、かさねてめぐむなり、

敢拜二君命之辱一、重拜二大貺一、

【註】謝二重恤之賜一、

敢。はゞかりながら御禮を申上げまする、○重。又大なる賜物の御禮を申し上げますと謝したとなり、

厚孫歸、復命、語二臧武仲一曰、衞君其必歸乎、有二大叔儀一以守、

【註】守二於國一、

厚。魯侯へ衞の答へを申し上げてから、武仲に語るには、衞の君はかならずかへらるゝで有らう、内には大叔儀と云賢者がありて國をまもり、

有二母弟鱄一以出、或撫二其内一、或營二其外一、能無レ歸乎、齊人以レ郲寄二衞侯一、

【註】郲、齊所レ滅郲國、

外へは君の同母弟の鱄がしたがつて出たとある、これでは一人は内を撫育し、一人は外をいとなむであらう、かへられぬことがあらうかとなり、○齊。齊人が先年せめとられた郲と云國へ、衞侯を入れてかくまはれた、

及二其復一也、以二郲糧一歸、

【註】言二其貪一、

及。のちに國へ歸るときに、郲の粮米をさらへてとつて往れた、

右宰穀從而逃歸、衞人將レ殺レ之、

【註】穀、衞大夫也、以二其從一レ君、故欲レ殺レ之、

右。一端君にしたがつて出てみたれど、何とおもふたかして、又衞へのがれてかへつた、○衞。君にしたがつた者ゆゑにころさうと云た、

辭曰、余不レ說二初一矣、

【註】言初從レ君、非レ說レ之、不レ獲レ已耳、

辭。ことわりを云てわびごとするには、余は初から君にしたがふはいやであつたけれども、義理で止む

使者の口上に、主人今度私を使として申し越されたは、うけたまはれば、貴國の君には國家をなでやすんじ玉はず、竟をこえ玉ひて、他國にござなさるゝときゝ及びました、

若之何不弔、以同盟之故、使瘠敢私於執事、

【註】執事、衛諸大夫、

若○これがどうしてすてゝおかれうぞ、これによつて弔ひにつかはす、さて〳〵笑止に存ずるとなり、○以○同盟のよしみの國ゆゑに、私を使として慮外ながら諸大夫へ申す、

曰、有君不弔、

【註】弔、恤也、

有○君にも臣をあはれみ玉はず、

有臣不敏、

【註】敏、達也、

臣下衆もまた不調法があつて、

君不赦宥、臣亦不帥職、增淫發洩、其若之何、衛人使大叔儀對、

【註】大叔儀、衛大夫、

君も御宥免がなければ、臣もまた臣の職にしたがはぬゆゑ、亂をまして如此外へも發しあふれたと存ぜらるゝ、○其○これはどうしたことぞとなり、○衞○答にいましめたる口上なり、君臣を

曰、羣臣不佞、得罪於寡君、寡君不以卽刑、而悼棄之、以爲君憂、君不忘先君之好、辱弔羣臣、又重恤之、

【註】重恤、謂愍其不達也、

今度自國の羣臣どもが不才ゆゑに、罪を主人に得まして、主人も刑を加るでもなく、いたんでこれを棄て他國へ立よられまして、君にまで御苦勞をかけましたとなり、○君不○先代のよしみを思召しわすれずして、羣臣どもふせいをかたじけなく弔ひ下されて、

子。ともをしてゆいた、

及竟、公使祝宗告亡、且告無罪、

【註】告宗廟也、

及。衞侯の國ざかひに及で、祝宗の官に命じて、衞の靈廟へ只いま國ざかひをこえて亡げますると告よ、幷につみもなくて國をうしなふたことをも神へ申せと云はれた、

定姜曰、無神何告、若有、不可誣也、

【註】誣、欺也、定姜、公適母、

定。衞侯の嫡母がきいて云はるゝには、神はなきものと思はるゝか、無いならばつげるには及ばぬことゝなり、○若。もしまた神があるならばだまされはせぬ、

有罪、若何告無、舍大臣而與小臣謀、一罪也、先君有家卿、以爲師保、而蔑之、二罪也、

【註】謂不釋皮冠之比、

有。君の身には大分つみがあるものを、何としてつみなしと告られうぞ、○舍。まづ國のおもき大臣はすてゝ、小臣どもと事をはかるゝが罪の一つなり、○先。親殿より、家卿をばもり役とし玉ひたを蔑如に致さるゝ、これ罪の二つである、

余以巾櫛事先君、而暴妾使余、三罪也、告亡而已、無告無罪、

【註】時姜在國、故不使得告無罪、

余。余は先君に巾櫛をとつてつかへた者なれば、假にも嫡母なるを、暴虐にして妾の如く使はれた、これも一つの罪なり、如此につみがあるからは、たゞ亡ぐるとのみを告ておけ、罪なしとは告るなと申された、

公使厚成叔弔于衞、曰、寡君使瘠、聞君不撫社稷、而越在他竟、

【註】越、遠也、瘠、厚成叔名、

公。魯侯の厚成叔を衞の國へ見廻にやられた、○曰。

差學射於公孫丁、二子追公、

【註】二子、佗與差、爲孫氏逐公、

初。庾公差が門弟であつた、公差はまた公孫丁と云者の門下なり、〇二。尹公佗と庾公差二人、孫子が味方となつて公を逐た、

公孫丁御公、

【註】爲公御也、

公。古先生は公の御者となつて居るゆゑに、先生と門人とは敵味方と分れたとなり、

子魚曰、射爲背師、不射爲戮、射爲禮乎、

【註】子魚、庾公差、禮射、不求中、

子魚。庾公差がこれは弓がひかれぬ、射たときには師にそむく、不射ときは誅戮にあふ、

射兩軥而還、

【註】軥、車軛卷者、

射。中らぬやうに射て、師に禮をするがよからうと云て、兩方の車のくびきのまはりを射て歸つた、

尹公佗曰、子爲師、我則遠矣、乃反之、

【註】佗不從丁學、故言遠、始與公差俱退、悔而獨還射丁、

尹。庾の弟子の尹公佗も、同やうにしりぞきたりしが、思ひめぐらして云には、〇子。庾公差に向て、其方樣には師として用捨なさるゝが、拙者は遠い間なれば手當には及ばぬ、こゝろの儘に射んと云て引返した、

公孫丁授公轡而射之、貫臂、

【註】貫佗臂、

公。丁がはや合點して、あの尹公佗がひきかへしたは、私を射に來たならば、しばらく御をとらせ玉へと云て、手綱を公へ授て、自分は尹公佗の臂を射ぬいたとなり、

子鮮從公、

【註】子鮮、公母弟、

とたしかにみたこともあるまい、この相談にはえ加はらぬと云た、

遂行、從近關出、

【註】懼難作、欲速出竟、

遂○すぐさま立のいた、國ざかひを出ぬうちに亂がおこつてはわるいとて、近い關よりいそいで境を出た、これが賢者の所爲なり、

公使子蟜子伯子皮與孫子盟于丘宮、孫子皆殺之、

【註】三子衞羣公子、疑孫子故盟之、丘宮、近戚地、

公○衞侯がこのさたをきかれて無事をとりむすべとて、連枝達を孫子が邑の近所へつかはして、盟はせうとせられた、○孫○三人の公子をみなころした、

四月己未、子展奔齊、

【註】子展、衞獻公弟、

四○これは他國へ立のいた、

公如鄄、

【註】鄄、衞地、

公○鄄と云地へしりぞいて、

使子行於孫子、孫子又殺之、

【註】使往請和也、子行、羣公子、

子行を使として、この方より和睦をこはれたれば、またこの使をもころした、

公出奔齊、孫氏追之、敗公徒于阿澤、

【註】濟北東阿縣西南有大澤、

公○たまらず退れた、孫子がすかさず追て、公の從者を大分に害した、

鄄人執之、

【註】公徒因敗散還、故爲公執之、

鄄○從者が逃るゝを公のためにちらすなと云てとらへた、

初尹公佗學射於庚公差、庚公

この女が至て無器用にあつて、えおぼへなんだかして、師曹がむちうつたと也、○公　衞君の怒つて、めつたに師曹をうちすゑられた、○故　それで己がこれをうたふて、孫子をいからせて、かのうらみをはらさうとした、○公　はやくうたへと云はれたれば、うたつた上に誦之とは、孫蒯がこの詩の心に氣がつくまいかと思て、あらためて節なしに文句をとなへたと云こと、

蒯懼、告文子、文子曰、君忌我矣、弗先必死、

【註】欲先公作亂、

蒯　これを聞てきのどくに思ふて、かへつて父に告た、○文　それできこえた、これは吾をきらはるゝとみえた、うかうかして居るところではない、あちらからよせられぬさきに、この方よりさかよせにせずんば殺されうと云て、

并帑於戚、

【註】帑、子也、

子共を邑へよびあつめておいて、

而入見蘧伯玉曰、君之暴虐、子所知也、大懼社稷之傾覆、將若之何、

【註】伯玉、蘧瑗、

さて蘧伯玉が許へゆいて云には、吾が君の暴虐は足下にも知らるゝとほりなれば、すてゝおいては國の傾敗とならうかと存じて、はなはだ氣づかひな、○將　何といたしたがよからうぞと相談がゝつて云た、

對曰、君制其國、臣敢奸之、

【註】奸、猶犯也、

雖奸之、庸知愈乎、

【註】言逐君更立、未知當差否、

對　伯玉はそのこゝろを推察して、國中のことは君の制せらるゝことなれば、臣として君を奸すと云やうなことがならうぞ、○雖　たとひ君を奸して逐出した上に、あらたに君をたてたりとも、今よりまさる

【註】皮冠、田獵之冠也、既不釋冠、又不與食、
衞君は田獵の冠もぬかれず、二人と物語して居て食の沙汰は曾てない、

二子怒、孫文子如戚、

【註】戚、孫文子邑、
二。たわけになされたと云て怒て、

孫蒯入使、

【註】孫蒯、孫文子之子、
孫文子は領地へ引こんだなり、○孫。　文子が子の蒯は御城へ入て使者をつとめた、

公飲之酒、使大師歌巧言之卒章、

【註】巧言、詩小雅、其卒章曰、彼何人斯、居河之麋、無拳無勇、職爲亂階、戚、衞河上邑、公欲以喩文子居河上而爲亂、大師、掌樂大夫、
公。これに酒を下されて、樂人を召して巧言の卒章をうたへと命ぜられた、【注】この詩には何者か河のほとりに居て、拳も勇氣もなくて、亂を作さうとすると云言がある、これを文子にたとへたもので、戚と云邑が河のほとりに在るゆゑ、何の器量があつて亂をおこすぞとあてたものなり、

大師辭、師曹請爲之、

【註】辭以爲不可、師曹、樂人、
大師がわるいことゆゑ御免なされよと云たれば、師曹と云樂人が私うたひませうと云た、

初公有嬖妾、使師曹誨之琴、

【註】誨、教也、
初。この師曹がのぞんだわけがある、この以前に衞侯の愛妾があつて、これに琴をならはするとて、師曹にをしへよと云はれたときに、

師曹鞭之、公怒、鞭師曹三百、故師曹欲歌之以怒孫子、以報公、
公使歌之、遂誦之、

【註】恐孫蒯不解故、

恩澤をかうむりましたゆゑ、その德をしたひまする
ことが、古へ周人の召公奭をおもひしたふて、その古
跡の樹をさへ愛して、伐ることなかれと云た如くで
ござる、況やその子なれば、彼には人が目を付けぬ、
これは父の仁の餘光なり、

欒黶死、盈之善未能及人、武子所施沒矣、而黶之怨實章、將於是乎在、秦伯以爲知言、爲之請於晉而復之、

【註】爲傳二十一年、晉滅欒氏張本、

欒○しかれども黶がもし死んだ時には、子の盈はまだ若年なれば、善あつてもまだ人にゆきわたるほどには及ばぬ、○武　又三代に成れば、祖父の武子がほどこした恩はきゆるでござらうし、○而　父黶がうらみはいよ〳〵さかりに章になりませう、すればこのときにこそ難がおこるでござらうと云た、○秦　成ほど智あることばなりと云て感じて、晉へわびことをしてかへされた、

衛獻公戒孫文子甯惠子食、

【註】勑戒二子、欲共宴食、

これは衛の君が孫甯の二人に、來る何日に食を下されうと云約束があつた、御酒宴をたまはふと云ことなり、

皆服而朝、

【註】服朝服、待命於朝、

皆○約の日になつて、兩人が衣冠たゞしくして御城へ出て、待て居れどもさたがない、

日旰不召、

【註】旰、晏也、

日○朝とく出て日はたけても召出されぬ、

而射鴻於囿、二子從之、

【註】從公於囿、

而○衛君は囿へ出て、鴻を射てなぐさんで居らるゝとなり、○二　兩人も囿へ出たれば、

不釋皮冠而與之言、

秦、不書、惰也、

【註】臨事惰慢不脩也、仲江、宋公孫師之子、

於是　このとき卿どもが出會したけれども、おこたりたるゆゑ經に名がのらぬ、

向之會、亦如之、衞北宮括不書於向、

【註】亦惰、

向　同じことであつた、○衞　向の會にはわるかつたゆゑに除かれたれども、

書於伐秦、攝也、

【註】能自攝整、從鄭子蟜俱濟涇、

このたびは書れたはよく攝整とこゝろをはげまして、涇をわたりてはたらいたゆゑとなり、

秦伯問於士鞅曰、晉大夫其誰先亡、對曰、其欒氏乎、秦伯曰、以其汰乎、對曰、然、欒黶汰虐已甚、猶可以免、其在盈乎、

【註】盈、黶之子、

秦　士鞅が秦へたちのいて來たに付て、秦伯の晉のやうすを問て云はるゝには、その方が國の大夫ではたれがまづほろぶるであらうとなり、○對　欒氏がはやくほろびませうとなり、○秦　おごり者で我まゝをするゆゑかととはれた、○對　左やうでござる、しかしながら欒黶が汰虐ははなだしけれども、まだ彼者の代には難もまぬかれませうが、嫡子の盈が代にはほろびませうとなり、

秦伯曰、何故、對曰、武子之德在民、如周人之思召公焉、愛其甘棠、況其子乎、

【註】武子、欒書、黶之父也、召公奭聽訟於甘棠之下、周人思之、不害其樹、而作勿伐之詩、在召南、

秦伯　どうしたものぞといはれた、○對　黶が父の欒武子は晉の大賢者でござつて、晉の民どもがその

【註】遷延、却退、

乃　そこで總軍みな引けと云た、いさゝかのことより大崩におよんだなり、○晉　後々まで尻ごみの軍とあだ名をたてたと云こと、

欒鍼曰、此役也、報櫟之敗也、役又無功、晉之恥也、吾有二位於戎路、

【註】欒鍼、欒黶弟也、二位、謂黶將下軍、鍼爲戎右、

欒○　黶が弟が心外におもふて云には、今度の役はいかにと云に、櫟でやぶられたをむくゆると云て出かけて、またこの役にも功なく、しりぞくは晉の大きな恥である、○吾　吾もこの軍中に兄弟二人役義をかうむりてあることなれば、

敢不恥乎、與士鞅馳秦師死焉、士鞅反、

【註】鞅、士匄子、

敢○　このまゝかへられうか、面目がないとなり、○與○　兩人云あはせてとつてかへし、秦の軍中へかけ込だ、さて鍼は討死し士鞅はまぬかれてかへつた、

欒黶謂士匄曰、余弟不欲往、而子召之、余弟死、而子來、是而子殺余之弟也、弗逐、余亦將殺之、士鞅奔秦、

【註】欒黶汰侈、誣逐士鞅也、而、女也、

欒黶○○　わがまゝ者が難題を云かける、吾子が子息は不屆である、余が弟は秦の軍へゆくを否やがるを、其元の子息がむりにつれてゆいて、余が弟には討死させて、其元の子息は無事でかへられた、○是　これは其元の子が、余が弟をいざなつて殺されたと云ものなり、○弗　これを逐出しめさるればその通り、その分にしておかるゝときは、余が弟の仇なればころすほどに、左やうに心えられよと云たとなり、こまつた男である、○士鞅　是非なくたちのいた、

於是齊崔杼宋華閲仲江會伐

馬首欲東、乃歸、

【註】欒黶惡偃自專、故棄之歸、

欒○　我まゝ者が云には、これは珍しい號令じや、晉の國にかやうな命はないことゝなり、○余○　馬の首にしたがへと云はるゝが、余が馬の首は東へ向けふと云て引かへした、これは荀偃が自分の心まゝな命を、推參なとおもつて怒たである、

下軍從之、左史謂魏莊子曰、不待中行伯乎、

【註】中行伯、荀偃也、莊子、魏絳也、左史、晉大史、

軍○　大將が歸るに因て、下軍の卒はみなしたがつて行く、○左○　晉の左史が下軍の佐の魏絳に云には、總大將の中行伯のかへらるゝをまたれよと云た、

莊子曰、夫子命從帥、

【註】夫子、謂荀偃、

莊○　否や吾は總大將が命ぜられて、帥にしたがはせられた、

欒伯、吾帥也、吾將從之、從帥、所以待夫子也、

【註】以從命爲待也、欒黶下軍帥、莊子爲佐、故曰吾帥、

それゆゑ欒伯は吾が頭なれば、われはこれにしたがはう、○從○　その軍の將にしたがふのが則ち夫子を待つのである、元帥をすてゝ吾一人とゞまるは失禮である、

伯游曰、吾令實過、悔之何及、多遺秦禽、

【註】軍帥不和、恐多爲秦所禽獲、

伯○　荀偃が云やうには、これは吾があやまちであつた、麁相な命を出した、後悔してももはやどうして及ばうぞ、○多○　軍帥がわかれ〲になつた上にてたゝかふたらば、秦へ大分生けどらるゝであらうと云て、

乃命大還、晉人謂之遷延之役、

叔○　叔向がやうすをみんとて魯の陣へ來た、穆子がその意をさとりて、匏有苦葉の詩を賦した、これは淺深にかゝはらず、わたらうと云こゝろである、

叔向退而具舟、魯人莒人先濟、鄭子蟜見衛北宮懿子曰、與人而不固、取惡莫甚焉、若社稷何、懿子說、二子見諸侯之師而勸之濟、濟涇而次、

【註】傳言北宮括所以書於伐秦、

叔○　さらばとて自分も舟を用意した、○魯○　先陣をした、○鄭○　人に與力しながら、無精なと云は惡まるゝ第一なり、國はなにとかならうと云た、懿子も尤とよろこびて、國々の師にわたられよとすゝめた、そこでみな〳〵渡て陣をはつた、

秦人毒涇上流、師人多死、

【註】飲毒水故、

秦○　敵のはかりことで、川上から毒をながしたゆゑ、士卒が大分死だ、

鄭司馬子蟜帥鄭師以進、師皆從之、至于棫林、

【註】棫林、秦地、

鄭○　先陣して骨ををるに付いて、諸侯の勢もひきつゞいてすゝんで、秦の棫林までいたつた、

不獲成焉、

【註】秦不服、

されども秦がまだ服せぬ、

荀偃令曰、雞鳴而駕、塞井夷竈、

【註】示不反、

荀偃○　必死の軍をせうとすることを示し、

唯余馬首是瞻、

【註】言進退從己、

さて士卒に、吾が馬の首の向ふ方へむかへと云わたした、

欒黶曰、晉國之命、未是有也、余

【註】諸樊、適子、故曰義嗣、

子臧を立てんとしたけれども、子臧は去てたゝなんだ、○以　やはり公子負芻を立てた、その時君子がほめて、子臧をばよく身のほどをまもる人じやと云たとなり、○君　今君は呉を嗣き玉ふべき義君なり、

誰敢奸君、有國非吾節也、札雖不才、願附於子臧、以無失節、固立之棄其室而耕、乃舍之、

【註】傳言季札之譲、且明呉兄弟相傳、

しかれば誰あつて君をおかす者があらうぞ、○有　國をたもつことは我身分の相應ではない、○札　不調法者ながら、子臧の節義に附て、うしなはぬやうに致したいと云はれた、○固　是非たゝれよと云たれば、室をすてゝしりぞいて百姓になられたゆゑ、仕方もなくやめた、

夏、諸侯之大夫從晉侯伐秦、以報櫟之役也、

【註】櫟役、在十一年、

これは先年の討かへしなり、

晉侯待于竟、使六卿帥諸侯之師以進、

【註】言經所以不稱晉侯、

○晉　晉侯は國さかひまで出てまつて居られ、六卿に命じて諸侯の士卒を帥ゐてすゝませ、自分は臨れなんだ、これで經にはのられなんだである、

及涇、不濟、

【註】諸侯之師不肯渡也、涇水、出安定朝那縣、至京兆高陸縣、入渭、

○及　涇のきしまで至たれども、誰一人わたるともみえなんだ、

叔向見叔孫穆子、穆子賦匏有苦葉、

【註】詩邶風也、義取於深則厲、淺則掲、言己志在於必濟、

詩に讒を信ずることなかれと云てあるをのべて當つけた、

宣子辭焉、

【註】辭謝、

宣○宣子が亀相であつたについてわびことを云て、

使即事於會、成愷悌也、

【註】成愷悌、不信讒也、不書者、戎爲晉屬、不得特達、

會につらねて讒をもちひぬと云愷悌の德をしめしたとなり、

於是子叔齊子爲季武子介以會、自是晉人輕魯幣而益敬其使、

【註】齊子、叔老字也、言晉敬魯使、經所以並書二卿、

於○このときに魯の子叔齊子が季氏に副ふて會したれば、晉からも魯をうやまふた、

吳子諸樊既除喪、

【註】諸樊、吳子乘之長子也、乘卒至此春十七月、既葬而除喪、

父の服があいた、これは總領なり、

將立季札、

【註】札、諸樊少弟、

將○季札が賢者ゆゑたてんとした、

季札辭曰、曹宣公之卒也、諸侯與曹人不義曹君、

【註】曹君、公子負芻也、殺太子而自立、事在成十三年、

季○前に曹君の卒せられたときにも、諸侯も曹人も曹君を不義と云て、

將立子臧、子臧去之、遂弗爲也、以成曹君、君子曰、能守節、君義嗣也、

【註】踣、僵也、
晉とともに力を合せてひきたほしたと云ものなり、
戎何以不免、自是以來、晉之百役、與我諸戎、相繼于時、
【註】言給晉役不曠時、
我。かほどに忠をつくす我々なれば、何の とがめあつて難をまぬかれまいや、○自。 そのゝち晉に軍事があるか、又はさま〲の役のあるたびには、我々も加はりて、いつの時でもたえまなく繼いで出てはたらき、
以從執政、猶殽志也、
【註】意常如殽、無中二也、
以。御家老衆にしたがふたること、殽の 志の とほりにて、少しも二心はなかつた、
豈敢離遏、今官之師旅、無乃實有所闕、以攜諸侯、而罪我諸戎、我諸戎飮食衣服、不與華同、贄幣不通、言語不達、何惡之能爲、不與於會、亦無瞢焉、
【註】瞢、悶也、
豈。どうして遠ざかりはなれんや遏は逖遠と訓ず、○今。すれば諸侯のむつまじからぬは、官の役人衆の師旅のをさめ方にかけめがあるゆゑ、諸侯もはなれたではござるまいか、○而。それはいはずに、たゞ吾々をつみなさるゝ、○我。さて我々がもらしたと仰らるゝが、これが大きな相違である、まづ諸戎の飲食でも衣服でも、中華と同じやうにはない、○贄。進物も中國の役にたつものはない、○言。言もつぶさには通ぜぬものが、何として惡さまに云ことがならうぞとなり、○不。しかれば會に列ならぬとても少しも不足なことはござらぬ、と云てたちやぶりにして、
賦青蠅而退、
【註】青蠅、詩小雅、取其愷悌君子、無信讒言、
青蠅の詩をうたつて退出した、もの知りである、この

ほろぼしすてもし玉はず、

賜我南鄙之田、狐狸所居、豺狼所嘷、我諸戎除翦其荊棘、驅其狐狸豺狼、以爲先君不侵不叛之臣、至于今不貳、

【註】不內侵、亦不外叛、

賜我　南の果において土地を下された、はなはだ荒れはてた地で、狐狸の居所豺狼のほえまはる地で、人倫の住家にはならぬところなるを、吾々一家うちより棘をはらひのぞけ、○狐狸　その狐たぬきや豺狼を逐はらふて、先君につかへて晉をおかすこともなく、叛くこともなき臣となつて、今日まで二心なくつかへたとなり、

昔文公與秦伐鄭、秦人竊與鄭盟、而舍戍焉、

【註】在僖三十年、

昔　それに文公の時代には、秦とともに鄭を伐玉ひたとき、秦はにはかに心がはりして、內々鄭とちかつて、加勢まで鄭の城へこめて敵となつた、

於是乎有殽之師、

【註】在僖三十三年、

於　是ゆゑ殽の合戰におよんだ、

晉禦其上、戎亢其下、

【註】亢、猶當也、

晉　御國が上の方を防ぎ玉へば、私どもは下をふせぎました、

秦師不復、我諸戎實然、譬如捕鹿、晉人角之、諸戎掎之、

【詞】掎其足也、

秦　つひに大きに打かちて、秦の人數を國へ復さなんだは實に我々一家のはたらきであつた、○譬　これを鹿を捕るにたとふれば、晉人が角をとらへ玉へば我々は足をとつて、

與晉踣之、

【註】腆、厚也、

與女剖分而食之、

【註】中分爲剖、

我。　そのとき先君惠公の領分をわけて、その方に田地をあたへられた、不腆の田とはたゞ挨拶のことばのみにて、誠の惡田と云ことにはあらず、

今諸侯之事我寡君、不如昔者、蓋言語漏洩、則職女之由、

【註】職、主也、

今。　しかるところに、當代の諸侯が今晋へつかふることが、古のやうにないはいかにと尋ぬれば、○蓋。　何角と内わから辭がもれるゆゑに、人の心がまちまちになるである、○職。　これを何者がもらすとおもへば、その方がわざよりおこると聞えた、不屆千萬なれば、

詰朝之事、爾無與焉、

【註】詰朝、明旦、不使復得與會事、

詰。　明朝の會につらなることはかなはぬほどにまかり出るな、

與將執女、對曰、昔秦人負恃其衆、貪于土地、逐我諸戎、惠公蠲其大德、

【註】蠲、明也、

與。　もし出るにおいては、すぐさま召捕ると云わたした、○對。　戎氏も無實の咎を云かけられて怒て答るには、むかし瓜州を逐たは、秦人が自分の士卒の多いをたのみにし、また土地をむさぼつて、我々が一門を逐出した、○惠。　しかるところに、その時の惠公には大德をあきらかにしまたひたる君ゆゑ、

謂我諸戎、是四嶽之裔胄也、

【註】四嶽、堯時方伯、姜姓也、裔、遠、胄、後也、

我々一家諸戎は元來これ古の堯の時分の四嶽の遠孫なればと思召て、

毋是翦棄、

【註】翦、削也、

伐楚、

范○　喪ある國をせめられたと云罪をかぞへたてゝ、左やうな、無理な方人はえいたさぬとことわりを云てかへし、つひに楚を伐なんだ、

執莒公子務婁、

【註】在會不書非卿、

執○　これまた一列に在たをとらへて、

以其通楚使也、

【註】莒貳於楚、故比年伐魯、

何ゆゑに楚とは通したぞと云てとがめた、

將執戎子駒支、

【註】駒支、戎子名、

將○　この節戎子も來たを執へるつもりで、

范宣子親數諸朝、

【註】行之所在、亦設朝位、

旅中なれども朝廷の列をまうけ、その列座の中で、范宣子がみづからこれを咎めていふには、

曰、來、姜戎氏、昔秦人迫逐乃祖吾離于瓜州、

【註】四嶽之後、皆姜姓、又別爲允姓、瓜州地、在今燉煌、

來○　名をよびすてゝはなはだ大へいにいやしめた、是へ近く來やれ、○昔　これから罪狀を申わたすなれども、これは范宣子が人の讒言をきいて咎たが、とがめそこなひであつた、むかし秦の國よりその方が先祖吾離を瓜州へ逐迫て難義をいたさせたとき、

乃祖吾離被苫蓋、

【註】蓋、苫之別名、

乃○　その方が祖の吾離は苫を被て、

蒙荊棘、以來歸我先君、

【註】蒙、冒也、

荊棘の中をさまよふて我先君へ歸した、しかればかゝらぬ體であつたを、

我先君惠公、有不腆之田、

夏、四月、叔孫豹會晉荀偃齊人宋人衞北宮括鄭公孫蠆曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾人伐秦、

【註】齊宋大夫不書、義與向同、

齊も宋も人とあるは、上とおなじこゝろなり、

己未、衞侯出奔齊、

【註】諸侯之策書孫甯逐衞侯、春秋以其自取奔亡之禍、故諸侯失國者、皆不書逐君之賊也、不書名、從告、

告文なり、【注】諸侯　他國の諸侯の記錄には、孫甯が逐出したと書てあれども、魯の春秋には、その君の自分の修め方のわるいから、事おこりて國をうしなふたのは貶して、自分に出られたと書てある、いつでもそのわけで、逐人は書てないと云ことなり、

莒人侵我東鄙、

【註】無傳、報入鄆、

前年のうちかへしをした告文なり、

秋、楚公子貞帥師伐吳、

告文なり、

冬、季孫宿會晉士匄宋華閱衞孫林父鄭公孫蠆莒人邾人于戚、

【傳】十四年、春、吳告敗于晉、

【註】前年爲楚所敗、

晉へ告て、

會于向、爲吳謀楚故也、

【註】謀爲吳伐楚、

楚を伐てもらうつもりなれども、これは吳國の無理である、しかれどもまづ會しておいて、

范宣子數吳之不德也、以退吳人、

【註】吳伐楚喪、故以爲不德、數而遣之、卒不爲

使歸而廢其使、

【註】行而見執於楚、鄭又遂堅事晉、是鄭廢本見使之意、

使。　さきだつて良霄を當國へさしこした、鄭の内心は、使者どもを楚にとらへさせて、それを云ひ艸にして、楚といよ〱手切するつもりなり、しかるに今かれを歸されたらば、鄭の使をさしこしたはかりごとを廢しくじくと云ものなり、

怨其君、以疾其大夫、而相牽引也、不猶愈乎、楚人歸之、

怨。　卿はまたあのやうな處へ使者にやりて、なんぎさせたと云て、君へも大夫へも怨をふくむであらう、是に牽引させて、大臣どもの和睦せぬやうにしたらば、晉へもあまり固くはつかへぬやうにならう、すれば只いまの致し方よりはまさるでないかと云た、奇妙なる謀をめぐらした、○楚。　これをゆるしたかして、つひにかへしたとなり、

【經】十有四年、春、王正月、季孫宿叔老會晉士匄齊人宋人衞人鄭公孫蠆曹人莒人邾人滕人薛人杞人小邾人、會吳于向、

【註】叔老、聲伯子也、魯使二卿會晉、敬事霸國、晉人自是輕魯幣、而益敬其使、故叔老雖介亦列於會也、齊崔杼、宋華閲、衞北宮括、在會惰慢不攝、故貶稱人、蓋欲以督率諸侯、奬成霸功也、吳來在向、諸侯會之、故曰會吳、向、鄭地、

【注】叔。　魯がよく晉につかへたゆゑ、幣禮を減じさせた、その上使までをうやまふたゆゑに、介副まで名をあらはして會へつらねた、○齊。　これらは惰りあなどり、晉に貶されたゆゑ、卿なれども名を除いた、これは晉が諸侯をたゞし引まはして、いよ〱霸業をなさうと思てはげますのである、奬ははげますことなり、

二月、乙未、朔、日有食之、

【註】無傳、

解に不及、

鄭良霄大宰石㚟猶在楚、

【註】十一年、楚人執之、至今、

先達て楚へ來たをとらへて今にかへさぬ、

石㚟言於子囊曰、先王卜征五年、

【註】先征五年而卜吉凶也、征、謂巡守征行、

石。吾々をこのやうに止めおかるゝが、古への先王は巡守でも征伐でも、まづ五年以前より卜して、吉凶をこゝろみ玉ひ、

而歳習其祥、祥習則行、

【註】五年五卜、皆同吉乃巡狩、

歳。歳ごとに祥とて吉のしるしがある、祥がかさなつて、五年ともに吉なれば征行なさるゝ、

不習則増脩德而改卜、

【註】不習、謂卜不吉、

不。もしその内に不祥なればつゝしみ玉ひ、德をましをさめ玉ひて、後また卜なひ玉ふとある、古への王はかやうに萬事自身の德を第一にをさめ玉ふことなり、

今楚實不競、行人何罪、

【註】不能修德與晉競、

今。しかるに當國は君の德ををさめ玉ふことをわすれ玉ふゆゑ、おのづから威勢がおとろへて、もはや晉とはり合ことがならぬやうになつた、鄭の晉へついたはこれゆゑなり、○行。しかるに鄭をにくみて吾々をとらへおかるゝ、吾々に何のつみがあるや、

止鄭一卿、以除其偪、

【註】一卿、謂良霄、

止。殊に鄭の一卿をこの國にとめておかるれば、卿が一人少いだけに偪らぬによつて、

使睦而疾楚、以固於晉、焉用之、

【註】位不偪、則大臣睦、怨疾楚、則事晉固、

殘りの卿どもはむつまじくなりて、いよ／＼楚をにくみ、晉とかたく好みをむすぶであらう、○焉。そのやうになりては、なにのとり得がござるぞ、

也、
【註】養叔、養由基也、
養○今この方は喪中で、合戰はえすまいと、
必易我而不戒、
【註】戒、備也、
我をあなどりて、呉は必定そなへもあるまい、
子爲三覆以待我、
【註】覆、伏兵、
子○しかれば足下は三所に伏兵をまうけてまたれよ、
我請誘之、子庚從之、戰于庸浦、
【註】庸浦、楚地、
我は呉の卒をふせぎに出て、いつはりまけて敵をおびき出さう、そのとき引つゝんで伐れよとなり、○子右のとほりにして庸浦にて戰て、
大敗呉師、獲公子黨、君子以呉爲不弔、
【註】不用天道相弔恤、
大に呉をやぶつて、呉の公子黨をとらへた、○君　今楚はあはれみ弔ふべき筈なるを、なさけもない仕方である、
詩曰、不弔昊天、亂靡有定、
【註】言不爲昊天所恤、則致罪也、爲明年、會向傳、
詩○天のあはれみも得ぬものは亂はしづまるまいとなり、
冬、城防、書事時也、
【註】土功雖有常節、通以事間爲時、
すべてかやうな大作事は、さだまつたときがあるなれども、畢竟は民の空閑なる時をよいとするなり、
於是將早城臧武仲請俟畢農事、禮也、
於○このとき早く築かうと云たを、武仲が百姓の農事を畢ふるを待てからにしたいと云ふた、これは禮にかなふことなり、

殺不辜曰厲、

請○ そのときには謚をつけるであらう、そのときは我がねがひであるほどに、靈か又は厲と云ふ惡謚を附てくれよとなり、

大夫擇焉、莫對、及五命、乃許、秋、楚共王卒、子囊謀謚、大夫曰、君有命矣、子囊曰、君命以共、若之何毀之、赫赫楚國、而君臨之、撫有蠻夷、奄征南海、以屬諸夏、而知其過、可不謂共乎、請謚之共、大夫從之、

【註】傳言子囊之善、

大夫○ この二つの内いづれでもえらんで付けよと云付られたれども、惡名を付ることはおそれ多いことゆゑ、誰もえ返答せぬによつて、○及○ 五度までくりかへして云はれたゆゑ、是非なくかしこまつたとこたへた、○秋○ 卒せられた、子囊が何と謚號を付けふと云た、○大夫○ 先達て君の遺命があると云た、○子○ 君の御遺言は共敬を以て仰せられたものを、何として左やうな謚がつけられうぞ、うや／＼しき心より非を知り玉ひたなれば、惡君とは云はれぬ、○赫○ かくれもない大きな楚國に、明に君とし居玉ひ、○撫○ ことに蠻夷をなでたもち、南海のはてまでの國々をやすんじ、あまつさへ中國まで屬國となされた、左やうな御身にて、自身のあやまちを知玉ふなれば暗君とは云はれぬ、この上の共はあるまい、すれば共王としたいものじやと云たとなり、大夫どももこれは尤と同心した君君たれば臣臣たる處なり、

吳侵楚、養由基奔命、子庚以師繼之、

【註】子庚、楚司馬、

吳國より楚の不幸を付こんで攻め來た、○養○ 命を承て一番に駈つけた、○子○ 引つゞいて防ぎに出た、

養叔曰、吳乘我喪、謂我不能師

楚子疾、告大夫曰、不穀不德、少主社稷、生十年而喪先君、未及習師保之敎訓、而應受多福、

【註】多福、謂爲君、

楚の共王が病氣大切にあつた、そこで大夫を召て云はるゝには、吾不德なる生れつきの上に、幼少で社稷をあづかり、○生十歲のとき先君にはなれたゆゑに、思はず國主となつて師保の守り役どもの敎訓をならふこともえせず、○而是非なく君位をついで多福をうけた、

是以不德而亡師于鄢、

【註】鄢在成十六年、

是國家ををさむる德がないゆゑに、鄢のたゝかひに大分の士卒を討せて、

以辱社稷、爲大夫憂、其弘多矣、

【註】弘大也、

以國にきずをつけ、大夫どもへも憂へをさせたことが大分であつた、

若以大夫之靈、獲保首領以沒於地、唯是春秋窀穸之事、

【註】窀厚也、穸夜也、厚夜、猶長夜、春秋、謂祭祀、長夜、謂葬埋、

若もしこの上仕合せで、大夫どもの影を以て、無難に首と體とはなれぐにならず、地に沒することをえたならば、○唯死後のまつりもしてくれるであらう、春秋とは四時の祭りを云、窀穸とは長夜と云て葬禮をして尸をうづむること、又窀穸は下棺なりとある、穸はつかあなと訓み、窀はうづむと訓む、葬送の上では、

所以從先君於禰廟者、

【註】從先君、代爲禰廟、

さだめて先君のとほりに禰廟にまつるであらう、

請爲靈若厲、

【註】欲受惡謚以歸先君也、亂而不損曰靈、戮

而讓其下、

【註】能者在下位、則貴尙而讓之、

ゆづるこゝろは少しもない、これが惡世のしるし、何方でもかうしたものなり、○世　治世と云に至ては、上にたつ君子の歷々が能者を尙で、下にはおかずして用る、

小人農力以事其上、是以上下有禮、而讒慝黜遠、由不争也、謂之懿德、及其亂也、君子稱其功、以加小人、

【註】加、陵也、君子在位者、

小人　下民と云ものは、一心に農業をつとめて上につかへる、これでこそ上下ともに禮がそなはつて、○讒　わるい者は何れに居るかしれぬ、あながちに逃げ去るでもあるまい、けれども、恥てあらそひを云出さぬなるべし、○由　争ふと云ことがないに因て、讒言らしいことがない、○謂　さやうなるを美い德と云なり、○及　亂世と云ものは、上の人は功を鼻に上るゆゑ、下小人を何でもない者にする、

小人伐其技、以馮君子、

【註】馮亦陵也、自稱其能爲伐、

下民は少づゝの才能にほこりて、上の君子をもしのいで無禮をはたらくである、

是以上下無禮、亂虐並生、由争善也、

【註】争自善也、

是　これで上下の人の心が無作法になつて、亂虐のやむときなきに至る、○由　これは面々に自分ばかりをよい〳〵と思ふて、あらそうを以てなり、

謂之昏德、國家之敝、恒必由之、

【註】傳言昏之所以興、

謂　このやうな風俗を昏德と云ふとなり、○國　國のやぶれ家の亂ると云は、恒にいつでもこれより生ずると云ことなり、

【註】刑、法也、
晉○衆人ののぞむとほりゆゑ和した、諸侯もよく歸服したである、○君子○○評に、讓ると云は禮の第一にて、范宣子が一人讓たれば、風に草の偃すがごとくに下がみなゆづりた、○欒○汰はおごりて我まゝなこと、この欒黶はおごりものであつたれども少もさからはず屈服した、○晉　これで晉がよくをさまりて、代々この澤に賴り、靜謐にあつたと云ふは、善を法としたゆゑであつた、

一人刑善、百姓休和、可不務乎、書曰、一人有慶、兆民賴之、其寧惟永、其是之謂乎、

【註】周書、呂刑也、一人、天子也、寧、安也、永、長也、義○取上有好善之慶、則下賴其福、
一○人　上一人が善をまなべば、下百姓までも休く和らぐとあれば、つとめねばならぬ、○書○　上君一人が善をたのしみ玉へば、下億兆の民もその澤をかうむる、こゝを以て長久に安ずるとあるはこのことなり、

周之興也、其詩曰、儀刑文王、萬邦作孚、

【註】詩、大雅、言文王善用法、故能爲萬國所信、孚、信也、
周○　むかし周のさかりなるときを詠じた詩に、文王の法をこのみ玉ふを以て、國々が孚を作すとて、民に信ぜられ玉ふとなり、

言刑善也、及其衰也、其詩曰、大夫不均、我從事獨賢、

【註】詩、小雅、刺幽王役使不均、故從事者怨恨、稱己之勞、以爲獨賢、無讓心、
言○　これらも善を法となさるゝを云たものなり、○及○　さてそのおとろへたときの詩には、大夫のこゝろがまち〱にして均からぬゆゑに、○我○　事にしたがふ小役人の心もうらみをふくみて、これより上をあなどり、役人が面々に吾ひとり賢なりと云て、

言不讓也、世之治也、君子尚能、

欒黶、

【註】以武位卑故不聽、更命黶、

○使韓　これまた辭退をして、趙武をもちひ玉へと云た、

辭曰、臣不如韓起、韓起願上趙武、君其聽之、使趙武將上軍、

【註】武自新軍超四等代荀偃、

○又使　私は中々韓起にはおよびませぬ、その韓起が趙武を我が上役にいたしたいとねがひますほどに、君これを聞とゞけてつかはされよ、○使　そこで趙武を上軍に命じて、

韓起佐之、

【註】位如故、

韓起をその佐とした、これは趙武に德があつたとみえた、

欒黶將下軍、魏絳佐之、

【註】黶亦如故、絳自新軍佐超一等代士魴、

○欒　兩人にも命ぜられた、

新軍無帥、

【註】將佐皆遷、

○新　今までの新軍の大將も、その佐も上へ昇進したゆゑ、新軍は丸あきになつて將佐ともにない、

晉侯難其人、使其什吏率其卒乘官屬以從於下軍、禮也、

【註】得愼擧之禮、

○晉　誰彼とえらみなやまれた、○使　みだりに命ぜられず、まづ什吏とは十人組の長なり、それへ新軍の卒乘官屬迄を支配させて、下軍の下知を受させたと也、是は無作と云つけぬと云ふ禮をえたとなり、

晉國之民、是以大和、諸侯遂睦、君子曰、讓、禮之主也、范宣子讓、其下皆讓、欒黶爲汰、弗敢違也、晉國以平、數世賴之、刑善也夫、

【註】敵人距戰、斬獲俘馘、用力難重、雖邑亦曰滅、

同じ取るのも大軍を勞してとれば滅すと云、

弗地曰入、

【註】謂勝其國邑、不有其地、

また城をおとしても、地をたもたねば入ると云、これが左氏のときの定言である、

荀罃士魴卒、晉侯蒐于緜上以治兵、

【註】爲將命軍帥也、必蒐而命之、所以與衆共、

晉でよい人が卒したなり、○晉　軍將が死だ故、あと役をたてるとて勢ぞろへして、そのとき評議の上で大將をさだむる也、

使士匄將中軍、辭曰、伯游長、

【註】伯游、荀偃、

使○　總大將とさだめられたれば、辭退して云には、私よりは荀偃が年うへでござる、

昔臣習於知伯、是以佐之、非能賢也、

【註】七年、韓厥老、知罃代將中軍、士匄佐之、匄今將讓、故謂爾時之擧、不以己賢事見九年、

昔○　むかし私が中軍の佐と成りましたは、將が知伯にて私が彼としたしくござつたゆゑ、私を佐軍といたしました、私が才覺でつとめましたではござらぬ、

【注】荀偃にゆづらうとて、まづ以前のことは己れが賢ではなかりしと云ことを云ほどいた、

請從伯游、荀偃將中軍、

【註】代荀罃、

しかれば私は何とぞ伯游にしたがつてつとめたいと云た、○荀　すゝめにまかせて將とせられ、

士匄佐之、

【註】位如故、

さて士匄はのぞみのとほりまた佐となつた、

使韓起將上軍、辭以趙武、又使

ある、
【經】十有三年、春、公至自晉、
廟へ告た、
夏、取邿、
【註】邿、小國也、任城亢父縣有邿亭、傳例曰、書取、言易也、
傳にてすむなり、
秋、九月、庚辰、楚子審卒、
【註】共王也、成二年大夫盟于蜀、
告文なり、
冬、城防、
解に不及、
【傳】十三年、春、公至自晉、孟獻子書勞于廟、禮也、
【註】書勳勞於策也、桓二年傳曰、公至自唐、告於廟也、凡公行告於宗廟、反行飲至、舍爵策勳焉、禮也、桓十六年傳又曰、公至自伐鄭、以飲至之禮也、然則還告廟、及飲至、及書勞、三事偏行一禮、則亦書至、悉闕、乃不書至、傳因獻子之事、以發明凡例、釋例詳之、
魯侯の功勞を記錄にとめて神へ申上る是は禮じやとなり、
夏、邿亂、分爲三、
【註】國分爲三部、志力各異、
內亂があつて三部に分れてさわがしいを、
師救邿、遂取之、
【註】魯師也、經不稱師、不滿二千五百人、傳通言之、
魯よりすくはんとして遂にはほろぼしてとつた【注】魯。經に師とないのは人數が多からぬ故なり、
凡書取、言易也、
【註】不用師徒、及用師徒而不勞、雖國亦曰取、
何の手もなくとつたを云、
用大師焉曰滅、

も夫婦の間に出生仕たところの若而人とは十人並の女がござるとこたへることなり、夫婦を云のは嫡夫人の子と云ふことをあらはすなり、妾腹をわかつためなり、若而人とは十人なみの者と云ことばなり、これは手前から美いとも云はれず、又みにくいとも云はぬことである、

妾婦之子若而人、

【註】言非適也、

妾○　妾腹なればそのわけをことわるである、

無女而有姉妹及姑姉妹、則曰先守某公之遺女若而人、齊侯許昏、王使陰里結之、

【註】陰里、周大夫、結、成也、爲十五年、劉夏逆王后傳、

無○　我が子でなく、或は姉か妹かまたは父の姉妹などがあれば、○曰○　實父の名をあらはして、誰某が生みのこしたる女に、世間なみの女がござると答ることなり、○齊○　そこでその通りに御對申されたれば、それより相談がすんだなり、

公如晉、朝、且拜士魴之辱、禮也、

【註】士魴聘、在此年夏、嫌君臣不敵、故曰禮、

朝して謝せられた、これは禮じや、【注】士○　晉よりは臣が來たに、魯よりは君がみづから往るゝはつりあはぬやうに見ゆるを嫌て、禮なりと云たものなり、これは魯侯の覇をうやまはるゝ禮なり、

秦嬴歸于楚、

【註】秦景公妹、爲楚共王夫人、

秦の女が楚へ嫁した、

楚司馬子庚聘于秦、爲夫人寧、禮也、

【註】子庚、莊王子午也、諸侯夫人、父母既沒、歸寧使卿、故曰禮、

楚○　夫人が里歸りいたさるゝを名代に子庚が行た、これは夫人の父母の沒後ゆゑなりこれ又禮の定りで

【註】所出王之廟、

同姓○　元祖の廟に入て哭する、

同宗於祖廟、

【註】始封君之廟、

同宗○　家門なれば始封の廟で哭する、

同族於禰廟、

【註】父廟也、同族、謂高祖以下、

同族○　高祖父以下の一家なれば父の廟に於て哭する、

是故、魯爲諸姫臨於周廟、

【註】諸姫、同姓國、

是○　魯國に於ては、同姓の姫氏はいつにても周廟で臨哭するなり、

爲邢凡蔣茅胙祭臨於周公之廟、

【註】即祖廟也、六國皆周公之支子、別封爲國、共祖周公、

爲○　これらは同宗の國なるによつて、祖の周公の廟で哭することなり、

冬、楚子囊秦庶長無地伐宋、師于楊梁、以報晉之取鄭也、

【註】取鄭在前年、梁國睢陽縣東有地、名楊梁、

二國より晉の屬國宋をうつた、これは前年晉へ鄭を服した返報なり、

靈王求后于齊、齊侯問對於晏桓子、桓子對曰、先王之禮辭有之、天子求后於諸侯、諸侯對曰、夫婦所生若而人、

【註】不敢譽、亦不敢毀、故曰若而人、

王より齊の國へ后にたつべき女をもとめ玉ふた、○齊侯○　この勅答は何と申してよいと卿の桓子へたづねられた、○桓○　古昔先王の定め玉ひたる禮式に、まづ王より諸侯へ后をもとめ玉ふときには、答に、私ど

【註】五年、會於戚、公不與盟、而赴以名、

冬、楚公子貞帥師侵宋、

季武子が後詰して莒人を追はらひ、勝にのりて攻入りて鄆をやぶつて、

告文なり、

公如晉、

【傳】十二年、春、莒人伐我東鄙、圍台、季武子救台、遂入鄆、

【註】乘勝入鄆、報見伐、

季武子が後詰して、莒人を追はらひ、勝にのりて攻入りて鄆をやぶつて、

取其鐘以爲公盤、

鐘をとりてかへり、魯侯の手水盥にこしらへた、また一說に盤は食器とも云へり、

夏、晉士魴來聘、且拜師、

【註】謝前年伐鄭師、

魯國へ來聘し、且又をり〳〵加勢したる禮を述た、

秋、吳子壽夢卒、

【註】壽夢、吳子之號、

魯へ告げ來たれば、

臨於周廟、禮也、

【註】周廟、文王廟也、周公出文王、故魯立其廟、吳始通、故曰禮、

魯國にある周の文王の靈屋に入て臨哭めされた、これは禮のたゞしきことで有たとなり、吳國は周の泰伯の末孫で周と同姓ゆゑ、かくのごとく致された、

【注】周　魯國の先祖周公旦は文王の子なるゆゑ、文王の廟をまつるなり、

凡諸侯之喪、異姓臨於外、

【註】於城外向其國、

凡そ禮の定式が他姓の君が卒せられたと告げ來たれば、城外へ出て哭することである、

同姓於宗廟、

不。しかる上は廢せられぬほどに、その方これを受納いたせと申された、○魏。　そこで魏絳が受けた、この時よりして魏絳が家に金石の樂をもちゆる例になつたとなり、これは禮がそなはつたことなり、季氏が八佾などの非禮とは雲泥の違ひなり、

秦庶長鮑、庶長武、帥師伐晉、以救鄭、

【註】庶長、秦爵也、不書救鄭、已屬晉、無所救、

兩の大將となつて晉を伐て、鄭の援となつたである、

鮑先入晉地、士魴御之、少秦師而弗設備、壬午、武濟自輔氏、

【註】從輔氏渡河、

鮑。押よせたれば晉の士魴がふせいだ、○少。　たかが少勢なれば、さしたることも有まいと思ふたによつて、備をなり合にしておいた、これ武將の大きなる疾である、小敵をあなどることはきつと害の元となるものなり、○壬。　武輔氏と云津より渡りて、

與鮑交伐晉師、己丑、秦晉戰于櫟、晉師敗績、易秦故也、

【註】不書敗績、晉恥易秦而敗、故不告也、櫟晉地、

鮑と兩方よりはさみ討にした、○己。　晉の軍勢が打やぶられた、

【經】十有二年、春、王三月、莒人伐我東鄙、圍台、

【註】琅邪費縣南有台亭、

この方よりせめかへした、

季孫宿帥師救台、遂入鄆、

【註】鄆、莒邑、

解に不及、

夏、晉侯使士魴來聘、

告文なり、

秋、九月、吳子乘卒、

人所謂樂也、

【註】言五德皆備乃爲樂、非但金石、

而。右五の德がそなはる、そこでこそ國家をもしづめ、福祿を同くして、遠人をも來し服する者なれ、これ論語に、遠人服せざれば、文德ををさめてこれを來すと云語と同じことである、これが樂の本と申すものにて、たゞ鳴物を事とするのみではないとなり、

書曰、居安思危、

【註】逸書、

書。治世に亂をわすれざれば、

思則有備、有備無患、敢以此規、

【註】規正公、

備。へにおこたらず要心をする、○有。要心をさへおこたらねば、患は生ぜぬものなり、おそれながらこゝを以て君をたゝすと云た、

公曰、子之教、敢不承命、抑微子、寡人無以待戎、

【註】待遇接納、

公。晉侯も承服めされて、成ほどその方が教訓いたつて尤で、吾命をうけまいやとくと承知した、○抑。けれどもその方と云智勇の者がなければ、吾が手際にて戎狄を待することはできぬ、

不能濟河、

【註】渡河、南服鄭、

不。すればまた河水をこえて、鄭を服することもえすまい、

夫賞、國之典也、藏在盟府、

【註】司盟之府、有賞功之制、

夫。國をたもつ者の恩賞をほどこすと云ことは國の法にて、その例をしるした文書が盟府にをさめてある、

不可廢也、子其受之、魏絳於是乎始有金石之樂、禮也、

【註】禮、大夫有功則賜樂、

國家の仕合せと云もの、八年の内に諸侯を九たび合せ玉ふて、諸侯に惡心のないと申すのは、君の御威光のいたすところと、二三の臣の辛勞とでござる、○臣。私が何の力がござらうぞ、○抑。但しまだ申上たいことがござる、私のねがひまするには、何とぞ君この樂にやすんじ玉ひて、終りまで何事もなきやうにと御工夫なされ、後にまでながくたのしみ玉へとなり、○詩。たのしめる君子が天子の國を鎭撫すとある、

樂旨君子、福祿攸同、

【註】攸、所也、
樂。たのしむ君子には福祿があつまり來り、

便蕃左右、亦是帥從、

【註】便蕃、數也、言遠人相帥來服從便蕃然在左右、
遠方の者どもたがひにさそひ合ふて、なつき來りて左右につき從ふとある、

夫樂以安德、

【註】和其心也、
夫。さて音樂と申すものはすべて人の德をやしなふものなり、

義以處之、

【註】處位以義、
義。義をまもつて位に居り、

禮以行之、

【註】行敎令、
禮。をしへをほどこすには禮を以てし、

信以守之、

【註】守所行、
信。みづから行ふに信をもつて身をまもり、

仁以厲之、

【註】厲風俗、
仁。仁を法として風俗をよき方にはげましすゝめて、

而後可以殿邦國、同福祿、來遠

及其鑄磬、

【註】鑄磬、皆樂器、

女樂二八、

【註】十六人、

及。その外に女の樂をする者十六人とをまひなつたなり、

晉侯以樂之半賜魏絳、曰、子教寡人和諸戎狄、以正諸華、

【註】在四年、

晉。晉侯の今度魏絳をよび出し、鄭よりの樂を半分わけてあたへられた、さて云はるゝには、その方が吾にをしへたその功にて、諸の戎狄をやはらげ中國をもたゞし、

八年之中、九合諸侯、如樂之和、無所不諧、

【註】諧、亦和也、

八年の間に九たび諸侯をあはせた、その諸侯のむつまじく會合する有さま、丁ど樂のやはらぎたる如く、何方もやはらがぬところはない、

請與子樂之、

【註】共此樂、

請。しかればどうぞ其方と共々にこの樂をたのしまう、よつて半分あたふるなりと云はれた、

辭曰、夫和戎狄、國之福也、八年之中、九合諸侯、諸侯無慝、君之靈也、二三子之勞也、臣何力之有焉、抑臣願君安其樂而思其終也、詩曰、樂旨君子、殿天子之邦、

【註】詩、小雅也、謂諸侯有樂美之德、可以鎭撫天子之邦、殿、鎭也、

辭。うけずして云には、戎狄のやはらいだと申すは、

侯、

【註】不相備也、

庚辰　和睦したゆゑに生捕どもをかへし、相たがひに斥候も引せた、

禁侵掠、晉侯使叔肸告于諸侯、

【註】叔肸、叔向也、告諸侯、亦使赦鄭囚、

禁　亂妨を禁ぜられた、○晉　さて晉より諸侯へ、鄭の服したことをつげ廻されたとなり、【注】叔　外の國々にも、鄭の囚があるならば、ゆるして歸されよとつげられたものなり、

公使臧孫紇對曰、凡我同盟、小國有罪、大國致討、苟有以藉手、鮮不赦宥、寡君聞命矣、

【註】言晉討小國、有藉手之功、則赦其罪人、德義如是不敢不承命、

晉國よりの使者への返答、今度我同盟の小國に罪があつて、大國より討伐なされたれども、○苟　元來すこしでも手にしくとて手品さへ付けば、いつでも赦宥なされぬと云ことはまれなとなり、これは晉の德義をほめた挨拶なり、○寡　主人もつゝしんで命をうけられましたと挨拶をしたなり、

鄭人賂晉侯以師悝師觸師蠲、

【註】悝觸蠲、皆樂師名、

大分おくられた、樂人三人、

廣車軘車淳十五乘、甲兵備、

【註】廣車軘車、皆兵車名、淳、耦也、

兵車を一對づゝ十五乘なれば三十車なり、これにみなかざり兵具をもそなへて、

凡兵車百乘、

【註】他兵車及廣軘、共百乘、

凡　その車ども合せて百乘に、

歌鍾二肆、

【註】肆、列也、縣鍾十六爲一肆、二肆、三十二枚、

歌　これは樂器をそろへて二通りと、

將服于晉、曰、孤以社稷之故、不能懷君、君若能以玉帛綏晉、不然、則武震以攝威之、孤之願也、楚人執之、書曰、行人、言使人也、

【註】書行人言非使人之罪、古者兵交使在其間、所以通命示整、或執殺之、皆以爲譏也、既成而後告、故書在蕭魚下、石㚟爲介、故不書、

鄭。 鄭より卿の良霄と大宰の石㚟と云ふもの二人を楚へ使者につかはして、晉よりせめるゆゑ、力なく服しましたと云ことを告た、その口上に、○孤 私儀君にしたがひたいと存ずれども、それでは國があやういゆゑ、どうも君をおもふて居られませぬ、○君 何とぞ君より玉帛のおくり物を晉へつかはされて、晉のこゝろをやはらぐるやうになされて下されますか、左なくば君の武威をふるひ玉ひて、攝威と晉をおどして、私方へ手をさゝぬやうになされ下されなば、わたくし安堵して君にしたがひませう、この二箇條は孤がねがひなりと云た、○楚 何の返答もせず、二人の使者を召とつたとなり、○書 これを經に行人と云たは、使人と云を示したものである、これは使者に罪はない、楚のむりであるそれをそしつたものなり、

諸侯之師、觀兵于鄭東門、鄭人使王子伯駢行成、甲戌、晉趙武入盟鄭伯、冬、十月、丁亥、鄭子展出盟晉侯、

【註】二盟不書不告、

また大軍をみせかけたである、○鄭 かねて期したることなれば、直にまた服した、○甲 敵味方和睦した、

十二月、戊寅、會于蕭魚、

【註】經書秋、史失之、

十二 和會なり、

庚辰、赦鄭囚、皆禮而歸之、納斥

【註】先王、諸侯之大祖、宋祖、帝乙、鄭祖、厲王之比也、先公、始封君、

先。諸侯の大祖たる王たちや、先公は諸公の始封の靈を云なり、【注】先。宋の祖は殷の帝乙、鄭の先祖は周の厲王のたぐひを云なり、

七姓十二國之祖、

【註】七姓、晉魯衞鄭曹滕姬姓、邾小邾曹姓、宋子姓、齊姜姓、莒巳姓、杞妘姓、薛任姓、實十三國、言十二、誤也、

この同盟の國々十二箇國の祖までおどろかし奉りて、ちかつたことなれば、【注】七。傳には小邾と邾と一國とみられたが、實は十三國あるとなり、

明神殛之、

【註】殛、誅也、

右の神々の罰をかうむり、

俾失其民、隊命亡氏、踣其國家、

【註】踣、斃也、

俾。國中の民をうしなつて、さて君の命をほろぼし氏をたやし、國家をたをすに至るであらうとちかつたとなり、

楚子囊乞旅于秦、

【註】乞師旅於秦、

秦へ援兵を下されよと云たなり、

秦右大夫詹帥師從楚子、將以伐鄭、鄭伯逆之、丙子、伐宋、

【註】鄭逆服、故更伐宋也、秦師不書、不與伐宋而還、

秦。乞に應じてしたがつた、○將。鄭をうたうとて出たを、鄭が道まで出むかつて服したに付て、鄭をば伐つことをやめて宋を伐た、

九月、諸侯悉師以復伐鄭、

【註】此夏諸侯皆復來、故曰悉師、

勢をこと〴〵くしてまた鄭をうつた、

鄭人使良霄大宰石㚟如楚、告

【註】數伐鄭、皆罷於道路、
諸。またしても〳〵鄭をうつとて、道中の往來に諸侯方もつかれはてゝ居るなれば、もし會盟のふり合が不とゝのひでは、二心が出來ねばならぬ、

乃盟、載書曰、凡我同盟、毋蘊年、

【註】蘊積年穀而不分災、
乃。そこで誓書の文言に、念を入れて云には、わが同盟の國は年穀をつみたくはへて、他國の災があつても分けぬやうなことをすまい、互にわざはひをわけて引きうくべし、穀を分けるはわざはひに合たもおなじことゆゑに云なり、

毋壅利、

【註】專山川之利、
毋。山川より產するものをふさぎとめて、一國かぎりにおさへておくまい、

毋保姦、

【註】藏罪人、
毋。罪人はかくまふまい、この國の罪人を向の國でかくまふては不和のもとになることなり、

毋留慝、

【註】速去惡、
毋。惡事はすみやかに去るなり、

救災患、恤禍亂、同好惡、奬王室、

【註】奬助也、
救。たがひにすくひたすけあひ、○恤。國のわざはひや亂たはあはれみあひ、○同。よいものは共々によみしあしきものはとも〳〵に惡むがよい、○奬。さて周の王をたすけたてまつらう、

或間茲命、司愼司盟、名山名川、

【註】二司、天神、

羣神羣祀、

【註】羣祀、在祀典者、
羣。およその諸神あるひは祀典の神名帳の神々と云こと、

先王先公、

宋向戌先至于鄭、門于東門、

【註】傳釋齊太子光所以序莒上也、向戌不書、宋公在會故、

はたして宋の加勢に出た、○己。　齊宋が先陣して東門をせめたとなり、

其莫、晉荀罃至于西郊、東侵舊許、

【註】許之舊國、鄭新邑、

其。　夕暮方に晉から鄭の西郊へ着陣して、東許の舊地の鄭の領分になつて居るをおかした、

衞孫林父侵其北鄙、六月、諸侯會于北林、師于向、

【註】向地、在潁川長社縣東北、

衞。　これは北からよせた、○六月。　向と云ところへあつまりて陣をはり、それより、

右還、次于瑣、

【註】北行而西爲右還、熒陽宛陵縣西有瑣侯亭、

右。　北へむかつて西へまはり、

圍鄭、觀兵于南門、

【註】觀、示也、

鄭をとりかこんで、南門で勢をそろへてみせ、

西濟于濟隧、

【註】濟隧、水名、

西。　水をわたりて近づくである、

鄭人懼、乃行成、秋、七月、同盟于亳、范宣子曰、不愼、必失諸侯、

【註】愼、敬威儀謹辭令、

鄭人。　このいきほいにおそれて降參をしたりとなり、○秋。　鄭も加はりて同盟した、○范宣子。　この節萬事つゝしまでは、諸侯をうしなふて伯業をほろぼすであらう、

諸侯道敝而無成、能無貳乎、

乃固與晉、大夫說之、使疆場之司惡於宋、

【註】使守疆場之吏侵犯宋、

子展　大きな謀計をたくみだしたなり、まづ當國から惡事をなして、宋とせり合をおこすがよい、しかるときには、宋の同盟の諸侯がかならず後づめに來るであらう、○吾從之　その時に吾降參して諸侯とちかつてあらうならば、楚からまた怒て師をよせるであらう、○吾　その節またわれは楚にしたがふならば、晉の怒りがいよ〳〵つよくならう、○晉　如此して晉からをり〳〵軍を出し來れば、後には楚も敵することがなるまい、そこでかたく晉にくみしたらば、もはや心やすくならうと思ふと云つた、○大　みなこれは一段よからうと云た、○使　宋の國ざかひの役人に云つけて、宋の方の林でも伐たさうな、何でもわるさを仕かけさせた、

宋向戌侵鄭、大獲、子展曰、師而伐宋可矣、若我伐宋、諸侯之伐我必疾、吾乃聽命焉、且告於楚、楚師至、吾又與之盟、而重賂晉師、乃免矣、

【註】言如此乃免於晉楚之難、

宋　宋からもすておかれずして、さかひへ人數を出して鄭の民を大分とらへた、○子展　さらば師を出して宋をせめたがよい、○若　いよ〳〵宋を伐たらばすきをあらせず、諸侯が吾をせめるであらう、○吾　そのときわれ諸侯の命をきいて和睦して、その上にて楚へつげたら、楚の師もすみやかに至らう、そのとき吾また楚とちかつて、內々では晉へおもくまいなひして　わびことしたらば、二國の難はのがれるであらうと云た、

夏、鄭子展侵宋、

【註】欲以致諸侯、

夏　諸侯を引だすための計略なり、

四月、諸侯伐鄭、己亥、齊太子光

父兄はみな公へつけて臣としておいた、

不然不舍、

【註】制軍分民、不如是則三家不舍其故而改作也、此蓋三家盟詛之本言、

不。如此なくては今までの軍をすてはせまいとなり、【注】制。これが盟たり詛したりしたことばてあらうとなり、

鄭人患晉楚之故、諸大夫曰、不從晉、國幾亡、

【註】幾、近也、

每度二國からせめられてははなはだこまるである、○諸。とかく晉にそむいては國のため惡しく、終にはほろぼさるゝであらうとなり、

楚弱於晉、晉不吾疾也、

【註】疾、急也、

楚。楚は晉よりはよはいけれども、晉が吾を服せんとすることが楚ほどきびしくない、

晉疾、楚將辟之、何爲而使晉師致死於我、

【註】言當作何計、

晉。晉からきびしく攻伐さへすれば、楚はおそれて辟るであらう、けれども晉が身を入れぬ、○何爲。どうしたらば晉の諸卒が一命をかけて、楚とあらそふやうにはならうぞ、

楚弗敢敵、而後可固與也、

【註】固與晉也、

楚。楚がふたゝび敵せぬやうになつた上にて、かたく晉に與みしたいものとなり、今のとほりで楚にそむいてはあやういゆゑ、うかと晉にくみすることもならぬである、

子展曰、與宋爲惡、諸侯必至、吾從之盟、楚師至、吾又從之、則晉怒甚矣、晉能驟來、楚將不能、吾

【註】壞其軍乘、分以足成三軍、
三　いまゝでさだまつてある車の軍立をやぶりくづさねば、わり合がでけぬによつて、ならしてわり直した、

季氏使其乘之人、以其役邑入者無征、

【註】使軍乘之人、率其邑役入季氏者無公征、
季氏　これが季氏が大なるたくみである、まづ三家に分けた民も、軍役は三家へしたがつてつとめても、常の諸役は公室へつとめることである、それを季孫は軍乘の者ども、その邑役ぐるめに我屬となるものは、公室への征賦はゆるさうと云た、我まゝな云分なり、

不入者倍征、

【註】不入季氏者、則使公家倍征之、設利病、欲驅使入己、故昭五年、傳曰、季氏盡征之、民辟倍征、故盡屬季氏、
不　われに附くことをいやにおもふものは、公室へ一倍の役をつとめて公室へつけと云た、これはいやとも我にしたがふやうにしたものである、【注】不利德な事と難義なことゝ二つを並べ設け、民を驅まはして己にしたがふやうにとしたものなり、○故民も季氏につくことはいやなれども、倍の役をつとめてはたまらぬによつて、さながら季氏にしたがつたとなり、大きな山師である、それゆゑ後孔子の時代には、魯侯はあつてなしになられた、

孟氏使半爲臣、若子若弟、

【註】取其子弟之半也、四分其乘之人、以三歸公、而取其一、
これまた少しおとなしい、わがあたり前の民の中でも、子の二人あるを一人を我屬として、兄弟も三人あれば一人を取るといふやうにして、一軍の乘の人を四つに割て、三分は公の民として一分をとつた、それを半を臣とすと云、

叔孫氏使盡爲臣、

【註】盡取子弟、以其父兄歸公、
叔孫氏　これは子弟の部屋住の者をわが屬として、

にするつもりゆゑ、今度三軍にして、中軍をたてると云て、今までたてゝあつた法をあらたむる巧みなり、

告叔孫穆子曰、請爲三軍、各征其軍、

【註】征、賦稅也、三家各征其軍之家屬、

今度三軍をつくらうと思ふとなり、いよ〳〵三軍にして三家の支配とせん、しからば自分の軍は征賦ともに面々收納して、家屬となして役をつとめやうと云た、

穆子曰、政將及子、子必不能、

【註】政者霸國之政令、禮、大國三軍、魯次國而爲大國之制、貢賦必重、故憂不能堪、

穆。三軍をつくるはよけれども、三軍は大國の制なれば、霸者より軍役を大國なみにかけて來るであらう、元より魯は實は大國でないゆゑ、その軍役は其許もえつとめられまいと云た、

武子固請之、穆子曰、然則盟諸、

【註】穆子知季氏將復變易、故盟之、

武。季氏が是非にと云たゆゑ、穆子がしからば後日に變易をいたされまいとちかはれよと云た、

乃盟諸僖閎、

【註】僖宮之門、

乃。僖公の廟門の前で盟をたてたとなり、

詛諸五父之衢、

【註】五父、衢道名、在魯國東南、詛、以禍福之言相要、

詛。五父と云ところでたがひの誓詞をたてた、【注】

詛。いつはつたならば神の禍をかふむらうと云こと、

正月、作三軍、三分公室而各有其一、

【註】三分國民衆、

君の民を三つ割にして三家へ分てたもつた、

三子各毀其乘、

【註】亳城、鄭地、伐鄭而書同盟、鄭與盟可知、
これは魯侯もこの盟にあづかられたである、鄭が服したゆゑの盟とみえる、

公至自伐鄭、

【註】無傳、
廟告した、

楚子鄭伯伐宋、

告文なり、

公會晉侯宋公衞侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭、

【註】晉遂尊光、
ふたゝび宋を援くるなり、【注】晉。　又齊の世子を尊むとなり、

會于蕭魚、

【註】鄭服而諸侯會、蕭魚、鄭地、

これ又前の如くなり、

公至自會、

【註】無傳、以會至者、觀兵而不果侵伐、
前のとほり會よりとあれば戰は無つたと見ゆ、

楚人執鄭行人良霄、

【註】良霄、公孫輒子、伯有也、
告文なり、

冬、秦人伐晉、

告文なり、

【傳】十一年、春、季武子將作三軍、

【註】魯本無中軍、唯上下二軍、皆屬於公、有事三卿更帥以征伐、季氏欲專其民人、故假立中軍、因以改作、
魯の季氏がそろ〳〵おごり出す、まづこれまでない三軍を作らうとする、【注】魯。　上下の二軍もやはり君の軍で、軍事には三家がかはる〳〵大將となつて征伐することであつた、○季氏。　君の民を己がもの

いづれにも勅命しだいにすることなり、

使王叔氏與伯輿合要、

【註】合要辭、

王の勅なれば、各兩方ともに要言をもつて口書を出されよ、その口書を合せてその上のことにせうと云た、范宣子が即座に理非をわけてさばくべきことなれども、それでは王へはゞかり多しと云こゝろにて、王の思しめし次第と云たとなり、

王叔氏不能擧其契、

【註】要契之辭、

王。己が無理であつたゆゑ、どうも口書が出來されぬなり、

王叔奔晉、不書、不告也、單靖公爲卿士、以相王室、

【註】代王叔、

それでついに晉へ立のいた、○不。經にあるべきことであるけれども、告ぬものは仕やうがないゆゑ書なんだ、○單。王叔が後職となられた、

【經】十有一年、春、王正月、作三軍、

【註】增立中軍、萬二千五百人爲軍、

魯國ではじめて三軍を作つた、

夏、四月、四卜郊、不從、乃不郊、

【註】無傳、

前に出た、

鄭公孫舍之帥師侵宋、

告文なり、

公會晉侯宋公衞侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭、

【註】世子光至、復在莒子之先、故晉悼亦進之、

鄭が宋をいどみたるゆゑなり、【注】世。いつも魁をして上座につく、

秋、七月、己未、同盟于亳城北、

今自王叔之相也、政以賄成、

【註】隨財制政、

今。當代足下の主人王叔が攝政めさるゝにいたつてより以來は、御政事はみなまいなひ次第にてことが成就し、

而刑放於寵、

【註】寵臣專刑、不在法、

而。刑罰も寵臣どもがみだりにさばきて、法にはかゝはらぬなり、

官之師旅、不勝其富、

【註】師旅之長、皆受賂、

官之。それゆゑにそこもとの師旅の長どもも、みな下よりまひないをむさぼつて、富さかえて財寶のおきどころがないくらゐになつた、

吾能無篳門閨竇乎、

【註】言王叔之屬富、故使吾貧、

吾。左やうな無道な權の下にゐてしひたげられては、何ほど家筋のものにても貧にならねばならぬ、これたれがなすわざぞや、

唯大國圖之、

【註】圖、猶議也、

唯。この上は晉の大國よりよろしく評議をいたされよとなり、

下而無直、則何謂正矣、

【註】正者不失下之直、

下。すべて事をたゞす者は下の直いやうにいたすべきことなり、下が直くならではたゞすとは云はれぬと云た、

范宣子曰、天子所右、寡君亦右之、所左亦左之、

【註】宣子知伯與直、不欲自專、故推之於王、

范。士匃もいさいに聞たところが、みな王叔が無理なるゆゑ云には、天子の右せうとおぼしめせば我が主人もおなじく右し、左せうと思召せばまた左りし、

ない、そこで名代を出したなり、

士匄聽之、王叔之宰曰、篳門閨竇之人而皆陵其上、其難爲上矣、

【註】篳門、柴門、閨竇、小戸、穿壁爲戸、上鋭下方、狀如圭也、言伯輿微賤之家、

理非を判斷するなり、○王　王叔が家老が云には、やう〱柴で作りたる門や、穴のやうな戸口のついて居る家にすまつてゐるいやしきものでありながら、上の人へ對して不作法をする、それをそのまゝにさしおいては上がたゝぬと云た、

瑕禽曰、昔平王東遷、吾七姓從王、牲用備具、王賴之而賜之騂旄之盟、

【註】平王從時、大臣從者有七姓、伯輿之祖、皆在其中、主爲王備犧牲、共祭祀、王恃其用、故與之盟、使世守其職、騂旄、赤牛也、擧騂旄者、言得重盟不以犬雞、

○瑕禽　大夫がむつとして、まづ家すぢの由緒をかたるなり、むかし平王の東遷なされたときに、吾々が先祖七姓の大夫が王に隨從したてまつりたゆゑに、牲や御入用をとゝのへそなへてさし上げた○王　それゆゑ平王にもその忠勤をよろこび玉ひ、かの七姓のものを力におぼしめして、赤牛をころしておもき盟ひをなし下された、

曰、世世無失職、若篳門閨竇、其能來東底乎、且王何賴焉、

【註】言我若貧賤、何能來東、使王恃其用、而與之盟邪、底、至也、

曰　そのちかひの文言に、代々この職をうしなはせぬやうに、永代かはらず召仕ふと仰られた、○若　足下が云はるゝごとく、昔から微賤のものならば、どうして東までもしたがひ奉て、あまつさへ王のたのみに思召すやうにはなつたぞとなり、元よりいやしきものならば、左やうな御奉公はでけそもないものである、

周の二卿が口論したれば、

王右伯輿、

【註】右、助也、

王の伯輿が肩をもちたまふたゆゑに、

王叔陳生怒而出奔、及河、王復之、

【註】欲奔晉、

王叔が無念におもふてたち退いたるなり、○及。晉へかけこむつもりであつたを、河水まで追手を出して召かへされた、

殺史狡以說焉、

【註】說王叔也、

殺。このものが所爲であつたと云て、ころして王叔をなだめたまふたれども、

不入、遂處之、

【註】處叔河上、

王叔は都へ入らずしてまづ河上に居た、

晉侯使士匄平王室、王叔與伯輿訟焉、

【註】爭曲直、

晉。晉もすてゝはおかれぬ故に、士匄に行いて和平をとりあつかへと命ぜられた、そこで周へさばきにゆいた、○王。二卿が公事になつた、

王叔之宰、

【註】宰、家臣、

王叔は族卿ゆゑ自分の家老を出した、

與伯輿之大夫瑕禽、

【註】瑕禽、伯輿屬大夫、

伯輿が方よりは與力の大夫を出して、

坐獄於王庭、

【註】獄、訟也、周禮、命夫命婦、不躬坐獄訟、故使宰與屬大夫對爭曲直、

兩人は訟獄の座へ出た、【注】獄。丈夫でも婦人でも爵命を蒙りたる歷々は、自身に公事すると云ことは

【註】伐涉潁者、

欒○いつか晉人もこれをしりて、河をわたるところをうたうと云た、

荀罃不可、曰、我實不能禦楚、又不能庇鄭、鄭何罪、不如致怨焉而還、

【註】致怨、爲後伐之資、

荀○また知武子が承知をせぬ、それはむりと云ものなり、この方が武威があつて、こゝろまゝに楚をふせげばよけれども、それもならず、また楚から鄭をえせめぬやうにして、やすんじおほへばよけれども、それもえせで、無性に鄭ばかりをせめようとする、鄭になにのつみがあるぞ、○不 それよりはいま鄭がわれを蔑にしたるをば遺恨として、このたびはまづかへつてかさねてせむるにしくはない、

今伐其師、楚必救之、戰而不克、爲諸侯笑、克不可命、

【註】勝負難要、不可命以必克、

今○鄭をうつては楚が加勢するは必定なり、もし楚を敵にとつてたゝかつて、えかたぬときには諸侯の笑ひぐさになるであらう、○克 さて軍の勝負はもとめて得られぬものなれば、ぜひかつとはいはれぬものなり、

不如還也、丁未、諸侯之師還、侵鄭北鄙而歸、

【註】欲以致怨、

不○兎角かへるにこしたことはないと云て、○丁未○引ざまに鄭の地をおかして、後のけんくわのたねとしたなり、

楚人亦還、

【註】鄭服故也、

楚○鄭が服したゆゑ云ひぶんなく歸つた、

王叔陳生與伯輿爭政、

【註】二子、王卿士、

【註】潁水、出城陽、至下蔡、入淮、

欒。否やしりぞくとはよろしからぬ、いま楚に逃げてはいかにも晋のはぢである、一向出かけねばよけれども、諸侯をあはせてはるぐゝこゝまで出て、左やうににげはしりて、はぢをまさうよりは死だがましじや、○我。おのくはこゝろ次第なり、拙者はひとり合戰せうと云た、それで諸軍みなひきかへして、潁水といふ水をへだてゝ陣をとつたである、

子矯曰、諸侯既有成行、必不戰矣、

【註】言有成去之志、

子。鄭の子蟜がいふには、いま晋は引かへして楚の軍にむかふても、したがふたる諸侯はみなさる心底になつてをる、すればどうで戰は有るまい、然らば恃にはならぬ、

從之將退、不從亦退、

【註】從、猶服也、

吾晋へ従ても晋の方は退くであらうし、また従はぬといふても退くであらう、

退、楚必圍我、猶將退也、不如從楚、亦以退之、

【註】以退楚、

退。すれば晋にしたかつたうへで、晋がしりぞいたならば、あとでまた楚からわれをかこんでせめるにちがひはない、そのとき晋がまたとつてかへして、楚をおひはらへばよけれども、さうはせずにやはりひきとつてしまふであらう、○猶。それよりは楚にしたがつて無事をとりむすび、楚を引かするがよいと云た、

宵涉潁、與楚人盟、

【註】夜渡、畏晉知之、

宵。そのはかりごとに一決して、夜中にずゐぶん晋へしらせぬようにとて、ひそかに川をわたりて、楚とちかふたとなり、

欒黶欲伐鄭師、

【註】欲以偪鄭也、不書城、魯不與也、梧制、皆鄭舊地、

經にきづくことをしるさぬは、魯はその普請に出合なんだゆゑなり、この城をきづいたのは鄭をせびらかすつもりでしたとなり、○晉　ところ〴〵に出城をきづいて鄭を目がけた、

士魴魏絳戍之、書曰、戍鄭虎牢、非鄭地也、言將歸焉、

【註】二年、晉城虎牢而居之、今鄭復叛、故脩其城而置戍、鄭服則欲以還鄭、故夫子追書繫之于鄭、以見晉志、

士。　晉より城番をいれたれば、當時晉のもちぶんなれども、やはり經に鄭の虎牢とある、その故は降參さへすれば鄭へかへすこゝろで、晉がみあはせて居た、そこで孔子の晉の本意をあらはさうとおぼしめして、追て鄭へかけて書たまひたとなり、

鄭及晉平、楚子囊救鄭、十一月、諸侯之師、還鄭而南、至於陽陵、

【註】還、繞也、陽陵、鄭地、

鄭。　ついにはえこらへずして晉と和睦した、○楚。　楚はまた晉と一戰せうとおもふて出かけた、○十一月。　晉の方の諸侯は鄭をめぐりて南へ出て、陽陵といふまでいたつたれども、

楚師不退、知武子欲退曰、今我逃楚、楚必驕、驕則可與戰矣、

【註】武子、荀罃、

楚の軍勢はしりぞかぬなり、○知。　楚にはかまはず退くつもりなるゆゑ、諸將に云には、今我方はしりぞいて、楚をのがるゝとみせたらば、楚がまた例のごとくほこるこゝろがでけるであらう、そのときにはあひ手になりやすいによつて、まづ此たびはしりぞかうと云た、

欒黶曰、逃楚、晉之恥也、合諸侯以益恥、不如死、我將獨進、師遂進、己亥、與楚師夾潁而軍、

而焚之、是衆爲政也、國不亦難乎、

【註】難以至治、

子孔　合點せずして云には、今度條目を出して以て國をさだめようと云を、衆人がいかるとてこれをやいては、それでは衆人がしおきをするといふものなり、○國　大羣の人がこゝろ〴〵にまつりごとをなしては、國はをさまりがたいではないかと云た、

子産曰、衆怒難犯、專欲難成、合二難以安國、危之道也、不如焚書以安衆、子得所欲、

【註】欲爲政也、

子産　否やさうではない、衆人のいかつたのは中々あひ手にはなれぬ、○專　さてそこもとばかりにて存分になさるゝは、慾をもつぱらにすると云ものなればさやうなことは成りがたいものなり、右の二つのかたいことをあはせて、國をやすんぜうとはあやうい仕方である、○不　それよりは書をやいて、衆人をやすんじしづめるがよい、○子　すれば足下の欲せらるゝことはりまつりごともなり、

衆亦得安、不亦可乎、專欲無成、犯衆興禍、子必從之、乃焚書於倉門之外、衆而後定、

【註】不於朝內燒、欲使遠近見所燒、

衆人も安堵をするならよいではあるまいか、○專　さなくして足下ばかり欲をもつぱらにして、存分をせうとなされても仕とげられぬことなり、また衆人をおかしたときには、わざはひをおこすといふ者にて、みな〳〵あやういことなり、○子　しかればまづ子がことばにしたがはれよと云て、書を門のそとでやきすてゝ衆にみせられた、そこでいづれもしづまつたとなり、子産は若年の折から智者であつた、

諸侯之師、城虎牢而戍之、晉師城梧及制、

【註】千二百十五人、
閉○財器の土藏をしめた、○愼○ところ〴〵をとぢまはつた、○完○まもりそなへをまつたうし缺めなくして、行列を成して出られた、○兵○大ぶんの人數をひきゐて出られた、これでなくては用にたゝぬ、

尸而攻盜於北宮、子蟜帥國人助之、殺尉止、子師僕、盜衆盡死、侯晉奔晉、堵女父司臣尉翩司齊奔宋、

【註】尉翩、尉止子、司齊、司臣子、
尸○父の死骸にのぞんで哭し、それからぢきに、こもりたる北宮へしかけた盜をせむるにいたつては、子蟜が國人をひきゐて援兵にでたゆゑ、○殺○父の敵の發頭人はうちとつたなり、○盜○賊の方人どもを大かたころした、○侯○みなのかれさつたとなり、

子孔當國、

【註】代子駟、
子孔○子駟があとの執政となつた、

爲載書、以位序聽政辟、

【註】自羣卿諸司、各守其職位、以受執政之法、不得與朝政、
爲○國の條目をこしらへて、役人の座列をさだめ、諸役人はみな執政のさしづをうけて相つとめよ、朝政の相談などにくはゝることはならぬといひわたした、

大夫諸司門子弗順、將誅之、

【註】子孔欲誅不順者、
大夫○新法があるに付て、此らの箇條などは得したがうまいと云た、○將○したがはぬならば誅戮せうと云た、

子產止之、請爲之焚書、

【註】既止子孔、又勸令燒除載書、
子產○おしとめてまづ此たびの條目をやきすてられよといふた、

子孔不可、曰、爲書以定國、衆怒

殺。三人をころした、○劫。君を手ごめにして北宮へとぢ籠つた、○子孔。司徒一人はかねてよりこのことをしつて居たゆゑ、出仕せなんだ、それ故に死ななんだなり、しかれどもこれものちにはころされる、

書曰、盜、言無大夫焉、

【註】尉止等五人、皆士也、大夫謂卿、

書。これを經に大夫といはなんだとなり、

子西聞盜、不儆而出、

【註】子西、公孫夏、子駟子、

子西。子駟が子なり、これは朝廷で盜の亂がおこりて父はころされたときいて、はなはだあわてゝ不儆。と何のかくごもなく、はしり出して朝へかけこんで、

尸而追盜、

【註】先臨尸而追盜、

尸。尸は父の死骸をみて泣て、それから盜をおいにかゝりたけれども、

盜入於北宮、乃歸授甲、臣妾多逃、器用多喪、子產聞盜、

【註】子國子、

盜どもは北宮にとぢこもつて居れば、せむるにもたゞ一人で從者はなく、手にやり一筋もたずすはだではあり、仕方もなくまた居所に歸つて、授甲て人數を命ずるにも、大亂ゆゑに臣妾は追々のがれさつて、器用はみな盜まれた、はなはだ不手まはりでなんぎした、○子產。これはまた謀略が格別なる人なり、まづ盜がおこつて父がうたれたときいて、

爲門者、

【註】置守門、

ぢきに門をたてる役人を命じた、

庀羣司、

【註】具衆官、

庀。手くばりをして、それぞれの役人をそなへた、

閉府庫、愼閉藏、完守備、成列而後出、兵庫十七乘、

【註】不使獻所獲、
遂。俘をおさへて、君へ實檢にそなへさせなんだ、これうらみの一つなり、

初、子駟爲田洫、司氏堵氏侯氏子師氏皆喪田焉、

【註】洫、田畔溝也、子駟爲田洫、以正封疆、而侵四族田、
初。またこの以前に、子駟が知行處のなはざかひのみぞをたてるときに、鄭の知行とり四人が田畑を大ぶんうばゝれた、

故五族聚羣不逞之人、因公子之徒、以作亂、

【註】八年、子駟所殺公子熈等之黨、
故。この四人に尉止と五人がいひあはせて、外にも上をうらんで居るものをかたらひあつめて、先年子駟にころされた公子の餘黨へたよりて亂をくはだてた、

於是子駟當國、

【註】攝君事也、
於是。ことにこのじぶん子駟はきみの名代をするなり、

子國爲司馬、子耳爲司空、子孔爲司徒、冬、十月、戊辰、尉止司臣侯晉堵女父子師僕帥賊以入、晨攻執政于西宮之朝、

【註】公宮、
子國。おの〳〵歴々の官となつてかみにたつなり、
○冬。みないひあはせて、早朝に西宮へおしかけて、執政のものどもをせめて、

殺子駟子國子耳、劫鄭伯以如北宮、子孔知之、故不死、

【註】子孔、公子嘉也、知難不告、利得其處也、爲十九年、殺公子嘉傳、

らうといふた、果してころされた、

莒人間諸侯之有事也、故伐我東鄙、

【註】諸侯有討鄭之事、

鄭をうつといふてさわぐところをうかゞつて、魯のひがしゐなかのさかひをせり込んとした、

諸侯伐鄭、齊崔杼使太子光先至于師、故長於滕、

【註】太子宜賓之以上卿、而今晉悼以一時之宜令在滕侯上、故傳從而釋之、

鄭をうつ會をいたさるゝときに、齊の崔杼が太子をもりたてゝ、はやく軍にいたつたなり、このゆゑに滕の上にある、

己酉、師于牛首、

【註】鄭地、

己。鄭の領内の牛首と云ところにたむろして居たとなり、

初子駟與尉止有爭、將禦諸侯之師、而黜其車、

【註】禦牛首師也、黜、減損、

これは鄭のわざはひのできたわけをのぶる、まづ子駟と尉止となかゞあしくて、つねにあらそつてゐたに、いま諸侯のいくさをふせぐにいたつて、尉止が車を分限より減じて、人數すくなくわりわたした、

尉止獲、又與之爭、

【註】獲、囚俘、

尉止。。　それでも尉止が方へ大分敵を生どり、うちとり功名が多かつた、○又。　またそれを子駟がむりを云かけて、その功名をうばゝんとして、

子駟抑尉止曰、爾車非禮也、

【註】言女車猶多過制、

いふには、元來その方が車人數は法外におほくて、禮ではないとなり、

遂弗使獻、

也、大夫圖之、衞人追之、孫蒯獲鄭皇耳于犬丘、

【註】蒯、孫林父子、

曰。そのときの辭に、兆が山陵のごとくにて、丈夫が出て征伐して、その雄をうしなふと出ましたと云た、○姜。向の征するものが雄をうしなふとあれば、この方の益で敵をふせぐ大利であるほどに、大夫たちよく〳〵分別あれと云れた、發明な婦人なり、○衞。これに氣を得てみな一同に追たれば、はたして孫蒯が鄭の皇耳を生どつたとなり、

秋、七月、楚子囊鄭子耳侵我西鄙、

【註】於魯無所恥、諱而不書、其義未聞、

魯の地をおかしたなり、

還圍蕭、八月、丙寅、克之、

【註】蕭、宋邑、

還圍蕭。かへりがけに宋の邑をかこんで、八月にかつた、

九月、子耳侵宋北鄙、孟獻子曰、鄭其有災乎、師競已甚、

【註】競、爭競也、

九。又鄭から宋の北田舍をおかした、○孟。あまり鄭がいきほひにまかせて、慾ふかく國々をせめるゆゑ、つひにはわざはひをまねくで有らう、あまりいきほひに乘るものはきつとつまづくものじや、あまりきそひすぎるとなり、

周猶不堪競、況鄭乎、

【註】周、謂天王、

周。いま王でもあまりきそひたまふてはたもつまい、いはんや鄭ごときの小國をや、

有災、其執政之三士乎、

【註】鄭簡公幼少、子駟子國子耳秉政、故知三士任其禍也、爲下盜殺三大夫傳、

有。もしわざはひがあるならば、君は幼少なれば御存知はない、まつりごとを取おこなふ三人の上であ

晉荀罃伐秦、報其侵也、

【註】侵在九年、

これは先年のうちかへしであつた、

衛侯救宋、師于襄牛、鄭子展曰、必伐衛、不然、是不與楚也、得罪於晉、又得罪於楚、國將若之何、子駟曰、國病矣、

【註】師數出疲病也、

衛人が宋へ力をそへるとて、襄牛といふところにたむろしてをる、○鄭　この方がせむる宋へ加勢するからは、まづ衛をうたう、左なくしては楚と同心がなるまいと思はるゝ、罪を晉に得てせびらかさるゝうへに、また楚よりせめられては、國はなにとならうぞと云た、○子駟　否やもはや折々のたゝかひにつかれきつて、勢力もつきたといふた、

子展曰、得罪於二大國、必亡、病不猶愈於亡乎、諸大夫皆以爲然、故鄭皇耳帥師侵衛、楚令也、

【註】亦兼受楚之勑命也、皇耳、皇戌子、

子展　それはわるいこゝろ得なり、いまに大國につみを得たときには、かならず國はほろぶるであらう、病みつかれても、ほろぶるよりははるかにましじやと云た、○諸　みなもつともと同心したである、○故　それから衛をおかしにかゝりた、これ元來楚からのいひつけであつた、

孫文子卜追之、獻兆於定姜、姜氏問繇、

【註】繇、兆辭、

孫　衛の孫文子が鄭をおはんとて、吉凶はいかゞとトした、その兆を夫人の定姜へ申上て判斷をねがふた、○姜　夫人のトのことばはなんと出たぞと問はれた、

曰、兆如山陵、有夫出征、而喪其雄、姜氏曰、征者喪雄、禦寇之利

晉侯有間、

【註】間、疾差也、

晉○そのうちに平愈された、

以偪陽子歸、獻于武宮、謂之夷俘、

【註】諱俘中國、故謂之夷、

以○こんどほろびた偪陽の君を晉の靈屋へそなへた、中國の君をそなへるといふことはないゆゑ、夷の俘といふてそなへた、

偪陽、妘姓也、使周內史選其族嗣、納諸霍人、禮也、

【註】霍人、晉邑、內史掌爵祿廢置者、使選偪陽宗族賢者、令居霍奉妘姓之祀、善不滅姓、故曰禮也、使周使者、示有王命、

偪○天子の內史の官に偪陽のあとをたてゝ祀をさせたいほどに、氏族の人をえらみたまはれとたのみて、血脈の內の賢者を霍へいれてまつりをさせた、これは祀をすてぬためにて禮じやとなり、

師歸、孟獻子以秦堇父爲右、

【註】嘉其勇力、

師○魯の人數が國へかへつてから、○孟　堇父が大勇を感心して、車右にあげもちひた、

生秦丕茲、事仲尼、

【註】言秦父以力相尙、子事仲尼、以德相尙、

生○この堇父が子に丕茲といふものがむまれた、これは孔門にいつて道德ををさめたとなり、

六月、楚子囊、鄭子耳、伐宋、師于訾毋、

【註】宋地、

宋を征伐せようといふて、宋の訾毋といふところにたむろして、

庚午、圍宋、門于桐門、

【註】不成圍而攻其城門、

城門を攻かこんでかへつた、

識其行列、
舞。そこでいよ〳〵その樂をもちゆるはずになつた、樂人どもがまづはじめに題は目的なり目的に出して行列をしめすとて、大きなるはたをもつて出た、

晉侯懼而退、入于房、

【註】旌夏、非常、卒見之、人心偶有所畏、

晉。晉侯の終にみたこともない天子の大はたをたてたゆゑ、おそれて得みて居られず、一間のうちへにげこまれた、

去旌、卒享而還、及著雍疾、

【註】晉侯疾也、著雍、晉地、

去。宋人がはたをとりをさめて樂ばかりを奏した、さて享應もすんで歸られた、〇及。晉の領地のうち著雍といふところへ歸陣せられたれば、くだんの樂のときびつくりいたされたゆゑか、晉侯の病氣になられた、

卜、桑林見、

【註】祟見於卜兆、

卜。これを卜せられたれば、桑林の樂のたゝりとあらはれたとなり、

荀偃士匄欲奔請禱焉、

【註】奔走還宋禱謝、

荀。二人がいそいで宋へゆいて、御わびのいのりをしてもらはうといふたとなり、

荀罃不可、曰、我辭禮矣、彼則以之、

【註】以、用也、

荀。これまた大老が合點せずして云やうに、この方はかねておそれ多いことと云て一旦辭退した、それをかの宋人がしひてもちひた、

猶有鬼神、於彼加之、

【註】言自當加罪於宋、

猶。神のとがめがあらうものならば、かの宋人にこそ罰をくはへたまふべきを、何のとがあつてこの方へたゝらうぞ、うちすてゝおかれよといふた、

宋公、宋公享晉侯於楚丘、請以桑林、

【註】桑林、殷天子之樂名、

若。それをわたくし計へ下されうとあつては、それではわたくしが諸侯がたへ御辛勞をかけて、自分に封國をむさぼるすぢにあたります、すればこれより大きなつみはござらぬとなり、○敢。この義は死でも御ことわりをもうすといふた、○乃。せひなく宋公のものになつた、○宋公。この禮に宋公の晉侯を楚丘と云ところでもてなして、桑林といふて天子の樂を奏せられうとあつた、

荀罃辭、

【註】辭讓之、

荀。晉の大老がことわりを云た、

荀偃士匄曰、諸侯宋魯於是觀禮、

【註】宋王者後、魯以周公故、皆用天子禮樂、故可觀、

荀偃。兩人がいふには、諸侯のうちでは宋魯の二國にはわけがあつて、天子の禮樂をもちひらるゝと云ことであるなれば、この二箇國にはふるき禮がのこつてある、この禮樂を見物いたすもよからう、

魯有禘樂、賓祭用之、

【註】禘、三年大祭、則作四代之樂、別祭羣公則用諸侯樂、

魯。しかるに魯には禘の樂と云があつて、それは賓客や祭事にもちふるといふなれば、

宋以桑林享君、不亦可乎、

【註】言俱天子樂也、

宋。魯のも宋のもともに天子の樂なれども、もちひてよければこそ、かの二箇國へ御免であるなれば、いま桑林をもちひて、君をもてなされてもよかりさうなものなり、やはり御うけなされよといふた、

舞師題以旌夏、

【註】師、樂師也、旌夏、大旌也、題、識也、以大旌表

七日不克、必爾乎取之、

【註】言當取女以謝不克之罪、

七日　このうへ七日せめてもし得かたぬにおいては、かならずなんぢらをとらへて、君へ申わけをするほどに、さやうにこゝろへられよと云た、

五月、庚寅、

【註】月四日、

荀偃士匄帥卒攻偪陽、親受矢石、

【註】躬在矢石間、

五月　このことをきいて二人もびつくりして、これはせつたいなりといふて、士卒をはげまして偪陽をせめて、みづから矢石の中へとびこんで、死身になつてたゝかつたれば、

甲午、滅之、

【註】月八日、

なんなく五日目にせめおとしたとなり、

書曰、遂滅偪陽、言自會也、

【註】言其因會以滅國、非之也、

書　これを經に遂滅偪陽とかいたのは、會でおもひついてむたいをしたをそしつた、

以與向戌、向戌辭曰、君若猶辱鎭撫宋國、而以偪陽光啓寡君、羣臣安矣、其何貺如之、

【註】言見賜之厚、無過此、

以　かねて云あはせたごとく、偪陽を向戌にあたへようと云たれば、向戌は賢者なれば辭してうけずして云やうには、○君　君とは晋君をさしていふ、もし宋の國を撫育して下さるゝならば、この偪陽をわたくしが主人へ下されて、土地をひらきたまはらば、羣臣もあんど致すでござらう、すれば何よりのたまものなり、

若專賜臣、是臣興諸侯以自封也、其何罪大焉、敢以死請、乃予

投之以机、出於其間、

【註】出偃匃之間、

床机をとつて二人に投つけたれども、さいはひあたりはせなんだ、さて罵つて、

曰、女成二事、而後告余、

【註】二事、伐偪陽、封向戌、

云にはそれではじめから無用にいたされいと云たではないかそのとき各方はせひ偪陽をほろぼして向戌を入れうと相談をきはめなして拙者へ告られた故、

余恐亂命、以不女違、

【註】既成改之、爲亂命、

余○ それを余がむりにとゞめては、成就したる命令をみだるがきのどくさに、各がたにたがはず出陣した、

女既勤君而興諸侯、牽帥老夫以至于此、既無武守、

【註】無武功可執守、

女○ すればおの〳〵がすでに君にも御苦勞をさせまし、諸侯をももよほして、この老人までも引だして、こゝにいたられたではないか、○既○ それを何ひとつ武功を取りまもると云こともなくして、

而又欲易余罪、曰是實班師、不然克矣、

【註】謂偃匃將言爾、

又○ 各がたの罪を拙者へ負はする工でがなあらう、○曰○ 今かへつて君前にいたられたらば、さだめてかう云はるゝであらう、○是○ このたびの城せめも、大將の荀罃が師を班しましたゆゑ、わたくしどもももせひなくすてゝしりぞきました、左もなくばかつでござつたにと云はるゝであらう、

余羸老也、可重任乎、

【註】不任受女此責、

余○ 拙者はもはや年がよつた、左やうな重荷のつみがうちかぶせられて居られうかい、

城へのぼれと云た、○堇○ かの大力が、すかさず、とりついてたぐりのぼつた、○及○ 城上のたかべいのおいにとゞくじぶんに、城中から右の布をきつておとしたれば、まつさかさまにおちた、

隊則又縣之、蘇而復上者三、主人辭焉、乃退、

【註】主人嘉其勇、故辭謝不復縣布、

隊○ おとしおいてまたさげた、○蘇○ 堇父がおちて目をまはしたけれども、氣がつけばまたとりついてのぼるなり、如此すること三度におよんだれば、城中のものもあきれて、御勇氣はみえました、もう御無用になされよと云て辭したとなり、

帶其斷以徇於軍三日、

【註】帶其斷布以示勇、

帶○ その布の切れを持てあるいてほこりたと云こと、

諸侯之師、久於偪陽、荀偃士匄請於荀罃曰、水潦將降、懼不能歸、

【註】向夏、恐有久雨、從丙寅至庚寅二十五日、故曰久、

諸侯○○ 一月におよべども落城の沙汰におよばぬによつて、たいくつをしてきた、○荀○ 發端したる兩人が大老へまたねがひに出て云には、もはやこの城はおちませぬに引かせてくだされよ、早や夏氣にむかふて雷雨などのする時分に成れば、もし一夜のうちに大水でも出たらば川に滿水して、切れどころでも出來たらば、急にかへられまいかと心ぼそい、

請班師、

【註】班、還也、

すれば師をかへしたがましとぞんずる、

知伯怒、

【註】知伯、荀罃、

知○ 荀罃が大にいかりて、

【註】見門開故攻之、
偪○ 籠城しては門をとざすべきをおしひらいて居た、○諸 寄手のはやり雄どもが、それ門をうたぬうちに分どりせよと云て、おしかゝつた、

縣門發、郰人紇抉之以出門者、

【註】門者、諸侯之士在門内者也、紇、郰邑大夫、仲尼父、叔梁紇也、郰邑魯縣東南莝城是也、言紇多力、抉擧縣門出在内者、
縣○ 偪陽のものどもは敵の押こんだをみすまして、切ておとす所を、この人すぐれたる大力で、つり門の下へすかさず手をいれてこぢあげて、内へ這入たる味方をいだされたとなり、この縣門と云ものは銕門にして、五人や十人であげらるゝものではない、【注】
門○ すさまじい力で有た、

狄虒彌建大車之輪、而蒙之以甲、以爲櫓、

【註】狄虒彌、魯人也、蒙、覆也、櫓、大楯、
これもことのほかの大力である、このをとこは大車の片わをぬいて、それによろひをひしと打かぶせて大楯にして、

左執之、右拔戟、以成一隊、

【註】百人爲隊、
左のうでゝさし出して、右の片手に戟をもつてふりまはして、一隊のはたらきまへをしたと云こと、一組百人を一隊と云ゆゑ、一組のはたらきを一人していたしたである、

孟獻子曰、詩所謂有力如虎者也、

【註】詩、邶風也、
孟○ 興をさまして詩をひいて感ぜられたである、

主人縣布、菫父登之、及堞而絕之、

【註】偪陽人縣布以試外勇者、
主○ 主人は籠城がたのものを云、城上より布をぶらさげて、吾とおもふものは、これにとりついて、この

棄社稷也、其將不免乎、

【註】爲十九年、齊殺高厚、二十五年、弑其君光

傳、

國のことをおもはずしてすてると云ものなり、それではをんづまり難はえまぬかれまいと云た、後はたして不敬にて滅亡にいたるなり、

夏、四月、戊午、會于柤、

【註】經書春、書始行也、戊午、月一日、

夏　吳子と會したなり、

晉荀偃士匄請伐偪陽而封宋向戌焉、

【註】以宋常事晉而向戌有賢行、故欲封之爲附庸、

宋の國が常によく晉へつかへる、これと云が宋には向戌と云賢者があるによつてなり、それゆゑ晉の家老どもが向戌を贔負におもふこゝろから、偪陽と云國を討ほろぼして、向戌に取せて晉の旗下にするつもりである、

荀罃曰、城小而固、勝之不武、弗勝爲笑、固請、丙寅、圍之、弗克、

【註】丙寅、四月九日、

荀罃　大老職が一人承和せぬなり、偪陽は小國でわづかな城ながら要害が堅固な地なり、いまほろぼしにかゝりて、手際よくかつたにしても、この方は大國なればおとなしくない、武勇ともいはれまい、もしまたかたぬときには、天下の物わらひにならうほどにおかれよと云た、○固　兩人のものがぜひうちたいとねがふた、○丙　しからば無理にとめはせまいと云て、圍にかゝりたれば、はたして得かたぬである、

孟氏之臣秦堇父、輦重如役、

【註】堇父、孟獻子家臣、步挽重車以從師、

孟氏　このたゝかひに、魯の孟獻子が家來に秦堇父と云ものが大力で、牛にひかせるおもい車を自分が步行だちになつて、戰ひの場へひきづり步いて軍した、

偪陽人啓門、諸侯之士門焉、

輒、

【註】非國討當兩稱名氏、殺者非卿、故稱盜、以盜爲文、故不得言其大夫、

【注】非。殺人が輕いもの故名はかゝぬ、盜に殺された故大夫とも書ぬ、

戍鄭虎牢、

【註】伐鄭諸侯、各受晉命戍虎牢、不復爲告命、故獨書魯戍而不敍諸侯、

魯國よりも人を出して守らせた、【注】伐。諸侯皆々人夫を出したれども、告命せぬこと故諸侯のことは記さぬ、

楚公子貞帥師救鄭、

告文なり、

公至自伐鄭、

【註】無傳、

【傳】十年、春、會于柤、會吳子壽夢也、

【註】壽夢、吳子乘、吳國中與の君なり、

三月、癸丑、齊高厚相太子光、以先會諸侯于鍾離、不敬、

【註】吳子未至、光從東道與東諸侯會遇、非本期地、故不書會、高厚、高固子也、癸丑、月二十六日、

○三月。齊の高厚が太子をたすけて、まだやくそくの場へいたらぬさきに、まづ諸侯に會した、そのふり合が不敬にあつたとなり、

士莊子曰、高子相太子以會諸侯、將社稷是衞、而皆不敬、

【註】厚與光俱不敬、

士。太子の介ぞへと成つて出たのはなにのためなれば、諸侯とちなみて一國の無事なやうにとてすることなり、しかるところに兩人ともに不敬をはたらくのは、

春秋左傳卷十五

【註】襄公盡十五年

【經】十年、春、公會晉侯宋公衞侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光、會吳于柤、

【註】吳子在柤、晉以諸侯往會之、故曰會吳、吳不稱子、從所稱也、柤、楚地、

吳と會した、是より吳もそろ〳〵中夏に交るなり、

【注】吳。當時に云ひならはす通りに從てしるし置たなり、

夏、五月、甲午、遂滅偪陽、

【註】偪陽、妘姓國、今彭城傅陽縣也、因柤會而滅之、故曰遂、

右會の場より直に亡した故遂と云た、

公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

楚公子貞、鄭公孫輒帥師伐宋、

告文なり、

晉師伐秦、

【註】荀罃不書、不親兵也、

告文なり、

秋、莒人伐我東鄙、

魯をおかしたなり、

公會晉侯宋公衞侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭、

【註】齊世子光先至於師、爲盟主所尊、故在滕上、

齊の世子が早くきた故、霸主が稱美して滕の上にすゑられたなり、

冬、盜殺鄭公子騑公子發公孫

祈。神をまつるにもそなへものをかろくし、

賓以特牲、

【註】務崇省、

賓。賓客へも料理を減ずる、これらみな省略である、

器用不作、

【註】因仍舊、

器。大方古いものを用ひ、

車服從給、

【註】足給事也、

車。事さへたれはよいとしてものずきはせぬ、

行之期年、國乃有節、三駕而楚不能與爭、

【註】三駕、三興師、謂十年師於牛首、十一年師於向、其秋觀兵於鄭東門、自是鄭遂服、

行。一年かやうにしたれば、國中がおごらぬやうになりて、みなほどよき所をしつた、○三　これよりのち三度師を出されたれば、楚が得たてつかぬやうになつたと也、

分と云ところで同盟したなり、

楚莊夫人卒、

【註】共王母、

楚。をりふし楚王の母公の薨ぜられたゆゑ、

王未能定鄭而歸、

まだしかとしたかためもせずして、いそいでかへられたとなり、

晉侯歸、謀所以息民、魏絳請施舍、

【註】施恩惠、舍勞役、

民をやすんずる仕方をたづねられた、○魏。まづめぐみをほどこし、苦勞なことをゆるしてさせず、

輸積聚以貸、

【註】輸盡也、

つみたくはへたる穀類財寶をことごとく民に借し、

自公以下、苟有積者、盡出之、國無滯積、

【註】散在民、

自。公の御藏をはじめとして、すこしでもたくはへある者どもはのこらず出して、國中にはすこしもかくしたくはへて居る者のなきやうにし、

亦無困人、

【註】不匱乏、

亦。さやうにしたゆゑ、格別に貧困な者は一人もない、

公無禁利、

【註】與民共、

公。民の利になることはゆるしておかるゝ、

亦無貪民、

【註】禮讓行、

亦。それゆゑ民にも無理な欲をする者はない、

祈以幣更、

【註】不用牲、

子駟子展曰、吾盟固云、唯彊是從、今楚師至、晉不我救、則楚彊矣、盟誓之言、豈敢背之、且要盟無質、神弗臨也、

【註】質、主也、

子駟　くだつて楚にしたがはうと云たれば、子孔子蟜兩人が云には、このごろ晉の大國とちかつて、すゝりた血の口がまだかわかぬに、はやそむいて楚にしたがふてはよくはあるまいと云た、○子駟子展　すこしもくるしくない、それゆゑに吾ちかひの文言にすでに云ておいた、いづれでもたゞつよい方へしたがはうと云たはこゝのことなり、いま楚の師がいたりたれども、晉から我をすくはぬからは、楚がつよいと云ものなり、盟誓の言はすこしもそむかぬとなり、○且　そのうへ要盟とて、しひて無理にちかはせた盟ひと云ものは、本心からでないことゆゑ、鬼神ものぞみたまはぬ、

所臨唯信、信者、言之瑞也、

【註】瑞、符也、

神ののぞみ玉ふところはたゞ信のある盟ばかりなり、その信といふは言のわり符なり、

善之主也、是故臨之、

【註】神臨之、

善をおこなふの主なり、これにこそ神ものぞみ玉ふことなれ、

明神不蠲要盟、

【註】蠲、潔也、

明　神明と云ものは無理にしひたる要盟はいさぎよしとはなされぬなり、

背之可也、乃及楚平、公子罷戎入盟、同盟于中分、

【註】中分、鄭城中里名、罷戎、楚大夫、

すれば晉にはそむいてもよいと云て、とう／＼楚にしたがふたである、○公　楚の大夫が入てちかひ、中

君可以冠矣、大夫盍爲冠具、武子對曰、君冠、必以裸享之禮行之、

【註】裸、謂灌鬯酒也、享、祭先君也、

○君　すれば君も早々元服をなされよ、家老衆なぜ用意をいたされぬといはれた、○武子　かしこまりてはござれども、君たる人の冠りをいたさるゝには、先君の神をまつりておこなふとござれば、

以金石之樂節之、

【註】以鍾磬爲擧動之節、

○以　金石の樂を奏して擧動の節をなして、

以先君之祧處之、

【註】諸侯以始祖之廟爲祧、

始祖の廟にてその禮をとりおこなひまするとことでござる、

今寡君在行、未可具也、請及兄弟之國、而假備焉、晉侯曰、諾、公還及衛、冠于成公之廟、

【註】成公、今衛獻公之曾祖、從衞所處、

○今　しかるにただいま主人ことは旅行の身でござれば、右の禮式がそなへられませぬ、しかるうへは近邊の兄弟の國へ立より、諸式をかりそなへまして、元服をいたさせませうと云た、○晉　なるほどもつともといはれた、○公還　魯侯はかへりがけに衞へ立よりて、金石の樂器どもをかりて、成公の廟前で冠りをいたされた、

假鐘磬焉、禮也、

これはもつとも禮であつた、

楚子伐鄭、

【註】與晉成故、

晉とちかふたと聞てはまたゆるさぬ、

子駟將及楚平、子孔子蟜曰、與大國盟、口血未乾而背之、可乎、

次。晉のよせ手もつかれたかして、鄭の陰口と云ところにしばらく陣どり居りて、つひに引てかへつたなり、

子孔曰、晉師可擊也、師老而勞、且有歸志、必大克之、子展曰、不可、

【註】傳言子展能守信、

子孔　晉の勢をうちたらばよからう、師も長陣にてつかれ、そのうへかへるこゝろになりたるゆゑ、たゝかふいきほひはあるまい、すればかれを追つめてうちたらば、必定大いにかたうと云たれども、子展がきゝ入れなんだ、

公送晉侯、晉侯以公宴于河上、問公年、季武子對曰、會于沙隨之歲、寡君以生、

【註】沙隨、在成十六年、

晉侯の國へかへらるゝを魯侯の見おくられた、河上においてその餞別の酒宴をいたされた、○問　魯侯のまだ前髪のすがたゆゑ、晉侯の何歲になり玉ふぞとゝはれた、○季　側に相となりて居て申すには、先年沙隨で會のござつた年に、主人が出生いたされましたと云た、

晉侯曰、十二年矣、是謂一終、一星終也、

【註】歲星十二歲而一周天、

晉　悼公のかんがへて、その會は十二年になるからは、君も十二歲になり玉ふな、これを一終と云て、歲星の一とたび天を一周するのをはりとなり、

國君十五而生子、冠而生子、禮也、

【註】冠、成人之服、故必冠而後生子、

國　國君は十五歲で子を生むと云ことなり、されども冠禮のすみたるのちに子を生むを以て禮とするなり、

棄我、豈唯鄭、若能休和、遠人將至、何恃於鄭、乃盟而還、

【註】遂兩用載書、

もしこれがあらためられるものならば、追て晉をそむきてもくるしくあるまい、○知武　この方が不德で、人を要しゝたがへてちかふと云のが禮であらうか禮ではない、非禮ではなんぞちかひをつかさどり得んや、すればまづかりにちかふて、一旦しりぞいてそのうち德をさめ、士卒をいこへて、ふたゝび來たらば、つひには必定鄭を得るであらう、なんの今日にかぎつたことであらうぞ、○我　この方が不德なるときには、晉の民どもゝわれをすつるであらう、鄭ばかりではあるまい、もしまた文德をゝさめて休和しとゝのふたときには、鄭はさておき遠人までもきたるであらうと云て、まづその分にしてちかつてかへつた、よつて両々の盟書をもちひたである、

晉人不得志於鄭、以諸侯復伐之、十二月、癸亥、門其三門、

【註】三門鄟門、師之梁、北門也、癸亥、月五日、晉果三分其軍、各攻一門、

こゝろまゝに得したがへなんだと云てまたせめた、○十二　まへにせめたる門どもをまたせめた、

閏月、戊寅、濟于陰阪、侵鄭、

【註】以長曆參校上下、此年不得有閏月戊寅、戊寅、是十二月二十日、疑閏月當爲門五日、五字上與門合爲閏、則後學者自然轉日爲月、晉人三番四軍、更攻鄭門、門各五日、晉各一攻、鄭三受敵、欲以苦之、癸亥去戊寅十六日、以癸亥始攻、攻輒五日、凡十五日、鄭故不服而去、明日戊寅、濟于陰阪、復侵鄭外邑、陰阪、洧津、

閏。これは杜預の註にあるとほり文字のあやまりにて、門五日なり門をせめること五日のあひだなれども、鄭が服せぬに付て、退屈をして戊寅に陰阪と云わたり瀬をこして、鄭の別邑をゝかした、

次于陰口而還、

【註】陰口、鄭地名、

さて二大國よりは德を以て撫育せらるゝことはなく、たゞ兵威を以て無理にしたがへんとせらるゝ、

使其鬼神不獲歆其禋祀、其民人不獲享其土利、夫婦辛苦墊隘、無所底告、

【註】墊隘、猶委頓、底、至也、

されば國中つねぐ安穩ならぬゆゑ、鬼神のまつりをつとむることをも得せず、國中の民人の土の利をうけて、農業をつとむるやうにも得させず、○夫下々のかろき者は追々の辛苦につかれはてゝ、いつまでと云際限のしれぬ難義をして居ます、

自今日既盟之後、鄭國而不唯有禮與彊、可以庇民者是從、而敢有異志者、亦如之、

【註】亦如此盟、

自○今日ちかひをたてまするからは、鄭においては大國の禮があり、武威もつよくして、當國の民をよくおほひ撫育して下さるゝ國に是非したがひませう、もしさやうな國にしたがはずして、異志を存するならば、またかくのごとくなされて下されよと云た、

荀偃曰、改載書、

【註】子駟亦以所言載於策、故欲改之、

荀○書なほさうと云た、

公孫舍之曰、昭大神要言焉、

【註】要誓以告神、

公○總じて盟書と云は神明につげてちかふたものなり、

若可改也、大國亦可叛也、知武子謂獻子曰、我實不德、而要人以盟、豈禮也哉、非禮何以主盟、姑盟而退、脩德息師而來、終必獲鄭、何必今日、我之不德、民將

【註】子駟、
公子發、
【註】子國、
公子嘉、
【註】子孔、
公孫輒、
【註】子耳、
公孫蠆、
【註】子蟜、
公孫舍之、
【註】子展、
及其大夫門子、皆從鄭伯、
【註】門子、卿之適子、
將 さてそのちかふときに、鄭の歴々がみな鄭君につきしたがふて出た、
晉士莊子爲載書、
【註】莊子、士弱、載書、盟書、
晉 誓書をしたゝめた、その文言に、
曰、自今日既盟之後、鄭國而不唯晉命是聽、而或有異志者、有如此盟、
【註】如違盟之罰、
曰 今日より晉の命にそむきたらば、罰をかふむらうと云た、
公子騑趨進曰、天禍鄭國、使介居二大國之間、
【註】介、猶間也、
公 子駟がすゝみ出て云には、天より鄭國にわざはひを下したまひ、晉楚二大國のあひだにはさまれて居る、
大國不加德音、而亂以要之、
【註】謂以兵亂之力強要鄭、

この方は引て、さて楚の師をつからすがよい、その仕
かたは、

吾三分四軍、

【註】分四軍爲三部、

この方の四軍を三つにわけて、

與諸侯之銳、以逆來者、

【註】來者、楚也、

それに諸侯のするどい勢をくはへて、楚のきたるを
むかへてたゝかふなり、

於我未病、楚不能矣、

【註】晉各一動而楚三來、故曰不能、

於。この方は兵を引てやすみ、楚が來れば順番に出
るゆゑ、いたみにはならぬ、また楚はをり〳〵來るこ
とゆゑたへられぬ、

猶愈於戰、

【註】勝聚戰、

猶。しかればいまたゝかはうよりましである、

暴骨以逞、不可以爭、

【註】言爭當以謀、不可以暴骨、

暴。たがひにいどみてうちつうたれつして、骨をさ
らさうよりも、はかりごとを以てあらそふたがよい、

大勞未艾、君子勞心、小人勞力、
先王之制也、

【註】艾、息也、言當從勞心之勢、

大。まだ大きな勞があることなれば、上にたつ君子
はずゐ分こゝろを勞し、小人はちからを勞してつと
めねばならぬ、これが先王の制であると云た、

諸侯皆不欲戰、乃許鄭成、十一
月、己亥、同盟于戲、鄭服也、

【註】鄭服、故言同盟、

諸。みな〳〵たゝかひはこのまぬゆゑ、そこで鄭の
たひらぎをゆるして、〇十一〇ちかふた、國盟と云は
鄭が列國と同意になりたを云なり、

將盟、鄭六卿公子騑、

さて諸侯へ下知するには、まだせめることとなれば兵具を修覆し、

盛餱糧、

【註】餱、乾食、

盛○　兵糧の手當を丈夫にせよ、

歸老幼、

【註】示將久師、

歸○　老人や若年の者はかへしたがよい、ひさ〴〵のことなればつかれう、またいつまでせめるもはかられぬと云意、

居疾于虎牢、

【註】諸侯已取鄭虎牢、故使諸軍疾病息其中、

居○　病人は虎牢へ入れて養生をさせよ、

肆眚、圍鄭、

【註】肆、緩也、眚、過也、不書圍、鄭逆服、不成圍、

肆○　過失の者も宥免するほどに、精力を出して鄭をかこめと令した、

鄭人恐、乃行成、

【註】與晉成也、

鄭○　これはたまらぬとおもふて、したがひませうと云た、

中行獻子曰、遂圍之、以待楚人之救也、而與之戰、不然無成、

【註】獻子、荀偃也、恐楚救鄭、鄭復屬之、

中行○　晉の荀偃がまづ成ぎをゆるすまい、もつとかこみて居たらば、さだめて楚からすくふであらう、それをまちて楚の勢とたゝかひ、かれをやぶつて、そのうへで鄭の成を免して、したがへるがよい、左なくばまた楚にしたがつて、この方をすてるであらうと云た、

知武子曰、許之盟而還師、以敝楚人、

【註】敝、罷也、

知武○　いや〳〵まづ一端これにちかひをゆるして、

饑、弗能報也、
【註】爲十年、晉伐秦傳、
當○ すればいまの時分は、晉には敵たいはならぬほどに、つかふるがよいとなり、○君○ とくと御勘考し玉へと云た、○王○ 楚王のいはるゝには、しかれども一度許容したことなれば、およばぬとても是非がない、師をいださうと云て、つひに加勢いたされた、○秦○ をかしたれども、このとき晉は飢饉であつたゆゑ、まづ手を出さなんだ、

冬、十月、諸侯伐鄭、
【註】鄭從楚也、
楚へしたがつたをいかつてせめるである、

庚午、季武子、齊崔杼、宋皇鄖、從荀罃士匄門于鄟門、
【註】鄟城門也、三國從中軍、
庚○ 三國が晉の中軍にしたがつて城門をせめた、

衛北宮括、曹人、邾人、從荀偃韓起門于師之梁、
【註】師之梁、亦鄭城門、三國從上軍、
衛○ 三國は上軍に屬してこれも城門をせめた、

滕人、薛人、從欒黶士魴門于北門、
【註】二國從下軍、
滕○ 二國は晉の下軍にしたがつて北の門をせめた、

杞人、郳人、從趙武魏絳斬行栗、
【註】二國從新軍、行栗、表道樹、
杞○ 二國は新軍にしたがつて、並木傍示の類を斬た、

甲戌、師于氾、
【註】衆軍還聚氾、氾、鄭地、東氾、
甲○ 諸軍がしりぞきて、鄭の東氾と云ところにたむろした、

令於諸侯曰、脩器備、
【註】兵器戰備、

其庶。しも萬民は農業をおこたらず、

商工皁隷、不知遷業、

【註】四民不雜、

商。商人職人日雇とりまで、己々が業をよくまもりて、うつしかへると云ことはない、商人が職人になるの、百姓が商賈にありくのと云類はない、かくのごとくにては、人の和においてたらざることはすこしもない、

韓厥老矣、知罃稟焉以爲政、

【註】代將中軍、

韓。隱居すればまたよい人があと職をつぐ、

范匄少於中行偃而上之、使佐中軍、

【註】使匄佐中軍、偃將上軍、

范。すこしでも才の多くある人を中軍にのぼせ、偃は上軍へ下る、

韓起少於欒黶、而欒黶士魴上之、使佐上軍、

【註】黶魴讓起、起佐上軍、黶將下軍、魴佐之、

韓起。才子をとかく上へのぼす、

魏絳多功、以趙武爲賢、而爲之佐、

【註】武、新軍將、

魏。功にはほこらずしてよい人を推擧する、

君明臣忠、上讓下競、

【註】尊官相讓、勞職力競、

君。君はあきらかに、臣は忠に、上はたがひにゆづりあひ、下はきそふてつとめようとする、

當是時也、晉不可敵、事之而後可、君其圖之、王曰、吾既許之矣、雖不及晉、必將出師、秋、楚子師于武城以爲秦援、秦人侵晉、晉

めたる我なれば、とがゞなくてはかなはぬ、決してこゝに籠居してをはるであらう、出ることはあるまいと申された、いまはたしてこゝにをはられた、

秦景公使士雅乞師于楚、將以伐晉、楚子許之、子囊曰、不可、當今吾不能與晉爭、晉君類能而使之、

【註】隨所能、

秦よりまた晉をせめる企がありて、楚國へ加勢を乞た、○楚　加勢をやらうと返答せられたなり、○子　今度の加勢はよろしからぬとなり、○當今　二字にてやはりいまとよむ、當時晉とはあらそはれませぬ、いまの晉君も明主で、能を類して長じたところにしたがつてつかはるゝ、

擧不失選、

【註】得所選、

擧　人をえらみあげらるゝ人々にわるい人がない、えらみたがへはいたされぬ、

官不易方、

【註】方猶宜也、

官　官もよろしきを得たとみえてかはらぬ、

其卿讓於善、

【註】讓勝己者、

其卿　卿といへばおのれよりすぐれた者にはゆづりて、われはしりぞくやうにする、

其大夫不失守、

【註】各任其職、

其大　大夫は自分のまもるべき職分をうしなはず、

其士競於敎、

【註】奉上命、

其士　一家中の士は我おとらじと上の命をつとめおこなふ、

其庶人力於農穡、

【註】種曰農、收曰穡、

爲淫而相隨、非吉事、

元は五體の長で首なり、亨は吉祥の會なり、利は義の和合するときは利あるなり、貞は事の幹で本體なり、○體。仁をおこなふて體任する人は、人の上にたちて長となるに足るである、○嘉。吉祥の德があつてよく禮に合するを以て亨とする、物を利して義和合する、これ利なり、貞にしてまもりがかたいと云を以て、ことを幹するに足るとなり、これ易の言である、○嘉。かくのごとくの德のそなはりたる人に應ずる卦にして、無理に無德の者にはあてられぬとなり、こゝを以て四德ある人は、隨の卦でもとがめはない、また不德の者には應せぬゆゑ、とがめあると云ことなり、

今我婦人而與於亂、固在下位、

【註】婦人卑於丈夫、

今。われは婦人の身として亂をたくみ、それに女の身なれば、丈夫より下位にありて、いやしい者となり、

而有不仁、不可謂元、不靖國家、

不可謂亨、作而害身、不可謂利、棄位而姣、

【註】姣、淫之別名、

而。一體不仁なれば人の長となるゝはずはない、すれば元に應ずる德は缺てある、○不靖。國をそこなひ家をさわがするなれば、吉祥はすこしもなくして、亨にかなふことはかつてない、○作。ことをおこして身の害を作す者なれば、なにを以て利と云ふべきや、○棄。夫人の位をすてゝ下と淫をおこなふからは、

不可謂貞、有四德者、隨而無咎、我皆無之、豈隨也哉、我則取惡、能無咎乎、必死於此、弗得出矣、

【註】傳言穆姜辯而不德、

貞はすこしもない、しからば四つの德ありてこそは、隨の卦でもとがなく吉ならん、我には四德が一つもない、すれば隨とはいはれぬである、○我。惡をもと

太子の宮へおしこめられて居て、いでずして薨ぜられた、淫亂な人であつた、

始往而筮之、遇艮之八、䷳

【註】艮下艮上、艮、周禮、大卜掌三易、然則雜用連山歸藏周易、二易皆以七八爲占、故言遇艮之八、

始。さきだつて東宮へゆかるゝときに、筮でうらなふたれば、○遇。艮の卦にあたつた、【注】二易 夏殷の二易はどういふことか八の數をもちひてうらなふた、それでこの言がある、

史曰、是謂艮之隨、䷐

【註】震下兌上隨、史疑古易遇八爲不利、故更以周易占、變爻得隨卦而論之、

大史が周易になほしたれば隨の卦と成た、

隨其出也、

【註】史謂隨非閉固之卦、

隨。占者の判斷に、隨なれば出ると云ことで、かたくとづるでは無いからは、

君必速出、姜曰、亡、

【註】亡猶無也、

君かならずすみやかに出たまふであらうと云た、○姜。さうではないと云はるゝ、

是於周易曰、隨、元亨利貞、無咎、

【註】易筮皆以變者占、遇一爻變、義異則論彖、故姜亦以彖爲占也、史據周易、故指言周易以折之、

是。この夫人はものしりである、周易でいへば隨は元亨利貞でとがないよい卦である、

元、體之長也、亨、嘉之會也、利、義之和也、貞、事之幹也、體仁足以長人、嘉德足以合禮、利物足以和義、貞固足以幹事、然故不可誣也、是以雖隨無咎、

【註】言不誣四德、乃遇隨無咎、明無四德者則

商丘在宋地、
また堯の天下をたもちたまふときの火正の官たりし閼伯を、商丘に居らしめたまひた、

祀大火而火紀時焉、

【註】謂出内火時、

祀○ これまた大火をまつりて、火の出入の時をさだめられたとある、

相土因之、故商主大火、

【註】相土、契孫、商之祖也、始代閼伯之後居商丘祀大火、

相○ 商の祖またこれも商丘に居て、火正をつかさどつたとある、

商人閲其禍敗之釁、必始於火、

是以日知其有天道也、

【註】閲、猶數也、商人數所更歷、恒多火災、宋是殷商之後、故知天道之災必火、

商人○○ 商の者がその國の災はむかしよりなに〱ぞとかぞへて見れば、かならず火にはじまつたとある、

○是○ これは宋は商の末なれば、先例を以てたゞ災とありさへすれば、天道の火災と云ことを知たとなり、

公曰、可必乎、對曰、在道、國亂無象、不可知也、

【註】言國無道則災變亦殊、故不可必知、

公曰○○ 晋侯のしからば宋の災は、いつにても必定そのとほりにたがはぬかとなり、○對○ 右申しあげるとほりは道さへそなはればたがはねども、國みだれて象のないときには、いかゞあらうも存せぬと也、

夏、季武子如晉、報宣子之聘也、

【註】宣子聘在八年、

返禮なり、

穆姜薨於東宮、

【註】太子宮也、穆姜淫僑如、欲廢成公、故徙居東宮、事在成十六年、

國の四方をまつらするなり、鄕大夫は郡奉行の類也、

祝宗用馬于四墉、祀盤庚于西門之外、

【註】祝、大祝、宗、宗人、墉、城也、用馬祭于四城、以禳火、盤庚、殷王、宋之遠祖、城積陰之氣、故祀之、凡天災有幣無牲、用馬祀盤庚皆非禮、

○祝　これがすこしわるかつた、先づ祝師と宗人とに命じて城の四方をまつらせ、また盤庚は宋の祖神なり、これを西門の外でまつらせたなり、すべてかやうなときは牲をもちひぬことなり、

晉侯問於士弱、

【註】弱、士渥濁之子、莊子、

曰、吾聞之、宋災、於是乎知有天道、何故、

【註】問宋何故自知天道將災、

○晉侯　宋では天災が來ると云をしりて用心をしたと云ことであるが、天道の災を作すと云ことをしつたはなにを以てしつたことぞとなり、

對曰、古之火正、或食於心、或食於咮、以出內火、是故、咮爲鶉火、心爲大火、

【註】謂火正之官配食於火星、建辰之月、鶉火星昏在南方、則令民放火、建戌之月、大火星伏在日下、夜不得見、則令民內火、禁放火、

○對　士弱が返答に、いにしへ火をつかさどりたる火正と云者は、あるひは心星とともにまつり、あるひは咮星とともにまつることであるなり、○以　火星をまつりておいて、火の出たり納たりをさすると也、○是　鶉は南方の星、南方火星を云、心を大火と云、この星のあらはるゝときは、火をはなたせ、あらはれぬときには、火をはなつことを禁じて、をさめさすると云ことなり、

陶唐氏之火正閼伯居商丘、

【註】陶唐、堯有天下號、閼伯、高辛氏之子、傳曰、遷閼伯于商丘、主辰、辰大火也、今爲宋星、然則

令○隧正は郡奉行、つねは郊野をまもる人民を郡奉行に命じて、よびあつめおいて、火事場へ駈つけてふせがするなり、

使華閲討右官、官庀其司、

【註】亦華元子、代元爲右師、討、治也、庀、具也、使具其官屬、

使○華閲が右師と成て居るゆゑ、この者のつかさどる官屬をそなへてまもらせ、

向戌、討左、亦如之、

【註】向戌、左師、

向○これは左師で同上、

使樂遄庀刑器、亦如之、

【註】樂遄、司寇、刑器、刑書、

使樂○○樂遄は司寇の官で、これは仕置の帳面をまもる、これも上のごとく下司をしたがへて居ると云こと、

使皇鄖命校正出馬、工正出車、備甲兵、庀武守、

【註】皇鄖、皇父充石之後、校正、主馬、工正、主車、使各備其官、

使皇○○皇鄖は車馬をつかさどる官のかしらゆゑ、校正には馬をいだすにさしつかへぬやうにさせ、工正には車をいださするなり、さて兵具をとゝのへ、武のそなへをしてまもるである、

使西鉏吾庀府守、

【註】鉏吾、大宰也、府、六官之典、

使西○○大宰に六官の典をそなへさするなり、

令司宮巷伯儆宮、

【註】司宮、奄臣、巷伯、寺人、皆掌宮内之事、

令司○○これらは御守殿附の役人で、内證むきのことをゝさめさせたり、

二師令四郷正敬享、

【註】二師、左右師也、郷正、郷大夫、享、祀也、

二○左右の師が下知をして、四方の郷大夫に令して、

【註】大屋難徹、就塗之、
火○もし出火と云たとき、やけきたる風下のまだ火のいたらぬところは、小屋ならうちこぼち、こぼたれぬ大屋は、泥を以てぬる手あてをしておいた、

陳畚挶、具綆缶、
【註】畚、簣籠、挶、土轝、綆、汲索、缶、汲器、
陳○畚は、びくの類なり、以草索為之とあればもつこのこと、挶は土ふごなり、綆は釣瓶の繩、缶はつるべのこと、

備水器、
【註】盆罋之屬、
備○水ため桶、

量輕重、
【註】計人力所任、
量○人の力量にしたがふて、持たるゝをあてがふ也、

蓄水潦、積土塗、巡丈城、繕守備、
【註】巡、行也、丈、度也、繕、治也、行度守備之處、恐因災有亂、
蓄○水ため堀を所々にほり、所々に土塗は泥をねりておく、江戸にて戸塗泥をたくはへるがごとし、○巡城の郭をめぐり、處々に守備の張番所をかまへて、もし火事を幸ひに兵亂がおこらうかとて、手あてをまうくる、

表火道、
【註】火起則從其所趣、標表之、
表○これは火のやけゆくすぢの目あてをたつることゝ見える、

使華臣具正徒、
【註】華臣、華元子、為司徒、正徒、役徒也、司徒之所主也、
使○華元が子に云付て、正徒は人足なり、それを手あてする駈合をいふ、

令隧正納郊保、奔火所、
【註】隧正、官名也、五縣為隧、納聚郊野保守之民、使隨火所起往救之、

【註】天火曰災、來告、故書、
告文なり、

夏、季孫宿如晉、
魯よりの聘使なり、

五月、辛酉、夫人姜氏薨、
【註】成公母、
當代の君の祖母也、

秋、八月、癸未、葬我小君穆姜、
【註】無傳、四月而葬、速、
一月早すぎたと也、

冬、公會晉侯宋公衞侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光伐鄭、
解に不及、

十有二月、己亥、同盟于戲、
【註】伐鄭而書同盟、則鄭受盟可知、傳言十有二月己亥、以長曆推之、十二月無己亥、經誤、戲鄭地、
鄭服しての同盟なるべし、

楚子伐鄭、
告文なり、

【傳】九年、春、宋災、樂喜爲司城以爲政、
【註】樂喜、子罕也、爲政卿、知將有火災、素戒爲備火之政、
子罕が正卿となりてことをとりて居るに付て、この火災のあるをしりて、火をふせぐ用意をするである、

使伯氏司里、
【註】伯氏、宋大夫、司里、里宰、
使。宋の大夫伯氏を司里は里宰と云て町奉行にした、これに命じて町々の火除を命ずる、そのしかたに、

火所未至、徹小屋、塗大屋、

じくすると云て、おなじ類となり、

歡以承命、何時之有、

【註】遲速無時、

歡。よろこんで命をうくることとなれば、おほせつけがあれば、なんどきと云論があらうぞ、なんどきでも御加勢申すと云て、

武子賦角弓、

【註】角弓詩小雅、取其兄弟婚姻無相遠矣、

さて縁類のちかいと云ことを賦した、

賓將出、武子賦彤弓、

【註】彤弓天子賜有功諸侯之詩、欲使晉君繼文之業、復受彤弓於王、

賓。宣子が出んとするときに彤弓を賦した、これは先年晉の文公へ王より弓をたまふた、そのごとくまた王よりたまはるやうにと祝したる詩也、

宣子曰、城濮之役、

【註】在僖二十八年、

宣。なるほど城濮の功にて、

我先君文公、獻功于衡雍、受彤弓于襄王、以爲子孫藏、

【註】藏之以示子孫、

襄王よりたまふて子孫にしめすとていまにある、

匄也先君守官之嗣也、敢不承命、

【註】言己嗣其父祖、爲先君守官、不敢廢命、欲匡晉君、

匄。先君のときに、役儀をつとめた者の後胤なればなるほど文公のごとくに當主人をもたゝさう、仰のとほりかしこまりたと云たなり、

君子以爲知禮、

【註】彤弓之義、義在晉君、故范匄受之、所謂知禮、

君子。主人のことゆゑうけたは禮をしりたである、

【經】九年、春、宋災、

亦不使一介行李告于寡君、
【註】一介、獨使也、行李、行人也、
○亦　しかれどもその時分、唯一人の使を以ても主人へ御知らせも無く、
而即安于楚、君之所欲也、誰敢違君、寡君將帥諸侯以見于城下、唯君圖之、
【註】爲明年、晉伐鄭傳、
直に楚へ即てやすんじ玉ふは、内々君の御のぞみと見えたれば、○誰　おぼしめし次第になされよとなり、○寡　主人義は諸侯を引率して御城下へまゐられて、御意得らるゝであらうほどに、よく〳〵御勘考なされよとなり、おつゝけせめにゆくと云ことなり、
晉范宣子來聘、且拜公之辱、
【註】謝公此春朝、
魯へ來てこの春魯侯の朝せられたを謝して、
告將用師于鄭、公享之、宣子賦

摽有梅、
【註】摽有梅、詩召南、摽、落也、梅盛極則落、詩人以興女色盛則有衰、衆士求之、宜及其時、宣子欲魯及時共討鄭、取其汲汲相赴、
○告　件の鄭のしわざをかたりて、近々鄭へ師を出しまするとつげたれば、魯侯のもてなしをいたさるゝである、○宣子　摽有梅の詩を賦した、この詩の意は女色のおとろへぬうちに、時節をすごさず婚姻するやうにと云意をとりて、鄭のうつべき時節をすごさず、魯からもとも〴〵早速ちからをあはせ玉へと云こゝろに賦した也、○汲々は休息せざる貌、
季武子曰、誰敢哉、
【註】言誰敢不從命、
○季　魯より挨拶に、たれかおほせにそむかんや、
今譬於草木、寡君在君、君之臭味也、
【註】言同類、
草木にたとへていはゞ、主人と晉君とは臭味をおな

この方の郊外へおしよせてやきうちし、
憑陵我城郭、
【註】憑、迫也、
○憑　私の城郭へせまつてせむるに付て、
敝邑之衆、夫婦男女、不皇啓處、
以相救也、
【註】皇、暇也、啓、跪也、
敝邑の者ども夫婦男女、すこしもひざまづき居るいとまもなくして防戰すれども、
翦焉傾覆、無所控告、
【註】翦、盡也、控、引也、
○翦　小國で大國を引うけたることなれば、ことくくうち成されて、いづくへもつげうつたへて、加勢をたのむところもなく、
民死亡者、非其父兄、即其子弟、
夫人愁痛、
【註】夫人、猶人人也、
○民　その討じにいたした者はといへば、父兄で無ければ子弟で、人々うれへいたむによつてもはや、
不知所庇、民知窮困、而受盟于楚、孤也與其二三臣、不能禁止、
【註】孤、鄭伯、
○不知　たゞすむところもなくなりましたに付て、民も窮困に至て、ちかひを楚にうけるやうにおよびました、○孤　私わづか二三人の家老どもは不承知なれども、多勢に無勢禁止いたすこともなりませなんだ、
不敢不告、知武子使行人子員、
對之曰、君有楚命、
【註】見討之命、
○不　氣の毒ながら御とゞけを申すと云た、○知武　晋から取次番を出して返答には、君今度楚より討伐いたしたとの御とゞけなれども、

やうもなく、罪のうけ人もない、

如匪行邁謀、是用不得于道、

【註】匪彼也、行邁謀、謀於路人也、不得于道、衆無適從、

如。かの街道とほりの者に相談すれば、銘々自分のものずきをいひちらすゆゑ、まことの好いことは得られぬと云てある、そのとほりなれば、畢竟は分別の多いはよろしくないほどに、

請從楚、騑也受其咎、

【註】騑子駟名、

請。とかく拙者がいふごとく楚にしたがつて、若し害が出來たらば、拙者がその咎をひきうけうと云た、

乃及楚平、使王子伯騑告于晉、

伯騑、鄭大夫、

乃。楚へしたがつてたいらいだ、○使。さて晉へ鄭から使者をつかはして、

曰、君命敝邑、脩而車賦、儆而師徒、以討亂略、蔡人不從、敝邑之人、不敢寧處、悉索敝賦、

【註】索、盡也、

云には、君つねづね敝邑に命じたまふには、その方の車賦をよくをさめて、士卒どもをいましめて、以て亂略の國を討せよとのことゆゑに、先達て蔡人がしたがひませぬに付て、敝邑の者どもは安坐して得居ませず、ことごとく民を引率して、

以討于蔡、獲司馬燮、獻于邢丘、

今楚來討曰、女何故稱兵于蔡、

【註】稱、舉也、

蔡を討て勝利を得、司馬燮を得て、邢丘にて君へ獻じました、○今。しかるところを今度楚國より來討して申すには、なにゆゑに軍兵を蔡へさしむけたぞと申して、

焚我郊保、

【註】郭外曰郊、保守也、

【註】楚欲以鄭爲鄙邑、而又欲與成、
我を鄙邑とする、

不可從也、

【註】言子駟不可從、
楚に卻てしたがはうと云人にはしたがはれぬ、

不如待晉、晉君方明、四軍無闕、八卿和睦、必不棄鄭、

【註】四軍謂上中下新軍也、軍有二卿、
不如　とかく晉のすくひをまつがよい、それに晉君悼公は明君なればたのもしく、四軍もまつたく缺け目なくて、八卿の族もむつましく一致して居れば、鄭をすてはせまい、

楚師遼遠、糧食將盡、必將速歸、何患焉、舍之聞之、

【註】舍之子展名、
楚　また楚國はゝるかに遠國のことなれば、長陳はなるまい、糧食がつくるであらう、すればすみやかにかへるであらう、しかればさしてうれふるには足らぬ、○舍　我がきゝおよんだには、

杖莫如信、完守以老楚、杖信以待晉、不亦可乎、子駟曰、詩云、謀夫孔多、是用不集、

【註】詩小雅、孔甚也、集就也、言人欲爲政、是非相亂而不成、
人は信によるにしくは無い、この方のまもりをながくまつたくして、楚に長陳させてつからし、信によりて晉のすくひをまちたらば、よいではあるまいかとなり、○子　子駟がまた辯ずるには、詩にも分別の出し人が多すぎては、是非が混雜して結句成就せぬとある、船頭が多ければふねが山へつく、

發言盈庭、誰敢執其咎、

【註】言謀者多、若有不善、無適受其咎、
發　われも〳〵とくちぐちにいへば、ことばが庭にみちるやうに成て、たれがまことのさしづする人とも知れぬ、左すればもし不善が有ても、たれをとがめ

い、
民急矣、姑從楚以紓吾民、晉師至、吾又從之、敬共幣帛、以待來者、小國之道也、犧牲玉帛、待於二竟、

【註】二竟、晉楚界上、

民急　民の難義が急に成たれば、まづ當分楚にしたがふて國民をゆるくせう、晉からなにゆゑ楚にしたがふたと云たらば、また晉にもしたがはう、○敬と　かくつゝしんで進物をそなへて、どこからでも來る者をまちてしたがはう、これが小國のならひで、如此よりほかにしかたはない、○犧　酒肴巻物の類を晉楚二國のさかひへもち出してまちて居て、

以待彊者、而庇民焉、寇不爲害、民不罷病、不亦可乎、子展曰、小所以事大、信也、小國無信、兵亂日至、亡無日矣、五會之信、

【註】謂三年會雞澤、五年會戚、又會城棣、七年會鄬、八年會邢丘、

いづれでもつよさうな方へしたがつて、民をたすけるがよい、○寇　如此して居れば、寇も害を成さず、國中の民もさしてつかれ病まぬで善いでは有まいかと也、○子展　そのやうな兩方べつたりなことは成らぬ、小國の大國へつかふるは信が第一なり、小國が信をうしなふてはほろびるに間がない、亂のもとなり、○五　おひ〳〵晉とちかふたこと五度なるに、

今將背之、雖楚救我、將安用之、

【註】言失信得楚、不足貴、

その信をいま一時にそむいては、なにほど楚から我をすくふてもなんの用にたゝうぞ、

親我無成、

【註】晉親鄭、

親　我をしたしむ晉とは不和になりて、

鄙我是欲、

なつた、

秋、九月、大雩、旱也、

ときならねどもあまごひした、日でりゆゑである、

冬、楚子-囊伐鄭、討其侵蔡也、子-駟子-國子-耳欲從楚、子-孔子-蟜子-展欲待晉、

【註】待晉來救、子孔、穆公子、子蟜、子游子、子展、子罕子、

子産が云たとほり、はたして楚國からなにゆゑにこの方の屬國をせびらかした、と云てとがめて來た、

子-駟曰、周詩有之曰、俟河之清、人-壽幾何、

【註】逸詩也、言人壽促、而河清遲、喩晉之不可待、

子駟　三人は敵對はならぬについて、楚へしたがはうと云た、〇子孔　三人は楚がせめると聞ては、晉からすくふであらうに、加勢の來るまで城をかゝへよと云、〇子駟　詩にも黄河のすむをまたんとしても、人の壽がいかほどあらうぞと也、これは河水は天然の泥河なり、すむべきの理なし、それをまつうちには、人の壽命が無くなると云こと、龜が萬年いきると云をやしなふて見んと云類なり、

兆云詢多、職競作羅、

【註】兆、卜、詢、謀也、職、主也、言既卜且謀多、則競作羅網之難、無成功、

兆　うらなふたり分別が多かつたりして、却て羅網の難を成す、

謀之多族、民之多違、

【註】族、家也、

はかりごとの口々なるは民が多くたがふて、

事滋無成、

【註】滋、益也、

こともます／＼ならぬとあるとなり、しかれば晉がいつすくふやら、あてにならぬをまちては居られま

らば、また楚から默止てはをるまい、晉の師もいたるであらう、すれば晉と楚と兩國よりこの國をうつやうになりて、これがことのはしといふもので、いまより四五年も經ぬうちに、安寧ならぬことがおこるであらうと云たなり、○子國　親父が聞ていかりて、子産を叱らるゝには、その方がなにをしりて國に大命とて、かやうな軍事は正卿と云が居て、ことをとりおこなはるゝ、○童　それに子供の分として上をそしりては、さだめて御仕置に合はんと云たなり、内心にはよろこびながら、おもてむきをしかつたものと見える、

五月、甲辰、會于邢丘、以命朝聘之數、使諸侯之大夫聽命、季孫宿齊高厚宋向戌衛甯殖邾大夫會之、

【註】晉難重煩諸侯、故使大夫聽命、

晉より國々の貢物のかずをさだめて云わたすを、大夫どもがうけたまはるである、これは諸侯の面々出られては大義ならんとおもはれて、晉侯のいたはりてかやうにせられたなり、

鄭伯獻捷于會、故親聽命、

【註】獻蔡捷也、

鄭　これは蔡にかちたる得ものを晉へたてまつるとて、自分に出られたとなり、

大夫不書、尊晉侯也、

【註】晉悼復文襄之業、制朝聘之節、儉而有禮、德義可尊、故退諸侯大夫以崇之、

大　經文に大夫どもの名をのぞいたは、晉侯をたつとむとてなり、

莒人伐我東鄙、以疆鄫田、

【註】莒既滅鄫、魯侵其西界、故伐魯東鄙以正其封疆、

魯からもと鄫の西の邑をゝかしとつておいたを、今度莒人が鄫をほろぼしたに付て、鄫は地圖を以て檢地を入れたところが、魯へせり込であるゆゑ、魯の東鄙の地をうちてとつた、これで領分ざかひが滿足に

鄭羣公子以僖公之死也、謀子駟、子駟先之、夏、四月、庚辰、辟殺子狐子熙子侯子丁、

【註】辟、罪也、加罪以戮之、僖公をころしたゆゑ、子駟をせめほろぼさうと相談したを子駟がきゝつけて、先をとつて却て四人につみをくはへてころした、

孫擊孫惡出奔衛、

【註】二孫子狐之子、○孫たちのいた也、

庚寅、鄭子國子耳侵蔡、獲蔡司馬公子燮、

【註】鄭侵蔡欲以求媚於晉、子耳子良之子、不言敗、唯以獲告、鄭より蔡をおかしたは、晉へのはたらきである、

鄭人皆喜、唯子產不順、

【註】子產子國子、不順衆而喜、○鄭かちいくさをよろこんだ、諸人のよろこぶにしたがはず、○唯鄭の子產とて幼少より賢者で有た、

曰、小國無文德而有武功、禍莫大焉、楚人來討、能勿從乎、從之、晉師必至、晉楚伐鄭、自今鄭國、不四五年、弗得寧矣、子國怒之曰、爾何知、國有大命而有正卿、童子言焉、將爲戮矣、

【註】大命起師行軍之命、○曰今度の蔡に勝たと云はかへつてわるいことなり、なにゆゑなれば、當國は小國なれば、武功だてはならぬ、文德をもつて大國にしたがふべきことなり、それに文德はなくして、かくのことく武功にほこりては、このうへの禍はあるまい、蔡は楚の屬國なれば楚からこの方をうつであらう、そのときに大國なればしたがはねばならぬ、しかれども楚にしたがふた

なくば楚へ歸服いたさうと存ずると、ひやしかけて
遣たれば、

陳侯逃歸、

【註】鄬會所以不書救、
陳侯もこれは成らぬと云て、會よりぬけてかへられたとなり、

【經】八年、春、王正月、公如晉、
解に不及、

夏、葬鄭僖公、

【註】無傳、
葬に會せしめたり、

鄭人侵蔡、獲蔡公子燮、

【註】鄭子國、稱人刺其無故侵蔡、以生國患燮、
蔡莊公子、
告文なり、

季孫宿會晉侯鄭伯齊人宋人衛人邾人于邢丘、

【註】時公在晉、晉悼難勞諸侯、唯使大夫聽命故季孫在會而公先歸、
解に不及、

公至自晉、

【註】無傳、
廟告した、

莒人伐我東鄙、

秋、九月、大雩、

冬、楚公子貞帥師伐鄭、

晉侯使士匄來聘、
魯へ來らしめた、

【傳】八年、春、公如晉、朝、且聽朝聘之數、

【註】晉悼復脩霸業、故朝而稟其多少、
役はなにほどいだし、貢物はなになにと云命をうけにゆかれた也、

無禮をはたらかれた、○侍　近習がちとつゝしませたまへといさめたれども、きゝいれられぬ、○又。見　かねてまたいさめたれば、このいさむる者をころされたとなり、○及。　鄵と云ところに止宿いたされた、夜中に子駟がわるものをしのびこませて、寢くびをかゝせた、○而。　國々へは瘧をやみて卒せられたとつげた、それで經にやはり病死にしてある、

簡公生五年、奉而立之、

【註】僖公子、

○簡　僖公の子はまだ五歳にならるゝをたてゝ鄭の君とした、

陳人患楚、

【註】楚圍陳故、

楚にかこまれて迷惑する、

慶虎慶寅謂楚人曰、吾使公子黃往、而執之、

【註】二慶、陳執政大夫、公子黃、哀公弟、

慶。　陳の兩家老がせんかたをうしなつて、はかりごとをもつて楚へ云ひやるには、○吾。　この方の連枝を陣所へ進じたらば、その方にとらへられよ、それをいひたてにして、この方の主人のしたがはるゝやうにいたさうと云た、

楚人從之、

【註】爲執黃、

楚人が承知した、

二慶使告陳侯于會、

【註】鄬之會、

二。　二人が鄬の會所へ使をはせて云には、

曰、楚人執公子黃矣、君若不來、羣臣不忍社稷宗廟、懼有二圖、

【註】背君屬楚、

楚人がかこんで公子黃をいけどりたれば、このうへは君が御出なされねば、羣臣ども國や宗廟のほろぶるにはたへませぬゆゑ、いそいでかへらせたまへ、左

【註】衡、横也、横不順道、必毀折、爲十四年、林父逐君起本、

それをよこさまに不順をすれば、をれやぶるゝとあると云た、

楚子囊圍陳、會于鄬以救之、

【註】晉會諸侯、

楚より陳をゝかすに付て、晉から諸侯を鄬に會してすくふ也、

鄭僖公之爲太子也、於成之十六年、

【註】魯成公、

太子で居られたる時分、魯の成公十六年にあたつて、

與子罕適晉、不禮焉、又與子豊適楚、亦不禮焉、

【註】子豊、穆公子、

子罕と晉へゆかれたことがあつた、はなはだ無禮にあつた、〇又　子豊をつれて楚へゆかれたときも無禮に有た、これまでは太子の內のことを云たものなり、

及其元年朝于晉、

【註】鄭僖元年、魯襄三年、

及。　さて自分に即位いたされた年に、つぎめに晉へゆかるゝとき、

子豊欲愬諸晉而廢之、子罕止之、及將會于鄬、子駟相、又不禮焉、侍者諫、不聽、又諫殺之、及鄵子駟使賊夜弑僖公、而以瘧疾赴于諸侯、

【註】傳言經所以不書弑、

子豊がこの人は無禮者で、君にしてはおかれぬ、今度そのよしを晉侯へとゞけてすてゝ、ほかの人を君にたてうと云たれば、子罕がまづをりもあらうと云てなだめた、〇及將　ところが今度鄬の會にゆかるゝときには、子駟が相となりてゆく、〇又　子駟へまた

くのぼることとなり、同格の諸侯同士は同樣にのぼるなり、

叔孫穆子相、趨進曰、諸侯之會、寡君未嘗後衛君、

【註】敵體竝登、

叔。穆子が魯侯の後見となりてひかへて居たが、これを見てすゝみ出で、孫文子にむかつて云には、諸大名の會席においても、手まへ主人はまだ足下の君の次座にはつかれぬ、

今吾子不後寡君、寡君未知所過、吾子其少安、

【註】安、徐也、

今。それにいま足下は主人におくれもせず、同格にのぼられていかゞなり、○寡。主人になにぞあやまちがあるゆゑさやうにいたさるゝや、この方にはあやまちのあるおぼえは無い、○吾。足下ちとそろそろのぼられよとはぢしめた、

孫子無辭、亦無悛容、

【註】悛、改也、

孫。いひこめられて一言も返答なく、またさして氣の毒さうにあらたむる氣色もない、

穆叔曰、孫子必亡、爲臣而君、過而不悛、亡之本也、詩曰、退食自公、委蛇委蛇、

【註】委蛇順貌、詩召南、言人臣自公門入私門、無不順禮、

穆。ほろぶるであらう、臣として君のまねをして、とがめられてもあらたむるこゝろのないと云は、ほろぶるのもとなり、○詩。食にしりぞくには、公門より私門に入ると云は、委蛇と順なるを云たものである、

謂從者也、

【註】從順行、

謂。順行なり、

衡而委蛇、必折、

するを云、

正曲爲直、

【註】正人曲、

正曲○上に居て人の曲をたゞすを直と云、

參和爲仁、

【註】德正直三者備乃爲仁、

參○右の德と正と直との三つが、そなはりて和するを仁と云、

如是則神聽之、介福降之、立之不亦可乎、

【註】言起有此三德、故可立、

如○神も納受あつて福をくださるゝであるとなり、

○立○さればきをたてたまふが善いでは、ござらぬかと云た、

庚戌、使宣子朝、遂老、

【註】韓厥致仕、

庚○起をねがつて家督にした、

晉侯謂韓無忌仁、使掌公族大夫、

【註】爲之師長、

晉○兄を仁者也と云はれて、公族大夫のかしらにいたされたと也、

衞孫文子來聘、且拜武子之言、

【註】綏報非貳之言、

まへに季武子が衞へ聘使にゆいて、延引したことわりをのべた、その一禮に來て、

而尋孫桓子之盟、

【註】盟在成三年、

さうして先年のちかひをつぎをさめた、

公登亦登、

【註】禮登階臣後君一等、

公○魯侯の堂上へ階をのぼられたれば、衞の孫文子もおなじやうに賓階からのぼつた、これは無作法である、君が階をのぼりたまたへば、ひかへて一段おそ

【註】詩言雖欲早夜而行、懼多露之濡己、義取非禮不可妄行、

辭。穆子が辭して云には、詩經にも夜のうちからゆきたくはおもへども、露の多きをおそるゝとある、禮にかなはねばみだりにはおこなはぬと云義をとるなり、

又曰、弗躬弗親、庶民弗信、

【註】詩小雅、言譏在位者不躬親政事、則庶民不奉信其命、言己有疾、不能躬親政事、

又。また詩經に在位の者が、つとむべき政事を自分にせでは、庶民が信せぬとある、これを以てその身の癈疾で、おもひのまゝにことがおこなはれぬと云ことをのべた、

無忌不才、讓其可乎、請立起也、

【註】無忌穆子名、起無忌弟、宣子也、

無。わたくしは不才なればゆづるがよいかと存ずる、〇請　なにとぞ弟の起をたてたまへ、

與田蘇游、而曰好仁、

【註】田蘇、晉賢人、蘇言起好仁、

與。起はつねに田蘇と云晉の賢者とつき合よし、田蘇もつねぐ起は仁をこのむと云なり、

詩曰、靖共爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福、

【註】靖安也、介助也、景大也、詩小雅、言君子當思不出其位、求正直之人、與之竝立、如是則神明順之、致大福也、

詩。その位を出ずして正直なる人をもちゆれば、神も大なる福をくださるゝとある、すればその德あるをもちゆべきことなり、

恤民爲德、

【註】靖共其位、所以恤民、

恤。これは上の詩を釋するである、その位にたちて下民をあはれむは德なり、

正直爲正、

【註】正己心、

正。正直と云はその位にある人のこゝろをたゞしく

欲善季氏而求媚於南遺、謂遺請城費、
【註】使遺請城、
欲。魯國の季氏は大老で權柄をとるゆゑに、これへのへつらひに、南遺へとり入て云には、費邑に城をとりたてたいとねがはれよ、左あらば季氏のためにもよろしかるべし、

吾多與而役、故季氏城費、
【註】傳言祿去公室季氏所以强、
そのときには吾支配のことなれば、人足はなにほどでもいださせうと云たゆゑに、つひに費に城郭をとりたてた、これから魯の君の地はおひ〱滅じて、季氏がはびこるである、

小邾穆公來朝、亦始朝公也、
【註】亦邾子也、
當春來た邾子と同樣に、魯へ朝したである、

秋、季武子、如衛、報子叔之聘、且辭緩報非貳也、
【註】子叔聘在元年、言國家多難、故不時報、
元年に衛より來た使の返禮である、これは大分延引におよんだに付て、さわがしき時分にて、時節が延引した、ふたごゝろではないと云ことわりをものべたなり、

冬、十月、晉韓獻子告老、公族穆子有廢疾、
【註】穆子、韓厥長子、成十八年、爲公族大夫、
隱居のねがひを出した、○公。韓獻子が嫡子也、なにか疾があつた、さだめてかたわと見ゆる、されども公族大夫をつとめて居た、

將立之、
【註】代厥爲卿、
將。けれども韓獻子が嫡子ゆゑ、家督をゆづらうと云たれば、

辭曰、詩曰、豈不夙夜、謂行多露、

盟ゆゑなり、○不欲　名を會の上に書ねば、また鄭伯誰卒と二度鄭伯を書ねばならぬゆゑに、つゝめてかやうに書たものである、

陳侯逃歸、

【註】畏楚、逃晉而歸、

また楚につく也、

【傳】七年、春、郯子來朝、始朝公也、

はじめて魯へ來た、

夏、四月、三卜郊、不從、乃免牲、孟獻子曰、吾乃今而後、知有卜筮、夫郊祀后稷、以祈農事也、

【註】郊祀后稷以配天、后稷周始祖、能播殖者、

三度うらなふたれども、みな不吉と出たについてやめた、○孟　今日はじめて卜筮と云もの〻妙なることをしりた、○夫　まづ郊の祀と云ものは后稷をまつることなり、これは民に農事をよくをしへられたる人にて、周の先祖なるゆゑ、五穀豐饒をいのる意なり、

是故、啓蟄而郊、郊而後耕、今既耕而卜郊、宜其不從也、

【註】啓蟄夏正建寅之月、耕謂春分、

是○啓蟄と云はいまの二月の節なり、このときに郊のまつりをして、耕作をしつけぬまへに神をいのり、郊がすんで耕すと云は、春分にいたりて二月の中と云に、種を下すことである、○今　それにいま魯では四月たがへしをはりて、郊をうらなふゆゑ、これではしたがはぬも尤である、さて〳〵奇なることかなと歎じた也、

南遺爲費宰、

【註】費季氏邑、

魯の季氏が知行所の代官なり、

叔仲昭伯爲隧正、

【註】隧正、主役徒、昭伯、叔仲惠伯之孫、

叔○　これは魯國の隧正と云て、人夫をつかさどる役也、

魯へ來た、

夏、四月、三卜郊、不從、乃免牲、

【註】稱牲既卜日也、卜郊又非禮也、

僖公のときにも有たことなり、まつりをうらなふてわるいとてやめた也、

小邾子來朝、

魯へ來た、

城費、

【註】南遺假事難而城之、

季氏が邑、

秋、季孫宿如衞、

傳ですむ、

八月、螽、

【註】無傳、爲災故書、

解に不及、

冬、十月、衞侯使孫林父來聘、壬戌、及孫林父盟、

魯へ來りちかふてかへりた、

楚公子貞帥師圍陳、

告文なり、

十有二月、公會晉侯宋公陳侯衞侯曹伯莒子邾子于鄬、

【註】謀救陳、陳侯逃歸、不成救故不書救也、鄬鄭地、

鄭伯髡頑如會、未見諸侯、丙戌、卒于鄵、

【註】實爲子駟所弑、以瘧疾赴、故不書弑、稱名、爲書卒同盟故也、如會、會於鄬也、未見諸侯、未至會所而死、鄵鄭地、不欲再稱鄭伯、故約文上其名於會上、

鄬の會へ來るとて、いまだ諸侯に出あはず、途中で死なれた也。【注】實　病死では無かつた、それを瘧疾にて卒せられたとつげた、名と卒したとを書たのは同

甲。城のめぐりに土山を築きあげて、萊の城の女牆とおなじたかさにした、

及杞桓公卒之月、

【註】此年三月、

乙未、王湫帥師及正輿子棠人軍齊師、

【註】王湫故齊人、成十八年、奔萊、正輿子萊大夫、棠萊邑也、北海即墨縣有棠鄉、三人帥別邑兵來解圍、

及。王湫は元來齊の者なれども、萊へ奔りて來て居たゆゑに、萊の大夫正輿子とともに、棠の人數をひきゐて、齊の軍勢とたゝかふた、これらはみな外邑に居た者どもである、

齊師大敗之、

【註】敗湫等、

齊。後詰したる詮もなくやぶられた、

丁未、入萊、萊共公浮柔奔棠、正輿子王湫奔莒、莒人殺之、四月、陳無宇獻萊宗器于襄宮、

【註】無宇桓子、陳完玄孫、襄宮、齊襄公廟、

丁。城を乗とられたころ、萊の君共公名は浮柔と云人も、別邑の棠へしりぞかれた、○正。莒へおちてゆいたを莒人がなさけなくころした、○四。齊の陳無宇と云者が萊の宗器を取て、齊の祖廟へ獻じた、

晏弱圍棠、十一月丙辰而滅之、遷萊于郳、

【註】遷萊子于郳國、

晏。萊の君のしりぞかれたる棠もせめおとした、○遷。他國へ所がへさせたとなり、

高厚崔杼定其田、

【註】定其疆界、高厚、高固子、

高。齊の臣なり、萊の地へ檢地を入れ、堺目をただした、

【經】七年、春、郯子來朝、

【註】言子罕雖見辱、不追忿、所以得安、
○子罕　かまはず已前の通りにしたしくしたとなり、

秋、滕成公來朝、始朝公也、
はじめて魯へ來朝せられた、

莒人滅鄫、鄫恃賂也、
【註】鄫有貢賦之賂在魯、恃之而慢莒、故滅之、
魯へまひなひしたをたのみにして、莒をあなどりてほろぼされた、

冬、穆叔如邾、聘、且脩平、
【註】平四年狐駘戰、
むつましくなつた、

晉人以鄫故來討、曰、何故亡鄫、
【註】鄫屬魯、恃賂而慢莒、魯不致力輔助、無何以還晉尋便見滅、故晉責魯、
はたして晉より魯をとがめて、なにゆゑ鄫のほろぶるをすくはれなんだと云て來た、

季武子如晉、見且聽命、
【註】始代父為卿、見大國、且謝亡鄫、聽命受罪、
○季　はじめて卿となりて、伯者にまみえて、鄫をすくはなんだいひわけをし、且いひわたしをきゝにゆいた也、

十一月、齊侯滅萊、萊恃謀也、
【註】賂夙沙衞之謀也、事在二年、
萊人が齊の寺人にたよりて、牛馬をまひなふておいたるはかりことをたのみにして、防禦のそなへをせずに居てほろぼされた、

於鄭子國之來聘也四月、晏弱城東陽、而遂圍萊、
【註】子國聘、在五年、二年、晏弱城東陽、至五年四月、復託治城因遂圍萊、
○於　魯へ來たところに、晏弱が東陽に城いで、それから萊をかこんだとなり、

甲寅、堙之環城、傅於堞、
【註】堞女牆也、堙土山也、周城為土山及女牆、

ゆゑ名を以てつけた、よつて經に名をのせたなり、

宋華弱與樂轡少相狎、長相優、又相謗也、

【註】狎、親習也、優、調戲也、

兩人幼少よりたがひにあひなれて、竹馬の友であつた、○長　成長しても相優は調戲と云て、なぶること也、そのうへなにかにつけてそしつた、

子蕩怒、以弓梏華弱于朝、

【註】子蕩、樂轡也、張弓以貫其頸、若械之在手、故曰梏、

子○　樂轡があまりなぶられて、いかりて弓をはりて、華弱が首に首かせ入れたやうにした、

平公見之曰、司武而梏於朝、難以勝矣、

【註】司武、司馬、言其懦弱、不足以勝敵、

平公○　宋侯のこの華弱がありさまを見られていはるゝには、司馬の官ともいはるゝ者が、朝廷で首かせを入れられて、そのやうは懦弱なことでは敵には勝たれまいと云て、

遂逐之、夏、宋華弱來奔、司城子罕曰、同罪異罰、非刑也、專戮於朝、罪孰大焉、亦逐子蕩、子蕩射子罕之門曰、幾日而不我從、

【註】言我射女門、女亦當以不勝任見逐、

追放いたされた、○夏　宋を追はれて魯へ奔りて來た、○司城　兩人ともに同罪なるに、轡は立ておいて華弱ばかりを追ふはかたおちであるこれでは刑がたゝぬ、○專　ことさら朝廷にてわがまゝに人を戮すると云は大な罪じやと云て、○亦　それでまた子蕩もおひいだされた、○子　子罕が一言で追放に成るをうらみにおもふて、子罕が門を射て云には、いつぞはその方にも、わがやうにおひいださるゝであらうと云た、

子罕善之如初、

の女もなく、粟をくらふ馬も無く、金銀珠玉のたくはへもなく、重寶なる武具や榮耀道具ももたなんだ、

君子是以知季文子之忠於公室也、相三君矣、而無私積、可不謂忠乎、

君子　評に、公につかへて忠なることが知れた、○相　三代の君につかへて宰相であつたけれども、私宅に積みたくはへたるものは一いろもない、是で忠と云はねばならぬ、

【經】六年、春、王三月、壬午、杞伯姑容卒、

告文なり、

夏、宋華弱來奔、

【註】華椒孫、

魯へかけこんだ、

秋、葬杞桓公、

【註】無傳、

解に不及、

滕子來朝、

魯へきたられた、

莒人滅鄫、

告文なり、

冬、叔孫豹如邾、

季孫宿如晉、

【註】行父之子、

十有二月、齊侯滅萊、

【註】書十一月、從告、

【傳】六年、春、杞桓公卒、始赴以名、同盟故也、

【註】杞入春秋、未嘗書名、桓公三與成同盟、故赴以名、

いまゝでは同盟でなかりしが、成公の代にちかふた

も、やがてうしなふであらう、なにゆゑなれば、楚國で二心ある者をうちて善い者に代へた、かならず行ひをあらたむるであらうとなり、

而疾討陳、

【註】疾、急也、

而〇 そのうへすみやかに陳をうたう、

陳近於楚、民朝夕急、能無往乎、有陳非吾事也、無之而後可、

【註】言晉力不能及陳、故七年陳侯逃歸、

陳は楚へちかい國ゆゑ、臣民が朝夕急にせめられたら、楚へしたがひ行くであらう、陳をたもつことは吾國のちからにはおよばぬ、一向陳がはやく楚へしたがふたならば、せわがなくて善からうと云た、

冬、諸侯戍陳、

【註】備楚、

晉よりせわをやいて、楚をふせぐ要心したと也、

子囊伐陳、十一月、甲午、會于城棣以救之、

【註】公及救陳而不及會、故不書城棣、城棣、鄭地、陳留酸棗縣西南有棣城、

子〇 はたして楚からうちた、〇十一 諸侯が會して救ふたと也、

季文子卒、大夫入斂、公在位、

【註】在阼階西鄉、

大夫どもが入て小斂をおこなふた、魯侯は君位に坐せられた、

宰庀家器、爲葬備、

【註】庀、具也、

宰〇 季文子が家老が家の器物をそなへて、葬の用意を爲た、

無衣帛之妾、無食粟之馬、無藏金玉、無重器備、

【註】器備、謂珍寶甲兵之物、

無〇 季文子は質朴な人ゆゑに、はなはだ儉約な、美服

己。楚王は自分に信もなくて人をころして、己がこゝろざしをこゝろよくして、諸侯をしたがへようとしてもかたからうとなり、

夏、書曰、成允成功、

【註】亦逸書也、允信也、言信成然後有成功、

夏。信さへ十分にゆきとゞけば、功はおのづからなる、

九月、丙午、盟于戚、會呉、且命戍陳也、

【註】公及其會而不書盟、非公後會、蓋不以盟告廟、

これが呉との會である、そのうへ諸侯へ陳をまもれといひわたした、

穆叔以屬鄫爲不利、使鄫大夫聽命于會、

【註】鄫近魯竟、故欲以爲屬國、既而與莒有怨、魯不能救、恐致譴責、故復乞還之、傳言鄫人所以見於戚會、

穆。魯の穆叔が鄫を魯の附庸にしても不利で、たすけには成らぬと云て、また直參にかへした、それで鄫の大夫が會にくはゝつて居ると云こと【注】鄫。近鄰の國ゆゑに、旗下にせうと云たけれども、〇既この鄫と云國は莒とはなはだ不和で、をりふしせりあひがある、そのときは鄫に加勢してすくはねば、旗頭の仕置がたゝぬ、またすておいては晉から譴責をうける、かたく面倒さに、また晉へこふてかへした、このことの傳に出たるは、鄫の會にくはゝりたわけをしらせたもの也、

楚子囊爲令尹、

【註】公子貞、

子辛が貪欲なるをすてゝ子囊を令尹にした、

范宣子曰、我喪陳矣、楚人討貳、而立子囊、必改行、

【註】改子辛所行、

范。晉の范宣子がわがくにゝ陳をしたがへたれと

楚人討陳叛故、

【註】討、治也、

陳はなにゆゑにこの方にそむいたぞとせんぎした、

曰、由令尹子辛實侵欲焉、乃殺之、書曰楚殺其大夫公子壬夫、貪也、君子謂楚共王於是不刑、

【註】陳之叛楚、罪在子辛、共王既不能素明法教、陳叛之日、又不能嚴斷威刑以謝小國、而擁其罪人、興兵致討、加禮於陳、而陳恨彌篤、乃怨而歸罪子辛、子辛之貪、雖足以取死、然共王用刑爲失其節、故言不刑、

曰。楚の令尹があまり貪欲にて、陳をせびらかしたゆゑと云たによつて、令尹をころした、○書曰。。かやうに經に書かれたは、むさぼつたをつみとしたなり、君子の評に、この一義においては刑のおこなひやうがわるい、【注】陳。むさぼるはつねのをしへがわるいゆゑなり、陳のそむいたときに、屹と僉議して嚴に刑をくはへ、陳へことわりを云へばよいに、それをせず大軍を引率して陳へむかふたとき、陳侯が卒せられたをきいて、せめずして陳へ禮をおこなへども、陳がうらみて歸服せぬ、そこで子辛一人をつみにおとしてのけた、子辛が貪欲もころさるゝはずなれども、共王の刑のもちひかたも、あまり善くもなかつたゆゑ不刑といふと也、

詩曰、周道挺挺、我心扃扃、講事不令、集人來定、

【註】逸詩也、挺挺、正直也、扃扃、明察也、講、謀也、言謀事不善、當聚致賢人以定之、

周のみちは正直で明らかに察する、若しことをはかつて善からぬときには、賢人をあつめてさだむること也、

己則無信、而殺人以逞、不亦難乎、

【註】共王伐宋封魚石、背盟敗子鄢陵、殺子反、公子申、及壬夫、八年之中、戮殺三卿、欲以屬諸侯、故君子以爲不可、

彌々魯の附庸と成たをつぐるために、太子をつれて晉侯へ披露の目みえをさせたである、

書曰、叔孫豹鄫太子巫如晉、言比諸魯大夫也、

【註】豹與巫俱受命於魯、故經不書及、比之魯大夫、

書。經文にしるしたは魯の大夫に比したとりあつかひであつた、【注】豹。及太子如晉と書べきところを、一ツに書たが比したるところ也、

吳子使壽越如晉、

【註】壽越、吳大夫、

吳國より大夫を晉へおこして、

辭不會于雞澤之故、

【註】三年會雞澤、吳不至、今來謝之、

前年に會せなんだことわりを云ひ、

且請聽諸侯之好、

【註】更請會、

且なにとぞ會にくはゝりたいと云、

晉人將為之、合諸侯、使魯衛先會吳、且告會期、

【註】以其道遠故、使魯衛先告期、

晉。それゆゑまた晉から諸侯の會をもよほすなり、○使。吳はずつと東南の國で、路程がとほいによつて、まづこの二國を會せしめて、かつまたなんどき會せんと期をつげさせた、

故孟獻子孫文子會吳于善道、

【註】二子皆受晉命而行、

故。晉よりの下知で會した、

秋、大雩、旱也、

【註】雩、夏祭、所以祈甘雨、若旱則又脩其禮、故雖秋雩、非書過也、然經與過雩同文、是以傳每釋之曰旱也、雩而獲雨、故書雩而不書旱、

夏するまつりなれども、大旱ゆゑに秋の時分でもする也、

楚公子貞帥師伐陳、

告文なり、

公會晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯齊世子光救陳、

解に不及、

十有二月、公至自救陳、

【註】無傳、

廟告した、

辛未、季孫行父卒、

魯侯も小斂にあづかられた、

【傳】五年、春、公至自晉、

【註】公在晉、既聽屬鄫、聞其見伐、遂命臧紇出救、故傳稱經公至以明之、

【注】公　すでに鄫を附庸にもらはれたゆゑ、○聞　莒邾からうつと聞て、くにもとへ加勢をせよと云越された、それゆゑこゝにいたられたを云たもの也、

王使王叔陳生愬戎于晉、

【註】王叔、周卿士也、戎陵蔑周室、故告愬於盟主、

戎が周をゝかすゆゑ、晉侯へつげたまふたなり、

晉人執之、士魴如京師、言王叔之貳於戎也、

【註】王叔反有二心於戎、失奉使之義、故晉執之、

○晉人○　王叔陳生を晉でいけどつた、さて晉の士魴が京都へゆいて、王叔は戎と一味也といふことを奏したなり、

夏、鄭子國來聘、通嗣君也、

【註】鄭僖公初即位、

鄭のつぎ目を魯へつげに來たなり、

穆叔覿鄫太子于晉、以成屬鄫、

【註】覿、見也、前年、請屬鄫、故將鄫太子巫如晉以成之、

我。　襄公は幼少ゆゑ、○朱。　武仲が小をとこの朱儒が御氣に入た、○朱。ちくだ殿〳〵、みかたを邾で敗軍させたとうたふたとなり、

【經】五年、春、公至自晉、夏、鄭伯使公子發來聘、

【註】發、子產父、

叔孫豹鄫世子巫如晉、

【註】比魯大夫、故書巫如晉、

鄫は魯の附庸也、その世子をつれて晉へ朝した、附庸の世子ゆゑ魯の大夫同前にした、

仲孫蔑衞孫林父會吳于善道、

【註】魯衞俱受命於晉、故不言及吳先在善道、二大夫往會之、故曰會吳、善道、地闕、

晉のさしづで會したゆゑ、斯やうに書たなり、

秋、大雩、

解に不及、

楚殺其大夫公子壬夫、

【註】書名罪其貪、

告文なり、

公會晉侯宋公陳侯衞侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯齊世子光吳人鄫人于戚、

【註】穆叔使鄫人聽命于會、故鄫見經、不復殊吳者、吳來會于戚、

解に不及、

公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

冬、戍陳、

【註】諸侯在戚會、皆受命戍陳、各還國遣戍、不復有告命、故獨書魯戍、

魯からまもつた、【注】諸。晉の下知をうけて面々の國もとより戍を出した、國々たがひに告文はないと也、

つく三ッなり、○以。德で戎をやすんずれば、士卒も勤勞せずしてやすく、武具も損ぜぬ四ッなり、

鑒于后羿而用德度、

【註】以后羿爲鑒戒、

鑒。　羿をかゞみにして德をもちふれば、

遠至邇安、五也、君其圖之、公說、使魏絳盟諸戎、脩民事、田以時、

【註】傳言晉侯能用善謀、

とほきはいたり、ちかきはやすんずる以上、五ッの利がござるほどに、○君。御分別を成したまへ、○公。感心して民事をゝさめ、田獵もときを以て出られた、

冬、十月、邾人莒人伐鄫、臧紇救鄫、侵邾、敗於狐駘、

【註】臧紇、武仲也、鄫屬魯、故救之、狐駘、邾地、魯國蕃縣東南有巨台亭、

二國がうちたを魯からうちかへした、

國人逆喪者皆髽、魯於是乎始髽、

【註】髽、麻髮合結也、遭喪者多、故不能備凶服、髽而已、

國。　このときのたゝかひに大分うち死があつて、喪をむかひに出て尸をゝさめた、あまり多くて凶服がとゞかぬゆゑ、髮を麻でたばねて喪をつとめた、これからして魯で髽と云ことがはじまつた、

國人誦之曰、臧之狐裘、敗我於狐駘、

【註】臧紇時服狐裘、

國人。　はやりうたに誦した、臧武仲が狐裘を服して居たゆゑ、臧氏の狐裘を被て居る男が、みかたを狐駘で敗軍させた、

我君小子、朱儒是使、朱儒朱儒、使我敗於邾、

【註】襄公幼弱、故曰小子、臧紇短小、故曰朱儒、敗不書、魯人諱之、

【註】重猶數也、
武。 武猛なことはをり／＼は爲まじきことなり、
用不恢于夏家、
【註】羿以好武、雖有夏家、而不能恢大之、
用、羿はつひに夏の家をおほいに得せなんだ、
獸臣司原、敢告僕夫、
【註】獸臣、虞人、告僕夫不敢斥尊、
獸。 虞人が己をさして獸臣といふ、私ことは原をつかさどるに付て、おそれながら僕夫までつげる、
虞箴如是、可不懲乎、於是晉侯好田、故魏絳及之、
【註】及后羿事、
虞。 斯様にいましめてござれば、羿に懲りたまはねばなりませぬと云た、○於。 この節田りをこのまれたゆゑ、このことをもいましめにいふた也、
公曰、然則莫如和戎乎、對曰、和戎有五利焉、戎狄荐居、貴貨易土、
【註】荐、聚也、易、猶輕也、
公曰。 それなら戎と和睦するが善いかと云はるゝ、○對。 戎と和睦すれば五ッの利がござる、戎狄はあつまり居るものにて、貨をたつとみて土地をなにともおもはぬ、農業をせぬなり、
土可賈焉、一也、邊鄙不聳、民狎其野、穡人成功、二也、
【註】聳、懼、狎、習也、
土。 貨をやれば、なにほども土地をわたす一つなり、
○邊。 この方の國はづれも おそれぬ、夷がきたらぬゆゑ也、二つなり、
戎狄事晉、四鄰振動、諸侯威懷、三也、以德綏戎、師徒不勤、甲兵不頓、四也、
【註】頓、壞也、
戎。 晉へつかへれば四鄰も振動し、諸侯もなびきな

【註】泥因羿室、故不改有窮之號、
有○これみなほろびたは、人をうしなふたゆゑでござる、【注】泥○入羿の心で國號をあらためなんだ、

昔周辛甲之爲大史也、命百官、官箴王闕、

【註】辛甲、周武王大史、闕、過也、使百官各爲箴辭戒王過、
周の辛甲が大史の官で居るときに、武王から百官に命じて、王のあやまちをいましめてたてまつれと有た、

於虞人之箴、

【註】虞人掌田獵、
於○獵をつかさどる官人の箴の言に、

曰、芒芒禹迹、畫爲九州、

【註】芒芒、遠貌、畫、分也、
曰○とほき禹王の をさめ玉ひし 迹は、畫て九州となりてある、

經啓九道、

【註】啓、開九州之道、
經○天下九州の道をひらきたまふた、

民有寢廟、獸有茂草、各有攸處、德用不擾、

【註】人神各有所歸、故不亂、
民○それより人にも神にも寢所廟堂と居所あり、獸は茂草があつて居所とする、○各 住所が さだまつて、○德○ 歸するところがあるゆゑにみだれぬ、

在帝夷羿、冒于原獸、

【註】冒、貪也、
在○羿が代になりては原野の獸をむさぼり、

忘其國恤而念其麀牡、

【註】言但念獵、
國をあはれむことは わすれて、狩ばかりを おもふて居た、

武不可重、

其子不忍食諸、死于窮門、

【註】殺之於國門、

其。その子をも國門でころしたとなり、

靡奔有鬲氏、

【註】靡、夏遺臣、事羿者、有鬲、國名、今平原鬲縣、

靡。むかしの夏の臣なり、

浞因羿室、

【註】就其妃妾、

浞。羿が妻をおのれが妻にして、

生澆及豷、恃其讒慝詐僞、而不德于民、使澆用師、滅斟灌、及斟尋氏、

【註】二國、夏同姓諸侯、仲康之子、后相所依、樂安壽光縣東南有灌亭、北海平壽縣東南有斟亭、

澆と豷と二人の子をうませた、○恃。邪智をたのみにして民をめぐまず、使。子を大將として二國をうちとり、

處澆于過、處豷于戈、

【註】過戈、皆國名、東萊掖縣北有過鄕、戈在宋鄭之間、

處。二箇國へ封じた、

靡自有鬲氏、收二國之燼、

【註】燼、遺民、

靡。かのたちさつた臣が、斟灌と斟尋氏と二國の燼。はもえぐひとて殘兵を引率して、

以滅浞而立少康、

【註】少康、夏后相之子、

浞をほろぼし少康をたてました、

少康滅澆于過、后杼滅豷于戈、

【註】后杼、少康子、

少。寒が子どもをもほろぼしました、

有窮由是遂亡、失人故也、

而。寒浞と云者を信用いたした、

伯明后寒弃之、夷羿收之、

【註】夷、氏、

この寒浞は伯明氏に見かぎられたわるい者なるを、羿がをさめもちひまして、

信而使之、以爲己相、浞行媚于內、

【註】內、宮人、

信。ことのほか信用して、おのれが相といたした、○浞。內は宮人にこび、

而施賂于外、愚弄其民、

【註】欺罔之、

外はまひなひをもつて人をなつけ、さて臣民どもを愚弄とたわけにとりあつかひ、

而虞羿于田、

【註】樂之以遊田、

羿をすゝめて田りにばかり出し、

樹之詐慝、以取其國家、

【註】樹、立也、

樹。いつはり者や惡人をとりたてゝ、一味させ、つひにその國家をうばひとりました、

外內咸服、

【註】信浞詐、

內外の臣がそのいつはりを信じて服した、

羿猶不悛、

【註】悛、改也、

羿。さやうになりてもまだ行をあらためず、

將歸自田、

【註】羿獵還、

將。田よりかへるを、

家衆殺而亨之、以食其子、

【註】食羿子、

家來どもがうちころし、それを烹て羿が子に食へと申した、

諸國はみなそむきませう、

戎、禽獸也、獲戎、失華、無乃不可乎、夏訓有之曰、有窮后羿、

【註】夏訓、夏書、有窮、國名、后、君也、羿、有窮君之號、

戎。戎は禽獸同樣の國なり、それを得ても中華の國をうしなふては不可なるではござらぬか、○夏。夏書にも見えまする、有窮の后羿と云出したれば、似つかぬことを云とおもはれて、ことばの をはらぬ うちに、

公曰、后羿何如、

【註】怪其言不次、故問之、

公。その后羿がどうしたと云はれた、

對曰、昔有夏之方衰也、后羿自鉏遷于窮石、因夏民以代夏政、

【註】禹孫大康、淫放失國、夏人立其弟仲康、仲康亦微弱、仲康卒、子相立、羿遂代相、號曰有窮、

鉏、羿本國名、

對。むかし夏の世のおとろへました最中に、后羿が鉏と云ところより窮石と云地にうつりて、夏の民をしたがへて、夏の天下をうばつておのれが立たなり、

恃其射也、

【註】羿善射、

恃。おのれが弓の上手をたのみにして、

不脩民事、而淫于原獸、

【註】淫放原野、

民のことはすきとをさめず、原野へのみ出て、狩ばかりしてあそんで居ました、

弃武羅伯因熊髡尨圉、

【註】四子、皆羿之賢臣、

弃。賢臣をみなすてゝ、

而用寒浞、寒浞、伯明氏之讒子弟也、

【註】寒國、北海平壽縣東有寒亭、伯明、其君名、

【註】借鄙以自助、
主人がねがはれますと云た、

晉侯許之、

【註】爲明年叔孫豹鄫世子巫如晉傳、
これをきいてゆるされたなり、

楚人使頓閒陳、而侵伐之、故陳人圍頓、

【註】閒、伺閒缺、
楚から頓と云小國へ云つけて、陳のすきまをうかゞつて侵伐せよと云たゆゑに、陳から・さかよせにしたである、

無終子嘉父、使孟樂如晉、

【註】無終、山戎國名、孟樂其使臣、
無終子と云山戎の君の嘉父と云者が、家臣の孟樂を晉へつかはして、

因魏莊子、納虎豹之皮、以請和諸戎、

【註】欲戎與晉和、莊子、魏絳、
魏絳へたより虎豹の皮を獻じて、戎と和睦して下されと云た、

晉侯曰、戎狄無親而貪、不如伐之、魏絳曰、諸侯新服、陳新來和、將觀於我、我德則睦、否則攜貳、勞師於戎、而楚伐陳、必弗能救、是弃陳也、諸華必叛、

【註】諸華、中國、
晉。戎と云者はしたしみが無てむさぼるものなればうつが善いと云はれた、○魏。いまあらたに諸侯が服し、陳もしたがつてまゐつた、さだめて晉の政事をかんがへて居るでござらう、しかれば我に德があれは、むつび、しからざればはなれて二心をはさみませう、○勞。それにいま戎をうちて人をつからしては、若し楚から陳を伐たとき、すくふことがなりますまい、それでは陳をすつると申すもの也、陳を棄たらば

及也、其是之謂乎、

○君子 評に、古誌にあるやうに、多く無禮をおこなへばかならずおのれが身におよぶとはこのことなり、

冬、公如晉、聽政、

【註】受貢賦多少之政、

いまいふ免の上げ下げのやうなることの下知を受けに往かれた、

晉侯享公、公請屬鄫、

【註】鄫、小國也、欲得使屬魯、如須句顓臾之比、使助魯出貢賦、公時年七歲、蓋相者爲之言、鄫、今琅邪鄫縣、

○晉 もてなされた、このときに魯侯が鄫を魯の附庸とし玉はれとねがはれた、このとき魯侯は七歲で有た、これは家老どもが云たとみえる、これが魯へつけば、人歩を出さするゆゑ魯のたすけとなる、

晉侯不許、孟獻子曰、以寡君之密邇於仇讎、而願固事君、無失官命、

【註】晉官徵發之命、

○晉 晉侯のことわりを云はれた、○孟 主人東方の國にあつて、仇讎の國々へちかいけれども、二心なく晉君につかへて、徵さるゝときの官命を缺くまいとねがはるゝ、

鄫無賦於司馬、

【註】晉司馬、又掌諸侯之賦、

○鄫 諸侯の人賦のことは司馬の命ぜらるゝことなるに、この鄫にさだまつた役がない、

爲執事朝夕之命敝邑、敝邑褊小、闕而爲罪、

【註】闕不共也、

○爲 それに君朝に敝邑へ命ぜられても、敝邑はちさい國にて、御用を缺してつみになるが氣の毒なゆゑ、そのたすけにせんとて、

寡君是以願借助焉、

匠慶謂季文子、

【註】匠慶、魯大匠、

曰、子爲正卿、而小君之喪不成、

【註】謂如季孫所議、則爲夫人禮不成、

匠○そこもとはいま魯の正卿に居たまひて、小君の喪禮を成就いたされぬ、

不終君也、

【註】慢其母、是不終事君之道、

これでは君につかふる道をゝはるとは云はれぬ、

君長、誰受其咎、

【註】言襄公長、將責季孫、

君○いま魯君の成長し玉ひて、御とがめがあつたら、そのときはたれがうくるであらうとなり、

初季孫爲己樹六檟於蒲圃東門之外、

【註】蒲圃、場圃名、季文子樹檟、欲自爲櫬、

初○季孫がおのれが死だときに棺につくらうとおもうて、六本の檟を東門のそとの圃にうゑておいた、

匠慶請木、

【註】爲定姒作櫬、

匠○このとき定姒の棺につくる木を、いづれできりませうとうかゞふた、

季孫曰略、

【註】不以道取爲略、

季○季孫が云分にどこでなりとも勝手に切れと云た、略とはきるべきみちで無しに、めつたにいづかたでなりとも切れと云ことである、

匠慶用蒲圃之檟、季孫不御、

【註】御、止也、傳言遂得成禮、故經無異文、

匠○どこでもこゝろ次第に切れと云たゆゑ、季孫がうゑておいた木を切た、季孫どこでもよいと云たゆゑ、止めることがならぬ、

君子曰、志所謂多行無禮、必自

四○これ鹿鳴のうちの詩なり、使をねぎらふことが云てある、これは私が使にまゐりたをいたはり玉ふ御心ゆゑ、かさねて拜した、

皇皇者華、君教使臣曰、必諮於周、

【註】皇皇者華、君遣使臣之詩、言忠臣奉使、能光輝君命、如華之皇皇然、又當諮于忠信、以補己不及、忠信爲周、其詩曰、周爰咨諏、周爰咨謀、周爰咨度、周爰咨詢、言必於忠信之人、諮此四事、

皇○これは使ぶりの好いをほめたる言で、忠臣としてある、周とは忠臣のことなり、

臣聞之、訪問於善爲咨、

【註】問善道、

臣聞○これから詩のことばを解くなり、善道を忠信の人に問ふを咨とする、

咨親爲詢、

【註】問親戚之義、

親を問ふを詢の字を書く、下みな同じ、

咨禮爲度、

【註】問禮宜、

咨事爲諏、

【註】問政事、

咨難爲謀、

【註】問患難、

臣獲五善、敢不重拜、

【註】五善、謂諮詢度諏謀、

臣○私に五つの善をゝしへ玉ふたゆゑ、重拜せねばならぬと云た、

秋、定姒薨、不殯于廟、無櫬不虞、

【註】櫬、親身棺、季孫以定姒本賤、既無器備、議其喪制、欲殯不過廟、又不反哭、

薨せられても廟にて殯するでもなく、尸を入るゝ棺が無くても手あてをせなんだ、これは定姒のもとがいやしいと云こゝろで用意せなんだ、

曰、子以君命辱於敝邑、先君之禮、藉之以樂、以辱吾子、

【註】藉、薦也、

子いま魯君の命を以て、敝邑にかたじけなくいたられたに付て、この方には先君よりの禮で音樂を命せられて、吾子を饗せらるゝ、

吾子舍其大而重拜其細、敢問何禮也、對曰、三夏、天子所以享元侯也、使臣弗敢與聞、

【註】元侯牧伯、

吾。ところを吾子には、大にしておもい樂は拜せずして、鹿鳴の微細なるものを拜せられたは、なにとしたる禮ぞ、うけ玉はりたいとなり、○對。穆叔が、はじめに奏せられたる三夏の樂の章は、王より侯伯をもてなし玉ふ音樂なれば、私ふぜいの承る樂でない、

文王、兩君相見之樂也、臣不敢及、

【註】及、與也、文王之三、皆稱文王之德、受命作周、故諸侯會同以相樂、

またつぎの文王の章は兩君御出會の樂なれば、これまた臣があたるべきところではない、よつて拜せぬ、

鹿鳴、君所以嘉寡君也、敢不拜嘉、

【註】晉以叔孫爲嘉賓、故歌鹿鳴之詩、取其我有嘉賓、叔孫奉君命而來、嘉叔孫、乃所以嘉魯君、

鹿。をはりに奏したまふた鹿鳴は、我有嘉賓といふことがありて、これは私の主人をよみし玉ふゆゑ、これは拜せねばならぬとなり、

四牡、君所以勞使臣也、敢不重拜、

【註】詩言使臣乘四牡、騑騑然行不止、勤勞也、晉以叔孫來聘、故以此勞之、

【註】不レ聽二楚命一、

陳。これほどに楚からは禮をほどこして引たれども中々楚の命をきかぬ、

臧武仲聞レ之、曰、陳不レ服二於楚一、必亡、大國行レ禮焉而不レ服、在レ大猶有レ咎、而況小乎、夏、楚彭名侵レ陳、陳無レ禮故也、

【註】爲二下陳圍一レ頓傳、

臧。笑止なことは、陳が楚に服せではかならずほろぶるであらう、大國からは喪をあはれみて、小國をあれむ禮をおこなふに、服せぬと云は不埒なり、○在。かくのごとく無禮では、たとひ大國でも咎がある なり、いはんや小國の分をや、○夏。ゆるさぬはずのことである、

穆叔如レ晉、報二知武子之聘一也、

【註】武子聘在二元年一、

返禮である、

晉侯享レ之、金奏二肆夏之三一、不レ拜、

【註】肆夏、樂曲名、周禮、以二鐘鼓一奏二九夏一、其二曰二肆夏一、一名樊、三曰二韶夏一、一名遏、四曰二納夏一、一名渠、蓋擊レ鐘而奏二此三夏曲一、

晉。晉で穆叔を饗しなさるゝ、○金。これは九夏と云て九つある樂なり、そのうちの二三四の三を、鐘をうつて奏しても、穆叔が拜せなんだ、

工歌二文王之三一、又不レ拜、

【註】工、樂人也、文王之三、大雅之首、文王、大明、緜、

工。工は樂人なり、詩經の文王の篇の三章をうたふたれども、これも拜せぬ、

歌二鹿鳴之三一、三拜、

【註】小雅之首、鹿鳴、四牡、皇皇者華、

歌。これをうたふたれば三度拜をした、

韓獻子使二行人子員問一レ之、

【註】行人、通使之官、

韓。使番に命じてとはするには、

【註】無傳、
告文なり、

八月、辛亥、葬我小君定姒、

【註】無傳、定、謚也、赴同祔姑、反哭成喪、皆以正夫人禮、母以子貴、踰月而葬、速、

【注】赴　同盟の國へつげてやり、○祔　姑の廟へ入れて、反哭の禮もことぐくとゝのふたなり、

冬、公如晉、

陳人圍頓、

解に不及、
告文なり、

【傳】四年、春、楚師爲陳叛故、猶在繁陽、

【註】前年、何忌之師侵陳、今猶未還、繁陽、楚地、在汝南銅陽縣南、

國へかへらぬなり、まだいくさをするつもりである、

韓獻子患之、言於朝曰、文王帥殷之叛國以事紂、唯知時也、

【註】知時未可爭、

韓○　うれひて晉の朝廷で云には、いにしへ文王は殷の叛國をひきつれて、やはり紂王につかへ玉ひたは、時をしり玉ふゆゑである、

今我易之、難哉、

【註】晉力未能服楚、受陳、爲非時、

今○　當國はそれをかへて、楚をうちしたがへることもならで、入らざる楚の叛國たる陳をしたがへた、このゆゑに楚から目をつけるなれば、國のさわぎが止みがたいとなり、

三月、陳成公卒、楚人將伐陳、聞喪乃止、

【註】軍禮不伐喪、

卒せられた、○楚　このをりしもおしよせたれども、陳の君の卒をきいて軍兵を引たとなり、

陳人不聽命、

せてくれるな、

敢以爲請、

【註】請使無死、

敢。是非たのむほどに、死でくれるなと云はれた、

晋侯以魏絳爲能以刑佐民矣、反役、與之禮食、使佐新軍、

【註】羣臣旅會、今欲顯絳故、特爲設禮食、

晋。刑で民のたすけとなる者とおもはれて、○反。國へかへりて享應して、新軍の佐にすゝめられたである、

張老爲中軍司馬、

【註】代魏絳、

士富爲候奄、

【註】代張老、士富、士會別族、

張。くりあげになつた、

楚司馬公子何忌侵陳、陳叛故也、

晋へ服したゆゑをかした也、

許靈公事楚、不會于雞澤、冬、晋知武子帥師伐許、

これはまた晋にしたがはずして楚に附たゆゑ、○冬。晋から攻た、

【經】四年、春、王三月、己酉、陳侯午卒、

【註】前年、大夫盟雞澤、三月無己酉、日誤、

告文なり、

夏、叔孫豹如晋、

解に不及、

秋、七月、戊子、夫人姒氏薨、

【註】成公妾、襄公母、姒、杞姓、

襄公の母、

葬陳成公、

執事不敬、罪莫大焉、臣懼其死、以及揚干、無所逃罪、

【註】懼自犯不武不敬之罪、

君合　しかるに君は諸侯をあはせ玉ふことなれば、臣あへてうやまはいではならぬ、○君師　それに君の勢が武をまもらず、執事も敬したまはでは、このうへのつみはない、○臣　よつて私法をゝかしては死にいたらうかとおそれて、もつて揚干を誅するにいたりたと也、これは君のつみと云はぬばかりの云分である、○無　しかれば臣がつみはのがるゝところがござらぬ、

不能致訓、至於用鉞、

【註】用鉞、斬揚干之僕、

不　元來をしへがゆきとゞかぬゆゑに、及を用て人を害するやうになりましたは、

臣之罪重、敢有不從以怒君心、

【註】言不敢不從戮、

臣がつみもおもければ、なんぞ戮にしたがはずして、君のこゝろをいからせう、

請歸死於司寇、

【註】致尸於司寇、使戮之、

請　よつて切腹いたして、尸を司寇へわたして戮をうけうと存ずるとかきおきの體に書た、

公跣而出曰、寡人之言、親愛也、吾子之討、軍禮也、寡人有弟、弗能教訓、使干大命、寡人之過也、子無重寡人之過、

【註】聽絳死爲重過、

公　こゝが悼公の善いところなり、跣足に成て車よりとびおりて云はるゝには、余が言は兄弟を親愛するまでなり、吾子が討たのは軍禮なり、○寡　余一人の弟をもちながら、敎訓をえせぬゆゑに、かくのごとき大命をゝかさしたは、余があやまちである、○子　それにまたその方が死では、あやまちをかさぬると云ものになるほどに、かならずあやまちをかさねさ

殺魏絳、無失也、對曰、絳無貳志、事君不辟難、有罪不逃刑、其將來辭、何辱命焉、言終、魏絳至、授僕人書、

【註】僕人、晉侯ノ御僕、

晉　大いにいかられて、羊舌赤に命ぜらるゝは、今諸侯をあはせ伯業を成すは、榮花とするところであるに、かくのごとく弟を戮せられては、これほどなはぢはない、是非魏絳をとらへてころせ、無失とはにがすなと云ことなり、○對　羊舌赤が云には、あの魏絳と申すをとこは二心のない者にて、君につかへて難をもさけず、自分に罪があれば刑をのがれて、しりぞくやうなことはいたさぬ者なり、○其　さだめておつゝけまゐりて、申しわけをいたさう、君のおほせつけにはおよびませぬとなり、○言　この羊舌赤が言がをはるやいなや、はたして魏絳が御馬前へ來た、○授　晉侯の御者へ、なにやらかきつけをさし出して直に、

將伏劍、士魴張老止之、公讀其書、曰、日君乏使、使臣斯司馬、

【註】斯、此也、

そこで切腹せんとした、○士魴　をりふしそばに二人の大夫が居合せて、やれ早まるなと云ておしとめた、○公　そのうちに、晉侯のそのかきつけをよまるゝに、その文言に、○日　さきに君のめしつかひたまふ人に御こと缺かれて、不才な臣を司馬の官に命じたまひた、

臣聞師衆以順爲武、

【註】順莫敢違、

臣　私のうけ玉はりおよんだは、軍勢は順をもつて武の本旨といたし、

軍事有死無犯爲敬、

【註】守官行法、雖死不敢有違、

軍　軍中のことは、ひと〳〵の官と法とをまもりて、死すとも犯さぬを敬といたすと也、

君合諸侯、臣敢不敬、君師不武、

六月、公會單頃公及諸侯、己未、同盟于雞澤、

【註】單頃公、王卿士、

晉侯使荀會逆吳子于淮上、吳子不至、

【註】道遠多難、

吳子は至らなんだ、

楚子辛爲令尹、侵欲於小國、陳成公使袁僑如會求成、

【註】患楚侵欲、袁僑、濤塗四世孫、

小國をあなどりて、をかしたりむさぼりたりするゆゑ、陳侯も楚を見かぎりて晉へ服した、

晉侯使和組父告于諸侯、

【註】告陳服、

晉。國々へ陳もこの方へ服したとつげられた、

秋、叔孫豹、及諸侯之大夫及陳袁僑盟、陳請服也、

【註】其君不來、使大夫盟之、匹敵之宜、

秋。陳が服したに付て、あらためてまたちかふた也、陳から卿を出したは、列國がみな大夫であつたゆゑ、これは適當であつた、

晉侯之弟揚干、亂行於曲梁、

【註】行、陳次、

晉侯の弟が曲梁と云ところで、陳列の次第をみだられたである、これは入るまじき列へ入られたと見ゆる、

魏絳戮其僕、

【註】僕、御也、

魏。司馬の官ゆゑ、楊干を刑せねばならねども、君の弟なればかはりに御者を誅戮した、

晉侯怒、謂羊舌赤曰、合諸侯以爲榮也、揚干爲戮、何辱如之、必

於是使祁午爲中軍尉、羊舌赤佐之、

【註】各代其父、

於 それゆゑ右いふたとほりに命せられた、

君子謂祁奚於是能擧善矣、稱其讎、不爲諂、立其子、不爲比、擧其偏、不爲黨、

【註】諂、媚也、偏、屬也、

君子 よく善をしりてあげたとほめた、○稱 自分の仇を吹擧するも、君へへつらひ追從ではなく、又おのれが子をあぐるも比とて依怙贔負でもなく、○擧 自分の一屬をあげても徒黨したてではない、

商書曰、無偏無黨、王道蕩蕩、

【註】商書、洪範也、蕩蕩、平正無私、

商 かたよるでもなく、黨するでもなく、王道のたひらかにたゞしいとあるは、

其祁奚之謂矣、解狐得擧、

【註】未得位、故曰得擧、

この祁奚がことじやとなり、○解 あげたと、

祁午得位、伯華得官、建一官而三物成、

【註】一官軍尉、物、事也、

位を得たと、官を得たと、一官をたてゝ三つのことが成就したは、

能擧善也、夫唯善、故能擧其類、詩云、惟其有之、是以似之、祁奚有焉、

【註】詩、小雅、言唯有德之人、能擧似己者也、

能 善をあげたゆゑなり、元來よい人ゆゑに、その類をあぐるなり、○詩 有德の者ゆゑ、能くおのれに似た者をあぐるとある語に、祁奚がよくかなふて居ると也、

やりて云はせらるゝには、主人が拙者を以て申のべまする歳の不易と不要心のそなへのないとを以て主人ねがはくは諸侯がたと御出あひ申して、

以謀不協、請君臨之、使匄乞盟、齊侯欲勿許、而難爲不協、乃盟於耏外、

【註】與士匄盟、耏、水名、

以○　不協の國をはからうと存ずる、御大儀ながらいたりのぞみたまはれ、それゆゑに匄に申付て、まづちかひを乞はせまするると云た、○齊　いやなれども不協を爲てはあやういゆゑに、ちかはれたなり、

祁奚請老、

【註】老、致仕、

隱居をねがふた、

晉侯問嗣焉、

【註】嗣、續其職者、

晉○　その方があと役はたれがよからうと云はれた、

稱解狐、其讎也、將立之而卒、

【註】解狐卒、

稱○　解狐が器量を稱して、かれに成されよと云た、○其○　とはこれは祁奚が平生はなはだなかのわるいあだである、それをあぐるは君への忠をおもふゆゑなり、○將　解狐をたてんといたさるゝうちに、この解狐が死した、

又問焉、對曰、午也可、

【註】午、祁奚子、

又○　またたれをたてようとゝはれたれば、○對　もはや解狐があひはてゝは、私がせがれ午におほせつけられよと云た、

於是羊舌職死矣、晉侯曰、孰可、以代之、對曰、赤也可、

【註】赤、職之子伯華、

於○　この時分中軍の佐羊舌職も死した、晉侯のこのあと役も相談であつた、○對　これはやはり羊舌職が一子の赤がよいと云た、

【註】公即位而朝、
魯君の幼弱なれども、晉へはじめていたられた、

夏、盟於長樗、孟獻子相、公稽首、

【註】相儀也、稽首、首至地、
晉侯とちかはれたなり、○孟　魯君の若年ゆゑ、獻子が朝儀をたすけて介副に出た、○公　襄公の晉侯に對して頭を下につけて拜禮をめされたなり、

知武子曰、天子在、而君辱稽首、寡君懼矣、

【註】稽首、事天子之禮、
○知武　挨拶に、諸侯のうへにまだ天子といふがあることなるに、たゞいま主人へかたじけなく稽首なされては、主人も王へ對しておそれおほく存ぜられますと云た、

孟獻子曰、以敝邑介在東表、密邇仇讎、

【註】仇讎、謂齊楚與晉爭、
○孟　晉への挨拶に、敝邑儀は東のはしにはさまれ居て、仇讎の國々へちかいゆゑ、

寡君將君是望、敢不稽首、

【註】傳言獻子能固事盟主、
主人は此のちとても、君ばかりをちからに存じて居らるれば、稽首いたされねばならぬと云た、盟主はこれほどにたふとまねばならぬなり、

晉爲鄭服故、且欲脩吳好、

【註】鄭服在前年、
鄭の服したるゆゑと、そのうへ吳のよしみのたえぬやうにとのために、

將合諸侯、使士匃告于齊曰、寡君使匃、以歲之不易、不虞之不戒、寡君願與一二兄弟相見、

【註】不易、多難也、虞、度也、戒、備也、列國之君、相謂兄弟、
諸侯をあはせんとて、會をもよほされた、士匃を齊へ

克鳩茲、至于衡山、

【註】鳩茲、呉邑、在丹陽蕪湖縣東、今皐夷也、衡山、在呉興烏程縣南、

克　このときには呉の小邑にかちた、

使鄧廖帥組甲三百、被練三千、

【註】組甲被練、皆戰備也、組甲、漆甲成組文、被練、練袍、

使　それから鄧廖と云者を大將として、組甲といふよろひを着た武者三百と、被練とてねりを被たる歩卒三千をそへて、

以侵呉、呉人要而擊之、獲鄧廖、其能免者、組甲八十、被練三百而已、子重歸、既飲至、三日、呉人伐楚、取駕、駕、良邑也、鄧廖、亦楚之良也、君子謂子重於是役也、所獲不如所亡、

【註】當時君子、

呉をゝかしにやつた也、○呉　呉國からも途中へ出むかひ、さへぎつて合戰して、大將の鄧廖をいけどつた、そのうちに、まぬかれてにげかへつた者が、組甲三百のうちでやう〳〵八十人、被練三千人のうちに三百人あつた、その餘はみなうち死したとなり、○子重　子重かへりて飲酒の禮を成した、○三日　三日目に呉からうちかへしに來て、楚の領分駕といふ大邑をとつたとなり、鄧廖も良いさぶらひであつた、○君子　評に、今度の合戰は、獲たところはすくなく、うしなふたところが多いと云た、わづか一邑をとつたれども、大邑をとられ、良士はうちとられ、士卒はおびたゞしく死たゆゑなり、

楚人以是咎子重、子重病之、遂遇心疾而卒、

【註】憂恚故成心疾、

楚人　大きな仕損じやといひはやされて、子重も氣をやみてつひに卒した、心疾とは亂心のことなり、

公如晉、始朝也、

公至自晉、

【註】無傳、不以長樗至本非會、廟告した、【注】不。長樗よりいたられたにせぬは、もと會するとてゆかれたではないゆゑに、晉よりと書た、

六月、公會單子晉侯宋公衞侯鄭伯莒子邾子齊世子光、己未、同盟于雞澤、

【註】雞澤、在廣平曲梁縣西南、周靈王新即位、使王官伯出與諸侯盟、以安王室、故無譏、

解に不及、

陳侯使袁僑如會、

【註】陳疾楚政、而來屬晉、本非召會而自來、故言如會、

こなたからは召さぬに、かなたから。おしつけて來たゆゑ、如會と書たなり、

戊寅、叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟、

【註】諸侯既盟、袁僑乃至、故使大夫別與之盟、言諸侯之大夫、則在雞澤之諸侯也、殊袁僑者、明諸侯大夫所以盟、盟袁僑也、據傳、盟在秋、長暦推戊寅、七月十三日、經誤、

ちかひのすんだあとへ來たゆゑ、大夫とちかはせた也、

秋、公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

冬、晉荀罃帥師伐許、

告文なり、

【傳】三年、春、楚子重伐吳、爲簡之師、

【註】簡、選練、

楚の子重が吳を伐た、その人數はえらみすぐつたる良き軍兵であつた、

豈惟寡君賴之、

【註】傳言苟瑩能用善謀、

豈。すれば主人ばかりの仕合ではないと云たなり、

穆叔聘于宋、通嗣君也、

代がはりをとどけたである、

冬、復會于戚、齊崔武子及滕薛小邾之大夫皆會、知武子之言故也、

【註】武子言事將在齊、齊人懼、帥小國而會之、

ふたゝび會したれば、齊も屬國も一同に出て來た、これは知武子が服せぬうへは、齊をせむると云たをきいておそれた故也、

遂城虎牢、鄭人乃成、

【註】知孟獻子之謀、

遂。それからみな虎牢にきづいたれば、はたして鄭が服したとなり、孟獻子がはかりごとがあたつたである、

楚公子申爲右司馬、多受小國之賂、以偪子重子辛、

【註】偪奪其權勢、

おごりがついて來て、令尹の權をうばひにかゝりて、

楚人殺之、故書曰、楚殺其大夫公子申、

【註】言所以致國討之文、

ころされた、それゆゑ國討に成た、

【經】三年、春、楚公子嬰齊帥師伐吳、

告文なり、

公如晉、

夏、四月、壬戌、公及晉侯盟于長樗、

【註】晉侯出其國都、與公盟于外、

【註】元年、孟獻子與齊崔杼次于鄫、崔杼有不服晉之言、獻子以告知武子、

知○　晉の知武子が一段とよからうとなり、○鄫○　元年鄫の會に、足下の齊の崔杼と陳をはつて、崔子が晉にしたがはぬと云言をきいたと云はれたが、いかさま實かして、いまにきたり會せぬとなり、

滕薛小邾之不至、皆齊故也、

【註】三國、齊之屬、

滕○　それに付ては、齊ばかりではなく、齊の屬國滕薛小邾の三國までいたらぬのは、これもみな齊のしわざとみえたり、

寡君之憂不唯鄭、

【註】言復憂齊叛、

寡○　主人晉侯のうれひは鄭ばかりではない、齊のそむくも氣のどくにおもはるとなり、

甞將復於寡君而請於齊、

【註】以城事白吾君、而請齊會之、欲以觀齊志、

甞○　左あれば拙者が主人に申して、齊へ使をやらせて、虎牢にきづくほどに來て會せよと云て、こゝろを引て見やうとなり、

得請而告、吾子之功也、

【註】得請、謂齊人應命、告諸侯會築虎牢、

得○　もしこの方より請ふところを齊が承引して、諸侯と會して虎牢にきづくならば、服するに相違はない、それでは足下の手がらと云ものと也、このことで齊の内心までを知るゆゑ功と也、

若不得請、事將在齊、

【註】將伐齊、

若○　齊がこの方の請を承知せぬなれば、齊もうたねばならぬ、

吾子之請、諸侯之福也、

【註】城虎牢足以服鄭息征伐、

吾○　いづれにしても虎牢にきづけば、鄭は服するにきはまりた、そのときは亂もやむゆゑに、諸侯も仕合といふものなり、もはや征伐にあるかいでもよい、

はげました精力と、ちかふたことばとをすつると云ものなり、○其　それではたれもわれをしたしむ者はあるまい、

免寡人、唯二三子、

○免　すれば吾が不信にならぬやうにするは、ひとへに御身たちがこゝろにあるほどに、楚にそむいてくれるなと云はれた、

秋、七月、庚辰、鄭伯睔卒、於是子罕當國、

【註】攝君事、

子駟爲政、

【註】爲政卿、

子國爲司馬、晉師侵鄭、

【註】晉伐喪、非禮、

○秋　右のとほりいひおいて死なれた、○於　それから三人が國をゝさむる、○晉　をかしたのは喪をさいはひにうちた、これも非禮なるしかたなり、

諸大夫欲從晉、子駟曰、官命未改、

【註】成公未葬、嗣君未免喪、故言未改、不欲違先君意、

○諸　みな晉へ降參せうと云たれば、○子駟　子駟はいや〳〵まだ君の喪中なれば先君の官命があらたまらぬに付て、まだそむかれぬといふた、

會于戚、謀鄭故也、

【註】鄭久叛晉、謀討之、

秋諸侯の戚に會するは、ひさしく鄭が晉にそむいて居るをうつの相談なり、

孟獻子曰、請城虎牢以偪鄭、

【註】虎牢、舊鄭邑、今屬晉、

孟　まづ虎牢の地に城をきづいて、鄭にせまるやうにしたいとなり、

知武子曰、善、鄫之會、吾子聞崔子之言、今不來矣、

妣、則鬼神降福、季孫葬姜氏不以禮、是不敬祖
妣、
詩◦ 酒をつくりて祖妣にそなへ、百禮をあまねくとりおこなへば、神も納受なされて、一統へさいはひをくださるゝとあるに、今季孫は祖妣をうやまはぬとなり、

齊侯使諸姜宗婦來送葬、
【註】宗婦、同姓大夫之婦、婦人越疆送葬、非禮、
これもつまらぬことをいたされた、同姓の女房たちを葬禮に魯へやられた、婦人は他所ありきはせぬことなり、

召萊子、萊子不會、故晏弱城東陽以偪之、
【註】爲六年滅萊傳、東陽、齊竟上邑、
きたらぬから事のおこりと成たなり、

鄭成公疾、子駟請息肩於晉、
【註】欲辟楚役以負擔喩、
鄭の君の病中に、家老の子駟が楚につかふることをやめて、いまから晉へつきませうと云た、肩をいこふと云は、になふたる荷物をみぎからひだりへかへることである、それにたとへて云た、

公曰、楚君以鄭故、親集矢於其目、
【註】謂鄢陵戰、晉射楚王目、
公曰◦ 鄭侯のいやさうはなるまい、その子細は鄢陵のたゝかひに、楚王の鄭のゆゑを以て目に矢をうけられた、これひとへに我を荷擔いたさるゝゆゑなり、

非異人任、寡人也、
【註】言楚子任此患、不爲他人、蓋在己、
非◦ それは誰ゆゑと云に、他人のためではない寡人がためで有た、

若背之、是弃力與言、其誰暱我、
【註】言、盟誓之言、
若◦ それに今もしこれにそむいては、この方ゆゑに

【註】櫝、梓之屬、
魯の夫人が卒せられた、〇初。穆姜は齊姜のしうとめなり、この人が美い櫝をえらばせておかれた、櫝。はあかめ樫で、棺につくる木である、

以自爲櫬與頌琴、

【註】櫬、棺也、頌琴、琴名、猶言雅琴、皆欲以送終、
以。棺の琴のと云死をおくる用意にしておかれたとなり、

季文子取以葬、君子曰、非禮也、禮無所逆、婦養姑者也、虧姑以成婦、逆莫大焉、

【註】穆姜、成公母、齊姜、成公婦、
季。これを季文子が今度よめごの葬禮にまづもちひた、〇君子。これは非禮である、禮はさかさまなことをせぬ、〇婦。婦と云はよめのことで、しうとめをやしなふべきものである、それにかへつてしうとめの方を缺てよめの用に成た、これほどなさかさまなしかたは無い、

詩曰、其惟哲人、告之話言、順德之行、

【註】詩、大雅、哲、知也、話、善也、言知者行事無不順、
詩。知者と云は善言をきいてはしたがひおこなふゆゑ、不順なことがないとなり、

季孫於是爲不哲矣、

【註】言逆德、
季。このとりはからひは不知であつたとなり、

且姜氏、君之妣也、

【註】襄公適母、故曰君之妣、
且。そのうへにこの姜氏は成公の本夫人で、いまの君襄公の適母である、

詩曰、爲酒爲醴、烝畀祖妣、以洽百禮、降福孔偕、

【註】詩、周頌、烝、進也、畀、與也、偕、徧也、言敬事祖

元衛孫林父曹人邾人于戚、
解に不及、

己丑、葬我小君齊姜、
【註】齊謚也、三月而葬、速、
禮がとゝのふた、

叔孫豹如宋、
【註】豹於此始自齊還、爲卿、

冬、仲孫蔑會晉荀罃齊崔杼宋華元衛孫林父曹人邾人滕人薛人小邾人于戚、遂城虎牢、
【註】以偪鄭、
ふたゝび會した、それからすぐに虎牢に城をきづいた、

楚殺其大夫公子申、
告文なり、

【傳】二年、春、鄭師侵宋、楚令也、
【註】以彭城故、
楚國よりの下知であつた、

齊侯伐萊、萊人使正輿子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹、
【註】夙沙衛、齊寺人、索、簡擇好者、
齊から萊をせめたなり、ときに萊人が正輿子と云者をつかひにして、齊の內證づきの夙沙衛へとり入て、すぐれた牛馬を百匹づゝすぐりてまひないに出した、

齊師乃還、君子是以知齊靈公之爲靈也、
【註】謚法、亂而不損曰靈、言謚應其行、
齊　それゆゑゆるして引た、○君子　評におくり名を靈公と號たわけをしつたとなり、まいなひをとりてひくほどならば、せめいでもよかりさうなものである、【註】謚　わるい人にはわるい名が相應である、

夏、齊姜薨、初穆姜使擇美檟、

九月、邾子來朝、禮也、

【註】邾宣公、魯へ朝したである、禮なり、

冬、衞子叔晉知武子來聘、禮也、

凡諸侯即位、小國朝之、

【註】小事大、

同上なり、○凡・いづくでも代がはりには小國からは朝することで、これが大につかふるの禮なり、

大國聘焉、

【註】大字小、

大國からは聘禮使をつかはすことで、これは小をやしなふしかたなり、

以繼好結信、謀事補闕、禮之大者也、

【註】闕、猶過也、禮、以安國家利民人爲大、

以○なにごとでも相談して、あやまちあるをおぎなふは、みな禮であるとなり、

【經】二年、春、王正月、葬簡王、

【註】無傳、五月而葬、速、王の御葬送に會したなり、

鄭師伐宋、

【註】書伐、從告、告文なり、

夏、五月、庚寅、夫人姜氏薨、

魯の夫人、

六月、庚辰、鄭伯睔卒、

【註】未與襄同盟、而赴以名、庚辰、七月九日、書六月、經誤、

告文なり、

晉師宋師衞寗殖侵鄭、

【註】宋雖非卿、師重、故敘衞上、

告文なり、

秋、七月、仲孫蔑會晉荀罃宋華、

たなり、
齊人不會彭城、晉人以爲討、二月、齊太子光爲質於晉、
【註】光、齊靈公太子、
齊○　齊は軍兵を出さなんだによつて、うたれて質を出したとなり、
夏、五月、晉韓厥荀偃帥諸侯之師伐鄭、入其郛、
【註】荀偃不書、非元帥、
軍勢を引率して鄭のくるわへおしよせて、
敗其徒兵於洧上、
【註】徒兵、歩兵、洧水、出密縣東南至長平入潁、
歩兵どもをやぶつた、
於是東諸侯之師次于鄫、以待晉師、
【註】齊、魯、曹、邾、杞、

於○　この時分、東方の諸侯は鄭の領内鄫に陳をはつて、晉の軍のいたるをまちて居た、
晉師自鄭以鄫之師侵楚焦夷、及陳、
【註】於是孟獻子自鄫先歸、不與侵陳楚、故不書、
晉師○　まづ楚をゝかして、それから陳へでばりした、
晉侯衛侯次于戚、以爲之援、
【註】爲韓厥援、
晉侯○　晉侯も衛と一所に戚と云ところまで出て、韓厥にちからをそへられたと云ことなり、
秋、楚子辛救鄭、侵宋呂留、
【註】呂留二縣、今屬彭城郡、
また楚から鄭へ加勢した、
鄭子然侵宋、取犬丘、
【註】譙國酇縣東北有犬丘城、迂廻疑、
鄭○　楚に附くゆゑである、

【註】剽子叔、黑背子、
魯へ來らせたなり、

晉侯使荀罃來聘、

【註】冬者、十月初也、王崩赴未至、皆未聞喪、故各得行朝聘之禮、而傳善之、
同上なり、

【傳】元年、春、己亥、圍宋彭城、

【註】下有二月、則此己亥、爲正月、正月無己亥、日誤、

非宋地、追書也、

【註】成十八年、楚取彭城、以封魚石、故曰非宋地、夫子治春秋、追書繫之宋、
彭城はこのころ楚から魚石を入れおいたれば、宋のひかへの地では無い、それをのちに宋と書たと云こと、【注】楚のひかへ同樣である、○夫子　孔子の追て宋の國へかけ玉ひたとなり、

於是爲宋討魚石、故稱宋、且不登叛人也、

【註】登、成也、不與其專邑叛君、故使彭城還繫宋、
宋のえだ城を押領したるゆゑ、本國宋のために魚石をうつに付て、宋ぞと云た、○且　謀叛人に押領させて、そのまゝにはさしおかぬと云意にて、屹と宋の領分と云ことを書しおかれた、

謂之宋志、

【註】稱宋、亦以成宋志、
謂　元來宋からは謀叛人に彭城をあたへるこゝろざしはない、その本志を書したまひたと云ことなり、

彭城降晉、晉人以宋五大夫在彭城者歸、寘諸瓠丘、

【註】彭城降不書、賤略之、瓠丘、晉地、河東東垣縣東南有壺丘、五大夫、魚石、向爲人、鱗朱、向帶、魚府、
彭　晉の國へ降參した、○晉　みな晉へつれ來たなり、經に降たとないはかるい者の地ゆゑ、略しておい

春秋左傳卷十四

【註】盡九年

襄公

【註】名午、成公子、母定姒、諡法、因事有功曰襄、辟土有德曰襄、

【經】元年、春、王正月、公卽位、

【註】無傳、於是公年四歲、

幼弱の君が位につかれた、

仲孫蔑會晉欒黶宋華元衞甯殖曹人莒人邾人滕人薛人、圍宋彭城、

【註】魯與謀於虛朾而書會者、稟命霸主、非匹敵故、

この宋彭城と云がおもい筆である、【注】魯　前年虛朾にてすでに相談したことなれども、かやうに書たのは晉を頭として、その下知をうくるゆゑである、○非。　晉は霸者ゆゑ、同輩でないと云ことなり、

夏、晉韓厥帥師伐鄭、

告文なり、

仲孫蔑會齊崔杼曹人邾人杞人、次于鄫、

【註】鄫、鄭地、在陳留襄邑縣東南、書次、兵不加鄭、次鄫以待晉師、

鄭をせめに出て、晉の軍勢のいたるを待て居る、

秋、楚公子壬夫帥師侵宋、

告文なり、

九月、辛酉、天王崩、

【註】無傳、辛酉、九月十五日、

周よりの告文なり、

邾子來朝、

魯へ來た、

冬、衞侯使公孫剽來聘、

對曰、伐鄭之役、知伯實來、下軍之佐也、

【註】知伯、荀罃、

對○　武仲が先年晋が鄭を伐つ時にも、晋の知伯が使者に來た、これは下軍の佐であつた、

今彘季亦佐下軍、

【註】彘季、士魴、

今○　今度來た士魴もまた知伯と同官であるなれば、

如伐鄭可也、

【註】伐鄭、在十七年、

鄭を伐たごとくの人數をやられてよからう、

事大國、無失班爵、而加敬焉、禮也、從之、

【註】從武仲言、

事○　晋ごとき大國につかふるには、班爵をうしなはぬやうにして、敬をくはふるが禮と云ものなりと云た、これにしたがつた、

十二月、孟獻子會于虛朾、謀救宋也、宋人辭諸侯、而請師以圍彭城、

【註】不敢煩諸侯、故但請其師、爲襄元年、圍彭城傳、

宋をすくひたいと云た、○宋○　國々の君には御無用になされて下され、御人數ばかりを御かし下されと云て士卒をかりてかこんだ、

孟獻子請于諸侯、而先歸會葬、

孟○　これは君の葬送があるゆゑ、外の諸侯へことわりを云て歸て、葬りに會したなり、

丁未、葬我君成公、書順也、

【註】薨于路寢、五月而葬、國家安靜、世適承嗣、故曰書順也、

順が合てみなとゝのふたを書した也、

郛のつぎ目である、

築鹿囿、書不時也、

【註】非土功時、

土功の時ではないを書した、

己丑、公薨于路寢、言道也、

【註】在路寢、得君薨之道、

君の薨ずべきの場なる故、薨ずるの道にかなふた也、

冬、十一月、楚子重救彭城、伐宋、

【註】使偏師與鄭人侵宋子重爲後鎭、

魚石の肩をもつなり、【注】使　偏師は一組の勢なり、子重はあとを鎭めまもつて居たとなり、

宋華元如晉告急、韓獻子爲政、

【註】於是欒書卒、韓厥代將中軍、

楚からせめまするると云た、○韓　この時分國政を取るゆゑ、

曰、欲求得人、必先勤之、

【註】勤恤其急、

晉侯へ云ふには人をなつけんと　おぼしめさば、かならずまづつとめて加勢をなされよ、

成霸安疆、自宋始矣、晉侯師于台谷以救宋、

【註】台谷地闕、

覇業を成就し、疆を安んずると宋を始になされよと云た、○晉侯　それより勢を出して宋をすくはれた、

遇楚師於靡角之谷、楚師還、

【註】畏晉彊也、靡角宋地、

遇　出合た、○楚　晉にはこりて居るゆゑ、しりぞいたである、

晉士魴來乞師、

【註】將救宋、

魯國へ加勢をたまはれと云て來た、

季文子問師數於臧武仲、

【註】武仲、宣叔之子、

季　何百騎つかはしてよからうと思はるゝと云た、

れひなり、○今◦惡人をとりもちて土地を伐とり、○以◦呉や晋の道をふさぐつもりなり、

逞レ姦而攜レ服、毒二諸侯一而懼二呉晉一、

【註】隔二呉晉之道一故懼、攜、離也、

逞◦呉や晋をおそれさするは

吾庸多矣、非二吾憂一也、且事レ晉何爲、晉必恤レ之、

【註】言宋常事レ晉、何爲顧有二此患難一、

吾功が多いとなり、憂ひではない、○且◦晋から恤でくれるであらうとなり、

公至レ自レ晉、晉范宣子來聘、且拜レ朝也、

【註】拜二謝公朝一、

魯侯の歸られたれば、あの方よりも謝しに來たとなり、

君子謂晉於レ是乎有レ禮、

【註】有二卑讓之禮一、

君◦晋もよくなりた、

秋、杞桓公來朝、勞レ公且問二晉故一、公以二晉君一語レ之、

【註】語二其德政一、

魯侯の晋よりかへられたるを勞らひ、そのうへ當代の晋の仕置をとふた、○公◦悼公の名君と云ことをかたられた、

杞伯於レ是驟朝二于晉一而請レ爲レ昏、

【註】爲二平公不レ徹レ樂張本一、

杞◦德になついて縁者になりたいと云たとなり、

七月、宋老佐華喜圍二彭城一、老佐卒焉、

【註】言下所三以不二克二彭城一、

かこみにかゝりて卒した、

八月、邾宣公來朝、卽レ位而來見也、

國有家之大例、
おしつけて國をおどしてかへるを復入と書くとなり、【注】謂戎首は兵士の頭なり、稱兵は兵器をとりあつかふなり、おしこみ伐て民をたちて、押領することを云となり、〇此四　内臣外友の援あるか、また逆へられて入たか、順を以て入たかと云を論ずる大例で、おもいことであるとなり、

宋人患之、
宋の臣民がこれをうれふる、

西鉏吾曰、何也、
【註】西鉏吾、宋大夫、
西。なせうれへらるゝ、

若楚人與吾同惡、以德於我、吾固事之也、不敢貳矣、
【註】惡、謂魚石、
もし楚人が我とおなじく魚石をにくんで、我に德せば、吾もとより楚につかへて二心ははさまぬ、

大國無厭、鄙我猶憾、
【註】言已事之、則以我爲鄙邑、猶恨不足、此吾患也、
大。それを楚は大國であくことなく、我を鄙邑としてうらまん、

不然而收吾憎、使贊其政、
【註】謂不同惡魚石、而用之使佐政、
不。さもなくて吾が憎を收めて、その政を助けしめ、

以間吾釁、亦吾患也、今將崇諸侯之姦、而披其地、
【註】崇長也、謂楚今取彭城以封魚石、披猶分也、

以塞夷庚、
【註】夷庚、呉晉往來之要道、楚封魚石於彭城、欲以絕呉晉之道、
以。この方のすきまをうかがはるゝも、この方のう

【註】朝郟、城部、幽丘、皆宋邑、
逐○それから楚子とともに宋をうちて宋の邑をとりて、

納宋魚石向爲人鱗朱向帶魚府焉、

【註】五子以十五年出奔楚、獨書魚石爲帥告、
楚へしりぞいて居た五人を歸參させたとなり、【注】獨○經文には魚石一人を書たは、大將と成てつげたゆゑである、

以三百乘戍之而還、書曰復入、

【註】惡其依阻大國以兵威還、故書復入、
楚が引取ときに、車三百乘の兵を殘しおいて五人を守護させた、おしつけた入やうを貶して復入と書た、

凡去其國國逆而立之曰入、

【註】謂本無位紹繼而立、
凡○たれでもその國をたちさつて、國からむかふるは入と云、これはもと位のない者をよび入るゝを云、たとへばもとは公子で國をさつた者を、君が無くなつたに付て、その公子をむかへて君とするの類なり、これは位をつぐゆゑなり、

復其位曰復歸、

【註】亦國逆、
復○あるひはもとより君で居ても、國がみだれてしりぞいたを呼ぶを復歸と書く、これも國逆と云て國中がむかへるのである、

諸侯納之曰歸、

【註】謂諸侯以言語告請而納之、有位無位皆曰歸、
諸○國人はかまはず同盟が世話やいて納るゝを、たゞ歸とばかり書するなり、【注】謂○言語は挨拶をして、あつかひのうへ納ることとなり、

以惡曰復入、

【註】謂身爲戎首、稱兵入伐害國殄民者也、此四條、所以明外內之援、辨逆順之辭、通君臣取

凡。官則知羣官無非其人、　晉で六人の長官は、いづれも民のほまれある輩と云ことなり、【注】大。官長を賢者ばかりあげたれば、ほかに屬する官人も、みな其人とは良士でないと云者は一人もない、

擧不失職、官不易方、

【註】官守其業、無相踰易、

あげたる人々がみなその職に相應し、官も役をまもつてつとめかたを易へぬ、

爵不踰德、

【註】量德授爵、

爵。そのひとそのひとの德をはかりて爵をさづけたもの、

師不陵正、旅不偪師、

【註】正軍將命卿也、師二千五百人之帥也、旅五百人之帥也、言上下有禮、不相陵偪、

師。正とは頭のことである、諸軍兵がかしらの命をまもる、○旅。五百人のかしらもそのうは役の命にしたがふ、

民無謗言、所以復霸也、

【註】此以上、通言悼公所行、未必皆在即位之年、

民。上をそしらぬ、是がならぬことである、○所。これで伯となるゝはずと云ことなり、【注】此。國へ入られて俄にかやうにいたされたと云ことではない、おひ／＼に出來た事をつまんで記して見せたものである、

公如晉、朝嗣君也、

魯侯の代がはりの祝義をのべられたである、

夏、六月、鄭伯侵宋、及曹門外、

【註】曹門、宋城門、

城門までせめよせた、

遂會楚子伐宋、取朝郟、楚子辛鄭皇辰侵城郜、取幽丘、同伐彭城、

司○士○　下司とす、

使訓勇力之士時使、

【註】勇力皆車右也、勇力多不順命、故訓之以共時之使、

使○　ちからをたのまず、上の命をまもらせらるゝを云、しりぞけと云ても、ちからをたのみにすゝむをおさへたもの、

卿無共御、立軍尉以攝之、

【註】省卿戎御、令軍尉攝御而已、

卿○　卿の御者に御ばかり一役をそへておかず、軍尉に御を兼役させられた、

祁奚爲中軍尉、羊舌職佐之、魏絳爲司馬、

【註】魏犨子也、

祁○　中軍の尉として羊舌職をその介ぞへとした、

張老爲候奄、鐸遏寇爲上軍尉、籍偃爲之司馬、

【註】偃、籍談父、爲上軍司馬、

張○　候奄はもの見の官也、

使訓卒乘、親以聽命、

【註】相親以聽上命、

使訓○○　士卒と乘兵とむつましくして、長官の命をきけとをしへらるゝ、

程鄭爲乘馬御、六騶屬焉、使訓羣騶知禮、

【註】程鄭、荀氏別族、乘馬御、乘車之僕也、六騶、六閑之騶、周禮、諸侯有六閑馬、乘車、尚禮容、故訓羣騶使知禮、

程○　御召の御者なり、○六○　諸侯の廐は六つある、御者の支配とす、○使○　騶は養馬之人とあつて別當なり、これらには禮ををしへらるゝ、

凡六官之長、皆民譽也、

【註】大國三卿、晉時置六卿爲軍帥、故總擧六

節○おごりをやめらるゝなり、

時用民、

【註】使民以時、

時○農時を避くること、

欲無犯時、

【註】不縱私欲、

欲○私欲に付て天の時をゝかすこともなく、

使魏相士魴魏頡趙武爲卿、

【註】相、魏錡子、魴、士會子、頡、魏顆子、武、趙朔子、此四人其父祖皆有勞於晉國、

荀家荀會欒黶韓無忌爲公族大夫、使訓卿之子弟共儉孝弟、

【註】無忌、韓厥子、

使○みな功臣の子孫をあげられた、○使訓　子や弟には學文をさせらるゝ、

使士渥濁爲大傅、使脩范武子之法、

【註】渥濁、士貞子、武子爲景公太傅、

使士○もり役とす、○使脩　むかし良士のもり役をつとめた例をもちひられたなり、

右行辛爲司空、使脩士蔿之法、

【註】辛將右行、因以爲氏、士蔿、獻公司空也、

右○これまた先代の善き司空の法をまもれと云はるゝなり、

弁糾御戎、校正屬焉、

【註】弁糾、欒糾也、校正、主馬官、

弁○校正は馬を司どる官なり、御官の支配といたされた、

使訓諸御知義、

【註】戎士尙節義、

使○御者たる者にはみなをしへられた、

荀賓爲右、司士屬焉、

【註】司士、車右之官、

慶。官人をあらためられた、

既、齊侯反國、弱、使嗣國氏、禮也、

【註】佐之罪不及不祀、

國弱をかへされたはおとなしい、弟までに罪はおよばぬ、よつて先祖の祀のためにたてられたを禮と云、

二月、乙酉、朔、晉悼公即位于朝、

【註】朝廟五日而即位也、厲公殺絶、故悼公不以嗣子居喪、

晉の君とさだまられた、【注】朝。これは嗣子ではないゆゑ、服はいたされぬなり、

始命百官、

【註】始爲政、

これから悼公のおひ〳〵國の政を命せらるゝを云、はじめて諸役人に諸法度を觸れ、

施舍已責、

【註】施恩惠、舍勞役、止逋責、

惠をほどこし、民の課役をゆるし、年貢の未進を止まりにいたし、弃捐をおこはなはれた、

逮鰥寡、

【註】惠及微、

逮。水のみ百姓のひとり者にまで恩をたまふた、

振廢滯、

【註】起舊德、

振。善い人の滯りうづもれて居るをおこされた、

匡乏困、救災患、

【註】匡、亦救也、

匡。貧乏に困窮した者を救ひ、○救。災にあふて不仕合でうれへて居る者をすくひ、

禁淫慝、薄賦斂、宥罪戾、

【註】宥、寛也、

禁。淫逸の惡人を禁制し、○薄。免を下げ、○宥。罪を減せらるゝことなり、免すと云ことではない、

節器用、

【註】節、省也、

侯不慧、蓋世所謂白癡、

周　此君の兄があつたれども、一向無知でたわけであつた、○不　菽と麥は誰が見てもわかる物を、それさへもわきまへることがならなんだ、それゆゑ君には立られぬとなり、

齊爲慶氏之難故、

【註】前年、國佐殺慶克、難あるゆゑに

甲申晦、齊侯使士華免以戈殺國佐于內宮之朝、

【註】華免、齊大夫、內宮、夫人宮、

國佐を內證の宮でころされた、

師逃于夫人之宮、

【註】伏兵內宮、恐不勝、

師○もし華免か仕損じたときには、駈出すつもりに兵士を隱して、逃はよけておいたと云こと、

書曰、齊殺其大夫國佐、弃命、專殺、以穀叛故也、

【註】國佐本疾淫亂、殺慶克、齊以是討之、嫌其罪不及死、故傳明言其三罪、

書○經に國討にしてある、【注】國○罪がころすほどにはおよびさうもないものとおもふてはいかゞゆゑ、それを嫌ふて罪のあるを傳に明された、

使淸人殺國勝、

【註】勝、國佐子、前年待命于淸者、

親と同罪にころした、

國弱來奔、

【註】弱、勝之弟、

國弱○その弟は走つた、

王湫奔萊、

【註】湫、國佐黨、

王○これも徒黨なり、

慶封爲大夫、慶佐爲司寇、

【註】封、佐、皆慶克子、

命と云ものとなり、

抑人之求君、使出命也、立而不從、將安用君、二三子用我今日、否亦今日、共而從君、神之所福也、

【註】傳言其少有才、所以能自固、

抑　總じて人民の君をもとむると云は、命を出し云ひ付けをしてもらひたいとねがふゆゑであるとなり、○立　それに君をたてゝも命にしたがはでは、君は入用にないと云ものである、○二三　すればその方たちわれをもちふるも今日より、またもちひぬも今日よりはじまるとなり、○共　誠にうや〳〵しくして、君たる者の命にしたがひさへすれば、神明の加護もあつて福をかうむるところとなり、幼弱でも發明なる人なり、

對曰、羣臣之願也、敢不唯命是聽、庚午、盟而入、

【註】與諸大夫盟、

對　一家中のねがひで、君とあふぎまゐらするうへは、何を以て違背をつかまつらうぞとなり、○庚　諸大夫と固めもすんで晉へ入られて、

館于伯子同氏、

【註】晉大夫家、館、舍也、

館　まづ大夫の家へ入られて、

辛巳、朝于武宮、

【註】武公、曲沃始命君、

辛　先祖の廟參がすんで入城いたされた、

逐不臣者七人、

【註】夷羊五之屬、

逐　まづはじめの仕置に、惡徒七人を追放いたされた、

周子有兄而無慧、不能辨菽麥、故不可立、

【註】菽、大豆也、豆麥殊形易別、故以爲癡者之

冬、楚人鄭人侵宋、

【註】子重先遣輕軍侵宋、故稱人、而不言伐、

晉侯使士魴來乞師、

魯へ乞に來たなり、

十有二月、仲孫蔑會晉侯宋公衞侯邾子齊崔杼、同盟于虛朾、

【註】虛朾地闕、

傳ですむ、

丁未、葬我君成公、

自國のこと、

【傳】十八年、春、王正月、庚申、晉欒書中行偃使程滑弑厲公、

【註】程滑、晉大夫、

つひに兩人して弑した、

葬之于翼東門之外、以車一乘、

【註】言不以君禮葬、諸侯葬車七乘、

葬。　ことのほか君をにくんで、車のかずを平士のごとくにしてはうむりた、

使荀罃士魴逆周子于京師而立之、

【註】悼公周、

使。　さきにも出たる周子なり、周に居られたを兩人を使としてむかへとり、たてゝ君とした、これ悼公とて善い君なり、

生十四年矣、大夫逆于清原、周子曰、孤始願不及此、雖及此、豈非天乎、

【註】言有命、

生。　今年十四歲に成らるゝを、大夫が清原にむかへた、○周。　孫周の云はるゝには、わが元來のねがひはなかなか不及此、晉の君に成らうとはおもひもよらなんだ、○豈。　天命であるまいや、これはひとへに天

晉の國中としてその大夫をころしたと、國討の文に書たとなり、

【經】十有八年、春、王正月、晉殺其大夫胥童、

【註】傳在前年、經在今春、從告、

告文なり、

庚申、晉弑其君州蒲、

【註】不稱臣、君無道、

告文なり、これも國討になりたるなり、

齊殺其大夫國佐、

【註】國武子、

告文なり、

公如晉、

自國のこと、

夏、楚子鄭伯伐宋、

告文なり、

宋魚石復入于彭城、

【註】傳例曰、以惡入也、彭城、宋邑、今彭城縣、

告文なり、繼位の文に書なんだなり、

公至自晉、

廟告した、

晉侯使士匄來聘、

魯にきたらしめた、

秋、杞伯來朝、

魯へ來る、

八月、邾子來朝、

魯へ來る、

築鹿囿、

【註】築牆爲鹿苑、

魯で築た、

己丑、公薨于路寢、

成公の薨ぜられた、

なはれて居たときにも、晉には子姬の亂が有たれど
も、われは兵を去て君に敵たいはいたさなんだ、
古人有言曰、殺老牛莫之敢尸、
而況君乎、二三子不能事君、焉
用厥也、
【註】尸、主也、
○古人○ 老牛でも殺すにもそのころし人に成るなと
ある、いはんや君は害せらるゝものかとなり、○二
三○ 各がた君さへも君として事ふるをがならいで、
なんの拙者が まうす事をもちひられうや、すればわ
れに用はないと云て出ざるなり、
舒庸人以楚師之敗也、
【註】敗於鄢陵、舒庸、東夷國、
東方の夷狄が楚のやぶれたをさいはひにして、
道吳人圍巢、伐駕、圍釐虺、
【註】巢、駕、釐、虺、楚四邑、
吳へ內通しみちびいて、四箇所の楚の地をとらせた
なり、
遂恃吳而不設備、楚公子槖師
襲舒庸、滅之、
遂○ それからこの夷が吳をたのみにして、備をまう
けぬなり、○楚○ ところを楚からほろぼしてのけた、
閏月、乙卯、晦、欒書中行偃殺胥
童、
【註】以其劫己故、
はじめおびやかされたる遺恨に兩人してころした、
民不與郤氏、胥童道君爲亂、故
皆書曰、晉殺其大夫、
【註】厲公以私欲殺三郤、而三郤死不以無罪、
書、書偃以家怨害胥童、而胥童受國討文、明郤
氏失民、胥童道亂、宜其爲國戮、
民○ 郤氏も人がおもひつかぬは惡がある、胥童は亂
の張本人で、猶さら惡人なれば、みな經文に貶して、

【註】辭謝書與偃、
公。厲公のとらへおかれた二人をなだめて、挨拶をめさる、

曰、寡人有討於郤氏、郤氏既伏其辜矣、大夫無辱、其復職位、

【註】胥童劫而執之、故云辱、
曰。今度のさわぎは、われ郤氏が一族を討ずることがあつてせめたことである、しかるにかの一族みな〱つみに伏したからは、〇大夫。その方ども自分のつみではない、もはやとらはれて居るにはおよばぬほどに、もとのごとく職位をつとめよとなり、

皆再拜稽首曰、君討有罪、而免臣於死、君之惠也、二臣雖死、敢忘君德、乃皆歸、公使胥童爲卿、公遊于匠麗氏、

【註】匠麗、嬖大夫家、
皆。兩人どもにつゝしんで返答申すは、君にはつみある者どもをうちたまひて、臣を死罪御免下さるゝとは、ひとへに君の御恩惠で、兩人の者あひはてましても、君の御恩をわすれますまいと云て、みなかへつたなり、〇公。立身させたまふた、〇公遊。あるとき厲公の出頭家老の家へ御なりがあつたなり、

欒書中行偃遂執公焉、召士匄、士匄辭、

【註】辭不往、
欒。二人おしこんで厲公を生捕た、〇召士。さて厲公を殺す相談をせんとて、士匄を召たれども辭して出ぬ、

召韓厥、韓厥辭、曰、昔吾畜於趙氏、孟姬之讒、吾能違兵、

【註】畜、養也、違、去也、韓厥少爲趙盾所待養、及孟姬之亂、晉將討趙氏、而厥去其兵、示不與黨、言此者、明己無所偏助、孟姬亂在八年、
召韓。これも辭して云には、むかしわが趙盾にやし

胥童以甲劫欒書中行偃於朝、矯曰、不殺二子、憂必及君、公曰、一朝而尸三卿、余不忍益也、對曰、人將忍君、

【註】人謂書與偃

胥。　このさわぎに鎧武者を引率して、欒書と中行偃二人をおびやかしてとらへた、○矯。　右の二人をとらへたばかりゆゑ、矯があの二人をもころしたまはでは、後日に君をうらみませう、○憂。　そのときは君のうれひになる、因てころしたまへとなり、○公。　厲公の云はるゝには、われ一朝にして三卿をさらし者にしたに、又このうへにころすには忍びられぬとなり、○對。　長魚矯が云には、君はしのびぬとのたまへども、人はみごとしのびまするとなり、人はみぎの二人を云、君をころしかねはせぬと云ことなり、

臣聞亂在外爲姦、在內爲軌、御姦以德、

【註】德綏遠、

臣。　ほかよりいたるを姦と云、內からおこるのを軌と云、ほかよりいたる姦を禦ぐには、この方の德をゝさむればいたりはせぬ、

御軌以刑、

【註】刑治近、

またうちにある亂は、刑罰でなくてはをさめられぬ、

不施而殺、不可謂德、臣偪而不討、不可謂刑、德刑不立、姦軌竝至、臣請行、遂出奔狄、

【註】行去也、

不。　をしへをほどこさずして、めつたにころして德とは云はれず、臣下にせまられて、討伐もせでは、刑はたゝぬ、すれば德も刑も二つながらたゝぬ、○姦。　これでは內外の敵がおこる、○臣。　わたくしは御いとま申すと云て、晋侯を見かぎりて狄へ立のいた、

公使辭於二子、

助之、

【註】沸魋亦嬖人、

長。いや〳〵そのやうに大軍をもちふるにはおよばぬ、私にまかせられよと云た、○公。外の出頭人をそへられた、

抽戈結衽、

【註】衽、裳際、

抽。これが又謀計である、清沸魋と及傷におよびたる體なり、鎗をぬき身にしてひつさげ、裙のつまを引上て、

而僞訟者、

【註】僞與清沸魋訟、

訟に出たふりにした、

三郤將謀於榭、

【註】榭、講武堂、

三。三人の卿が榭へ出やれ、彼所にてうけ玉はりとどけようと云て、あづま屋へ出た、

矯以戈殺駒伯苦成叔於其位、

【註】位、所坐處也、駒伯、郤錡、苦成叔、郤犨、

矯。三人が油斷して座に著くところを、件のひつさげたる鎗で二人をつきころした、

溫季曰、逃威也、遂趨、

【註】郤至本意欲稟君命而死、今矯等不以君命而來、故欲逃凶賊爲害、故曰威、言可畏也、或曰、畏當爲藏、

溫。郤至は君命には死する覺悟で居たれども、存のほかあふれ者の體ゆゑ、このやうな奴にはにげるがよいと云て、つひにはしり出したなり、【注】或。この或は曰く畏て藏れたと云ふ註はわるい、

矯及諸其車、以戈殺之皆尸諸朝、

【註】陳其尸於朝、

長魚矯がすかさずおつかけて、車にのるところでおつゝいて、これもつきころした、○皆。市朝に尸をさらしたである、

せて逆よせにせめようと云て、○曰。　たとひ死ぬ共、君をあやうい目にあはせて、腹をゐやしたがよいと云たなり、是は和田義盛が心とおなじ事なり、○郤至。　人道の今日立つと云ものは信知勇の三つなり、○信。　君を君と立ると、民を安穏ならしむると、亂を興さぬとを以ていふ、○失。　この三つを失た者は死後までもうらみらるゝ、中々さやうなおもひたちはいたさるゝなと云た、

君實有臣而殺之、其謂君何、我之有罪、吾死後矣、若殺不辜、將失其民、欲安得乎、

【註】言不得安君位、

君。　君の臣たる者をころしたまふには、君に對して何の申し分があらうぞ、○我。　またわれ〳〵につみがあらうならば、○吾。　いまゝで無難に生てをるもいきすぎである、疾く死ぬべきはずなり、○君。　いまこの方に辜が無いならば、人民をうしなひたまふであらう、罪なき者をころしては人が歸服せぬ、○欲。　君の安んじて居ようと思召ても、中々得られぬ、

待命而已、受君之祿、是以聚黨、有黨而爭命、

【註】爭死命、

待。　何れとも君命をまつがよからう、○受。　吾々君の祿を頂戴して居ればこそ、大分の黨をあつめ家來を扶持するである、○有。　その家來が有るので命をあらそつて、君に敵すると云は、

罪孰大焉、

【註】傳言郤至無反心、

つみ至て大きなと云て、そむくこゝろは無かつたなり、

壬午、胥童、夷羊五帥甲八百、將攻郤氏、

【註】八百人、

壬午。　八百人を率ゐて郤氏一族をせめようと云た、

長魚矯請無用衆、公使清沸魋

郤至奉レ豕、

【註】進二之於公一、

郤○　このとき郤至が豕を得て、厲公へ進獻せうとしたを、

寺人孟張奪レ之、

【註】寺人、奄士、

寺人の孟張と云ものがこの豕をうばふた、

郤至射而殺レ之、公曰、季子欺レ余、

【註】季子、郤至、公反以爲三郤至奪二孟張豕一、

郤○　郤至が怒て寺人を射ころした、○公○　是を晋侯の心得ちがひをせられて、寺人が豕を郤至がうばつたと思はれたゆゑ、季子めはおのれが得ものでもない物を以て余をだますといはれたとなり、

厲公將レ作レ難、胥童曰、必先二三郤一、族大多レ怨、去二大族一不レ偪、

【註】不レ偪二公室一、

厲○　晋侯が國中の大臣を潰さうとおもひたゝるゝ、○胥○　先づ三郤の者を亡したまふがよろしからうと存ずる、彼の三家は族も大きくて、大いに怨を負て居る者どもなり、○去○　大族をさへ去りたまへば、君の御家へ偪りをかす者はなくなる、

敵二多怨一有レ庸、

【註】討二多レ怨者一、易レ有レ功、

敵○　うらみの多き者を敵といたせば、民もこの方へしたがふゆゑ、功庸を成すに手間がいらぬと云た、

公曰、然、郤氏聞レ之、郤錡欲レ攻レ公曰、雖レ死君必危、郤至曰、人所三以立一、信知勇也、信不レ叛レ君、知不レ害レ民、勇不レ作レ亂、失二茲三者一、其誰與レ我、死而多レ怨、將安用レ之、

【註】言倶死、無レ用レ多二其怨咎一、

公○　なるほどと有て、ほろぼさるゝに成た、○郤氏○　郤氏の一族がこの企をつぶさに承た、郤錡が云には、とてもほろぼさるるものならば、吾々一門いひあは

若し晉侯を亡し玉はゞ、浪々して居らるゝ孫周を吾
守り立てゝ、晉の君に定め、楚へ能く伏し從て、事へ
らるゝやうに致さうと云たとなり、

公告欒書、書曰、其有焉、不然、豈
其死之不恤、而受敵使乎、

【註】謂鄢陵戰時、楚子問郤至以弓、

公。晉侯が此辭を聞かれて、欒書へ告て相談致され
た、○書。書が返答にも、さうした事もござりませう
と云た、兼て巧た事なればこそ取合はせたである、○不
然。さうなくして命懸の合戰をも苦にせず、悠々と
して楚王の使者を受て、弓を貰ふやうが無い、合點の
まゐらぬことである、

君盍嘗使諸周而察之、

【註】嘗、試也、

君。これは一つこゝろみに、郤至を周へ使者につか
はされて、實否を正したまへ、周には孫周の居らるれ
ば、件の企があらば、郤至と孫周と出會を致すであら
うと云た、

郤至聘于周、欒書使孫周見之、
公使覘之、信、

【註】覘、伺也、

郤。何と無く常式の使者に周へやられた、○欒　爰。
が欒書が術である、孫周へ内意を云て、郤至が御前を
つねゞゝとりたてたいと云ほどに、もしまゐりたら
ば逢ひたまひて、ねんごろに成されよと云含めてや
りたなり、○公。晉侯は又まはし者をやり、間諜をつ
けておいて、兩人の間の樣子をうかゞへと申された、
信なりとは兩人が甚だ親切に致さるゝに紛れがな
い、

遂怨郤至、厲公田、與婦人先殺
而飲酒、後使大夫殺、

【註】傳言厲公無道、先婦人而後卿佐、

遂。それから晉侯の郤至が巧みありとうたがはれ
て、うらみを内心にふくまれた、○厲。或時晉侯の田
りに出られて、先づ婦人と殺生を致されて、酒を飲て
大夫どもは後とへせられた、

郤○田を取られたを怨て居たが、今是も出頭に成た、
○郤犨　梏の足かせを入れられた、

與二其父母妻子一同二一轅一、

【註】繫二之車轅一、

與○　父母や妻子を一つ車の轅に縛付て置た、此もむごいことなり、己が權に募るとて、是ほどには有まじきものなり、

既、矯亦嬖二於厲公一、欒書怨二郤至一、以三其不二從レ己而敗二楚師一也、欲レ廢レ之、

【註】鄢陵戰、欒書欲レ固レ壘、郤至言二楚有二六間一以取レ勝也、

既○　是も時節來て、今は君の出頭に成たれば、怨もはらしやすい、○欒　楚と戰ふまいと云たけれども、用ひず、郤至が戰たを遺恨に思て、いつぞや廢てんと思ふて居た、

使二楚公子茷告一レ公曰、此戰也、郤至實召二寡君一、

【註】鄢陵戰、晉囚二公子茷一以歸、

使○　折しも今度楚の公子茷が捕れて、晉へ來て居るを幸ひとして、內々すゝめ込て晉侯へ讒して、戰の起た本を告させたなり、○曰　今度鄢陵の戰の發た由來は、御家中の郤至が私の主人楚王へ內通を致して、おびき出しましたとなり、

以二東師之未一レ至也、

【註】齊魯衛之師、

與二軍帥之不一レ具也、曰、此必敗、

【註】荀罃佐二下軍一居守、郤犨將二新軍一乞レ師、故言不レ具、

以○　其わけは東方齊魯衛の三國の諸軍勢もまだ至らず、晉の軍大將も缺て具らぬを付込で、○曰　此節伐玉はば必ず敗れませう、

吾因奉二孫周一以事レ君、

【註】孫周、晉襄公曾孫悼公、君、楚王也、

國佐　是も鄭を攻る人數に加りて居たけれども、自國に盧を攻ると云難が起た故、ことわりを云て歸た、

遂如盧師、殺慶克、以穀叛、

【註】疾克淫亂、故殺之、

遂　それから國佐が盧へ馳付て寄手の慶克を殺した、是は此者が孟子と不埒をしたから、此亂が興たを惡んでなり、○以　齊侯へ叛たれども、

齊侯與之盟于徐關而復之、十二月、盧降、使國勝告難于晉、待命于清、

【註】勝、國佐子、使以高氏難告晉、齊欲討國佐、故留其子於外、清、陽平樂縣、是爲明年、殺國佐傳、

和して復された、○十二　盧も降參した、國勝は晉へ使に行たれども、齊へ歸るなと云て清に留ておいた、

晉厲公侈、多外嬖、

【註】外嬖、愛幸大夫、

范文子が云た如く、追々侈て來て、外様の者どもに氣に入りが大分出來た、

反自鄢陵、欲盡去羣大夫、而立其左右、

【註】終如士燮言、

反自　代々家筋の大夫を止て、側役を大夫にせうと云た、

胥童以胥克之廢也、怨郤氏、

【註】童、胥克之子、宣八年、郤缺廢胥克、

胥　親の胥克が郤缺に廢てられたを根に持て、郤氏の族を恨で居たに、

而嬖於厲公、郤錡奪夷陽五田、五亦嬖於厲公、郤犨與長魚矯爭田、執而梏之、

【註】梏、械也、

今幸ひ君の出頭に成た故、意趣もはらさうとする、○

【註】洹水、出汲郡林慮縣東北至魏郡長樂縣、入清水、

夢中に洹水と云河を渉たれば、

或與己瓊瑰食之、

【註】瓊、玉、瑰、珠也、食珠玉、含象、

或人が玉をくれて口にくはへさせた、是は死た者の口に玉を含ませることで、不祥の夢である、

泣而爲瓊瑰盈其懷、

【註】涙下、化爲珠玉、滿其懷、

泣○ それに泣たれば、其涙が下て懷へ入て皆玉と成たとなり、

從而歌之曰、濟洹之水、贈我以瓊瑰、歸乎歸乎、瓊瑰盈吾懷乎、

【註】從、就也、夢中爲此歌、

從○ 如此の歌をうたふたとなり、

懼不敢占也、還自鄭、壬申、至于貍脤而占之、曰、余恐死、故不敢占也、今衆繁而從余三年矣、無傷也、言之之莫而卒、

【註】繁、猶多也、傳戒數占夢、

懼○ 氣にかゝりた故、押隱して占はなんだ、○還 今度の歸りに魯の領內へ來て、もはやよいわと云て占て云には、○余 余死なうかと恐れた故、占はなんだ、今從者も無事に繁昌して余に從ふこと三年なれども一人も缺た者はないなれば、よいゆゑ咄すと云た、其暮方に卒した、

齊侯使崔杼爲大夫、使慶克佐之、帥師圍盧、

【註】討高弱、

兩人を用て高弱が叛いたを討たれた、

國佐從諸侯圍鄭、以難請而歸、

【註】請於諸侯、

初鮑國去鮑氏而來、爲施孝叔臣、施氏卜宰、匡句須吉、

【註】卜立家宰、

初。 前方に魯へ來た時に、施孝叔に仕へて陪臣と成て居た、○施。 其時分施孝叔が家老にする者を卜たれば、匡句須と云者が吉と出た、

施氏之宰、有百室之邑、與匡句須邑、使爲宰、以讓鮑國、而致邑焉、施孝叔曰、子實吉、對曰、能與忠良、吉孰大焉、鮑國相施氏忠、故齊人取以爲鮑氏後、仲尼曰、鮑莊子之知不如葵、葵猶能衛其足、

【註】葵傾葉向日、以蔽其根、言鮑牽居亂、不能危行言孫、

施。 此施孝叔が家老は百室の邑を有つこと故、今度の匡句須に其邑を與へて宰としたなり、○以。 それを匡句須が、此新參の鮑國に讓て宰として、邑は主人へ反した、○施。 卜は其方に當て吉と出たと云た、○對。 私に當ても、私よりは良臣に與へれば、是にまさる吉はござるまいと云た、○鮑。 施孝叔が宰と成て、甚だ忠を盡した、○故。 賢者ゆゑ呼返したとなり、○仲尼。 鮑牽が知慮は葵にも劣りた、葵は日輪草のこと、○葵。 葉が廻て根を蓋ひかくすに、鮑子は足を得かくさなんだとなり、

冬、諸侯伐鄭、

【註】前夏未得志故、

兎角伏せぬ、

十月、庚午、圍鄭、楚公子申救鄭、師于汝上、十一月、諸侯還、

【註】不書圍、畏楚救、不成圍而還、

楚。 又加勢をする、○師。 みな恐て歸た、

初聲伯夢涉洹、

出、
【註】慚臥於家、夫人所以怪之、
武　甚だしかりた、○慶　恥て久く引籠り居て、
而告夫人曰、國子謫我、
【註】謫、譴責也、
而　さて夫人へ國子が叱りましたと告た、
夫人怒、國子相靈公以會、
【註】會伐鄭、
夫　是を怒られたから讒を構へらるゝ、○國子　齊靈公を相て晉へ會するとて出た、
高鮑處守、
【註】高無咎、鮑牽、
高　是は留守をあづかる、
及還、將至、閉門而索客、
【註】蒐索備姦人、
及　齊侯の會より歸らるゝに及て、公の來かゝられた折節、何かうさんな紛れ者が入込だを僉議したづぬるとて、門を閉て居た、
孟子訴之曰、高鮑將不納君、而立公子角、國子知之、
【註】角、頃公子、
孟子　是を幸に夫人が人を廻して、齊侯へ訴らるゝには、高無咎鮑牽謀反にて君を納れずして、防で公子角を立んと謀る、國子も知て居ますと云はれた、
秋、七月、壬寅、刖鮑牽而逐高無咎、無咎奔莒、高弱以盧叛、
【註】弱、無咎子、盧、高氏邑、
秋　靈公の信と思はれて、鮑牽を刖り高無咎を追放致された、○無　莒へ賴て行た、○高　親が追放に成たを憤て、我が邑を以て叛た、
齊人來召鮑國而立之、
【註】國、牽之弟、文子、
齊人　魯へ來て居たを呼返して、兄の跡を繼せた、

【註】前年鄢陵戰還、戰場より歸て、

使其祝宗祈死、

【註】祝宗、主祭祀祈禱者、自分の祭祀祈禱する者に、吾が早く死る樣に祈れと云付たなり、

曰、君驕侈而克敵、是天益其疾也、難將作矣、愛我者、唯祝我使我速死、無及於難、范氏之福也、

六月、戊辰、士燮卒、

【註】傳言厲公無道、故賢臣憂懼、因禱自裁、○曰　其譯を語るには、晉の君は追々驕が增長する上に、今度敵に克たれたのが大な災である、是天より其疾を益す所なり、難が作るで有らう、○愛　我を愛する心ならば、偏に祈りて我を速に死せて、艱難にあはぬ樣にしてくれよ、我が家の福となり、○六月　終に卒したとなり、氣を病て死だと見ゆる、

乙酉、同盟于柯陵、尋戚之盟也、

【註】戚盟、在十五年、再盟なり、

楚子重救鄭、師于首止、諸侯還、

【註】畏楚强、楚が出ては當りがたい故皆還たなり、

齊慶克通于聲孟子、與婦人蒙衣乘輦而入于閎、

【註】慶克、慶封父、蒙衣、亦爲婦人服、與婦人相冒、閎、巷門、此夫人は至て淫亂人と見ゆる、○與　夫人と車に相乘して、かつぎを蒙り合て巷門を通た、

鮑牽見之、以告國武子、

【註】鮑牽、鮑叔牙曾孫、○鮑　此有さまを見て家老へ告た、

武子召慶克而謂之、慶克久不

【註】十一月無壬申、日誤也、貍脈、闕、
傳ですむ、
十有二月、丁巳、朔、日有食之、
【註】無傳、
解に不及、
邾子貜且卒、
【註】無傳、五同盟、
告文なり、
晉殺其大夫郤錡郤犨郤至、
告文なり、
楚人滅舒庸、
告文なり、
【傳】十七年、春、王正月、鄭子駟侵晉虛滑、
【註】虛滑、晉二邑、滑、故滑國、爲秦所滅、時屬晉、後屬周、
鄭が屈せずして晉の領地を侵す、
衞北宮括救晉、侵鄭、至于高氏、
【註】不書救以侵告、高氏、在陽翟縣西南、
衞　晉方ゆゑ鄭を侵したなり、
夏、五月、鄭太子髡頑侯獳爲質於楚、
【註】侯獳、鄭大夫、
二人楚へ人質に往た、
楚公子成公子寅戍鄭、
楚　加勢をするなり、
公會尹武公單襄公及諸侯伐鄭、自戲童至于曲洧、
【註】今新汲縣治曲洧城、臨洧水、
攻よするである、
晉范文子反自鄢陵、

【經】十有七年、春、衞北宮括帥師侵鄭、

【註】括、成公曾孫、

告文なり、

夏、公會尹子單子晉侯齊侯宋公衞侯曹伯邾人伐鄭、

【註】晉未能服鄭、故假天子威、周使二卿會之、晉爲兵主、而猶先尹單、尊王命也、單伯稱子蓋降爵、

魯侯の會せられた、

六月、乙酉、同盟于柯陵、

【註】柯陵、鄭西地、

公の會せられた、

秋、公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

齊高無咎出奔莒、

告文なり、

九月、辛丑、用郊、

【註】無傳、九月郊祭、非禮明矣、書用郊、從史文、

魯で郊の祀をした、時でないを非る、

晉侯使荀罃來乞師、

【註】無傳、將伐鄭、

魯へ勢を乞れたを、

冬、公會單子晉侯宋公衞侯曹伯齊人邾人伐鄭、

【註】鄭猶未服故、

又魯侯の會せられたなり、

十有一月、公至自伐鄭、

【註】無傳、

廟告した、

壬申、公孫嬰齊卒于貍脤、

まい、それよりは退かうと云て、衞へ立のいたなり、○亦　衞でも卿の列へ入た、人に取入ることが上手さうな、

晉侯使郤至獻楚捷于周、與單襄公語、驟稱其伐、

【註】伐、功也、

晉侯の楚に克たを自讃で捷を王へ獻せられた、是楚は夷故なり、○與　周の卿士と合戰の物語を致して、きつう自分の高名咄をした、

單子語諸大夫曰、温季其亡乎、

【註】温季、郤至、

單子　あの郤至は亡るで有らう、

位於七人之下、

【註】佐新軍、位在八、

位　晉で八人目の位に在て、

而求掩其上、

【註】稱己之伐、掩上功、

吾より上の者はさし置て、自分の功計を云、是は上に立者を掩ひ隱すと云ものなり、

怨之所聚、亂之本也、多怨而階亂、何以在位、

【註】怨爲亂階、

怨　それでは人の怨があつまりて、則ち亂の本となるなり、○多　亂の階梯となる、何を以て位に在られうぞ、

夏書曰、怨豈在明、不見是圖、

【註】逸書也、不見細微也、

夏　怨と云ものは明には見えぬ者なれば、目に見えぬ所を分別したがよいとなり、

將愼其細也、今而明之、其可乎、

【註】言郤至顯稱己功、所以明怨咎、

將　然れば瑣細な所でも愼まねばならぬ、○今　それを彼が如く明に自分に云出して、怨を招ては可ならんやとなり、

之、乃許魯平、赦季孫、冬、十月、出叔孫僑如而盟之、僑如奔齊、

【註】諸大夫共盟、以僑如爲戒、

若。今彼が望を叶へでは、善人を弃ると云者である、子それ能きやうに圖らはれよ、○乃。郤犫も承知して魯と和睦し、季文子を赦したなり、善い人が行けば事も成就するである、○冬。聲伯が彼の放埒者を追放して、諸大夫と僑如がごとき行作はすまいと云盟を立た、○僑。齊へ駈込だ、

十二月、季孫及郤犫、盟于扈、歸刺公子偃、

【註】偃與鉏俱爲姜所指、而獨殺偃、偃與謀、

十二。晉と盟て歸て、前に夫人の君にすると云はれた偃を謀叛人故に殺した、

召叔孫豹于齊而立之、

【註】近此七月、聲伯使豹請逆於晉、聞魯人將討僑如、豹乃辟其難、先奔齊、生二子、而魯乃召之故襄二年、豹始見經、傳於此因言其終、

召。僑如が弟は罪は無けれども、兄の惡事露顯したゆゑ、齊へ立退たを呼返して、叔孫の氏を相續させた、【注】近。近い頃で此七月退た、○生二子。呼返したのはずつと後の事なれども、左丘明の傳文には、終り迄のことを摘で記て見せられた、

齊聲孟子通僑如、

【註】聲孟子、齊靈公母、宋女、

僑如が齊へ退たれば、爰でも齊侯の母公が密通を仕かけられた、美男で有たと見えた、

使立於高國之閒、

【註】位比二卿、

使。齊でも二人の卿の間に立て用ひた、

僑如曰、不可以再罪、奔衛、亦閒於卿、

【註】傳亦終言僑如之佞、

僑。倩、思慮をめぐらして、又此國で不埒をしては成

敢介大國以求厚焉、

【註】介、因也、

敢○それに大國の御威光に因て、憚りもなく厚祿を求めんや、

承寡君之命以請、

【註】承、奉也、

承○今度は主人の命を承て、貴國へ願ひに參たことなれば、

若得所請、吾子之賜多矣、又何求、范文子謂欒武子曰、季孫於魯、相二君矣、

【註】二君、宣成、

若し願をかなへて玉はらば、足下に大分の賜を申受た樣なもので、○又○外に望はないとなり、○范○晉の范文子が欒武子へ謂には、此方に執へてある季文子は、魯國に於て二代の君の宰相で、威權も猛なる家筋なれども、儉約な者で、

妾不衣帛、馬不食粟、可不謂忠乎、信讒慝而弃忠良、若諸侯何、子叔嬰齊奉君命無私、

【註】不受郤犫請邑、

妾○婦女に絹を著せず、馬も美食をあたへぬと云ことなり、是は君への忠と可云なり、○信○それに今の如く讒を信じて、忠良の人を弃てゝは、諸侯の思はくは何と致さるゝ、○子叔○今君命を承て來て私によいことは願はぬ、

謀國家不貳、

【註】謂四日不食以堅事晉、

謀○國家の事而已を大切に謀て二心は無い、

圖其身不忘其君、

【註】辭邑不食、皆先君而後身、

圖○身の上を分別するにも先づ君を思ふとなり、

若虛其請、是弃善人也、子其圖

れて有らば、吾子が國と親しきこと晉國の家門同樣に致さうとなり、

對曰、僑如之情、子必聞之矣、

【註】聞其淫慝情、

對曰　聲伯が返答に、國元の叔孫僑如が放埒の事實は、足下にも定て聞及ばれたであらう、此やうな不屆者計を殘して、

若去蔑與行父、是大弃魯國而罪寡君也、若猶不弃、而惠徼周公之福、使寡君得事晉君、則夫二人者、魯國社稷之臣也、若朝亡之、魯必夕亡、以魯之密邇仇讎、

【註】仇讎、謂齊楚、

若　兩人を退けた時には、是魯國を弃てヽ亡すと云もので、それでは主人を罪成さるヽと云ものなり、○若　萬一弃玉はぬ思召で、惠み玉ふて、先祖周公の加護を求め玉ふために、主人を立おかれて、晉君へ事るやうに成されて下さるヽに於ては、夫の二人は魯國に於て國附の臣で退くることは成らぬ、○若　若それをも顧みず失はるれば、此二人が朝に亡びたらば、其晩に魯も必ず亡るでござらう、○以　魯は晉の仇がたきと成る、齊楚に近い國なれば、

亡而爲讎、治之何及、

【註】言魯屬齊楚、則還爲晉讎、

亡　魯が此兩國と合體して讎と成らば、何ほど治めようと思召ても及ぶまいと云た、

郤犨曰、吾爲子請邑、對曰、嬰齊、魯之常隷也、

【註】隷、賤官、

郤　此挨拶を聞て感心して云には、子は賢臣に極た、吾爲子に魯國へ食邑の加增を請てやらう、○對　私儀は魯國で代々知行も定つてある賤い官でござるとなり、賤い者では無けれども、挨拶なり、

の郤犨へふきこむには、魯に季孫孟孫の有るは、貴國に欒氏范氏のある樣なもので、○政　魯の政令は皆此二人から出て成し行ふとなり、○今　今右の兩人が云合せには、○晉政　晉の政は門が多くて家々から出て、君の思召からは出ぬ故從れぬ、

寧事齊楚、有亡而已、蔑從晉矣、

【註】蔑、無也、

寧　齊楚の二國に事て亡ぶるとも、晉には從ふまいと云となり、

若欲得志於魯、請止行父而殺之、

【註】行父、季文子也、

若　右の通りなれば、晉侯にも魯を御心儘に成されうと思召さば、願くは行父を止て殺し玉へ、

我斃蔑也、

【註】蔑、孟獻子、時留守公宮、

我　一人の孟孫は此方で殺さうとなり、

而事晉蔑有貳矣、魯不貳、小國必睦、不然、歸必叛矣、九月、晉人執季文子于苕丘、公還、待于鄆、

【註】鄆、魯西邑、東郡廩丘縣東有鄆城、

而　其上では私が晉に仕て二心を挾むまい、○魯　魯にさへ二心が無いやうに成れば、小國は見效ふて、必ず晉へ睦じく成るであらう、○不然　さうなくば行父が國へ歸て叛かうと云た、○九月　だまされて苕丘へ押こめて置た、○公　魯侯の途中で此由を聞かれて、

使子叔聲伯請季孫于晉、郤犨曰、苟去仲孫蔑而止季孫行父、吾與子國、親於公室、

【註】親、魯甚於晉公室、

聲伯に命じて、季文子の侘言をして連てこいと云はれた、○郤　聲伯が歸して下されと云たれば、郤犨が云には、仲孫蔑を追放致されて、季文子が執政を止ら

諸侯遷于制田、
【註】熒陽宛陵縣東有制澤、
知武子佐下軍、
【註】武子、荀罃、
諸○晉の備を定た、
以諸侯之師侵陳、至于鳴鹿、
【註】陳國武平縣西南有鹿邑、
遂侵蔡、未反、
【註】侵陳蔡不書、公不與、
諸侯遷于潁上、戊午、鄭子罕宵軍之、宋齊衛皆失軍、
【註】將主與軍相失、宋衛不書、後也、
以○次第を失たとなり、
曹人復請于晉、晉侯謂子臧反、吾歸而君、
【註】以曹人重子臧故、
また返して下されと請た、晉侯の先づ子臧を迎へたらば、其方の君を歸さうと云はれた、是は子臧が賢者故である、
子臧反、曹伯歸、
【註】子臧自宋還、
子○晉侯の指圖で曹へ呼たれば曹伯をも歸された、
子臧盡致其邑與卿而不出、
【註】不出仕、
子○自分の邑も自分の職の卿も返して、仕へられなんだ、
宣伯使告郤犨曰、魯之有季孟、猶晉之有欒范也、政令於是乎成、今其謀曰、晉政多門、不可從也、
【註】政不由君、
是は宣伯が魯の二家を晉へ讒言して滅す企なり、晉

故に侯伯と成玉ひたではないか、○豈　獨り敝邑に限りて、德刑をわすれ玉ふと云ことは有りさうもないものとなり、○敢　憚りながら內々で申上ると云た、【注】爲　可歸理有てかへした故に名を云はぬ、

七月、公會尹武公及諸侯伐鄭、將行、姜又命公如初、

【註】復欲使公逐季孟、

又魯侯の鄭を伐に出らるゝ、○將　今度も出さきに、魯の二家を追出せと云はるゝ、

公又申守而行、諸侯之師、次于鄭西、我師次于督揚、不敢過鄭、

【註】督揚、鄭東地、

公　留守役人を益して、要心堅固に設て出られたなり、○諸　早鄭國の西に次てをるに、魯侯はそこまで得至られなんだ、鄭の東に次られた、

子叔聲伯使叔孫豹請逆于晉師、

【註】豹、叔孫僑如弟也、僑如於是遂作亂、豹因奔齊、

子叔　是が忠臣な者である、叔孫豹に命じて晉の師から逆の出る樣にと請はせた、是は晉侯の心を懼れてなり、

爲食於鄭郊、師逆以至、

【註】聲伯戒叔孫、以必須所逆晉師至乃食、

爲食　郊に設けおいて、晉の師の逆へんと云返答を待て居た、

聲伯四日不食以待之、食使者、

【註】使者、豹之介、

聲　四日の間食せず待て居て、○食　豹は鄭より直に退去した故に、介を使にして返事した、その使者に食をすゝめて、

而後食、

【註】言其忠也、

後自分にも食たとなり、

曹伯は位を簒た故晉へ執へたに付て、曹人が晉侯への願には、先君宣公の卒せられてより、

國人曰、若之何、憂猶未弭、

【註】弭、息也、既葬、國人皆將從子臧、所謂憂未息、

國人は憂て何とせうと存じて、憂がまだ止まぬ所を、

而又討我寡君、

【註】前年、晉侯執曹伯、

又主人を執へ討玉ひ、

以亡曹國社稷之鎭公子、

【註】謂子臧逃奔宋、

以○曹では子臧を立てたいと思ひたれば、立退れたに付て、國を鎭むる公子を失た、

是大泯曹也、

【註】泯、滅也、

是○是では曹の滅亡である、

先君無乃有罪乎、

【註】言今君無罪而見討、得無以先君故、

先○又先君には罪は無いと存じたが何ぞ罪があるかとなり、

若有罪、則君列諸會矣、

【註】諸侯雖有簒弒之罪、侯伯已與之會、則不復討、前年、會于戚、曹伯在列、盟畢乃執之、故曹人以爲無罪、

若○若又位を簒たを罪と成さるゝならば、先達て諸侯の會には列ね玉ふたではないか、同盟の諸侯が會すればもはや咎めぬ法なり、

君唯不遺德刑、

【註】遺、失也、

君○晉侯を指て、君には諸侯を合せ玉ふ德と刑とを失ひ玉はぬ、

以伯諸侯、豈獨遺諸敝邑、敢私布之、

【註】爲曹伯歸、不以名告傳、

公待於壞隤、申宮儆備、

【註】申勑宮備、

公○　魯侯の內證が亂てはたまらぬゆゑ、自分は壞隤迄出て待て居て、宮中の儆め備をさせ、

設守而後行、是以後、

【註】後晉楚戰期、

留守を設て後に晉へ行かれた、是故に後れられた、

使孟獻子守于公宮、

使○　留守役也、

秋、會于沙隨、謀伐鄭也、

【註】鄭猶未服、

晉侯の會なり、

宣伯使告郤犨曰、魯侯待于壞隤、以待勝者、

【註】觀晉楚之勝負、

宣○　爰で讒を構る、晉の郤犨へ告るには、魯侯の壞隤に待合せて居られたのは、晉楚の旗色を考て、勝た方へ附くつもりなりと云はせた、

郤犨將新軍、且爲公族大夫、以主東諸侯、

【註】主齊魯之屬、

郤犨○　晉で大分威がある上に、○爲○　御家門の大夫にて、東方齊魯の諸侯を主るゆゑ、旁以て自由をはたらく、其所へ宣伯が賂をつかふた故、

取貨于宣伯、而訴公于晉侯、

【註】訴、譖也、

その貨を取て魯侯を晉侯へ訴へた、

晉侯不見公、

故に晉侯の對面致されなんだなり、

曹人請于晉曰、自我先君宣公卽世、

【註】在十三年、

側○ 君の敗れを取て、生て居られぬは合點なりと云た、○王○ 楚王の止めにやられた、その使の至らぬ内に死だ、

戰之日、齊國佐高無咎至于師、

【註】無咎、高固子、

戰之○ 各おくれて至られた、戰の日に齊は師に至り著く、

衞侯出于衞、公出于壞隤、

【註】壞隤、魯邑、齊衞皆後、非獨魯、明晉以僑如故不見公、

衞はやう／＼國を出る、魯侯は其日に壞隤まで出て居られたなり、

宣伯通於穆姜、

【註】穆姜、成公母、

宣○ 魯の宣伯が夫人と密通して居た、

欲去季孟而取其室、

【註】季文子、孟獻子、

欲○ 魯の二家を退けて、其室を取らうと巧だ、

將行穆姜送公、而使逐二子、公以晉難告、

【註】會晉伐鄭、

將○ 魯侯の出陣前に、母公の魯侯を送て出て、季孟の二子を逐出せと申された、○公○ 只今は合戰に出ますれば、

曰、請反而聽命、姜怒、公子偃公子鉏趨過、

【註】二子、公庶弟、

曰○ 歸りまして仰を承らうと云はれた、○姜○ 大に怒て居られたに、折節魯侯の連枝が庭を過られたを、

指之曰、女不可、是皆君也、

【註】言欲廢公更立君、

穆姜のゆびさして、こなたが承知ないと、あれらを君にするがよいかと云はれた、

【註】周書、康誥、言勝無常命、惟德是與、
周。常の命はない、德あるに與へ玉ふとあるとなり、

楚師還、及瑕、

【註】瑕、楚地、
楚師。瑕と云所まで至て、

王使謂子反曰、先大夫之覆師徒者、君不在、

【註】謂子玉敗城濮時、王不在軍、
楚王の子反へ人を以て云はせらるゝには、先大夫は師徒を覆し、城濮で敗たのは君が無かつた、

子無以爲過、不穀之罪也、子反再拜稽首曰、君賜臣死、死且不朽、

【註】王引過亦所以責子反、
子。今度の戰には、吾が出たからは、敗れても子が過ではない、不穀が罪となり、痛入た挨拶なり、○子反。只今私に自殺致せとある、死でもわすれぬ本望なり、

臣之卒實奔、臣之罪也、子重使謂子反曰、初隕師徒者、而亦聞之矣、盍圖之、

【註】聞子玉自殺、終二卿相惡、
臣。今度の戰は、實に私が軍が奔ました私めが罪となり、○子重。初師徒を隕者の例は其許も亦聞及で居るで有らう、なぜ其通りに計らはれぬとなり、

對曰、雖微先大夫有之、大夫命側、側敢不義、

【註】言以義命己、不敢不受、
對。先大夫の例がないと云ても、御自分が側に命ずるからは、何ぞ義とすまいや、

側亡君師、敢忘其死、王使止之、弗及而卒、

脩陳固列、

【註】固、堅也、

陳を脩へ列を固て、

蓐食申禱、

【註】申、重也、

夜著の內で食し重て禱て、

明日復戰乃逸楚囚、

【註】逸、縦也、

明日又戰はうと云て、○乃。　是は强みを示す體なり皆逃した、

王聞之、召子反謀、穀陽豎獻飲於子反、子反醉而不能見、

【註】穀陽、子反內豎

王。　楚王の聞れて、子反を召て相談せうと云はれた、○穀。　是は子反が小姓なり、子反に大分酒をすゝめて飲したれば、子反が大に醉て、楚王の前へ出ることがならぬ、

王曰、天敗楚也夫、余不可以待、乃宵遁、晉入楚軍、三日穀、

【註】食楚粟三日也、

王。　楚王の歎て、偖も天から楚を敗るのか、あさましい、余何として子反が酒の醒るまで待うと云て、宵の內に遁て歸られた、○晉。　楚の陣所へ入て兵粮を取て、三日の間食た、

范文子立於戎馬之前曰、君幼、諸臣不佞、

【註】佞、才也、

范。　晉侯の馬前に立て曰、君にも幼く諸臣は皆不才なる者で、謀略もないに、

何以及此、君其戒之、

【註】戒、勿驕、

何を以て如此勝たことぞ、是天の助けでござる、隨分此上を戒め玉へと云た、

周書曰、惟命不于常、有德之謂、

是○ 御見まひも申されぬ因て、拙者を以て飲を進上いたすと云た、○子重 前年楚で御物語を承た、定てそれ故でがな有らうと存ずるが、○不 此方にも存知て居る、忘れは致さぬとなり、

受而飲之、免使者而復鼓、

【免】免、脱也、

受○ 酒を飲で使者を返し、終てから又鼓を拍たとなり、

旦而戰、見星未已、子反命軍吏、

察夷傷、

【註】夷、亦傷也、

旦○ 朝早く軍が始て、星が出てもまだ戰て居る、○子○反 軍奉行に云付て、疵を蒙た者を吟味させ、

補卒乘、

【註】補死亡、

卒乘の討死して缺たを補ひ、

繕甲兵、

【註】繕、治也、

甲兵を修て、

展車馬、

【註】展、陳也、

車馬をつらねて、

雞鳴而食、唯命是聽、

【註】復欲戰、

又明朝一番雞から起て、兵粮をつかへ、其節戰ひの趣を申付う程に、申付る通りを相守れと云た、

晉人患之、苗賁皇徇曰、蒐乘補卒、

【註】蒐、閲也、

晉○ 楚が引かぬと聞て迷惑がるとなり、○苗○ 乘をそろへ、卒は歩武者、その討死したを補ひ、

秣馬利兵、

【註】秣、穀馬也、

馬を秣て太刀などをといで、

如、

【註】又問其餘、

欒鍼　楚の子重が旌を見懸て、晋侯へ願て云には、楚であの旌を子重が馬印と申すからは、彼は定て子重で有う、〇日　前かた私が楚へ御使に參た時に、子重が晋の國の勇はと問ました故、好く人數を整ると云たれば、又其外にはと問た故、

臣對曰、好以暇、

【註】暇、閒暇、

臣　ずんど閑暇なと申た、

今兩國治戎、行人不使、不可謂整、臨事而食言、不可謂暇、

【註】食好整之言、

今　今如此兩國の兵を交て、使番を以て使者をつかはさでは、整たとは申されぬ、〇臨　すはと云段に言葉が違ては、暇が有とも云はれぬ、

請攝飮焉、

【註】攝、持也、持飮往飮子重、

請　然らば酒をもたせて遣はして、晋の男が見せたいと云た、

公許之、使行人執榼承飮、造于子重、

【註】承、奉也、

公　成ほど左やうに致せと有た、〇使　酒樽を持せて子重が陣へ遣て、

曰、寡君乏使、使鍼御持矛、

【註】御、侍也、

曰　主人義此節人少で使に乏い故、拙者に矛を執らせて召つれた故、

是以不得犒從者、使某攝飮、子重曰、夫子嘗與吾言於楚、必是故也、不亦識乎、

【註】知其以往言好暇故致飮、

衞の懿公の旗を去られなんだ故に、熒で敗れたことが有たと云て、旗を弓袋の中へ納た、

唐苟謂石首曰、子在君側、敗者壹大、我不如子、子以君免、我請止、乃死、

【註】敗者壹大、謂軍大崩也、言石首亦君之親臣、而執御、與車右不同、故首當御君以退、己當死戰、

唐。 足下は常に君の側に在て親臣である、○敗。 今既に大崩に成て危い、我は足下程に君に親うはない、足下は君の御供して変をおちられよ、我は蹈留つて敵を防がうと云て討死した、

楚師薄於險、

【註】薄、迫也、

楚。 險難な場へ追迫られた、

叔山冉謂養由基曰、雖君有命、爲國故、子必射、

【註】王有死藝命、

叔山。 足下は君の命が有て、弓を執られぬが、今は國の爲である程に、必射て救へと云た、

乃射、再發盡殪、叔山冉搏人以投、中車折軾、晉師乃止、

【註】言二子皆有過人之能、

乃。 二度矢を放たれば皆たふれたなり、○叔。 人つぶてを以て車に投著けたれば、軾を打折た、大力である、○晉。 辟易した、

囚楚公子茷、

【註】爲郤至見譖張本、

囚。 晉へ執た、

欒鍼見子重之旌、請曰、楚人謂夫旌子重之麾也、彼其子重也、日臣之使於楚也、子重問晉國之勇、臣對曰、好以衆整、曰又何

爲事之故、敢肅使者、
【註】言君辱命來問、以有軍事不得答、故肅使者、肅手至地若今撎、
爲　軍事をつとめます故に、たゞ御使者まで肅禮を致すと云て、【注】肅　肅するは擧手下手にて撎とも云、
三肅使者而退、
三度迄手を突て、肅して退たとなり、
晉韓厥從鄭伯、
【註】從、逐也、
鄭伯を逐ふとき、
其御杜溷羅曰、速從之、其御屢顧、不在馬、可及也、韓厥曰、不可以再辱國君、乃止、
【註】二年鞌戰、韓厥已辱齊侯、
其御者が早く逐ひ玉へ、鄭伯の御者が折々あとを顧るのは、○不在　馬を遣ふことは御留守になつた、追つかるゝと云た、○韓　おれは先年鞌の戰でも齊侯を手ごめにした、國君を折々は辱しめぬものと云て逐はなんだ、
郤至從鄭伯、其右茀翰胡曰、諜輅之、余從之、乘而俘以下、
【註】欲遣輕兵單進、以距鄭伯車前、而自後登其車以執之、
郤○　鄭伯を逐たに、郤至が右の茀翰胡が、諜○は輕い步卒を一人やりて、鄭伯の車の前へ廻てさへぎらせ、余があとより逐付て、車に乘て捕て以て引下げうと云た、
郤至曰、傷國君有刑、亦止、石首曰、衞懿公唯不去其旗、是以敗於熒、乃內旌於弢中、
【註】熒戰、在閔二年、
郤○　大名を傷くるは咎じやと云て止た、○石○　先年

下、免冑而趨風、

【註】疾如風、

卻至　合戰してかけ廻るとて、楚王の旗本に三度まで遇た、楚王を見るたびに必車より飛下り、冑をぬいで早く趨て、風の如く通るなり、

楚子使工尹襄問之以弓、

【註】問、遺也、

楚　楚王の目に留て、工尹襄と云者に命じて弓をくれられて、

曰、方事之殷也、

【註】殷、盛也、

曰　口上に此軍事でいそがしい折からに、

有韎韋之跗注、君子也、

【註】韎、赤色、跗注、戎服、若袴而屬於跗、與袴連、

赤色の韋の跗注を著たる武者は君子に極た、

識見不穀而趨、無乃傷乎、

【註】恐其傷、

予を見て下て趨られたが、若手疵でも負ひはせぬか、尋て是を贈れとて弓を持せてやられた、

卻至見客、免冑承命曰、君之外臣至、從寡君之戎事、以君之靈、閒蒙甲冑、

【註】閒、猶近也、

卻至　工尹襄を見て、又冑をぬいで、謹で命を承て云には、私は君の外臣至でござる、主人の軍事に従て此へ參た、君の御蔭を以て甲冑を帶する身分で居ますれば、

不敢拜命、

【註】介者不拜、

恐ながら拜禮は致さぬ、

敢告不寧君命之辱、

【註】以君辱賜命故、不敢自安、

敢告　憚ながら君命の辱きを心に不安恐入ましたと云ことを御使者へ向ひ申上る、

【註】言女以射自多、必當以藝死也、詰朝、猶明朝是戰日、
己れらは明朝弓を鼻にかけて討死するであらうとなり、

呂錡夢射月中之、退入於泥、

【註】呂錡魏錡、
○呂錡　晋の呂錡が軍の前夜の夢に、月に射あてゝ、自分はあとへ退くとて、泥の中へ入たと見た、

占之、曰、姬姓日也、

【註】周世姬姓尊、
○占之　日は尊いゆゑ姬姓にして周なり、

異姓月也、

【註】異姓卑、
○異　その外の姓は卑いとして月とする、

必楚王也、射而中之、退入於泥、亦必死矣、

【註】錡自入泥、亦死象、

必定楚王であらう、王にあたるでは有らうけれども、退て泥に入ると云が必ず死ると云ことならんと云た、

及戰、射共王中目、王召養由基、與之兩矢、使射呂錡、中項、伏弢、

【註】弢、弓衣、
○及　合戰に及びたれば、果して楚王の目に射中た、○王　王に叱られて養由基は弓を不射に居たを召して矢を二本與へて、晋の呂錡めを射よと命ぜられたなり、義經の與市に扇の的を射よと云はれた如きはれの藝なり、○中　呂錡を一矢で射留た、項に中て弓袋に伏して死たとなり、

以一矢復命、

【註】言一發而中、
○以　始の二矢を一本あまりましたと云て返した、名人には極たなり、

郤至三遇楚子之卒、見楚子必

それに元帥の職を弃てゝわが儘はならぬ、

且侵官、冒也、

【註】且。載公爲侵官、

他の職分を奪ふは官を侵すなり、是は冒なり、

失官、慢也、

【註】失。去將而御失官也、

自分の職分を弃るは慢りである、

離局、姦也、

【註】離。遠其部曲、爲離局、

自分の行列をはなるゝは姦曲、

有三罪焉、不可犯也、乃掀公以出於淖、

【註】有。掀、擧也、

罪を犯すなと云て、晉侯を引あげて泥から出したとなり、

癸巳、潘尫之黨、與養由基、蹲甲而射之、徹七札焉、

【註】黨、潘尫之子、蹲、聚也、一發達七札、言其能陷堅、

癸巳。楚卒の中で軍の前日に、潘尫が子と養由基と鎧をかさねて矢を射たれば、七領を射通したとなり、八幡太郎義家の弓勢だめしと同じことなり、

以示王曰、君有二臣如此、何憂於戰、

【註】以。二子以射夸王、

其甲を楚王に示して、君には如此力量なる臣を二人まで持玉ふた、是では合戰に氣づかひはござるまいとなり、

王怒曰、大辱國、

【註】王。賤其不尙知謀、

楚王の怒られて、たわけどもめが大な國中の辱を云出す、智謀もなくて技藝が何にならう、

詰朝、爾射死藝、

必ず大に敵を敗らうとなり、○公○　卜者が云には、○
其卦○　復に遇て不變、
曰、南國蹙、射其元、王中厥目、
【註】此卜者辭也、復、陽長之卦、陽氣起子、南行推陰、故曰南國蹙也、南國勢蹙、則離受其咎、離爲諸侯、又爲目、陽氣激南、飛矢之象、故曰射其元、王中厥目、
曰○　南は楚なり、其元王を射て、其目に中るで有らうとなり、
國蹙、王傷、不敗何待、公從之、
【註】從其言而戰、
國○　敗るゝ外はないとなり、○公○　師を出された、
有淖於前、
【註】淖、泥也、
有○　陣所の前に大なる泥沼があるを、
乃皆左右相違於淖、
【註】違、辟也、
皆あちこちと避けて通つた、
步毅御晉厲公、欒鍼爲右、
【註】步毅、即郤毅、
步○　晉侯の備なり、
彭名御楚共王、潘黨爲右、石首御鄭成公、唐苟爲右、欒范以其族夾公行、
【註】二族强、故在公左右、
彭○　楚王の備なり、○石○　鄭伯の備なり、○欒○　欒書范文子が自分の族を以て、晉侯の兩脇に備て行く、
陷於淖、欒書將載晉侯、鍼曰、書退、國有大任、焉得專之、
【註】在君前、故子名其父、大任、謂元帥之職、
陷○　如何してか晉侯の車が沼へおちた、○欒○　我車に召されよと云た、○鍼曰　欒書が子なれども君前故、名を云、そこをのけ、其方は國の大役ある身なり、

たは、○曰。誓を立るでござります、

戰乎、曰、未可知也、乘而左右皆下矣、曰、戰禱也、

【註】禱請於鬼神、

戰。もう戰ふつもりか、○曰。まだ知れませぬ、○乘。左右が乘たかと思へば又下た、○曰。神へ禱りを致すでござるとなり、

伯州犂以公卒告王、

【註】公、晉侯、

伯。右の如くに伯州犂が晉侯の軍卒の體を楚王へ告たなり、

苗賁皇在晉侯之側、亦以王卒告、

【註】賁皇、楚鬬椒子、宣四年、奔晉、

苗。是は又楚の臣で晉へ走て來て居たるが、晉侯の側に居て、楚王の軍卒の事を告たとなり、

皆曰、國士在、且厚、不可當也、

【註】晉侯左右皆以伯州犂在楚、知晉之情、且謂楚衆多、故憚合戰、與苗賁皇意異、

皆。晉侯の左右皆云には、楚には大分國士どもが有て、其うへ手厚く備構へて、當られぬと云た時に、

苗賁皇言於晉侯曰、楚之良、在其中軍王族而已、請分良以擊其左右、而三軍萃於王卒、

【註】萃、集也、

かの苗賁皇が云には、○楚。楚國の良士と云は中軍にばかり在て、皆楚王の一族となり、○請。先づ此方の良を分けて、向の左右の備を擊破て、さて此方の三軍が楚王の士卒に攻かゝつたら、

必大敗之、公筮之、史曰、吉、其卦遇復、䷗

【註】震下坤上復、無變、

の出陣、○我○決して克つで有うと云た、士卒のはげみになるよい辭なり、○楚子○屋形車に登て遙に晋の陣中を見る、

子重使大宰伯州犂侍于王後、

【註】州犂、晉伯宗子、前年奔楚、

○子重○伯州犂は前年晋で郤氏に讒せられて、親の伯宗を殺され楚へ來て居る、此者を楚王の後に付て置た、

王曰、騁而左右何也、

【註】騁、走也、

○王曰○此州犂に楚王が晋の謀を問はるゝなり、是を左傳中の名文と云てある、○騁○あの左右へかけ廻るは何をするのじや、

曰、召軍吏也、皆聚於中軍矣、曰、合謀也、張幕矣、曰、虔卜於先君也、

【註】虔、敬也、

○曰○州犂が答に、あれは軍奉行を呼まするると云た、○皆○爰にも王曰と有へき所であれども、大分急に問はるゝ體をよく形容した、せはしく問のである、あれ〳〵士卒が皆中軍へ寄り聚たわい、○曰○あれは軍の申合せを致す、○張○幕を張たわい、○曰○敬で神へトを致すでござる、

徹幕矣、曰、將發命也、甚囂且塵上矣、曰、將塞井夷竈而爲行也、

【註】夷、平也、

○徹○あれ幕をはづいたわい、○曰○只今軍の申渡しを致すである、○甚○大きにわや〳〵としてほこりが立つ、○曰○それは井をふさぎ竈をならして、行列を張るのでござる、

皆乘矣、左右執兵而下矣、曰、聽誓也、

【註】左、將帥、右、車右、

○皆○あれ皆車に乘た、又車の左右の者は矛を提て下

常々中がわるい、是が一つ味方の利なり、謀を和することがならぬ、

王卒以舊、

【註】罷老不代、

王○楚王の士卒が罷れたれども、やはり舊き卒を用てかへぬ、

鄭陳而不整、

【註】不整列、

鄭○鄭の陳所は列がそろはぬなり、

蠻軍而不陳、

【註】蠻夷從楚者、不結陳、

蠻○夷が楚に從て出て居れども、是はほんの御役に當た貌をして、成合にして陳をそなへぬ、

陳不違晦、

【註】晦、月終、陰之盡、故兵家以爲忌、

陳不○晦日に陳を張た、是は終りなり、陰なり、軍中で忌むことを知らでさけぬなり、

在陳而囂、

【註】囂、喧譁也、

在○陳中が囂くどよめく、是區々な故である、此六ッは軍中の不祥と云ものなり、

合而加囂、

【註】陳合宜靜、而益有聲、

合○諸陳が合てからは靜な筈が、聲あるは士卒の心が定まらぬ故なり、

各顧其後、莫有鬭心、

【註】人恤其所底、

各○諸人が只後を顧て、すはと云時に、彼所へ退かうと底る所を苦にする樣子にて、合戰する體は少もないなり、

舊不必良、以犯天忌、我必克之、

楚子登巢車、以望晉軍、

【註】巢車、車上爲櫓、

舊○昔者じやとて是非よいとも云れぬ、○以○晦日

置がよいでは無いかと云たなり、

甲午、晦、楚晨壓晉軍而陳、

【註】壓筰其未備、

甲午。晦。日のまだ夜のあけぬ内に、楚から出て晉の軍營に壓は押かけて陳を張た、【注】壓。壓はふさぐと訓ず、筰は迫ると訓ず、先んを取ることなり、

軍吏患之、范匄趨進、

【註】匄、士燮子、

軍奉行は甚だ氣の毒に思た、○范。進出てゝ云には、

曰、塞井夷竈、陳於軍中而疏行首、

【註】疏行首者、當陳前決開營壘爲戰道、

何も構ひない、此方から掘た井戸を塞ぎ、かまどをこぼち夷げて、軍中にて陳を張て、前に少し道をあけて戰場とせよとなり、

晉楚唯天所授、何患焉、文子執戈逐之、曰、國之存亡、天也、童子何知焉、欒書曰、楚師輕窕、固壘而待之、三日必退、退而擊之、必獲勝焉、郤至曰、楚有六閒、不可失也、其二卿相惡、

【註】子重子反、

晉。勝負は兩國ともに天命じや、運に任せよと云た、○文。親が聞て鉾を提て逐て云には、國の存亡と云は天の思召にあることなり、○童。小わつぱめが何を知てと云て叱た、是は軍の下知する職ならぬに出過たゆゑ、軍令に背くの罪有らむと、子を愛するゆゑの所業なり、謀は范匄が言の通りにした、○欒。楚の師は輕々しいとなり、窕は輕小の貌、○固。軍壁を固め對陳して待之、三日ばかりには退かう、退く所を擊つたらば、必ず勝利を得るで有らうと云た、○郤。いや／＼楚には六のすきまがあるに因て、此節を失はずに伐つがよい、それはと云に、○其。兩人の卿が

箕之役、先軫不反命、
【註】死於狄也、在僖三十三年、
箕。此時も大將が討死して、君へ御返事も云はなんだ、

邲之師、荀伯不復從、
【註】荀林父奔走不復故道、在宣十二年、
邲。舊との道を得歸らなんだと云こと、

皆晉之恥也、子亦見先君之事矣、
【註】見先君成敗之事、
皆。是ら皆吾國の耻なり、○子。子は范文子を云、足下も先君の敗は御存知の事じや、

今我辟楚、又益恥也、文子曰、吾先君之亟戰也有故、
【註】亟、數也、
今。爰で辟ては亦耻の上ぬりであるとなり、○文。范文子は兎角戰ふ氣色がない、○吾。先君のをりをり合戰成されたには子細のあることで、

秦狄齊楚皆彊、不盡力、子孫將弱、今三彊服矣、
【註】齊秦狄、
秦狄齊楚其時分には四國皆敵で、殊に勢が强い故に、力を盡して伐玉はでは、子孫の御代に及で、此方が弱めらるゝと云ことを思召して戰ひ玉ふた、○今。其四國の内三國の彊敵は此方へ伏した、

敵楚而已、唯聖人能內外無患、自非聖人、外寧必有內憂
【註】驕亢則憂患生也、
敵。今敵と云は楚ばかりなり、○唯。內にも外にも患のないと云は、聖人の上にあることで、○自。聖人ならぬ者は其やうに十分には成らぬ、外が安寧なと思へば必內に亂がある、

盍釋楚以爲外懼乎、
盍。楚は外の强敵として、此方の用心する基にして

姚句耳先歸、子駟問焉、對曰、其行速、過險而不整、速則失志、

【註】不思慮也、

姚句　使者より先へ一人ぬけて歸たなり、○子駟　楚の様子を問たれば、楚の軍勢がめつたに道が早い、○過　險阻な山坂を越ては列が亂るゝを、それも整へぬ、○速　心に何も思慮なく、向へさへ至ればよいと思て行く、

不整喪列、志失列喪、將何以戰、楚懼不可用也、

不　面々に成て備が立ぬ、○志　謀もなく一致する所もなくて、何で戰はれう、楚の勢は用に立まいと思ふと云た、

五月、晉師濟河、聞楚師將至、范文子欲反、曰、我僞逃楚、可以紓憂、

【註】紓、緩也、

五月　鄭を伐に出て、河水を越て聞けば、楚から大軍が此方を禦ぎに來ると聞て、范文子は反りたく思て云には、僞て楚を逃て歸らば憂をゆるくするで有らう、

夫合諸侯、非吾所能也、以遺能者、我若羣臣輯睦、以事君多矣、武子曰、不可、六月、晉楚遇於鄢陵、范文子不欲戰、郤至曰、韓之戰、惠公不振旅、

【註】衆散敗也、在僖十五年、

夫　霸業の義は吾らが及ぶことではない、是は能者に譲らう、○我　どうぞ羣臣が睦くして御奉公すればよき事なり、○武　引くはわるいと云て進んだ、○六　鄭の鄢陵と云所で兩國遙に相向た、○范　兎角戰ふはわるいと云た、○郤　韓では惠公が生捕られて歸られず、

此戰之所由克也、今楚內弃其民、

【註】不施惠、

此○是で戰の器がそろふに付て克つ道理なり、○今○然るに今楚國は是とはひつくり返しなり、內輪の下々には惠みなく棄てゝ、

而外絕其好、

【註】義不建利、

而○利になる好みの國と中を絕ち、

瀆齊盟、

【註】不詳事神、

瀆○盟た誓紙は反古にして神をあなどり、

而食話言、

【註】信不守物、

而○云言には僞りを云て守らず、

奸時以動、

【註】禮不順時、周四月、今二月、妨農業、

奸○軍すべき時でもないに農時を妨げ、

而疲民以逞、

【註】刑不正邪、而苟快意、

而○民のつかるゝをも構はず、自分の心まゝを働く、

民不知信、進退罪也、人恤所底、其誰致死、

【註】底、至也、

民○上に信と云が無いゆゑ、進でも時によれば罪を得、退たと云ても時分が惡しく、心に入らねば咎に合ふなり、○人○末はどのやうに成らうと云、止り所を知らず恤ひて居る、○其○是で誰が一命をかけて奉公せよう、

子其勉之、吾不復見子矣、

【註】言其必敗不反、

子○足下も隨分精出されよ、大方吾はもう御目にかゝるまい、笑止なことゝ云た、

用利而事節、
【註】動不失利、則事得其節、
用○はたらくに利のある様にすれば節を失はぬ、
時順而物成、
【註】羣生得所、
時○思ふまゝに時の業を勤るゆゑ成る、農の時を奪はぬを云、
上下和睦、
上○上下が和合すれば、
周旋不逆、
【註】動順理、
順にして逆らはぬ、
求無不具、
【註】下應上、
求○何を云付ても合點する、
各知其極、

【註】無二心、
各○至極を知て二心はない、
故詩曰、立我烝民、莫匪爾極、
【註】烝、衆也、極、中也、詩、頌、言先王立其衆民、無不得中正、
故○先王の民を立玉ふのは、皆其中に適て正いと也、
是以神降之福、時無災害、民生敦厖、和同以聽、
【註】敦、厚也、厖、大也、
是○如是でこそ神の福も下り、災も自然とない、○
民○あつく和して以て敎をきくなり、
莫不盡力以從上命、致死以補其闕、
【註】闕、戰死者、
莫○下臣が己が力を盡し君命に從ひ、一命を指出して缺を補はぬと云ことはない、

○孟　使の辭禮の卑く讓るを見て、人の和を占た辭なり、

戊寅、晉師起、鄭人聞有晉師、使告于楚、姚句耳與往、

【註】句耳、鄭大夫、與往、非使也、爲先歸張本、

戊寅　楚を後立に請た、○姚　是も使に同道して行た、

楚子救鄭、司馬將中軍、

【註】子反、

楚　楚も亦師を出して勢をそろへた、

令尹將左、

【註】子重、

右尹子辛將右、

【註】公子壬夫、

過申、子反入見申叔時、

【註】叔時老在申、

○過申　子反が申と云所を通行するとて、此所に申叔時が隱居して居るゆゑ是を尋て、

曰、師其何如、對曰、德刑詳義禮信、戰之器也、

【註】器、猶用也、

今度の出陣の吉凶を尋ねた、○對曰　先づ人の德刑詳義禮信の六つと云は軍中の入用な器なり、○詳は祥なり、

德以施惠、刑以正邪、詳以事神、義以建利、禮以順時、信以守物、民生厚而德正、

【註】財足、則思無邪、

德　民を惠むは德なり、○刑　民の邪辟を正すの刑なり、○詳　人の吉祥なは神の福を蒙る端なり、○義　義を守るは利を得るの本なり、○禮　時の宜に順ふ、○信　信さへあれば物を守るである、○民　民の財足りゆたかなれば邪は思はぬ者である、

晋に叛たゆゑそれを咎た、

晉侯將伐鄭、范文子曰、若逞吾願、諸侯皆叛、晉可以逞、

【註】逞、快也、晉厲公無道、三郤驕、故欲使諸侯叛、冀其懼而思德、

鄭の叛たを怒て伐たうと云はるゝ、○范　晉の國の十分に成るには、諸侯が皆背たらば晉は存分に治まらう、

若唯鄭叛、晉國之憂、可立侯也、欒武子曰、不可以當吾世而失諸侯、必伐鄭、乃興師、欒書將中軍、士燮佐之、

【註】代荀庚、

唯鄭が一國叛た位では、晉の國に追付憂ひがあらうとなり、是は君が無道で卿がおごりて來て、德を修めぬ故に、諸侯皆叛けば恐れて德を以て人を懐ける心になる、鄭一國ばかりでは、又克ておごりをます故、國の毒となり亡ると云こと、○欒　此方どもの代に當て、諸侯を失つたと云はれては成らぬ、必ず鄭を伐てと云て勢をそろへた、

郤錡將上軍、

【註】代士燮、

荀偃佐之、

【註】代郤錡、偃、荀庚子、

韓厥將下軍、郤至佐新軍、荀罃居守、

【註】荀罃、下軍佐、於是郤犨代趙旃將新軍、新上下軍罷矣、

郤犨如衞、遂如齊、皆乞師焉、欒黶來乞師、孟獻子曰、有勝矣、

【註】甲讓有禮、故知其將勝楚、

郤犨　加勢を乞である、○欒　是は魯へ來たである、

盟が濟だ、

公至自會、

【註】無傳、伐而以會致、史異文、

廟告した、

乙酉、刺公子偃、

【註】魯殺大夫皆言刺、義取於周禮三刺之法、

自國のこと、

【傳】十六年、春、楚子自武城使公子成以汝陰之田求成于鄭、

【註】汝水之南、近鄭地、

楚からは土地を賂して味方に招た故、

鄭叛晉、子駟從楚子盟于武城、

【註】爲晉伐鄭起、

鄭が晉に叛て從ふた、是から亂が起る、〇子駟　楚と合體したなり、

夏、四月、滕文公卒、鄭子罕伐宋、

【註】滕、宋之與國、鄭因滕有喪而伐宋、故傳擧滕侯卒、侵伐經傳異文、經從告、傳言實、他皆放此、

喪を見こんで伐た、

宋將鉏樂懼敗諸汋陂、

【註】敗鄭師也、樂懼、戴公六世孫、將鉏、樂氏族、

宋將鉏　解に不及、

退舍於夫渠、不儆、

【註】宋師不儆備、

退　一旦勝たと云心で、退て備を怠りたなり、

鄭人覆之、敗諸汋陵、獲將鉏樂懼、宋恃勝也、

【註】汋陂、夫渠、汋陵、皆宋地、

鄭　引つゝみて伐て生捕た、是は宋が一旦の勝を恃にして油斷した故で有つた、

衛侯伐鄭、至于鳴鴈、爲晉故也、

【註】鳴鴈、在陳留雍丘縣西北、

秋、公會晉侯齊侯衛侯宋華元邾人于沙隨、

【註】沙隨、宋地、梁國寧陵縣北有沙隨亭、

魯侯の會せられた、

不見公、

【註】不及鄢陵戰故、不諱者、恥輕於執止、

魯侯が鄢陵の戰に會せられなんだ故、晉侯が對面致されなんだと云こと、【注】不。魯侯の耻なれば諱べき者なれども、執へ止められたほどにはない、

公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

公會尹子晉侯齊國佐邾人伐鄭、

【註】尹子、王卿士、子、爵、

魯侯の會せられた、

曹伯歸自京師、

【註】爲晉侯所赦、故書歸、諸侯歸國、或書名、或不書名、或言歸自某、或言自某歸、傳無義例、從告辭、

告文なり、

九月、晉人執季孫行父、舍之于苕丘、

【註】苕丘、晉地、舍之苕丘、明不以歸、不稱行人、非使人、

自國のこと、

冬、十月、乙亥、叔孫僑如出奔齊、

【註】公未歸、命國人逐之、

國を去た、

十有二月、乙丑、季孫行父及晉郤犨盟于扈、

【註】晉許魯平、故盟、

なり、〇子。それに子は直言を好で、下の曲を正さるゝ故、難に及玉ふで有らう程に、つゝしみ玉へと云たよい云分なり、

十一月、會吳于鍾離、始通吳也、

【註】始與中國接、

始めて中國と通じたなり、

許靈公畏偪于鄭、請遷于楚、

辛丑、楚公子申遷許于葉、

楚へ近い地に居たいと云た、〇辛丑　解に不及、

【經】十有六年、春、王正月、雨木冰、

【註】無傳、記寒過節、冰封著樹、

つらゝが下た、餘寒の强いを云なり、

夏、四月、辛未、滕子卒、

【註】不書名、未同盟、

告文なり、

鄭公子喜帥師侵宋、

【註】喜、穆公子、子罕也、

告文なり、

六月、丙寅、朔、日有食之、

【註】無傳、

解に不及、

晉侯使欒黶來乞師、

【註】將伐鄭、黶、欒書子、

魯へ乞に來たなり、

甲午、晦、晉侯及楚子鄭伯、戰于鄢陵、楚子鄭師敗績、

【註】楚師未大崩、楚子傷目而退、故曰楚子敗績、鄢陵、鄭地、今屬潁川郡、

告文なり、

楚殺其大夫公子側、

【註】側、子反、背盟無禮、卒以敗師、故書名、

告文なり、

皆楚へ退いた、

華元使向戌爲左師、老佐爲司馬、樂裔爲司寇、以靖國人、

【註】老佐、戴公五世孫、

華元　右の出奔した者のあと役を定めて、國人を安堵させたとなり、

晉三郤害伯宗、譖而殺之、及欒弗忌、

【註】欒弗忌、晉賢大夫、

郤氏の一族がおこりて伯宗を譖して殺した、○欒まで失た、

伯州犂奔楚、

【註】伯宗子、

伯　楚へ立退て、後に是が楚王の側で晉の謀を談ずる、

韓獻子曰、郤氏其不免乎、善人、天地之紀也、而驟絶之、不亡何待、

【註】既殺伯宗、又及弗忌、故曰驟也、爲十七年、晉殺三郤傳、

韓　決して禍を招かん、○善　人のしまりになる人を折々殺した、何として保たうや、

初伯宗毎朝、其妻必戒之曰、盜憎主人、民惡其上、子好直言、必及於難、

【註】傳見雖婦人之言不可廢、

初　登城のたび毎に妻が心を付て戒るには、盜と云者は守る主人を憎む、盜物が得られぬ故なり、○民　是が一通りではすまぬ、上を惡むと云ことは有さうもない者なり、是は其上と云言が字眼である、上は司の事を云たものなり、一邑の民は庄屋を惡んで、年貢の取り立がひどいと云、庄屋は代官の吟味するを惡む者なり、是指當て、己が上に在て事をとる者を惡む

魚石向爲人鱗朱向帶魚府出舍於睢上、

【註】睢、水名、五大夫畏同族罪及、將出奔、

魚石　皆出奔した、

華元使止之、不可、冬、十月、華元自止之、不可、乃反、

【註】五子不止、華元還、

華　亦此一族を歸れと云て、使を遣たれども合點せぬ、○冬　自分に睢の上へ行て、歸られよと云て迎に行たけれども、桓氏が承知せぬ故華元も歸た、

魚府曰、今不從、不得入矣、

【註】不得復入宋、

魚府　今彼れに從て歸らでは入りしほが有まい、

右師視速而言疾、有異志焉、若不我納、今將馳矣、登丘而望之、則馳、騁而從之、

【註】五子亦馳逐之、

右　それにまだ合點のゆかぬことは、只今華元がそこらを見る眼つきが速にて、落著かず、言語が大分口早に有た、あれは內志に一物あるに極た、○若　いよ〳〵吾々を宋へいれぬ心ならば、○今　見て居る內に、やがて馳出すであらうと云て、○登　高みへ登て見たれば、案の如く華元が車を馳て歸去る、○騁　五人がさらばすかさず追駈よと云て、引つゝいではせた、

則決睢澨、

【註】澨、水涯、決、壞也、

則　果して華元が存念ある故、睢河の堤を切て落して通路を絕ち、

閉門登陴矣、左師、二司寇、二宰、遂出奔楚、

【註】四大夫不書、獨魚石告、

門を閉、城上へ人數くばりして備へたなり、○左師

絶すると云た、

魚石曰、右師苟獲反、雖許之討、必不敢、

【註】言畏桓族強、

魚石　華元がたとひ反て、桓氏の一族を此方から討てと云ても、桓族に威が有れば得討つまい、

且多大功、國人與之、不反、懼桓氏之無祀於宋也、

【註】華元大功、克合晉楚之成、劫子反以免宋圍、

且其上あれば大功のある者で、國人も思ひ付て居れば、あれが返らずば、却て桓氏の子孫は絶えて、宋で祀を得せまい、それが氣づかひな、

右師討、猶有戍在、

【註】向戌、桓公曾孫、言其賢、華元必不討、

右　華元が討たと云ても、向戌一人は助るで有らう、賢者なれば討まい、

桓氏雖亡、必偏、

【註】偏不盡、

桓　すれば桓氏が討れても半分ならでは討るまい、なれば止めたがよいと云て、

魚石自止華元于河上、請討、許之、乃反、使華喜公孫師帥國人攻蕩氏、殺子山、

【註】喜師、非桓族、故使攻之、

魚石　自分に河水の上まで追駈て歸れと云た、〇請　桓氏を討つと云たを、成ほどと許した故歸た、〇使　司徒司城の官に命じて、國人を催して蕩氏を討た、〇殺　打亡した、

書曰、宋殺其大夫山、言背其族也、

【註】蕩氏宋公族、還害公室、故去族以示其罪、

書　一族に背た故、族を去たとなり、子山は蕩澤が名なり、

【註】華父督之玄孫、

公孫師爲司城、

【註】莊公孫、

向爲人爲大司寇、鱗朱爲少司寇、

【註】鱗矔孫、

向帶爲大宰、魚府爲少宰、蕩澤弱公室、殺公子肥、

【註】輕公室以爲弱、故殺其枝黨肥、文公子、君が卒せられたれば、○蕩澤　司馬の官が君の弱いを輕じて、御家門の公子肥を殺した、

華元曰、我爲右師、君臣之訓、師所司也、今公室卑而不能正、

【註】不能討蕩澤、

華元　吾今右師の官なり、君臣の訓は右師の職分であるに、今公室は威勢が無く成て、如此變が有ても正されぬなり、

吾罪大矣、不能治官、敢賴寵乎、乃出奔晉、二華、戴族也、

【註】華元、華喜、

是では吾が罪が大なり、職分を得治めいで、寵祿ばかりを賴にして居らうやと云て、晉へ立のいた、○二華　華氏は戴公の族、

司城、莊族也、六官者、皆桓族也、

【註】魚石、蕩澤、向爲人、鱗朱、向帶、魚府、皆出桓公、

城は莊公の族、外の六官は桓公のわかれなり、

魚石將止華元、魚府曰、右師反、必討、是無桓氏也、

【註】恐華元還討蕩澤、幷及六族、

魚　左師の官が華元を止うと云た、○魚府　華元は蕩澤が仕方を怒て去た者なれば、若あれを呼返したらば吾々を討つで有らう、それでは桓氏の一族が斷

【註】晉楚盟在十二年、子囊、莊王子、公子貞、
子囊　今度新に晉と盟て、早や背ては惡からうと云た、○子反　是が惡い者である、敵に利あると進むなれば盟には構はぬがよいと云た、

申叔時老矣、在申、

【註】老歸本邑、
申　隱居して食邑に引込で居た、

聞之曰、子反必不免、信以守禮、禮以庇身、信禮之亡、欲免得乎、

【註】言不得免、
聞　子反が云分を聞て、子反は必禍に免れまい、信を以て禮を守る筈、禮で社身を庇ひ保つに、此二つが亡ては免れまいと云た、

楚子侵鄭、及暴隧、遂侵衞、及首止、鄭子罕侵楚、取新石、

【註】新石、楚邑、
楚子　二國に攻よせたなり、○鄭　討返をした、

欒武子欲報楚、韓獻子曰、無庸、

【註】庸、用也、
欒　晉もだまらぬ盟を背たで討うと云ふ、○韓　無用にめされよ、

使重其罪、民將叛之、

【註】背盟數戰、罪也、
楚に段々暴惡の罪を重ねさせたらば、己が臣民が叛く樣にならうとなり、

無民孰戰、

【註】爲明年晉敗楚於鄢陵傳、
無　士卒が無くばもはや軍はえすまいとなり、それをながめて居るがよいなり、

秋、八月、葬宋共公、於是華元爲右師、魚石爲左師、蕩澤爲司馬、

【註】蕩澤、公孫壽之孫、

華喜爲司徒、

凡○某人何侯を執ふと書く、

不然則否、

【註】謂身犯不義者、

不○其外は左せぬ、身に不義を成たを咎るまでなり、

諸侯將見子臧於王而立之、子臧辭曰、前志有之、曰、聖達節、

【註】聖人應天命不拘常禮、

諸○前に知行所を返して退た人なり、是をば王へ申上て、曹の君に立てようと云た、○子臧○辭退して前誌にも見えたは、聖人は自然と天理の節分に達して、禮には拘り玉はいでも天命にあたる、

次守節、

【註】謂賢者、

次○其次の賢者は身の程を守り、

下失節、

【註】愚者妄動、

下○愚者は放に身を持つゆゑ、身分の程天理を失ふなり、

爲君、非吾節也、雖不能聖、敢失守乎、遂逃奔宋、

爲○今君と成るは吾が身の分限に應せぬ、吾も聖には及ばねども、何とぞ節義を守るほどには身を修めたいと云て、逃れ去られたとなり、

夏、六月、宋共公卒、

【註】爲下宋亂起、

解に不及、

楚將北師、

【註】侵鄭衞、

北方の國鄭衞を侵すたくみなり、

子囊曰、新與晉盟而背之、無乃不可乎、子反曰、敵利則進、何盟之有、

【註】華元欲挾晉以自重、故以外納告、
告文なり、

宋殺其大夫山、

【註】不書氏、明背其族、
告文なり、傳ですむ、

宋魚石出奔楚、

【註】公子目夷之曾孫、
告文なり、

冬、十有一月、叔孫僑如會晉士燮齊高無咎宋華元衞孫林父鄭公子鰌邾人、會吳于鍾離、

【註】吳夷、未嘗與中國會、今始來通、晉帥諸侯大夫而會之、故殊會、明本非同好、鍾離、楚邑、淮南縣、
傳ですむ、

許遷于葉、

【註】許畏鄭、南依楚、故以自遷爲文、葉、今南陽葉縣也、
告文なり、

【傳】十五年、春、會于戚、討曹成公也、

【註】討其殺太子而自立、事在十三年、
前に諸侯が討たうと云たを、晉人が待てと云はれた、それを今討つなり、○華元　右の出奔した者のあと役を定めて、國人を安堵させたとなり、

執而歸諸京師、書曰、晉侯執曹伯、不及其民也、

【註】惡不及民、
執。民はそこなはなんだゆゑに、晉人となく爵を書た、

凡君不道於其民、諸侯討而執之、則曰某人執某侯、

【註】稱人、示衆所欲執、

而甚善晉大夫、
【註】備亂起欲以爲援、爲襄十四年、衞侯出奔傳、
而。亂の起た時に後立にたのむ積り也、
【經】十有五年、春、王二月、葬衞定公、
【註】無傳、
葬に會せしむる也、
三月、乙巳、仲嬰齊卒、
【註】無傳、襄仲子、公孫歸父弟、宣十八年、逐東門氏、旣而又使嬰齊紹其後、曰仲氏、
魯侯の喪に臨まれたなり、
癸丑、公會晉侯衞侯鄭伯曹伯宋世子成齊國佐邾人、同盟于戚、晉侯執曹伯、歸于京師、
【註】不稱人以執者、曹伯罪不及民、歸之京師、禮也、
傳ですむ、
公至自會、
【註】無傳、
廟告した、
夏、六月、宋公固卒、
【註】四同盟、
告文なり、
楚子伐鄭、
告文なり、
秋、八月、庚辰、葬宋共公、
【註】三月而葬、速、
葬に會せしむる也、
宋華元出奔晉、
告文なり、
宋華元自晉歸于宋、

懲 善と惡とを明に分けたもの故、敎に成るなり、

非聖人誰能脩之、

【註】脩史策成此五者、

非○ 凡人は及ばぬ所也、

衞侯有疾、使孔成子甯惠子立敬姒之子衎以爲太子、

【註】成子孔達之孫、敬姒定公妾、衎獻公、

兩人に命ぜられて、妾の子衎と云を太子に立られた、

冬、十月、衞定公卒、夫人姜氏既哭而息、見太子之不哀也、不內酌飮、歎曰、是夫也、將不唯衞國之敗、其必始於未亡人、

【註】定姜言獻公行無禮、必從已始、下言暴妾使余、是也、

冬○ 本夫人は哭せられた、○見○ 跡目の太子が少も哀む體がないを見て、本夫人が湯水も喉に通らず歎て申さるゝには、此男は後に暴逆にあらう、衞の國を敗る而已では有まい、必我からさきへ憂目を見するで有らう、

烏呼、天禍衞國也夫、吾不獲鱄也使主社稷、

【註】鱄衎之母弟、

烏○ 是と云も天道から衞國へ禍を下したかと也、○吾○ 吾何とぞ弟の鱄に國を繼せたいと思たれども、叶はなんだと云て哀まれた、

大夫聞之、無不聳懼、孫文子自是不敢舍其重器於衞、

【註】寶器、

盡寘諸戚、

【註】寘置也、戚孫氏邑、

大○ 皆々そびえて氣づかふた、○孫○ 身勝手な男である、自分の大切な器物を知行所に運びて衞には何も無しにしたなり、

【註】爲許所敗、
許を伐ちにかゝりたれども味方が敗れた、

戊戌、鄭伯復伐許、庚子、入其郛、

【註】郛、郭也、
戊○今度は伐ちおほせた、○庚○郭内へ攻入たである、

許人平以叔申之封、

【註】四年、鄭公孫申疆許田、許人敗之、不得定其封疆、今許以是所封田、求和於鄭、
許○田を出してわび言したと也、

九月、僑如以夫人婦姜氏至自齊、舍族、尊夫人也、

【註】舍族、謂不稱叔孫、
齊でむかへて來た、○舍○此所で經に族を去たは婦人が貴い故也、

故君子曰、春秋之稱、微而顯、

【註】辭微而義顯、
故○評にも、春秋經の書し方は、辭が至てかすかなと思へば義理は屹度あきらかに、

志而晦、

【註】志、記也、晦亦微也、謂約言以記事、事叙而文微、
志○事は具に誌して有て、又晦○はあらはには見えぬ微妙な處がある、

婉而成章、

【註】婉曲也、謂曲屈其辭、有所辟諱、以示大順、而成篇章、
婉○婉はしなやかなこと、言が屈み曲たやうで、篇章がわかるゝと也、

盡而不汙、

【註】謂直言其事、盡其事實、無所汙曲、
盡○事を一つも殘さず盡し、實に云て曲ることは少しもない、

懲惡而勸善、

【註】善名必書、惡名不滅、所以爲懲勸、

安○ 無事に成さるれば下民をも安じ、宗卿をも宥免有てよろしい事ではござらぬかと也、善い云分である、○衞○ ゆるされた、

衞侯饗二苦成叔一、

【註】成叔郤犨、

衞侯○○ 晉の使者をもてなさるゝ、

甯惠子相、

【註】相佐レ禮、惠子甯殖、

○甯○ 馳走懸りの役人に出た、

苦成叔傲、甯子曰、苦成家其亡乎、古之爲二享食一也、以觀二威儀一省二禍福一也、故詩曰、兕觵其觩、旨酒思レ柔、

【註】詩小雅、言君子好レ禮、飲レ酒皆思二柔德一雖レ設二兕觵一觩然不レ用、以二兕角一爲レ觵所二以罰一不敬一觩陳設之貌、

苦○ きつう無作法に有た、○甯○ 長くは有つまい、古の享禮と云ものは、威儀を考へ禍福をためすことである也、○故詩○ 兕觵は角のそりたるさかづき也、是は罰盃で是をつらねて旨き酒をすゝむるも、柔德を思ふ故である、然れば飲食のためではない、

彼交匪レ傲、萬福來求、

【註】彼之交、於レ事而不二梢傲一乃萬福之所レ求、

彼○ 右の交りは傲りおこたるとての事ではない、萬福を來り求るで有と云てある、

今夫子傲、取レ禍之道也、

【註】爲二十七年郤氏亡一傳、

今○ 所を今夫子はおごるゆゑに、禍を招くで有るとなり、

秋、宣伯如レ齊逆レ女、稱レ族、尊二君命一也、

經に叔孫と有るのは君命を尊んだ者なり、

八月、鄭子罕伐レ許、敗焉、

告文なり、

秦伯卒、

【註】無傳、二年、大夫盟於蜀而不赴以名、例在隱七年、

告文なり、

【傳】十四年、春、衛侯如晉、晉侯強見孫林父焉、

【註】林父以七年奔晉強見欲歸之、

孫林父は衛の卿で晉へ走て居たを、今衛侯の來られたを幸ひに、覇者の威を以て衛侯に見えさせて、侘を云て歸參さする積り也、

定公不可、夏、衛侯既歸、晉侯使郤犨送孫林父而見之、衛侯欲辭、定姜曰不可、

【註】定姜定公夫人、

定。衛の定公が承知致されなんだ、○夏。國に歸られたを、晉侯の是非ともと云て、郤犨に林父を附て衛へやられた、○衛。是でもことわりを云はうとせられた、○定姜。夫人が諫めらるゝには、

是先君宗卿之嗣也、

【註】同姓之卿、

あの林父は先御代より御同姓の宗卿て、其末孫なれば御當家では棄られぬ者なり、

大國又以爲請、不許將亡、雖惡之、不猶愈於亡乎、君其忍之、

【註】違大國必見伐、故亡、

大。殊に大國の晉よりの侘言なれば、是を御許容なくては晉が憤りませう、其時は御國が危い、○雖。林父は思召に入らいでも、亡るよりはまさりませう程に堪忍なされよ、

安民而宥宗卿、不亦可乎、衛侯見而復之、

【註】復林父位、

諸○皆討たうと云た、○晉○今度は戰場のはたらきも有たゆゑにゆるされよ、又討つ年が有らうと云た、○冬○葬禮がすんでから欣時は立退うと云た、

國人皆將從之、

【註】不義負芻故、

國○臣民も皆從て行うと云た、

成公乃懼、

【註】成公負芻、

成○負芻も一人に成てはたまらぬ故おそれて、

告罪且請焉、

【註】請留子臧、

自分の罪を云て、欣時に止てくれよと云た、

乃反而致其邑、

【註】還邑於成公、爲十五年執曹伯傳、

乃○知行所を返して去る、

【經】十有四年、春、王正月、莒子朱卒、

【註】無傳、九年盟于蒲、

告文なり、

夏、衞孫林父自晉歸于衞、

【註】晉納之故曰歸、

告文なり、

秋、叔孫僑如如齊逆女、

【註】成公逆夫人、最爲得禮、而經無納幣者、文闕絕也、

内大夫也、

鄭公子喜帥師伐許、

告文なり、

九月、僑如以夫人婦姜氏至自齊、

魯へ歸た、

冬、十月、庚寅、衞侯臧卒、

【註】五同盟、

成肅公卒于瑕、

【註】終劉子之言瑕晉地、

成○　劉子が言が當た也、

六月、丁卯、夜、鄭公子班、自訾求入于大宮、不能、殺子印子羽、

【註】訾鄭地、大宮鄭祖廟、十年、班出奔許、今欲還爲亂子印、子羽、皆穆公子、

前に出奔したが、今夜來て大宮へ入らうとしたれど、得入らなんだ故公子を殺した、

反軍于市、己巳、子駟帥國人盟于大宮、

【註】子駟、穆公子、

反○　市に陣を張たと也、○子駟　諸臣を率ゐて大宮に盟た、

遂從而盡焚之、

【註】焚燒也、

遂○　公子班を燒伐にした、

殺子如子駹孫叔孫知、

【註】子如、公子班、子駹、班弟、孫叔、子如子、孫知、子駹子、

殺○　皆殺したなり、

曹人使公子負芻守、使公子欣時逆曹伯之喪、

【註】二子皆曹宣公庶子、

國を守らせて、一人は喪を迎へた、

秋、負芻殺其太子而自立也、

【註】宣公太子、

秋○　位を奪った、

諸侯乃請討之、晉人以其役之勞、請俟他年、冬、葬曹宣公、既葬、子臧將亡、

【註】子臧、公子欣時、

荀罃佐之、
【註】代趙同、
趙旃將新軍、
【註】代韓厥、
郤至佐之、
【註】代趙括、
郤毅御戎、欒鍼爲右、
【註】郤毅、郤至弟、欒鍼、欒書子、
晉　皆勢ぞろへをした、
孟獻子曰、晉帥乘和、師必有大功、
【註】帥軍帥、乘車士、
孟獻　帥は軍帥也、乘は車士也、大將も車武者もよく人の和が調たゆゑ、師必定功があらうと云た、
五月、丁亥、晉師以諸侯之師、及秦師、戰于麻隧、秦師敗績、獲秦成差、及不更女父、
【註】不更、楚爵、戰敗績不書、以爲晉直秦曲、則韓役書戰、時公在師、復不須告、克獲有功、亦無所諱、蓋經文闕漏、傳文獨存、
五月　國々の勢を率して、秦の勢と麻隧と云所で戰つた、果して秦が敗れたと也、○獲　二人生捕た、
曹宣公卒于師、師遂濟涇、及侯麗而還、
【註】涇水、出安定、東南經扶風京兆高陸縣入渭也、
曹　戰場で病死致された也、○師　涇水を渡て　侯麗まで及で還つた、
迓晉侯于新楚、
【註】迓、迎也、既戰晉侯止新楚、故師還過迎之、麻隧、侯麗、新楚、皆秦地、
迓　諸侯の師が晉侯をむかへた、

【註】承君之意、以寧靜諸侯、
寡。それ故止むことを得ずして、寡人諸侯を帥て仰を承ると也、○唯。兎角好みを求るばかりなれば、君若し諸侯を顧み惠む思召もあり、寡人をあはれみ玉ひて、盟て下されたらば、寡人が大願と也、○其。其上では君の御意を承て、諸侯達をも推靜めて退きませう、

豈敢徼亂、

【註】徼、要也、
豈。何しに亂が求めたからう、

君若不施大惠、寡人不佞其不能以諸侯退矣、敢盡布之執事、俾執事實圖利之、

【註】俾、使也、
然し君また大惠をも施し玉はらで、御許容が無ければ、拙者不才なれども諸侯を帥て退かれは致されぬ、○敢。心のたけをのべ布て申すである、何れへなりとも君の利あるやうに成されよと也、是迄が晉の口上也、

秦桓公既與晉厲公爲令狐之盟、而又召狄與楚、欲道以伐晉、諸侯是以睦於晉、

【註】晉辭多誣秦、故傳據此三事、以正秦罪、
秦桓。一度令狐で盟て、又狄や楚と心を合せて、晉を伐たうと道いた、それ故諸侯も晉に思ひ付た也、

晉欒書將中軍、荀庚佐之、

【註】庚代荀首、

士燮將上軍、

【註】代荀庚、

郤錡佐之、

【註】代士燮、

韓厥將下軍、

【註】代郤錡、

御役人の下知を受たと也、○君有所を存じの外君は狄へひつたり返て、狄へ告げ玉ふには、晋から其方を伐たうと云に、油斷するなと譏し玉ひた、○狄應狄が君へ對しては畏れたと應答はしても、內心には君の信のないを合點して、心に憎くゝ思ふ故に此方へ告たと也、

楚人惡君之二三其德也、亦來告我曰、秦背令狐之盟、而來求盟于我、昭告昊天上帝、秦三公、楚三王、

【註】三公、穆康共、三王、成穆莊、

楚。楚國でも君の心の色々に變ずるを惡で、亦此方へ來て告るには、○秦　秦は令狐で其方と盟たを背て、此方へ來て我と盟ひたいと云、○昭　昊天上帝秦楚の三公三王も昭覽あれ、

曰、余雖與晉出入、

【註】出入、猶往來、

余當分晋と出入して親い樣にはすれども、

余唯利是視、不穀惡其無成德、是用宣之以懲不壹、諸侯備聞此言、斯是用痛心疾首、暱就寡人、

【註】疾亦痛也、暱、親也、

余は唯利而已を目掛て居ると也、如此に告來たと也、○不穀　楚王も秦の成德のないを惡むに依て、是を以て有の儘に申して、一筋ならぬ者の懲しめにすると云て來たと也、○諸　諸侯達も此言を聞て、皆々心を痛ましめて、眉にしわよせ、寡人に親み就いて討たうと云た、

寡人帥以聽命、唯好是求、君若惠顧諸侯、矜哀寡人、而賜之盟、則寡人之願也、其承寧諸侯以退、

【註】晉獻、秦穆、
福を兩君の靈にむかへようと有て、思召直されて、

使伯車來命我景公、

【註】伯車、秦桓公子、
伯車を使として來らしめて、我景公へ仰付られて、

曰、吾與女同好弃惡、復脩舊德、以追念前勳、言誓未就、景公即世、我寡君是以有令狐之會、

【註】令狐會、在十一年、申厲公之命、宜言寡人、稱君、誤也、
○曰　其方と好みを同して惡を棄て、復た昔の舊德を修めて、以て前代の勳功を追念せうと仰られた、○言　其誓の成就せぬ内に、此方の景公が卒せられたと也、○我　今の主人が會を致たと也、

君又不祥、

【註】祥、善也、
○君又　君は不善を挾玉ひて、

背弃盟誓、白狄及君同州、

【註】及、與也、
盟誓も背き弃て玉ひて、白狄と同盟成された、

君之仇讎而我昏姻也、

【註】季隗、廧咎如、赤狄之女也、白狄伐而獲之納諸文公、
○君　あの白狄は元と君の爲には仇で、此方の緣類と也、

君來賜命曰、吾與女伐狄、寡君不敢顧昏姻、畏君之威、而受命于吏、君有二心於狄、曰、晉將伐女、狄應且憎、是用告我、

【註】言狄雖應答秦、而心實憎秦無信、
○君來　所を君は私方へ仰せ越さるゝには、○曰　吾れ女ぢと云合せて、白狄を伐たうと仰られた、○寡　主人は緣者なれば氣の毒では有れども、偏に君の御威光に畏れて、左やうならば御供して伐たうと申て、

也、
【註】言康公自絶、故不復東通晉、
東○東の方此方の國へ通路のないやうに成たと云も、康公の舊好を棄玉ふゆゑ也、

及君之嗣也、
【註】君、秦桓公、
及○君の御世に及んでは御心も和がうかと、

我君景公引領西望、曰、庶撫我乎、
【註】望秦撫恤晉、
我君景公の首をのび上げて西の方を望て、願はくは今度の秦君は、我をあはれみ育みて玉はれかしと朝夕祈られたれども、

君亦不惠稱盟、
【註】不肯稱晉望而共盟、
君○是も願の通りを御同心がない、

利吾有狄難、
【註】謂晉滅路氏時、
利○此方の國に難あるを利と成されて、

入我河縣、焚我箕部、芟夷我農功、
【註】夷、傷也、
河縣を攻玉ひ箕部と云所をやきはらひ田毛を芟り夷けられた、

虔劉我邊垂、
【註】虔劉、皆殺也、
虔○邊鄙の者を殺し玉ふた故、止むことを得ず、

我是以有輔氏之聚、
【註】聚、衆也、在宣十五年、
又輔氏で兵をあつめた、

君亦悔禍之延、
【註】延、長也、
君○終には長々の禍を悔み玉ひて、

而欲徼福于先君獻穆、

穆公　御免が無かつた、○而即　剰へ楚國と御相談で我國を謀玉ひけれども、天道は其中道を誘玉ひて楚王が命を隕された、

穆公是以不克逞志于我、

【註】逞快也、

穆公　我國をつぶすことが思召の通りにまゐらなんだ、

穆襄即世、康靈即位、

【註】文六年、晉襄秦穆皆卒、

穆襄　貴國の君も薨去で、吾先君も沒して、互に康公靈公の代に成た時に、

康公、我之自出、

【註】晉外甥、

此康公はと云へば此方の外甥也、

又欲闕翦我公室、傾覆我社稷、帥我蝥賊、以來蕩搖我邊疆、

【註】蝥賊、食禾稼蟲名、謂秦納公子雍、

又　此御代に成ても又我が公室を缺き剪り、我國を傾けうと成さる、○帥　此方の仇に思ふ者を誘ひ玉ひて、此方の國ざかひを搖しさわがせ玉ふ、

我是以有令狐之役、

【註】在文七年、

我　又是非なく合戰を致した也、

康猶不悛、入我河曲、

【註】悛、改也、

康　康公の中々志を改らいで、此方の河曲の地に攻入り、

伐我涑川、俘我王官、

【註】涑水出河東聞喜縣、西南至蒲坂縣入河、

涑川を伐れた、○俘　王官の領所の民を俘にした、

翦我羈馬、我是以有河曲之戰、

【註】在文十二年、

翦　とられた、○我　又戰を致したのである、

東道之不通、則是康公絕我好、

無○ 時に天祿無くして文公も沒せられた、然れども御先祖の穆公には其不幸を笑止とも思ひ玉はず、

蔑死我君、寡我襄公、

【註】寡弱也、

蔑○ 如此先君が死をも蔑如に成され、其子の襄公は幼弱なとてあなどり、

迭我殽地、奸絕我好、伐我保城、殄滅我費滑、

【註】伐保城、誣之、費滑、滑國都於費、今緱氏縣、

我國の內殽の地を侵されて、迭は侵突を云、此方の舊好をも奸し絕ち玉ひ、○伐 我保つ城を伐ち玉ひ、我が領內の費滑を殄滅とたち滅され、

散離我兄弟、撓亂我同盟、

【註】滑晉同姓、

散○ 滑は同姓ゆゑ兄弟と云、我同盟の國を撓り亂して、

傾覆我國家、我襄公未忘君之舊勳、

【註】納文公之勳、

傾○ 傾けうとまで成されたれども、我襄公は一度親文公の恩あると云て、舊き勳を存せられて、敵對を致さぬ心では有つたけれども、

而懼社稷之隕、是以有殽之師、

【註】在僖三十三年、

而懼○○ 國を滅されては氣の毒故に、止むことを得ずして殽で少兵を交へました、

猶願赦罪于穆公、

【註】晉欲求解於秦、

猶○ 其上にも又あやまりて、穆公の御免を蒙りたいと侘言したれども、

穆公弗聽、而卽楚謀我、天誘其衷、成王隕命、

【註】秦使鬬克歸楚求成、事見文十四年、文元年、楚弑成王、

周之胤、而朝諸秦、則亦既報舊德矣、鄭人怒君之疆場、我文公帥諸侯及秦圍鄭、

【註】晉自以鄭貳於楚、故圍之、鄭非侵秦也、晉以此誣秦、事在僖三十年、

東方の大名を朝せさせたと云のは、則亦既に舊恩を報いたのじや、○鄭　又其後鄭から君の國疆を侵して怒らした時にも、我が祖の文公諸大名を引連れて、貴國と共に鄭を圍だと也、【注】晉　是は元來鄭が楚へ通じたと云て、晉から圍んだで有つた、鄭から秦を侵したことはない、晉から是を秦の事にかこつけて斯樣に云なして、無理に秦を誣て惡しく云かけをするである、

秦大夫不詢于我寡君、擅及鄭盟、

【註】詢謀也、盟者秦伯、諱言大夫、

秦伯とさし付ては云はれぬ依て大夫と云たもの也、

右の樣に此方からは御爲を思ふたけれども、御國の大夫達が我が寡君には相談もせず、擅に腹を合せて寡君を出し拔かれたは何事ぞや、

諸侯疾之、將致命于秦、

【註】致死命而討秦、時無諸侯、蓋諸侯遙致此意、

○諸　所で諸侯が此仕方を疾で、一命を捨てゝ秦を討ませうと云たれども、

恐懼綏靜諸侯、秦師克還、無害、則是我有大造于西也、

【註】造成也、言晉有成功於秦、

○文公　それでは秦の一大事故、文公が恐れ氣遣ふて、諸侯をなだめ靜められた、故に秦の勢も克ち還て殘害の無かつたと云は、是偏に我國より西の方に大功を成た故で有つたと也、

無祿、文公即世、穆爲不弔、

【註】不見弔傷、

曰。其口上に、昔我先祖獻公と君の先祖穆公とは、

相好戮力同心、申之以盟誓、重之以昏姻、

【註】穆公夫人、獻公之女、

親しく相互に力を戮せ心を一致にして、其上に盟を立て又其上に昏姻までを成して睦しかつた、

天禍晉國、文公如齊、惠公如秦、

【註】辟驪姫也、不言狄梁、擧所恃大國、

天。然る處に天より晉國に禍を下して、文公は晉を出奔して齊へ往れた、其時に惠公は秦へ退れて各晉を辟た、【注】不。狄に居たり梁に居られた、こまかなことは云はぬとなり、

無祿、獻公即世、穆公不忘舊德、俾我惠公用能奉祀于晉、

【註】僖十年、秦納惠公、

晉では獻公の天祿も長からずして、即世とは卒せられたと云こと也、〇穆。所を貴國の先穆公の舊德を忘れずして、〇俾。我先君惠公をば晉の祀を奉じて、獻公の名跡と成された、

又不能成大勳、而爲韓之師、

【註】僖十五年、秦伐晉、獲惠公、

又。それ程に惠み玉ひたれども、その惠を得仕遂げずして、早韓で合戰して惠公を生捕玉ひた、

亦悔于厥心、用集我文公、

【註】集、成也、

亦。悔て文公を立て玉ふたと也、

是穆之成也、

【註】成功于晉、

是。穆公の功で有つた、

文公躬擐甲冑、跋履山川、

【註】草行爲跋、

文公。其後文公の代と成られて、甲冑を帶し、山川の險阻を經て、

踰越險阻、征東之諸侯、虞夏商

之以福、

【註】養威儀以致福、

人と云者は天地の中氣を受て生るゝを命と云、故に、○有　動きはたらくにも、事を作し行ふにも、禮義威儀の則に從て命を定ること也、○能　天命を養ひ成して天の福を蒙る也、

不能者敗以取禍、是故、君子勤禮、小人盡力、勤禮莫如致敬、盡力莫如敦篤、敬在養神、篤在守業、國之大事、在祀與戎、祀有執膰、

【註】膰、祭肉、

○不　天命を敗る故に禍を招く也、○是　君子は安らかに禮を勤る、小人は精力を盡して禮を守るとなり、○勤　君子の勤は敬に超ることはない、小人は敦篤を勤るの上はない、○敬　鬼神を養ふを以て敬の本とす、○篤　己々が業を守るを篤實とする也、○國　此二事のみで○祀　供へた祭の肉を頂戴し、

戎有受脤、神之大節也、

【註】交神之大節、

器入りの祭の肉を頂戴するが神靈に交るの大節義である、

今成子惰、弃其命矣、

【註】惰則失中和之氣、

○今　不敬で天命を棄てた者なれば福があるまい、

其不反乎、

【註】爲成肅公卒于瑕張本、

今度の陳中に無難にて歸るまいと也、

夏、四月、戊午、晉侯使呂相絕秦、

【註】呂相魏錡子、蓋口宣己命、

晉侯の呂相を使にして、秦へ手切の口上を傳へさするである、

曰、昔逮我獻公及穆公、

【註】晉獻公、秦穆公、

錡傳、
孟○亡るで有らう、禮は身のしん木也、敬は身の土臺である、○郤○敬を失つたからは土臺がない、其上晋では先君の代から譜代の卿也、それが君命を受て以て師を求ると云は、國を衞らんがためである、それに大事の御用を惰りたるは、君命を弃ると云もの也、亡びでは叶はぬである、

三月、公如京師、宣伯欲賜、

【註】欲王賜己、
魯侯の京師へ如かれたに、宣伯も供して行た時に、王の賜をほしく思て、

請先使、王以行人之禮禮焉、

【註】不加厚、
魯公へ願て先き使者に上りたれば、王が○行人の禮と云て、使番の御會釋で屹とした御取扱は無つた、

孟獻子從、王以爲介、而重賄之、

【註】介輔相威儀者、獻子相公以禮故王重賜之、
孟○是は又相者と成て魯侯に從て參內したれば、天晴の介也とて、重く賜物を下された、

公及諸侯朝王、遂從劉康公、成肅公、會晉侯伐秦、

【註】劉康公、王季子、劉成二公不書、兵不加秦、

成子受脤于社、不敬、

【註】脤、宜社之肉也、盛以脤器、故曰脤、宜出兵祭社之名、
公○一所に朝せられたなり、○遂○それより直に王の卿とともに晋侯に會して秦を伐た、○成○此時分成肅公が祭肉を受ることが有たれども、大分疎末に有た、【注】脤○はまぐりの類に盛る故、脤と云出陳の祭り也、

劉子曰、吾聞之、民受天地之中、以生、所謂命也、是以有動作禮義威儀之則、以定命也、能者養、

十二。晉でも盟を立てられたと也、

【經】十有三年、春、晉侯使郤錡來乞師、

【註】將伐秦也、侯伯當召兵、而乞師、謙辭、

魯へ人數を出して下されと云て來た、

三月、公如京師、

【註】伐秦、道過京師、因朝王、

魯公の王へ朝せられた也、

夏、五月、公自京師遂會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯邾人滕人伐秦、

歸て直に會せられたなり、

曹伯盧卒于師、

【註】五同盟、

告文なり、

秋、七月、公至自伐秦、

【註】無傳、

廟告なり、

冬、葬曹宣公、

會葬せしめたる也、

【傳】十三年、春、晉侯使郤錡來乞師、將事不敬、

【註】將事致君命、

郤錡が使者の勤めぶりが甚だ不敬に有た、

孟獻子曰、郤氏其亡乎、禮身之幹也、敬身之基也、郤子無基、且先君之嗣卿也、受命以求師、將社稷是衞、而惰弃君命也、不亡何爲、

【註】郤錡、郤克子、故曰嗣卿、爲十七年晉殺郤

【註】略、取也、言世亂則公侯制禦武夫以從己志使侵害鄰國、爲搏噬之用無已、

略。 一人でも武士を從へて、己が腹心片うで爪や牙の如くにして敵を抓みたり嚙たりする用意をする也、【注】爲 搏ちかむの道具とするであると也、

故詩曰、赳赳武夫、公侯腹心、

【註】擧詩之正、以駁亂義、詩言治世則武夫能合德公侯、外爲扞城、內制其腹心、

右の心を詩經に譏たと也、

天下有道、則公侯能爲民干城、而制其腹心、亂則反之、

【註】略其武夫、以爲己腹心爪牙、

天。 治世には亂の興らぬ樣にして民の扞ぎと成り、君をも諫るなれども、亂るれば取らへて自分の爪牙にしてつかはるゝ、

今吾子之言、亂之道也、不可以爲法、然吾子、主也、至敢不從、遂入卒事、歸以語范文子、文子曰、無禮必食言、吾死無日矣夫、

【註】言晉楚不能久和、必復相伐、爲十六年鄢陵戰張本、

今。 足下の云分は亂を求る挨拶で、治世の法手本にはならぬと也、○然 けれども足下は今日の亭主役、至は賓なれば、從ふまいとは云はぬと云て、入て享を受けたと也、○歸 晉へ歸て相役に談たれば、○文 それは無禮な云分なれば、盟たと云ても僞り事で有らう、○吾 かなしや終には又亂が興りて、吾々も死するで有らうと云た也、

冬、楚公子罷如晉聘、且涖盟、

【註】報郤至、

冬。 右の返禮におこした、

十二月、晉侯及楚公子罷盟于赤棘、

【註】晉地、

於○　此時に當て享宴の禮と云が有る也、其享にて儉を示し、【注】享○　體薦は肴をまるで出す、皆かざりの儀式ばかりで、飮み食ひは爲ぬなり、是を享と云、奢らぬ事を示す也、

宴以示慈惠、

【註】宴則折俎、相與共食、

宴と云に及では飮食して、打くつろぐ事で、慈惠の心が備はる、

共儉以行禮、而慈惠以布政、政以禮成、民是以息、百官承事、朝而不夕、

【註】不夕、言無事、

共○　是は禮なり、○慈○　是は仕置や掟を施す也、○政○　上に禮有て下民も治る故、安息するである、○百○　國が治る故、役人がそれ〴〵の事を承て、朝出る者は夕には出ぬ、

此公侯之所以扞城其民也、

【註】扞蔽也、言享宴結好鄰國、所以蔽扞其民、

此○　是が大名の國を治め、隣國と親みて、下民の扞ぎおほひとなることである、

故詩云、赳赳武夫、公侯干城、

【註】詩周南之風、赳赳、武貌、干、扞也、言公侯之與武夫、止于扞難而已、

故○　武の勝れたる武士は公侯の民を蔽ひ扞ぐ手よりと也、

及其亂也、諸侯貪冒、侵欲不忌、爭尋常以盡其民、

【註】八尺曰尋、倍尋曰常、言爭尺丈之地、以相攻伐、

及○　亂世と云に及では、諸侯互に貪り冒して、人を侵すことを忌みきらはずに、○爭○　一尺の地も爭て、國を伐取り民を盡すに至る、

略其武夫、以爲己腹心股肱爪牙、

で惠を施玉ひて下臣にまで御丁寧に成し下さるゝ、○貺 けれども私ふぜいへあまり屹度致したる大禮を賜りて、其上に樂を備へ玉ふは冥加ないことである、

如天之福、兩君相見、何以代此、下臣不敢、

【註】言此兩君相見之禮、

如○ 天道の福有て私の主人と當君と御會の有た時にも、これより外に成され方はござるまい、○下○ 然らば君同士の御禮式は私は得受ぬと云た、

子反曰、如天之福、兩君相見、無亦唯是一矢以相加遺、焉用樂、

【註】言兩君戰乃相見無用此樂、

子反○○ 是は甚だ疎忽な言を云出した、其義は氣遣ひめさるゝな、如し天の福で兩君の出會の時は、○無○ 御互に一矢まゐらするでは無いか、何として手ぬるい樂などを用ひませうぞ、是敗れ口上で無禮な云分である也、

寡君須矣、吾子其入也、賓曰、

【註】傳諸交讓、得賓主辭者多、曰賓主以明之、

寡○ 主人が待るゝに早く入られよと也、○賓曰○ 郤至が云分に、倩も希有なる御挨拶也、

若讓之以一矢、禍之大者、其何福之爲、世之治也、諸侯閒於天子之事、則相朝也、

【註】王事閒缺則脩私好、

若是非是非一矢と云玉ふならば、それは禍の至りて、大なので、福とは申されぬと也、○世○ 凡て治世には、天下の諸侯達は王事にひまの有ときは、相朝と云て諸侯同志互に無音尋ねの往來なされて、私の好を結び玉ふことで、

於是乎有享宴之禮、享以訓共儉、

【註】享有體薦、設几而不倚、爵盈而不飲、肴乾而不食、所以訓共儉、

詐、

鄭伯如晉聽成、

【註】聽、猶受也、晉楚既成、鄭往受命、

鄭○ 鄭伯も此方より往向て成ぎを受られたとなり、

會于瑣澤、成故也、

【註】晉既與楚成、合諸侯以申成好、

狄人閒宋之盟、以侵晉、而不設備、秋、晉人敗狄于交剛、

宋の盟のひまを伺て晉を伐たれども、又油斷して備を設なんだ、○秋○ 其すきまを見込んで敗たとなり、

晉郤至如楚聘、且涖盟、楚子享之、子反相、爲地室而縣焉、

【註】縣鐘鼓也、

晉から楚へ使に往て、且盟を見分せんとした、○楚○ 楚國で饗應するとて、子反が奏者に出た、○爲○ 替たことをしたである、堂下に穴藏をほつて、其内に樂器を懸て置て、

郤至將登、

【註】登堂、

郤至が堂へ上らうとすると、

金奏作於下、

【註】擊鐘而奏樂、

鐘をうちならして地の下で樂を奏した、

驚而走出、子反曰、日云莫矣、寡君須矣、吾子其入也、賓曰、君不忘先君之好、施及下臣、貺之以大禮、重之以備樂、

【註】貺、賜也、

驚○ びつくりして郤至が走り出た、○子反○ 走り出てはすまぬゆゑ云には、既に日も暮に及び、寡君も待かねる程に入られよと云た、○賓曰○ 郤至は今日の賓也、云には楚君には先君よりの好を忘れさせ玉は

棄てたを惡んで、出と書たは貶した言ば也、王に內外はない、

宋華元克合晉楚之成、

【註】終前年事、可賞こと也、

夏、五月、晉士燮會楚公子罷許偃、

【註】二子、楚大夫、華元が取もちが成就した故、

癸亥、盟于宋西門之外、曰、凡晉楚無相加戎、好惡同之、同恤菑危、備救凶患、若有害楚、則晉伐之、在晉楚亦如之、交贄往來、道路無壅、

【註】贄、幣也、

西門外で盟たと也、○曰凡　互の誓約に、何事が有ても自今以後戎兵は加へまいと也、○好　好事は共々に受け、惡い事も互に助け合ふて、○同　災難や危いことを互に恤みて救ひ、凶患を救はうと也、○若　外の國より伐たば此方より征伐せう、晉に亂有るときにもその通りに致さうと也、○交　進物を取かはして、使者の往來の道に差支へをあらすまい、

謀其不協、而討不庭、

【註】討背叛不來在王庭者、

謀　王命に背て不協、王庭に朝せぬ者は云合せて討伐せうと云た、

有渝此盟、明神殛之、

【註】殛、誅也、

有　盟辭を變じて有らば神明の罰を蒙り、

俾隊其師、無克胙國、

【註】俾、使也、隊、失也、

軍勢を失はうと也、○無　國にさいはひすることも有まいとは國も建つまいと云こと也、建置社稷曰

晉郤犨盟秦伯于河西、
【註】就盟王城、
○晉　それ故晉侯も河西の秦伯の陳所へつかはして盟ひて、君の出合は無かつた、
范文子曰、是盟也、何益、齊盟、所以質信也、
【註】齊一心質、成也、
○范　この盟は益ないことである、互に齊しく盟ふと云のが信を立ると云もの也、
會所、信之始也、始之不從、其可質乎、秦伯歸而背晉成、
【註】爲十三年、伐秦傳、
○會　盟の場所は信を立るの始めである、始めが從はでは其盟は立つまいと云た、○秦　果して背たと也、
【經】十有二年、春、周公出奔晉、
告文なり、

夏、公會晉侯衛侯于瑣澤、
【註】瑣澤、地闕、
魯公の會せられた、
秋、晉人敗狄于交剛、
【註】交剛、地闕、
告文なり、
冬、十月、
【傳】十二年、春、王使以周公之難來告、
【註】周公奔在前年、
立退たと告させ玉ふた、
書曰、周公出奔晉、凡自周無出、周公自出故也、
【註】天子無外、故奔者不言出、周公爲王所復、而自絕於周、故書出以非之、
○書　經に出ると書たのは、書けぬ筈を周公が王室を

【註】在僖二十五年、
襄○　襄王の御宇に、晋の先代文公の勳功を勞し玉ひて是を下された、

狐氏陽氏先處之、

【註】狐溱陽處父、先食溫地、
それから狐氏陽氏が食邑と成て、

而後及子、若治其故、則王官之邑也、子安得之、晋侯使郤至勿敢爭、

【註】傳言郤至貪、所以亡、
其子に及だ、○若　古來のことを僉議すれば右の通りなれば、もとは王官の邑に紛れはない、○子　何として其方の舊領と云はれうぞ、○晋侯　理に當た故に、郤至が負に成た、

宋華元善於令尹子重、又善於欒武子、聞楚人既許晋糴茷成、而使歸復命矣、

【註】在往年、
兩國の大老と甚だ中がよかつた、○聞　楚も晋と和睦したい存念を糴茷に返事したと云を聞て、

冬、華元如楚、遂如晋、合晋楚之成、

【註】爲明年盟于宋西門外張本、
冬○　取持つ心で楚に如きて、それから晋へも如て、駈廻て和談を調へたとなり、

秦晋爲成、將會于令狐、晋侯先至焉、秦伯不肯涉河、次于王城、使史顆盟晋侯于河東、

【註】史顆、秦大夫、
互に平いで令狐と云所で會する約束に成た、晋侯は先達て來られても、秦伯は河水を涉て來らず、河を隔て王城と云所に陳を張た、○使　大夫の史顆と云者を晋侯の河東の陳所へつかはして盟せた、

周公出奔傳、鄆周邑、

周王の劉子を追手にして召返され、盟て歸りたれども三日有て又出た、

秋、宣伯聘于齊、以脩前好、

【註】尋以前之好、

魯齊好みを結だなり、

晉郤至與周爭鄇田、

【註】鄇、温別邑、今河內懷縣西南有鄇人亭、

晉の大夫は己れが舊領也と云、周からは御領也と有て爭に及で、

王命劉康公單襄公訟諸晉、郤至曰、温吾故也、故不敢失、

【註】言温、郤氏舊邑、

王。晉侯のさばきに成された、○郤。温と云邑は古來吾が知行所也、故に外へはえ遣るまいと云た、

劉子單子曰、昔周克商、使諸侯撫封、

【註】各撫有其封內之地、

劉。周の卿は古實を正して云、古周の武王商に克玉ひて、諸大名へ國の境を正して、是迄は誰々治めて、其民を撫育し有てと云て與へ玉ふた、

蘇忿生以温爲司寇、與檀伯達封于河、

【註】蘇忿生、周武王司寇蘇公也、與檀伯達俱封於河內、

其時分に武王の刑官蘇忿生と云者を温に封じて司寇と成されたと也、檀伯達とともに河內の地に封せられた、

蘇氏即狄、又不能於狄而奔衞、

【註】事在僖十年、

蘇。時に此蘇氏の家が代々保つべきの田なれども、中ごろ狄と一味して、又狄とも不和に成て衞へ出奔した、依て周へ上り地と成て居たを、

襄王勞文公而賜之温、

婦人怒曰、已不能庇其伉儷而亡之、

【註】伉、敵也、

婦　大に怒て、前には自分に一人の女房をかくまふことも成らず、人にわたし、

又不能字人之孤而殺之、

【註】字、愛也、

又人の子の孤と成たをあはれむ心もなく、殺すと云はむごい仕方也、

將何以終、遂誓施氏、

【註】約誓不復爲之婦也、傳言郤犨淫縱所以亡也、

何としてこなたが一生無難で終られう、こなたの樣な人につれそふことはいやと云て、誓て見限つた、

夏、季文子如晉報聘、且涖盟也、

【註】郤犨文子交盟、魯晉之君、其意一也、故但書來盟、擧重略輕、

魯からも返禮にやりて、晉の盟を見届させた、【注】郤互に同じことで有た故、もはや盟のことは經にない、重い使のことばかり云て盟は略した、

周公楚惡惠襄之偪也、

【註】惠王襄王之族、

周の代々の三公なれども、王子達の勢が強くして、己が身の上氣遣はしいを惡み、

且與伯與爭政、

【註】伯與、周卿士、

其上卿の伯與とも政を爭て、

不勝、怒而出、及陽樊、

【註】陽樊、晉地、

え不勝故に怒て出奔した、晉の陽樊と云所まで至たれば、

王使劉子復之、盟于鄄而入、三日、復出奔晉、

【註】王既復之而復出、所以自絕於周、爲明年、

生二子而寡、以歸聲伯、聲伯以其外弟爲大夫、

【註】外弟、管于奚之子、爲魯大夫、

生。時に聲伯出生の後離縁で有て、齊の管于奚と云者の方へ再嫁した、爰でも子が二人生れて、又後家と成た、○以。其二人の子を魯の聲伯に頼て、仕官させてくれよと云た、腹は一つの弟どもゆゑに取持て大夫にした、

而嫁其外妹於施孝叔、

【註】孝叔、魯惠公五世孫、

而。二人の内一人の女子で有たゆゑ、これを魯の施孝叔と云者の妻にしたと也、

郤犨來聘、求婦於聲伯、聲伯奪施氏婦以與之、婦人曰、鳥獸猶不失儷、

【註】儷、耦也、

郤。魯へ使に來た序に聲伯へ女子を拙者の妻に下されよと云た、○聲。是がつまらぬ事をした、施孝叔へやりた女を取返して遣うと相談した、○婦。孝叔が妻が夫に向て鳥獸でさへも雌雄は失はぬ様にして離れぬに、

子將若何、曰、吾不能死亡、

【註】言不與郤犨婦、懼能忿致禍、

御前は何と思召と云た、○曰。孝叔も臆病者である、今晋は勢ひが強いに依て、否と云たらどのやうな禍を招かうも知れぬ故、命には替へられぬと云た、

婦人遂行、生二子於郤氏、郤氏亡、晋人歸之施氏、施氏逆諸河、沈其二子、

【註】沈之於河、

婦。頼少い夫ゆゑ見限つて、遂に郤氏へ行た、○生。晋で二人子が出來てから、郤氏が一族は悉く亡た、○晋。又以前の夫へ返した、○施。したれば孝叔が河水の邊りへ迎ひに出て、晋から連て來た二人の子どもを河水へ沈めた、

春秋左傳卷十三

【註】成公盡十八年、

【經】十有一年、春、王三月、公至自晉、

【註】正月、公在晉、不書、諱見止、
廟告した、

晉侯使郤犫來聘、己丑、及郤犫盟、

【註】郤犫、郤克從父兄弟、
魯へ來て盟を見分した也、

夏、季孫行父如晉、

魯よりも聘した、

秋、叔孫僑如如齊、

內使なり、

冬、十月、

【傳】十一年、春、王三月、公至自晉、晉人以公爲貳於楚、故止公、公請受盟而後使歸、

【註】前年七月、公如晉弔、至是乃得歸、
拘へたれども伏せうと云はれたを以て歸した、

郤犫來聘、且涖盟、

【註】公請受盟、故使大夫來臨之、
見分におこした、

聲伯之母不聘、

【註】聲伯之母、叔肸之妻、不聘、無媒禮、
初め魯の聲伯が母は、不聘と云は叔肸が許へ屹と媒妁有て來たでは無い、內證で迎へたに付て妾なり、

穆姜曰、吾不以妾爲姒、

【註】昆弟之妻、相謂爲姒、穆姜、宣公夫人、宣公叔肸、同母昆弟、
○穆　宣公と叔肸は兄弟なれども、妾ゆゑにあれを相嫁とすることはいやと云はれた、

生聲伯而出之、嫁於齊管于奚、

小臣有晨夢負公以登天、及日中、負晉侯出諸廁、遂以爲殉、

【註】傳言巫以明術見殺、小臣以言夢自禍、

小臣○　晉侯の家中に、小臣ものがその卒せらるゝ日のあけ方の夢に、晉侯を負て天へ昇るとみた、○及○　その日中に晉侯の落られたを負て廁より出したれば、是に殉死を命じたとなり、希有なことどもであつた、

鄭伯討立君者、戊申、殺叔申叔禽、

【註】叔禽、叔申弟、

國にかへられて謀とはおもはれず、君をたてた者どもをみな殺されたとなり、○戊○　兄弟をころされた、

君子曰、忠爲令德、非其人猶不可、況不令乎、

【註】言叔申爲忠、不得其人、還害身、

君子○　評に、忠信ほどよい德はなけれども、その人にあらずしては却て害をまねく、人によることとなり、○況○　不善はなほ以てなり、叔申が君をたてたは、みな忠でする計策であつたけれども、害に成て命を失た、

秋、公如晉、

【註】親弔、非禮、

死なれたところへ魯侯の自分に行れた、

晉人止公、使送葬、於是羅茷未反、

【註】是春、晉使羅茷至楚結成、晉謂魯貳於楚、故留公須羅茷還、驗其虛實、

晉○　葬禮の供をさせたとなり、○於○　このときに楚へやつたが歸らぬ、これは魯が楚へも通ずるかと思ふて止めおいて、この方の使者がかへつてから實否をたゞすためなり、

冬、葬晉景公、公送葬、諸侯莫在、魯人辱之、故不書、諱之也、

【註】諱不書晉葬也、

冬○　葬禮の供をいたされた、○諸○　すまじきことを致されたゆゑ、經にはいんで書さぬとなり、

肓之上、膏之下、若我何、

【註】肓、鬲也、心下爲膏、

未至　この醫者がまだ晋へこぬうちに、また晋侯のゆめに、やまひが二人の童子となつて、○曰　今度きたる秦の緩は名醫なれば、我々をいためるであらうが、どうしてのがれたものであらうと云たれば、いま一人の童子が云には、肓上膏下へ入れば我をどうもせまいと云、これからして死病を肓膏の病と云、

醫至曰、疾不可爲也、在肓之上、膏之下、攻之不可、達之不及、藥不至焉、不可爲也、

【註】達、針、

醫　秦の醫者が來て脈を診して云には、これはもはや療治がとゞかぬとなり、○在　病ひが肓の上膏の下にある、これでは藥もとゞかず、針もおよばぬゆゑにせめやうがない、療治がならぬと、

公曰、良醫也、厚爲之禮而歸之、

六月、丙午、晋侯欲麥、

【註】周六月、今四月、麥始熟、

公　晋侯のゆめの通りを云たについて、感じて良醫なりとほめられて、あつく禮謝してかへされた、○六月　今年の新麥をくはふと云はれた、

使甸人獻麥、

【註】甸人、主爲公田者、

使　郡奉行が麥をこしらへさせてたてまつりた、

饋人爲之、召桑田巫、示而殺之、將食、張、如廁、陷而卒、

【註】張、腹滿也、

饋　御賄人が指あげたれば、○召　麥飯を前においてかの桑田の巫者をよんで、その方は麥を食まいと云たがこれをみよ、見事くふぞと云てころされた、○將　それから麥飯を食ひにかゝられたれば、腹がはつてきて廁へゆかれたれば、糞壺へおちて卒せられた、果して麥をくはれなんだとなり、

【註】鄭伯歸不書、鄭不告入、

○辛巳　案のごとくにかへしたである、

晉侯夢大厲被髮及地、搏膺而踊曰、殺余孫不義、

【註】厲、鬼也、趙氏之先祖也、八年、晉侯殺趙同趙括、故怒、

晉侯の病中に夢をみられた、○大厲は大きな鬼である、それが胸をうちてはなはだしく怒た體なり、○踊　余が孫どもをころしたは不義也、晉侯の趙同趙括をころされたゆゑ、それらが祖父の亡魂とみえた、

余得請於帝矣、壞大門及寢門而入、公懼、入于室、又壞戶、公覺、召桑田巫、

【註】桑田、晉邑、

○余　故に余その趣を天帝へうつたへたと云て、晉の表門より寢殿の門を破て入るとなり、○公　晉侯のおそれて、一室の內へ逃入られたれば、またその室の戶を押破つて入たとなり、晉侯の夢さめて、桑田といふ所に上手なる巫者があるを呼で占せられたれば、

巫言如夢、

【註】巫云鬼怒如公所夢、

その巫者が鬼の怒りてなやみ玉ふと云言が夢の通りであつた、

公曰、何如、曰、不食新矣、

【註】言公不得及食新麥、

○公曰　病氣は何とあらうと云はれた、○曰　今年の新麥を得召上られまいとなり、

公疾病、求醫于秦、秦伯使醫緩爲之、

【註】緩、醫名、爲、猶治也、

○公　殊のほか大切に及で、秦の御典藥を頼れたれば、秦から緩と云名醫に療治を致せとておこされた、

未至、公夢疾爲二豎子、曰、彼良醫也、懼傷我、焉逃之、其一曰、居

三月、子如立二公子繻一、

【註】子如公子班、

三○　公子班が公子繻をかりの君にたてたとなり、

夏、四月、鄭人殺レ繻、立二髡頑一、子如奔レ許、

【註】髡頑、鄭成公太子、

夏○　存じの外みな〳〵不承引で繻をころした、よつて公子班も許の國へしりぞいた、

欒武子曰、鄭人立レ君、我執二一人一焉、何益、不レ如三伐レ鄭而歸二其君一、以求レ成焉、晉侯有レ疾、五月晉立二太子州蒲一以爲レ君、而會二諸侯一伐レ鄭、

【註】生立二子爲一レ君、此父不レ父、子不レ子、經因書二晉侯其惡一明、

欒○　果して晉でこのことを聞て、鄭では外に君をたてるとあれば、この方の鄭伯はにせもの同前なれば、○この人一人をとらへおいて、何のえきにならうぞ、○不○　それよりはいまたてた君をせめ鄭をうつて、この方の君をもとへかへして、和睦するにしくはあるまいと云た、○晉侯○　この折しも晉侯は病氣になられた、○五○　しかれども君なくてはならぬと云て、太子をたてゝ君として、○會○　鄭へ軍を出した、【注】生○　君存生で在ながら太子を君としては、父も父でなく、子も子の義をうしなつた、經にはやはり晉侯と云たは、惡を明白に云たものである、

鄭子罕賂以二襄鐘一、

【註】子罕、穆公子、襄鐘、鄭襄公之廟鐘、

鄭○　鄭からはもとはかりごとであつたについて、侘言を云て襄公の廟の鐘を出して賂にしたとなり、

子然盟二于脩澤一、子駟爲レ質、

【註】子然子駟皆穆公子、熒陽卷縣東有二脩武亭一、

子○子然○　鄭の公子が盟て、一人は晉へ質と成たとなり、

辛巳、鄭伯歸、

【經】十年、春、衛侯之弟黑背帥師侵鄭、
告文なり、
夏、四月、五卜郊、不從、乃不郊、
【註】無傳、卜常祀、不郊、皆非禮、故書、
魯で定式の郊野のまつりを五たび卜しても、不吉と出たとて郊の祭を止た、非禮なり、
五月、公會晉侯齊侯宋公衛侯曹伯伐鄭、
【註】晉侯、太子州蒲也、稱爵見其生代父居位、失人子之禮、
魯侯も會せられた、
齊人來媵、
【註】無傳、媵伯姬也、異姓來媵、非禮也、
これはおこさぬ筈であつた、
丙午、晉侯獳卒、
【註】六同盟、據傳、丙午、六月七日、有日無月、
告文なり、
秋、七月、公如晉、
冬、十月、
解に不及、

【傳】十年、春、晉侯使羅茷如楚、報大宰子商之使也、
【註】羅茷晉大夫、
【註】子商、楚公子辰、使在前年、
楚から前年に大宰子商を使ひにおこしたる禮謝なり
衛子叔黑背侵鄭、晉命也、
【註】晉命衛使侵鄭、
晉よりせめよと下知したゆゑで有つた、
鄭公子班、聞叔申之謀、
【註】改立君之謀、
前に云た通りを用ひて君をたてると云ふになつた、

詩曰、何ほど絲の麻のと云が多いと云てからが、菅や蒯もすてられぬ、これは席に織ると有れば琉球表をおる艸さうな、○雖　美しい女中があつてもまた賤女もなくてかなはぬと云である○、凡　いかやうなものでも、匱いときのかはりにはなるとなり、○言　手あてをしておかいではかなはぬと云こと、

解に不及、

秦人白狄伐晉、諸侯貳故也、

鄭人圍許、示晉不急君也、

【註】此秋、晉執鄭伯、

鄭伯は晉にとらはれて居らるゝに、諸臣が師を出して許をとりまいた、これは晉への聞えに、君はなくても左のみともかゝぬと云て、不急をしめしたのじや、

是則公孫申謀之、曰、我出師以圍許、

【註】示不畏晉、

是　これは元來鄭の公孫申がはかりごとをして云には、我國から勢を出して許をかこんで、晉を何ともおもはぬと云をみせて、

爲將改立君者、而紓晉使、

【註】紓、緩也、勿亟遣使詣晉、示欲更立君、

爲　鄭では外に君をあらためたてるやうすと云ことをみせかけて、晉へはをりをり使をやらぬがよい、

晉必歸君、

【註】爲明年晉侯歸鄭伯張本、

晉　晉でも鄭君を止めおいて詮がないと云て、君をかへすであらうと云はかりごとなり、

城中城、書時也、

これは城くべきときである、

十二月、楚子使公子辰如晉、報鍾儀之使、請脩好結成、

【註】鍾儀奉晉命歸、故楚報之、

かの囚人にねんごろに云ておくつた返報に、使者をおこして楚よりも和睦したいと云た、囚俘をかへしたが益になつた、

た、

莒人囚楚公子平、楚人曰、勿殺、吾歸而俘、莒人殺之、楚師圍莒、莒城亦惡、庚申、莒潰、

【註】月十八日、

莒。　加勢に出て楚の公子平と云ものを生どつた、○楚人　公子平をたすけよ、その方の生どりどもかへさうと云た、○莒　これが莒人の身を知らぬいたしかたである楚の云ひ分もきかずしてころした、○楚　もはや楚人がいかりて、かんにんはならぬとてまた莒をとりまいた、この城もはなはだやぐい城ゆゑに、得まもらなんだである、

楚遂入鄆、莒無備故也、

【註】終巫臣之言、

楚。　またのりとつたなり、巫臣が云たとほりであつたなり、

君子曰、恃陋而不備、罪之大者也、備豫不虞、善之大者也、莒恃其陋、而不脩城郭、浹辰之閒、而楚克其三都、無備也矣、

【註】浹辰、十二日也、

君。　評に、われは辟陋ゆゑ氣づかひは無いと、陋をたのんでそなへぬと云は大な罪と也、○備　もし不慮なこともあらうかと云て、豫めそなへると云心の敬みを忘れぬのを、善の大なるものと云べきなり、○莒　巫臣がこゝろを付たれども陋をたのみにして、城郭ををさめなんだゆゑ、○浹　わづか十二日の間に三の城下をとられた、浹辰とは辰一周を浹辰と云て十二日のことなり、これひとへにそなへのないからであつたなり、

詩曰、雖有絲麻、無弃菅蒯、雖有姬姜、無弃蕉萃、凡百君子、莫不代匱、言備之不可以已也、

【註】逸詩也、姬姜大國之女、蕉萃陋賤之人、

つるは舊國をわすれぬこゝろなり、○稱　その君の當分のことを云はず太子の時のことを云た、實にしつたことを云て、私をまじへぬと云ものである、

名其二卿、尊君也、

【註】尊晉君也、

名　二人の卿の實名を云たは君をたふとむなり、

不背本、仁也、不忘舊、信也、無私、忠也、尊君、敏也、

【註】敏、達也、

不　仁心なり、○不　舊國をわすれぬと云は信なり、○無　君への忠貞なり、○尊　發明なものである、

仁以接事、信以守之、忠以成之、敏以行之、事雖大必濟、

【註】言有此四德、必能成大事、

仁　仁德をもつて事にまじはり、信をもつて身をまもり、忠貞を以て己をなし、敏達をもつて行ふは、明達のものといふべし、○事　かくのごときものは、何ほど大きなことでもかならずなすものと存ずる、

君盍歸之使合晉楚之成、公從之、重爲之禮、使歸求成、

【註】爲下十二月晉楚結成張本、

君　しかれば君にはなにゆゑにかれを楚へかへしたまいて、晉楚の和睦をとりむすばせて、平安をもとめたまはぬと云た、○公　晉侯のそのいさめにしたがはれて、屹と禮をそなへられ、國にかへして和睦をとり合せてくれよと申された、

冬、十一月、楚子重自陳伐莒、圍渠丘、渠丘城惡、衆潰奔莒、戊申、楚入渠丘、

【註】月六日、

前に陳が晉にくみしたと云てうつた、それより直に莒を伐たである、○圍　渠丘と云ところを取まいた、この城はずんと不要害な城じや、それゆゑ内からくづれて莒へしりぞいた、○戊　ついに城をのりとつ

人でござると云た、

公曰、能樂乎、對曰、先父之職官也、敢有二事、

【註】言不敢學他事、

公○さだめて樂が上手であらうと申された、○對○わたくし親の代よりの役義で、外のことはいたさぬ、主役なりと云た、

使與之琴、操南音、

【註】南音、楚聲、

使○琴をわたして何なりとも奏せよと云はれたれば、南方楚の音をうたふた、

公曰、君王何如、對曰、非小人之所得知也、固問之、對曰、其爲太子也、師保奉之、以朝于嬰齊、而夕于側也、

【註】嬰齊、令尹子重、側、司馬子反、言其尊卿敬老、

公○その上ものがたりに、その方が主人楚王はいかやうな人じや、○對○わたくしふぜいの存じました義ではないと云た、○固○知らぬと云ことはあるまいほどにぜひともいへとかたく問はれた、○對○楚王の太子で居られましたときには、師範いたすものをつれまして、○以○大老をうやまふて、朝夕にみまはれますことでござつた、

不知其他、公語范文子、文子曰、楚囚、君子也、言稱先職、不背本也、樂操土風、不忘舊也、稱太子、抑無私也、

【註】舍其近事、而遠稱少小、以示性所自然、明至誠、

不○その外の義はぞんじませぬ、○公○晋侯の范文子にこの事をはなされたれば、文子が感じて云には、楚の囚は君子でござる、○言○先職のことを云のは本にそむかぬ、樂を奏するに南方じぶんの土風をあや

也、執諸銅鞮、

【註】銅鞮、晉別縣、在上黨、

楚へしたがつて居るゆゑ、來たをさいはひにとらへて押こめたである、

欒書伐鄭、鄭人使伯蠲行成、晉人殺之、非禮也、兵交、使在其間可也、

【註】明殺行人例、

欒。國を伐た、○鄭。佗ごとをして服せうと云たものをころした、これは晉の非禮である、○兵。軍中にても使は往來する、

楚子重侵陳以救鄭、

【註】陳與晉故、

楚。陳も晉に味方したについて、をかして鄭を援けたとなり、

晉侯觀于軍府、見鍾儀、問之曰、南冠而縶者誰也、

【註】南冠、楚冠、縶、拘執、

晉侯の武具藏をみまはりに行れたれば、鍾儀が生どつてあるをみられた、之は前七年に鄭人がとらへて晉へおこした、○問之。晉侯のあの藏のうちに、南方の冠を被て居る囚人は何ものであるぞと問はれた、

有司對曰、鄭人所獻楚囚也、使稅之、

【註】鄭獻鍾儀在七年、稅、解也、

有司。役人が申あげるには、あれは鄭人のおくりこしたる楚國の囚人なりと云た、○使。晉侯がなはをとけと云はれた、

召而弔之、再拜稽首、問其族、對曰、泠人也、

【註】泠人、樂官、

召。公のいたはられたれば、平伏して御禮を申した、○問。楚國では何役をつとめるぞと問れたれば、樂

【註】韓奕、詩大雅篇名、其五章言蹶父嫁女於韓侯、爲女相所居、莫如韓樂、文子喩魯侯有蹶父之德、宋公如韓侯、宋土如韓樂、

いよ〱御首尾がよいと云ことを復命したれば、魯侯のよろこんで酒宴をたまはりた、○賦　季文子が賀の詩を賦した、この詩は緣づいた先のよろしいことが賦してある、

穆姜出于房、再拜曰、大夫勤辱、不忘先君、以及嗣君、施及未亡人、

【註】穆姜、伯姬母、聞文子言宋樂、喜而出謝其行勞、婦人夫死自稱未亡人、

○穆姜　穆姜は伯姬の御母堂で、魯侯のためにも母公なり、この人が房中に居て、季文子が伯姬の宋でたのしまるゝと云意の詩を賦したをきかれて、よろこんで房中を出て、季文子へ一禮をのべらるゝである、○再　そなたの遠方へ勤勞をいとはずして、先君への御ためをわすれず、以ていまの君までに忠信をつくして、我らにまでおよぼさるゝとなり、

先君猶有望也、

【註】言先君亦望文子之若此、

○先　先君にもさぞ艸葉のかげで、そなたの忠信を見玉ふであらうとなり、

敢拜大夫之重勤、又賦綠衣之卒章而入、

【註】綠衣、詩邶風也、取其我思古人、實獲我心、喩文子言得己意、

○敢拜　ちかごろかたじけないと一禮をまをされて、綠衣のをはりの章をうたうて、謝して入られたなり、この詩はわがこゝろのおもふごとく成就して下されたと云ことをのべたものである、

晉人來媵、禮也、

【註】同姓故、

同姓ゆゑそへてやられた也、

秋、鄭伯如晉、晉人討其貳於楚、

晉のたのみすくないと云ことを知て、諸侯がそむきさうになつてきた、

晉人懼、會於蒲、以尋馬陵之盟、

【註】馬陵盟在七年、

晉。氣づかはしくなつて、また會を催した、○以。前のちかひをついでそむかぬやうにする、

季文子謂范文子曰、德則不競尋盟何爲、

【註】競、强也、

季。德さへあれば張肱するにおよばぬ、盟ひのみひたもの尋いだとて、何のえきにならう、それより德ををさめたがよいとなり、

范文子曰、勤以撫之、寬以待之、堅彊以御之、明神以要之、柔服、而伐貳、德之次也、是行也、將始會吳、吳人不至、

【註】爲十五年、會鍾離傳、

范。出精して諸侯をなでやすんじ、寬大を以てあひしらひ、○堅。國さかひを堅固にして四方の敵をふせぎ、○明。あきらかな鬼神を證として誓言を立て歸服したる國を柔和にして、二心あるを討伐する、これが德ををさむるの次でるまつりごとと也、○是。吳を引つけるつもりであつた、けれども吳はいたらなんだ、

二月、伯姬歸于宋、

【註】爲致女復命起、

魯より嫁せられた、

楚人以重賂求鄭、鄭伯會楚公子成于鄧、

【註】爲晉人執鄭伯傳、

鄭へ手を入れたゆゑ、鄭伯の合體致されたなり、

夏、季文子如宋致女、復命、公享之、賦韓奕之五章、

年、
告文なり、

晉欒書帥師伐鄭、

冬、十有一月、葬齊頃公、

【註】無傳、
會葬が有たならん、

楚公子嬰齊帥師伐莒、庚申、莒潰、

【註】民逃其上曰潰、

楚人入鄆、

【註】鄆、莒別邑也、楚偏師入鄆、故稱人、
告文なり、

秦人白狄伐晉、

告文なり、

鄭人圍許、

告文なり、

城中城、

【註】魯邑也、在東海廩丘縣西南、此閏月城、在十月之後、十二月之前、故傳曰書時、
魯國のうち中城と云ところにきづいたなり、

【傳】九年、春、杞桓公來逆叔姬之喪、請之也、

【註】叔姬已絶於杞、魯復强請杞、使還取葬、
杞の國で葬りて下されと請れたゆゑ、あの方へ受とつてゆいた、

杞叔姬卒、爲杞故也、

【註】還爲杞婦、故卒稱杞、
杞○杞と書たのは杞の婦たるが故であるとなり、

逆叔姬、爲我也、

【註】既弃而復逆其喪、明爲魯故、
逆○魯からたのみであつたと也、

爲歸汶陽之田故、諸侯貳於晉、

【註】歸田在前年、

女、同姓媵之、異姓則否、

【註】必以同姓者、參骨肉至親、所以息陰訟、

夫人につけてやるである、同姓でなければ妾にはせぬことである、【注】必。同姓の親しい中ゆゑ、○以。陰訟は嫉妬のことなどで內々の告口などを云ふことなどのできぬためである、

【經】九年、春、王正月、杞伯來逆叔姬之喪、以歸、

離緣なれども杞へ葬つた、

公會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯莒子杞伯、同盟于蒲、

【註】蒲、衞地、在長垣縣西南、

會盟なり、

公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

二月、伯姬歸于宋、

【註】宋不使卿逆、非禮、

嫁せられたなり、

夏、季孫行父如宋致女、

【註】女嫁三月、又使大夫隨加聘問、謂之致女、所以致成婦禮、篤昏姻之好、

宋へ緣づいていよ〳〵御氣に入りましたかと云使者をつかはすを致女と云、

晉人來媵、

【註】媵伯姬也、

宋へしたがつて行かるゝなり、

秋、七月、丙子、齊侯無野卒、

【註】無傳、五同盟、丙子、六月一日、書七月、從赴、

告文なり、

晉人執鄭伯、

【註】鄭伯既受盟於蒲、又受楚賂、會於鄧、故晉執之、稱人者、晉以無道於民、告諸侯、例在十五

冬、杞叔姬卒、來歸自杞、故書、

【註】愍其見出來歸、故書卒也、若更適大夫、則不復書卒、

魯へかへつて居て卒せられたなり、

晉士燮來聘、言伐郯也、以其事吳故、

【註】七年郯與吳成、

郯を征伐に出る故に魯にも加勢せよと云てきた、郯が晉をはなれて吳についたゆゑである、

公賂之、請緩師、文子不可、

【註】文子、士燮、

公。魯侯から賂をおくつて、師をゆるく出して下されよと云はれた、延引することを云ふ、○文。合點せずしていふに、

曰、君命無貳、失信不立、禮無加貨、事無二成、

【註】公私不兩成、

君命に二つはこざらぬゆゑ、一たび命をうけたことはかへられぬ、○失。信を失ては身分がたゝぬ、○禮。とすべて朝聘の禮と云ふのはさだまりの贈りものがあれば、そのうへ貨をくはへますことはならぬ、○無。私をたつれば公用がかけて、兩方まつたく成就すると云ことはないとなり、

君後諸侯、是寡君不得事君也、

【註】欲與魯絕、

君。しかるに延引せよと仰られて、君御一人諸侯におくれ玉ふにおいては、主人こののち君にはえつかへられまいとなり、魯と手切にならうと云ことばなり、

燮將復之、季孫懼、使宣伯帥師會伐郯、

燮。仰のとほりを主人へ復命いたさうと云た、○季。やぶれにおよぶについて、大きにおそれて宣伯に命じて、さつそく出陣をさせたとなり、

衞人來媵共姬、禮也、凡諸侯嫁

【註】召桓公、周卿士、

王より爵命をたまはつた也、

晉侯使申公巫臣如吳、假道于莒、與渠丘公立於池上、

【註】渠丘公、莒子朱也、池、城池也、渠丘、邑名、莒縣有蘧里、

吳へ使に行くと莒へかゝりてゆく、○與　莒の君と城池の邊に立て、池は外堀のこと、

曰、城已惡、莒子曰、辟陋在夷、其孰以我爲虞、

【註】虞、度也、

巫臣が云ふには、この城は要害がわるいほどに堅固にせられよと云た、○莒　吾が國は邊鄙にしてえびすの中にあれば、だれも我國をはかるものは有まいゆゑ、要害にはおよばぬと云た、

對曰、夫狡焉、

【註】狡猾之人、

對○　狡猾の手づよい姦知の人は、

思啓封疆以利社稷者、何國蔑有、唯然、故多大國矣、唯或思或縱也、

【註】世有思開封疆者、有縱其暴掠者、莒人當唯此爲命、

自分の國ざかひを少しも取ひろめて、社稷の利にいたさうとすることなり、○何　すればそのやうなものはどこの國にもまゝあるなり、それゆゑに大國になるなり、左やうなものはつねに或は土地をひらかうと思つたり、あるひはわがまゝ暴虐をほしいまゝにするものどもである、すれば要害はせねばならぬ、

勇夫重閉、況國乎、

【註】爲明年莒潰傳、

勇○　勇夫のつよいものでもおもく閉て要心はする、

○況○　いはんや國は猶もつてかたくせねばかなはぬとなり、

六月、晉討趙同趙括、武從姬氏畜于公宮、

【註】趙武、莊姬之子、莊姬、晉成公女、畜、養也、

六。果してうたれた、○武。この夫人の子に趙武と云があつた、これは婦人にしたがつて公宮の御殿で育つてをる、

以其田與祁奚、韓厥言於晉侯曰、成季之勳、宣孟之忠、

【註】成季、趙衰、宣孟、趙盾、

以。趙同趙括が知行處を祁奚と云ものにあたへられた、○韓。晉侯へ諫言に、成季は趙衰がこと、宣孟は趙盾なり、この二子は晉で忠功のすぐれたものであつたに、

而無後、爲善者其懼矣、三代之令王、皆數百年保天之祿、夫豈無辟王、賴前哲以免也、

【註】言三代亦有邪辟之君、但賴其先人以免禍耳、

その子孫が斷絶しては、以來善をするものがおそれて、功も子孫の益にならぬとおもはうとなり、○三代。古三代の先王もみな數百年の世祿をたもち玉ふ、○夫。その令王の御子孫にも、邪辟の惡王がないと云ことはなけれども、わづか一代二代の邪辟の王も、その先君の德が高ければ免るゝことである、しかればいさゝか惡があつても、少しはゆるすが善政と云である、

周書曰、不敢侮鰥寡、所以明德也、

【註】周書康誥、言文王不侮鰥寡而德益明、欲晉侯之法文王、

周書。ひとりものとてもあなどれぬとあると云て、二子の後を立て玉はぬをいさめるである、

乃立武而反其田焉、

乃。趙子の家をたてゝ、件の田地を返された也、

秋、召桓公來賜公命、

【註】遐、遠也、作、用也、詩、大雅、言文王能遠用善人、不、語助、

詩曰。。文王のよく人をもちひ玉ふことを云たが、これらのことを云ならん、

求善也夫、作人、斯有功績矣、是行也、鄭伯將會晉師、

【註】會伐蔡之師、

求。人さへもちうれば功はおのづからある、○是。晉へ味方せうとおもふて、

門于許東門、大獲焉、

【註】過許、見其無備、因攻之、

許を通るとて、そなへのないのを見込てせめたゆゑに、大いに得たとなり、

聲伯如莒、逆也、

【註】自爲逆婦而書者、因聘而逆、

【注】女をむかへにゆきたである、如莒。とのみ經にあるのは使ひながらゆいたゆゑなり、

宋華元來聘、聘共姬也、

【註】穆姜之女、成公姊妹、爲宋共公夫人、聘不應使卿、故傳發其事而已、

君のために夫人を聘する也、

夏、宋公使公孫壽來納幣、禮也、

【註】納幣應使卿、

結納なり、

晉趙莊姬爲趙嬰之亡故、譖之于晉侯、

【註】趙嬰亡、在五年、

かの前にある密通してゐたを兄どもが追ひ出したに付てその夫人が晉侯へ讒言した、

曰、原屏將爲亂、欒郤爲徵、

【註】欒氏郤氏亦徵其爲亂、

曰。亂をくはだてるの心があると云た、欒。これも原屏をころしたくおもふゆゑ、夫人の讒の證據人になるなり、徵。はしようこのこと也、

ゝ、いはんや覇主をや、覇主と云ものは徳のみを以て用とする、

而二三之、其何以長有諸侯乎、

詩曰、猶之未遠、是用大簡、

【註】猶、圖也、簡、諫也、詩大雅、言王者圖事不遠、故用大道諫之、

それに二變があつては、ながく諸侯はえたもち玉ふまい、○詩　遠き慮りがなければあやういについて、大道をもつていさむと云てある、

行父懼晉之不遠猶、而失諸侯也、是以敢私言之、

行。　晉侯には遠き おもんばかりをなされずば、諸侯を失はれうかと氣づかひゆゑ、足下へ内々談じ申すと云た、

晉欒書侵蔡、

【註】六年、未得志故、

遂侵楚、獲申驪、

【註】申驪、楚大夫、

二國を伐て楚の大夫を生どりたとなり、

楚師之還也、

【註】謂六年、遇於繞角時、

楚。　楚の師がかへつたとき、

晉侵沈、獲沈子揖、初從知范韓也、

【註】繞角之役、欒書從知莊子范文子韓獻子之言、不與楚戰、自是常從其謀、師出有功、故傳善之、沈國、今汝南平輿縣、

晉がおとなしく引たについて、沈と云をゝかして沈子揖を獲た、○初　三人のことばにしたがつたゆゑ功をなした、【注】繞。　出る毎に功があるとなり、

君子曰、從善如流、宜哉、

【註】宜有功也、如流、喩速、

君子。　善とみては早速にしたがひさへすれば功はあると云ふことゝ、

詩曰、愷悌君子、遐不作人、

【註】用師、鞌之戰、
曰○凡そ覇王とも云はるゝ大國は、もつぱら義を制せらるゝゆゑ盟主とならるゝ、○是○それゆゑに諸大名がその德になつきしたがつて、討伐をおそるゝなり、因つて二心は得はさまぬなり、○謂○はじめこの汶陽の田は敝邑の舊領なるを、齊へをかされて居たについて、師をもちひて齊よりとりかへして下された、

今有二命、曰歸諸齊、信以行義、義以成命、小國所望而懷也、信不可知、義無所立、四方諸侯、其誰不解體、

【註】言不復肅敬於晉、
今○それを今二命あつて、また齊へかへせとあつてはいかゞなり、大國が信を以て義を行ひ、義をもつて命を成就すれば、小國が仰ぎのぞんでなつくものなり、しかるに信も知れず、義もたていでは、四方國々の諸侯がたれかはなれぬものがあらうぞ、

詩曰、女也不爽、士貳其行、士也罔極、二三其德、

【註】爽、差也、極、中也、詩、衞風、婦人怨丈夫不一其行、喩魯事晉猶女之事夫、不敢過差、而晉有罔極之心、反二三其德、
詩曰○詩にも、女の方にあやまち差ひはなけれども、士は夫なり、夫の行ひを二つにする、○士○是は女が夫の心がかはつたを恨んで云た詩である、こゝをもつて晉を夫にたとへて、魯を婦女に比して云ことばである、

七年之中、一與一奪、二三孰甚焉、士之二三、猶喪妃耦、而況霸主、霸主將德是以、

【註】以、用也、
七○わづか七年の間に一度はくれて、また一度はうばはるゝ、○二○是上の二變はあるまい、○士○男の二心あるさへ妃耦の女子にさへ見かぎられてはなる

宜其見討、故從告辭而稱名、
告文なり、【注】解におよばぬ、

秋、七月、天子使召伯來賜公命、
【註】諸侯即位、天子賜以命圭、與之合瑞、八年乃來、緩也、天子天王、王者之通稱、
爵を相違なくくだされた、

冬、十月、癸卯、杞叔姬卒、
【註】前五年來歸者、女既適人、雖見出弃、猶以成人禮書之、終爲杞伯所葬、故稱杞叔姬、
魯の女也、

晉侯使士燮來聘、
魯へきたられた也、

叔孫僑如會晉士燮齊人邾人伐郯、
【註】先謀而稱會盟主之命、不同之於列國、

衞人來媵、
【註】古者諸侯取適夫人及左右媵、各有姪娣、皆同姓之國、國三人凡九女、所以廣繼嗣也、魯將嫁伯姬於宋、故衞來媵之、
同姓の國ゆゑ妾をおこした、

【傳】八年、春、晉侯使韓穿來言汶陽之田、歸之于齊、季文子餞之、
【註】餞、送行飲酒、
魯へとりたれどもまた齊へかへせと云てきたなり、
○季　韓穿が使をつとめてかへるを、魯の季文子がもてなして、餞別の酒をすゝむるとて、

私焉、
【註】私與之言、
じぶんの心底をかたつて云には、

曰、大國制義、以爲盟主、是以諸侯懷德畏討、無有貳心、謂汝陽之田、敝邑之舊也、而用師於齊、使歸諸敝邑、

子重子反於是乎一歲七奔命、蠻夷屬於楚者、吳盡取之、是以始大、通吳於上國、

【註】上國諸夏、

子重　一年に七度までかけ出したとなり、○蠻　楚の屬國を皆吳へつけた、是から吳が始ていきほひを得たによつて、つひに中國へ通ずるやうになつたとなり、

衛定公惡孫林父、冬、孫林父出奔晉、

【註】林父、孫良夫之子、

國に居りがたくて出奔した、

衛侯如晉、晉反戚焉、

【註】戚、林父邑、林父出奔、戚隨屬晉、

衛　林父が知行處を衛へかされたなり、

【經】八年、春、晉侯使韓穿來言汶陽之田、歸之于齊、

【註】齊服事晉、故晉來語魯、使還二年所取田、

魯へとつたをまた晉へ返せと云てきた、【注】齊　晉へとり入りたゆゑにまた齊を取りもつてある、

晉欒書帥師侵蔡、

告文なり、

公孫嬰齊如莒、

魯より使ひに行た、

宋公使華元來聘、

魯に至らせたなり、

夏、宋公使公孫壽來納幣、

【註】昏聘不使卿、今華元將命、故特書之、宋公無主昏者、自命之、故稱使也、公孫壽、蕩意諸之父、

魯へ結納をさせた、【注】昏聘　卿は來ぬ筈を來た、

晉殺其大夫趙同趙括、

【註】傳曰、原屏、咎之徒也、明本不以德義自居、

君に事へて、多く何のつみもないものどもをころした、余この遺恨に、その方ども君命に走りつかれて、死するほどのことをなしてみせうほどに、待て居よと云てやつた、○巫臣　これからこの返報を巧むところである、呉への使があつたを自分に願てゆいた、○呉　何かすゝめたに付て、壽夢がよろこばれて、それから呉と晉と通路するやうになつて、

以兩之一卒適呉、舍偏兩之一焉、

【註】司馬法、百人爲卒、二十五人爲兩、車九乘爲小偏、十五乘爲大偏、蓋留九乘車及一兩二十五人、令呉習之、

○以　これは呉國で軍をするしかたを知らぬによつて、駈引きならはしのために、兩は二十五人也、偏は九乘の車なり、これを呉へつかはしてならはせた、

與其射御、敎呉乘車、敎之戰陳、敎之叛楚、

【註】前是呉常屬楚、

○與　射手や御者をつかはして車戰をならはせ、合戰の法ををしへ、楚にそむくことをもすゝめた、是まで呉は楚にしたがつて居た、

寘其子狐庸焉、使爲行人於呉、呉始伐楚、伐巣伐徐、

【註】巣、徐、楚屬國、

○寘　巫臣がじぶんの子を呉にのこしおいて仕官させ行人をつとめさせた、○呉　これから始て楚と敵になつた、○伐　追々楚の屬國を伐ちとつた、

子重奔命、

【註】救徐巣、

○子　巫臣が云たとほりに、まづ巣徐を救へと云ふ君命をかうむりて走りついた、

馬陵之會、呉入州來、子重自鄭奔命、

【註】因伐鄭而行、

○馬　これも命をうけて鄭からぢきに駈出した、

なり、それにこの田をとつたときには、是れ申呂は無くなりやぶれようとなり、

晉鄭必至于漢、王乃止、子重是以怨巫臣、子反欲取夏姬、巫臣止之、遂取以行、子反亦怨之、及共王卽位、

【註】楚共王以魯成公元年卽位、

晉。兩國の師が漢水まで仕かけるやうに成らうとなり、楚王の止められた、〇子。巳が望の邪魔をしたゆゑに怨らみに思て居た、

子重子反、殺巫臣之族、子閻、子蕩、及淸尹弗忌、

【註】皆巫臣之族、

及襄老之子黑要、

【註】以夏姬故幷怨黑要、

子。是れも遺恨がある、前にみえたり、〇及。二人云合せて巫臣が一族をほろぼし、夏姬にかゝり合たものまでも亡したとなり、

而分其室、子重取子閻之室、使沈尹與王子罷分子蕩之室、子反取黑要與淸尹之室、巫臣自晉遺二子書、

【註】子重、子反、

而分。その家財を分け取にした、子重は子閻が室をとる、〇使。皆分けてとつた、〇巫。兩人の許へ惡言を書てやつた、その辭に曰く、

曰、爾以讒慝貪惏事君、而多殺不辜、余必使爾罷於奔命以死、

巫臣請使於吳、晉侯許之、吳子壽夢說之、乃通吳于晉、

【註】壽夢、季札父、

爾。讒をかまへ惡を成して、貪りむさぼる心を以て

魯へ來たられた、

秋、楚子重伐鄭、師于氾、

【註】氾、鄭地在襄城縣南、

鄭が晉へむつまじいに付て、それを怒りて伐んとて、鄭の氾と云地に陣を張た、

諸侯救鄭、鄭共仲侯羽軍楚師、

【註】二子、鄭大夫、

諸侯　諸侯が加勢した、○鄭　二人の大夫が合戰して、

囚鄖公鍾儀、獻諸晉、八月、同盟于馬陵、尋蟲牢之盟、且莒服故也、

【註】蟲牢盟、在五年、莒本屬齊、齊服、故莒從之、

鄖公鍾儀を生どつて晉へ奉た、○八　諸侯がむつまじく成たなり、

晉人以鍾儀歸、囚諸軍府、

【註】軍藏府也、爲九年晉侯見鍾儀張本、

晉　武具藏に押こめておいた後に出る、

楚圍宋之役、

【註】在宣十四年、

楚　宋をかこんだとき、

師還、子重請取於申呂以爲賞田、王許之、

【註】分申呂之田以自賞、

歸陣の上、子重が申呂の田を今度の恩賞に私へ下されよと云た、○王　楚王の許された、

申公巫臣曰、不可、此申呂所以邑也、是以爲賦以御北方、若取之、是無申呂也、

【註】言申呂賴此田成邑耳、不得此田則無以出兵賦而二邑壞也、

申　それはわるいことである、この申呂と云邑はこれが有を以て、邑として人賦を出して、北方をふせぐ

【傳】七年春、吳伐鄭、鄭成、季文子曰、中國不振旅、蠻夷入伐、而莫之或恤、

【註】振、整也、旅、衆也、

吳國から鄭を伐たれば降參したとなり、○季文子が嘆息して、さても〳〵中國の武威がおとろへて、蠻夷がせめ入りても、誰もあはれみたすくるものもないと云ことなり、吳は蠻夷なり、

無弔者也夫、

【註】言中國不能相愍恤、故夷狄內侵、

無　これも問い人がないゆゑ、霸者のいきほひの失せたを云、

詩曰、不弔昊天、亂靡有定、其此之謂乎、

【註】詩、小雅、刺在上者、不能弔愍下民、故號天告亂、

詩曰　昊天の御哀れみが無いによつて、亂がさだまらぬと云てあるが、この事を云たものかとなり、上霸主もかまはぬを云た、

有上不弔、其誰不受亂、

【註】上、謂霸主、

有上　上に有る霸主が弔まねば、誰も亂をうけぬものは一人もあるまい、

吾亡無日矣、君子曰、知懼如是、斯不亡矣、

すれば吾國も亡るに間はあるまいと云ことなり、○君子　評判に、この季文子が如くおそるゝことを知りさへしたならば、亡ることはあるまいとなり、

鄭子良相成公以如晉、見且拜師、

【註】謝前年晉救鄭之師、爲楚伐鄭、張本、

前年鄭を楚が侵したを晉が救たゆゑ、子良が君の相○は介副となつて晉へ行て、加勢したを拜禮したなり、

夏、曹宣公來朝、

【註】無傳、稱牛、未卜日、免、放也、免牛可也、不郊、非禮也、
郊祭の牲にする牛の角を鼠が喰たとなり、鼷は此方で云廿日鼠也、食人及鳥獸皆不痛と有て喰ひ付ても痛まぬと云故に甘口鼠と云なり、○改　又外の牛をトて置たれば又喰た、それで牲にならぬ故牛を免し止めた、【注】無　牛といふはまだトせぬと云ことなり、前に出た、

吳伐郯、

告文なり、

夏、五月、曹伯來朝、

魯へ來られたなり、

不郊、猶三望、

【註】無傳、書不郊間有事、三望非禮、
やはり添へ祭りは有たなり、

秋、楚公子嬰齊帥師伐鄭、公會晉侯齊侯宋公衛侯曹伯莒子邾子杞伯救鄭、

鄭を救た、

八月、戊辰、同盟于馬陵、

【註】馬陵、衛地、陽平元城縣東南有地、名馬陵、
諸侯一同に盟たとなり、

公至自會、

【註】無傳、
廟告した、

吳入州來、

【註】州來、楚邑、淮南下蔡縣是也
告文なり、

冬、大雩、

【註】無傳、書過、
雨乞の時ではない、

衛孫林父出奔晉、

告文なり、

子。殊に其許には中軍の元帥なれば、總大將で、大政。。の大な仕置を成さるゝなれば、

將レ酌ニ於民ニ者也、

【註】酌、取ニ民心ニ以爲レ政、

民の心を酌て致されさうなものと存ずる、

子之佐十一人、

【註】六軍之卿佐、

子。其許の佐軍は十一人有て、

其不レ欲レ戰者三人而已、

【註】知范韓也、

其内に戰をいやに思ふ者はわづか三人のみ也、

欲レ戰者可レ謂レ衆矣、商書曰、三人占、從ニ二人ニ衆故也、

【註】商書、洪範、

欲。すれば戰ひ度と云者が多い、○商。二人に從ふと云は多い方を取たものであると云た、

武子曰、善鈞從レ衆、

【註】鈞、等也、

武子。。それは心得違ひである、善鈞從レ衆と云て何ほど多いと云ても不善には從はれぬ、

夫善、衆之主也、三卿爲レ主、可レ謂レ衆矣、

【註】三卿皆晉之賢人、

夫。善と云ものは衆人の主なり、○三。此三卿は皆賢者で、衆の主と云ものなれば、是が則ち多いと云もの也、

從レ之、不ニ亦可ニ乎、

【註】傳善欒書得レ從レ衆之義、且爲ニ八年、晉侵レ蔡傳、

從。然れば此三人に從ふはよいではあるまいかと云た、欒書も善い人には決した、

【經】七年、春、王正月、鼷鼠食ニ郊牛角、改レ卜レ牛、鼷鼠又食ニ其角、乃免レ牛、

【註】此、蔡地、
知莊　三將は宜くないと云た、○吾　吾々が今度の出陣は、楚が鄭を侵して難義さするに付て救ひに出た、○楚　所を楚の勢は此方を辟けて引たからは、此方も直に引くが本意なるに、思ひがけない此蔡を攻るは、

是遷戮也、戮而不已、又怒楚師、戰必不克、

【註】遷戮不義、怒敵難當、故不克、
遷戮　誅戮を他へ遷すと云ものなり、○戮　誅戮して向が引たらば已めればよいに、止ずして他へ遷し、又楚が一圖に怒り奮激して來ては當られぬ、然れば目前に克れぬと云は知れた事也、

雖克不令、成師以出、而敗楚之二縣、何榮之有焉、

【註】六軍悉出、故曰成師、以大勝小、不足爲榮、
雖、たとひ克てからが不令とよからぬ業作也、○成　此の如くに諸大將總軍兵が皆出て、わづか楚の中息二縣ばかりを敗たとても、何の榮とするに足らうや、

若不能敗、爲辱已甚、不如還也、乃遂還、於是軍帥之欲戰者衆、或謂欒武子曰、聖人與衆同欲、是以濟事、子盍從衆、

【註】盍、何不也、
若　せめて敗りなりともすればまだしもなれども、若又得敗らぬ時には甚しい大辱なり、○不　兎角おとなしく歸るがよいと云て、遂に還るに極た、○於　此時侍大將は大分戰を望む者が多かつたとなり、○或　それ故軍勢の内に少し口才な者が有て、武子を難ずるには、先づ聖人は衆と欲を同すとて、多くの人の好む所をするを以て事が成就するとなり、○子　其許にもなぜ多い方に從ひ玉はぬぞ、

子爲大政、

【註】中軍元帥、

也、

秋。晉の下知を以て伐せたとなり、

楚子重伐鄭、鄭從晉故也、

【註】前年與晉盟、

鄭が晉へ付た故也、

冬、季文子如晉、賀遷也、

城下替の祝義に往たとなり、

晉欒書救鄭、與楚師遇於繞角、

【註】繞角、鄭地、

楚より攻る故に救ひを出した、

楚師還、晉師遂侵蔡、楚公子申公子成以申息之師救蔡、

【註】申息、楚二縣、

楚も引た、○晉師　晉の軍がそれから蔡を侵しに掛つた、又今度は楚の公族二人が二邑の卒を引いて蔡を救ふて、

禦諸桑隧、

【註】汝南朗陵縣東有桑里、在上蔡西南、

桑隧と云所へ出向て禦ぐ也、

趙同趙括欲戰、請於武子、武子將許之、

【註】武子、欒書、

趙。兩人は血氣にはやりて、合戰を始めたいと大將欒武子へ願たれば、許さうとした、

知莊子、

【註】荀首、中軍佐、

范文子、

【註】士燮、上軍佐、

韓獻子、

【註】韓厥、新中軍將、

諫曰、不可、吾來救鄭、楚師去我、吾遂至於此、

【註】汾水、出太原、經絳北、西南入河、澮水、出平陽絳縣南、西入汾、惡、垢穢、

有汾○澮○　二の川が有て穢らはしい物を推流す也、河水のある處には必ず濕はないもの也、

且民從教、

【註】無災患、

且○　上の敎をよく受る、

十世之利也、夫山澤林鹽、國之寶也、國饒則民驕佚、

【註】財易致、則民驕侈、

十○　末代までの利也、○夫○　偖又山澤の森林の鹽池のと云ものは、國の寶で重寶では有れども、餘りに國が豐饒で自由に財が足ると、民が驕佚と放逸に成て來る者である、寶が無ければ侈る心も無けれども、澤山なれば怠りおごるものである、

近寶公室乃貧、不可謂樂、

【註】近寶、則民不務本、

近○　寶に近ければ下民が無精に成て、己々の所業を勤めぬに因て、君の御臺所が不如意に及ぶ、收納が減ずる故である、然らば樂とは申されぬ也、【注】近　農業を勤めぬである、

公説、從之、夏、四月、丁丑、晉遷于新田、

【註】爲季孫如晉傳、

公説○　晉侯の説んで是に從れた、○夏○　新城下にうつりたるなり、

六月、鄭悼公卒、

子叔聲伯如晉、命伐宋、

【註】終士貞伯之言、

士貞伯が久しく生られまいと云たが當りた、

【註】晉人命聲伯、

晉へ行きたれば宋を伐てと云付た、

秋、孟獻子叔孫宣伯侵宋、晉命

と兩官を兼ね司つた、

公揖而入、獻子從公立於寢庭、

【註】路寢之庭、

公○或時晋侯が殿中にて一寸辭義して、此れへと云はれたゆゑ、韓子も直に進んで、晋侯に從て路寢の庭に立て居た、路寢は南御座の間と云樣な所なり、

謂獻子曰、何如、

【註】問諸大夫言是非、

謂○晋侯の今度城下遷の事に付、諸人の評議の是非を尋られた、

對曰、不可、郇瑕氏土薄水淺、

【註】土薄地下、

對○皆々の了簡は惡うござる、先づこの郇瑕氏の地は土地も薄く卑くて水が淺いとなり、地低な所は少し掘れば水が直に出るものなり、卑濕の地なり、

其惡易覯、

【註】惡、疾疢、覯、成也、

其○病人が出來やすい、

易覯則民愁、民愁則墊隘、

【註】墊隘、羸困也、

易○さすれば諸人の愁になる、民が愁れば墊隘とつかれ困むとなり、

於是乎有沈溺重膇之疾、

【註】沈溺、濕疾、重膇、足腫、

於○濕に中り足などが腫ることなり、江戸の地が此通りなり、

不如新田、

【註】今平陽絳邑縣是、

不○今度の新城下に如くは無い、

土厚水深、居之不疾、

【註】高燥故、

土○新田は土地も高く水道も深い、是に居れば疾も無と也、

有汾澮以流其惡、

歸、有罪不及死、伯宗曰、不可、衞唯信晉、故師在其郊、而不設備、若襲之、是弃信也、雖多衞俘、而晉無信、何以求諸侯、乃止、師還、衞人登陴、

【註】聞說謀故、

說。　夏陽說ばかりは衞を攻たく思て云には、少し不筋ながら俘を多く執て歸らば大きな利じや、罪を得ても死る程には至るまいとなり、○伯。　それは惡い、衞人は晉の異心ないと云ことを信仰してあればこそ、軍勢が自國の郊外に有れども、備も立てず要心せね、○若。　是を不意に攻ては信を弃ると云ものなり、○雖。　生捕は多く得ても、人に信ぜられいでは何を以て諸侯を招きなつけんと云て止た、○師。　其風聞を聞いたか、晉の軍の還る時には矢狹間くばりして要害を構へた、陴は城上の女牆なり、

晉人謀去故絳、

【註】晉復命新田爲絳、故謂此故絳、

晉の城下を外へ遷して、今迄の絳を去うと云相談をする、

諸大夫皆曰、必居郇瑕氏之地、

【註】郇瑕、古國名、河東解縣西北有郇城、

○諸。　晉の大夫どもが云には、郇瑕氏の地へ遷るが善い、

沃饒而近盬、

【註】盬、鹽也、猗氏縣鹽池是、

何故なれば、此郇瑕氏の地は沃饒と土地が肥て、鹽のある所へも近い、便利なる國なり、沃は潤澤なりと注して、うるはふこと、饒は豐饒なり、

國利君樂、不可失也、韓獻子將新中軍、且爲僕大夫、

【註】兼大僕、

さて國人にも利が有て、君も御樂みのある國なれば此地は失はぬがよいとなり、○韓。　中軍の將と大僕

では長く存命は有まい、【注】視諦は審なりと云て、端しくしつかりと氣を付て見ることなり、

二月、季文子以鞌之功立武宮、非禮也、

【註】宣十二年、潘黨勸楚子立武軍、楚子答以武有七德、非己所堪、其爲先君宮告成事而已、今魯倚晉之功、又非霸主而立武宮、故譏之、

さして可築程の功でもない、因て非禮なりと、非た、

【注】○宣　魯は晉の下知を受てやう／＼と軍に利を得た、それに頭分の國でもない故非つた、

聽於人以救其難、不可以立武、立武由己、非由人也、

【註】言請人救難、勝非己功、

人の下知を受て、自國の難を救ふための軍で有た、然れば武軍は建られぬなり、○立　己が自力で勝た戰ならば可立ことなれども、人の世話に成ては建られぬ、論語の文なり、

取鄟、言易也、

たやすく取たなり、

三月、晉伯宗、夏陽說、衞孫良夫、甯相、鄭人、伊雒之戎、陸渾、蠻氏、侵宋、

【註】夏陽說、晉大夫、蠻氏、戎別種也、河南新城縣東南有蠻城、經惟書衞孫良夫、獨衞告也、

五箇國云合せて宋を侵した、

以其辭會也、

【註】辭會在前年、

以○　前年自國の亂を云立て會を辭した故に攻た、

師于鍼、衞人不保、

【註】不守備、

師○　鍼と云所に陣を張て居た、時に衞の國が要心せぬ體なり、

說欲襲衞、曰、雖不可入、多俘而

告文なり、

夏、六月、邾子來朝、

【註】無傳、

魯へ朝したである、

公孫嬰齊如晉、

【註】嬰齊、叔肸子、

壬申、鄭伯費卒、

【註】前年、同盟蟲牢、

告文なり、

秋、仲孫蔑、叔孫僑如帥師侵宋、

楚公子嬰齊帥師伐鄭、

告文なり、

冬、季孫行父如晉、

魯よりの使なり、

晉欒書帥師救鄭、

告文なり、

【傳】六年、春、鄭伯如晉拜成、

【註】謝前年再盟、

和睦の柔きを拜謝したである、

子游相、

【註】子游、公子偃、

子介副と成て出たに、

授玉于東楹之東、

【註】禮授玉兩楹之間、鄭伯行疾故東過、

鄭伯のつかくと楹を行き超えられた、

士貞伯曰、鄭伯其死乎、自弃也、已、視流而行速、不安其位、宜不能久、

【註】視流不端諦也、

士やがて死なるゝで有らうと云と、自弃るとて體が正しくない、視ることが眞直になく、足は早過る、〇不自分の可居位に得ゆつくりと致されぬ、あれ

曰、習攻華氏、宋公殺之、

【註】蓋宣十五年、宋楚平後、華元使閭龜代己爲質、故怨而欲攻華氏、

曰○ 何故ぞと云に、前度華元が楚へ質と成る筈を閭龜を代りにした故、それを意趣に華氏を攻る習しをすると云た、○宋公○ 是で又宋が騒動に及ぶ故殺された、

冬、同盟于蟲牢、鄭服也、諸侯謀復會、宋公使向爲人辭以子靈之難、

【註】子靈、閭龜也、宋公不欲會、以新誅子靈爲辭、爲明年、侵宋傳、

魯侯と八箇國と同盟で有た、○諸侯○ 又再會せんと云たれば、宋公は自國に閭龜が騒きで取込で居ると云て、向爲人と云者を出してことわりを云はせられた、是は宋公が會をいやに思はるゝ下心故に云立にした、それ故明年又諸國から侵さるゝ、

十一月、己酉、定王崩、

【註】經在蟲牢上、傳在下、月倒錯、衆家傳悉無此八字、或衍文、

【注】經在○ 月が轉倒したである、○衆○ 公穀二傳の類に無い無益なり、不用な文でがな有らう、

【經】六年、春、王正月、公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

二月、辛巳、立武宮、

【註】魯人自鞌之功、至今無患、故築武軍、又作先君武公宮、以告成事、欲以示後世、

魯國に建たなり、【注】魯○ 後世へ武功を示す積りなれども、是はよろしくない、

取鄟、

【註】附庸國也、

魯の附庸を討取た、

衛孫良夫帥師侵宋、

雖○ 伯宗殿が行れたとて、何と致さるゝものであらうぞと云た、○伯○ 伯宗も肝をつぶしぎよつとして、賢者ゆゑ晉侯へ言上して、御目見をさせうと云た、

不可、

【註】不肯見、

不○ いやでござると云た、

遂以告而從之、

【註】從重人言、

遂○ 伯宗が晉侯へ告て、車挽が云た通りに從うたとなり、

許靈公愬鄭伯于楚、

【註】前此年、鄭伐許故、

前に出た通り、公事の仕かけを楚へ持出した、

六月、鄭悼公如楚訟、不勝、楚人執皇戌及子國、

【註】以鄭伯不直故也、子國、鄭穆公子、

六月○ 鄭からも公事に出た、○不○ 鄭の方に大分無理が有たに付て公事に負けた、楚王が鄭の二人を執へた、

故鄭伯歸、使公子偃請成于晉、

秋、八月、鄭伯及晉趙同、盟于垂棘、

【註】垂棘、晉地、

故○ 不首尾で歸られたゆゑ晉へ附かうとて、○使○ わびられて、○秋○ 成就した、

宋公子圍龜爲質于楚而歸、

【註】圍龜、文公子、

是は前方楚と宋と和睦した時に、圍龜を楚へ人質として置たを今度國へ歸した、

華元享之、請鼓譟以出、鼓譟以復入、

【註】出入輙擊鼓、

華○ 宋の華元がもてなした、○請○ 圍龜が望みには自今大鼓を拍て出入りが致したいと云た、

有らうと思ふぞと問た、○曰山 何にもさして易つた事でもござらぬ、山に朽た土が有たゆゑ崩れた、○可。あれがどう仕方がござらう、國と云者は名山大川を主とすとて大事の物である、

故山崩川竭、君爲之不舉、

【註】去盛饌、

それ故に山が崩れたり、川が涸れ竭たりすれば、必其國の君が是を畏れ玉ふて御膳を省き、

降服、

【註】損盛服、

衣服も麁服にし、

乘縵、

【註】車無文、

御召の車もとばりに模様のないを用ひ、

徹樂、

【註】息八音、

音樂も止め玉ひ、

出次、

【註】舍於郊、

野外に假りの御殿を建て、それにやどり玉ひ、

祝幣、

【註】陳玉帛、

神へ玉帛を捧げ、

史辭、

【註】自罪責、

自罪を責め、

以禮焉、

【註】禮山川、

以。右の通にして山川の神を禮する、

其如此而已、

それより外はござらぬ、

雖伯宗若之何、伯宗請見之、

【註】見之於晉君、

【註】前年、宋華元來聘、
前年華元が來た故、其返禮に行たなり、

夏、晉荀首如齊逆女、故宣伯餫諸穀、

【註】野饋曰餫、運糧饋之、敬大國也、
晉の荀首が齊と昏した、○故　餫は途中の糧をおくつたとなり、

梁山崩、晉侯以傳召伯宗、

【註】傳、驛、
晉の山が崩れたに付て、傳は傳馬にて早追ひなり、伯宗が知行所に居たを、早追の驛車で晉の城下へ召すなり、

伯宗辟重、

【註】重載之車、
伯宗　道々前きを拂つて驅立て來る道に、重荷を載せた車が有て邪魔になる、

曰、辟傳、重人曰、待我、不如捷之速也、

【註】捷、邪出、
故にそれ片付けよと云た、○重人　車挽きが云には、わしが此重い車を脇へひき廻して片寄るよりは、其驛車を脇へ寄せて通り玉ふが早いと云た、捷は筋かひに出て行くを云ふ、

問其所、曰、絳人也、問絳事焉、曰、梁山崩、將召伯宗謀之、問將若之何、曰、山有朽壤而崩、可若何、國主山川、

【註】主、謂所主祭、
問　そちは何處の者ぞと問たれば、わしは晉の城下絳の者でござると云た、○問　絳には何事か變が有ると云が、何事ぞと問た、○曰梁　車挽きが云には、絳では梁山が崩れたとて騷ぎます、それを國主には伯宗殿を召して、御相談成さるゝと云評判でござると云た、○問將　それは珍事である、何としたもので

【註】放趙嬰也、原同屏季、嬰之兄、
趙嬰は甥の女房と密通する樣な不埒者故に兄共が齊へ追放した、

嬰曰、我在、故欒氏不作、我亡、吾二昆其憂哉、且人各有能有不能、

【註】言己雖淫而能令莊姬護趙氏、
嬰。吾が此國に居ればこそ欒氏の一族も鎭て居て作らね、若吾れが亡くば、二人の兄貴達は憂にあはるゝで有らうとなり、○且　其上人には得手不得手がある者なり、

舍我何害、弗聽、嬰夢天使謂己祭余、余福女、使問諸士貞伯、貞伯曰、不識也、既而告其人、

【註】自告貞伯從人、
吾をゆるし置て何の害に成らうぞと云けれども、兄どもが合點せなんだ、○嬰　是は追出さるゝ前方に、趙嬰が或夜の夢に、天が己れに告玉ふには、余を祭てあらば余其方に福を授けうと告玉ふた、○使　士貞伯と云者に吉凶を問たれば、貞伯が何事か考へられぬと云た、○既　貞伯が家來に此事を語て云には、

曰、神福仁而禍淫、淫而無罰、福也、祭其得亡乎、

【註】以得放遣爲福、
凡て神は仁者には福を與へ、淫逸な者には禍を與へ玉ふなり、○淫而　然らば淫逸の者には罰が當らで叶はぬに、罰のないは大な福を授かつたと云ものである、○祭　彼趙嬰などは天を祭たら、其惠みで命を助かつて國出するやうにも成らうか、左樣に成れば大な福であると云ものなりと云た、

祭之明日而亡、

【註】爲八年晉殺趙同趙括傳、
祭。　嬰が天を祭たら果してその明くる日追ひ出されたとなり、

孟獻子如宋、報華元也、

ば、寡君も二三の臣どもと相談の上で、兩君の思召すまゝを承はられて、曖れたらば御和談にも成らうと云た、

不然、側不足以知二國之成、

【註】側、子反名、爲明年、許懟鄭於楚張本、

不。左樣になくては、私の分としては二國の和を計らふことは致しにくいと云たなり、

晉趙嬰通于趙莊姬、

【註】趙嬰、趙盾弟、莊姬、趙朔妻、朔、盾之子、

趙嬰は趙盾が弟なり、趙莊姬は趙朔が女房で、是と密通したなり、朔は盾が子なれば趙嬰が甥なり、甥の妻との密通なり、

【經】五年、春、王正月、杞叔姬來歸、

【註】出也、傳在前年、

離縁にて歸られた、

仲孫蔑如宋、

聘禮使に往たなり、

夏、叔孫僑如會晉荀首于穀、

【註】穀、齊地、

魯より往て會した、

梁山崩、

【註】記異也、梁山、在馮翊夏陽縣北、

秋、大水、

【註】無傳、

冬、十有一月、己酉、天王崩、

周よりの告文なり、

十有二月、己丑、公會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯邾子杞伯、同盟于蟲牢、

【註】蟲牢、鄭地、陳留封丘縣北有桐牢、

總和談なり、

【傳】五年、春、原屛放諸齊、

何しに吾を愛せようと諫た故、魯侯のそこで止られた、よい臣は有りたきものである、

冬、十一月、鄭公孫申帥師疆許田、

【註】前年、鄭伐許、侵其田、今正其界、

前年鄭から許を侵して田地を取ておいた、其所の境目を付けに往いた、

許人敗諸展陂、鄭伯伐許、取鉏任泠敦之田、

【註】展陂、亦許地、

許○　許から無念さに打敗つた、○鄭○　また戰ひに及だである、○取　亦増して田を取たとなり、

晉欒書將中軍、

【註】代郤克、

荀首佐之、士燮佐上軍、以救許伐鄭、取氾祭、

【註】氾祭、鄭地、成皐縣東有氾水、

晉○　晉からは許を救はうとして、諸將を定めて鄭を伐て、鄭の田を取た、

楚子反救鄭、鄭伯與許男訟焉、

【註】於子反前爭曲直、

楚○　また楚からは鄭の肩を持て救ひに出た、○鄭○伯○　鄭と許と子反が前で公事をした、

皇戌攝鄭伯之辭、

【註】代之對、

皇戌○　鄭の君の名代に出て公事の問答をした、

子反不能決也、曰、君若辱在寡君、寡君與其二三臣、共聽兩君之所欲、成其可知也、

【註】欲使自屈於楚子前決之、

子反○　楚の子反も兩方ともに諸侯なれば、どうも理非の裁判を得せなんだ、○曰　それ故兩方へ云には、兩君辱く私の主人が前に御出成されて仰られてあら

以奉之、
詩經にも隨分敬しめ、天は明に照覽ある、其天命は至て受け難いとあるとなり、

夫晉侯之命、在諸侯矣、可不敬乎、

【註】敬諸侯、則得天命、
夫○あの晉侯は天下の諸侯を集むる人なれば、諸侯を敬ふ處が直に天命なれば、敬せられねば成らぬと云たなり、

秋、公至自晉、欲求成于楚而叛晉、季文子曰、不可、晉雖無道、未可叛也、國大臣睦、而邇於我、

【註】邇、近也、
成公の晉より歸られて、晉侯の不敬を憤りて楚國へ和睦して、晉とは手切に成らうと致された、○季文それは宜しからぬ思召なり、尤晉侯無道には有れどもまだ叛かれぬ、それは如何と云に、先づ大國ではあり、諸臣ども至て睦じく、その上我國へは近隣ではあり、

諸侯聽焉、未可以貳、

【註】聽、服也、
他の諸侯は皆晉の命を聽て服して居るなれば、手切にはまだ成られぬとなり、

史佚之志有之、

【註】周文王大史、
史○周の史官が誌し置た言に、

曰、非我族類、其心必異、楚雖大、非吾族也、

【註】與魯異姓、
吾が一族の親類で無くては其心が必異なるものとなり、○楚　今楚が大國なればとて楚に附き玉ふても、あれは異姓の國で吾が一族では無ければ、

其肯字我乎、公乃止、

【註】字、愛也、

【註】無傳、
內の大夫が卒した、
公如晉、
魯侯の朝せられた、
葬鄭襄公、
【註】無傳、
會葬せしめられた、
秋、公至自晉、
廟告した、
冬、城鄆、
【註】無傳、公欲叛晉、故城而爲備、
魯の要害を設けた、
鄭伯伐許、
告文なり、
【傳】四年、春、宋華元來聘、通嗣君也、

【註】宋共公卽位、
宋の繼目故好みを通ずるためなり、
杞伯來朝、歸叔姬故也、
【註】將出叔姬、先脩禮朝魯、言其故、
是は魯の女めを離緣せうとて、其わけを云ながら來朝したなり、
夏、公如晉、晉侯見公不敬、季文子曰、晉侯必不免、
【註】言將不能壽終也、後十年、陷廁而死、
成公の晉へ朝せられたに、晉侯の成公への應對が大分放逸に有たとなり、○季　あの樣に不敬では災を得免がれられまいとなり、【注】言　壽命を以て終ることをえせらるまいと云こと、後に果して廁へ落て死なれたなり、
詩曰、敬之敬之、天惟顯思、命不易哉、
【註】詩、頌、言天道顯明、受其命甚難、不可不敬、

た男なり、韓厥に云やう、君は拙者を御見知り成されてござるかとなり、○齊侯　知らいで何とせう、鎧と禮服と替た計りじやと云はれた、

韓厥登、擧爵曰、臣之不敢愛死、爲兩君之在此堂也、

韓厥　是は美い挨拶である、堂上へ登て爵をすゝめて、私が一命を不惜烈き戰を致したのも、兩君如此に堂上で睦じく御酒宴の有れかしと存ずるゆゑになりと云た、

荀罃之在楚也、鄭賈人有將寘諸褚中以出、既謀之、未行、而楚人歸之、賈人如晉、荀罃善視之、如實出己、賈人曰、吾無其功、敢有其實乎、吾小人、不可以厚誣君子、遂適齊、

【註】傳言知罃之賢、

知罃が楚に俘と成て居た時に、鄭の商人が楚へ入り込で居て計略を廻らして大な風呂布に知罃を包で盜み出す工夫をした、其謀を行はぬ内に和が調つて楚から歸た、志の健氣な者であるなり、○賈人　その後彼商人が晉へ行たれば、知罃が丁寧にして出して貰ひはせねども、己を出してくれた如くにあひしらうた、○賈人　此賈人も俠者で、吾が盜み出さぬに功ある樣に實を有して居られうや、吾ら小人として君子をだまされはせぬと云て齊へ往いた、

【經】四年、春、宋公使華元來聘、

魯へ來聘せしめられたなり、

三月、壬申、鄭伯堅卒、

【註】無傳、二年、大夫盟于蜀、壬申、二月二十八日、

告文なり、

杞伯來朝、

夏、四月、甲寅、臧孫許卒、

晉○　爵は同位でも晉は大國、衞は小國、殊に晉は諸侯を下知して盟主なれば、旁々以て晉を先へ成されよとなり、

丙午、盟晉、丁未、盟衞、禮也、

丙○　成公の前後兩日に盟を致された、是は禮に適たことなり、

十二月、甲戌、晉作六軍、

【註】爲六軍僭王也、萬二千五百人爲軍、

晉も自ら威に誇て六軍に作たとなり、六軍は天子の軍なり、

韓厥趙括鞏朔韓穿荀騅趙旃皆爲卿、賞鞌之功也、

【註】韓厥爲新中軍、趙括佐之、鞏朔爲新上軍、韓穿佐之、荀騅爲新下軍、趙旃佐之、晉舊自有三軍、今增此、故爲六軍、

韓○　皆昇進せしめたなり、

齊侯朝于晉、將授玉、

【註】行朝禮、

晉と和睦に及で朝せられて、朝禮の玉を授けんと致さるゝ時に、

郤克趨進曰、此行也、君爲婦人之笑辱也、寡君未之敢任、

【註】言齊公之來、以謝婦人之笑、非爲修好、故云晉君不任當此惠、

郤克のちんば殿が取次に出で、齊公に云には、○此唯今遙々御出成されたは好みを修むる爲ではなく、婦人の笑た御斷に御來駕成された、○寡　主人儀は只今頃、君の御來聘に預らうとは思ひがけもない義でござると云た、痛み入らせたる口上なり、

晉侯享齊侯、齊侯視韓厥、韓厥曰、君知厥也乎、齊侯曰、服改矣、

【註】戎朝異服也、言服改、明識其人、

晉侯○　種々饗應なさるゝ時、韓厥を齊侯がながめられた、是は戰の時におもがいを執て、齊侯を生捕に掛

公問諸臧宣叔曰、中行伯之於晉也、其位在三、

【註】下卿、

公問　兩國から會盟に來た時に、成公も前後の次第に當惑して、何方を先にせうと臧宣叔へ相談せらるゝには、○曰　晉の中行伯は、晉で其官位が三番目の席で下卿なり、

孫子之於衞也、位爲上卿、將誰先、對曰、次國之上卿、當大國之中、中當其下、下當其上大夫、

【註】降一等、

又衞の孫良夫は衞の上卿の者じや、○將　どちらを先へせうぞとなり、○對　爵位を以て云ふ時は、公侯伯子男を三等に立てゝ、公は上なり、侯伯は中なり、子男は下なり、次國の上卿は大國の中卿と同格なり、次國の中卿は大國の下卿と同格なり、下卿は大國の上大夫と同格なり、

小國之上卿、當大國之下卿、中當其上大夫、下當其下大夫、

【註】降大國二等、

小國　是又大國には二等降るとなり、

上下如是、古之制也、

【註】古制、公爲大國、侯伯爲次國、子男爲小國、

上　古の上下の制は如此で有るとなり、

衞在晉不得爲次國、

【註】春秋時、以强弱爲大小、故衞雖侯爵猶爲小國、

衞　春秋の時代は公侯伯の爵にはかまはず、强大にさへあれば大國とする、爵は高くても勢が弱いと小國と成て後に附ねばならぬ、それ故爵の卑い楚國でも、威を振ふて覇と成た、今衞は晉と並べては次國には當てられぬ、すれば小國とせねばならぬ、

晉爲盟主、其將先之、

【註】計等則二人位敵、以盟主故先晉、

禮、所以報也、王曰、晉未可與爭、重爲之禮而歸之、

○其　私の精力一杯を盡して、死に至るとも二心は挾まず、臣たるの禮を盡して、主恩を報ぜんと存ずる、是が君へ報ゆる所となり、○王　楚王もぎよつとして退て云はるゝには、偖も晉國には善い臣下がある、中々まだ晉には敵對はならぬと云て、屹と禮して送り歸されたとなり、

秋、叔孫僑如圍棘、取汶陽之田、棘不服、故圍之、

【註】僑如、叔孫得臣子、

叛た故に攻めた、

晉郤克、衞孫良夫、伐廧咎如、討赤狄之餘焉、

【註】宣十五年、晉滅赤狄潞氏、其餘民散入廧咎如、故討之、

晉衞二國の臣が赤狄の殘黨の廧咎如へ入て居たを討た、赤狄は此前亡した狄國なり、

廧咎如潰、上失民也、

【註】此傳釋經之文、而經無廧咎如潰、蓋經闕此四字、

○廧咎　この夷が內崩れのしたと云は、夷の上たる者が士卒の心を失た故で有たとなり、【注】此　爰の文勢は經文を解したものなれども、經の本文に廧咎如潰の四字がない、是は經の闕文と見えたと云こと、

冬、十一月、晉侯使荀庚來聘、且尋盟、

【註】尋元年赤棘盟、荀庚、林父之子、

魯國へ聘禮におこして、好みを結で盟ひ續けするなり、

衞侯使孫良夫來聘、且尋盟、

【註】尋宣七年盟、

○衞　衞からも同樣の使を越した、

王。楚王のさうでは有らうけれども、足下國へ歸られては、何を以て予へ報はうと思はるゝぞとなり、○對。私も怨を受る覺もなく、君も德の禮謝を御受成さるゝ思召も有まい、されば相互に怨もなく德も無ければ、報い樣を存ぜぬ、○王。さうでは有らうけれども、我に存念を告知らしめられよ、○對曰。然ば申上げう、唯今君の御影を以て纍縛と成た拙者が、尸を晋へ歸させ玉ひて、私の主人が誅戮致して相果てましても、魂は不朽御恩は忘れますまい、

若從君之惠而免之、以賜君之外臣首、

【註】稱於異國、君曰外臣、

若。若又主人が心も今君の惠の如くにて、私が命を助て以て愚父へくれますならば、他國の君のためには外臣と稱すること、臣下に準する言なり、首は親の名なり、

首其請於寡君、而以戮於宗、亦死且不朽、若不獲命、

【註】君不許戮、

首其。私が主人へ願て、廟前に於て誅戮致したら、私命は終るとも御恩は忘れますまい、○若不。若請ても君が誅せよと命ぜぬ時には、定めて助て、

而使嗣宗職、

【註】嗣其祖宗之位職、

代々祖宗の職を嗣せ相續をするでござらう、すれば後は私も晋の將と成て、

次及於事、而帥偏師、以脩封疆、雖遇執事、

【註】遇楚將帥、

次。國に事有て偏軍の將と成て、境目を脩め防戰致すに於ては、たとひ君に御出遇申して合戰致すとも、

其弗敢違、

【註】違、辟也、

一寸も辟けますまいと存ずる、

其竭力致死、無有二心、以盡臣

合戰は晉楚二國の合戰に、臣が一體不覺からして武道に拙くて俘と成りましたことなれば、是は自分のあやまりと存ずる、○執事　然る處を御役人衆が、拙者を誅して血祭りにも成されず、

使歸卽戮、君之惠也、臣實不才、又誰敢怨、王曰、然則德我乎、對曰、二國圖其社稷、而求紓其民、

【註】紓、緩也、

國へ返て誅戮を受けよと仰らるゝは、偏に君の御恩惠と存ずるとなり、○臣　私の不調法なれば誰を怨に存ずべきぞとなり、○王　そんならば足下を歸すに付ては、我を恩に被らるゝか、○對　それも思召ちがひでござる、二國ともに銘々の社稷の存亡を圖り、その民を緩く安息ならしめんと求めて、

各懲其忿、以相宥也、

【註】宥、赦也、

各○　互の怒りを懲し止めて宥して和め、

兩釋纍囚、以成其好、

【註】纍、繫也、

兩○　兩國ともに囚を釋赦して、好を成さるゝことなれば、

二國有好、臣不與及、其誰敢德、

【註】言二國本不爲己、

二國○　互の好みづくで拙者もゆるし玉ふことは臣が與り知つたことではない、君同士の事なれば私への御恩德はないからは、○其　誰の恩德とも可存やうはござらぬと云た、

王曰、子歸何以報我、對曰、臣不任受怨、君亦不任受德、無怨無德、不知所報、王曰、雖然、必告不穀、對曰、以君之靈、纍臣得歸骨於晉、寡君之以爲戮、死且不朽、

【註】戮其不勝任、

【註】偃、穆公子、
鄭。防戰に出た、

使東鄙覆諸鄤、

【註】覆、伏兵也、
使。鄭の東鄙の人數を鄤と云所に伏兵とした、

敗諸丘輿、

【註】鄤、丘輿、皆鄭地、晉偏軍爲鄭所敗、故不書、
敗。遂に晉の備を敗つた、

皇戌如楚獻捷、

皇。鄭が功名で有た、楚へ捷を獻した、

夏、公如晉、拜汶陽之田、

【註】前年、晉使齊歸魯汶陽田故、
成公の晉へ行きて、晉の指圖で汶陽の田を齊から返した其禮をのべられた、

許恃楚而不事鄭、鄭子良伐許、

鄭へ手をおかぬゆゑに伐た、

晉人歸楚公子穀臣、與連尹襄老之尸于楚、以求知罃、

【註】邲之戰、齊獲知罃、
前年ある通り果してもと〳〵に易合ひたいと云た、

於是荀首佐中軍矣、

【註】荀首、知罃父、
於。楚王も知罃が父の中軍の佐と成たこと故に、

故楚人許之、王送知罃、曰、子其怨我乎、對曰、二國治戎、臣不才、不勝其任、以爲俘馘、執事不以釁鼓、

【註】以血塗鼓爲釁鼓、
許容して返すに成た、○王。楚王が知罃を返すとて送る時の挨拶に、○子。足下を久しく擒として置たことなれば、予を怨に思はるゝかとなり、○對曰。知罃が答に、何を以て怨むることが有らうぞ、先達ての

晉、

【註】無傳、

廟告した、

秋、叔孫僑如帥師圍棘、

【註】棘、汶陽田之邑、在濟北蛇丘縣、

魯から攻めたなり、

大雩、

【註】無傳、以過時書、

雨乞した、

晉郤克、衛孫良夫、伐廧咎如、

【註】赤狄別種、

告文なり、

冬、十有一月、晉侯使荀庚來聘、

魯へ來らしめた、

衛侯使孫良夫來聘、

上の如し、

丙午、及荀庚盟、丁未、及孫良夫盟、

【註】先晉後衛尊霸主、

二國の使者に面々魯公の盟はれた、

鄭伐許、

【註】無傳、不書將帥、告辭略、

告文なり、

【傳】三年、春、諸侯伐鄭、次于伯牛、討邲之役也、

【註】伯牛、鄭地、邲役在宣十二年、

五箇國云合せて伐た、邲の戰に鄭も楚へ與力した故なり、

遂東侵鄭、

【註】晉潛軍深入、

遂。次第に城下へ押よせる、

鄭公子偃、帥師禦之、

也、勿レ籍、

【註】相、相レ禮者、籍、書也、王畏レ晉、故私宴賄以慰二鞏朔一、

其禮式は侯伯の敵に克た慶を告げ來た時に、三公が受る禮の如くに成されて、○降　卿よりは一等降て取扱ひ玉ふたとなり、○王以　如此に法は正し玉ふても、實は王も衰へ玉ふて、晉が怒らんかと氣づかひに思召すゆゑ、內々で鞏伯に逢ひ玉ひて、御酒を下され私に賜物も有て、○使　禮義を行ふ相のかいぞへを以て、鞏伯へ告しめ玉ふには、是酒宴は王室の禮ではないほどに、國に歸ても帳面には記すな、後の例には成らぬとなり、

【經】三年、春、王正月、公會二晉侯宋公衞侯曹伯一伐レ鄭、

【註】宋衞未レ葬、而稱レ爵以接二鄰國一、非レ禮也、

成公の四國に與みして鄭を伐たれた、

辛亥、葬二衞穆公一、

【註】無レ傳、

解に不レ及、

二月、公至レ自レ伐レ鄭、

【註】無レ傳、

廟告した、

甲子、新宮災、三日哭、

【註】無レ傳、三年喪畢、宣公神主新入レ廟、故謂二之新宮一、書二三日哭一、善レ得レ禮、宗廟、親之神靈所レ馮居、而遇レ災、故哀而哭レ之、

宣公の喪が終て、新に靈屋へ遷居なしたれば燒けた故に哭した、是は禮節で有たなり、

乙亥、葬二宋文公一、

【註】無レ傳、七月而葬、緩、

解に不レ及、

夏、公如レ晉、

晉へ朝せられたなり、

鄭公子去疾帥レ師伐レ許、公至レ自

撫○とは王の禮辭なり、○所○余一人は王の稱なり、此方へ來たを何者ぞと思へば、上軍の大夫鞏伯を來らしめられたとなり、○未○是らは王の殿上において、座席の無い者にて、何れの官職と王室には御存ないものなり、

又奸先王之禮、

【註】謂獻齊捷、

又○前に云通り先王よりの定た禮を奸すとなり、

余雖欲於鞏伯、

【註】欲受其獻、

余○朕は鞏伯に目見を受けて對面したけれども、

其敢廢舊典以忝叔父、夫齊甥舅之國也、而太師之後也、

【註】齊世與周昏、故曰甥舅、

強て舊き典禮を廢て叔父の耻辱になることは得せぬ、○夫○偖又向の敵國と云へば齊の國なれば、代々昏姻をなす國で、しかも古へ太公望の後胤で同姓同樣の國なり、

寧不亦淫從其欲、以怒叔父、抑豈不可諫誨、士莊伯不能對、

【註】莊伯、鞏朔、

寧○それに今度討たれたのは如何と云へば、己が欲を從まゝにして其許を怒らせたでは無いか、すれば王へ對して法を侵したでもない、○抑○但し諫言を加へ、教誨の致され方も無かつたとなり、○士莊○使者に來た鞏朔も悉く理を責られて、一言の御答もならなんだ、

王使委於三吏、

【註】委、屬也、三吏、三公也、

王○王にも成され方も無い故、三公に仰付られてもてなし玉ひて、

禮之如侯伯克敵、使大夫告慶之禮、降於卿禮一等、王以鞏伯宴而私賄之、使相告之曰、非禮

が中國の王命を用ひぬ時か、

淫湎毀常、王命伐之、則有獻捷、王親受而勞之、所以懲不敬、勸有功也、兄弟甥舅、侵敗王略、

【註】兄弟、同姓國、甥舅、異姓國、略、經略法度、

或は淫湎と酒色にふけりおぼれて、常禮を毀りそこなふ時に至て、王より諸侯に命じて、往て誅伐致せと命せられて、討手に向た時には捷を獻ずれば、王の親く受させ玉ふて、其討手の諸侯をねぎらひ玉ふ法となり、○所以　是は天下にも王命を背く不敬の者を懲し、討手の諸侯の功勞あるをすゝめ玉ふとなり、○兄　兄弟は中國の王の同姓の諸侯なり、○甥　は異姓の國でも互に婚姻を結ぶ國を云なり、是國々が若し王の法度を侵し敗れば、

王命伐之、告事而已、不獻其功、所以敬親暱、

【註】告伐事而不獻囚俘、

禁淫慝也、

【註】淫慝、謂虢掠百姓取囚俘也、

王から征伐を致せとある、その時往向て伐ても、○告　此度王命の如く征伐致したと云事を御屆け申すまでにて、○不　捷などの功は獻せぬことなり、○所　なせ捷を獻せぬなれば、王の御一門や親しく暱い國を敬ふて、淫慝の惡事を禁制すると云わけなり、それ故手柄がましく捷は獻せぬ、王の御門流の切首を獻ずる筈はない、

今叔父克遂有功于齊、

【註】克、能也、

今　それに晉侯には克く齊に勝たとて、

而不使命卿鎭撫王室、所使來撫余一人、而鞏伯實來、未有職司於王室、

【註】鞏朔、上軍大夫、非命卿、名位不達於王室、

不　剩へ使者には宣命の有た命卿をも指越れず、鎭○

以弃魯國、國將若之何、誰居、後之人必有任是夫、國弃矣、

【註】居、辭也、言後人必有當此患、

すれば魯國を棄ると云ものなり、國を如何が致す了簡ぞ、其國の難に及ぶは誰が業で有らうとなり、○後○ 今こなたの逃て歸られた計りで、後の人は誰がこの難を引受るやらん、國もすたるゝで有らうと云て歎いた、

是行也、晉辟楚、畏其衆也、君子曰、衆之不可以已也、大夫爲政、猶以衆克、況明君而善用其衆乎、大誓所謂商兆民離、周十人同者、衆也、

【註】大誓、周書、萬億曰兆、民離則弱、合則成衆、言殷以散亡、周以衆興、

是○ 今度の楚の軍に晉も辟て構はなんだのは、大軍を聞恐したとなり、○君子○ 評に、大勢の人數は棄られぬものである、○大夫○ 是では君は無く大夫が出て仕置をしてさへも、大軍なれば勝利を得た、○況○ まして明君が善く多勢を用る段には、思ひやらるゝとなり、○大誓○ 殷の紂王は萬億の民が有ても、衆の心を得ぬ故に、離散して獨夫と成た、○周○ 周の文王は十人計りの小勢でも、心を一同にするを以て衆と云たとなり、衆を得れば國を得、衆を失へば則國を失ふとは此ことなり、

晉侯使鞏朔獻齊捷于周、王弗見、使單襄公辭焉、曰、蠻夷戎狄、不式王命、

【註】式、用也、

晉の君が今度齊の討取た首を大夫の鞏朔を使者として周へ獻せられた、○王○ 是は晉侯の心得違ひで有た、曾て致されまじきことである、それ故王も使者の目見を受玉はぬなり、○使○ 取次を以て宣べ玉ふには、○曰○ 凡て王へ捷を獻ずると云ものは、四方の夷

たゆゑなり、○於是　なぜ内々で盟たなれば、また晉から侵されようかと畏れて、竊に楚と盟はれた、それ故に匱盟と云た者なり、

蔡侯許男不書、乘楚車也、謂之失位、

【註】乘楚王車、爲左右、則失位也、卿不書則稱人、諸侯不書、皆不見經、君臣之別、

蔡侯　爵を除くのは楚の車に乘て出られた故、貶した、大事のことじや、失位と云もので有た、君なら君のやうに自分の車に乘て出らるゝ筈なり、陪臣あひしらひに成られた、【注】乘　經の文法にて、凡て卿を貶すには人と書す、諸侯に至ては、書いてないのはいつでも貶たのなり、○君　君と臣との分ちであるとなり、

君子曰、位其不可不愼也乎、蔡許之君、一失其位、不得列於諸侯、況其下乎、詩曰、不解于位、民之攸墍、

【註】詩、大雅、言在上者、勤正其位、則國安而民息也、攸、所也、墍、息也、

君子　評に、人々己が分限の位と云者は愼まいでは成らぬ、○蔡　二國の君が不圖位を失はれた計で、諸侯の並に列なることを得られなんだ、○況　その以下は猶更のことなり、○詩　上にたつ君が勤て其位を正く守らるれば、民も安息にたのしむとある、

其是之謂矣、

其　是らを云た者であらうとなり、

楚師及宋、公衡逃歸、臧宣叔曰、衡父不忍數年之不宴、

【註】宴、樂也、

楚師　楚國の軍勢が歸陣するとて、宋の國へ行き着たれば、魯の人質公衡が逃て歸た、○臧宣　魯の臧宣叔が云には、わづか五年か七年の不自由を得こらへず逃て歸ては、一國の難義に及ぶ、

【註】不敢虛受退楚名、

辭○ 臧孫が辭退して云には、楚人が陣を張ても遠國ではあり、出陣から久しく成れば、此上長くは居るまい、固より己れと退くであらう、○無 何の功名も無くて、退けたと云虛名を取ることは私は望みませぬ、因て御免下されよとなり、

楚侵及陽橋、

【註】陽橋、魯地、

楚○ 段々侵して陽橋まで至た、

孟孫請往賂之、

【註】楚侵遂深、故孟孫請以賂往、孟孫、獻子也、

孟○ 魯の孟獻子が追々と楚が攻近づく故、賂を以て和睦せうと云た、

以執斲執鍼織紝、

【註】執斲、匠人、執鍼、女工、織紝、織繒布者、

以○ 大工と縫物師の女と織物師と、

皆百人、公衡爲質、

【註】公衡、成公子、

皆百人とあれば合て三百人を遣たとなり、○公衡○ 成公の子を人質として、

以請盟、楚人許平、十一月、公及楚公子嬰齊、蔡侯、許男、秦右大夫說、宋華元、陳公孫寧、衛孫良夫、鄭公子去疾、及齊國之大夫、盟于蜀、

【註】齊大夫不書其名、非卿也、

盟を望だれば、楚人が許容したとなり、○十一月○ 魯の成公と楚蔡許秦宋陳衛鄭齊と都合十箇國總和睦で有た故に蜀で盟たとなり、

卿不書、匱盟也、於是乎畏晉而竊與楚盟、故曰匱盟、

【註】匱、乏也、

卿○ 經文に卿の名を書かなんだは、內證の盟ひで有

ると云聖示の意なり、○乃。そこで楚國の領分中の人數しらべに掛た、

已責、

【註】弃逋責、

已。責は注に逋責と有て、未進年貢を負て居るを云、それを已むと云は棄りに成ること、室町家の時分德政と云を行はれた、當御代に棄捐と云ことを成し玉ふた、此らの類なり、

逮鰥、

【註】施及老鰥、

逮。老者の獨り者にまで施された、

救乏、赦罪、悉師、王卒盡行、彭名御戎、蔡景公爲左、許靈公爲右、

【註】王卒盡行、故王戎車亦行、雖無楚王、令二君當左右之位、

救。貧乏な者は救はるゝなり、罪ある者は此節免さるゝ、○悉。齊を救ふとて悉く軍兵をそろへ、王の士卒も皆打立たとなり、○彭。戎は楚王の車なり、君は出られねども、君の車を立てゝ彭名と云者が御と成り、○蔡。小國の君が左右に乘られた、

二君弱、皆强冠之、冬、楚師侵衞、遂侵我、師于蜀、

【註】公賂之而退、故不書侵、

二。此二國の君も幼弱に有た故、强とは無理になり、無理に元服をさせて出陣させたである、○冬。それからまづ衞を侵して、次に魯を侵し、蜀と云所へよせて陣を張たとなり、【注】公。魯侯が賂を致された故、楚の勢も早速に退いたゆゑ、侵したことを經には書ぬとなり、

使臧孫往、

【註】臧孫、宣叔也、

使。魯國から使節を命ぜられた、

辭曰、楚遠而久、固將退矣、無功而受名、臣不敢、

會晉伐齊、衞人不行使于楚、

【註】不聘楚、

會　魯侯の齊を伐たれた、○衞人　衞の國も楚へは無沙汰をして、

而亦受盟于晉、從於伐齊、故楚令尹子重爲陽橋之役、以救齊、將起師、子重曰、君弱、

【註】傳曰、寡人生十年而喪先君、共王即位、至是三年、蓋年十二三矣、

晉の下知に從て魯と一つに成て齊を伐た、○故楚　如此國々に蔑にせられ、其上最負に思ふ齊を伐つに因て、ゆるされず陽橋の戰を企た時に、○以　軍を出さうとする前方に、楚の令尹子重が思慮して云には、まだ君も幼弱なり、

羣臣不如先大夫、師衆而後可、詩曰、濟濟多士、文王以寧、

【註】詩、大雅、言文王以衆士安、

○御家中の諸士も、先大夫の如き功名の君子は無い、○師　然れば先代の如くに小勢では危い、大軍にして進むがよからう、○詩曰　濟々は盛貌ともまた多威儀貌とも云て、屹としたる士卒が多い故、そこで文王も安泰なとなり、

夫文王猶用衆、況吾儕乎、

【註】儕、等、

夫　聖人でさへ多勢を賴みに成さるゝに、况や吾ら風情をや、

且先君莊王屬之曰、無德以及遠方、莫如惠恤其民而善用之、乃大戸、

【註】閱民戸口、

且　先殿の常々云含めおき玉ふには、○無　遠方まで德の及ばぬ時には、其領內の民を惠み恤て善く用ひたがよいとの玉ふたとなり、近き者悅び、遠き者來

味方の勝利は、偏に其方の勢力で有たとほめられた、○對曰　郤克が答に、中々私式の功にはあらず、日頃君の明訓を以て諸士を教へさせ玉ひ、羣臣も君の令を守るが故に、此衆中の力を以て勝利と成ました、○臣。　拙者が何にも働はござらぬと云た、

范叔見、勞之如郤伯、對曰、庚所命也、克之制也、爕何力之有焉、

【註】荀庚將上軍、時不出、范文子、上軍佐、代行、故稱帥以讓、

范叔　上軍の佐なり、是が見えたれば、○勞。　右の通りに云はれたれば、○對。　范叔が云には、是は上軍の大將荀庚が下知して駈引を命じ置ました、其助と中軍の郤克が下知とを以て勝利を得ました、○爕。　拙者が功は少しもないと云た、【注】荀　自分は戰場へは出ず、佐軍を名代に出した、それで元帥が功なりと云て、己は當らなんだとなり、

欒伯見、公亦如之、對曰、爕之詔也、士用命也、書何力之有焉、

【註】詔、告也、欒書、下軍帥、故推功上軍、傳言晉將帥克讓、所以能勝齊、

欒伯。　是にも右の通りに申されたれば、○對。　是は皆上軍代の爕が申付けた故と、○士。　士卒の輩が命令を克く用た故で利を得ました、私が功は聊も無と云た、諸將各々功にほこらぬ者どもで有た、如此に人が和したゆゑに勝た、

宣公使求好于楚、莊王卒、宣公薨、不克作好、

【註】在宣十八年、

先代魯の宣公の時分に、楚國と好みを結び度く思はれて、内々申通じも有る内に、楚の莊王が卒せられ、それに引續て魯君も薨ぜられた故、好みを結ぶことが成らなんだ、

公即位、受盟于晉、

【註】元年、盟赤棘、

公。　然るに今の成公の代に及んでは、盟を晉に受て晉の下知に附れた、晉と楚とは昔から敵國で有た、

若無益於晉、晉將弃之、何勞錮焉、

【註】爲七年、楚滅巫臣族、晉南通吳張本、

若〇　亦晉で何の益もなくば、此方から贈物せずとも彼國で弃るで有らう、すればば何ぞ辛勞してかまふことが有らうぞと云はれた、

晉師歸、范文子後入、武子曰、無爲吾望爾也乎、

【註】武子、士會、文子之父、

齊を思の儘に降參させて、軍兵が凱歌を唱へて歸る、〇范文　ずつと後とから歸た、〇武子　士會も老て隱居と成て居たれども、子を慕て出迎て居て、文子が顏を見て云には、〇無爲　やれ〱　吾其方が歸るか〱と思て遣方なく待た、なぜ急いで早く歸らぬぞと云た、無爲とは未錬にやるせなく慕ふとを云、

對曰、師有功、國人喜以逆之、先入、必屬耳目焉、是代帥受名也、故不敢、武子曰、吾知免矣、

【註】知其不益己禍、

對〇　文子が父への答が善い云分なり、今度の合戰は味方の大功を得て勝軍故に、一國の人々が喜びいさみて吾も〱と迎ひに出ます、〇先　先きへ入る者には必ず人が目を付て、今度の一番の功名はあの人と見えたなどゝ評せられては、大將たる人に代つて虚き功名を受ると云ものなり、今度の功名は元帥の手柄なれば、それを指置て先へは歸れぬ、〇故　わざと後とへ下つて歸りましたとなり、禮讓をそなへた云分なり、〇武子　父も子の心がけの行屆たを聞て、手を拍て喜で云には、〇吾　吾が一門は禍には合まい、安堵したと云た、

郤伯見、公曰、子之力也夫、對曰、君之訓也、二三子之力也、臣何力之有焉、

【註】郤伯、郤克、

郤伯　郤克が歸た、晉侯に見えたれば、〇公曰　今度

副使に齊への進物を持せて返して、己は彼の夏姫をつれて出たとなり、

將奔齊、齊師新敗、曰、吾不處不勝之國、遂奔晉、而因郤至、

【註】至、郤克族子、

將奔　齊へ出奔せうと思たれば、齊は晉に敗られて散々な時ゆゑ、○曰　此様な敗北の國に居ることは望まぬと云て、それから晉へ立去た、○因　卿の一族に因みて、以て晉で仕官を望だゆゑに、

以臣於晉、晉人使爲邢大夫、

【註】邢、晉邑、

終に晉の家來に成たである、○晉人　晉の下邑の邢と云所がある、そこの城代にしたとなり、

子反請以重幣錮之、

【註】禁錮勿令仕、

子反　楚の子反が大に憤た、始め吾が妻にせうと云た時は、さま〲の不祥を云立て止めさせ、終に己が妻にしたとて欺れたを無念に思て、楚王へ願ふには、重く音物を贈て晉侯をたのみ、奉公をかまふて貰ひたいと云た、○錮は此方で云奉公をかまふことなり、

王曰、止、其自爲謀也則過矣、其爲吾先君謀也則忠、忠、社稷之固也、所蓋多矣、

【註】蓋、覆也、

王曰　楚王がもはや其分にしておけ、巫臣が自分の身の上の分別は、彼が大なる過失と云もの也、○其亦吾父君に申した分別は忠なり、忠は社稷の固めなれば、國の爲に成ることが多からん、

且彼若能利國家、雖重幣、晉將可乎、

【註】言不許、

且　其上晉の國で爲に成るなれば、何程賂を贈たと云ても、晉の君が承知は致されまい、

鄭へ歸された、○將。夏姬が出て行くとて、送り人に語るには、夫の尸を得ずば此國へは歸るまいと云て、鄭へ歸たとなり、○巫臣　己が望の通りむかへやうと結納したれば、鄭伯の承知で有た、

及共王即位、將爲陽橋之役、

【註】楚伐魯至陽橋、在此年冬、

及。楚の莊王も卒せられて、子の共王の代に成て、○將。魯が晉と共に齊を伐つに付て、共王の齊を救ふとて、陽橋まで攻めよせた、此戰を出す時に申合せのため、

使屈巫聘于齊、且告師期、巫臣盡室以行、

【註】室家盡去、

楚王の巫臣を使者として齊へ聘して、○且。來る何日に魯を攻ると云ことを知せてやられた、○巫臣　時に巫臣が此使を承て行くとて、家内を不殘しまつて出た、是は下心が有て、夏姬を妻にする段には楚に足は止られぬ故出奔するなり、

申叔跪從其父將適郢、遇之、

【註】叔跪、申叔時之子、

申。是はまた父と共に楚へ往くとて、途中で巫臣に逢た、

曰、異哉、夫子有三軍之懼、而又有桑中之喜、宜將竊妻以逃者也、

【註】桑中、衞風、淫奔之詩、

曰。巫臣が行裝が怪い故に申叔が咎て、偖もかはつた風體かな、夫子のなりとも覺えぬ、今楚國は軍の最中で、三軍の懼れ有て氣遣はしい折柄に、○又。何とやら桑中の喜がみゆる、桑中の詩は此方の豐後節の類なり○宜。人の妻をぬすみて國を立退くと云氣色じやと云た、是は其風聞をちらと聞て居たと見える、

及鄭、使介反幣、而以夏姬行、

【註】介、副也、幣、聘物、

及。齊へは行かず夏姬が許へ行て、介は副使なり、其

必來逆之、姫以告王、王問諸屈巫、

【註】屈巫、巫臣、

來てむかへよと云はせた、○姫　夏姫が楚王へ申上た、○王　王が巫臣に相談致された、

對曰、其信、知罃之父、成公之嬖也、而中行伯之季弟也、

【註】知罃父、荀首也、中行伯、荀林父也、邲之戰、楚人囚知罃、

對　巫臣が本と己が拵へたる謀故に、成ほと左樣でござらう、○知　晉の知罃が父は君成公の出頭なり、殊に、○中　荀林父が弟なり、旁以て勢も有て、

新佐中軍、而善鄭皇戌、甚愛此子、

【註】愛知罃也、

新に中軍の佐と成て、鄭の皇戌と甚だ仲が善い、それに己が子の知罃を寵愛致すからは、

其必因鄭而歸王子、與襄老之尸、以求之、

【註】王子、楚公子穀臣也、邲之戰、荀首囚之、

其必　鄭と楚とは合體の國なれば、荀首が先づ鄭へ因みて、自分に生捕た王子と襄老が尸を以て、楚へ出して以て知罃を求ると見えた、すれば晉も襄老が尸を皈すに僞は有るまいとなり、

鄭人懼於邲之役、而欲求媚於晉、其必許之、王遣夏姫歸、將行、謂送者曰、不得尸、吾不反矣、巫臣聘諸鄭、鄭伯許之、

【註】聘夏姫、

鄭人　鄭も又邲の戰から晉を反いたは、底氣味わろくて居る故、晉へは少し手をおく心が有るに付て、許容して此取次はするであらうとなり、○王　楚王の

出。夏姬故に出國した、

喪陳國、

【註】楚滅陳、

喪。楚より滅した、

何不祥如是、人生實難、其有不獲死乎、

【註】言死易得、無爲取夏姬以速之、

何。是程不祥はないとなり、○人。人の一生は有ちも難いに、如此者を迎へては死を不得と云ことは有るまい、どれ〳〵も死を得た者が多い、唯無難でさへ保ちがたい、まして一生を如此不祥の人に添ふをや、

天下多美婦人、何必是、子反乃止、王以予連尹襄老、襄老死於邲、不獲其尸、

【註】邲戰、在宣十二年、

天。世の中に美女は澤山にある、此夏姬一人には限るまいとなり、○子反。是も思ひ止たとなり、○王。莊王の連尹襄老に與れられたれば、邲の戰に是も討死した、成程不祥の女じや、○不。死骸を得とり返さぬ、

其子黑要烝焉、

【註】黑要、襄老子、

其。子の黑要が御袋と密通した、淫婦には極つた、

巫臣使道焉、曰歸、吾聘女、

【註】道夏姬使歸鄭、

巫。爰が巫臣が不埒である、人には色々に諫言を加へて置ながら、早晩己が望みて有つたと見えた、それ故夏姬をおびきすゝめて云には、○歸。そなた後家に成られたれば、一旦鄉里へ歸りめされ、其上に改めて吾が方へ迎へようとなり、

又使自鄭召之、曰、尸可得也、

【註】襄老尸、

又。亦鄭へは內通をして、夏姬に夫の尸を晋から貰ふほどに、

【註】周書、康誥、

莊王が夏姫を納て妾にせうと云はれた、○申公。大夫が諫て云には、甚だわるいとなり、○君。君今諸侯を召集めて罪人を糺し玉ふ身として、夏姫を納れ玉ひては色を貪ると云ものなり、色を貪るは淫亂なり、淫亂を大罰とするとなり、○周書。人君たる上には、徳をみがいて罰を愼むを要とす、

文王所以造周也、明德務崇之之謂也、愼罰務去之之謂也、若興諸侯以取大罰、非愼之也、君其圖之、王乃止、子反欲取之、巫臣曰、是不祥人也、是夭子蠻、

【註】子蠻、鄭靈公、夏姫之兄、殺死無後、

文王の如此成されたに付て、周の徳を造立成された、○明。専らに務て崇め、徳の段々大くなる様にかさ置するを云、○愼。罰は去るやうに〳〵と求ることである、○若。今君諸侯を興し引連て、さうして大罰を招き玉ふては、愼とは云へぬ、○君。御勘考成されよと云た、○王。此諫を用て止られたとなり、○子反。大夫が迎へようと云た、○巫臣。是も諫めて思ひ止らするなり、此夏姫と云者は不吉なる者である程に、無用にせられよ、○是。其不祥を考ふるに、先づ兄を殺させ、

殺御叔、

【註】御叔、夏姫之夫、亦早死、

殺。夫と云へば若死させた、

弑靈侯、

【註】陳靈公也、

弑。陳の靈公を殺させ、

戮夏南、

【註】夏姫子、徵舒、

戮。子を殺させ、

出孔儀、

【註】孔寧、儀行父、

爭、今二子者、君生則縱其惑、

【註】謂文十八年、殺母弟須、

君子。　二人ともに人の臣たる者ではない、臣下の役は煩を治め惑を去るものなり、○是。　命は弃てゝも君に爭ふとなり、○今。　君の惑を心儘にさせ、

死又益其侈、是弃君於惡也、何臣之爲、

【註】若言何用爲臣、

死後には奢侈を益しむ、是では君を惡に陷し入るゝと云もので、臣とは云はれぬとなり、

九月、衞穆公卒、晉三子自役弔焉、哭於大門之外、

【註】師還過衞、故因弔之、未復命、故不敢成禮、

衞の君が卒せられた、晉の臣共が戰場の歸りがけに弔ふた、大門の外で哭したとなり、

衞人逆之、

【註】逆於門外設喪位、

衞。むかへて喪禮を行ふた、

婦人哭於門內、

【註】喪位、婦人哭於堂、賓在外、故移在門內、

婦。　堂にて哭する筈を、賓が在たに付て門內に哭した、

送亦如之、遂常以葬、

【註】至葬行此禮、

送。　是が例に成たとなり、

楚之討陳夏氏也、

【註】在宣十一年、

楚から陳の夏氏を討た時に、

莊王欲納夏姬、申公巫臣曰、不可、君召諸侯、以討罪也、今納夏姬、貪其色也、貪色爲淫、淫爲大罰、周書曰、明德愼罰、

君の御影でござる、○敢　仰を背きは致すまいとなり、○禽　魯の大夫が國元へ人を遣て成公を軍中へ召しむかへた、

秋、七月、晉師及齊國佐、盟于爰婁、使齊人歸我汶陽之田、公會晉師于上鄍、

【註】上鄍、地闕、公會晉師、不書、史闕、

和談が成たである、○使　魯國の汶陽を返させた、○公　魯侯の會せられた、

賜三帥先路三命之服、

【註】三帥、郤克、士燮、欒書、已嘗受王先路之賜、今改而易新、並此車所建所服之物、

○賜　魯侯の喜びのあまりに、三人の大將共が先路は王より賜た車や服が古く成たを、今度の禮に新く改めてやられた、

司馬、司空、輿帥、候正、亞旅、皆受一命之服、

【註】晉司馬司空、皆大夫、輿帥、主兵車、候正、主斥候、亞旅、亦大夫也、皆魯侯賜、

○司馬　皆それ〴〵に魯公の賜り物が有たとなり、

八月、宋文公卒、始厚葬、用蜃炭、益車馬、始用殉、

【註】燒蛤爲炭、以瘞壙、多埋車馬、用人從葬、

丁寧に葬り、石灰でつめ、車馬を埋み、殉死を用ひ、

重器備、

【註】重、猶多也、

色々の器をそなへ、

椁有四阿、棺有翰檜、

【註】四阿、四柱椁也、翰、旁飾、檜、上飾、皆王禮、

○椁有　四方へ雨だりの落る様にしたものである、○棺　上下をかざりて王の葬禮にしたとなり、

君子謂華元樂擧、於是乎不臣、臣、治煩去惑者也、是以伏死而

【註】諫郤克也、

魯○二國から晉の郤子を諫て云には、最早許されよ、齊か下地から我々を疾んで居る上に、

其死亡者、皆親暱也、子若不許、讎我必甚、唯子則又何求、子得其國寶、

【註】謂甗磬、

其○今度齊で大分討死した者は皆親き者共なり、それにまた子が許されずば、我を讎とすることが甚しく成らう、○唯子　此上に何をか求めらるゝや、○子○齊の寶器を得られ、

我亦得地、

【註】齊歸所侵、

我らは侵された地を取返して、

而紓於難、

【註】齊服則難緩、

其上齊が服すれば二國の難もゆるくなるである、

其榮多矣、齊晉亦唯天所授、豈必晉、晉人許之、對曰、羣臣帥賦輿、

【註】賦輿、猶兵車、

其○是程な榮華は有るまいとなり、○齊○此二國も天より立おかるゝ所で、晉ばかり霸になると云でもあるまいと云た、○晉人　郤子も合點した、齊への答に、私ども羣臣車馬を率ゐて、

以爲魯衞請、若苟有以藉口而復於寡君、

【註】藉、薦、復、白也、

魯衞二國の爲に請に參つた、○若○國へ歸て寡君へ云分さへあれば、

君之惠也、敢不唯命是聽、禽鄭自師逆公、

【註】禽鄭、魯大夫、歸逆公、會晉師、

寡君之命使臣、則有辭矣、曰、子以君師、辱於敝邑、不腆敝賦、以犒從者、

【註】戰而曰犒、爲孫辭、

寡君の口上がある、〇曰　御自分は主人の人數を以て敝邑に辱く至られたゆゑ、不腆の人數を出して御相手に成た、

畏君之震、師徒橈敗、

【註】震、動、橈、曲也、

畏君　晋の威光を畏れ吾師は敗れた、

吾子惠徼齊國之福、不泯其社稷、使繼舊好、唯是先君之敝器土地不敢愛、子又不許、請收合餘燼、

【註】燼、火餘木、

御手前方が惠みが有て、當國の神の福を祈るために社稷を其まゝに立おかれて、舊き好みの繼るゝ樣にして下さるゝならば、其御禮に、〇唯　此方も先祖の持傳へられたる器物でも土地でも、少も惜みはせぬ、〇子又　是程に云ても、其方許容無くんば、もはや百年目、是非に及ばぬに因て、もえぐいを收め合せて、

背城借一、

【註】欲於城下復借一戰、

城を背にして一戰して貰はう、

敝邑之幸、亦云從也、況其不幸、敢不唯命是聽、

【註】言完全之時、尚不敢違晉、今若不幸則從命、

敝〇　敝邑の無事に幸を得た時でさへ、亦こゝに從て居たに、今此不仕合で何しに命を聞くまいや、聊も背くことは致すまいとなり、

魯衞諫曰、齊疾我矣、

【註】闕、失、
○無　土地の宜を構はぬと云は、先王の命を棄らるゝのか、○反　先王に反くは不義なり、不義を行て盟主と成り、伯者とは成られまい、○其　有體に云へば、晉も缺失ちがある、何故なれば、

四王之王也、

【註】禹湯文武、
○四王　古の四王の天下に王たるは、

樹德而濟同欲焉、

【註】樹、立也、濟、成也、
德を立て、同く人の欲することを人に仕遂させ、

五伯之霸也、

【註】夏伯、昆吾、商伯、大彭、豕韋、周伯、齊桓、晉文、
○五　五霸の業の成つたは、

勤而撫之、以役王命、

【註】役、事也、
怠らずして諸侯を撫育して、王命に事へた故なり、

今吾子求合諸侯、以逞無疆之欲、

【註】疆、竟也、
○今　それに御手前今諸侯を合せ伯たらんとて、際りもない貪欲を心まゝに致さるゝ、

詩曰、布政優優、百祿是遒、

【註】詩、頌、殷湯布政優和、故百祿來聚、遒、聚也、
○詩曰　國の政事が優に和ぎてあれば、百の祿が遒まるとある、

子實不優、而弃百祿、諸侯何害焉、

【註】言不能爲諸侯害、
○子　御手前には優にも無くて、百祿を弃てられては、諸侯を何ともすることは成るまい、

不然、

【註】不見許、
○不然　和睦を許されずば申せとて、

命の定りを背くなり、それは如何めさるゝぞ、

且是以不孝令也、詩曰、孝子不匱、永錫爾類、

【註】詩、大雅、言孝心不乏者、又能以孝道長賜其志類、

○且　其上母を人質にするは、不孝をせよとふれ流すと云ものなり、○詩曰　孝子の孝心不乏者には永く其志類を賜ふとなり、

若以不孝令於諸侯、其無乃非德類也乎、

【註】不以孝德賜同類、

○若　それに不孝を以て諸侯に令し示しては、○其無乃　孝德の者にあるまいとなり、

先王疆理天下、物土之宜、而布其利、

【註】疆、界也、理、正也、物土之宜、播殖之物、各從土宜、

○先　さて畝の事は、古の先王の國の疆を正く治め玉ふのは、其土の宜を計て其利を布き施された、

故詩曰、我疆我理、南東其畝、

【註】詩、小雅、或南或東、從其土宜、

○故詩　國のさかひを成して、筋を立るも宜きに從て、畝を南にも東にもするとある、

今吾子疆理諸侯、而曰盡東其畝而已、唯吾子戎車是利、

【註】晉之伐齊、循壟東行易、

○今　それに今御手前は諸侯の境ひ目を正すとて、宜には構はず畝を東へせよと云はるゝ、○唯　是は御手前の戎車の駈引が自由なと云利ばかりなり、

無顧土宜、其無乃非先王之命也乎、反先王則不義、何以爲盟主、其晉實有闕、

晉師從齊師、入自丘輿擊馬陘、
【註】丘輿馬陘、皆齊邑、
晉師　だん〳〵逐入て邑を取た、
齊侯使賓媚人賂以紀甗玉磬與地、
【註】媚人、國佐也、甗　甑、皆滅紀所得、
齊侯　もはや齊侯も今はたまらず、賓媚人に云付て、賂物に先年紀を滅して取上た玉の甑、玉の磬や、又土地やを以て和睦を乞はれた、
不可、則聽客之所爲、賓媚人致賂、晉人不可、曰、必以蕭同叔子爲質、
【註】同叔、蕭君之字、齊侯外祖父、子、女也、難斥言其母、故遠言之、
不　それでも晉人が承知せずは、晉人の望みに任せて合戰せうとなり、○賓　右の賂を贈ても、中々晉人が合點せぬ、○曰　晉からの望には、蕭同叔の子を人質に出して、
而使齊之封內、盡東其畝、
【註】使壠畝東西行、
齊の國中の田畑の畝を盡く西東に直したら、免さうと云た、是は難題なり、蕭同叔子と云は齊侯の母なり、御母公をとは斥し付て云はれぬに因て如此云なり、亦齊の畝を西東にすれば、晉から車馬をすゝむるに足並がよくなる、故に是を望んだとなり、
對曰、蕭同叔子非他、寡君之母也、若以匹敵、則亦晉君之母也、吾子布大命於諸侯、而曰、必質其母以爲信、其若王命何、
【註】言違王命、
對曰　賓媚人が答に、蕭同叔子は餘人ではない寡君の母なり、○若　同じ敵偶を以て云へば、諸侯同士なれば、晉侯の爲にも母に當る、○吾　御手前は大命を諸侯に布き施すとて、國母を人質の證據としては、王

【註】所過城邑、皆勉勵其守者、
○遂　それから齊侯は、徐關と云から國へ入るとて、道すがらの出城を保てる者を見ては、大事に城をかゝへよ、齊の師は敗れたほどに、油斷をするなと云て勵まされた、

辟女子、

【註】使辟君也、齊侯單還、故婦人不辟之、
○辟女　齊侯の歸らるゝとて路ばらひする、向に女子が一人立て居たを脇へよれと云ても、齊侯の供廻りがない故辟けなんだ、是は齊侯とは思はなんだものなり、

女子曰、君免乎、曰、免矣、曰、銳司徒免乎、曰、免矣、

【註】銳司徒、主銳兵者、
○女子　其女が云には、今度の戰に殿樣には恙なかつたかと問た、○曰　齊侯の故障はないと云はれた、○曰　銳司徒も無事にござるか、○曰　是も無事なと云はれた、

曰、苟君與吾父免矣、可若何、

【註】言餘人不可復如何、
○曰　時に女子が君と父さへ恙がなければ、餘人はどうなる者ぞ、是非がないと云て、

乃奔、

【註】走辟君、
走て辟けたとなり、

齊侯以爲有禮、

【註】先問君、後問父、故也、
○齊侯　女ながらも、先づ君を問て後に父を問たゆゑ、禮に合たとて、

既而問之、辟司徒之妻也、

【註】辟司徒、主壘壁者、
後に僉議致されたれば、辟司徒が妻で有たゆゑに、

予之石窌、

【註】石窌、邑名、濟北盧縣東、有地名石窌、
石窌の田を賜たとなり、

その車に齊侯をのせて難なく免れたと也、

韓厥獻丑父、郤獻子將戮之、呼曰、自今無有代其君任患者、有一於此、將爲戮乎、郤子曰、人不難以死免其君、我戮之不祥、赦之以勸事君者、乃免之、齊侯免、求丑父、三入三出、

【註】重其代己、故三入晉軍求之、

韓。 たばかられた故、怒て丑父を捕へて郤克へ獻じたれば、誅戮せうとした、○呼曰 丑父が大音上て呼んで云には、今から臣たる者が君の身代りに立て、君の患を引受る者は有まい、左樣な者が今爰に一人有て、終に戮せらるゝことかなと呼つたとなり、○郤子。 死を以て君を免れしむるに難しとせず、今是れを戮するは不吉也、赦して君に仕ふる者に忠を勵まさせ、手本にせうと云て免した也、○齊 件の通りで齊侯は免れられたれども、丑父が身代りと成たを歎かれて、晉の軍中へ三度まで入て丑父を捜されたと也、

每出、齊師以帥退、入于狄卒、

【註】齊師大敗、皆有退心、故齊侯輕出其衆、以帥厲退者、遂迸入狄卒、狄卒者、狄人從晉討齊者、

每。 齊の陣中は散々に敗れて、各々引き色に見ゆる故、齊侯の輕々しく走り出て退く人數をはげまして、晉の加勢に出たる狄の軍へ駈込まれた、

狄卒皆抽戈楯冒之、以入于衞師、衞師免之、

【註】狄衞畏齊之强、故不敢害齊侯、皆共免護之、

狄卒。 狄の卒が齊侯を怪我させては後が畏ろしい故戈楯などにて冒ひ守りて、衞の人數へ送り込た、衞の人數も齊侯に敵對せなんだ、

遂自徐關入、齊侯見保者、曰、勉之、齊師敗矣、

再拜稽首、奉觴加璧以進、
【註】進觴璧、亦以示敬、
再○　齊侯を敬て云やうには、
曰、寡君使群臣爲魯衛請、曰、無令輿師陷入君地、
【註】本但爲二國救請、不欲乃過入君地、謙辭、
寡○　今度主人が私ども群臣に申付て、魯衛二國の爲に、君に御佗言を申させた、○曰○　其上申付やうには、唯二國の爲に出したまでの軍なれば、必君の地へ車を入るなと命じました、
下臣不幸、屬當戎行、無所逃隱、
【註】屬、適也、
下臣○○　私も不仕合で、たまたま戎行に當て馳せ向ひました、是は君命で逃れ隱るゝ所がござらぬ、
且懼奔辟而忝兩君、臣辱戎士、
【註】若奔辟則爲辱晉君、幷爲齊侯羞、故言二君、此蓋韓厥自處臣僕、謙敬之飾言、
且○　また敗軍して逃奔りましては、寡君が辱にて、亦君の御辱とも成ります、是は此方の辱は向の辱とすることである、○臣○　拙者が戎士を辱くして居まするゆゑ、
敢告不敏、攝官承乏、
【註】言欲以己不敏攝承空乏、從君俱還、
敢○　不調法ながら、君の侍臣を兼役し、空乏を承つて私が御供を致して參らうと云た、是は實に齊侯を引立て歸ると云ふを品よく云ひ成したもの也、
丑父使公下如華泉取飲、鄭周父御佐車、宛茷爲右、載齊侯以免、
【註】佐車、副車、
丑父○○　最前に座を易へた謀が當つた也、韓厥は丑父を齊侯と思て居る、齊侯は車の右に居らるゝを、丑父が臣のあひしらひして、其方下て華泉へ如て水を汲で來れと云た、齊侯のはつと云て車を下られたれば、鄭の周父が副車の御と成り、宛茷が右となりて居た、

の合た所也、左右は死だ、○綦　是は車を敵に奪はれた、○從　そこへ相車に乗せて下されと云た、

從左右皆肘之、使立於後、

【註】以左右皆死、不欲使立其處、

從　綦毋張が車の左右の座が明いてをるを見て、どちらぞに坐を定めんとする、韓厥が口で云ふ隙が無いゆゑ、左へ坐せうとすれば、左の肘を張りて坐をふさぐ、右に坐せうとすれば右の肘を張り出す、依て仕方もなく後に乘たなり、是は死だ所ゆゑ也、

韓厥俛定其右、

【註】俛、俯也、右被射仆車中、故俯安隱之、

右は車の中にたをれ死て居る故、俯て其死骸を敵に見せぬ、

逢丑父與公易位、

【註】居公處、

逢丑　是は又齊の謀である、齊侯と坐を易て己が正中に乘て居た、

將及華泉、驂絓於木而止、

【註】驂馬絓也、

將　華泉と云所で、車が木に掛て止た故に、韓厥に追付れたである、

丑父寢於轏中、

【註】轏、士車、

丑父　爰が簡古な古文は聞えにくい、是は此軍の前のことで有た、丑父が士車の中に寢たれば、

蛇出於其下、以肱擊之、傷而匿之、故不能推車而及、

【註】爲韓厥所及、丑父欲爲右、故匿其傷、

其下へ蛇が出た、それを拳を以て擊つとて手に疵が付た、是をあらはしては車にのられぬ故匿して居た也、○故　その傷みで車を推ことが出來なんだ故に、韓厥に迫られたとなり、

韓厥執縶馬前、

【註】縶、馬絆也、執之、示脩臣僕之職、

韓厥　齊侯の車の前に馬絆を執て、臣僕の禮を以て、

ぬに因て、馬が馳出して止られぬ、それに太鼓はけはしく拍つに因て、諸軍も追ひ縋て進んだゆゑ、

齊師敗績、逐之、三周華不注、

【註】華不注山名、

終に齊の軍を打敗たと也、精力もあるべきことと也、齊人も怺かねて北げ出したを、○逐之　晉の師が逐掛て、華不注山と云山の裾をば三度周つたと也、是が齊人も脇へそらしたく思たれども、晉からけはしく逐ふに因て、脇へはづす隙が無かつた、

韓厥夢子輿謂己曰、且辟左右、

【註】子輿、韓厥父、

○韓厥　韓厥が昨夜の夢に、子輿は父也、親父が夢に見えて告げらるゝには、軍に出るならば、且く車の左右に居るなとなり、

故中御而從齊侯、

【註】居中、代御者、自非元帥、御者皆在中、將在左、

○故　それで心得て、まん中に乘て齊侯を逐た、【注】居大將は車のまん中に居る、其外の大將は左に乘て、御者がまん中に居ることである、こゝは自分の職を人にさせて、御者に成てまん中に乘たとなり、

邴夏曰、射其御者、君子也、公曰、謂之君子而射之、非禮也、

【註】齊侯不知戎禮、

○邴　齊侯の御者も目高かである、韓厥を見てあの御者を目的に射玉へ、君子と見えますと云た、○公曰　齊公が君子と云て是を射るは非禮じやと云はれた、軍禮を知らぬ故なり、

射其左、越于車下、

【註】越、隊也、

○射　因て車左を車より下に射落されたと也、

射其右、斃于車中、綦毋張喪車、從韓厥曰、請寓乘、

【註】綦毋張、晉大夫、寓、寄也、

右の武者をも射たれば、車の内に死で倒れた、是が夢

殷、今人謂赤黒爲殷色、言血多汙車輪、御猶不敢息、

曰 けれどもきつう痛かして云には、余病とは疵が痛んでもう怺へられぬと云た、○張侯 解張が聞て、余らは始め合戰にかゝつた時、流矢に中て手から肘へ向け貫たれども、余その矢を折り棄てゝ御を執るに付て、左の輪が血に染て朱が黒く成たれども、中々痛いとは云はぬ程に、吾子も怺へられよとなり、

緩曰、自始合、苟有險、余必下推車、子豈識之、然子病矣、

【註】以其不識己推車、

緩曰 丘緩が云には、合戰が始つてより、苟も險岨の所があれば余必ず車を下て推たを、足下は識られぬなれば、餘程痛むとみゆると云た、

張侯曰、師之耳目、在吾旗鼓、進退從之、此車一人殿之、可以集事、

【註】殿、鎭也、集、成也、

張侯 總じて軍中の耳目とて目當にして氣を付るは、大將の旗色と太鼓の音なり、進むも退くも大將に付てまはるものなり、○此 然らば此車さへ退かねば軍事は成就せうとなり、

若之何其以病、敗君之大事也、擐甲執兵、固即死也、

【註】擐、貫也、即、就也、

若 どうして疵の痛い位にて、君の御大事を敗ると云ことが有らうぞ、○擐甲 一たび鎧を着て兵器を携へ、戰場にのぞむからは、固より骸をさらす筈也、

病未及死、吾子勉之、左幷轡、右援枹而鼓、馬逸不能止、師從之、

【註】晉師從郤克車、

病 痛むとてもまだ死なぬ内は、吾子つとめられよと勵ました、○左 兩の手に持て居る手綱を左の手に一つに持ち、右の手に太鼓の枹を援て、めつたによせ太鼓を拍た、○馬 手綱を以て馬を抑へ抱へをせ

繫桑本焉、以徇齊壘、

【註】將至齊壘、以桑樹繫車而走、欲自異、

繫○ 是は源太が箙の梅である、桑の樹を一本折て車に繫て、目立やうにして馳まはりて、

曰、欲勇者賈余餘勇、

【註】賈、買也、言己勇有餘、欲賣之、

曰○ 誰でも勇氣が望みならば、吾勇氣のあまりが有るほどに賣んと云て、自賛して馳せ廻た、

癸酉、師陳于鞌、邴夏御齊侯、逢丑父爲右、晉解張御郤克、鄭丘緩爲右、齊侯曰、余姑翦滅此而朝食、

【註】姑且也、翦盡也、

癸酉○ 鞌は齊の地なり、晉魯衞ともに爰に陣を張りた、○邴○ 頃公の車を御す、その右座に逢丑父が載た、晉の方では解張が郤克が車を御す、鄭丘緩が右に乘た、○齊侯○ 是が齊侯の負けらるゝ基なり、せき込で如此するもあり、敵を侮りてするもある、余れ早く敵を滅し盡してから、朝飯を食はうと云はれた、

不介馬而馳之、

【註】介、甲也、

不○ 是で見ればせかれたと見ゆる也、馬によろひもきせず馳せ出されたと也、

郤克傷於矢、流血及屨、未絶鼓音、

【註】中軍將自執旗鼓、故雖傷而擊鼓不息、

郤○ 流れ矢に中たとなり、○流○ 餘程深か疵で、流るゝ血が屨に及べども、○未○ 持ちたる桴は放さず寄せ太鼓を敲て居た、

曰、余病矣、張侯曰、自始合而矢貫余手及肘、余折以御、左輪朱殷、豈敢言病、吾子忍之、

【註】張侯、解張也、朱、血色、血色久則殷、殷音近

す、其元今君の師を率して辱く敝邑に臨まれた、○不然る上は少々の敝れ人數を率ゐて、明朝御意得んと也、

對曰、晉與魯衞、兄弟也、來告曰、大國朝夕釋憾於敝邑之地、

【註】大國、謂齊、敝邑、魯衞自稱、

○對曰　郤子が答に、晉と魯衞とは元と兄弟の國で同姓なり、○來　それ故手前の國へ來て告て申すには、何故か大國の齊より朝夕敝邑の魯衞へ來り玉ひて、憾を釋きの玉ふと也、

寡君不忍、使羣臣請於大國、無令輿師淹於君地、

【註】輿、衆也、淹、久也、

○寡　其故寡君晉侯も聞に不忍して、○使　拙者どもに命じて、何故の義か承れと云付ました、○無　長々君の地に逗留を致さぬ樣に、早速合戰を取結べと命じました、

能進不能退、君無所辱命、

【註】言自欲戰、不復須君命、

○能　然る上は見ごと進みは致せども、一寸も退くことはえ致さぬ、○君　辱く命を受るには及ばぬ、仰までもなく、一戰を仕らうと云た、

齊侯曰、大夫之許、寡人之願也、若其不許、亦將見也、

○齊侯　亦頃公も押返して合戰のこと其方も許容有て吾も本望となり、○若　御自分が許容ないと云ても、是非見參は致す覺悟である、

齊高固入晉師、桀石以投人、

【註】桀、擔也、

○齊高固　齊の軍兵の内に高固と云者、是は大力の勇士で、晉の陣中へ入て、石を大分かづいでは人に投付けて、

禽之而乘其車、

【註】既獲其人、因釋己車、而載所獲者車、

○禽　石に中て倒るゝを生捕て、繩を掛け直に其車に乘うつりて歸た、

郤克將中軍、士燮佐上軍、
【註】范文子代荀庚、
欒書將下軍、
【註】代趙朔、
韓厥爲司馬、
○郤　それから將帥を定めた、
以救魯衞、臧宣叔逆晉師、且道之、季文子帥師會之、及衞地、韓獻子將斬人、郤獻子馳將救之、至則既斬之矣、郤子使速以徇、告其僕曰、吾以分謗也、
【註】不欲使韓氏獨受謗、
○以　二國の後楯と成て出かけた、○臧　迎へて案内をした、魯からも季文子が人數を率て會した、○及　時に晉の師が衞の領地へ着到した時、誰か少し軍令に背た者が有て、韓厥が是を正す司馬の官故斬りに掛た、○郤　それ程の咎でも無いゆゑに馳付けて殺させまいと云て、走り付たれども早や殺れた後とへ行た、○郤　爰が郤子が頓智の場也、殺すべき者なればば留るには及ばぬ、それを留るなれば咎は小さいと見えた所を、間違て罪のない者を殺したと云ては、司馬が立たぬを早く見切て、直に咎を軍中へ徇れて戒めたと也、○告　其後自分の僕に云には、是は司馬と諸ともに謗られうと思てしたと云た、

師從齊師于莘、
【註】莘、齊地、
○師從　齊の地へ押よせて、莘と云所まで追かけた、
六月、壬申、師至于靡笄之下、
【註】靡笄、山名、
○六　山の麓まで至た、
齊侯使請戰、曰、子以君師、辱於敝邑、不腆敝賦、詰朝請見、
【註】詰朝、平旦、
○齊　齊侯も合戰を望で云には、○子　子は郤子を指

るべし、

孫桓子還於新築、不入、

【註】不入國、

敗軍を憤て新築より衞に歸らず、

遂如晉乞師、

直に晉へ加勢を乞に行たとなり、

臧宣叔亦如晉乞師、皆主郤獻子、

【註】宣十七年、郤克至齊、爲婦人所笑、遂怒、故魯衞因之、孫桓子、臧宣叔、皆不以國命、各自詣郤克、故不書、

臧宣　魯國からも晉へ行きて、齊を伐つ加勢をたのみに往た也、○皆　孫子も臧子も郤獻子が方へ向け行て頼んだ、是は先年齊へ行て笑はれて、大分憤て居るを知てそこへ付込だものなり、如此怨のあつまる所は恐るべきものなり、

晉侯許之七百乘、

【註】五萬二千五百人、

晉侯　兩國からの頼みなれば、もだされぬに因て、郤獻子に七百乘の人數をそへて、加勢せよと云はれた、

郤子曰、此城濮之賦也、

【註】城濮、在僖二十八年、

郤子　是では此以前城濮合戰の人數でござる、

有先君之明、與先大夫之肅、故捷、克於先大夫、無能爲役、

【註】不中爲之役使、

有　抑城濮の戰には、先君文公の明君なる上に先の大夫どもが肅みある輩ゆゑ、此人數でも捷た、○克　私は先の大夫に比しては、中々彼輩の召仕ほどの働もござらぬ、

請八百乘、許之、

【註】六萬人、

請　今百乘增て下されと云た、○許　六萬人あたへられた、

邑、唯器與名、不可以假人、

【註】器、車服、名、爵號、

仲尼　殘念なことで禮に違た、是よりは邑を多く増して賞するがよい、此二品は許されまじきものをと也、○唯　器物や名と云ものは、其用ゆべき人にあり名のあるべき人にあることで、外の人に假るゝ物ではない、車服爵位は定りがあるもの也、

君之所司也、名以出信、

【註】名位不愆、爲民所信、

君　今此二品は君たる人の司る所也、○名　偖それは何故と云に、名の唱へが正しければ、下々が信仰する、

信以守器、

【註】動不失信、則車服可保、

信　さてその信にて用る器物も用にたつ也、

器以藏禮、

【註】車服、所以表尊卑、

器　その器の内に禮の尊卑が籠て居る、今此方でも褄折の立傘か、長柄か長刀のあるは、四品以上と知る類なり、

禮以行義、

【註】尊卑有禮、各得其宜、

禮　尊卑の禮があれば其宜を得る、是則義である、

義以生利、

【註】得其宜則利生、

義　宜を得れば驕りもなく、分に安んじて利を生ずる也、

利以平民、政之大節也、若以假人、與人政也、政亡則國家從之、弗可止也已、

利　此利を以て下民を平にすると也、是が政の大節のすぢめ也、○若　それを自由に人に假しひきしては、人に政を與ると云ものなり、○政　政を人に取られては、君の威がない故國家も亡びる、其段には持こたへ樣がない、禮の廢るゝより國は亡ぶるものと知

事を申さるゝぞと也、○皆。右の通りに諫ても、軍中に誰一人も答ふる者が無つた也、○又曰。又石稷が能く合點致されよ、足下は國の卿じや、看々生捕にせられては國の辱也、

子以衆退、我此乃止、

【註】我於此止、禦齊師、

子。足下は人數を引上げて退かれよ、我は爰に踏止て齊の師を防がうと也、

且告車來甚衆、

【註】新築人救孫桓子、故竝告令軍中、

且。殊に新築の人が大分加勢に來て、兵車も大分來ると云て陣中に徇た、

齊師乃止、次于鞫居、

【註】鞫居、衛地、

齊。齊も衛の領內鞫居と云所に陣を張た、

新築人仲叔于奚救孫桓子、桓子是以免、

【註】于奚、守新築大夫、

新。新築を治むる于奚と云者が、孫子を救たに付て桓子も免れたとなり、

既衛人賞之以邑、

【註】賞于奚、

既。さて軍が濟でから、衛の國でも悅で、仲叔に知行を加增致された、

辭、請曲縣、

【註】軒縣也、周禮、天子樂宮縣四面、諸侯軒縣、闕南方、

繁纓以朝、許之、

【註】繁纓、馬飾、皆諸侯之服、

辭。于奚が加邑は辭して、其代りに願がある、曲縣と繁纓を御免成されよと云た、是卿の樂諸侯の馬かざりの類である、此方で云へば、陪臣で居て虎の皮の馬おほひを望む類なり、是を用て朝參致したいと云たれば衛人が許した、是は許すまじきもの也、

仲尼聞之曰、惜也、不如多與之

衞侯使孫良夫石稷甯相向禽
將侵齊、與齊師遇、
【註】齊伐魯還、相遇於衞地、良夫、孫林父之父、石稷、石碏四世孫、甯相、甯兪子、
四士に命じて齊を侵させた時に、齊の軍兵魯と戰て歸るに出合た也、

石子欲還、孫子曰、不可、以師伐人、遇其師而還、將謂君何、
【註】言無以答君、
○石子　齊の軍兵は勝誇て、勢が強いゆゑ歸らうと云た、○孫子　合點せぬ、軍兵を催して人を伐つと云て出て、向の大軍に遇たとて何ぞ歸らうや、○將　國に歸て君がなぜ歸たと御尋の有た時には、何と返答をするで有らう、

若知不能、則如無出、今既遇矣、不如戰也、
○若　齊の師に敵することが成らぬと思はゞ、初から軍兵を出さぬがよい、○今　目ざす敵に遇たからは、戰ふに如くはないと也、

夏有、
【註】闕文、失新築戰事、
是は文が缺た、

石成子曰、師敗矣、子不少須、衆懼盡、
【註】成子、石稷也、衞師已敗、而孫良夫復欲戰、故成子欲使須救、
○石成　齊と勝負して衞が敗れた、因て石稷が孫良夫を諫るなり、是程に軍は敗れたに、まだ其元は戰ふつもりをめさるゝが、爰は先づ暫く待れよ、若待れぬならば、大分の人數が盡く盡るであらう、

子喪師徒、何以復命、皆不對、又曰、子國卿也、隕子辱矣、
【註】隕、見禽獲、
○子　士卒を皆討死させては、君へは何と足下は御返

丙申、公及楚人秦人宋人陳人衞人鄭人齊人曹人邾人薛人鄫人、盟于蜀、

【註】齊在鄭下、非卿、傳曰、卿不書、匱盟也、然則楚卿於是始與中國準、自此以下、楚卿不書、皆貶惡也、

○魯侯の盟也、【注】齊　匱は屹とせぬ乏き盟ゆゑなり、次に出る内々盟を云也、

【傳】二年、春、齊侯伐我北鄙、圍龍、

【註】龍、魯邑、在泰山博縣西南、

魯の北在郷より攻入て龍邑を圍だ、

頃公之嬖人盧蒲就魁門焉、

【註】攻龍門也、

○頃公　齊頃公の出頭人盧蒲就魁と云者が、龍邑の城門まで攻付たを、

龍人囚之、齊侯曰、勿殺、吾與而盟、無入而封、

【註】封、竟、

龍人が生捕た、○齊侯　頃公も寵臣を生捕られて甚だ弱られた、○曰　盧蒲就魁を殺して呉れるな、免したらば吾れ盟ひをして、其元の國境へ再び足は踏込まいと也、

弗聽、殺而膊諸城上、

【註】膊、磔也、

○弗聽　是が魯人がおとなしくない仕方也、終に殺して城上へ尸をさらして見せた、

齊侯親鼓、士陵城、三日取龍、遂南侵、及巣丘、

【註】取龍侵巣丘、不書、其義未聞、

○齊侯　最早頃公も一分も堪忍は致されぬ、自分に攻太鼓を撃て寄られたれば、士卒が城内へ攻入て、三日の内に龍を取て、段々それから攻め入りて、巣丘まで攻め取たと也、

克衞孫良夫曹公子首、及齊侯

戰于鞌、齊師敗績、

【註】魯乞師於晉、而不以與謀之例者、從盟主之令、上行於下、非匹敵和成之類、例在宣七年、曹大夫常不書、而書公子首者、首命於國、備於禮、成爲卿故也、鞌、齊地、

魯が晉を賴で齊の師に克た、【注】魯。　魯から晉の師を加勢に乞ても、與謀と何某と會すとは書ぬ、是は、〇從盟　晉は覇にて盟主なれば、其令に從はねばならぬ、〇非。　匹敵は同格の和成と互に申合せて會するとは違て、〇曹　公子首も書かぬ筈なれども、是は曹の國で卿の位を命ぜられて居るものと見えた、それで名を書いたと也、

秋、七月、齊侯使國佐如師、己酉、

及國佐盟于袁婁、

【註】穀梁曰、鞌去齊五百里、袁婁去齊五十里、

解に不及、

八月、壬午、宋公鮑卒、

【註】未同盟、而赴以名、

告文なり、

庚寅、衞侯速卒、

【註】宣十七年、盟于斷道、據傳、庚寅、九月七日、

告文なり、

取汶陽田、

【註】晉使齊還魯、故書取、不以好得、故不言歸、

還させたのは晉の指圖であつたなり、

冬、楚師鄭師侵衞、

【註】子重不書、不親伐、

告文なり、

十有一月、公會楚公子嬰齊于蜀、

【註】公與大夫會、不貶嬰齊者、時有許蔡之君故、

【注】公。　公子計りと會せられたではないゆゑに名を書た、

聞齊將出楚師、夏、盟于赤棘、
【註】與晉盟、懼齊楚、
存じの外、楚は齊と合體して魯を伐つ企を設る故、魯も助けがなくては叶はぬに依て、晉を後楯に賴で赤棘で盟ふた、

秋、王人來告敗、
【註】解經所以秋乃書、
魯へ告た、

冬、臧宣叔令脩賦繕完、
【註】治完城郭、
大夫が人賦を脩め、

具守備、曰、齊楚結好、我新與晉盟、晉楚爭盟、齊師必至、雖晉人伐齊、楚必救之、是齊楚同我也、
【註】同、共也、
城普請をして守備を立てゝ云には、今齊と楚と好を結で、此方は新に晉と合體した、○晉楚　互に覇に成らうとて盟を爭ふて、晉と楚と矛盾に及だ時に、其透間を伺て齊から必ず魯を伐つであらう、又晉が齊を伐つときは楚が必定救ふで有らう、○是　兩國ともに我を伐たうとするなり、

知難而有備、乃可以逞、
【註】逞、解也、爲二年齊侯伐我傳、
かゝる難を知て備あるは、○乃可　と云て備へたとなり、

【經】二年、春、齊侯伐我北鄙、
終に齊よりせびらかした、

夏、四月、丙戌、衞孫良夫帥師、及齊師戰于新築、衞師敗績、
【註】新築、衞地、皆陳曰戰、大崩曰敗績、四月無丙戌、丙戌、五月一日、
告文なり、

六月、癸酉、季孫行父、臧孫許、叔孫僑如、公孫嬰齊、帥師、會晉郤

冬、十月、

【傳】元年、春、晉侯使瑕嘉平戎于王、

【註】平文十七年、郯垂之役、詹嘉處瑕、故謂之瑕嘉、

晉の君が周と戎と不和なるを和談させられた、瑕嘉は晉の大夫也、

單襄公如晉拜成、

【註】單襄公、王卿士、謝晉爲平戎、

單○ 周の卿士が晉へ禮謝に往た、

劉康公徼戎、將遂伐之、

【註】康公、王季子也、戎平還、欲要其無備、

劉○ 是も周の卿なり、戎が平ぎて備もなく歸るを途中へ出向ひ、徼り止て伐たうと云た、是はわるい事である、

叔服曰、背盟而欺大國、此必敗、

【註】叔服、周内史、

叔服○○ 大史の官が諫むるである、一度盟て和談をし、晉の取扱を受けながら、其誓に背て大國を欺くと云は本意ならぬこと也、必敗れに至らうと也、

背盟不祥、欺大國不義、神人弗助、將何以勝、不聽、遂伐茅戎、三月、癸未、敗績于徐吾氏、

【註】徐吾氏、茅戎之別也、

背○ 盟て背くと云は不吉で禍の基也、大國をだますと云は不義の至り也、○神人○○ 是では鬼神も人民も助けはせぬ、○將○ すれば利運は決してない、○不○ 右の如く諫たれども、劉康公が承引せずして遂に伐た、○三○ 果して敗れたとなり、

爲齊難故、作丘甲、

【註】前年魯乞師於楚、欲以伐齊、楚師不出、故懼而作丘甲、

前年齊を伐んとて、魯から楚へ加勢を賴みたれども、楚から援兵を出さなんだ、その催を齊が聞て憤た故、魯も備を設けねばならぬ、それ故人數を増した、

春秋左傳卷十二

【註】盡十年、

成公

【註】名黒肱、宣公子、謚法、安民立政曰成、

【經】元年、春、王正月、公即位、

【註】無傳、

二月、辛酉、葬我君宣公、

【註】無傳、

喪禮が調たとなり、

無冰、

【註】無傳、周二月、今之十二月、而無冰、書冬溫、

時ならず溫かなり、

三月、作丘甲、

【註】周禮、九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、丘、十六井、出戎馬一匹、牛三頭、四丘爲甸、甸、六十四井、出長轂一乘、戎馬四匹、牛十二頭、甲士三人、步卒七十二人、此甸所賦、今魯使丘出之、譏重斂、故書、

軍兵を增すことである、【注】周。今魯では甸の地より出すべき大軍を丘より出させた、是では課役の過ぐるをそしつた、

夏、臧孫許及晉侯盟于赤棘、

【註】晉地、

魯晉合體したなり、

秋、王師敗績于茅戎、

【註】茅戎、戎別種、不言戰、王者至尊、天下莫之得校、故以自敗爲文、不書敗地而書茅戎、明爲茅戎所敗、書秋、從告、

王の御人數が敗れた、【注】茅。校は物を張り合ふこと、王に對して張り合ふものはない、それ故戰が有てもそれを書かず、たゞ自然に敗れたと書く也、〇不書何れの地で敗れたとは書さぬ、然れども茅戎と書たは、茅戎に敗られたと云ことを明したものである、

子家還、及笙、

【註】子家、歸父字、

子家。歸父が晋より歸るとて、笙と云所まで來て、宣公の薨去を承て、

壇帷復命於介、

【註】除地爲壇而張帷、介副也、將去使介反命於君、

壇。とは云へ地を掃除して、壇をかざり帷を下して、○復。介は下役の副使なり、それを魯へ歸して、晋の返事を復命して、

既復命、袒括髮、

【註】以麻約髮、

既。己は歸らぬつもり故に復命して肌をぬぎ麻で髮を束ね、彼の壇に向て宣公の喪に合ふ通りにして、

即位哭、三踊而出、

【註】依在國喪禮設哭位公薨故、

即。喪禮を行ふて哭して立退いた、

遂奔齊、書曰歸父還自晋、善之也、

遂。是を經にほめて、歸父還自晋と書たとなり、

たと也、

欲去三桓以張公室、

【註】時三桓強、公室弱、故欲去之以張大公室、

欲。魯の桓公より分れて出たる魯の三家が、悉く大に成て、魯侯の威が日々衰る故、歸父が謀て三家を去りすてゝ、公室の威を張り大にせうとしたとなり、

與公謀而聘于晉、欲以晉人去之、

與。宣公と示し合て晉を加勢に頼んで、三家を退けてもらう積りて晉へ行た、

冬、公薨、季文子言於朝曰、使我殺適立庶、以失大援者、仲也夫、

【註】適、謂子惡、齊外甥、襄仲殺之、而立宣公、南通於楚、既不能固、又不能堅事齊晉、故云失大援也、

歸父が留主の中に薨せられた、殘念なことである、此後兎角運がよくて三桓の者は彌々盛に成た、○季。魯國の朝廷で云には、我國の適子を殺して、次男の妾腹たる宣公を立て、○以。それ故諸侯の敵する楚を頼で、此方の大なる援と成たる齊晉を疎くし、援を失はせたは襄仲が仕業なりと云た、

臧宣叔怒曰、當其時不能治也、後之人何罪、子欲去之、許請去之、

【註】宣叔、文仲子、武仲父、許、其名也、時爲司寇、主行刑、言子自以歸父害己欲去者、許請爲子去之、

臧。是の云分を聞て怒て云には、なぜ其立た時に當てそれを云て治められぬ、其時は畏れてだまりて居て、今後の人に何の罪があるや、○子。こなたは襄仲を去りたいと思はるゝさうな、○許。彼は予が去てようと云て、

遂逐東門氏、

【註】襄仲居東門、故曰東門氏、

追ひ出した、

齊、至于陽穀、齊侯會晉侯盟于繒、以公子彊爲質于晉、晉師還、

兩國より齊を伐に出た、○至。　和解に及んだ故に晉も引たなり、

蔡朝南郭偃逃歸、

【註】晉既與齊盟、守者解緩、故得逃、

逃て歸つた、

夏、公使如楚乞師、欲以伐齊、

【註】公不事齊、齊與晉盟、故懼乞師于楚、不書、微者行、

齊と晉とが一つに成た故に、魯侯も底氣味がわるい故、楚を後楯にとるつもりである、

秋、邾人戕鄫子于鄫、凡自虐其君曰弑、自外曰戕、

【註】弑戕、皆殺也、所以別內外之名、弑者積微而起、所以相測量、非一朝一夕之漸、戕者、卒暴之名、

凡。　臣が殺すを云、【注】弑。　弑と云は微細なことよりそろ〳〵事が興りて、測。量。とはかり〳〵て失ふを云、久しくかゝる、○戕。　不意に死ぬなり、

楚莊王卒、楚師不出、既而用晉師、

【註】成二年、戰于鞌、是、

楚王の死なれた故出なんだ、○楚。　此時分楚の不幸ゆゑ、晉の師を借りた、

楚於是乎有蜀之役、

【註】在成二年冬、蜀魯地、泰山博縣西北有蜀亭、

それを楚が怒て、魯を伐ことが次に出る也、

公孫歸父以襄仲之立公也有寵、

【註】歸父、襄仲子、

親の襄仲が宣公を立てた故、宣公も歸父を愛せられ

殺害然後據例以示義、所以篤親親之恩、崇友于之好、釋例論之備矣、
凡○時に此經に只弟と書てあるのは、いつでも同母弟を云、異母弟は弟とはいはぬと云こと也、【注】此○嘉好のよいとには舊史の文にしたがへども、○惟○殺すの害するのと云は、其業の次第によりて例をたんだへて、義をみせるとなり、○所○親子の親と兄弟の友を分け崇んだもの也、

【經】十有八年、春、晉侯衛世子臧伐齊、
告文なり、

公伐杞、
【註】無傳、
魯のこと、

夏、四月、秋、七月、邾人戕鄫子于鄫、
【註】傳例曰、自外曰戕、邾大夫、就鄫殺鄫子、
告文、【注】傳○外より不意に殺したを戕ふと云、

甲戌、楚子旅卒、
【註】未同盟而赴以名、吳楚之葬、僭而不典、故絶而不書、同之夷蠻、以懲求名之僞、
告文、【注】未○吳國楚國は勢ひに任せて、僭して分に超え古典に不適故葬と云ことは書かぬ、○同○夷に同じくした、

公孫歸父如晉、
魯よりの使なり、

冬、十月、壬戌、公薨于路寢、
宣公の卒せられた、

歸父還自晉、至笙、遂奔齊、
【註】大夫還不書、春秋之常也、今書歸父還奔、善其能以禮退、不書族者、非常所及、今特書略之、笙魯竟外、故不言出、
歸らなんだ也、

【傳】十八年、春、晉侯衛太子臧伐

詩曰、君子如怒、亂庶遄沮、君子如祉、亂庶遄已、

【註】詩、小雅也、遄、速也、沮、止也、祉、福也、

詩。君子は怒れば怒る益があつて亂が止み、喜べば喜ぶ益が有て亂が止るものなり、

君子之喜怒、以已亂也、弗已者、必益之、郤子其或者欲已亂於齊乎、不然、余懼其益之也、余將老、使郤子逞其志、庶有豸乎、

【註】豸、解也、欲使郤子從政、快志以止亂、

君。又は君子の喜怒は亂を已むる者なれども、弗已に至ては必亂を益す者である、○郤。怒て齊を伐て亂を已るで有らうか、○不。左なくんば却て亂を益さうかと心元ない、○余。それ故余が隱居したらば、郤子が國の仕置を志一ぱいにして、怒を解くやうに成らうかと思ふゆゑ也、

爾從二三子、唯敬、

【註】二三子、晉諸大夫、

爾。其方は是より二三子の大夫衆に、從て、隨分奉公を大事に致せと也、

乃請老、郤獻子爲政、

乃。隱居して、○郤。が卿の筆頭に成て政を執たである、

冬、公弟叔肸卒、公母弟也、凡太子之母弟公在曰公子、不在曰弟、

【註】以兄爲尊、

凡。國の太子の同母弟は、親君の存生の內は公子と書す、親君薨ぜらるゝと兄の代を尊む故、弟と云こと也、

凡稱弟、皆母弟也、

【註】此策書之通例也、庶弟不得稱公弟、而母弟或稱公子、若嘉好之事、則仍舊史之文、惟相

而害來者以懼諸侯、將焉用之、

晉人緩之、逸、

【註】緩不拘執、使得逃去也、傳言晉不能脩禮、諸侯所以貳、

以○人の存入れとは相違して、追々來る者が懷いて來る、爰が彼の汲々に至る處である、○吾又○それを又あの通りに執へ玉ふては、齊で沮めた者どもの言が信に當りまする、○吾○これは此方の過ちではござるまいか、○過而○過たは是非がないからは、早く改て返し玉へば、まだしもなれども、○又久○長々留めおき玉ふては、○以成○後には悔しいことばかり出來て、何の利用が有らうや、○使○高子が如く取て返した者は、齊で云わけが何ほども有て、是から先へ參る者の害になり、○以○餘國の諸侯は是を聞て懼れ氣づかふて、晉へは懷かぬやうになる、○將○かやうなことは成されぬがよいと云た、○晉人○番をゆるめて成合ひにしたれば、逃て歸たと也、

秋、八月、晉師還、

歸陣也、

范武子將老、

【註】老、致仕、初受隨、故曰隨武子、後更受范、復爲范武子、

老を告て隱居せうと云、惜い男が隱居する、

召文子曰、燮乎、吾聞之、喜怒以類者鮮、

【註】文子、士會之子、燮、其名、

召○子息を召て云はるゝには、○燮○とは我子の名を呼て、吾が聞たには、人と云者は喜と怒と類を同する者は鮮いと也、可怒ことの類には怒て、怒るまじき類には怒らぬと云が善人也、

易者實多、

【註】易、遷怒也、

易○爰に怒て彼こへ遷して怒るを、怒り物を易ると云者也、多の人が是也、心に怒りの有る時に對すれば顏色が惡い、喜の有る時にはめつたに人を見て笑ひかゝる、人情の常で小人に多くあること也、

晉　御先代には天下の諸侯が悉く吾先君へ思ひ附て、我も〳〵と爭て不逮やうに休まなんだ、是先君の溫德ある故也、

舉言羣臣不信、諸侯皆有貳志、

【註】舉、亦皆也、

舉　然に今は國々で舉て信用ならぬと云と也、それ故に諸侯も二志有て一やうに歸せぬ、御先代よりは衰へたと也、

齊君恐不得禮、

【註】不見禮待、

齊　夫故齊君も、若し晉へ會しても不禮に取扱はれうかと恐れらるゝ故に、自身には出會を遂げられず、四人の大夫を來らせられた、○左　亦齊君の近習は是を止めて云には、君御自身に御出會成されいでは、此方の使を晉で執へて歸すまいと申たと也、

故不出、而使四子來、左右或沮之、

【註】沮、止也、

曰、君不出、必執吾使、故高子及斂盂而逃、夫三子者曰、若絕君好、寧歸死焉、爲是犯難而來、吾若善逆彼、

【註】彼、齊三人、

故　それで四人の內一人高子は、斂盂迄來たれども風說を聞て取て返した、○夫三　殘り三人の者が云には、此方どもが命を惜て逃歸ては君の舊好を絕に至る、それよりは殺されうと云て、死に歸して難に遇ふは覺悟の前で來たと也、○吾若　然處を吾らが方では、彼三人を丁寧にもてなして逆へ玉へば、

以懷來者、吾又執之、以信齊沮、吾不既過矣乎、過而不改、而又久之、以成其悔、何利之有焉、使反者得辭、

【註】反者、高固、謂得不當來之辭、

其私屬、又弗許、

【註】私屬、家衆也、爲成二年、戰于鞌傳、

郤。晉へ至て件のことを晉侯へ云て伐せて下されと云た、晉侯の無用に致せと云れた、○請。左様なら私の手勢計で攻めませうと云た、それをも許容がない、

齊侯使高固晏弱蔡朝南郭偃會、

【註】晏弱、桓子、

齊。齊侯の自身には會せられず、大夫四人を出して會せられた、

及斂盂、高固逃歸、

【註】聞郤克怒故、

及。右の四人が斂盂と云所迄行きて聞きたれば、郤克が大に怒ると云ふ沙汰ゆゑ、高固が逃て歸た、

夏、會于斷道、討貳也、盟于卷楚、

【註】卷楚、即斷道、

諸侯と會して、二心ある者を討たうと云て同盟した、

辭齊人、晉人執晏弱于野王、執蔡朝于原、執南郭偃于溫、

【註】執三子不書、非卿、野王縣、今屬河內、

辭。齊の大夫どもへは、右の意趣で辭して會にはぶいた、○晉。三人の大夫を召捕て、三箇所に押籠めて番を附ておいた、

苗賁皇使見晏桓子、

【註】賁皇、楚鬬椒之子、楚滅鬬氏而奔晉、食邑于苗地、晏弱時在野王、故因使而見之、

苗。是は昔は楚の臣で有たれども、一族を楚で滅された故、晉へ退て今は晉の家士に成て居る、此折しも野王へ使者に行て押籠めてある、晏桓子に逢て來た、

歸言於晉侯曰、夫晏子何罪、昔者諸侯事吾先君、皆如不逮、

【註】言汲汲也、

歸。野王より歸て晉侯へ申すには、あの齊の晏子は何の咎を致して、野王に囚人としておかせ玉ふぞ、○

同盟于斷道、

【註】斷道、晉地、

魯公の會せられた、

秋、公至自會、

【註】無傳、

廟告した、

冬、十有一月、壬午、公弟叔肹卒、

【註】傳例曰、公母弟、

自國のこと、

【傳】十七年、春、晉侯使郤克徵會于齊、

【註】徵、召也、欲爲斷道會、

晉より齊侯にも會へ出席有れと云ふ使に行た、

齊頃公帷婦人使觀之、郤子登、婦人笑於房、

【註】跛者登階、故笑之、

齊○是は有さうな事也、郤克がちんばで有たを、女子どもに幕の内よりすき見をさせられたと也、郤克が堂上へ登るとてびつこ引くを見て、女中が房中でくつ〳〵笑つた、

獻子怒、出而誓曰、所不此報、無能渉河、

【註】不復渡河而東、

獻○大に怒て誓て云には、此遺恨をはらさずんは、再び河を渡て東へは來るまいと云た、きつい腹立也、

獻子先歸、使欒京廬待命于齊、曰、不得齊事、無復命矣、

【註】欒京廬、郤克之介、使得齊之罪、乃復命、

獻○自分は先きへ歸て、○使○齊には使の返事を聞ねば成らぬ故、自分の介副欒と云者を留めて、何ぞ伐つべき齊の疵を見出して歸れ、其無い内は歸るなと云た、

郤子至、請伐齊、晉侯弗許、請以

宴には折俎を用ふるが故實也、

公當享、卿當宴、王室之禮也、

【註】公、謂諸侯、

公。諸侯をもてなすには享禮を用ひ、卿たる者をもてなすには宴禮を賜ふと云のが、王室の禮式で有るほどに、自今左やうに心得よと也、是は肴を其儘出すと云は食せられぬ故、共儉で儀式一通である、又卿は御心安い故に、肴を切て食せらるゝやうに成されて下さるゝと云が惠みの方で有る、それを士會が存せなんだ故問た、是と云が古禮のすたれた故に、人も知らぬやうに成た、

武子歸而講求典禮、以脩晉國之法、

【註】傳言典禮之廢久、

武子。爰が士會の善人たる所也、晉へ歸て今度周へ行て故實を知らいで恥をかいたと云て故實者を集めて典禮を吟味して古禮を正し、晉の國の法を修めたとなり、

【經】十有七年、春、王正月、庚子、許男錫我卒、

【註】無傳、再與文同盟、

告文なり、

丁未、蔡侯申卒、

【註】無傳、未同盟、而赴以名、丁未、二月四日、

告文なり、

夏、葬許昭公、

【註】無傳、

解に不及、

葬蔡文公、

【註】無傳、

解に不及、

六月、癸卯、日有食之、

【註】無傳、不書朔、官失之、

己未、公會晉侯衞侯曹伯邾子、

爲毛召之難故、王室復亂、

【註】毛召難、在前年、

周の卿が爭うた故又亂れた、

王孫蘇奔晉、晉人復之、

【註】毛召之黨、欲討蘇氏、故出奔、

王。晉へ來たを戻された【注】毛。毛召が徒黨の者が此王孫蘇をねらふ故、周に足が留られぬと云て晉へ來た、

冬、晉侯使士會平王室、定王享之、原襄公相禮、

【註】原襄公、周大夫、相、佐也、

晉から彼の孤卿を遣はして、双方扱ひをさせられた、

○定王。王も叡感有て、士會を享し玉ひて、原襄公と云へる有職者に禮を執らせ玉ふて、御享應を下された、

殽烝、

【註】烝、升也、升殽於俎、

殽。殽と云は肴と同字と云、烝と云は肴を切て臺載にして出すを殽烝と云、

武子私問其故、

【註】享當體薦而殽烝、故怪問之、武、士會謚、季、其字、

武子。是はかやうな享禮には體薦と云て、獸の骨ぐるめに大切にして出すことである、それを小く切て有る故、不審に存じて內證で尋た、

王聞之、召武子曰、季氏而弗聞乎、王享有體薦、

【註】享則半解其體而薦之、所以示共儉、

王。士會が不審打つたを聞し召して、召出されて仰に、汝はまだ承らぬか、王享の時には體薦が有れども、

宴在折俎、

【註】體解節折、升之於俎、物皆可食、所以示慈惠也、

致されたである、太傅は孤卿と云て天子での太政大臣也、

於レ是晉國之盜、逃二奔于秦一、羊舌職曰、吾聞レ之、禹稱二善人一、

【註】稱、擧也、

於。士會が孤卿に成たを、晉の國中に徘徊する盜どもが聞て、恐れて國を去たと也、賞罰の正い人が上に立た故、其下には惡い者は住みにくい故也、○羊。士會が威德を感じて云には、吾が聞たことで思ひ合すれば、古禹王の善人を擧げ用ひ玉ひたれば、

不善人遠、此之謂也、夫詩曰、戰戰兢兢、如レ臨二深淵一、如レ履二薄冰一、善人在レ上也、

【註】言善人居レ位、則無二不戒懼一、

不善人どもは去たとあるが、是を云た者かと也、○諸。下の畏るゝと云は善人が上にある故である、闇君愚臣が上に有れば、下民は侮り謗るである、

善人在レ上、則國無二幸民一、諺曰、民之多レ幸、國之不幸也、是無二善人一之謂也、

善。是が尤な語である、○諺。幸と云は或は惡ありて刑を可レ受者が仕合せで免れて居るを幸と云、是上の不明故惡い者を知らずに居る故、幸に成て免れて居る、是は國の不幸である、善い人が居らぬから治らぬ、因て幸民の有るは至て不明の國也、處を善い人が上に在れば、或は去り或は刑せられて、幸に免れて世を渡る者はない、○是無。幸民の在る國は上に善人の無いを云た者である、

夏、成周宣榭火、人火レ之也、凡火、人火曰レ火、天火曰レ災、

武藝の稽古所がやけた、○凡。火と災との分也、人火雷火の類を云、

秋、郯伯姬來歸、出也、

追出されて來た大歸を云、

以豐財也、

以。下々の財を畜へるためなり、

冬、蝝生、饑、幸之也、

【註】蝝未爲災而書之者、幸其冬生不爲物害、時歲雖饑、猶喜而書之、

年は飢たれども、蝝の死だはうれしかつた故記す、

【經】十有六年、春、王正月、晉人滅赤狄甲氏、及留吁、

【註】甲氏留吁、赤狄別種、晉既滅潞氏、今又幷盡其餘黨、士會稱人、從告、

告文なり、

夏、成周宣榭火、

【註】傳例曰、人火之也、成周、洛陽、宣榭、講武屋、別在洛陽者、爾雅曰、無室曰榭、謂屋歇前、

告文なり、

秋、郯伯姬來歸、

魯のこと也、

冬、大有年、

【註】無傳、

魯のこと也、

【傳】十六年、春、晉士會帥師滅赤狄甲氏、及留吁鐸辰、

【註】鐸辰不書、留吁之屬、

伐滅した、

三月、獻狄俘、

【註】獻于王也、

王へ獻上したである、

晉侯請于王、戊申、以黻冕命士會將中軍、且爲太傅、

【註】代林父將中軍、且加以太傅之官、黻冕、命卿之服、太傅、孤卿、

晉。黻冕を被り太傅とすることは、諸侯の私に命ずることは成らぬ、此方で大名の家老を諸大夫にするやうな者である、因て王へ士會が功を以て爵を奏聞

○能用可用、敬可敬、
羊○ 用ふべき者をさへ用ふれば、時として用に立つことあるなり、

士伯庸中行伯、

【註】言中行伯可用、

君信之亦庸士伯、此之謂明德、矣、文王所以造周、不是過也、故詩曰、陳錫載周、能施也、

【註】錫賜也、詩大雅、言文王布陳大利以賜天下、故能載行周道福流子孫、

士○ みな人をしりてもちふるを明德と云、徂徠の「明德の解はこれを取りて大學を解れた、人をもちふる明君を云也、○文王○ 周の道をひらき玉ひたも これなり、○詩曰○ 天下後世にほどこすなり、

率是道也、其何不濟、

率○ かくの如くにさへあれば、成就せぬと云ことはない也、

晉侯使趙同獻狄俘于周、不敬、劉康公曰、不及十年、原叔必有大咎、

【註】劉康公、王季子也、原叔、趙同也、

周へ獻上にゆいて、趙同が不敬にあつた、○劉○ 周の卿なり、あの趙同は十年たゝぬうちには大咎を招くであらう、

天奪之魄矣、

【註】心之精爽、是謂魂魄、爲成八年、晉殺趙同傳、

天○ 氣ぬけのやうに成た、それで不敬になつたと見ゆるとなり、

初稅畝、非禮也、穀出不過藉、

【註】周法、民耕百畝、公田十畝、借民力而治之、稅不過此、

收斂の筋である、○穀○ は年貢をいだすこと、古よりの畝藉にはすぎぬはずなり、

及。其後父の死せられて、顆が殺さずに外へ嫁した、○曰。さて云には、病氣の大切に成た時は、人の心神腦亂する者也、○吾。治つた時に云はれた遺言を用ふと云て、助て嫁らせたと也、○及。處が今度秦の師を押へて居たれば、○顆。輔氏の原で、老人が芝草を結で、彼の力士の杜回を禦ぐ體を見た、

杜回躓而顛、故獲之、夜夢之曰、余而所嫁婦人之父也、

【註】而、女也、

杜。やがて彼の結だ草につまづいて倒た處を生捕た○夜。其夜魏顆が夢に、彼老人を見たれば云には、余はこなたの嫁して下された女の父である、

爾用先人之治命、余是以報、

【註】傳擧此以示教、

こなたの先人の心の治つた時の命を用て、女を助て下された返報に、今度功を立てさせたと云た、怪い事である、善は行ひたい物也、

晉侯賞桓子狄臣千室、

【註】千家、

亦賞士伯以瓜衍之縣、

【註】士伯、士貞子、

恩賞を與へられた、

曰、吾獲狄土、子之功也、微子、吾喪伯氏矣、

【註】伯、桓子字、邲之敗、晉侯將殺林父、士伯諫而止、

曰。邲の戰で荀林父を殺さうと云はれたを、士伯が諫めたゆゑ、このたび功を立てゝ用に立たを士伯へ謝せられたなり、

羊舌職說是賞也、

【註】職、叔向父、

曰、周書所謂庸庸祗祗者、謂此物也夫、

【註】周書、康誥、庸、用也、祗、敬也、物、事也、言文王

【註】襄、召戴公之子、
召戴公が子を召て卿とした、

秋、七月、秦桓公伐晉、次于輔氏、

【註】晉地、
秦から晉を伐に出かけて、晉の輔氏と云地で陣を張た、

壬午、晉侯治兵于稷、以略狄土、

【註】略、取也、稷、晉地、河東聞喜縣西有稷山、壬午、七月二十九日、晉時新破狄、土地未安、權秦師之弱、故別遣魏顆距秦、而東行、定狄地、
壬○ 晉侯は秦を弱いと見侮て、秦の師は臣の魏顆に押へさせておいて、自分は稷で軍兵を調へて狄の地を取られた、

立黎侯而還、

【註】狄奪其地、故晉復立之、
立○ 始め狄が取たを還して君を立てゝ歸られた、

及雒、魏顆敗秦師于輔氏、

【註】晉侯還及雒也、雒、晉地、
及○ 晉侯の雒と云まで來らるゝと、秦を押へた魏顆が秦を敗た、

獲杜回、秦之力人也、初魏武子有嬖妾、無子、武子疾、命顆曰、必嫁是、

【註】武子、魏犨、顆之父、
獲○ 秦での大力者を生捕た、○初 この魏顆が父の魏武子が、氣に入の妾が有た、○無 子も無き故、武子病氣の中に我が死後に彼を必外へ嫁せよと云た、

疾病則曰、必以爲殉、及卒、顆嫁之、曰、疾病則亂、吾從其治也、及輔氏之役、顆見老人結草以亢杜回、

【註】亢、禦也、
疾○ 大切に及んだ時には、妾を殉死させよと云た、○

何として待るゝものぞ、○不。今目の前に罪のある者を討ずして後を待つと云て、後の者が云分けの有るを討てはわるいでは有まいか、大分の無理也、○恃。有才藝や多勢を賴にするは亡之道也、○商。殷の紂王が其通りで有た故に亡びた、

天反時爲災、

【註】寒暑易節、

天。天が時に反いて寒中に雷がするの、土用の中に雪が降るのと云は災也、

地反物爲妖、

【註】羣物失性、

地。松が變じて梅に成たと云やうなことは妖怪也、

民反德爲亂、亂則妖災生、故文反正爲乏、

【註】文、字、

民。人の德を反くは亂也、○亂。人が亂るゝと天地の妖災が生ずる、○故。正の字を引くり返すと乏の字になると也、

盡在狄矣、晉侯從之、六月、癸卯、晉荀林父敗赤狄于曲梁、辛亥、滅潞、

【註】曲梁、今廣平曲梁縣也、書癸卯從赴、

盡。此不祥は皆狄にあると也、○晉。討るゝに成た、○六。悉く亡びた、

酆舒奔衛、衛人歸諸晉、晉人殺之、

○酆。衛から囚て晉へ送屆けたを晉で殺した、

王孫蘇與召氏毛氏爭政、

【註】三人、皆王卿士、

周の卿どもが政を爭て、

使王子捷殺召戴公、及毛伯衛、

【註】王子捷、即王札子、

終に二人を殺して、

卒立召襄、

晉侯將伐之、諸大夫皆曰、不可、酆舒有三儁才、

【註】儁絕異也、言有才藝勝人者三、

晉怒て伐たうと云はれた、○諸　酆舒は人にすぐれた才藝が三つある、殺し難からう、

不如待後之人、伯宗曰、必伐之、狄有五罪、儁才雖多、何補焉、不祀、一也、耆酒、二也、弃仲章而奪黎氏地、三也、

【註】仲章、潞賢人也、黎氏、黎侯國、上黨壺關縣、有黎亭、

不○　後に惡い者が出來るで有らう、其時伐ち玉へ、それ迄は待ち玉へ、○伯　晉の大夫が云には是非伐玉へ、○狄　五の罪があるからは、才藝で補れはせぬ、○不　先祖を不祀が一也、○耆　大酒を好む二也、○弃　潞に仲章と云賢人が有た、それを棄てゝ用ひず、隣國の黎氏を亡して地を奪た三也、

虐我伯姬、四也、傷其君目、五也、怙其儁才、而不以茂德、茲益罪也、後之人、或者將敬奉德義、以事神人、而申固其命、

【註】審其政令、

○虐　此方の姬君を殺した四也、○傷　主人に疵を付た五也、此五の罪あると也、○怙　己が才の勝れたを頼みにして德をつとめぬ、○茲　却て罪を益す也、○後　然るを後の人を待て居ても後の人がもし善人で○將敬　德義有て國を固くした時には討たれまい、すれば、

若之何待之、不討有罪、曰將待後、後有辭而討焉、毋乃不可乎、夫恃才與衆、亡之道也、商紂由之、故滅、

【註】由、用也、

は小姓役の姓名を知て、此者どもへ手よりて吞込せて、○利　是らが手引をせいでは、かやうに敵の陣所へ忍び入ると云ことはならぬ、○華が大方是術を用ひて入たであらうと也、

曰、敝邑易子而食、析骸以爨、

【註】爨、炊也、

是は至極難義な體を云、今度の長陣に敝邑も長々の籠城で、殊の外粮食につまり困窮して、此間は互の子友を取替て食ひ、死人の骨をたき物にしてやう〱命をつなぐと也、

雖然、城下之盟、有以國斃、不能從也、

【註】寧以國斃、不從城下盟、

雖○然ども是程には及びたれども、城下の盟と云ことは諸侯の辱と致すことなれば、たとへ國を以て斃れ亡びるとても、仰には得從ふまい、

去我三十里、唯命是聽、子反懼、與之盟而告王、退三十里、宋及楚平、華元爲質、盟曰、我無爾詐、爾無我虞、

【註】楚不詐宋、宋不備楚、盟不書、不告、

去○何とぞ爰を三十里退いて下されまいか、左やう成されて下されたらば、○唯　いかやうとも命の儘に從ふと也、○子反　子反も底氣味が惡く成て、成ほど其通りに致させようと盟て、約をかためて楚王に告げた、○退　望の通りにして宋と和睦に及んだ、○華　互にだますまい、惡心をせまいと盟た、

潞子嬰兒之夫人、晉景公之姊也、酆舒爲政而殺之、又傷潞子之目、

【註】酆舒、潞相、

潞と云狄也、晉の惠公の姊聟也、○酆舒は潞子の家老也、是が國の仕置をするとて夫人を殺した、○又　其上に主人が目に傷付けた、

王不能答、

【註】未服宋而去、故曰棄言、

申。　申舟が子で親の仇故宋を伐たうと思た處を楚王の歸らうと云はるゝ故、楚王の御馬の前に平伏して、○曰　毋畏は申犀が父の申舟が名也、私が親は一命を果すとは存知ながら、王命を棄ずして宋へ囚れて相果てた、○王　恐れながら君宋を亡し玉ひて、仇を報い玉ふ上意は棄させ玉ふやと云た、○王　楚王も理に伏して返答を得致されぬ、

申叔時僕、

【註】僕、御也、

申。　楚王の馬を御して居て、此言を聞て楚王の答が無い故笑止に思て、

曰、築室反耕者、宋必聽命、從之、

【註】築室於宋、分兵歸田、示無去志、王從其言、

曰。　此上は宋は中々大低では伏せぬ、先づ假りに宋に家屋を作て、長く住居する用意をし、さて今度召連れた內にて耕作すべき者を御國へ反され、いつ迄も降らぬ內は、十年でも宋に居る體に見せかけたらば、○宋。　此方の命を承けて降參致さうと也、○從。　楚王の然らば左樣にせよとて從はれた、

宋人懼、使華元夜入楚師、登子反之牀、起之曰、寡君使元以病告、

【註】兵法、因其郷人而用之、必先知其守將左右謁者門者舍人之姓名、因而利道之、華元蓋用此術、得以自通、

宋。　果して氣づかふて來た、是は敵は去らぬと思つて、○華。　宋の華元が夜中に楚の陣所へ忍び入て、楚の子反が寢牀へ行いて、子反をゆり起して云には、寡君より拙者へ申付て、かの疲れたことを其元へ內々告げらるゝと也、【注】兵。　是は兵法に敵陣へ內通をする術を語る也、先向の敵方に此方の味方の者と同郷の者が有るかとたんだへて、それへ因んで用之ことであると也、○必。　敵の大將役の者と、左右は敵の君の近習役と、謁者は奏者役と、門者は門番と、舍人

信無二命、
【註】欲行信者、不受二命、
信無。信を行はうと思へば二君の命は受られませぬ一方は僞に成らねばならぬ、

君之賂臣、不知命也、受命以出、有死無霣、
【註】霣、廢隊也、
君。始めに私へ賄を下さるゝと申ものは、命を御存知ないと申もの也、○受。臣たる者が命を受て一たび出でゝは、死んだとても廢ては致さぬ、

又可賂乎、臣之許君以成命也、
【註】成其君命、
又。それに又何として賂て廢させられうぞ、○臣。私が成程と君に許したのは、手前の君の命を成就致したさのことで有つた、

死而成命、臣之祿也、寡君有信臣、
【註】己不廢命、
死。私は死んでも君命さへ成就致せば、臣が福祿と存ずる、○寡。晋君が方には命を棄てぬ臣が有て、

下臣獲考、
【註】考、成也、
下臣も又それを成就致したからは、

死又何求、楚子舍之以歸、
死。死でも本望で外に求むることはないと云た、○楚。爰らが楚子の大器な處である、ゆるして歸されたと也、

夏、五月、楚師將去宋、
【註】在宋積九月、不能服宋故、
夏五。楚王も前年の九月から宋を圍んで、今五月迄九箇月圍んでもまだ得降されいで退屈を致されて、最早去てゝ歸らうと云れた、

申犀稽首於王之馬前、曰、毋畏知死而不敢廢王命、王棄言焉、

の國の兵を殘らず引率して、追付け加勢を致さうと云た、○鄭。此使者を鄭人が執へて楚へ獻じた、○楚。楚王が色々の物を賜て解揚をすかして、○使。とは晉からは得救はぬと云て、宋に力を落させてくれよと賴れた、

不許、三而許之、登諸樓車、使呼宋人而告之、

【註】樓車、車上望櫓、

不。解揚がそれは得申すまいと云た、○三。あまり賴まるゝ故、然ば云はうと許た、○登。車の上に屋臺の有るに解揚を乘て押出した、

遂致其君命、楚子將殺之、使與之言曰、爾既許不穀、而反之、何故、非我無信、女則棄之、速即爾刑、對曰、臣聞之、君能制命爲義、臣能承命爲信、信載義而行之爲利、謀不失利、以衞社稷、民之主也、義無二信、

【註】欲爲義者、不行兩信、

遂。したれば解揚が存の外、追付け加勢を遣さう程に楚に降るなと、晉君の口上を大音にて述た、日本の鳥井强右衞門が有樣也、○楚。楚王の怒られて殺さうと云て、○使。解揚へ云るゝには、其方は一度我に許容して宋へ答へうと云て、なぜ反之ひつくり返しを云た、其罪に因て只今斬罪申付る、○何。汝を殺すは此方の無理ではない、女が約束を棄てゝ僞つた故じや、○速。然ばら爾が罪なれば早く刑に付け、承つたかと申渡させたと也、○對曰。解揚が答に、臣が承つたは、君と云ものは能制命玉ひて、命令を正く成さるゝを義と爲して、臣は其命を能く承つて用ふるを爲信と也、○信。信は義を載て、信を土臺にして義を行ふを利とする、其利を失はぬやうに謀りて、國を守護するを民の主と致すとなり、○義。然れば義に二つの信はない、義を立てようとすれば二の信は行れぬ、

天○ 今天から楚へ幸を與へ玉ふ最中なれば、○未○楚と爭はれぬ、○雖○ 何ほど此晉が強いと云ても、天命に違ふことは成るまい、○諺○ 高くしたり下くしたりして、時の宜に從ふと云は、此方の心に有と也、

川澤納汙、

【註】受汙濁、

川○ 潔白な川澤の清水も、時有ては泥水が流れ込めば汙濁となる、

山藪藏疾、

【註】山之有林藪、毒害者居之、

山○ 山には可用林藪の美材あれども、又豺や狼や毒蛇の類の人を害する物を藏す、

瑾瑜匿瑕、

【註】匿亦藏也、雖美玉之質、亦或居藏瑕穢、

瑾○ 美い玉と云へども瑕も有るもの、

國君含垢、

【註】忍垢恥、

國○ 時に因ては、國君と云へども恥をこらへねば成らず、

天之道也、

【註】晉侯恥不救宋、故伯宗爲說小惡不損大德之喩、

則此が天の道也、【注】晉侯の救はぬを恥に思はるゝ體ゆゑ、諫むるとて如此たとへを引た、すれば少しの恥は君の疵には成らぬと云ことである、

君其待之、

【註】待楚衰、

今楚が威を振へども又衰る時が有らうに待玉へ、

乃止、使解揚如宋、使無降楚、曰、晉師悉起、將至矣、鄭人囚而獻諸楚、楚子厚賂之、使反其言、

【註】反言晉不救、

乃○ 夫ゆゑ加勢を止られて、解揚と云者を宋へ遣して返答に、隨分城を抱へて楚に降參を致さるゝな、晉

初稅畝、

【註】公田之法、十取其一、今又履其餘畝、復十收其一、故哀公曰、二吾猶不足、遂以爲常、故曰初、

是は魯國で年貢を增した故書た、【注】公。餘畝とは十に一を取た一の餘りの田に、又撿地を入れて十の一を取られた、○故。論語にある通り二つ取りと哀公の云はれた、魯で二つ取りは此を始めとして、以後常例に成たと也、

冬、蝝生、

【註】蝝子以冬生、遇寒而死、故不成螽、

魯のことなり、

饑、

【註】風雨不和、五稼不豐、

解に不及、

【傳】十五年、春、公孫歸父會楚子于宋、

【註】終前年傳、

孟獻子が諫を用ひられた、

宋人使樂嬰齊告急于晉、晉侯欲救之、伯宗曰、不可、

【註】伯宗、晉大夫、

楚から攻るに付て、加勢を請ひに來た、○晉。晉侯はさらば援兵を出さうと致された、○伯。大夫が止めたとなり、

古人有言、曰、雖鞭之長、不及馬腹、

【註】言非所擊、

古。何程鞭が長くても馬の腹は擲れませぬ、腹を打てばたまらぬ、是は可擊所でないをたとへた、今楚を伐つことは可擊時節でないと云ふこと、

天方授楚、未可與爭、雖晉之彊、能違天乎、諺曰、高下在心、

【註】度時制宜、

れて後、やう〳〵賄を獻じては後手に成て及ばぬ、

今楚在宋、君其圖之、公說、

【註】爲明年、歸父會楚子傳、

今○幸ひ今大國の楚が宋を圍で居る程に、君宜く取計せ玉へと也、○公○魯侯の大分喜れたとなり、

【經】十有五年、春、公孫歸父會楚子于宋、

前傳の言を用ひて會させられたと也、

夏、五月、宋人及楚人平、

【註】平者、總言二國和、故不書其人、

告文、【注】平○兩國が和したと云心ゆゑ人とすることも也、

六月、癸卯、晉師滅赤狄潞氏、以潞子嬰兒歸、

【註】潞赤狄之別種、潞氏國、故稱氏、子爵也、林父稱師、從告、

告文なり、

秦人伐晉、

【註】無傳、

告文なり、

王札子殺召伯毛伯、

【註】稱殺者名、兩下相殺之辭、兩下相殺、則殺者有罪、王札子、王子札也、蓋經文倒札字、

告文、周の卿王子札が召伯と毛伯二人を殺した、【注】稱○兩下とは兩方共に臣下同士相殺し及傷するの辭也○兩○臣下同士戰た時は、殺人が罪人故王子札と名を出して貶した、○蓋○經文には顚倒したなり、

秋、螽、

【註】無傳、

自國のこと、

仲孫蔑會齊高固于無婁、

【註】無傳、無婁、杞邑、

魯のことなり、

【註】子家、歸父字、懷、思也、
魯國の歸父は後々は亡ぶるで有らう、○懷。大分魯國をなつかしく思ふと也、

懷必貪、貪必謀人、謀人、人亦謀已、一國謀之、何以不亡、

【註】爲十八年、歸父奔齊傳、
懷。國を思へば必ず貪欲が生ずる、貪る心が生ずれば人を謀る者なり、人を謀れば人も又己を謀る、是では一國が皆謀るやうに成て何として亡びまいや、

孟獻子言於公曰、臣聞小國之免於大國也、聘而獻物、

【註】物、玉帛皮幣也、
魯侯へ云には、小國の大國の難を免れ侵されぬと云は、屹と禮使を以て玉帛等の進物をすれば也、

於是有庭實旅百、

【註】主人亦設籩豆百品、實於庭以答賓、
於。そこで大國からも庭實旅百と云て種々の物を庭に積て賜ふことなり、

朝而獻功、

【註】獻其治國、若征伐之功於牧伯、
朝。また國を治て、征伐の功を諸侯頭へ獻上すれば、

於是有容貌采章嘉淑、而有加貨、

【註】容貌、威儀容顔也、采章、車服文章也、嘉淑、令辭稱讃也、加貨、命宥幣帛也、言往共則來報亦備、
於。其時には大國の方よりも、威儀を正し容顔を和して、車服を美くして嘉淑の口上も調へ、讃美致さるゝやうに成て、丁寧にあひしらはるゝのも、此方の仕むけであると也、

謀其不免也、誅而薦賄、則無及也、

【註】薦、進也、見責而往、則不足解罪、
謀。免れぬことを恐れ謀りながら、棄おいて誅せら

不假道、鄙我也、鄙我亡也、

【註】以我比其邊鄙、是與亡國同、○華　宋の華元が云に
及宋　果して押へて通さぬ、
は、此方の城下を通りながら、道を貸して下されとも
云はぬは無作法千萬也、我らを被官にした仕方也、○
鄙　我を左やうにすると云ふは亡國取扱ひと云もの
じや、

殺其使者、必伐我、伐我、亦亡也、
亡一也、乃殺之、楚子聞之、投袂
而起、

【註】投、振也、袂、袖也、
殺　今此使者を殺したら必ず楚から我を伐つで有ら
う、我を伐たば亡すで有らうが、○亡　亡國とせらる
ゝも亡されたも亡と云に二つはないと云て、申舟を
殺した、○楚子　楚王が聞れて、何殺したと云て、腕
まくりをして走り出された、

屨及於窒皇、

【註】窒皇、寢門闕、
屨　爰は急ぎあわてた體を能く書いた、楚王が供廻
りに構はず走り出された故、履持は御座の間の門で
追ひ付た、

劒及於寢門之外、車及於蒲胥
之市、秋、九月、楚子圍宋、

劒　刀番は御坐の間の外で追ひ着、車は楚の城下の
市町で追ひ付た、其勢が甚しい、○秋　圍んだと也、

冬、公孫歸父會齊侯于穀、見晏
桓子、與之言魯樂、桓子告高宣
子、

【註】桓子、晏嬰父、宣子、高固、
歸父が齊の晏桓子に逢て物語りするとて、我が故郷
魯國の樂みな談而已を云て、殊の外魯國を慕ふ體に
みえた、○桓　會を散じて晏桓子が高宣子へ談るに
は、

曰、子家其亡乎、懷於魯矣、

鄭伯如楚、謀晉故也、鄭以子良爲有禮、故召之、

【註】有讓國之禮、

鄭○とりかへた、○鄭○子良は善い人故相談相手に呼んだ、

楚子使申舟聘于齊、曰、無假道于宋、

【註】申舟無畏、

楚○楚王が申舟と云者を齊へ聘禮使につかはすとて、○曰○宋へかゝりて宋の城下を經て齊に至るゆゑ、御領分を通して下されよと頼む筈なれども、宋を旗下あへしらひにするとて、左やうに斷りを云なと也、無理な云分なり、

亦使公子馮聘于晉、不假道于鄭、申舟以孟諸之役惡宋、

【註】文十年、楚子田孟諸、無畏扶宋公僕、

亦○是は晉へ使をやるとて、是も鄭を通らねば行れぬ也、是にも借りて行くには及ばぬと命せられた、奢た云分也、○申○此申舟と云男は、前方孟諸の役に宋公の僕を扶て、宋に憎れて居る者である、

曰、鄭昭宋聾、

【註】昭、明也、聾、闇也、

曰○それ故云には、鄭人は明かな君なれば理不盡も致すまいが、宋はつんぼ同やうな暗君なれば、道を借らぬと云たらば無事に通しは致すまい、

晉使不害、我則必死、王曰、殺女、我伐之、見犀而行、

【註】犀、申舟子、以子託王、示必死、

晉○然れば晉へ參る、公子馮は害も有るまい、私は必定殺さるゝでござらうと也、○王曰○其方を殺しなどしたら我が宋を伐て仇を報はうと云はれた、○見○左やうならば、私は再び歸りませぬから、倅を何とぞ召仕はれて玉はれと云て、目見えをさせて行た、

及宋、宋人止之、華元曰、過我而

【傳】十四年、春、孔達縊而死、衞人以說于晉而免、

【註】以殺告、故免于伐、

先達て云た通り、一命をすてた、○衞。孔達一人が仕業也とてわび言をした故、衞の國は免れた、

遂告于諸侯曰、寡君有不令之臣達、構我敝邑于大國、既伏其罪矣、敢告、

【註】諸殺大夫、亦皆告、

遂。衞侯の同盟の國々へ告て、拙者不届なる臣が有て、名を達と申す者なるが、彼めが敝邑と晉國の間を不和にせうと致した、故に既に罪に申付けた、それ故告げまするとも、

衞人以爲成勞、復室其子、

【註】以有平國之功、故以女妻之、

衞。衞侯の如此には致されたけれども、孔達が命を弃てたゆゑ、國が伐れなんだ、功勞を賞して復衞侯の女を孔達が子に妻せて、

使復其位、

【註】襲父祿位、

孔達が官職と奉祿をあたへられたとなり、

夏、晉侯伐鄭、爲邲故也、

【註】晉敗於邲、鄭遂屬楚、

楚が克たれば、あの方へ附たを憎みて討た也、

告於諸侯、蒐焉而還、

【註】蒐、簡閱車馬、

告。勢をそろへて歸つた、

中行桓子之謀也、曰、示之以整、使謀而來、鄭人懼、使子張代子良于楚、

【註】十二年、子良質於楚、子張、穆公孫、

中。荀林父が謀で有つた、○曰。鄭が勘考して此方へ附くやうにせうとして也、

【註】尋清丘之盟、以責衞、
果して晉からゆるさぬ故に討ちに來た、【注】尋。盟
をたんだへて窮問する、
使人弗去、曰、罪無所歸、將加而
師、孔達曰、苟利社稷、請以我說、
【註】欲自殺以說晉、
使人。。晉の使が去らずして、罪に落る人が無くては
衞君が相手じや、師を加へて攻めんと云た也、○孔。
少しでも國に利にならば、我は死んでもよいと也、
罪我之由、我則爲政而亢大國
之討、將以誰任、
【註】亢、禦也、謂禦宋討陳也、
罪。なる程罪は我より出たと也、我爲政とて事を執
て宋を禦いだからは、大國の攻も誰にあぶせうや、
我則死之、
【註】爲明年、殺孔達傳、
我腹を切らうと也、

【經】十有四年、春、衞殺其大夫孔
達、
【註】書名、背盟于大國、罪之、
告文なり、
夏、五月、壬申、曹伯壽卒、
【註】無傳、文十四年、盟新城、
告文なり、
晉侯伐鄭、
告文なり、
秋、九月、楚子圍宋、
告文なり、
葬曹文公、
無傳、
告文なり、
冬、公孫歸父會齊侯于穀、
魯より會せしめた、

自國のこと、

冬、晉殺其大夫先縠、

【註】書名、以罪討、

告文なり、

【傳】十三年、春、齊師伐莒、莒恃晉而不事齊故也、

晉を好みにして齊をすてた、

夏、楚子伐宋、以其救蕭也、

【註】救蕭、在前年、

前に宋が蕭を救た故、楚王の公子が殺された、それを怨んで討た、

君子曰、清丘之盟、唯宋可以免焉、

【註】宋討陳之貳、今宋見伐、晉衞不顧盟以恤宋、而經同貶宋大夫、傳嫌華椒之罪、累及其國、故曰唯宋可以免、

○君　宋ばかりは盟を違へなんだ、

秋、赤狄伐晉、及清、先縠召之也、

【註】邲戰不得志、故召狄欲為變、清一名清原、

狄が晉を侵したは先縠が仕業で、引入れた、邲の戰でまた本意をとげなんだを怒て、又晉の國をさわがせた惡い者である、

冬、晉人討邲之敗、與清之師、歸罪於先縠而殺之、盡滅其族、君子曰、惡之來也、己則取之、其先縠謂乎、

【註】盡滅其族、為誅已甚、故曰惡之來也、

二箇條の罪により討めて殺した、○盡　一族までたやした、○君　一族まで亡さるゝやうな甚しき惡の來ると云者は己が心から取りむかへたと云もの也、即此先縠がことを云ふと也、

清丘之盟、晉以衞之救陳也、討焉、

存焉、號而出之、

【註】號、哭也、傳言蕭人無守心、

明○崩れて散々に成た、其時申叔が古井戸を見たれば、ふちに草が結である、大聲して號て引上げ助けたと也、蕭の者どもが必死に守らなんだを云た、

晉原縠、宋華椒、衛孔達、曹人、同盟于淸丘、

【註】原縠、先縠、

四箇國盟て、

曰、恤病討貳、於是卿不書、不實其言也、

【註】宋伐陳、衛救之、不討貳也、楚伐宋、晉不救、不恤病也、

其誓約に、病ひの有る時は互に恤み、二心の有る者は討たんと云た、○於　此言が違た故、經には卿の名がない、約が違ては盟はぬも同じことで有る、

宋爲盟故伐陳、

【註】陳貳於楚故、

宋爲　上の如く盟たゆゑに、陳が楚に二心有るを伐た也、

衛人救之、孔達曰、先君有約言焉、若大國討、我則死之、

【註】衛成公與陳共公有舊好、故孔達欲背盟救陳、而以死謝晉、爲十四年衛殺孔達傳、

衛○　衛も盟て居れば、共に討つべき筈なるに却て陳を救た、○孔　先君の代から陳とは約言有て、舊好の國なれば救はねば成らぬ、若し大國の晉から咎めて討伐に來たら、拙者が申分けに腹を切らうと云た、

【經】十有三年、春、齊師伐莒、

告文なり、

夏、楚子伐宋、

告文なり、

秋、螽、

【註】無傳、爲災、故書、

【註】纊綿也、言說以忘寒、

三軍　王の一言の有難さに寒さを忘れて、皆綿を着た如くに有たと也、

遂傅於蕭、還無社與司馬卯言、號申叔展、

【註】還無社、蕭大夫、司馬卯、申叔展、皆楚大夫也、無社素識叔展、故因卯呼之、

遂　彌おし詰たと也、○還　蕭の大夫の還無社と云者が、楚の大夫司馬卯に申叔展を呼で下されよと云て、是に助てくれと云た、

叔展曰、有麥麴乎、曰無、有山鞠窮乎、曰無、

【註】麥麴、鞠窮、所以禦濕、欲使無社逃泥水中、無社不解、故曰無、軍中不敢正言、故謬語、

叔展　申叔展が呑込で、城外から呼で麥麴を所持して居るかと云た、○曰　變たことを云ふと思て、無いと云た、○有　鞠窮が有るかと云た、是もえ悟らいで無いと云た、是は二色ともに濕をはらふ藥也、是を云つた心は、泥川へでも入てかくれて居よと云こと也、互に敵味方故あらはに云ひかはされぬ故、濕に當るなと云心なれども得解せなんだ、

河魚腹疾、奈何、

【註】叔展言無禦濕藥、將病、

河　腹の瀉する病を云、濕ばらひの藥が無くば、腹の下た時には何とするぞと云た、

曰、目於眢井而拯之、

【註】無社意解、欲入井、故使叔展視虛廢井、而求拯己、出溺爲拯、

曰　やう／＼悟て、眢井は古井戸のこと、古井戸に氣を付て拯て下されと云た也、

若爲茅絰、哭井則己、

【註】叔展又敎結茅以表井、須哭乃應以爲信、

若　草を結で井の緣におかれよ、哭するならば己と云ことを知られよと也、

明日蕭潰、申叔視其井、則茅絰

國も散々弱められた、

今天或者大警晉也、

【註】警、戒也、

今。　今度晉の敗れたは、天から警め玉ふた處なるに、

而又殺林父以重楚勝、其無乃久不競乎、林父之事君也、進思盡忠、退思補過、社稷之衛也、若之何殺之、夫其敗也、如日月之食焉、何損於明、晉侯使復其位、

【註】言晉景所以不失霸、

又良將の荀林父を殺し玉ふては、彌以て楚の勝を重ぬると云ものである、○其。　いつ迄も此損が癒えますまい、○林。　良臣で善き國家の衛り也、○若。　殺し玉ひては楚の得臣を殺したと同じことになる、○夫。　不圖して敗れたで、何ぞ林父が疵に成らうぞ、○晉。　本職に復されたと也、

冬、楚子伐蕭、宋華椒以蔡人救蕭、蕭人囚熊相宜僚、及公子丙、王曰、勿殺、吾退、蕭人殺之、王怒、遂圍蕭、蕭潰、申公巫臣曰、師人多寒、王巡三軍、拊而勉之、

【註】拊、撫、慰勉之、

楚國から蕭を伐た、○宋。　加勢に出た、○蕭。　援兵が有た故、楚が敗れて熊相宜僚、公子丙兩人ともに楚の兵也蕭へ生捕られた、○王曰　其時楚王の云はるゝには、其兩人を殺してくれるな我圍を解いて退かうと云はれた、○蕭。　是が蕭人が無智なる擧動也、終に二人を殺した、○王。　もはや楚王がゆるさぬ也、○遂。　大軍を引率してよせた故、蕭もくづれた、○申。　楚王へ云には、大分士卒がこゞえましたと告げたと也、○王。　楚王が自ら陣中を巡て言葉をかけて、皆の者も寒からうが今少し精を出せと云はれた、

三軍之士、皆如挾纊、

【註】貞子、士渥濁、國へ歸て、○桓　總大將故、荀林父が切服致さうと請ふた、○晉　死を賜はうと致された、○士貞　それはわるいと也、

城濮之役、晉師三日穀、

【註】在僖二十八年、城　先年城濮にて晉楚の大合戰の時に、楚を散々に追討て、楚の兵糧を奪て三日の間食つた、

文公猶有憂色、左右曰、有喜而憂、如有憂而喜乎、

【註】言憂喜失時、文公　それでも君文公には まだ憂ひの御顏色が有た、○左　近習が云には、喜有て憂玉ふならば、若憂の有つた時には喜び玉ふかと云た、

公曰、得臣猶在、憂未歇也、

【註】歇、盡也、公曰　否さうでは無い、楚には まだ得臣と云 良臣が居る、すれば今度克つたと云て、まだ油斷は成らぬなれば、憂はまだ止まぬ、

困獸猶鬬、況國相乎、及楚殺子玉、

【註】子玉、得臣、困　獸でも今は遁れぬと思へば 人に 嚙付く、況や國の宰相をや、又仕返しを爲さずには居ぬ、○及楚　得臣が死だと聞玉ひて、

公喜而後可知也、

【註】喜見於顏色、文公の喜が顏色にあらはれ知れた、

曰、莫余毒也已、是晉再克而楚再敗也、楚是以再世不競、

【註】成王至穆王、曰　吾を毒する者が無く成たとの玉ひた、○是　此方は勝た上に、敵の大將に自害させたは勝の上の勝にて、楚は負の上の負也、○楚　それ故此後二代は楚

成事而還、

【註】傳言楚莊有禮、所以遂興、大分の臣民は皆忠を盡して君命に討死をした、○又　かたく以て京觀は作られぬと云て、○祀　河水の神を祀て、先祖の宮を作て、軍に克たと告て歸られたと也、楚の莊王の如此明君故、榮えられたと云を示した也、

是役也、鄭石制實入楚師、將以分鄭而立公子魚臣、辛未、鄭殺僕叔及子服、

【註】僕叔、魚臣也、子服、石制也、

是役　今度楚の鄭へ押寄せた譯は、石制が巧みが有て、楚の勢を鄭へ引入れて鄭を亂し國を分て、魚臣を立つるつもりで有たと也、○辛　あらはれて兩人のむほん人は殺された也、

君子曰、史佚所謂毋怙亂者、謂是類也、

【註】言恃人之亂以要利、

君子　古の史官が人の亂を怙みにして利を得やうと思ふなと云たは、是の類を云たものと也、

詩曰、亂離瘼矣、爰其適歸、

【註】詩、小雅、離、憂也、瘼、病也、爰、於也、言禍亂憂病、於何所歸乎、歎之、

詩　亂憂の病しいのは何れの所へ歸し趣くぞ、

歸於怙亂者也夫、

【註】恃亂則禍歸之、

歸　亂を怙む者の身へ歸するで有らうとなり、

鄭伯許男如楚、

【註】爲十四年、晉伐鄭傳、

始めに欒武子が、鄭は二國の旗色を見て克た方へ從ふで有らうと云た、果して楚へ附た、是で晉も棄て置けぬ筈也、

秋晉師歸、桓子請死、晉侯欲許之、士貞子諫曰、不可、

暴逆にして兵を戢めいで、何として大を保たれうぞ、○猶　晋でも亡びたらば少しでも功なれども、晋は其儘有る也、○焉　何として功を定めたと云はれう、○所　民の欲せぬことを止ることもえせぬ、何として民を安じたと云れうぞ、○無　德も無くて鄭を強て引ぱり爭ふ、何として衆が和がんや、○利　人の危を我利として、

而安人之亂、以爲己榮、何以豐財、

【註】兵動則年荒、

人の亂を我が安しとして、己が榮華とす、何を以て民が豐に成らうや、

武有七德、我無一焉、何以示子孫、其爲先君宮、告成事而已、

【註】祀先君告戰勝、

武　上の七德に於て我には一つも無い、何を手本に子孫へ示さうやと也、○其　たゞ此戰場に先祖の鬼神を勸請して宮でも建てゝ、軍事を成就して勝利を得ましたと告るより外に可爲ことはない、

武非吾功也、古者明王伐不敬、取其鯨鯢而封之、以爲大戮、於是乎有京觀、以懲淫慝、

【註】鯨鯢大魚名、以喩不義之人吞食小國、

武非　武功と云ては我には一つもない、古の明王は不敬なるを征伐成されて、鯨の小魚を吞むが如く、大國の小國を侵すを討取り玉ひて、それを封じ塚に築きて、○以爲　大なる誅戮を成されたと云驗しに、其時こそ京觀と云を建玉ひて、淫亂なる惡君を懲しめ玉ふたものなれ、

今罪無所、

【註】晉罪無所犯也、

今　今晉の國には左やうな罪の犯す所も無くて、

而民皆盡忠、以死君命、又可以爲京觀乎、祀于河、作先君宮、告

又。武の卒りの章に紂王を誅し玉ひて、其功を定むることを致すとあるなり、

其三曰、鋪時繹思、我徂惟求定、

【註】其三、三篇、鋪、布也、繹、陳也、時、是也、思、辭也、頌美武王能布政陳教、使天下歸往求安定、

其。其三篇目には、武王の政を鋪き、教を繹らね玉ひて、天下を安定ならしめんと求め玉ふと也、

其六曰、綏萬邦、屢豐年、

【註】其六、六篇、綏、安也、屢、數也、言武王既安天下、數致豐年、此三六之數、與今詩頌篇次不同、蓋楚樂歌之次第、

其。武王の天下萬邦を安んじ玉ひて、數豐年を致すと也、

夫武、禁暴、戢兵、保大、定功、安民、和衆、豐財者也、

【註】此武七德

夫。如此なれば武と云物は、一に暴逆を禁じ、二に人を服させて軍兵を戢め、三に天下を平げて大を保じ、四に大敵を悉く亡して功を定め、五に天下を平に治め民を安んぜしめ、六に衆を和げ安穏ならしめ、七に萬民富豐に有らしむる、是を武の七德と云と也、

故使子孫無忘其章、

【註】著之篇章、使子孫不忘、

故使。それ故に武王の如くに、子孫へ示さうとて、篇章に著して忘れぬやうにすると也、

今我使二國暴骨、暴矣、觀兵以威諸侯、兵不戢矣、暴而不戢、安能保大、猶有晉在、焉得定功、所違民欲猶多、民何安焉、無德而強爭諸侯、何以和衆、利人之幾、

【註】幾、危也、

今。所を今吾に何の德が有るや、先づ晉楚二國の民を討死させて骨を暴させた、是暴逆の一つ也、〇觀干戈をつゝむことは扨おき、兵威を觀して以て諸侯を威す、是兵を戢めぬといふ者也、〇暴　右のやうに

丙。翌日小荷駄が邲へ到着した、【注】重。輜は兵糧器物なり、それを改め載せて重ねて屯するを云、

遂次于衡雍、潘黨曰、君盍築武軍、

【註】築軍營以彰武功、

而收晉尸以爲京觀、

【註】積尸封土其上、謂之京觀、

衡雍に陣取られた、○潘。楚王へ云には、なぜ武軍を築て晉の討死したる死骸を埋めて、京觀とは成されぬぞと也、是耳塚の事である、

臣聞克敵必示子孫、以無忘武功、楚子曰、非爾所知也、夫文止戈爲武、

【註】文、字、

臣。斯様な勝軍は子孫へ示さんために、京觀を築いて、武功を忘れさせぬ様に致すことと承たと也、○楚。子。楚王そこらにぬかりは無い人である、否や是は其方どもが知たことでは無い、○夫。文とは文字のことを云、先づ武と云文字は、戈を止むると書て、是を武と云と也、

武王克商、作頌曰、載戢干戈、載櫜弓矢、

【註】戢、藏也、櫜、韜也、詩美武王能誅滅暴亂而息兵、

武王。それ故に周の武王は殷に克ち玉ふて、詩の頌を作て、○曰。干戈を戢むとある、暴亂さへ平げ玉ふと、もはや干戈は袋に入れてをさめ玉ふと也、

我求懿德、肆于時夏、允王保之、

【註】肆、遂也、夏、大也、言武王既息兵、又能求美德、故遂大而信王保天下、

我。武王の兵を止め玉ひて美い德を求め玉ふに因て大に榮え玉ふて保之玉ふと也、

又作武、其卒章曰、耆定爾功、

【註】武、頌篇名、耆、致也、言武王誅紂致定其功、

い矢を選のけて魏錡が箙にさすと也、

廚子怒曰、非子之求、而蒲之愛、

【註】蒲、楊柳、可以爲箭、

○廚　吝いことをすると思て、魏錡が怒て云には、こなたは子の生捕れたを取返さうと求めらるゝではないか、それに蒲を惜で居て間に合ふものかと也、蒲は矢の箆にする物である、

董澤之蒲、可勝既乎、

【註】董澤、澤名、河東聞喜縣東北有董池陂、既、盡也、

○董　董澤にある箆は何ほどでも有て、取り盡されぬと也、

知季曰、不以人子、吾子其可得乎、吾不可以苟射故也、射連尹襄老、獲之、遂載其尸、射公子穀臣、囚之、以二者還、

【註】穀臣、楚王子、

○知　否さうではない、吾は子を奪はれた者なれば、此方へも人の子を得ねばならぬ、左なくては吾が子がとり返されぬと也、○吾　それで端武者にはめつたによい矢は射ぬと云た、○射　終には楚の歴々を射て、其死骸を車に載せ、楚王の子の穀臣と云を捕へて、二人を得て歸たと也、歴々の死骸は敵に捕れて弃てゝはおかぬ、それゆゑ取易になるなり、

及昏、楚師軍於邲、晉之餘師不能軍、

【註】不能成營屯、

○及昏　黄昏に及んで、楚の軍勢は邲に陣を張た、○晉　晉の討洩されは陣を備ふることも得せず、

宵濟、亦終夜有聲、

【註】言其兵衆、將不能用、

○宵　夜中に追々に川を濟て逃るである、○亦　夜もすがらどや〳〵と人聲がしたと也、

丙辰、楚重至於邲、

【註】重、輜重也、

云た、是は後から趙旃が歩立に成て難義をして來るゆゑ、顏を見ては下りて車を與へて助けねばならぬ、若年な子共が助けたさに知らぬ貌をして逃るつもりで、後を見るなと云た、

顧曰、趙傁在後、

【註】傁、老稱也、

○顧　然るを此子共が案がなくて、終には後をふり向いて、あとに趙傁が歩立に成てござると云た、

怒之使下、指木曰、尸女於是、授趙旃綏以免、明日以表尸之、

【註】表所指木取其尸、

○怒　もはや乘せずにはおかれぬ故、逢大夫が大に怒て車より下すとて、己れらが死骸を是れ此の木の下で拾ふで有らうと云て、趙旃に車を與へ綏をとらせて以て免れしめたと也、○明　明日件の木を目驗にして死骸を見たれば、

皆重獲在木下、

【云】兄弟累尸而死、

兄弟の死骸が重て木の下に殺されて居たと也、

楚熊負羈囚知罃、知莊子以其族反之、

【註】負羈、楚大夫、知罃、知莊子之子、族、家兵、反、還戰、

○楚熊　楚國の大夫の熊負羈と云者が、晉の知罃を生捕た、○知莊　知罃が親也、子を生捕られた故、自分の一族家來の兵を引つれて、取て反して戰ふ也、

廚武子御、

【註】武子、魏錡、

○廚　莊子が馬をつかふである、

下軍之士多從之、

【註】知莊子下軍大夫故、

○下　屬軍の兵が大分從つた、

毎射、抽矢菆納諸廚子之房、

【註】抽、擢也、菆、好箭、房、箭舍、

○毎　敵に向て矢を放すとて、己が後より矢を取て好

【註】以乘左得勝故、
自是　是が吉例と成て、楚王は此以後は左に乘らるゝと也、

晉人或以廣隊不能進、

【註】廣、兵車、
晉人　晉人が逃るとて、車を窪みへ乘込て得出ぬ、

楚人惎之脱扃、

【註】惎、敎也、扃、車上兵闌、
楚　後から追ながら敵が敎へて、それ其車の上かざりを拔け、車が輕くなるとまはると云つた、

少進、馬還、又惎之拔旆投衡、乃出、

【註】還、便旋不進、旆、大旗也、拔旆投衡上、使不帆風、差輕、
少　それで少づゝ進みたれば、馬　還はめぐることにて、前へすゝまぬ也、又　又楚の敵が、それ其馬に付てある幡を拔いて車の衡にくゝり付けよ、その幡に風がもつて、重い故に得すゝまぬと云た、乃　それで車が輕く成てすら〳〵と逃たと也、

顧曰、吾不如大國之數奔也、趙旃以其良馬二、濟其兄與叔父、以他馬反、遇敵不能去、弃車而走林、逄大夫與其二子乘、

【註】逄氏、

謂其二子無顧、

【註】不欲見趙旃、
顧曰　晉人が後をふり向いて云には、偖も功者なことである、吾らは其方達のやうに折々逃げたことがない故、逃げ功者がないと云た、へらず口也、趙　自分に良き馬に乘て居たを二匹といて、兄と叔父とが危いを濟して、其身は外の馬に乘て反るとて、路で敵に遇て、馬が間にあはで逃られぬと云て、車を弃てゝ林に走り、歩立と成て逃た、逄　二人の子共を乘せて、自分と三人乘て逃るとて、二子に後を向くなと

使。大夫に命じて、游闕は游軍のことを云、缺たるを補ふ游車を四十乘設けて、

從唐侯以爲左拒、以從上軍、駒伯曰、待諸乎、

【註】駒伯、郤克、上軍佐也、

唐の惠公に從へて以て左拒と云陣を爲て、晉の上軍のまだ崩れぬのを追はうと構へたと也、○駒　晉の方では上軍の佐と成りたる郤克が、是を待受て戰はうと云た、

隨季曰、楚師方壯、若萃於我、吾師必盡、

【註】萃、集也、

隨季　大將が否無用に致されよ、楚の軍は眞盛り勇んで居る、若しあれが一同に我が陣へ寄せ來らば、吾が軍兵は皆殺しに成るで有らう、

不如收而去之、分謗生民、不亦可乎、

【註】同奔爲分謗、不戰爲生民、

不　それより人數を收て引揚げるがよい、○分　ともに吾々も逃げた仲間の內へ入れば、謗りを分けて民を生じ助けるである、戰へば死なしむる、生す方がよいでは有るまいかと云て、

殿其卒而退、不敗、

【註】以其所將卒爲軍後殿、

自分の率ゐた軍兵を引つれて、敗軍の後とからゆうゆうと殿後して退いて、敗れなんだと也、

王見右廣將從之乘、屈蕩尸之曰、君以此始、亦必以終、

【註】尸、止、軍中易乘、則恐軍人惑、

王見　楚王は始め出陣の時に、左の車に乘て出られた、今此所で右廣に乘替へて行かうと致された、○屈　左の車を指して、君は始に此車に召して出陣成されて、今右に召しては軍兵が惑ひませう、やはり始の車に召されよと云て止た、

自是楚之乘廣先左、

りかゝつた故、舟爭ひが出來た、平家の四國落の有
様也、○舟　舟へ乘らんと取付くを乘せじと切り拂
ふた、指が舟の中に掬は兩方の手にてすくひ出す程
有たと也、

晉師右移、上軍未動、

【註】言餘軍皆移去、惟上軍在、經所以書戰言
猶有陳、

○晉　晉の軍勢形のごとく敗北して散々になれども、
先達て上軍の大將士會が軍配が能くて、七箇所の伏
兵を設けた計りに此一軍は動かなんだと也、是が大
事なことである、此上軍が踏留てさゝへた計りに、經
文に及楚子戰于邲と書れた、是餘は一矢もえ不
射、たゞ逃たが大仕合で有た、

工尹齊將右拒卒、以逐下軍、

【註】工尹齊、楚大夫、右拒、陳名、

○工尹　楚の大夫が右拒と云ふ備の大將と成て、趙朔
を逐ひ走らした、

楚子使唐狡與蔡鳩居告唐惠侯、

【註】二子、楚大夫、唐、屬楚之小國、義陽安昌縣
東南有上唐鄕、

○楚　楚王の大夫唐狡と蔡鳩居と兩人に命じて、唐惠
公と云は楚の與力の國である、此人へ使ひを立てゝ、

曰、不穀不德而貪、以遇大敵、不
穀之罪也、然楚不克、君之羞也、
敢藉君靈、以濟楚師、

【註】藉、猶假借也、

○曰　今度拙者が不德なる故に、貪りて以て如此大敵
に遇つて騷動に及ぶ、是偏に拙者が罪と也、○然　左
やうではござれども、今度楚が克ずしては與國の事
なれば、君にも辱と云もの也、○敢　すれば何とぞ君
の御影を借りて、楚の軍勢がすくひたいと存ずる程
に、御太義ながら援兵を成されよと云はれた也、

使潘黨率游闕四十乘、

【註】游車補闕者、

【註】軘車、兵車名、
晉、晉の方には偖は兩人が楚を怒らせたと察して、それ防戰せよと云て、兵車をすゝめて出迎へた、

潘黨望其塵、使騁而告曰、晉師至矣、楚人亦懼王之入晉軍也、遂出陳、孫叔曰、進之、寧我薄人、無人薄我、詩云、元戎十乘、以先啓行、先人也、

【註】元戎、戎車在前也、詩、小雅、言王者軍行、必有戎車十乘、在前開道、先人爲備、
潘　楚の方では此車塵のむらがるを見て、早馬を以て楚王へ、晉の師が寄せかけましたと告た、○楚　楚軍の方では、楚王の深入致されうかと氣づかふて、總軍を押出して陳を張つたである、○孫叔　孫叔が軍勢を下知して云には、早く進め、此方からは薄るとも人に薄らるゝな、○詩云　行を啓くは人に先達て備をなせと云こと也、

軍志曰、先人有奪人之心、薄之也、

【註】奪敵戰心、
軍志　人に先立て先を取れば、敵の戰はうと思ふ心を奪ふ也と云て薄つたと也、

遂疾進師、車馳卒奔、乘晉軍、桓子不知所爲、鼓於軍中曰、先濟者有賞、中軍下軍爭舟、舟中之指可掬也、

【註】兩手曰掬、
遂疾　令尹が軍兵を勵すゆゑ、車は馳る歩卒は奔りて、晉の軍勢へ乘りかけた、○桓子　總大將の荀林父も俄に度を失て、何とも得下知を爲さずうろたへて、○鼓　めつたに太鼓をうつて、やれ逃げよ〳〵と云て居る、○先　一番に河を度て逃た者には恩賞を與へようと云て、大音上て呼はつたと也、大にうろたへた體を云、○中軍　大人數が一同に川端へ出でゝ乘

楚の陣所に至た、

席於軍門之外、使其徒入之、

【註】布席坐示無所畏也、

席　楚の陣所の所にむしろを敷いて、寛々と座をして、手下を入れてやうすを見て、敵を畏れぬ體を示した、

楚子爲乘廣三十乘、分爲左右、

右廣雞鳴而駕、日中而說、

【註】說、舍也、

楚　偖楚の方ではもはや合戰に極まりて手配をする也、先づ兵車三十乘を左右の二た手に分て、一陣に右の十五乘が雞が鳴くと駕して出かけて、日中まではたらいた、○日　是を晝限りにて休ませ、

左則受之、日入而說、許偃御右廣、養由基爲右、彭名御左廣、屈蕩爲右、

【註】楚王更迭載之、故各有御右、

左の十五乘が受取て、新手と成て日中から晩まで攻た、○日入　限りに休息さする也、是は楚の定也、○許　右廣の中の楚子の乘車をつかふ、○養　弓の達人也、車右と成るである、○彭　是は左廣の乘の御となる、○屈　車右也、

乙卯、王乘左廣以逐趙旃、趙旃弃車而走林、屈蕩搏之、得其甲裳、

【註】下曰裳、

乙卯　左の方に楚王がのられた、○以　彼の陣所にむしろを敷て居たのを追駈た、○趙　大軍にびつくりしたか、後をも見ず逃げ出た、剰へ車では逃げられなんだかして、車をすてゝ林中に駈け込だ所を、屈蕩が後から引摑んだ、箕尾谷と景淸がありさま也、草摺を引ちぎられた、

晉人懼二子之怒楚師也、使軘車逆之、

往たる二人の者が若しどの様な云ひ敗りをして、楚を怒らせうも計りがたい、それに楚人が俄に我に乘じてよせた時には、師を喪ふに間はあるまい、すれば、

不如備之、楚之無惡、除備而盟、何損於好、若以惡來、有備不敗、且雖諸侯相見、軍衞不徹、警也、

【註】徹、去也、

○不如　用心しておくに越したことはない、○楚之　若し楚人に惡る氣もなく、盟ふと有た時には、備を除き拂て盟ふまでなり、好みに害はない、○若　惡心を挾んで來たには、備さへ有れば敗れぬ、○且　無事な時でも、諸侯同士の相會するには、軍衞を備へてすてぬが警とて用心也、然れば備は致されよとすゝめた、

彘子不可、

【註】不肯設備、

○彘子　中々承知せぬ也、

士季使鞏朔韓穿帥七覆于敖前、

【註】帥、將也、覆、爲伏兵七處、

○士　兩人を帥ゐて七所に伏兵を設けたと也、

故上軍不敗、趙嬰齊使其徒先具舟于河、故敗而先濟、潘黨既逐魏錡、

【註】言魏錡見逐而退、

○故　此備が用に立て、士季ばかりは敗れなんだ、○趙　是も手當をして大分の舟を集めて、河に浮め繫いでおいた、○故　敗軍の時先へ渡つた、○潘　先達て晉より使に遣はしたる二人の内、魏錡が散々に逐ひまくられて歸たと也、

趙旃夜至於楚軍、

【註】二人雖俱受命、而行不相隨、趙旃在後至、

○趙　是れ晉を出る時には魏錡と一所に使を云付られたれども、同道はせなんだと見ゆる、それで夜に至て

事にかゝり居玉ふ故、御料理方の役人衆も、あたらしい獣は得あげられまいかと存ずるに付て、從者方まで獻ずると云た、

叔黨命去之、

【註】叔黨、潘黨、潘尫之子、

叔○追手の兵に免せ〱と云て去らせた、

趙旃求卿未得、

【註】旃、趙穿子、

趙旃○○此男も晉の卿に成りたいと願て居た、けれども得ならぬ、是を不足に思て居たに、

且怒於失楚之致師者、請挑戰、弗許、請召盟、許之、與魏錡皆命而往、郤獻子曰、二憾往矣、

【註】獻子、郤克、

今又楚から來た三人をいらざる義理だてをして免し返したと怒て、戰を挑みかけやうと云たれども許さぬ、○請○然ばなだめて召び出して盟ふと云た、是を許して始の魏錡と兩人が命ぜられて往たと也、○郤○今度の使は二人ともに國君へ憾のある者が往た、

弗備必敗、彘子曰、鄭人勸戰、弗敢從也、楚人求成、弗能好也、師無成命、多備何爲、士季曰、備之善、若二子怒楚、楚人乘我、喪師無日矣、

【註】乘、猶登也、

弗○どのやうなことを敵へふき込まんも、計りがたいに付て、嚴しく用心をして居らずは敗れを取らうと云た、○彘○彼の無分別者が云ふには、鄭人が戰へ後詰を致さうと云には油斷がならぬと云て、從はず、楚人が盟はうと云へども、それには好みを結ぶでもなく、○師○平きを成すでもなく、戰を命ずるでもなく、備ばかりを多くして、めつたに用心して何にするものぞと云た也、戰は人の和にありと云に、是では勝利のない筈である、○士○兎角に用心をするがよい、

た、

晉鮑癸當其後、使攝叔奉麋獻焉、曰、以歲之非時、獻禽之未至、敢膳諸從者、鮑癸止之、曰、其左善射、其右有辭、君子也、既免、

【註】止不復逐、

晉　追手の敵の內に、鮑癸が後に當て居たに、攝叔を以て其鹿を進物也と云て、鮑癸へ云には、○以　時節が早うて、まだ外から鹿は獻上致すまいと存じて、御供の衆まで進上致すと云た、○鮑　鮑癸が聞て、士卒の追手を止て云には、左車の者は射藝に熟した者也、車右の武士は偖々口上の見事な者で、兩人共に君子と可云者也、もはや追ふこと勿れとて免した、

晉魏錡求公族未得、

【註】錡、魏犨子、欲爲公族大夫、

晉魏　是は晉の方で、常々公族大夫に成度いと追々願へども未得ならぬ、

而怒、欲敗晉師、請致師、弗許、請使、許之、遂往、請戰而還、楚潘黨逐之、及熒澤、見六麋、射一麋以顧獻、曰、子有軍事、獸人無乃不給於鮮、敢獻於從者、

【註】熒澤、在熒陽縣東、新殺爲鮮、見六得一、言其不如楚、

而　それを平生不足に思て怒て居たゆゑ、今度晉の軍を敗軍させたく思て居る、惡るい者である、それゆゑ、○請　此方からも戰を挑まうと云たを、晉の將達が許さぬ、○請　使者に遣て下されと云たゆゑ、遂に遣はしたれば、○請　合戰を致さうと約して歸つたと也、○楚　云ひ敗けた故、楚から今度は潘黨と云者に追駈けさせた、○及　熒澤と云迄來たれば、折しも麋が六疋出た、○射　樂伯が眞似をして見せやうと思たかして、射にかゝりて六匹の內を一匹射留た、○以　後を顧て獻じて云には、○子　足下にも皆々軍

許伯曰、吾聞致師者、御靡旌摩壘而還、

【註】靡旌、驅疾也、摩近也、

是は一車の三人が、各持まへの働を云てある、許伯は御車故己が持まへを云也、吾が聞及んだには戰を挑む者は御者が旗の靡く程に馬を早めて、敵の城壘を摩すほどに近くよりて歸るものと也、

樂伯曰、吾聞致師者、左射以菆、

【註】左、車左也、菆、矢之善者、

樂伯　是は左座に乗て居る故左の持まへを云也、吾が聞たには、左に乗る者は善き矢を一本射て、

代御執轡、御下、兩馬掉鞅而還、

【註】兩、飾也、掉、正也、示閒暇、

其上御者に代て轡を執て、御者は車より下りて馬をかざり、鞅ひを引つくろうて還る者と也、

攝叔曰、吾聞致師者、右入壘折馘、

【註】折馘、斷耳、

攝　車右のことを云、吾らが役では敵の城壘へ入て耳を切て、

執俘而還、皆行其所聞而復、晉人逐之、左右角之、

【註】張兩角、從旁夾攻之、

俘を執へて歸るものと云ことと也、○皆　三人が皆云た通りを行て復るとなり、○晉　追駈て討留にかゝつた、○左右　兩方から夾み討にしたである、

樂伯左射馬而右射人、角不能進、矢一而已、麋興於前、射麋麗龜、

【註】麗、著也、龜、背之隆高當心者、

樂伯　弓の上手にて右と左で人馬を射殺した、○角　追手の兩角も射しらまされて進みかねた、○矢　樂伯が矢が一本殘た、○麋　折ふし鹿が一匹前へ出た、一本の矢でそれを射て、背上の心のたばねを射留

寡君使羣臣問諸鄭、豈敢辱候人、

【註】候人、謂伺候望敵者、

寡君が羣臣に命じて、鄭の存念を問へと申付ましたゆゑ、當國へ發向致たと也、○豈　何しに貴國の斥候の衆中へ相手に成りませうぞ、

敢拜君命之辱、彘子以爲諂、使趙括從而更之曰、行人失辭、

【註】言誤對、

敢○　御口上の趣辱く存ずると云た、○彘○　先縠が聞て、左樣な諂つた返答することは無い、それ云直さうと云て、趙括に楚の使者を追かけさせて、口上の云直しをするである、更之○○　只今は使番の者が申そこなひでござつた、

寡君使羣臣遷大國之迹於鄭、

【註】遷、徙也、

寡○　主人が群臣どもに命じて、大國の迹を鄭に徙し去らせて、

曰、無辟敵、羣臣無所逃命、楚子又使求成于晉、晉人許之、盟有日矣、

【註】有期日、

敵を少も辟くるなと申付た故に、○群臣　云付を逃れやうが無いゆゑ向ひましたと也、○楚子　楚王はまだおとなしく和睦が致したいと求められた、晉も同心して盟の日が何日と定たと也、

楚許伯御樂伯、攝叔爲右、以致晉師、

【註】單車挑戰、又示不欲崇和、以疑晉之群帥、

楚○　右の通りに盟の日を定ておいて、是は楚軍がなぶるである、樂伯が一車を出して晉の陣所へ至らしめて、戰を挑みかける、【注】單○　一の車也、車一輛を出して戰を挑みて盟は好まぬ體を示して、晉の師を疑はすることである、

【註】莊子、趙朔、欒伯、武子、

趙莊子云、武子は善いかな、

實其言、必長晉國、

【註】實、猶充也、言欒書之身行、能充此言、則當執晉國之政也、

足下が言の通りなれば、足下は晉國で長と成り政をとらるゝで有らうと也、

楚少宰如晉師、

【註】少宰、官名、

○楚少　楚の陣中から少宰の官を使として、晉の陣所へ云越すには、

曰、寡君少遭閔凶、不能文、

【註】閔、憂也、

寡君儀まだ幼少で父に離れて、萬事の筋道に暗うござる、

聞二先君之出入此行也、

【註】二先君、楚成王、穆王、

○聞　然しながら先代我が二先君の時より、此行に出入するのを承つたゆゑ、

將鄭是訓定、豈敢求罪于晉、二三子無淹久、

【註】淹、留也、

○將　其ゆかりにて、今般鄭の國を訓へ定めんと存じて、出陣致した計り也、○豈　何にして晉に敵對して罪を求めんや、○二　各方久しく御逗留は御無用でござる、早く歸られよと也、

隨季對曰、昔平王命我先君文侯曰、與鄭夾輔周室、毋廢王命、今鄭不率、

【註】率、遵也、

○隨　晉からの返答には、昔周の平王の私ども先君文侯への御諚には、鄭國と申合て周室を輔佐せよ、○毋　永々王命を廢するなと詔りがござつた、○今　然處に只今鄭國が遵ひませぬゆゑに、

以至于昏、內官序當其夜、以待不虞、

【註】內官、近官、序、次也、

右廣　楚の陣中の法は、先づ右廣が夜明から備を立てゝ、時刻が日中になる迄嚴重に守て居る、そこで左廣が代て受取り、右の通り晩迄守る、○內　內官の側廻りの者が昏方から受取て、夜中堅固に守るとなり、

不可謂無備、子良、鄭之良也、師叔、楚之崇也、

【註】師叔、潘尫、爲楚人所崇貴、

不　是では備へが無いと云はれぬ、是も鄭の口上が僞也、○子　それに今度鄭楚盟うた有さまを聞くに、子良は鄭國の良臣で君の弟也、師叔は楚で崇ばれて貴い者なるに、

師叔入盟、子良在楚、楚鄭親矣、來勸我戰、我克則來、不克遂往、以我卜也、鄭不可從、趙括趙同曰、率師以來、唯敵是求、克敵得屬、又何俟、必從彘子、

【註】得屬、服鄭、

此師叔が鄭へ入て盟ひ、子良は楚に質と成て居る、○楚　すれば兩國は親い間である、○來　所を鄭から此方へ來て合戰をすゝむるは、戰はせて旗色を見て、我が方が克つたらば此方へ來て從はう、○不　負たら楚へ往て從はうとて、此方を以て卜はうとて來たと也、○鄭　うかとは從はれぬと云た、○超括　我が師を引率して來たのは、唯敵を求むるとてのこと也、敵に克て屬國を得るなれば、又何を俟て居ようや、必ず彘子が謀に從ふたがよいと也、

知季曰、原屛咎之徒也、

【註】知季、莊子也、原、趙同、屛、趙括、徒、黨也、

知季　趙括趙同の二人は咎人の徒黨であると云た、

趙莊子曰、欒伯善哉、

合ひはならぬ程に怠るな、○紂。　昔紂王は百度も克ちたれども、卒には滅びて子孫がたえて後がないと也、○訓。　また常に訓へらるゝは、楚國の中代の祖若敖や蚡冒の儉約にして、篳路は柴車とて麁相なる車に召され、藍縷はつゞれ也、敝たる衣を召されて、以て山林を啓き玉ひたを手本とせよと云て、

箴之曰、民生在勤、勤則不匱、不可謂驕、

【註】箴、誡、

箴。　民の生理は勤むると云が第一也、勤めさへすれば匱しきことは無いと云はるゝとなり、すれば驕君とは云へぬ、鄭の口上は妄語也、

先大夫子犯有言、曰、師直爲壯、曲爲老、我則不德、而徼怨于楚、我曲楚直、不可謂老、

【註】不德、謂以力爭諸侯徼要也、

先。　その上此方の先大夫子犯が言にも、○師。　是前に出た言也、道理が直にさへあれば壯な、無理で曲つたのを老れたと云と也、○我。　すれば我方は德で治めはせず、軍で諸侯を從へようとする樣な不德で居て、怨を楚に求めようとすれば、此方は曲りて楚の方は直いと云もの也、すれば老れたとは云はれぬ、是も鄭の口上が僞り也、

其君之戎、分爲二廣、

【註】君之親兵、

其。　先づ楚君の側の戎兵を分て二廣とし、車十五乘を一廣と云とあれば、左右に十五輛づゝ備ふると見えたり、

廣有一卒、卒偏之兩、

【註】十五乘爲一廣、司馬法、百人爲卒、二十五人爲兩、車十五乘爲大偏、今廣十五乘、亦用舊偏法、復以二十五人爲承副、

廣。　十五乘の車に百人づゝ步卒が附く、○卒。　其外又二十五人づゝを副へるとなり、

右廣初駕、數及日中、左則受之、

て加勢を致さう、
楚師必敗、彘子曰、敗楚服鄭、於此在矣、必許之欒武子曰、
【註】武子、欒書、
然らば楚の師は必敗れようかと存ずると云た、是は鄭が旗色を見るとて也、○彘　此口上を聞て先穀が大に喜で、さあしてやつた、楚を敗り鄭を服するは此節じやと云て、鄭の云通りを許さうと云た也、○欒　うかとのらぬ、鄭の口上は合點がゆかぬ、中々楚の師は老れはすまい、
楚自克庸以來、
【註】在文十六年、
○楚　先づ楚王は賢君で、先年庸の合戰に勝れてより以來、
其君無日不討國人而訓之、
【註】討、治也、
日々に其國人を治められぬと云ことは無いと承た、

其教訓に、
于民生之不易、禍至之無日、戒懼之不可以怠、
【註】于、曰也、
○于民　人の一生無事にあることは容易では往かぬ、禍は何時至らうも知れぬ程に、戒め愼ることを忘れてはならぬ、懈怠をするなと云はるゝ、
在軍無日不討軍實而申儆之、
【註】軍實、軍器、
○在　軍中での訓には、日々兵具を吟味し正して、申べ儆められぬと云ことはない、
于勝之不可保、紂之百克而卒無後、訓之以若敖蚡冒篳路藍縷、以啓山林、
【註】若敖、蚡冒、皆楚之先君、篳路、柴車、藍縷、敝衣、言此二君勤儉以啓土、
○于　訓戒の辭に、軍と云者は、何時でも勝つと云ふ受

聽而無上、衆誰適從、

【註】聽彘子趙同趙括、則爲軍無上、令衆不知所從、

此先縠などが下知を皆聞て、是らより上に立て下知する者はないと也、○衆 すれば大勢の衆が誰に從はふやと、度を失なふとなり、

此行也、晉師必敗、且君而逃臣、若社稷何、王病之、告令尹、改乘轅而北之、次于管以待之、晉師在敖鄗之間、

【註】滎陽京縣東北有管城、敖鄗二山、在滎陽縣西北、

○此行也 此合戰に、晉の師は必定敗れようと存ずるからは戰ひ玉へ、其上此方は君自ら出させ玉ふて、晉からは臣を向はせたるを、君として臣に逃げ玉ふては國の恥也、これは何と成さるゝと云た、○王 楚王も戰ふことを好まれねども、伍參が言も理りなれば、大にこまられて右の趣を令尹に告て、此上は戰はうとて車を引返して亦北に鄕て管と云地に陣を張て、晉の師を待たるゝ、○晉 晉の方には敖山鄗山と云山の間に陣取て、兩軍對陣したとなり、

鄭皇戌使如晉師曰、鄭之從楚、社稷之故也、未有貳心、楚師驟勝而驕、其師老矣、而不設備、子擊之、鄭師爲承、

【註】承、繼也、

○鄭皇 鄭は兩國の中に立て甚だ心づかひで、今此方の地で晉楚戰うて、何れが負ても安心ならぬ、それ故に先づ皇戌と云者を使にして、晉の陣所へ云わけを云である、今度楚へ從ひましたは、既に國を滅さるゝに及んだ故、社稷が立てたいばかりで從ひました、○未 必ず二心有て楚へ從つたではござらぬ、○楚 然るに楚の師は近年折々勝利を得て、大分に驕て來て、軍兵はつかれた、○而 因てしかぐ\備も設けず油斷に見ゆれば、子これを擊ち玉へ、私どもも跡を追

聞。晉の軍兵が既に河を濟て寄せると聞て、○王。楚王は構はず還らうと致されたを、○嬖。楚子の出頭人に伍參と云者が、進で合戰を成されよと云た、

令尹孫叔敖弗欲曰、昔歲、入陳、今茲入鄭、不無事矣、戰而不捷、參之肉、其足食乎、參曰、若事之捷、孫叔爲無謀矣、不捷、參之肉、將在晉軍、可得食乎、令尹南轅、反旆、

【註】廻車南鄉、旆、軍前大旗、

令。是は賢者で合戰を望まずして云には、○昔。去年は陳を討つ、今年は鄭へ押寄る、是では無事なとは云へぬ、○戰。今度戰て若し得捷たぬ時には、伍參が肉は食てもあかぬと也、○參曰　ひどいことを云男である、令尹の辭を聞て云には、戰て捷たぬことを申さるゝが、若又捷た時には令尹は謀の無いと云もの也、○不。敗れた時には拙者は討死して、死骸は定めて晉の軍中にござらう、中々拙者が肉をまいることは成らぬと云た、○令。孫叔敖は戰を望まぬに付き、兎角歸るつもりで南轅反旆、士卒に歸ると云ふを示して、南へ向け軍の前へ持せる大旗を引反してすゝめた、

伍參言於王曰、晉之從政者新、未能行令、其佐先穀、剛愎不仁、未肯用命、

【註】愎、很也、

伍參。是は是非戰ふ心で楚子へ云には、只今晉の大將は新役で、號令が行はれぬ、殊に中軍の佐と成た先穀と云男は剛愎とぎごわく愎りて不仁な者なれば軍帥の號令も用ひまい、此通りに違ひはない、

其三帥者、專行不獲、

【註】欲專其所行、而不得、

其。それ故三人の大將も、心まゝに專ら行ことを得せまい、すれば、

【註】今鄭屬楚、故曰失屬、彘子以偏師陷、故曰亡師、
是は司馬の官で刑罰を司る故、元師でも罪のことは免るさぬ、彘子はこなたの佐軍で有りながら、己が偏師ばかりを引いて敵に陷た時は、やはりこなたの罪が大なと也、○子　足下には大將軍と成て、なぜ軍令に背かせらるゝ、諸軍勢がこなたの命を用ひぬと云は誰が罪ぞ、○失　屬國の鄭は失ひ、佐軍師は亡されては、爲罪甚だ重い、○不　是非がないからは進むより外はない、

事之不捷、惡有所分、

【註】捷、成也、
事　進で敗軍するならば、惡名を分ける所が有るなり、

與其專罪、六人同之、不猶愈乎、

【註】三軍皆敗、則六卿同罪、不得獨責元帥、
與　先穀一人に罪を蒙らせうよりは、六人の將皆同様に罪を得た方が愈るではあるまいかと也、其時は總大將一人の罪には成るまいと云こと、

師遂濟、楚子北師次於郔、

【註】郔、鄭北地、
師　人の和せぬは是非に及ばで、諸勢皆河を渡たと也、○楚子　偖楚國の方に於ては、楚王は師を北にして、郔と云所に陣を張て居らるゝ也、

沈尹將中軍、

【註】沈或作寢、寢、縣也、今汝陰固始縣、
沈　是が楚の備である、

子重將左、子反將右、將飲馬於河而歸、

【註】子反、公子側、
子重が左軍となる、○子　右軍に將として河水で馬のすそをして歸らうとしたれば、

聞晉師既濟、王欲還、嬖人伍參欲戰、

【註】參、伍奢之祖父、

故曰、律否臧、且律竭也、
【註】竭、敗也、坎變爲兌、是法敗、
故曰○○ 法の順に逆ひて用ひぬなれば、法は敗れ竭きたである、
盈而以竭、夭且不整、所以凶也、
【註】水遇夭塞、不得整流、則竭涸也、
盈○ 川水が盈ちて流れねば竭る也、○夭○ 夭は屈ると訓む、屈で不整是れ亦凶也、
不行之謂臨、
【註】水變爲澤、乃成臨卦、澤、不行之物、
不○ 水が澤となれば臨の卦也、
有帥而不從、臨孰甚焉、此之謂矣、
【註】譬彘子之違命、亦不可行、
有○ 大將は有りながら元帥に從はぬなれば、臨の卦に於て是より甚しきはないと云こと也、○此○ 先穀が順に逆と云ものは、此易の卦を云つたものと也、

果遇必敗、
【註】遇敵、
果○ 果して敵に遇つたら、必敗るゝであらうと也、
彘子尸之、
【註】主此禍、
彘○ 此禍のぬしは先穀じや、
雖免而歸、必有大咎、
【註】爲明年、晉殺先穀傳、
たとひ今度の合戰には討死せずとも、免れて歸てからが必大なる咎に遇ふで有らうと也、
韓獻子謂桓子、
【註】獻子、韓厥、
韓獻○○ 韓厥が荀林父に向て異見をするである、
曰、彘子以偏師陷、子罪大矣、子爲元帥、師不用命、誰之罪也、失屬亡師、爲罪已重、不如進也、

晋が大分討死をする、如此血氣の早雄と云者は功は成さぬ可レ鑑こと也、

知-莊-子曰、此師殆哉、

【註】莊子、荀首、

○知莊　荀林父が弟の荀首が云には、あゝ此師は殆い、

周-易有レ之、在ニ師䷆之臨ニ䷒

【註】坎下坤上、師、兌下坤上臨、師初六變而之レ臨、

周易で云へば、師の臨に之くに當つて甚だわるいと也、

曰、師出以レ律、否レ臧凶、

【註】此師卦初六爻辭、律法、否不也、

○曰　易の言に、師を出すに律の法を以てすると也、○否　否は逆、臧は順也、順に逆らふと云ことで凶なる卦也、

執レ事順成爲レ臧、逆爲レ否、

【註】今彘子逆レ命不レ順成、故應ニ不レ臧之凶ニ、

○執　順に成すを臧とする、逆なるを否とす、先穀は逆らふに付て凶とする也、

衆散爲レ弱、

【註】坎爲レ衆、今變爲レ兌、兌柔弱、

○衆　坎の卦が變じて兌に成た故、衆は散じて弱と成た、

川壅爲レ澤、

【註】坎爲レ川、今變爲レ兌、兌爲レ澤、是川見レ壅、

○川　坎が變じて兌に成つたを、川と澤にして考ふれば、川が澤となるは流るゝ川がふさがりて溜るなれば、衆の從はぬにとる、

有レ律以如レ己也、

【註】如從也、法行則人從レ法、法敗則法從レ人、坎爲ニ法象ニ、今爲レ衆則散、爲レ川則壅、是失ニ法之用ニ、從レ人之象、

○有　坎を法として考ふれば、法が己れに從ふと云へば法は立たぬ、人は法に從はねば順ではない、坎が變じ敗れたなれば法は敗れて立たぬと云もの也、

武曰、無競惟烈、

【註】武、詩頌篇名、烈、業也、言武王兼弱取昧故成無疆之業、

武曰　ならびなき武王の、無疆の業を成し玉ふたと云こと、

撫弱耆昧、以務烈所、可也、

【註】言當務從武王之功業、撫而取之、

撫　右武王の撫弱耆昧の法に從て、功業を成就するが可ならんと云ことと也、

彘子曰、不可、

【註】彘子、先縠、

彘子　右の評議に皆屈服して同心したに、先縠獨り聽入れぬ、

晉所以霸、師武臣力也、今失諸侯、不可謂力、有敵而不從、不可謂武、由我失霸、不如死、且成師以出、聞敵彊而退、非夫也、

【註】非丈夫、

晉　元と晉の國が諸侯の伯と成たは、師の武威の強いと、羣臣の精分のよい故也、○今　今鄭を他國へ服させて棄ておいては、先づ一人の諸侯を失つたと云者也、失ては出精するとは云はれまい、○有　目前に敵の有るをえ追はず、をめ〳〵と引ては武威とは云れまい、○由　それでは我が代より霸業を失ふと云ものなれば、それよりは討死するがよいとなり、○且　其上に是程迄に軍兵を揃へて出陣しながら、敵が强いと聞て退くと云は大丈夫とは云はれまい、

命爲軍帥、而卒以非夫、唯羣子能、我弗爲也、以中軍佐濟、

【註】佐、彘子所帥也、濟、渡河、

命　始めには軍帥とえらまれて、卒りに非丈夫と云はるゝことは、○唯　各方は其通りに成されて引れよ、我らは得引くまいと云うて、○以　自分の勢計りを引率して、河を濟して楚を追駈た、是が元とに成て

【註】威儀有等差、

○貴　貴いと云にも定まりが有て、卑い者も相應に等が有て、威儀の備るは、

禮不逆矣、德立刑行、政成事時、典從禮順、若之何敵之、見可而進、知難而退、軍之善政也、兼弱攻昧、武之善經也、

【註】昧昏亂、經法也、

禮の程よくして逆にない故じや、○德　如此く德も立ち、刑罰も行れ、政も成就して、事々時を失はず、○典　法も立て從ひ、禮も次第よく順にして、仕置においで不善はない也、○若　何として敵すべき樣があらうぞ、○見　進むべき時を考へて進み、○知　是は進では難儀せうと思ふ時には退く、是を軍の善政とするとなり、○兼　弱き者は討て取る、昧く亂るゝは攻ると云が武の法の善とする所で有る、

子姑整軍而經武乎、

【註】姑、且也、

○子姑　荀林父を指して右の通りなれば、子姑く軍を整へて武法を正されよ、

猶有弱而昧者、何必楚、仲虺有言曰、取亂侮亡、兼弱也、

【註】仲虺、湯左相、薛之祖、奚仲之後、

○猶　楚に限るまい、外に弱にして昧亂な國も有らうとなり、○仲　古湯の左相仲虺と云へる者の言にも、○取亂　とある也、次に詩を引て再釋がある、

汋曰、於鑠王師、遵養時晦、

【註】汋、詩頌篇名、鑠美也、言美武王、能遵天之道、須暗昧者惡積而後取之、

○汋　武王の師をほめて美なるかな天道に遵ひて、晦き惡逆を取るとある、

耆昧也、

【註】耆、致也、致討於昧、

○耆　是は昧亂な者を討伐すると云こと也、

前へ進で、騎兵が向に見ゆれば赤い幡をふり立てる、歩卒なれば白い幡を振て相圖とし、兵の有無に備へた、丁ど楚の前茅も其やうな物と也、

中權後勁、

【註】中軍制謀、後以精兵爲殿、

中軍の將は權謀を制する筈、後軍には勁○は强いと訓じて、精兵をすぐりて殿後としたもの也、是では軍が調ふ筈である、

百官象物而動、軍政不戒而備、

【註】物、猶類也、戒、勅令、

百○官人どもが器物の向ふ方へ象て働く、轅が南へ向へば、下知がなくても南へ總軍が赴くなり、○軍○戒めないでも自然と備る、

能用典矣、其君之擧也、內姓選於親、外姓選於舊、

【註】言親疏並用、

能○法を嚴しく守る故如此也、○其○楚君の人を擧げ用らるゝに、內○姓○は內の同姓、一門筋では少くても親いを先として選出し、○外○異姓では舊き好を先として選まるゝ故、親疏ともによく用ひらるゝ、

擧不失德、賞不失勞、老有加惠、

【註】賜老則不計勞、

擧○擧やうが德を失はれぬ故、服する也、○賞○恩賞には勞した者を遺さぬやうにと行はる、○老○老人は功勞の有無に拘はらず恩を加へらるゝ、

旅有施舍、

【註】旅客來者、施之以惠、舍不勞役、

旅○旅客と成て遠國より來て居る者には、恩惠を施して勞を舍るし惠るゝ、

君子小人、物有服章、

【註】尊卑別也、

君子○爰の君子は高位を云、○小人○は賤者を云、尊卑の器物皆分に安んじて服章がある、

貴有常尊、賤有等威、

荆○　さて荆戸と云て楚に一流の軍法が有て、代々此法を用て擧動する、此方の甲州流と云やうに、一流で何國でも利を得る、

商農工賈、不敗其業、而卒乘輯睦、

【註】步曰卒、車曰乘、

商○　楚國の治め方を云へば、農工商の三民は其業を敗らずして人々皆己れを修め、○卒○　武家は步兵も車兵も、能く輯りて交りを睦くするは、

事不奸矣、

【註】奸、犯也、

諸事順がよい故じやはさ、

蔿敖爲宰、擇楚國之令典、

【註】宰、令尹、蔿敖、孫叔敖、

蔿○　楚國の一家老には、孫叔敖と云賢者が令尹と成て、楚一國の法令典籍を修むる、

軍行、右轅、左追蓐、

【註】在車之右者、挾轅爲戰備、在左者、追求草蓐爲宿備、傳曰、令尹南轅、又曰、改乘轅、楚陳以轅爲主、

軍○　楚の軍の出陣するには、右備が轅を挾で是を主にして備を立る、是は楚に限た號令也、たとへば轅を一寸南へ向くれば、もはや總軍が南へ向ふことゝ覺えて惑はぬ、速な仕方である、○左○　左備には蓐を從へると云こと也、草蓐と云てむしろのこと也、是は野陣を張る時の手當としたものである、【注】在○　此左傳の内に、令尹南轅の、改乘轅のと云て有るを以て考へ知るべしと云ことなり、

前茅慮無、

【註】慮無、如今軍行、前有斥候蹹伏、皆持以絳及白爲幡、見騎賊、擧絳幡、見步賊、擧白幡、備慮有無也、茅、明也、或曰、時楚以茅爲旌識、

茅○と云は前き走りの路見の類也、是を前へ立てゝ、慮○無とは敵の有無を慮て進むと也、【注】慮　晉の杜預の時分に、軍を出すに、前へ斥候蹹伏と云が有て、それが皆絳は赤いなり、赤い幡と白い幡を持て、遙に

隨○ 士會も同心して一段善い謀と也、

會聞用師、觀釁而動、

【註】釁、罪也、

會○ 拙者が承り及んだは、師を用ふると云は、敵にすき間の有を征するとて動くもので有る、

德刑政事典禮不易、不可敵也、不爲是征、

【註】言征伐、爲有罪、不爲有禮、

德○ 德も備はり刑罰も正しく、政事も調ひ、古の典禮を變易せぬ者には敵對は成らぬ、左やうな罪のない者は征伐せられぬとなり、

楚軍討鄭、怒其貳而哀其卑、叛而伐之、服而舍之、德刑成矣、伐叛、刑也、柔服、德也、二者立矣、昔歲入陳、

【註】討徵舒、

楚○ 始めに楚の軍が鄭を討つたと云のは二心あるを怒て也、討ちは討ちたれども鄭が卑く下た時には、哀れみて赦した、一端叛た時には征伐し、歸服したれば舍したと有るからは、德も刑も備はりて成就した、○伐○ 叛いた時に攻めたは刑罰を正す也、歸服して懷け柔ぐるは德を施す也、○二○ すれば刑も德も立つて居る也、○昔○ 去年は陳の賊を討つとて軍を發し、

今茲入鄭、民不罷勞、君無怨讟、

【註】讟、謗也、

又今年鄭を討つと有りては、臣民もつゞかぬ筈なれども、○民○ 民がつかれたとも勞したとも云はず、君を怨みたり謗たりせぬのは、

政有經矣、

【註】經、常也、

楚の政がよい故じやはさ、

荊尸而擧、

【註】荊、楚也、尸、陳也、楚武王始更爲此陳法、遂以爲名、

【註】河曲之役、郤缺將上軍、宣八年代趙盾爲政、將中軍、士會代將上軍、

郤克佐之、

【註】郤缺之子、代臾駢、

趙朔將下軍、

【註】代欒盾、

欒書佐之、

【註】欒盾之子、代趙朔、

趙括趙嬰齊爲中軍大夫、

【註】括、嬰齊、皆趙盾異母弟、

鞏朔韓穿爲上軍大夫、荀首趙同爲下軍大夫、

【註】荀首、林父弟、趙同、趙嬰兄、

韓厥爲司馬、

【註】韓萬玄孫、

○先縠　士會、郤克、趙朔、欒書、趙括、鞏朔等が夫々に上つたなり、

及河、聞鄭既及楚平、桓子欲還、曰、無及於鄭而勦民、焉用之、

【註】桓子、林父、勦、勞也、

○及河　右の如く大軍を催して進發し、河水の邊まで行て聞けば、軍は散じて鄭と楚と和睦に及んだとなり、○桓　總大將の荀林父が云ふには、楚が引いたらば此方も還らう、鄭を救ふとてこそ勢を出したれ、其間に合はで和睦のすんだ上は、人民に辛勞させて何の用になるべき、

楚歸而動、不後、

【註】動兵伐鄭、

○楚　先づ一旦楚を引せて後、また兵を起して鄭を伐つたとて、さして遲いと云でもないと云た、

隨武子曰、善、

【註】武子、士會、

君之惠也、孤之願也、非所敢望也、敢布腹心、君實圖之、左右曰、不可許也、得國無赦、王曰、其君能下人、必能信用其民矣、庸可幾乎、退三十里而許之平、

【註】退一舍、以禮鄭、

大なる君の御恩惠と也、○孤　其れでは私に於ては本願の至り也、○非　けれども是らの儀は、押付て望むと申すでは無い、○敢　憚りながら內心の存念を演布きて申上ると也、○君　畢竟は何れとも、君の御取計ひ一杯に成されて下されよと云れた、○左右　楚子の近習は、あの言を許容成さるゝな、是程に辛勞して國を得たからは、赦免は成さるゝなと云た、○王曰　楚子は爰らは大度な計らひである、否や左樣ではない、鄭伯の口上を聞くに、あの君はよく人にへり下る人なれば、必よく其臣民をも用ひて國をよく治めらるゝで有らう、すれば○庸　まだ鄭を滅さうとは念掛られぬ、赦すにしくはないと云て、○退　楚子は城下の盟をも爲さず、一舍退て、以前の如く和睦を致さうと禮義を逃られたと也、

潘尪入盟、子良出質、

【註】潘尪、楚大夫、子良、鄭伯弟、

潘○　大夫をつかはして起證文を約して、鄭からは君の弟の子良を出して、楚へ人質におくり、故障なく噯がすんだ、

夏、六月、晉師救鄭、荀林父將中軍、

【註】代郤缺、

鄭が難義すると聞ては、晉も知らぬ貌は成らぬに付て、後詰をせうとて勢を揃へる也、○荀　總大將なり是より以下晉の軍將の定つて居たをくり上げにする故、皆一等づゝ上る也、

先縠佐之、

【註】彘季代林父、

士會將上軍、

鄭伯　終に降參致された、肉袒と云ふは片肌を脫ぐことなり、牽羊は下僕の貌なり、僕と云者は主用には肌をぬぐ、○以　楚の師を迎へて、下僕に成たと云體を示すなり、此は降參する法式なり。

曰、孤不天、

【註】不爲天所祐、

曰　鄭伯の口上に、私、天の祐を得ませぬ、

不能事君、使君懷怒以及敝邑、孤之罪也、敢不唯命是聽、其俘諸江南、以實海濱、亦唯命、其翦以賜諸侯、使臣妾之、亦唯命、

【註】翦、削也、

故に疾くより君に事ることも致さずして、却て君を怒らせ、敝邑へ發向成さしめたるは實に私の罪也、○敢　此の上は如何やうな命でも承はらぬことはござらぬ、○其　然れば私どもを俘と成され、江南楚の國へ召連れられ、海ばたに置れうとも思召次第也、○其翦　又は私が國を削り割いて、國々の諸侯へ賜り、拙者は賤き臣妾と成されて召仕はるゝとも、是また思召次第に成らうと也、

若惠顧前好、

【註】楚鄭世有盟誓之好、

若　其の內もし又前々よりの舊好を惠み顧み玉ふて、

徼福於厲、宣、桓、武、不泯其社稷、

【註】周厲王、宣王、鄭之所自出也、鄭桓公、武公、始封之賢君也、願楚要福于此四君、使社稷不滅、泯、猶滅也、

徼　私どもが先祖の厲王宣王、鄭の元祖、桓公や武公へ福を祈り求めんと思召て、其爲に當國を泯し玉はす立おかれて、

使改事君、夷於九縣、

【註】楚滅九國以爲縣、願得比之、

使　私事は前非を改めて屹と君に仕へるやうに仰付られて、九縣の諸侯の並に成し置れ下さらば、

宋師伐陳、衞人救陳、

【註】背清丘之盟、告文なり、

【傳】十二年、春、楚子圍鄭、旬有七日、鄭人卜行成、不吉、卜臨于大宮、

【註】臨、哭也、大宮、鄭祖廟、

且巷出車、吉、

【註】出車於巷、示將見遷、不得安居、

鄭がまた晉へ從ふた故、楚王が攻て十七日が間取巻て攻た、○鄭　降參せんと卜ふたれば不吉と出た、○ト　先祖へ難を告て哭し、且つ車を城外へ出しかけて、楚へ見せうかと卜ふたれば吉に當た、【注】出　楚が定めて他處へ遷すであらうとて、其用意するを示したとなり、

國人大臨、守陴者皆哭、

【註】陴、城上僻倪、皆哭所以告楚窮也、

城中の者が一同にどつと哭た、○守　堞や櫓に上りて外を守る者ども、同じくわつと哭いて術計の盡きたことを楚へ告げた、

楚子退師、鄭人脩城、進復圍之、三月克之、

【註】哀其窮哭、故爲退師、而猶不服、故復圍之九十日、

楚　あまり哀しさうに見えたゆゑ、降るで有らうと思て陣を引た、○鄭　楚が陣を引たれば、又城の要害を修めて中々降る體は無い、○進　それで又楚の軍兵がすゝんで圍んで、九十日攻て悉く克つたと也、あの方には長陣をすることである、【注】哀　免すつもりなれども、歸服せねば是非が無いゆゑ圍んだと、

入自皇門、至于逵路、

【註】塗方九軌曰逵、

皇門は城門也、逵路と云は城内の廣手を云、

鄭伯肉袒牽羊以逆、

【註】肉袒牽羊、示服爲臣僕、

春秋左氏傳國字辨中

加藤正庵講述

春秋左傳卷十一

【註】宣公盡十八年、

【經】十有二年、春、葬陳靈公、

【註】無傳、賊討國復、二十一月然後得葬、告文なり、魯よりも葬に會したと見ゆる、【注】無。動亂にて延引した、

楚子圍鄭、

【註】前年盟辰陵、而又徼事晉故、告文、【注】前。楚に從ひながら又晉へ事へんとした故圍んだ、

夏、六月、乙卯、晉荀林父帥師及楚子戰于邲、晉師敗績、

【註】晉上軍成陳、故書戰、邲、鄭地、告文なり、【注】晉。晉の上軍は備を設けた、故戰と記した、

秋、七月、冬、十有二月、戊寅、楚子滅蕭、

【註】蕭、宋附庸國、十二月、無戊寅、戊寅、十一月九日、告文なり、

晉人宋人衛人曹人同盟于清丘、

【註】晉衛背盟故大夫稱人、宋華椒承羣僞之言以誤其國、宋雖有守信之善、而椒猶不免譏、清丘、衛地、今在濮陽縣東南、告文なり、

十六年(四二八)　十七年(四三五)　十八年(四四二)　十九年(四五四)　二十年(四六八)
二十一年(四七三)　二十二年(四九三)　二十三年(五〇五)　二十四年(五三五)　二十五年(五四八)
二十六年(五八〇)　二十七年(六一六)　二十八年(六四五)　二十九年(六七三)　三十年(六九八)
三十一年(七二三)
昭公……七五〇
元年(七五〇)　二年(八〇六)　三年(八一八)

春秋左氏傳國字辨中目次

宣公……一
十二年(一) 十三年(三九) 十四年(四一) 十五年(四六) 十六年(五八)
十七年(六一) 十八年(六七)
成公……七一
元年(七一) 二年(七三) 三年(一一〇) 四年(一一八) 五年(一二三)
六年(一二七) 七年(一三五) 八年(一四二) 九年(一四九) 十年(一五八)
十一年(一六三) 十二年(一六八) 十三年(一七四) 十四年(一八七) 十五年(一九三)
十六年(二〇〇) 十七年(二三三) 十八年(二四八)
襄公……二六一
元年(二六一) 二年(二六四) 三年(二七〇) 四年(二七九) 五年(二九三)
六年(二九九) 七年(三〇二) 八年(三一一) 九年(三三〇) 十年(三四一)
十一年(三六四) 十二年(三七八) 十三年(三八二) 十四年(三九一) 十五年(四二一)

LIBRARY
NOV 23 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

第拾四巻

春秋左氏傳　中

加藤正庵講

PL
2470
H55
1910
v. 2

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

PL 2470 H55 1910 v.2
Tso-ch'iu, Ming
Shunju Sashi den

East Asia

漢籍國字解全書